

静岡県地域防災計画

資料編 I

令和5年2月

静岡県防災会議

静岡県地域防災計画「資料編Ⅰ」目次

番号	項 目	ページ	関係機関等
◆法令・要領・要綱関係			
1	静岡県防災会議条例	1	県危機政策課
2	静岡県防災会議運営要領	2	県危機政策課
3	静岡県防災会議委員の任命に関する要綱	4	県危機政策課
4	静岡県災害対策本部条例	6	県危機対策課
5	静岡県災害対策本部運営要領	8	県危機対策課
6	静岡県災害対策本部(伊豆東部火山群対策)体制運営方針	40	県危機対策課
7	静岡県地震対策推進条例	67	県危機政策課
8	静岡県地震対策推進条例施行規則	80	県危機政策課
9	静岡県地震災害警戒本部条例	84	県危機対策課
10	静岡県地震災害警戒本部等運営要領	85	県危機対策課
11	災害応急対策要員及び地震防災応急対策要員指名要領	119	県危機対策課
12	災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例	140	県危機対策課
13	災害時における安否不明者の氏名等の公表について(方針)	141	県危機対策課
14	災害時における行方不明者の氏名等の公表について(方針)	148	県危機対策課
15	災害による死亡者の氏名等の公表について(方針)	153	県危機対策課
◆事務分掌・本部配置図等			
16	平常時本庁部局各課(室)地震防災事務分掌	157	県危機政策課
17	平常時出先機関地震防災事務分掌	165	県危機政策課
18	静岡県災害対策本部及び地震災害警戒本部配置図	167	県危機対策課
19	静岡県復興対策の概要	180	県危機政策課
◆東海地震対策及び南海トラフ地震対策			
20	東海地震に係る地震防災対策強化地域	181	県危機情報課
21	東海地震に関連する情報の発表基準等	183	県危機情報課
22	南海トラフ地震防災対策推進地域	184	県危機情報課
23	東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画	187	県危機政策課
24	南海トラフ地震における静岡県広域受援計画	243	県危機対策課
25	静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013	292	県危機政策課
26	南海トラフ地震臨時情報	311	県危機政策課
◆第4次地震被害想定			
27	第4次地震被害想定概要	319	県危機政策課
28	市町別地震被害想定結果一覧表	345	県危機政策課

I-1

静岡県防災会議条例

制定	昭和37年10月15日	条例第42号
改正	昭和54年7月20日	条例第27号
	平成15年10月24日	条例第47号
	平成18年3月24日	条例第27号
	平成19年3月20日	条例第42号
	平成24年10月23日	条例第55号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第15条第8項の規定に基づき、静岡県防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 知事が指名し、又は任命する委員の定数は、40人以内とする。

- 2 前項に規定する知事が任命する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、知事が必要と認めるときは、第1項に規定する知事が任命する委員の任期を短縮することができる。
- 4 第1項に規定する知事が任命する委員は、再任することを妨げない。
- 5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第3条 防災会議に幹事51人以内を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第4条 防災会議に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び専門委員は、会長がこれを指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をこれに充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年7月20日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年10月24日条例第47号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴い増加した数を充当するため新たに任命された委員の任期は、改正後の静岡県防災会議条例第2条第2項の規定にかかわらず、平成16年10月14日までとする。

附 則(平成18年3月24日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第42号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年10月23日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

静岡県防災会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県防災会議条例（昭和37年静岡県条例第42号）第5条の規定に基づき、静岡県防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会議は、必要の都度会長が招集する。

2 会議の招集は、会議開催の場所及び日程並びに付議すべき事項をあらかじめ各委員に通知して行う。

(委員の代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員又は代理者が共に出席できない時は、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(会議の決定)

第4条 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによるものとする。

(専決処分)

第5条 会長は、会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

- (1) 静岡県地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。
- (2) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。
- (3) 市町村地域防災計画の修正について、知事に意見を具申すること。
- (4) 緊急事態の発生により早急に決定を要すること。
- (5) その他軽易な事項に関すること。

2 会長は前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告し、承認を求めなければならない。

(書面による決議)

第6条 会長は、やむを得ない理由により会議の招集が困難であるときは、書面により委員の可否を伺い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

- 2 第1項に規定する場合においては、第3条第1項の規定にかかわらず、委員の代理はこれを認めない。
- 3 書面による決議は、回答の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 部会の名称及び所掌事項は、次のとおりとする。

救助部会 災害応急対策計画に関すること。

施設部会 災害予防計画並びに水防に関すること。

- 2 会長は、必要と認めるときに特別部会を設けることができる。
- 3 部会は、部会長が必要と認めるとき招集し、議長となり議事を整理するものとする。
- 4 会長は、部会に出席し、発言することができるものとする。
- 5 第3条及び第4条の規定は、部会に準ずる。

(議事録)

第8条 会議については、議事録を作り、会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名押印しなければならない。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、静岡県危機政策課において処理する。

附 則

この要領は、昭和37年12月14日から施行する。

この要領は、平成8年11月21日から施行する。

この要領は、平成13年4月2日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

静岡県防災会議委員の任命に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、静岡県防災会議条例（昭和37年静岡県条例第42条）第2条第1項の規定に基づき、知事が任命する委員の所属する機関及び役職について定めるものとする。

第2 市町及び消防機関の任命委員

知事が災害対策基本法第15条第5項第6号の規定により任命する委員は、次の表に掲げる機関の者とする。

機 関 名
静岡県市長会
静岡県町村会
太田川原野谷川治水水防組合
静岡県消防長会
公益財団法人静岡県消防協会

第3 指定公共機関または指定地方公共機関の任命委員

知事が災害対策基本法第15条第5項第7号の規定により任命する委員は、次の表に掲げる機関の役員又は職員とする。

(1) 指定公共機関

機 関 名
独立行政法人水資源機構
日本銀行
日本赤十字社
日本放送協会
中日本高速道路株式会社
東海旅客鉄道株式会社
西日本電信電話株式会社
日本郵便株式会社
日本通運株式会社
東京電力ホールディングス株式会社
中部電力株式会社
電源開発株式会社

(2) 指定地方公共機関

機 関 名
大井川土地改良区
静岡ガス株式会社
一般社団法人静岡県LPガス協会
伊豆箱根鉄道株式会社
静岡鉄道株式会社
一般社団法人静岡県トラック協会
静岡放送株式会社
一般社団法人静岡県医師会
公益社団法人静岡県看護協会
一般社団法人静岡県建設業協会
富士山静岡空港株式会社

附 則

この要綱は、平成6年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月26日から施行する。

静岡県災害対策本部条例

昭和37年10月15日 条例第43号
改正 平成8年3月28日 条例第31号
改正 平成17年3月25日 条例第3号
改正 平成24年10月23日 条例第55号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第8項の規定に基づき、静岡県災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。
(一部改正〔平成8年条例31号・24年55号〕)

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
4 副本部長及び本部員以外の災害対策本部の職員(以下「本部職員」という。)は、上司の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
(一部改正〔平成8年条例31号〕)
(部)

第3条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
2 部に属する本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員又は本部職員をこれに充てる。
4 部長は、部の事務を掌理する。
(一部改正〔平成8年条例31号〕)

(方面本部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に方面本部を置くことができる。
2 方面本部に属する本部職員(次項において「方面本部職員」という。)は、本部長が指名する。
3 方面本部に方面本部長を置き、本部長が指名する方面本部職員をこれに充てる。
4 方面本部長は、方面本部の事務を掌理する。

(追加〔平成8年条例31号〕、一部改正〔平成17年条例3号〕)

(現地災害対策本部)

第5条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員及び本部職員のうちから本部長が指名する者をこれに充てる。
2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。
(追加〔平成8年条例31号〕)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。
(一部改正〔平成8年条例31号〕)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成8年3月28日条例第31号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月23日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

静岡県災害対策本部運営要領

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条及び静岡県災害対策本部条例（昭和37年静岡県条例第43号）第6条の規定に基づき、静岡県災害対策本部（放射性物質の大量放出による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置する原子力災害対策本部を除く。以下「本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定め、災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

第2章 本 部

(組織及び分掌事務)

第2条 本部に、その事務を処理するため、別表本部の1に掲げる指令部（以下「指令部」という。）及びその他の部（以下「各部」という。）を置く。

- 2 指令部は、県の災害応急対策の総合調整と対外的な総合窓口機能を所掌し、その事務を処理するため、別表本部の1に掲げる班及びグループ（以下「指令部各班」という。）を置き、別表本部の3に掲げる事務を分掌する。
- 3 各部に別表本部の1に掲げる班（以下「各部各班」という。）を置き、別表本部の4に掲げる事務を分掌する。
- 4 本部を設置したときは、「静岡県災害対策本部」の表示をする。

(副本部長)

第3条 副本部長は、副知事及び警察副本部長をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副知事はその職務を代理する。

(危機管理監)

第3条の2 危機管理監は、本部長の命を受け、本部員及び部長を指揮し本部の事務を処理する。

- 2 危機管理監は、指令部長として指令部の事務を掌理し、所属の要員を指揮監督する。
- 3 危機管理監に事故があるときは、危機管理監代理がその職務を代理する。

(本部員)

第4条 本部員は、別表本部の2に掲げる者をもって充てる。

(指令部各班)

第5条 指令部各班に班長及びグループ長（以下「指令部各班長」という。）を置く。

- 2 指令部各班長は、別表本部の2に掲げる職にある者をもって充て、指令部長を補佐するとともに、所属の要員を指揮監督する。
- 3 指令部各班長は、第8条に規定する本部員会議に出席するとともに、必要に応じ、所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、本部員会議に報告する。
- 4 指令部各班は、指令部各班において災害応急対策に従事する職員（以下「指令部各班員」という。）をもって構成し、指令部各班員は、関係部局長の推薦に基づき危機管理監があらかじめ定めておくものとする。
- 5 指令部各班長は、災害応急対策が円滑に行われるように、指令部各班員の勤務ローテーションについてあらかじめ定めておくものとする。
- 6 危機管理監は災害の状況に応じ、指令部各班員の構成を変更することができる。
- 7 指令部各班員は、本部が設置されたときは、直ちに指定された配置場所に参集する。

(各部各班)

第6条 各部に部長及び危機担当監を、各部各班に班長を置く。

- 2 部長は別表本部の2に掲げる職にある者をもって充て、部の事務を掌理し、所属の要員を指揮監督する。
- 3 危機担当監は別表本部の2に掲げる職にある者をもって充て、部長を補佐する。
- 4 危機担当監は、所管する職員の中から、代理となる者（以下「危機担当監代理」という。）をあらかじめ定めておくものとする。
- 5 各部各班の班長は、別表本部の2に掲げる職にある者をもって充て、部長、危機担当監を補佐するとともに、所属の要員を指揮監督する。
- 6 各部各班の班長は、所管する職員の中から、災害応急対策に従事する職員（以下「各部各班員」という。）をあらかじめ定めておくものとする。
- 7 部長は、勤務外において、各部各班員が不足し、初動体制の確保が困難な班（第22条に定める方面本部各班を含む。）がある場合は、部内において必要な調整等を行い、所管する職員を当該不足する班の事務に従事するよう、各部各班員としてあらかじめ定めておくことができる。
- 8 各部各班員の指定にあたっては、災害応急対策等が円滑に行われるように、班員の勤務ローテーションについて、あらかじめ定めておくことができる。
- 9 本部長は災害の状況に応じ各部各班及び各部各班員の構成を変更することができる。
- 10 部長は災害の状況に応じ所管する部の各部各班員の構成を変更することができる。
- 11 各部は、円滑な災害応急対策等を行うため、指令部と連携を密にするものとする。特に、くらし・環境部、健康福祉部、経済産業部及び交通基盤部においては、班員を危機管理センターに派遣し、相互の情報共有や連絡調整業務等を行うものとする。

(業務調整要員)

第7条 本部員、指令部各班員及び各部各班員以外の職員（以下「業務調整要員」という。）については、危機管理監が別に定める業務に従事するものとする。

(本部員会議)

第8条 本部長は、災害応急対策について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。ただし、必要に応じて、本部員以外の部長等に出席を求めることができる。
- 3 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。
- 4 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の出席を要請することができる。
- 5 本部長は、対策を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認められる時は、国の職員、その他関係機関の職員等の出席を要請することができる。

(対策会議)

第9条 複数の部にまたがる緊急事案に迅速に対処するため、本部が設置された時をもって本部内に対策会議を設置し、各部局の所管業務に関する災害応急対策の実施状況について情報共有を図るとともに、危機管理監からの指示を所属する部へ伝達する。

- 2 対策会議は、危機管理監又はそれを代理するものが主宰し、危機管理監が必要と判断し出席を求める危機担当監、及び機関の代表者をもって構成する。危機管理監は、必要に応じて、対策会議の内容を本部長に報告する。
- 3 危機管理監は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の参加を要請することができる。

(班長会議)

第10条 指令部対策グループ長は、災害応急対策について、指令部各班等及び各部各班との連絡調整を図るため、必要に応じて班長会議を開催する。

2 班長会議は、関係班長をもって構成する。

(局地的な災害における本部の設置)

第10条の2 局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市町が災害対策本部を設置した場合において、知事はその対策を必要と認めるときは、本部を設置する。

(配備体制)

第11条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表共通の1に掲げるいずれかの配備体制(情報収集体制、警戒体制、特別警戒体制、災害警戒本部及び災害対策本部)をとる。なお、動員の規模は、状況に応じて拡大又は縮小することができる。

2 本部が設置された際の本部長、副本部長、本部員、指令部各班員、各部各班員及び業務調整要員の動員計画については、別表共通の2-1、2-2に定める。

3 前2項における動員の規模は、その都度本部長等が決定するものとし、災害の状況に応じて柔軟に編成する。

4 勤務外における災害に係る連絡体制は、各部各班が別に定める。

5 本部が設置されたのち、第5条及び第6条に掲げるそれぞれの組織の長が配備につくまでの間における災害応急対策の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上位等級者が指揮するものとする。

(班員の参集状況報告等)

第12条 指令部各班長及び各部各班の班長は、班員の参集状況を把握し、指令部総務班長に報告する。

(災害応急対策に従事する要員の方面本部等に対する派遣)

第13条 本部長は、災害応急対策に従事する要員を、必要に応じ方面本部等に派遣することができる。

(本部の廃止)

第14条 本部長は、本部設置の必要が無くなったと判断したときは、本部を廃止する。

(関係機関への通知)

第15条 本部長は、本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認める者に通知する。

- (1) 国の災害対策本部長
- (2) 消防庁長官
- (3) 防災関係機関の長
- (4) 市町長
- (5) その他の機関の長

第3章 方面本部

(方面本部の設置)

第16条 本部の地方組織として、別表方面本部の2に掲げる方面本部を置くことができる。

(組織及び分掌事務)

第17条 方面本部に方面本部長、副方面本部長、方面本部員及び班長を置く。

2 方面本部にその事務を処理するため、別表方面本部の1に掲げる指令班(以下「方面本部指令班」という。)及びその他の各班(以下「方面本部各班」という。)を置く。

3 方面本部の所管区域及び方面本部を構成する出先機関は、別表方面本部の2に定めるところによる。

4 方面本部各班は、別表方面本部の3に掲げる事務を分掌する。

5 方面本部を設置したときは、方面本部室に「静岡県災害対策本部〇〇方面本部」の表

示をする。

(方面本部長)

第18条 方面本部長は、地域局長をもって充てる。

- 2 方面本部長は、方面本部の事務を所掌し、所属の要員を指揮監督する。
- 3 方面本部長は、災害の状況に応じ、方面本部各班の構成を変更することができる。
- 4 方面本部長は、所管地域内で災害が発生した場合において、災害応急対策実施のため必要と認めるときは、本部と調整のうえ、他の地域局長に対して、支援を求めることができる。

(副方面本部長)

第19条 副方面本部長は、地域局副局長兼（賀茂、東部、中部及び西部）危機管理監その他あらかじめ地域局長が定めた者をもって充て、方面本部長を補佐し、方面本部長に事故があるときは、方面本部長があらかじめ定めた順位によりその職務を代理する。

(方面本部員)

第20条 方面本部員は、別表方面本部の2に掲げる者をもって充てる。

(方面本部指令班)

第21条 方面本部指令班は、方面本部の事務を処理し、方面本部の災害応急対策の総合調整と対外的な総合窓口機能を所掌するとともに、方面本部管内の市町災害対策本部の運営を支援する。

- 2 方面本部指令班長は、地域局の職員のうち、あらかじめ地域局長が指定した職員をもって充てる。
- 3 方面本部指令班長は、方面本部長を補佐し、所属の要員を指揮監督するとともに、第24条に規定する方面本部員会議に出席し、必要に応じ、所管業務に関する災害応急対策の実施状況について報告する。
- 4 方面本部指令班は、方面本部指令班において災害応急対策に従事する職員（以下「方面本部指令班員」という。）をもって構成し、方面本部指令班員は、関係所属長の推薦に基づき地域局長があらかじめ定めておくものとする。
- 5 方面本部指令班には、別表方面本部の3に掲げる係又はスタッフ（以下、「係等」という。）を置き、災害応急対策に従事する要員をあらかじめ定めておくとともに、方面本部指令班員の勤務ローテーションについてもあらかじめ定めておくものとする。
- 6 係等に係長又はスタッフ長を置く。
- 7 方面本部指令班長は、災害の状況に応じ、方面本部指令班員の構成を変更することができる。
- 8 指令班長は、管内の被害状況を把握するために必要があると認めるときは、安全に十分に配慮のうえ、所属の要員を現地調査のために派遣することができる。
- 9 方面本部指令班員は、方面本部が設置されたときは、直ちに方面本部室又はあらかじめ定められた参集先に参集する。

(方面本部各班)

第22条 方面本部各班長は別表方面本部の2に定める出先機関の長をもって充てる。また、班長が副方面本部長である場合には班ごとに適宜上位等級者をもって充てる。

- 2 方面本部各班の班長は、班の事務を所掌し、班に所属する要員を指揮監督する。
- 3 地域局長が指定する班に副班長を置く。副班長は、あらかじめ地域局長が定めた者をもって充て、班長を補佐する。
- 4 方面本部各班の班長は、所管する職員の中から、災害応急対策に従事する要員（以下「方面本部各班員」という。）をあらかじめ定めておくものとする。なお、方面本部物資班等、他の所属の職員を構成員とする班・係については、関係所属長の推薦に基づき、地域局長があらかじめ定めておくものとする。

- 5 方面本部各班の班長は、勤務外において、方面本部各班員が不足し、初動体制確保が困難な場合は、本部において当該班を所管する部長に、部内の他の班の職員を方面本部各班員として当該班の事務に従事させるよう要請することができる。
- 6 方面本部各班員の指定にあたっては、災害応急対策が円滑に行われるように、班員の勤務ローテーションについて、あらかじめ定めておくことができる。
- 7 方面本部各班の班長は、災害の状況その他特別な事由がある場合は、各班員の構成を変更することができる。
- 8 方面本部各班は、円滑な災害応急対策を行うため、所管する職員の中から、方面本部指令班との連絡調整に従事する職員をあらかじめ定める。特に、健康福祉班及び土木班は、班員を方面本部室に派遣し、方面本部指令班との相互の情報共有や連絡調整業務等を行うものとする。

(業務調整要員)

第23条 方面本部員、方面本部指令班員及び方面本部各班員以外の要員（以下「業務調整要員」という。）については、方面本部長が別に定める業務に従事するものとする。

- 2 総合庁舎で業務に就く指令班駐在は、参集した業務調整要員を方面本部長の命あるまで待機させ、その間は駐在業務に従事させることができる。

(方面本部員会議)

第24条 方面本部長は、方面本部の災害応急対策について協議するため、必要に応じて方面本部員会議を開催する。

- 2 方面本部員会議は、方面本部長、副方面本部長及び方面本部員又は方面本部員の属する班の副班長をもって構成する。ただし、必要に応じて、方面本部員以外の班長等に出席を求めることができる。
- 3 方面本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて方面本部員会議に報告する。
- 4 方面本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、方面本部員会議への連絡員の出席を要請することができる。

(方面本部対策会議)

第25条 複数の班にまたがる緊急事案に迅速に対処するため、方面本部に方面本部対策会議を設置する。

- 2 方面本部対策会議は、方面本部長、副方面本部長及び方面本部長が指定する副班長をもって構成する。
- 3 副班長は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、方面本部長に報告するとともに、方面本部長からの指示を所属する班へ伝達する。
- 4 方面本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、方面本部対策会議への連絡員の参加を要請することができる。

(局地的な災害における方面本部の設置)

第25条の2 局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市町が災害対策本部を設置した場合において、知事はその対策を必要と認めるときは、当該地域を所管する方面本部を設置する。

(配備体制)

第26条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表共通の1に掲げるいずれかの配備体制（情報収集体制、警戒体制、特別警戒体制、災害警戒本部及び災害対策本部）をとる。なお、動員の規模は、状況に応じて拡大又は縮小することができる。

2 方面本部長、副方面本部長、方面本部員、方面本部指令班員、方面本部各班員及び業務調整要員の動員計画については、別表共通の2-1、2-2に定める。

- 3 局地的な災害における方面本部の体制は、第3章に定める規定に関わらず、指令班を

中心に方面本部長の判断により柔軟に編成できるものとする。

4 勤務外における連絡体制は、方面本部各班が別に定める。

5 方面本部が設置されたのち、第21条及び第22条に掲げるそれぞれの組織の長が配備につくまでの間における災害応急対策の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上位等級者が指揮するものとする。

(班員の参集状況等)

第27条 方面本部の各班長は、班員（業務調整要員含む。）の参集状況を把握し、方面本部長に報告する。

2 方面本部長は、前項の参集状況を取りまとめ、本部指令部総務班長に報告する。

(市町情報収集要員)

第28条 方面本部長は、必要があると認めるときは、あらかじめ指名した職員（以下「市町情報収集要員」という。）を市町災害対策本部に派遣することができる。

2 市町情報収集要員は、指令班長の指揮監督のもと、派遣された市町に関する情報の収集及び連絡調整等を行うものとする。

(方面本部の廃止)

第29条 本部長は、方面本部設置の必要が無くなったと判断したときは、方面本部を廃止する。

(関係機関への連絡)

第30条 方面本部長は、方面本部が設置され、又は廃止された場合は、直ちに次に掲げる者のうち必要と認める者に通知する。

(1) 管内市町長

(2) 方面本部防災関係機関の長

第4章 現地災害対策本部

(組 織)

第31条 本部長は、被災地において人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

2 現地災害対策本部は、被災地において本部の事務の一部を行なう。

3 現地災害対策本部は、主な被災地を管轄する方面本部管内に設置する。その際、当該方面本部の組織は現地災害対策本部に包含される。

4 現地災害対策本部を設置したときは、現地災害対策本部の設置場所に「静岡県災害対策本部現地災害対策本部」の表示をする。

(現地災害対策本部長等)

第32条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長及び現地災害対策本部員を置く。

2 現地災害対策本部長は、副本部長（警察本部長を除く。）、本部員又は方面本部長のうちから本部長が指名する者をもって充て、現地災害対策本部の事務を掌理する。

3 現地災害対策副本部長は、本部員、方面本部長、副方面本部長又は方面本部員のうちから本部長が指名する者をもって充て、現地災害対策本部長を補佐し、現地災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 現地災害対策本部員は、本部員、方面本部長、副方面本部長又は方面本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

5 現地災害対策本部において災害応急対策等に従事する要員は、指令部各班員及び各部各班員のうちから指令部各班長及び各部各班長が指名した要員並びに現地災害対策本部を設置した方面本部の方面本部指令班員及び方面本部各班員をもって充てる。

(現地災害対策本部長の権限)

第33条 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部を設置した方面本部及び任務の遂行に当たり必要な方面本部並びに防災関係機関に対し、必要な指示をすることができる。

(現地災害対策本部の廃止)

第34条 本部長は、現地災害対策本部設置の必要が無くなったと判断したときは、現地災害対策本部を廃止する。

(関係機関への通知)

第35条 第15条の規定は、本部長が現地災害対策本部を設置し、又は廃止したときに準用する。

第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関との連絡等)

第36条 防災関係機関と常に密接な連絡を図り、災害応急対策を的確かつ迅速に行うため、本部長は、必要に応じ、協力を要請するものとする。

2 本部長は、防災関係機関の長に対し、本部への連絡員の派遣を要請することができる。

3 本部に派遣された防災関係機関の連絡員は、本部との連絡調整業務及び災害応急対策業務につくものとする。

4 指令部各班長は、関係防災機関の活動内容や地域の調整等を行うため、必要に応じ、調整会議を開催する。

5 方面本部長は、防災関係機関の長に対し、方面本部への連絡員の派遣を要請することができる。

6 方面本部に派遣された防災関係機関の連絡員は、方面本部指令班において災害応急対策業務につくものとする。

7 方面本部指令班長は、関係防災機関の活動内容や活動地域の調整等を行うため、必要に応じ、調整会議を開催する。

(自衛隊等への連絡)

第37条 本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがあると認めるときは、直ちに自衛隊等に対して、連絡員の派遣を要請するとともに、災害派遣等の準備を要請するものとする。

(自衛隊等への災害派遣要請)

第38条 方面本部長は、市町長から自衛隊等の災害派遣の要求があったときは、災害状況、要請事由、期間、出動人員、派遣区域及び活動内容等を明らかにして、本部長に連絡するものとする。ただし、本部長から別に指示があった場合は、本部長への連絡は不要とする。

2 本部長が前項の連絡を受け災害派遣の要請を決定したときは、危機管理監は次の事項を行う。

(1) 自衛隊等に対する災害派遣要請

(2) 方面本部に対する通知及び自衛隊等の受入体制等についての指示

3 方面本部長は、前項の自衛隊等の災害派遣通知を受けたときは、次の事項を行うものとする。ただし、管内市町からの複数の自衛隊等の派遣要求に対して、それらの全てに対応することは困難であると判断される場合は、方面本部長は次の事項を行う前に、自衛隊等と調整を行ったうえで派遣先市町を決定することができる。

(1) 要求のあった市町長への災害派遣通知及び受入体制の指示

(2) 作業が迅速かつ効果的に行われるための作業計画の作成

(3) 自衛隊等と連絡調整を図るための窓口の明確化

(緊急消防援助隊の受援に係る調整等)

第 38 条の 2 緊急消防援助隊の受援に係る調整等については、消防組織法の定めによるほか、静岡県緊急消防援助隊受援計画に基づき行うものとする。

2 消防組織法第 44 条の 2 に基づき消防応援活動調整本部(以下「消防調整本部」という。)を設置した場合は、本部の分掌事務のうち、別表本部の 3 の緊急消防援助隊との調整に関するものを消防調整本部が行うものとする。

3 前項の消防調整本部には、指令部対策グループの中から、あらかじめ要員を定め、当該業務に従事させるものとする。

4 緊急消防援助隊の円滑な受援のため、各方面に消防応援活動調整本部を設置する場合においても、方面本部指令班の中から、あらかじめ要員を定め、当該業務に従事させることができる。

第 6 章 服 務 等

(勤務外における職員の措置)

第 39 条 職員は、勤務外において災害対策本部、方面本部の設置を知ったときは、別表共通の 2-1、2-2 に基づき参集するものとする。

(職員の心構え)

第 40 条 職員は、災害応急対策を支援する自衛隊等の防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民、その他の者に対し、誠実に対応しなければならない。

2 職員は、自らの言動によって、住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、本部又は方面本部の活動に反感を抱かせることのないよう注意しなければならない。

3 職員は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他の部及び班に協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

第 7 章 平 常 時 対 策

(平常時対策の推進)

第 41 条 部局長及び出先機関の所属長は、本庁及び出先機関の防災に関する平常時対策を推進するとともに、進捗状況を管理する。

(災害対策に関する研修及び訓練)

第 42 条 指令部各班長、部局長及び出先機関の所属長は、本部及び方面本部設置時における職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するため、災害対策に関する研修及び訓練を実施するものとする。

2 職員は、前項の研修及び訓練に参加しなければならない。

第 8 章 雑 則

(委任)

第 43 条 この要領に定めるほか、災害の種類、地域等の特性に応じて運営体制を定めている場合は、その定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、昭和 37 年 12 月 14 日から施行する。

この改正は、昭和 57 年 5 月 18 日から施行する。

この改正は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 8 年 3 月 28 日から施行する。
この改正は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 9 年 1 月 10 日から施行する。
この改正は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 10 年 6 月 15 日から施行する。
この改正は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 15 年 7 月 25 日から施行する。
この改正は、平成 16 年 1 月 5 日から施行する。
この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 17 年 6 月 6 日から施行する。
この改正は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 17 年 8 月 10 日から施行する。
この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 21 年 10 月 15 日から施行する。
この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 22 年 4 月 19 日から施行する。
この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、令和元年 7 月 10 日から施行する。
この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、令和2年4月27日から施行する。
この改正は、令和3年4月1日から施行する。
この改正は、令和3年7月8日から施行する。
この改正は、令和4年4月1日から施行する。

別表共通の1 「災害時の配備体制とその基準」

事象	情報収集体制	警戒体制	特別警戒体制	災害警戒本部	災害対策本部
南海トラフ地震臨時情報	南海トラフ臨時情報（調査中）	南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）	-	南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）	-
地震、津波、火山災害	震度4 津波注意警報 伊豆列島の地震活動の見通しに関する情報	震度5弱 津波警報 伊豆列島の地震活動の見通しに関する情報	震度5強 噴火警戒レベル3	噴火警戒レベル4 噴火警戒レベル5	震度6弱以上
風水害等一般災害	気象警報（沿海、津波を除く）※1 土砂災害警戒情報 氾濫警戒情報 高潮警報等 避難指示 市町災害対策本部設置	氾濫危険情報	洪水等河川及び水位周知河川における氾濫発生情報	-	気象特別警報
災害による人的被害	重傷者1名以上又は 軽傷者15名以上	死者、行方不明者の発生	要救助者の発生又は 死者、行方不明者5名以上	-	-
災害による住家被害	全壊、半壊、床上浸水の発生 又は一部壊壊が10戸以上	1市町以上が災害救助法1号適用 程度に達する見込み	1市町以上が災害救助法の適用申請	-	-
その他	停電や交通障害の発生等、県民生活に支障が生じ、当番課長が配備の必要を認めるとき	台風の暴風域に入る確立が高く、日中に配備を開始する場合は、当番危機管理監が配備の必要を認めるとき	大規模な停電や交通障害の発生等、県民生活に重大な支障が生じ、危機管理監が配備の必要を認めるとき	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	-
配備の内容	関係所属による情報収集及び連絡活動を主とした体制	事務の移接を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制	全庁的な情報共有体制を強化し、必要に応じて緊急対応を準備実施することにも、速やかに災害対策本部等に移行できる体制（参集後、状況に応じてローテーションに移行）	全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制	全庁的な情報共有体制のもと、直ちに全庁的な災害応急対策を実施する体制（災害の状況に拠り、適宜体制の拡大等を行う）
配備課等	危機管理担当課 交通基盤部担当課 地域担当課※2 等	危機管理担当課 交通基盤部担当課 各所属危機管理担当課 地域担当課※2 等	危機管理担当課 危機管理課 交通基盤部担当課 各所属危機管理担当課 地域担当課※3 等	知事・副知事 本部員 危機担当課 本部員 交通基盤部担当課※5 方面本部要員※4 道路、医療、物資等担当部局 等	全職員参集

※1 交通基盤部の配備体制については、大雨・洪水・高潮の各注意警報、波浪警報のいずれかが噴下に発表されたとき、
 ※2 必要により、地域局は関係所属に所属するうち、下田財務事務所職員を含む。
 ※3 必要により、地域局は関係所属に所属するうち、方面本部指命班員を動員することができる。
 ※4 指示により参集する。
 ※5 危機管理部以外の職員は、指示により参集する。

風水害における交通基盤部の配備体制は、水防計画における水防基礎を優先適用するが、災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部に統合される。
 特別警戒体制以下の場合は、管内で発生した事故が原因となるとき、又はその他知事が指示したときは、状況に応じて必要な体制を構築する。
 その他、多数の死者が発生し、消滅の消滅力では対応が困難と見られる事故が発生したとき、「風水害等一般災害」を以て配備体制をとる。このうち、「風水害等一般災害」は、当該事象が島田市又は秋の原市に発生し、且つ、特に被害が予想される場合（台風の進路に当たる場合など）とする。
 ・空港振興局は、「南海トラフ地震臨時情報」、「地震災害」、「風水害等一般災害」を以て配備体制をとる。

別表共通の2-1 「災害応急対策要員動員計画（地震災害）」

時 点		災害対策本部設置時	
区 分	勤務中 ※1	勤務外 ※1	
災害対策本部	本部長		
	副本部長		
	本部長		
	指令部各班員	直ちに災害対策本部の業務に就く	直ちに参集し、災害対策本部の業務に就く
	各部各班員		
	危機担当監		
	危機管理主幹課		
方面本部	方面本部長		
	副方面本部長		
	方面本部長	直ちに方面本部の業務に就く	直ちに参集し、方面本部の業務に就く
	方面本部指令班員		
	市町情報収集要員	勤務する所属で待機し、指示により派遣先市町で業務に就く	直ちに指定された市町に参集し、業務に就く
	方面本部各班員	直ちに方面本部の業務に就く	直ちに参集し、方面本部の業務に就く
	拠点要員	直ちにあらかじめ指定された場所へ参集し業務に就く	直ちにあらかじめ指定された場所に参集し業務に就く
共通	土木班	直ちに方面本部の業務に就く	直ちに参集し、方面本部の業務に就く
	業務調整要員	勤務する所属で待機し、指示された業務に就く	直ちに居住地周辺の総合庁舎に参集し、指示された業務に就く※2

※1 「勤務中」とは、勤務時間の内外を問わず勤務所で業務に従事している状況をいい、勤務時間外に現に勤務している場合は「勤務中」に該当する。

※2 静岡市内に居住する県庁勤務者は所属に参集する。

(注1) 出張や帰省などにより指定された場所に参集できない場合は、あらかじめ調整した場合を除き、最寄りの総合庁舎に参集し、業務調整要員としての業務に就くものとする。

(注2) 上記以外の場合は、連絡により配備体制に就く。

別表共通の2-2 「災害応急対策要員動員計画（地震災害以外）」

区分		時 点				
		勤務中 ※1	勤務外 ※1			
災害対策本部	本部長	直ちに災害対策本部の業務に就く	直ちに参集し、災害対策本部の業務に就く			
	副本部長					
	本部長					
	指令部各班員					
	危機管理部職員以外					
各部各班員	危機担当監	勤務する所属で待機し、指示により指令部の業務に就く	自宅等で待機し、指示により参集し、指令部の業務に就く			
	業務を有する班員					
	上記以外の班員					
方面本部	方面本部長	直ちに方面本部の業務に就く	直ちに参集し、方面本部の業務に就く			
	副本部長					
	方面本部員					
	方面本部指令班員			勤務する所属で待機し、指示により方面本部の業務に就く		
	市町情報収集要員					
	方面本部各班員			業務を有する班員	勤務する所属で待機し、指示により指定された市町に参集し業務に就く	自宅等で待機し、指示により参集し業務に就く
				拠点要員		
	方面本部各班員			上記以外の班員	勤務する所属で待機し、指示により参集し方面本部の業務に就く	自宅等で待機し、指示により参集し方面本部の業務に就く
				業務調整要員		
	共通					

※1 「勤務中」とは、勤務時間の内外を問わず勤務所で業務に従事している状況をいい、勤務時間外に現に勤務している場合は「勤務中」に該当する。

※2 静岡市内に居住する県庁勤務者は所属に参集する。

(注1) 出張や帰省などにより指定された場所に参集できない場合は、あらかじめ調整した場合を除き、最寄りの総合庁舎に参集し、業務調整要員としての業務に就くものとする。

(注2) 上記以外の場合は、連絡により配備体制に就く。

別表本部の2 「静岡県災害対策本部編制表」

区 分	構 成 員	
本部長	知事（災害対策基本法第23条第2項に規定）	
副本部長	副知事（担任地域のある副知事は、原則として担任の地域に駐在する）、警察本部長	
本部員	危機管理監	危機管理監
	その他	教育長、教育部長、政策推進担当部長、デジタル戦略担当部長、地域外交担当部長、危機管理部長、危機管理監代理兼危機管理部部長代理、危機管理監代理兼危機報道官、危機管理監代理、経営管理部長、くらし・環境部長、スポーツ・文化観光部長、健康福祉部長、経済産業部長、交通基盤部長、出納局長、企業局長
本部員会議	本部長、副本部長、本部員	
対策会議	危機管理監、危機管理監が必要と判断し、出席を求める危機担当監及び機関の代表者	
部及び各班	部長及び危機担当監、班長	
指令部	部長 危機管理監、 危機管理部長、危機管理監代理兼危機管理部部長代理、危機管理監代理兼危機報道官、 危機管理監代理、危機管理部参事（政策調整担当）、 危機管理部理事（災害医療）、危機管理部理事（防災技術）、知事戦略局長	
対策グループ	危機対策課長	
情報グループ	危機情報課長	
支援調整グループ	危機政策課長	
総務班	危機管理部総務課長	
広報班	広聴広報課長	
原子力班	原子力安全対策課長	
通信班	危機対策課長	
関係部局長の推薦に基づき危機管理監があらかじめ定める		
知事直轄部	部長 政策推進担当部長、デジタル戦略担当部長、地域外交担当部長 危機担当監 知事直轄組織総務課長	
知事直轄総務班	総務課長	
知事戦略班	知事戦略局長	
政策推進班	政策推進局長	
デジタル戦略班	デジタル戦略局長	
地域外交班	地域外交局長	
所管する職員の中から、班長があらかじめ定める		
経営管理部	部長 経営管理部長 危機担当監 総務局長	
総務班	総務局長	
行政経営班	行政経営局長	
財務班	財務局長	
地域振興班	地域振興局長	
所管する職員の中から、班長があらかじめ定める		
くらし・環境部	部長 くらし・環境部長 危機担当監 政策管理局長	
くらし・環境政策管理班	くらし・環境部政策管理局長	
県民生活班	県民生活局長	
建築住宅班	建築住宅局長	
環境班	環境局長	
所管する職員の中から、班長があらかじめ定める		
スポーツ・文化観光部	部長 スポーツ・文化観光部長 危機担当監 政策管理局長	
スポーツ・文化観光政策管理班	スポーツ・文化観光部政策管理局長	
スポーツ班	スポーツ局長	
文化班	文化局長	
総合教育班	総合教育局長	
観光交流班	観光交流局長	
空港振興班	空港振興局長	
所管する職員の中から、班長があらかじめ定める		
健康福祉部	部長 健康福祉部長 危機担当監 政策管理局長	
健康福祉総括班	健康福祉部政策管理局長	
医療救護班	医療局長	
感染症対策班	感染症対策局長	
要配慮者支援班	福祉長寿局長	
健康支援班	健康局長	
生活衛生班	生活衛生局長	
所管する職員の中から、班長があらかじめ定める		
経済産業部	部長 経済産業部長 危機担当監 政策管理局長	
物資班	経済産業部政策管理局長	
経済産業政策管理班	経済産業部政策管理局長	
産業革新班	産業革新局長	
就業支援班	就業支援局長	
商工業班	商工業局長	
農業班	農業局長	
農地班	農地局長	
森林・林業班	森林・林業局長	
水産・海洋班	水産・海洋局長	
所管する職員の中から、班長があらかじめ定める		

交通基盤部	部長 交通基盤部長 危機担当監 政策管理局長	
交通基盤政策管理班	交通基盤部政策管理局長	} 所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
建設経済班	建設経済局長	
建築管理班	建築管理局長	
道路班	道路局長	
河川砂防班	河川砂防局長	
港湾班	港湾局長	
都市班	都市局長	
出納部	部長 出納局長 危機担当監 出納局次長	
出納第1班	会計総務課長	} 所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
出納第2班	用度課長	
企業部	部長 企業局長 危機担当監 企業局参事	
総括班	経営課長	} 所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
水道企画班	水道企画課長	
地域整備班	地域整備課長	
がんセンター部	部長 がんセンター局長	
がんセンター県庁駐在班	経営努力室長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
議会部	部長 議会事務局長	
総務班	総務課長	} 所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
議会班	議事課長	
災害情報連絡班	政策調査課長	
人事委員会部	部長 人事委員会事務局長	
人事第1班	総務課長	} 所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
人事第2班	給与審査課長	
人事第3班	職員課長	
監査委員部	部長 監査委員事務局長	
監査班	監査課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
労働委員会部	部長 労働委員会事務局長	
労働班	調整審査課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
収用委員会部	部長 収用委員会事務局長	
収用班	審理調整課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
教育部	部長 教育長 危機担当監 教育部参事（政策管理担当）	
教育総務班	教育総務課長	} 所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
教育政策班	教育政策課長	
教育DX推進班	教育DX推進課長	
財務班	財務課長	
教育施設班	教育施設課長	
教育厚生班	教育厚生課長	
義務教育班	義務教育課長	
高校教育班	高校教育課長	
特別支援教育班	特別支援教育課長	
健康体育班	健康体育課長	
社会教育班	社会教育課長	
警察部	部長 警備部長	
警察班	災害対策課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
中央連絡部	部長 ふじのくに大使館公使（東京事務所長）	
中央連絡班	東京事務所次長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める

別表本部の3 「静岡県災害対策本部指令部各班事務分掌」

班	事務分掌
対策グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 危機管理監の特命事項に関すること。 2 情報発信の管理に関すること。 3 要請対応の調整に関すること。 4 対策実施状況の記録及び表示に関すること。 5 陸上支援部隊との調整に関すること。 6 緊急消防援助隊との調整に関すること。 7 海上支援部隊との調整に関すること。 8 ヘリ等航空機の運用の調整に関すること。 9 緊急輸送ルートの調整に関すること。 10 物流機関との調整に関すること。
情報グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部発信情報の取りまとめに関すること。 2 被害地図の作成に関すること。 3 情報のトリアージに関すること。 4 指令部内の情報共有に関すること。 5 各部への情報伝達に関すること。 6 関係機関等への情報伝達に関すること。 7 一斉FAXに関すること。 8 各種情報の取りまとめに関すること。 9 ISUTとの連携に関すること。 10 SNSからの情報収集に関すること。 11 FUJISAN等からの情報収集に関すること。 12 方面本部との連絡調整に関すること。
支援調整グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部員会議の運営に関すること。 2 県本部各部との連携に関すること。 3 国（現地本部等）との連携に関すること。 4 応援職員の調整に関すること。 5 燃料の確保・調整に関すること。 6 ライフライン機関との調整に関すること。 7 ボランティアとの連携に関すること。 8 災害救助法の適用に関すること。
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の経理に関すること。 2 国の現地対策本部の受入れ及び支援に関すること。 3 静岡県地震防災センターにおける本部後方支援に関すること。 4 本部要員の生活維持に関すること。 5 業務調整要員の配置調整に関すること。 6 職員参集状況の取りまとめに関すること。

班	事 務 分 掌
広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 新聞、テレビ、ラジオ等報道機関を通じた、災害応急対策実施状況などの災害関連情報の提供に関すること。 2 記者発表における報道機関への対応に関すること。 3 県ホームページ、SNS等を利用した情報の発信に関すること。 4 災害応急対策の実施状況の記録写真等の収集整理に関すること。 5 広報に要する経費について報道機関との負担区分の協議に関すること。 6 県幹部、指令部及び各部への取材調整に関すること。 7 災害時の県民からの問合せへの対応に関すること。 8 市町、その他機関の要請に基づく広報に関すること。
原子力班	<ol style="list-style-type: none"> 1 原子力発電所に関すること。 <p>※原子力災害対策（警戒）本部を設置する場合は、当該業務を優先する。</p>
通信班	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災行政無線等の利用、調整に関すること。 2 防災行政無線、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）等及び国との情報伝達手段の機能確保に関すること。 3 災害対策本部の情報映像機器の操作等に関すること。

別表本部の4 「静岡県災害対策本部各部各班事務分掌」

(1) 各班共通事務

区 分	事 務 分 掌
組織運営に係る事務	1 所属職員の安否の確認に関する事。 2 班の設置及び運営に関する事。
事業執行に係る事務 該当する事務の所管室 (課)に共通	1 所管県有施設の被害状況の把握に関する事。 2 災害復旧事業に係る被害調査に関する事。 3 災害復旧事業計画の策定に関する事。 4 災害復旧事業の実施に関する事。 5 所管災害応急対策業務に係る災害記録の収集及び整理に関する事。 6 所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の要請及び受け入れに関する事。 7 その他特命事項に関する事。

(2) 班別事務分掌

区 分	事 務 分 掌
知事直轄部	
知事直轄総務班	
総務課	1 部内各班の連絡調整に関する事。 2 部内関係の被害の取りまとめに関する事。 3 部内の災害応急対策の推進に関する事。 4 部内職員の動員及び要員の確保に関する事。 5 部内職員の安否の取りまとめに関する事。
知事戦略班	
秘書課	1 本部長（知事）及び副本部長（副知事）の秘書に関する事。 2 本部長及び副本部長の災害地現地視察に関する事。 3 皇座の災害見舞の心援に関する事。
知事戦略課	
政策推進班	
総合政策課	
財政課	災害対策の予算措置に関する事。
デジタル戦略班	
デジタル戦略課	CATV施設の被害状況の確認に関する事。
電子県庁課	1 SDOネットワーク（インターネット系を含む）及び県庁クラウドの機能確保に関する事。 2 SDOネットワーク（インターネット系を含む）及び県庁クラウドの機能復旧に関する事。 3 人事給与システム、財務会計システムの復旧に関する事。
データ活用推進課	
統計調査課	
地域外交班	
地域外交課 大阪事務所	1 駐日外国公館との連絡調整に関する事。 2 海外報道機関への対応の支援に関する事。 3 震災に関する海外調査団受入手続きの支援に関する事。 4 外国人からの見舞状の受付、感謝状等の作成についての支援に関する事。
経営管理部	
総務班	
総務課	1 部内各班の連絡調整に関する事。 2 部内関係の被害の取りまとめに関する事。 3 部内の災害応急対策の推進に関する事。 4 部内職員の動員及び要員の確保に関する事。 5 部内職員の安否の取りまとめに関する事。
法務文書課	1 官報報告及び県公報の発行に関する事。 2 条列、規則の審査に関する事。 3 文書の收受・発送及び公印の管理に関する事。 4 情報公開（公文書開示）に関する事。
行政経営班	
行政経営課	
人事課	1 県の行う災害応急対策のための職員配置等人的措置に関する事。 2 職員の安否調査及び対策に関する事。
福利厚生課	1 被災職員の住宅確保の支援に関する事。 2 災害応急対策のための要請に係る職員互助会及び共済組合との連携に関する事。 3 職員の災害補償に関する事。
健康指導課	本部及び方面本部職員の健康管理に関する事。
財務班	
税務課	災害による県税の救済措置及び県税関係システムの機能確保に関する事。
資産経営課	1 県有財産の災害応急対策への活用に関する事。 2 本庁舎及び総合庁舎の被害調査に関する事。 3 本庁舎の機能維持に関する事。 4 県庁自衛消防隊の活動に関する事。 5 庁内電話システムの機能確保措置に関する事。
地域振興班	
地域振興課	
市町行政課	1 市町行政の心援に関する事。 2 各種選挙の執行管理に関する事。 3 市町財政の心援に関する事。

区 分	事 務 分 掌
くらし・環境部	
くらし・環境政策管理班	
総務課 経理課 企画政策課（移住・定住担当）	1 部内各班の連絡調整に関する事。 2 部関係の被害の取りまとめに関する事。 3 部内の災害応急対策の推進に関する事。 4 部内職員の動員及び要員の確保に関する事。 5 部内職員の安否の取りまとめに関する事。
県民生活班	
県民生活課	1 生活関連物資の価格需給動向の調査、情報提供及び国の緊急措置の要請に関する事。 2 不当取引事業者の指導に関する事。 3 消費生活相談及び県民相談に関する事。 4 震災復興相談センター調整会議の運営に関する事。 5 NPO活動の支援に関する事。 6 ふじのくにNPO活動支援センターの被害調査及び災害応急対策に関する事。
くらし交通安全課	1 交通事故相談の実施に関する事。 2 交通安全関係団体との連絡調整に関する事。
男女共同参画課	1 男女共同参画の視点からの災害応急対策に係る情報収集・提供に関する事。 2 被災者や支援者に対する男女共同参画の視点からの相談に関する事。 3 男女共同参画センターの被害調査及び災害応急対策に関する事。 4 男女共同参画センター周辺の緊急避難者への対応に関する事。 5 男女共同参画団体に対する応援協力要請に関する事。
多文化共生課	1 旅券事務の執務体制の確保に関する事。 2 災害時多言語支援センターの設置及び運営に関する事。
建築住宅班	
住まいづくり課 公営住宅課	1 住宅（公営住宅を含む）の被害調査に関する事。 2 住宅被災者に対する災害融資、建築及び入居相談等支援に関する事。 3 応急仮設住宅の建設・借上げ及び公営住宅への一時入居に関する事。 4 災害復興公営住宅の供給及び建設・指導等に関する事。 5 県営住宅の応急修理に関する事。 6 災害対策本部経営管理部財務班、方面本部土木班との連携・支援に関する事
建築安全推進課	1 建築物の被害調査に関する事。 2 地震被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関する事。 3 建築制限と仮設建築物に対する制限緩和実施区域の指定に関する事。 4 震災建築物の被災度区分判定・災害復旧の技術指導等に関する事。 5 災害対策本部交通基盤部建設支援班、方面本部土木班との連携・支援に関する事。
環境班	
環境政策課	フロン回収に関する事。
環境ふれあい課 自然保護課	県民の森及び県立森林公園の被害調査及び災害応急対策に関する事。
廃棄物リサイクル課	1 清掃指導並びにし尿、生活系ごみ、がれき、残骸物の処理に関する事。 2 廃棄物処理施設の被害調査及び災害応急対策に関する事。 3 廃棄物の処理に係る県民、事業者の指導に関する事。 4 災害廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業に係る国庫補助に関する事。
生活環境課	1 大気汚染に係る発生源監視に関する事。 2 水質汚濁に係る発生源監視に関する事。 3 有害物質による二次災害未然防止対策に関する事。
水資源課	1 飲料水、生活用水の確保及び供給に関する事。 2 水道施設の被害調査及び災害応急対策に関する事。 3 水道施設災害復旧に係る広域支援に関する事。 4 水道施設の復旧指導に関する事。
盛土対策課	盛土造成箇所の被害調査及び災害応急対策に関する事。
スポーツ・文化観光部	
スポーツ・文化観光政策管理班	
総務課 経理課 企画政策課 （東静岡周辺地区整備担当）	1 部内各班の連絡調整に関する事。 2 部関係の被害の取りまとめに関する事。 3 部内の災害応急対策の推進に関する事。 4 部内職員の動員及び要員の確保に関する事。 5 部内職員の安否の取りまとめに関する事。
スポーツ班	
スポーツ政策課 スポーツ振興課	県武道館、県立水泳場及び富士水泳場の災害応急対策の応援及び連絡調整に関する事。
文化班	
文化政策課	1 県立美術館及びふじのくに地球環境史ミュージアムの災害応急対策の応援及び連絡調整に関する事。 2 グランシップ及び舞台芸術公園の災害応急対策の応援及び連絡調整に関する事。
文化財課	1 文化財の被害調査に関する事。 2 文化庁への応援依頼に関する事。 3 文化財等の応急措置に関する事。
富士山世界遺産課	静岡県富士山世界遺産センターの災害応急対策の応援及び連絡調整に関する事。

区 分	事 務 分 掌
総合教育班	
総合教育課	
大学課	県立大学及び静岡文化芸術大学の災害応急対策の支援及び連絡調整に関する事。
私学振興課	1 私立学校の被害状況調査及び応急教育に関する事。 2 教育部及び関係機関との連絡に関する事。
観光交流班	
観光政策課 観光振興課	1 観光関係の被害調査に関する事。 2 観光客の避難状況等の動向調査に関する事。 3 県有観光施設の災害応急対策及び連絡調整に関する事。 4 公営国民宿舎等に対する2次的避難者の収容の協力要請に関する事。 5 二次的避難所としてのゴルフ場施設の確保、あっせんに関する事。
空港振興班	
空港管理課 空港振興課	1 静岡空港の被害状況の把握に関する事。 2 定期便・チャーター便等航空機の運行状況の把握に関する事。 3 空港利用者の混乱防止、避難誘導等の空港の安全確保に係る取組状況の把握に関する事。 4 空港保安管理規程等に基づき運営権者が行う緊急時対応の適正な実施の確保に関する事。
空港管理課空港調整室	空港周辺部の施設に係る被害状況の把握及び応急復旧に関する事。
健康福祉部	
健康福祉総括班	
総務課 経理課 企画政策課 各局総務班	1 部内職員の動員及び要員の確保に関する事。 2 部内職員の安否の取りまとめに関する事。 3 部内各班の連絡調整に関する事。 4 部内の災害応急対策の推進に関する事。 5 健康福祉部関係の県有施設の被害状況の把握に関する事。 6 健康福祉部関係の被害の取りまとめに関する事。 7 災害救助法に関する国との調整及び救助費の精算に関する事。 8 災害救助法に基づく救助を市町長が行うこととする通知に関する事。 9 災害救助法に係る市町への指導に関する事。 10 災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給に係る国との調整及び申請に関する事。 11 災害看護資金の貸付に関する国との調整及び申請に関する事。 12 災害弔慰金の支給等に関する法律に係る市町への指導に関する事。 13 被災者生活再建支援金に係る(財)都道府県会館との調整及び申請書の取りまとめに関する事。 14 被災者自立生活再建支援金(県単)の支給に関する事。 15 応急仮設住宅の必要戸数の把握に関する事。
医療救護班	
医療政策課 地域医療課	1 被災者の医療救護に関する事。 2 医療救護施設の開設状況の把握に関する事。 3 医療救護施設の被害調査及び災害応急対策に関する事。 4 医師その他の医療従事者の確保に関する事。 5 災害時の遺体の検案医師及び身元確認に必要な歯科医師の確保に関する事。 6 広域医療搬送活動に関する事。 7 救護班の受入に関する事。 8 被災妊産婦、新生児の医療に関する事。 9 DMA Tの受入・活動調整に関する事。 10 応援ヘリコプター(ドクターヘリ)の受入及び応援活動に関する事。
薬事課	1 輸血用血液の確保及び供給に関する事。 2 薬剤師等の確保及び派遣に関する事。 3 医薬品等の確保及び供給に関する事。 4 毒物、劇物取扱施設の被害状況の把握に関する事。
疾病対策課	難病患者等の支援に関する事。
障害福祉課	1 精神科病院の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 DPATの受入・活動調整に関する事。
国民健康保険課	保険診療の取扱いの特例に関する事。
感染症対策班	
感染症対策課	1 感染症指定医療機関及び結核病床を有する医療機関の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 被災地の防疫に関する事。
新型コロナ対策企画課	1 新型コロナ患者受入病院の災害応急対策に関する事
新型コロナ対策推進課	2 新型コロナ患者宿泊療養施設の被害調査及び災害応急対策に関する事

区 分	事 務 分 掌
要配慮者支援班	
地域福祉課	1 生活福祉資金の貸付に関する事。 2 保護施設の被害調査及び災害応急対策に関する事。
福祉長寿政策課	1 社会福祉施設の被害調査及び災害応急対策の取りまとめに関する事。 2 県災害ボランティア本部・情報センターとの連携に関する事。 3 DWATの受入・活動調整に関する事。 4 義援金に関する事。
子ども未来課	児童福祉施設（保育所、認定こども園）等の被害調査及び災害応急対策に関する事。
子ども家庭課	1 り災児童、母子世帯の援護に関する事。 2 り災児童のメンタルヘルスに関する事。 3 児童福祉施設（児童養護施設等）の被害調査及び災害応急対策に関する事。
介護保険課	1 り災老人の援護支援に関する事。
福祉指導課	2 老人福祉施設等高齢者関係施設の被害調査及び災害応急対策支援に関する事。 3 災害時の介護保険の取扱いに関する事。
障害者政策課	1 り災障害（児）者の援護に関する事。 2 障害（児）者福祉施設の被害調査及び災害応急対策に関する事
障害福祉課	り災障害（児）者の援護に関する事。
健康支援班	
健康増進課	1 り災者の健康支援に関する事。
健康政策課	2 保健師、栄養士等の受入に関する事。
障害福祉課	1 り災者の精神保健対策に関する事。
精神保健福祉センター	2 DPATの受入・活動調整に関する事。
生活衛生班	
衛生課	1 火葬場の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 遺体の埋火葬の広域調整に関する事。 3 生活衛生営業サービス（公衆浴場、理容等）の確保に関する事。 4 動物園等の被害調査及び安全対策に関する事。 5 動物の愛護管理に関する事。 6 食品衛生の確保に関する事。 7 と畜場及び食鳥処理場の被害調査及び災害応急対策に関する事。 8 遺体収容所の設置状況の把握に関する事。 9 遺体搬送車両の調達及びあっせんに関する事。 10 遺体措置に係る資器材の調達及びあっせんに関する事。
疾病対策課	り災地の防疫に関する事。
経済産業部	
物資班	
総務課	1 緊急物資の広域物資輸送拠点ごとの配分調整に関する事。 2 広域物資輸送拠点の運営に関する事。 3 緊急物資調達に関する事。
経済産業政策管理班	
総務課	1 部内各班の連絡調整に関する事。
経理課	2 部内の災害応急対策の推進に関する事。
産業政策課	3 部内職員の動員及び要員の確保に関する事。 4 部内職員の安否の取りまとめに関する事。 5 農林水産業に関する激甚災害指定の取りまとめに関する事。 6 部所管県有施設の被害状況の取りまとめに関する事。 7 中小企業に関する激甚災害指定の取りまとめに関する事。 8 産業被害全般にわたる災害の取りまとめ及び総合調整に関する事。
組合検査課	
産業革新班	
産業イノベーション推進課	1 農林水産物等被害の技術対策の支援に関する事。 2 被災中小企業に対する技術支援に関する事。
新産業集積課	被災中小企業に対する技術相談に関する事。
マーケティング課	県内業者からの緊急物資（副食）の調達及びあっせんに関する事。
エネルギー政策課	災害時の電力需給逼迫警報に係る調整に関する事。
就業支援班	
労働雇用政策課	1 被災後の労働相談に関する事。 2 労政会館・いこいの家（おとり荘）の被害調査及び災害応急対策に関する事。 3 就業相談に関する事。
職業能力開発課	1 被災離職者の再就職促進のための職業能力開発に関する事。 2 技術専門学校・あしたか職業訓練校の訓練生の安否等に関する事。

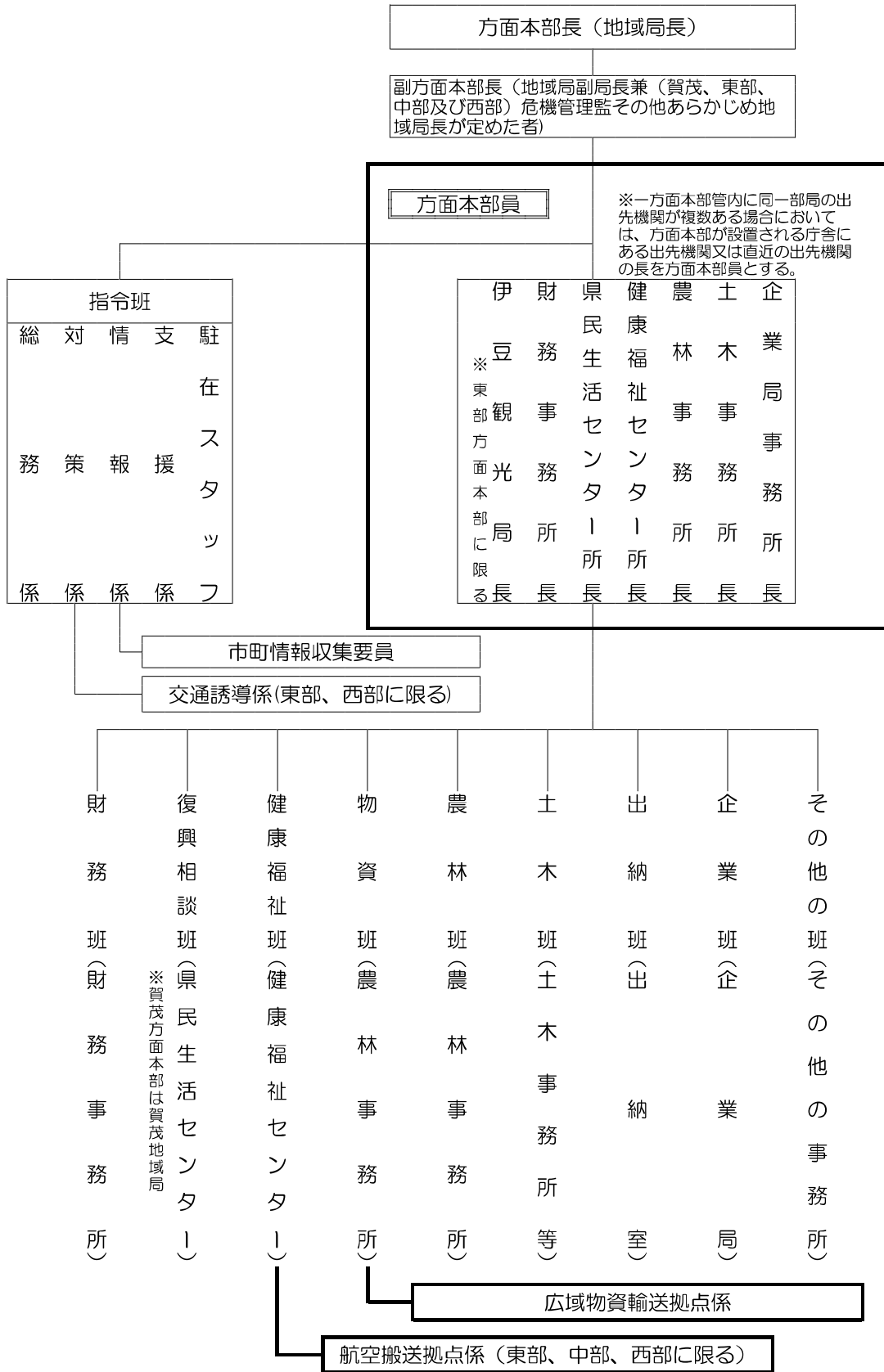
区 分	事 務 分 掌
商工業班	
商工振興課	1 産業経済会館及びインキュベートセンターの被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 商工業関係の被害の取りまとめに関する事。
企業立地推進課	1 浜松内陸コンテナ基地の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 静岡県医療健康産業研究開発センターの被害調査及び災害応急対策に関する事
商工金融課	1 中小企業に対する災害金融支援に関する事。 2 労働金庫の業務指導に関する事。
経営支援課	商工3団体の被害状況の把握に関する事。
地域産業課	1 鉢山及び休廃止鉢山の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 緊急物資（生活必需品）及び復旧資材の調達及びあっせんに関する事。
農業班	
農業戦略課	1 農作物・生産施設等の被害の取りまとめに関する事。 2 農作物等被害の技術対策に関する事。 3 農業団体に対する災害応急対策の応援協力要請に関する事。 4 AOl-PARC(先端農業推進拠点)の被害調査及び災害応急対策に関する事。
農業ビジネス課	1 農林大学校の学生の安否等に関する事。 2 農業災害補償に関する事。 3 農業者の災害金融に関する事。
地域農業課	保管農業の安全対策に関する事。
お茶振興課	1 農作物等の被害調査の支援に関する事。 2 農作物等被害の技術対策の支援に関する事。
農業振興課	1 農作物等の被害調査の支援に関する事。 2 農作物等被害の技術対策の支援に関する事。 3 県内業者からの緊急物資（主食）の調達及びあっせんに関する事。
畜産振興課	1 家畜、家さん及び畜産施設の被害調査に関する事。 2 家畜飼料及び畜産物に関する事。 3 家畜の衛生対策に関する事。
農地班	
農地計画課	1 農地・農業用施設 の被害の調査及び災害応急対策に関する事。 2 関係機関との連絡・総合調整に関する事。
農地整備課	1 農地・農業用施設 の被害の調査及び災害応急対策に関する事。 2 県有土地改良施設（農地防災ダム）の被害状況等の連絡及び報告体制の整備に関する事。
農地保全課	1 農地班の防災関係業務の取りまとめに関する事。 2 農地・農業用施設の被害の調査及び取りまとめに関する事。 3 土地改良施設の地震防災応急対策の促進に関する事。 4 県有土地改良施設（農地海岸）の被害状況等の連絡及び報告体制の整備に関する事。
農地利用課	農地・農業用施設の被害の調査及び取りまとめに関する事。
森林・林業班	
森林計画課	1 森林・林業班の防災関係業務の取りまとめに関する事。 2 森林・林業全般にわたる災害の取りまとめ、及び総合調整に関する事。
林業振興課	1 林産物及び林業施設の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 応急復旧製材品及び合板の調達及びあっせんに関する事。 3 林業団体に対する災害応急対策の応援協力要請に関する事。 4 林業者の災害金融に関する事。
森林整備課	1 造林地等の被害調査に関する事。 2 森林火災の被害調査に関する事。 3 林道関係の調査及び災害応急対策に関する事。 4 県営林の被害調査に関する事。
森林保全課	1 治山関係の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 保安林の被害調査に関する事。 3 県有防災林の被害調査に関する事。 4 林地開発許可地の被害調査に関する事。
水産・海洋班	
水産振興課	1 水産物・水産関係施設、水産業団体等の被害の取りまとめに関する事。 2 水産業団体に対する災害応急対策の応援協力要請に関する事。 3 漁船、養殖施設等水産関係の災害復旧に関する事。 4 漁業災害補償に関する事。 5 漁業者の災害金融に関する事。 6 県内業者からの緊急物資（水産物）の調達及びあっせんに関する事。 7 漁業高等学園の学生の安否等に関する事。
水産資源課	1 部所管取締船舶による海上輸送に関する事。 2 海上輸送に係る漁船調達の要請に関する事。

区 分	事 務 分 掌
交通基盤部	
交通基盤政策管理班	
総務課	1 部内職員の参集状況及び安否の取りまとめに関する事。 2 部内各班の連絡調整のうち総務的分野に関する事。 3 応援計画に基づく部内職員の動員及び派遣に関する事。
経理課	1 国等機関との対応に関する事。 2 災害復旧事業の予算の取りまとめ。 3 部内の庁舎、公舎、設備の被害の取りまとめに関する事。 4 部内の庁舎、公舎、設備の災害応急対策の取りまとめに関する事。
建設政策課	部内の災害対策に係る広報の窓口。
建設経済班	
建設業課	建設業者の災害出勤状況の取りまとめに関する事。
公共用地課	廃川廃道敷の被害調査及び災害応急対策への応急使用に関する事。
技術調査課	土木事務総合電算システムの機能復旧に関する事。
工事検査課	農林土木工事積算施工管理システムの機能復旧に関する事。
建築管理班	
建築企画課	1 解体関係団体との連絡調整に関する事。
建築工事課	2 施工中の県有建築物、県有建築設備の地震災害応急対策に関する事。
設備課	3 災害対策本部くらし・環境部建築住宅班、方面本部土木班との連携・支援に関する事。 4 管財課の支援に関する事。
道路班	
道路企画課	有料道路通行料金の減免措置に係る連絡調整に関する事。
道路整備課	工事中の県管理国道及び県道の二次災害防止措置の連絡調整に関する事。
道路保全課	1 工事中の県管理国道及び県道の二次災害防止措置の連絡調整に関する事。 2 静岡県道路通行規制情報提供システムの運用に関する事。 3 道路及び橋梁の被害情報の収集に関する事。 4 災害時における道路の通行規制に関する事。 5 緊急輸送路その他道路施設の災害応急復旧、緊急輸送ルートの確保に関する事。 6 災害時における有料道路等の一時無料開放に関する協定の実施に関する事。 7 災害時における道路占有者との連絡調整に関する事。
河川砂防班	
河川砂防管理課	災害時における河川占有者との連絡調整に関する事。
河川企画課	1 ダムの被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 直轄管理の河川施設及び海岸保全施設における被災情報の収集に関する事。
河川海岸整備課	1 河川管理施設（ダムを除く）及び海岸保全施設（港湾・漁港除く）の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 河川海岸の津波、高潮対策に関する事。
土木防災課	1 部内職員の非常招集に関する事。 2 災害対策本部交通基盤部の設置、運営に関する事。 3 部内各班の連絡調整のうち情報、対策的分野に関する事。 4 水防本部及び水防活動に関する事。 5 公共土木施設災害復旧事業の総括に関する事。
砂防課	1 砂防関係施設の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 土砂災害危険箇所の被害調査及び災害応急対策に関する事。 3 斜面危険度判定に関する事。 4 土砂災害警戒情報の発表等の運用に関する事。
港湾班	
港湾企画課	1 港湾内の緊急物資集積場所の確保に関する事。
港湾振興課	2 港湾の被災情報の収集に関する事。 3 災害時における管理水域内の危険箇所等への標識の設置に関する事。
港湾整備課	1 防災拠点港湾及び防災港湾等の港湾施設の応急復旧に関する事。 2 緊急物資保管等の港湾内用地及び航路啓開等の緊急輸送機能の確保に関する事。 3 港湾海岸保全施設の応急復旧に関する事。
漁港整備課	1 漁港施設等の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 防災港湾等の漁港施設の応急復旧、航路啓開等緊急輸送機能の確保に関する事。
都市班	
都市計画課	都市復興基本計画を基にした都市計画案の作成指導及び決定（被災市街地復興推進地域の決定を含む。）に関する事。
土地対策課	1 施行中の土地利用事業箇所の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 施行中の大規模な開発行為箇所の被害調査及び災害応急対策に関する事。
景観まちづくり課	1 都市班の防災関係業務の取りまとめに関する事。 2 施行中の土地区画整理事業地、市街地再開発事業地の被害調査及び災害応急対策に関する事。
街路整備課	1 施行中の都市施設（街路）の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 都市施設の被害の取りまとめ及び国への報告に関する事。
生活排水課	1 下水道・流域下水道の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 下水道施設の復旧に係る広域支援に関する事。 3 流域関連公共下水道の使用の制限に関する事。 4 農業集落排水施設の被害調査に関する事。
公園緑地課	都市公園の被害調査及び災害応急対策に関する事。
地域交通課	自動車運送業者による臨時バスの要請に関する事。

区 分	事 務 分 掌	
出納部		
出納第1班		
会計総務課	1 部内各班の連絡調整に関する事。 2 部内の災害応急対策の推進に関する事。 3 部内職員の動員及び要員の確保に関する事。 4 部内職員の安否の取りまとめに関する事。 5 災害時の義援金の保管に関する事。	
会計支援課	1 災害時の会計処理体制に関する事。 2 指定金融機関等の営業状況の情報収集に関する事。	
出納審査課	災害時の会計書類の保管に関する事。	
集中化推進課	給与・旅費等の支払に関する事。	
出納第2班		
用度課	1 車両用燃料の緊急調達に関する事。 2 本部必要物品の調達支援・相談に関する事。 3 本庁集中管理車（協定に基づく調達車両を含む。）の配車に関する事。 4 コピーセンターの機能確保に関する事。	
企業部		
総括班		
経営課	1 部内各室の連絡調整に関する事。 2 部内の災害応急対策の推進に関する事。 3 部内職員の動員及び要員の確保に関する事。 4 部内職員の安否の取りまとめに関する事。 5 企業部関係の被害及び災害応急対策の取りまとめに関する事。	
水道企画班		
水道企画課	1 部所管の工業用水道及び水道施設の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 部所管の工業用水道及び水道施設の復旧に係る広域支援に関する事。	
地域整備班		
地域整備課	1 分譲・造成中の地域振興整備事業用地の被害調査及び災害応急対策に関する事。	
がんセンター部		
がんセンター県庁駐在班		
がんセンター県庁駐在	1 部内職員の動員及び要員の確保に関する事。 2 部内職員の安否の取りまとめに関する事。 3 県立静岡がんセンターとの連絡調整に関する事。 4 県立静岡がんセンターの被害調査及び災害応急対策に関する事。	
議会部		
総務班		
総務課	1 部内各班の連絡調整に関する事。 2 部内の災害応急対策の推進に関する事。 3 部内職員の動員及び要員の確保に関する事。 4 部内職員の安否の取りまとめに関する事。 5 部関係の被害の取りまとめに関する事。 6 職員との連絡に関する事。	
秘書室	正副議長との連絡に関する事。	
議会班		
議事課	議会の会議に関する事。	
災害情報連絡班		
政策調査課	議員との連絡及び調査活動に関する事。	
人事委員会部		
人事第1班		
総務課	1 人事委員会部、監査委員部及び労働委員会部の各部各班の連絡調整に関する事。 2 人事委員会部、監査委員部及び労働委員会部の各部各班の災害応急対策の推進に関する事。 3 人事委員会部、監査委員部及び労働委員会部の各部各班の動員及び要員の確保に関する事。 4 人事委員会部、監査委員部及び労働委員会部の各部各班の安否の取りまとめに関する事。 5 人事委員会委員の安否に関する事。	
人事第2班		
給与審査課	災害時の給与分割支給に係る承認申請に関する事。	
人事第3班		
職員課	災害時の職員採用試験の実施等に関する事。	
監査委員部		
監査班		
監査課	1 監査委員部の連絡体制及び職員の動員計画に関する事。 2 監査委員及び監査委員部の職員の安否に関する事。	
労働委員会部		
労働班		
調整審査課	1 災害時の労働委員会部の連絡体制及び職員の動員計画に関する事。 2 災害時の労働委員会委員及び労働委員会部の職員の安否に関する事。	

区 分	事 務 分 掌
収用委員会部	
収用班	
審理調整課	1 部内の連絡調整に関すること。 2 部内の災害応急対策の推進に関すること。 3 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 4 部内職員の安否の取りまとめに関すること。 5 委員の安否確認に関すること。
教育部	
教育総務班	
教育総務課	1 教育委員の安否に関すること。 2 他県に対する応援教職員等の派遣要請及び受け入れ調整に関すること。
教育政策班	
教育政策課	1 総合教育センター研修生の安全確保の支援に関すること。 2 被災児童生徒の教育相談に関すること。 3 教育総合ネットワークシステムの機能確保に関すること。 4 教育総合ネットワークシステムの機能復旧に関すること。
教育DX推進班	
教育DX推進課	1 教育総合ネットワークシステムの機能確保に関すること。 2 教育総合ネットワークシステムの機能復旧に関すること。
財務班	
財務課	1 災害対策事業の予算のとりまとめ
教育施設班	
教育施設課	1 教育施設の応急危険度判定に関すること。 2 教育施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。
教育厚生班	
教育厚生課	1 教職員の災害補償に関すること。 2 被災時に係る共済組合及び教職員互助組合との連携に関すること。 3 被災教職員の教職員住宅確保の支援に関すること。 4 教職員の健康管理に関すること。
義務教育班	
義務教育課	1 市町立学校（園）の応急教育に関すること。 2 市町立学校（園）に係る教科書、学用品の確保に関すること。 3 市町立学校（園）の教職員の確保に関すること。 4 教育再開に向けた対応に関すること。
高校教育班	
高校教育課	1 県立高等学校の応急教育に関すること。 2 県立高等学校に係る教科書、学用品の確保に関すること。 3 県立高等学校の教職員の確保に関すること。 4 教育再開に向けた対応に関すること。 5 所管船舶による海上輸送に関すること。
特別支援教育班	
特別支援教育課	1 県立特別支援学校の応急教育に関すること。 2 県立特別支援学校に係る教科書、学用品の確保に関すること。 3 県立特別支援学校の教職員の確保に関すること。 4 教育再開に向けた対応に関すること。
健康体育班	
健康体育課	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部内の災害応急対策の推進に関すること。 3 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 4 部内職員の安否の取りまとめに関すること。 5 教職員の動員及び調整に関すること。 6 公立学校（園）の幼児、児童、生徒の避難その他の対策に関すること。 7 公立学校（園）の被害状況の情報収集に関すること。 8 公立学校（園）における災害応急対策に関すること。 9 公立学校（園）への避難所設置に伴う運営協力等に関すること。 10 公立学校（園）の給食施設の災害時の活用に関すること。 11 休校その他学校管理に関すること。 12 教育関係広報の取りまとめに関すること。
社会教育班	
社会教育課	1 社会教育施設の災害応急対策と連絡調整に関すること。 2 青少年団体のボランティア活動に関すること。 3 青少年教育施設の災害応急対策と連絡調整に関すること。 4 避難所としての青少年施設のあっせんに関すること。
警察部	
警察班	
災害対策課	1 警察の実施する災害応急対策の本部長への報告に関すること。 2 関係部との連絡調整に関すること。
中央連絡部	
中央連絡班	
東京事務所	1 政府、政党、上級機関に対する広報、陳情に関すること。 2 中央情報の収集に関すること。

別表方面本部の1 「静岡県災害対策本部方面本部編制図」



別表方面本部の2 「静岡県災害対策本部方面本部編制表」

区分	賀茂方面本部	東部方面本部	中部方面本部	西部方面本部
所管区域	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	熱海市、伊東市、沼津市、三島市、裾野市、御殿場市、富士市、富士宮市、伊豆の国市、伊豆市、函南町、清水町、長泉町、小山町	静岡市、藤枝市、焼津市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町	浜松市、湖西市、磐田市、袋井市、掛川市、御前崎市、菊川市、森町
方面本部長	賀茂地域局長	東部地域局長	中部地域局長	西部地域局長
副方面本部長	地域局副局長兼（賀茂、東部、中部及び西部）危機管理監その他あらかじめ地域局長が定めた者			
方面本部員	下田財務事務所長 賀茂健康福祉センター所長 賀茂農林事務所長 下田土木事務所長	伊豆観光局長 沼津財務事務所長 東部県民生活センター所長 東部健康福祉センター所長 東部農林事務所長 沼津土木事務所長 企業局東部事務所長	藤枝財務事務所長 中部県民生活センター所長 中部健康福祉センター所長 志太榛原農林事務所長 島田土木事務所長	磐田財務事務所長 西部県民生活センター所長 西部健康福祉センター所長 中遠農林事務所長 袋井土木事務所長 企業局西部事務所長
方面本部員会議	方面本部長、副方面本部長、方面本部員又は副班長			
方面本部対策会議	方面本部長、副方面本部長、方面本部長が指定した副班長			
副班長	あらかじめ地域局長等が定めた者			
方面本部指令班	あらかじめ地域局長等が指名した者で構成			
方面本部各班				
財務班	下田財務事務所	熱海財務事務所 沼津財務事務所 富士財務事務所	静岡財務事務所 藤枝財務事務所	磐田財務事務所 浜松財務事務所
復興相談班	賀茂地域局（賀茂広域消費生活センター）	東部県民生活センター	中部県民生活センター	西部県民生活センター
健康福祉班	賀茂健康福祉センター	熱海健康福祉センター 東部健康福祉センター 御殿場健康福祉センター 富士健康福祉センター	中部健康福祉センター	西部健康福祉センター
物資班	賀茂農林事務所	東部農林事務所 富士農林事務所	志太榛原農林事務所 中部農林事務所	中遠農林事務所 西部農林事務所
農林班	賀茂農林事務所	東部農林事務所 富士農林事務所	志太榛原農林事務所 中部農林事務所	中遠農林事務所 西部農林事務所
土木班	下田土木事務所	熱海土木事務所 沼津土木事務所 富士土木事務所 田子の浦港管理事務所	静岡土木事務所 島田土木事務所 清水港管理局 焼津漁港管理事務所	袋井土木事務所 浜松土木事務所 御前崎港管理事務所
出納班	賀茂出納室	東部出納室	中部出納室	西部出納室
企業班		企業局東部事務所	企業局西部事務所榛南出張所	企業局西部事務所
その他の班	農林技術研究所伊豆農業研究センター 水産・海洋技術研究所伊豆分場	伊豆観光局 看護専門学校 吉原林間学園 静岡がんセンター 畜産技術研究所 水産・海洋技術研究所富士養鱈場 工業技術研究所沼津工業技術支援センター 工業技術研究所富士工業技術支援センター 工科短期大学校沼津キャンパス あしたか職業訓練校 静東教育事務所 静岡県富士山世界遺産センター	消防学校 県立美術館 環境衛生科学研究所 農林技術研究所果樹研究センター 水産・海洋技術研究所 工業技術研究所 漁業高等学園 工科短期大学校 計量検定所 中央図書館 焼津青少年の家 埋蔵文化財センター 女性相談センター ふじのくに地球環境史ミュージアム 環境放射線監視センター ふじのくに茶の都ミュージアム	三方原学園 磐田学園 食肉衛生検査所 動物管理指導センター 農林技術研究所 農林技術研究所茶業研究センター 農林技術研究所森林・林業研究センター 畜産技術研究所中小家畜研究センター 水産・海洋技術研究所浜名湖分場 工業技術研究所浜松工業技術支援センター 農林環境専門職大学・短期大学部 浜松技術専門学校 静岡県総合教育センター 観音山少年自然の家 静西教育事務所

別表方面本部の3 「静岡県災害対策本部方面本部各班の事務分掌」

(1) 各班共通事務

区分	事務分掌
組織運営に係る事務	1 所管業務に係る情報伝達及び発信に関すること。 2 所属職員の所在及び安否の確認に関すること。 3 所属職員の動員に関すること。 4 関係機関等との連絡に関すること。 5 班の設置及び運営に関すること。
事業執行に係る事務 (該当する事務の所管所属に共通)	1 所管県有施設の被害状況の把握に関すること。 2 所管施設及び所管業務の災害応急対策の推進に関すること。 3 災害復旧事業に係る被害調査に関すること。 4 災害復旧事業計画の策定に関すること。 5 災害復旧事業の実施に関すること。 6 所管災害応急対策業務に係る記録の作成及び整理に関すること。 7 所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の受入れに関すること。 8 その他特命事項に関すること。

(2) 班別事務分掌

班名	事務分掌
指令班	<総務係> 1 方面本部の設置及び運営に関すること。 2 方面本部員会議及び方面本部対策会議に関すること。 3 方面本部の経理に関すること。 4 県現地災害対策本部の受入れに関すること。 5 方面本部各班との連絡調整に関すること。 6 方面本部要員の生活維持に関すること。 7 国、他県等関係機関への要請、陳情等の調査・整理に関すること。 8 国の機関、国会議員・県議会議員等の視察・調査に関すること。 9 管内市町、その他機関の広報要請の受理及び県本部への伝達に関すること。 10 資料提供等報道機関への対応に関すること。 11 災害応急対策の進捗状況写真及びその他の状況の写真的収集整理に関すること。 12 災害時の県民からの問合せへの対応に関すること。 13 災害ボランティア活動の支援に関すること。 14 県災害ボランティア市町支援チームの受入れに関すること。 15 方面本部内の職員配分の調整に関すること 16 管内の被害状況、災害応急対策実施状況等の取りまとめ及び方面本部員会議等に係る資料の調製に関すること 17 職員の参集状況の取りまとめに関すること。 18 業務調整要員の調整に関すること。
	<対策係> 1 方面本部各班の災害応急対策の実施の総括に関すること。 2 原子力発電所に関すること(中部・西部に限る。) ※原子力災害対策(警戒)本部を設置する場合は、当該業務を優先する。 3 各ライフライン及び危険物施設の被害状況の取りまとめ及び復旧促進に関すること。 4 管内市町、防災関係機関、企業及び県民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関すること。 5 県民からの要請の処理に関すること。 6 災害救助法の適用申請に関すること。 7 県本部指令部対策班空港現地運用班への職員派遣の調整に関すること(賀茂を除く。) 8 救助作業隊の派遣に関すること。 9 他県等応援職員の受入れに関すること。 10 管内の災害応急対策の実施の総括に関すること。 11 方面本部各班の災害応急対策の調整に関すること。 12 管内の広域応援部隊等(DMATを除く)の受入・活動調整に関すること。 13 緊急輸送ルートを選定及び指示に関すること。 14 管内の道路、港湾、ヘリポート等災害応急対策の実施に必要な施設等の情報の収集・整理に関すること。 15 港湾、空港を使用した緊急物資の受入指示に関すること。 16 被災者生活再建支援法の適用申請に関すること。 17 管内市町の重要施設に関する燃料備蓄状況の把握に関すること ----- <交通誘導係> 進出拠点の設置運営に関すること(東部・西部に限る。)。

区分	事務分掌
指令班	<p><情報係></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管内の被害情報及び災害応急対策実施状況の整理・分析に関する事。 2 地震、気象情報、交通情報、社会状況等、情報の収集伝達に関する事。 3 管内市町、方面本部各班の被害報告の取りまとめ、記録の作成及び県本部への報告に関する事。 4 市町情報収集要員の派遣に関する事。 5 市町村行政機能チェックリストのとりまとめに関する事。 6 管内市町における災害応急対策実施状況の収集及び県本部からの指示・情報の受領に関する事。 7 防災行政無線等の利用調整に関する事。 8 県防災行政無線、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）等の情報伝達手段の機能確保に関する事。 9 市町からの支援要請に係る文書の収受に関する事。
	<p><市町情報収集要員></p> <p>派遣された市町に関する情報の収集及び連絡調整等に関する事。</p>
	<p><支援係></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市町災害対策本部の運営支援に関する事。 2 管内市町の災害応急対策の代行調整に関する事。 3 管内の市町に対する応援に関する事。 4 他の係の業務支援に関する事。
	<p><駐在スタッフ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総合庁舎内方面本部要員の生活維持に関する事。 2 総合庁舎内各班の業務等の情報収集に関する事。 3 参集する業務調整要員の参集状況の把握及び管理に関する事。 4 総合庁舎の地震防災応急対策実施に関する事（北遠総合庁舎に限る）。 5 参集する航空搬送拠点要員の参集状況の把握に関する事（浜松総合庁舎に限る。）。 6 総合庁舎内の各班の業務支援に関する事（熱海総合庁舎に限る。）。
財務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合庁舎の被害状況の取りまとめ及び緊急機能確保措置（故障等不具合への対応等）に関する事。 2 災害による県税の救済措置の実施に関する事。
復興相談班	<ol style="list-style-type: none"> 1 震災復興相談センターの運営に関する事。 2 生活必需物資の価格需給動向の調査及び安定供給の確保並びに苦情処理の対策に関する事。
健康福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法及び被災者生活再建支援法による応急救助事務の実施に関する事。 2 健康福祉センター所管事項の被害の調査及び取りまとめに関する事。 3 り災低所得者、身体障害者、知的障害者、児童、老人、母子世帯等の援護に関する事。 4 市町社会福祉協議会が行なう生活福祉資金の貸付に関する事。 5 市町に対する災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付に関する事。 6 義援金に関する事。 7 り災者の健康支援に関する事。 8 り災者の精神保健対策に関する事。 9 救護所等の設置に関する事。 10 医療救護の調整に関する事。 11 医師その他の医療応援班の派遣に関する事。 12 医療救護施設の被害調査及び災害応急対策に関する事。 13 災害時の遺体の検案医師及び身元確認に必要な歯科医師の確保に関する事。 14 被災地の防疫に関する事。 15 難病患者等の支援に関する事。 16 り災妊産婦、新生児の医療に関する事。 17 食品衛生及び生活衛生営業サービス（公衆浴場、理容等）の確保に関する事。 18 動物園等の被害調査及び安全対策に関する事。 19 動物の愛護管理に関する事。 20 遺体収容所の設置状況の把握に関する事。 21 遺体搬送車両の調達及びあっせんに関する事。 22 遺体措置に係る資器材の調達及びあっせんに関する事。 23 火葬場の被害調査及び災害応急対策に関する事。 24 遺体の埋火葬の広域調整に関する事。 25 医薬品等の確保及び供給に関する事。 26 薬剤師等の派遣に関する事。 27 清掃指導並びにし尿、生活系ごみ、瓦礫、残骸物の処理に関する事。 28 廃棄物等の処理に係る県民、事業者の指導に関する事。 29 災害廃棄物処理事業制度の運用に関する事。

区 分	事 務 分 掌
健康福祉班	30 環境衛生施設の復旧指導に関すること。 31 水道施設の被害調査及び飲料水、生活用水の供給に関すること。 32 救護班・保健師の受入に関すること。 33 毒物、劇物取扱施設の被害状況の把握に関すること。 34 航空搬送拠点の要員の派遣に関すること(東部、中部、西部に限る。) 35 航空搬送拠点の運営支援に関すること(東部、中部、西部に限る。) <航空搬送拠点係> 1 航空搬送拠点の設置運営に関すること(東部、中部、西部に限る。) 2 広域医療搬送活動に関すること(東部、中部、西部に限る。) 広域物資輸送拠点の運営支援に関すること。
物資班	<広域物資輸送拠点係> 広域物資輸送拠点の設置運営に関すること。
農林班	1 農畜産物及び林産物の被害調査に関すること。 2 農林業者の災害金融に関すること。 3 飼料及び畜産物に関すること。 4 家畜衛生伝染病予防及び防疫に関すること(家畜保健衛生所)。 5 農業災害に関する技術対策の支援に関すること。 6 農林業関係団体に対する災害応急対策の応援協力と体制に関すること。 7 保管農産物の安全管理に関すること。 8 農協施設等共同利用施設の被害調査に関すること。 9 農林業者の生活維持対策指導に関すること。 10 土地改良財産の被害調査に関すること。 11 農地防災ダムの状況報告に関すること。 12 工事中の施設の二次災害防止対策に関すること。 13 農地及び農業用施設の被害調査に関すること。 14 農地及び農業用施設災害の応急復旧に関すること。 15 治山施設及び山地災害危険地区の被害調査に関すること。 16 林業災害の応急復旧事業に関すること。 17 応急復旧用製材品及び合板の斡旋に関すること。 18 森林火災に関すること。 19 造林地等の被害調査に関すること。 20 県営林の被害調査に関すること。 21 孤立防止、代替輸送機能に関する農林道の整備に関すること。 22 農林土木工事設計積算施工管理システムの機能復旧に関すること。 23 保安林の被害調査に関すること。 24 県有防災林の被害調査に関すること。 25 大井川用水施設の点検及び操作に関すること(志太榛原農林事務所)。
土木班	1 通信手段の運用に関すること。 2 所有車両の運用に関すること。 3 緊急輸送路の輸送機能の確保に関すること。 4 港湾・漁港による輸送機能の確保に関すること。 5 水防活動に関すること。 6 防災情報施設の操作に関すること。 7 津波防護施設の操作に関すること。 8 水面に関すること。 9 貯木場利用者に対する流出対策の実施の要請に関すること。 10 所管公共施設の被害情報収集及び被害調査に関すること。 11 工事中の施設の二次災害防止対策に関すること。 12 公共施設災害復旧事業の計画及び実施に関すること。 13 建設業者の確保対策に関すること。
土木班	14 土木総合電算システムの機能復旧に関すること。 15 各種台帳の管理に関すること。 16 備蓄資材の使用調整に関すること。 17 緊急物資集積場所として提供可能な空地(施設)の確保協力に関すること。 18 斜面判定士の派遣要請に関すること。 19 地震被災建築物応急危険度判定士の派遣要請及び受入れに関すること。 20 被災建築物の応急解体又は震災建築物の被災度区分判定・災害復旧の技術指導等に関する こと及び建築物の被害調査に関すること。 21 管内市町の公共土木施設に係る被害情報の収集並びに応急復旧対策の指導に関する こと。 22 施工中の開発行為、土地区画整理、土地利用事業箇所等の被害調査及び災害 応急対策の指 導に関すること。 23 所管県営住宅の被害情報収集および被害調査並びに応急修繕に関すること。 24 応急仮設住宅の建設・借上げ及び公営住宅への一時入居に関すること。

区 分	事 務 分 掌
	25 住宅被災者に対する災害融資、建築・入居相談等支援に関する事 26 流域下水道施設被災に係る関係機関との連絡及び広域応援に関する事 27 水洗便所の使用制限についての流域市町への連絡に関する事 28 港湾・漁港を利用した緊急物資の受入に関する事 29 緊急輸送ルートを選定に関する事 30 災害対策本部交通基盤部建設支援班、くらし・環境部建築住宅班との連携・支援に関する事
出納班	1 集中管理車（協定に基づく調達車両を含む）の配車に関する事 2 災害時の会計事務に関する事 3 指定金融機関等の営業状態の把握に関する事
企業班	1 所管の工業用水道及び水道施設の被害調査及び災害応急対策に関する事 2 所管の事業用地の被害調査及び災害応急対策に関する事 3 施工中の所管事業用地の被害調査及び災害応急対策に関する事
その他の班	1 所管施設及び所管業務における固有の災害応急対策に関する事 2 他の班の応援に関する事

静岡県災害対策本部（伊豆東部火山群対策）体制運営方針

平成 2 年 2 月 23 日作成
令和 4 年 4 月 1 日修正

静岡県危機管理部

第1 策定の目的

伊豆半島東部で予想されている群発地震及び火山噴火に係る災害応急対策等の的確かつ迅速に対応するため、「静岡県災害対策本部運営要領」（昭和37年12月14日施行）に基づき、静岡県本庁及び出先機関に係る警戒監視及び事前配備体制並びに静岡県災害対策本部及び方面本部に係る体制の整備について、方針を定める。

第2 本身体制

伊豆半島東部で予想されている群発地震及び火山噴火の規模・態様やそれに伴う社会の状況は、複雑多岐に変化することが想定されるため、県本部（県本庁関係部局関係課）は常に即応できるよう、噴火警戒レベル等に合わせた万全の配備体制を確保するものとする。
その他の各部各班（課）においては、職員応援等の要請に対応できるよう、日常業務の調整、部内の連絡体制の確立に努めるものとする。

第3 方面本部（出先機関）の体制

伊豆半島東部で予想される群発地震及び火山噴火に伴い、直接的に災害応急対策等の対応が必要とされる賀茂・東部方面本部（賀茂地域局・東部地域局及び管内出先機関）は、要員の参集、指令班の係・分掌・要員配備、県本部又は市町との情報伝達、出先機関相互の連携及びその他必要な事項について体制を確立するものとする。

その他の方面本部（中部・西部地域局及び管内出先機関）においては、県本部から賀茂・東部方面本部及び関係市町等への職員応援要請があった場合に対応できるよう、日常業務の執行・運営に配慮するとともに、地域局は管内出先機関との連絡体制を確立するものとする。

第4 要員の参集

- (1) 勤務中の場合
県危機管理部が、県本庁関係部局関係課、関係地域の地域等に配備体制・要員の参集を伝達する。
- (2) 勤務外の場合
県危機管理部が、県本庁関係部局関係課の要員及び関係地域の地域局等に配備体制・要員の参集を伝達する。

第5 対応部局

- (1) 事前配備体制（災害対策本部が設置される前）
県本庁関係課等、賀茂地域局・東部地域局（管内出先機関を含む。）により対応する。（別紙1 概要図参照）
- (2) 災害対策本部体制
県本部（県本庁関係課等を含む）、賀茂・東部方面本部（管内出先機関を含む。）により対応する。（別紙2 概要図参照）
その他の方面本部（中部・西部方面本部）については、応援ができる体制を確保する。

第6 防災関係機関への協力・応援要請

防災関係機関と緊密な連絡体制を確保し、事態の推移に伴い適切な協力又は応援を求め、的確な災害応急対策等を実施する。

第7 その他必要な事項

その他必要な事項については、別に定める。

噴火警戒レベル	警戒・対応の段階	静岡県本部・方面本部の体制	対応部署	備考
レベル1 (活火山であることに留意)	常時警戒監視	静岡県火山警戒班	危機管理部	通常時の対応
	群発地震に対する警戒	情報収集体制	関係課等、出先機関	別紙1の概要図を参照
	有感地震に対する警戒	警戒体制	関係課等、出先機関	別紙1の概要図を参照
レベル4 (避難準備)	低周波地震に対する警戒	災害警戒本部	本部、方面本部	別紙2の概要図を参照
	火山性微動に対する警戒	静岡県災害対策本部	本部、方面本部	別紙2の概要図を参照
レベル5 (避難)	災害の発生が切迫し、救助活動に移行する準備	静岡県災害対策本部	本部、方面本部	別紙2の概要図を参照
	救助活動等の災害応急対策	静岡県災害対策本部	本部、方面本部	別紙2の概要図を参照

※「伊豆東部の地震活動の見通しに関する情報」に応じ、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき

静岡県災害対策本部(伊豆東部火山群対策)の指令部各班等の事務分掌等

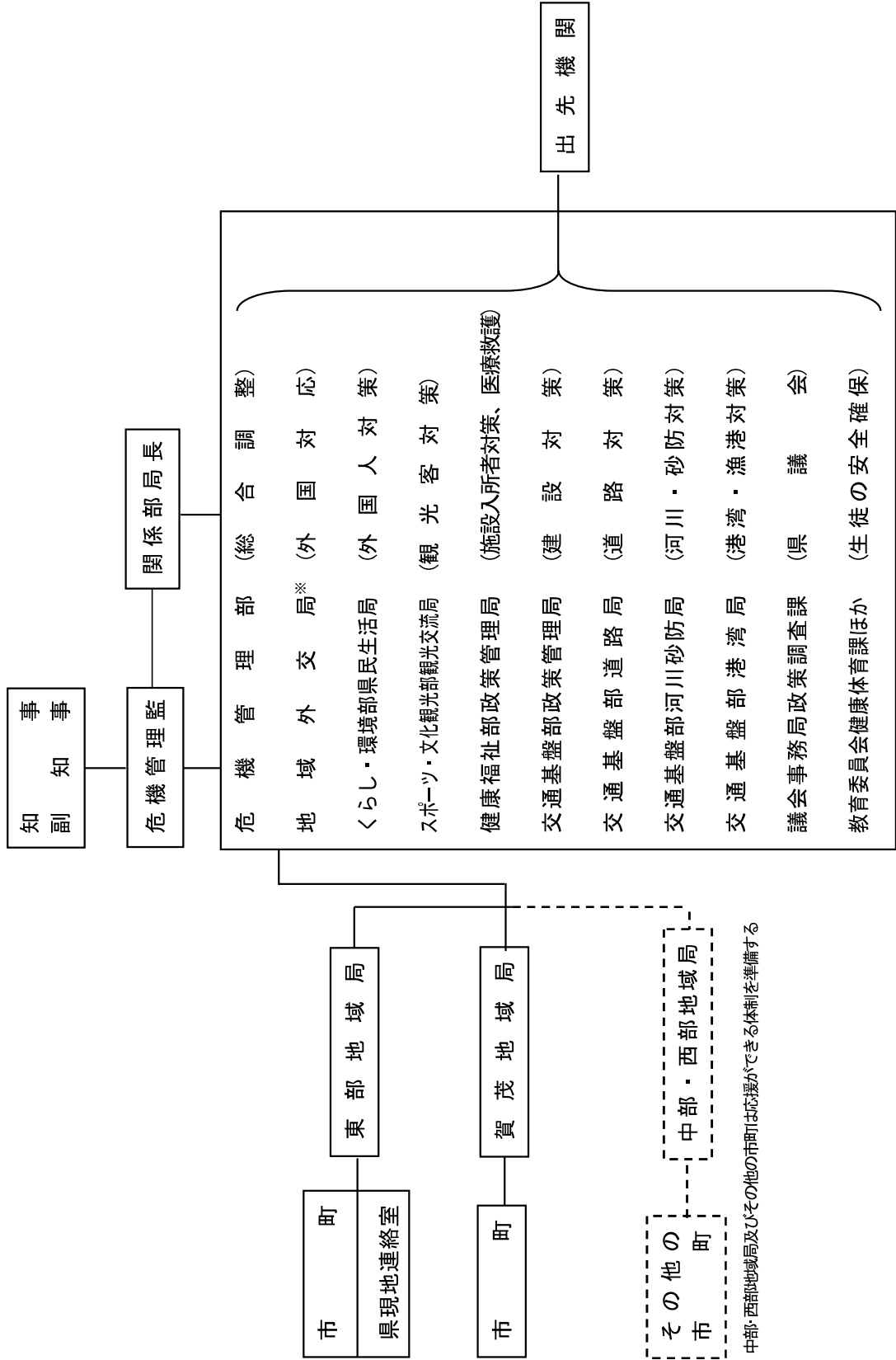
	事務分掌の内容
対策グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置及び廃止の検討 2 情報発信の管理 3 要請対応の調整 4 災害応急対策の検討・促進、記録・表示 5 要員の配備体制の運用 6 報告事項、会議資料、その他の資料の作成
情報グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害地区の作成 2 司令部内の情報共有及び関係機関への情報伝達 3 方面本部、現地連絡員との情報伝達、収集 4 各種情報の収集・整理、トリアージ 5 ISUTとの連携
支援調整グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部員会議、対策会議の開催 2 本部員との連絡調整 3 国、ボランティアとの連携 4 応援職員の調整 5 燃料の確保・調整 6 ライフライン機関との調整
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の維持及び予算措置の調整
通信班	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信統制、防炎行政無線の利用・調整 2 臨時通信手段の確保、情報映像機器の操作
広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関の対応・調整 2 記者発表、報道資料の提供 3 災害時の県民からの問合せへの対応

対策会議	災害応急対策を推進する上で必要な場合、県本部関係課等（関係班）による対策会議を開催する。
県現地連絡室	方面本部は、災害応急対策の推進の円滑化を図るため、災害現地に連絡調整のための要員を派遣し、現地連絡室を設置する。
各部連絡員	各部同との連絡調整

修正履歴

平成 2年 2月23日作成
平成 3年 4月 1日修正
平成 8年 6月25日修正
平成10年 6月30日修正
平成11年 6月30日修正
平成16年 4月 1日修正
平成17年 4月 1日修正
平成19年10月16日修正
平成21年 4月 1日修正
平成22年 4月 1日修正
平成24年 4月 1日修正
平成26年 4月 1日修正
平成27年 4月 1日修正
平成28年 4月 1日修正
平成29年 4月 1日修正
平成30年 4月 1日修正
平成31年 4月 1日修正
令和 3年 4月 1日修正
[令和 4年 4月 1日修正](#)

事前配備体制（災害対策本部（伊豆東部火山群対策）が設置される前）



※ 中部・西部地域局及びその他の市町は応援ができる体制を準備する

※ 警戒体制時

静岡県災害対策本部（伊豆東部火山群対策）体制運営細目

平成 2年 2月23日作成
平成31年 4月 1日修正

静岡県危機管理部

第1 策定の目的

伊豆半島東部で予想されている群発地震及び火山噴火に係る災害応急対策等の的確かつ迅速に対応するため、「静岡県災害対策本部運営要領」（昭和37年12月14日施行）及び「静岡県災害対策本部（伊豆東部火山群対策）体制運営方針」に基づき、静岡県本庁・出先機関に係る警戒監視及び事前準備体制並びに静岡県災害対策本部・方面本部に係る体制等について、細目を定める。

第2 群発地震・火山噴火の想定及び本部体制

伊豆半島東部で予想されている群発地震及び火山噴火は、その規模・態様がどの程度に及びものかを想定することは困難であるが、災害対策本部体制を内面的に検討する過程上の便宜や委員の災害応急対策の円滑化を図るうえで、一応の目安としてそれぞれの状況に応じた体制を想定しておくこと効果的と考え、取次ぎにより対応することを示すこととしたので、時程・地震・噴火、社会状況の想定趣旨には十分留意されたい。したがって、災害や社会の状況は複雑多岐に変化するもので、県本部各部署各課等及び各方面本部各所屬は変化する状況に常に即応できるよう、噴火警戒レベル等に応じた万全の配備体制を確保するものとする。

第3 各方面本部（出先機関）の体制

伊豆半島東部で予想されている群発地震及び火山噴火に係る災害応急対策等に関して、賀茂・東部方面本部（賀茂地域局・東部地域局及び管内出先機関）は、要員の参集、指令班の係・分掌・要員配備、本部又は市町との情報伝達、出先機関相互の連携及びその他必要な事項について体制を確立するものとする。

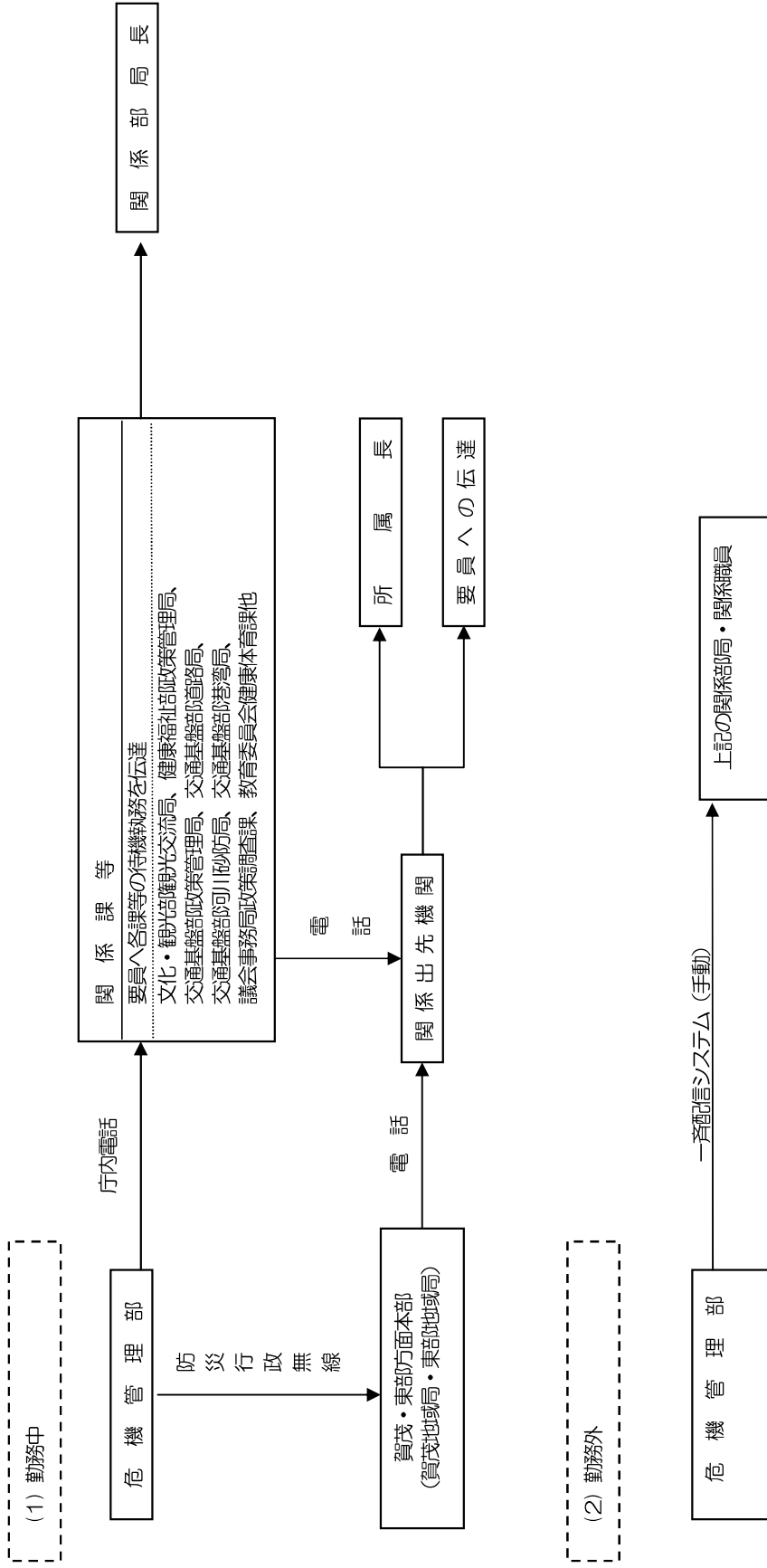
その他の方面本部（中部・西部地域局及び管内出先機関）においては、県本部から賀茂・東部方面本部及び関係市町等への職員派遣要請があった場合に対応できるよう、日常業務の執行・運営に配慮するとともに、地域局は管内出先機関との連絡体制を確立するものとする。

時程(想定)	地震・噴火の想定	気象庁の発表	噴火警戒レベル	社会状況の想定	静岡県本部・方面本部体制	本部要員配備体制	昼	夜
常時	警戒監視が必要な状況	噴火予報	噴火警戒レベル		静岡県火山警戒班	危機管理部	人	人
約1週間前 ～	地殻変動 群発地震活動開始	//	レベル1 (活火山で あることに 留意)		情報収集体制	関係各課等	13	2
約2,3時間前	顕著な地殻変動 活発な群発地震活動 震源の浅部への移動	伊豆東部の地震活動の見通しに関する情報		住民の不安募る	警戒体制	//	18	6
約2,3日前 ～	低周波地震の活発化	噴火警報 火山の状況に関する 解除情報(臨時)	レベル4 (避難準備)	要配慮者の避難始まる	災害対策本部等設置準備体制	//	18	6
約2,3時間前	低周波地震の多発 火山性微動の発生	//		一般住民の避難始まる	静岡県災害対策本部	1/2体制	44	25
火山噴火	火山噴火	噴火速報 噴火警報 火山の状況に関する 解除情報(臨時)	レベル5 (避難)	災害応急対策の実施		1/2体制	44	25
沈静化	地震・噴火沈静化	噴火予報	レベル1 (活火山で あることに 留意)※	住民帰宅 応急対策着ち着く 国・現地市等との協議	静岡県災害対策本部 廃止	全員体制	73	43

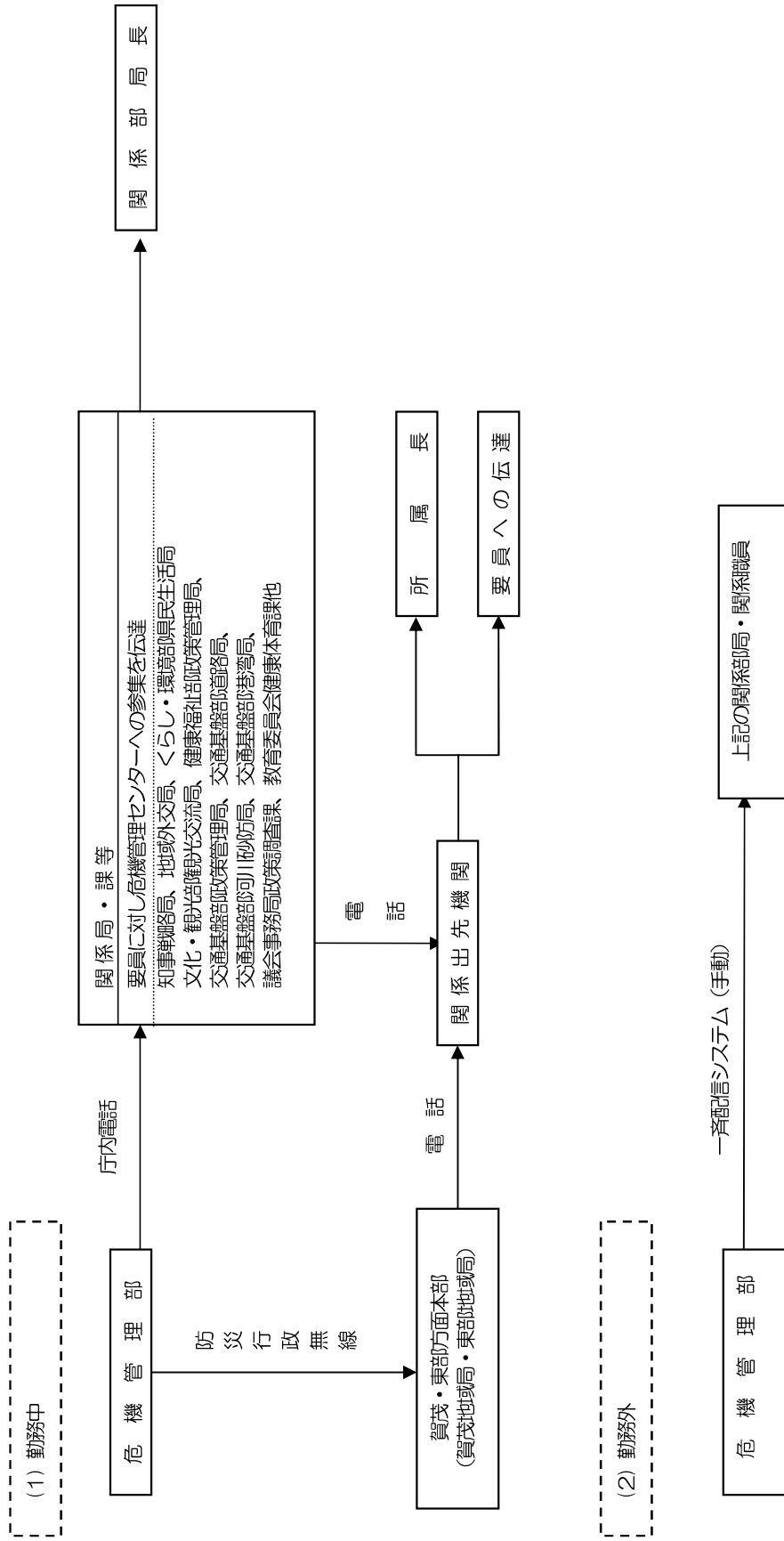
※ 火山活動が沈静化し、レベル5からレベルを下げる段階で、火山活動の状況に応じてレベル3・2が発表される場合がある。

第1章 要員の参集

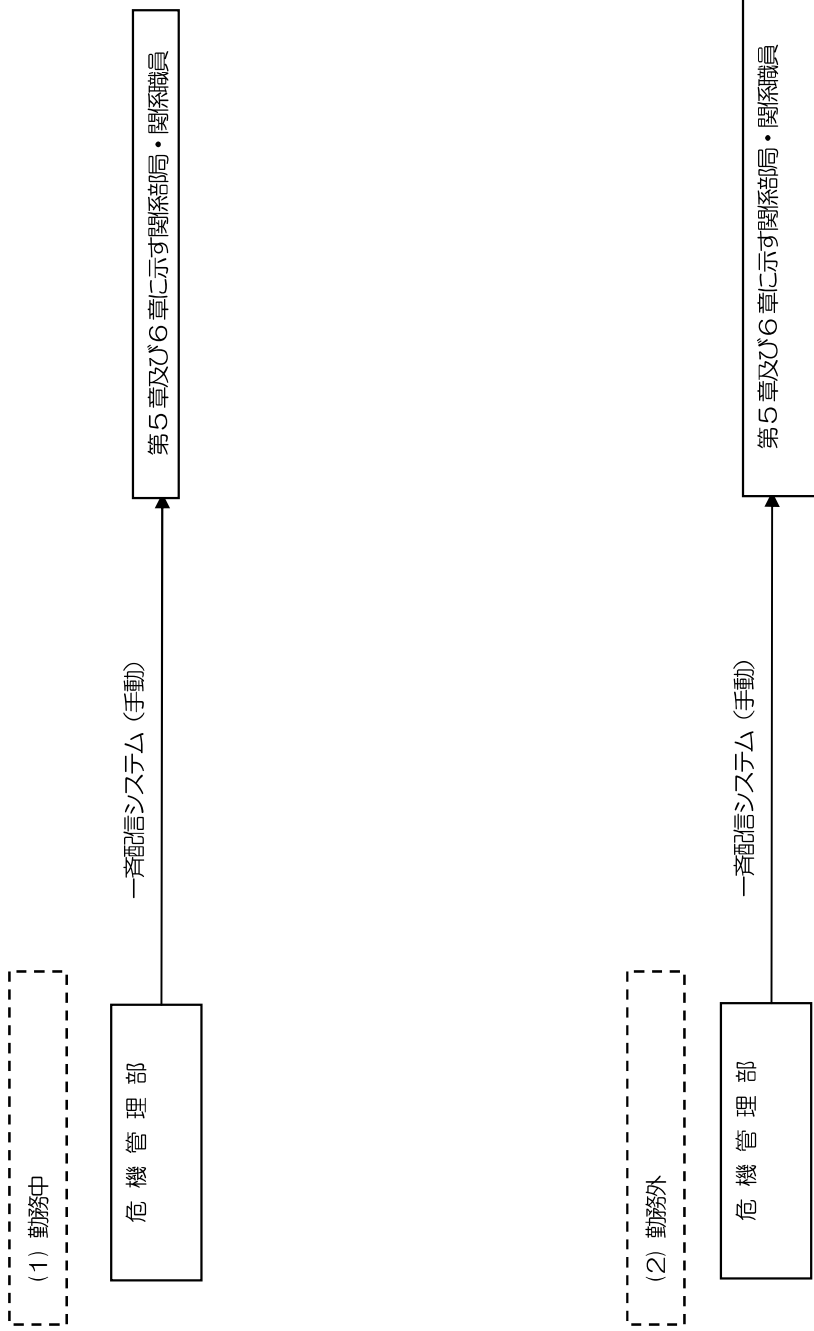
第1 情報収集体制



第2 警戒体制・災害対策本部等設置準備体制



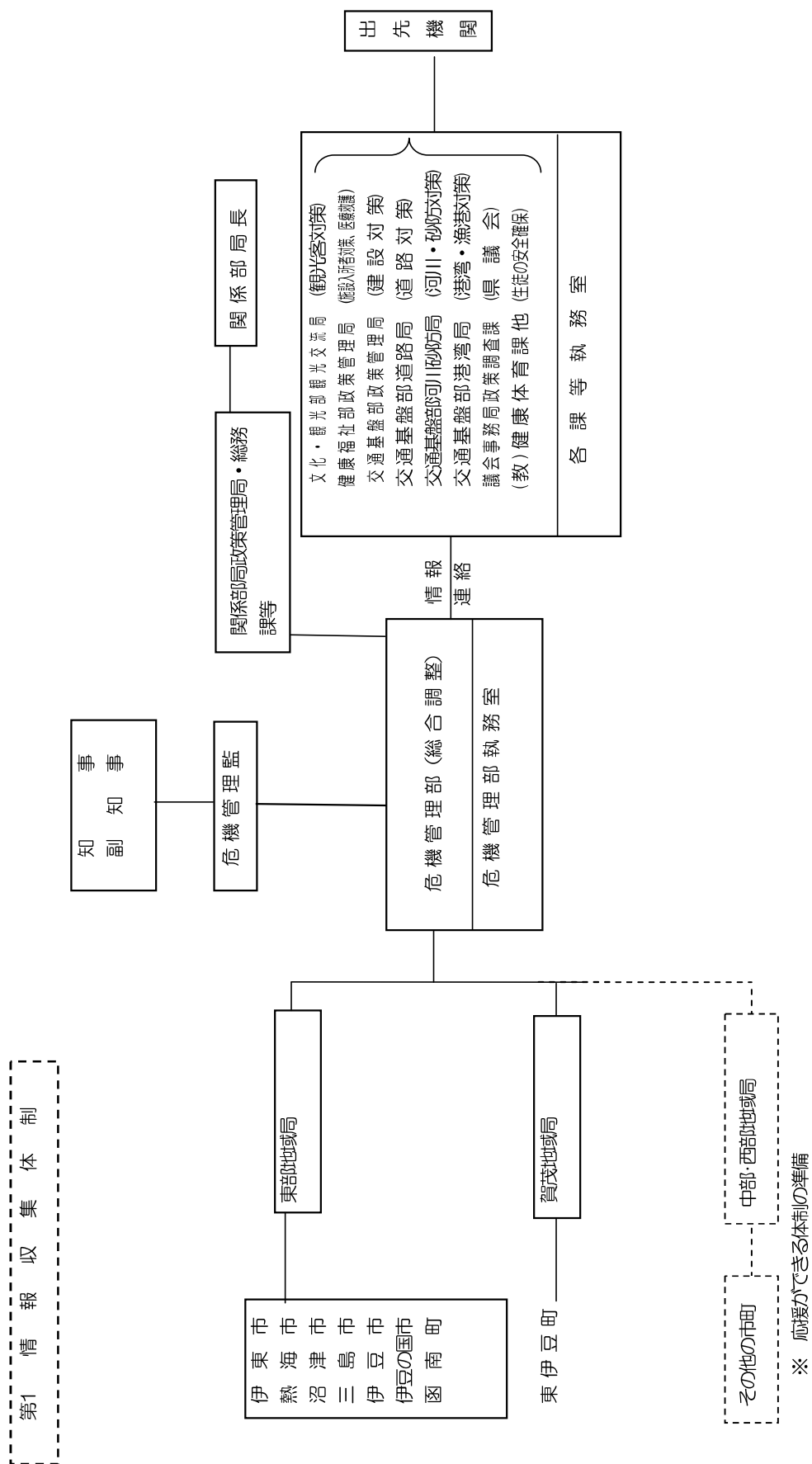
第3 災害対策本部を設置する場合



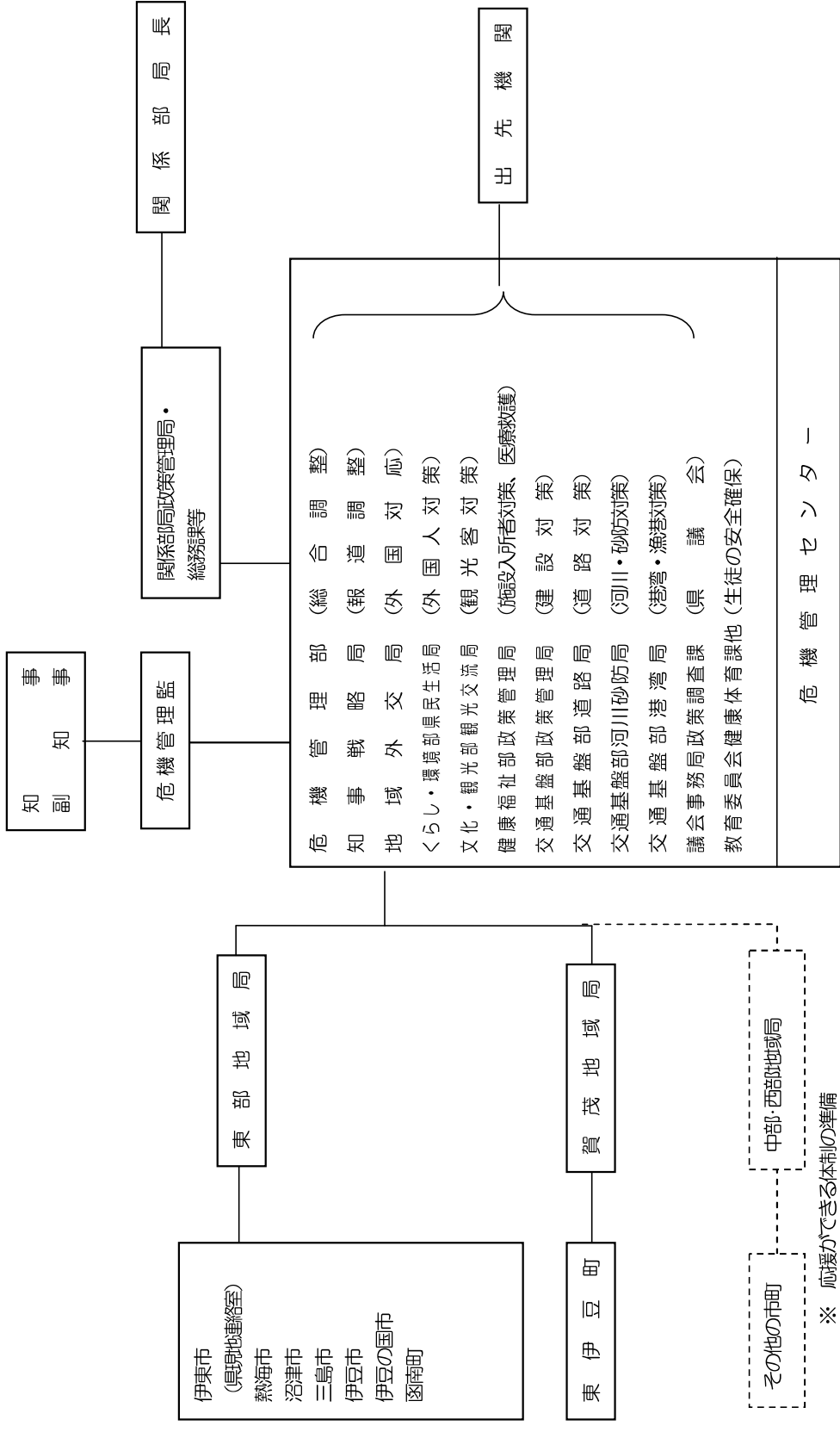
第2章 伊豆東部火山群対策に係る県本部、方面本部及び関係市町の対応の経過想定

県本部 呼称	I 情報収集体制 関係各課等13人体制 約数日前有感地震 群発地震 始まる	II 警戒体制 関係各課等18人体制 ～ 約数日前 有感地震 始まる	III 災害対策本部等設置準備体制 関係各課等18人体制 関係各課等18人体制 開始	IV 県災害対策本部 火山噴火 被害発生 災害応急対策の実施 要配慮者の避難始まる	V 県災害対策本部 全員体制(73人)
状況想定			住民の不安募る		
対応想定			情報収集、連絡活動、住民 避難の行政対応の準備	災害時要配慮者の避難対応、関係機関の 内訳対応の依頼・確認	災害応急対策の実施
県本部	危機管理部 文化・観光部観光交流局 健康福祉部政策管理局 交通基盤部政策管理局 交通基盤部道路局 交通基盤部河川砂防局 交通基盤部港湾局 議会事務局政策調査課 教育委員会健康体育課 その他必要な各課・室	危機管理部 知事戦略局 地域外交局 くらし・課観光部観光交流局 文化・観光部観光交流局 健康福祉部政策管理局 交通基盤部政策管理局 交通基盤部道路局 交通基盤部河川砂防局 交通基盤部港湾局 議会事務局政策調査課 教育委員会健康体育課 その他必要な各課・室	同 左	本 部 員 知事以下関係部局長 指令部職員 総括班 対策班 各部連絡員 情報班(情報管理S) 情報班(窓口S) 総務班 通信班 広報班 各部局各班(課・室)	同 左
関係方面本部	東部地域局 賀茂地域局 熱海健康福祉センター 下田土木事務所 熱海土木事務所 沼津土木事務所 東部健康福祉センター 賀茂健康福祉センター その他必要な出先機関	東部地域局 賀茂地域局 熱海健康福祉センター 下田土木事務所 熱海土木事務所 沼津土木事務所 東部健康福祉センター 賀茂健康福祉センター その他必要な出先機関 現地連絡室	同 左	東部方面本部 賀茂方面本部 方面本部構成出先機関 現地連絡室 その他必要な方面本部	同 左
関係市町	伊東市 熱海市 東伊豆町 沼津市 三島市 伊豆市 函南町 伊豆の国市 (状況による市町)	同 左	同 左	同 左	同 左

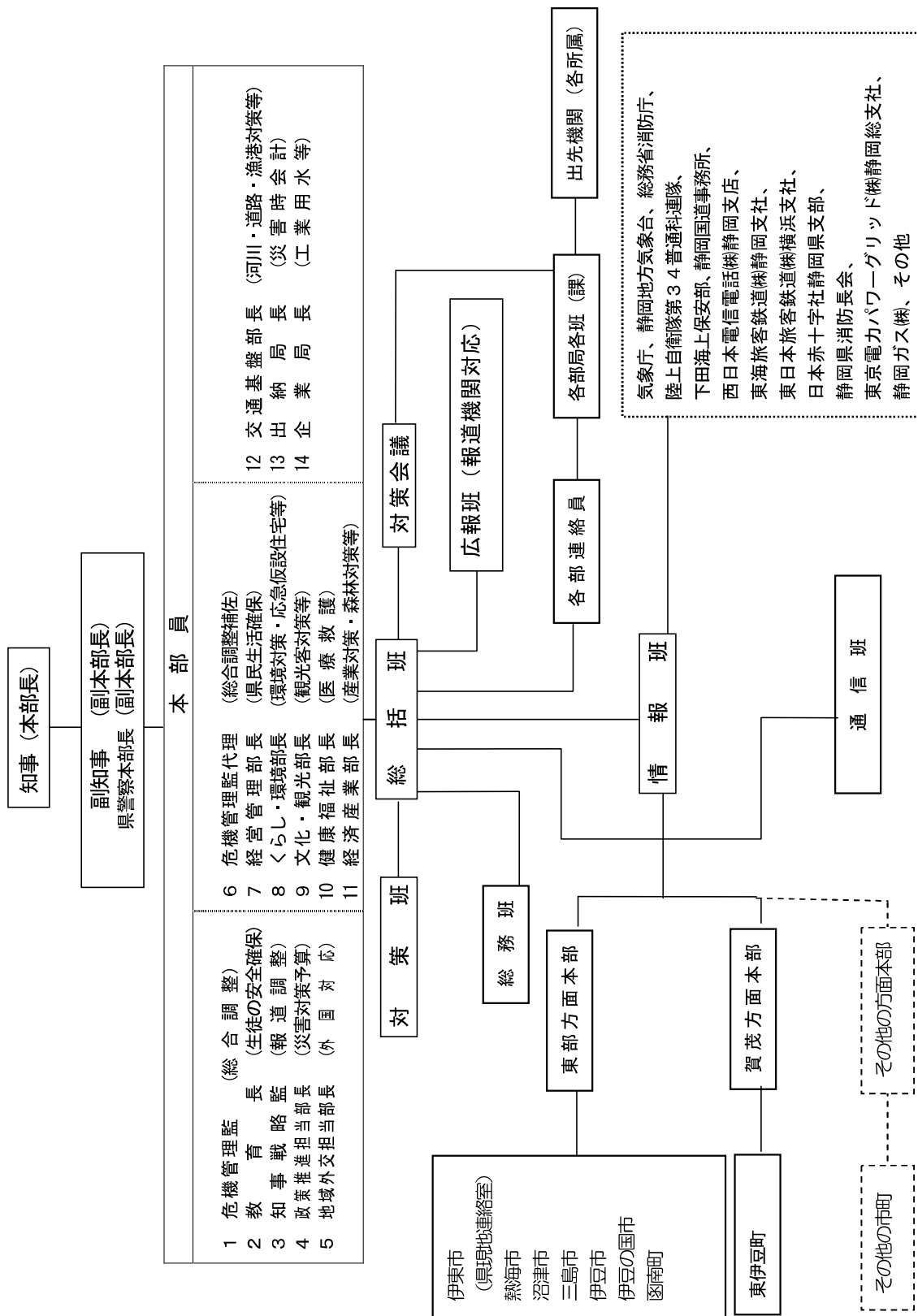
第3章 伊豆東部火山群対策に係る対応概要図



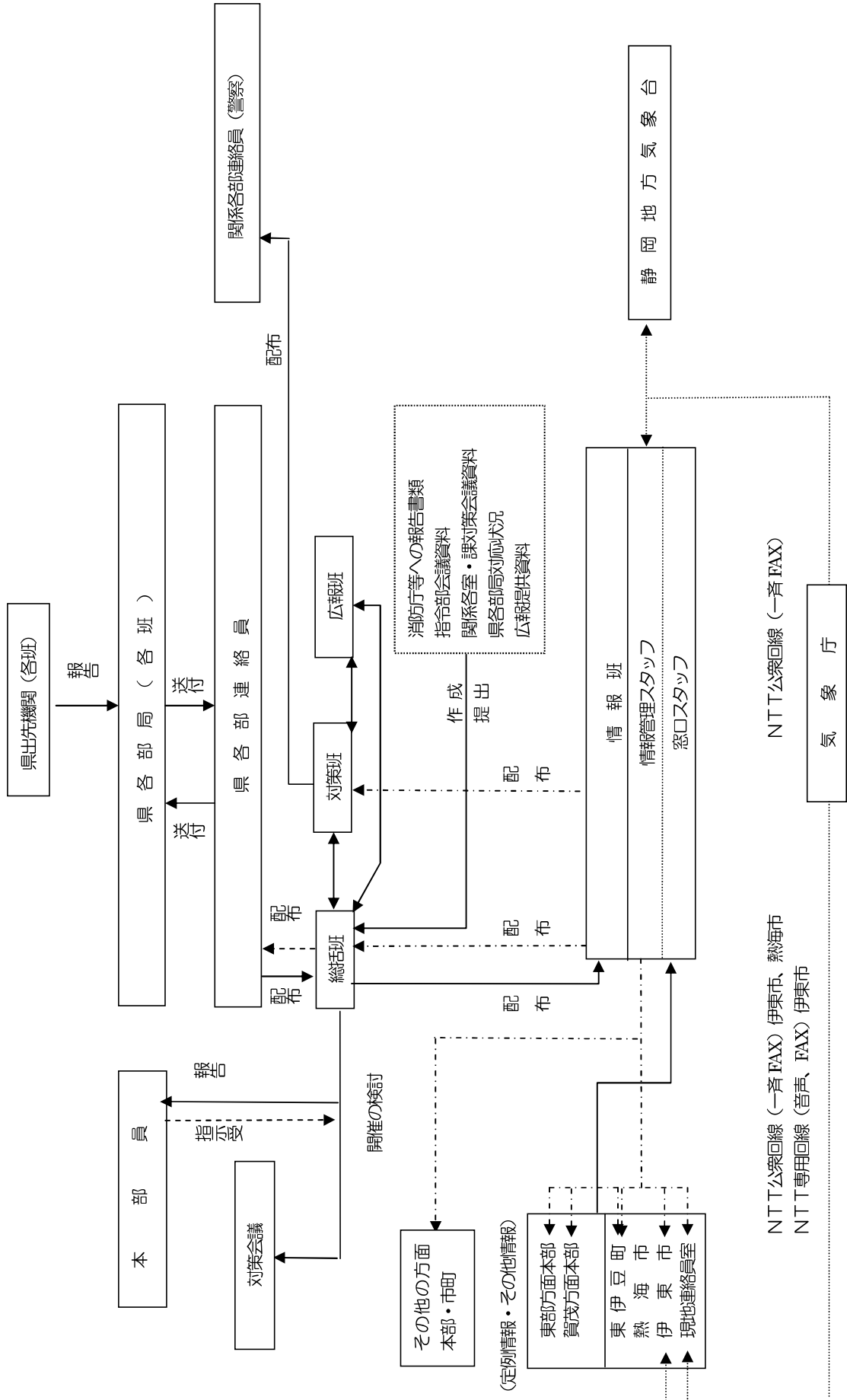
第2 警戒体制・災害対策本部等設置準備体制



第3 静岡県災害対策本部体制



第4章 静岡県災害対策本部の情報伝達・回付先系統図



県本部受理情報・作成資料等の配布先、部数標準（目安）一覧

（注）下記の注意書きに留意のこと。数字は配布部数を示す。

回付(送致)先 受信(回付)元	総括班	対策班	総務班	情報班 (窓口S)	情報班 (情報管理S)	各部 連絡員	関係各部 連絡員	広報班	本部長会議	関係課 対策会議	合計	取り扱い情報(資料)等の 概要(詳細は事務分掌)
総括班	1	1	1	—	1	11	—	1	18	α	$33+\alpha$	本部員からの指示、徹底事項 動員、国報告、本部員・対策会議、 部局状況、広報等
情報班 (窓口スタッフ)	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	1	方面本部等体制、避難・受入れ、被 害状況、市町対応、防災関係対応等
情報班 (情報管理スタッフ)	1	1	1	11	—	—	1	—	—	—	15	地震、火山情報、テレビ情報
各部連絡員	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	各部局の対応、受理の情報等

1 太線（一）の上段は内部で作成する資料等の配布処理で、太線（二）の下段は方面本部、国、防災関係機関等の外部情報の配布処理を示すものである。

2 本表は要員が、配布先等を了知しやすいための便宜に作成したものである。
状況により運営の円滑化を図るため、配布先、部数等は変更される場合がある。

3 太線（一）の下段の系が扱う情報の配布処理はおおむね本表どおりに処理可能と思われるが、太線（二）の上段が扱う本部内作成資料等の配布先は内容、状況や各班等（総括班、
対策班、情報班（情報管理スタッフ）の一体的連携を考慮すると短絡的には示しきれない面もあるので、直接資料等を作成する情報班（情報管理スタッフ）と対策班は連携を密にし、
配布先、部数等状況に応じた確な対応にあたること。

4 情報班（情報管理スタッフ）の1部は、時系列資料作成と機密別保管・整理の便宜のためである。

5 広報資料は広報班・総括班から配布するので、情報班、各部連絡員が広報班へ直接配布することはない。
広報班は、必要部数を整え（コピー）て、広報提供にあたる。

6 特に、対策班及び県警察各部連絡員は、相互の情報交換の円滑化と取り扱いの適正化に充分留意する。

第5章 県本部・方面本部（伊豆東部火山群対策）対応の要員体制

県本部	I 情報収集体制 関係課等		II 警戒体制 関係課等		III 災害対策本部等設置準備体制 関係課等		本部員 指 令 部 総 括 策 班 対 策 班 各 部 連 絡 員 情 報 班 (窓 口 S) 情 報 班 (情 報 管 理 S) 総 務 信 報 班 通 信 報 班 広 報 班	IV 災害対策本部 1/2体制		V 災害対策本部 全員体制	
	昼 4人	夜 2人	昼 7人	夜 4人	昼 7人	夜 4人		昼 18人	夜 一人	昼 18人	夜 一人
危機管理部	1	1	1	1	1	1	4	9	5	14	9
知事戦略局	1	1	1	1	1	1	4	4	3	5	3
地域外交局	1	1	1	1	1	1	16	16	7	34	17
くらし・環境部民生活局	1	1	1	1	1	1	3	3	2	6	4
文化・観光部観光交流局	1	1	1	1	1	1	4	4	3	5	3
健康福祉部政策管理局	1	1	1	1	1	1	3	3	2	3	3
交通基盤部政策管理局	1	1	1	1	1	1	3	3	3	3	3
交通基盤部道路防局	1	1	1	1	1	1	3	3	1	4	2
交通基盤部河川砂防局	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	2
交通基盤部港湾防局	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	2
議会事務局調査課	2	2	2	2	2	2	44	44	25	73	43
教育委員会健康体育課他											
合 計	13	2	19	6	19	6	44	44	25	73	43
東部方面本部 賀茂方面本部	方面本部の 定める ところ	以下 同じ									

修正履歴

平成 2年 2月23日作成
平成 3年 4月 1日修正
平成 8年 6月25日修正
平成10年 6月30日修正
平成11年 6月30日修正
平成16年 4月 1日修正
平成17年 4月 1日修正
平成19年10月16日修正
平成21年 4月 1日修正
平成22年 4月 1日修正
平成24年 4月 1日修正
平成26年 4月 1日修正
平成27年 4月 1日修正
平成28年 4月 1日修正
平成29年 4月 1日修正
平成30年 4月 1日修正
平成31年 4月 1日修正

第6章 静岡県災害対策本部要員配備数

IV 静岡県災害対策本部要員配備数

1 / 2体制

(単位：人)

	危機管理部		知事直轄組織		経営管理部		くらし・環境部		文化・観光部(観光交流局)		文化・観光部(空港振興局)		健康部		交通基盤部		出納局		企業局		県議会事務局		教育委員会		警本部		合計		
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	
指令部	22	14	4	2	4	2	2	1	2	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	44	25
総括班	8	4	1	1																							9	5	
対策班	3	2			1	1																					4	3	
各部連絡員			1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	7	
情報班 (窓口スタッフ)	3	2																									3	2	
情報班 (情報管理スタッフ)	4	3																									4	3	
総務班	2	2			1	1																					3	3	
通信班	2	1			1																						3	1	
広報班			2	1																							2	1	
合計	22	14	4	2	4	2	2	1	2	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	44	25	

(注) 1 状況によるが、目安としては昼(08:00～18:00)、夜(18:00～翌朝08:00)とする。(以下同じ)

2 経営管理部の総務班は財務局、通信班要員は管財課とする。

V 静岡県災害対策本部要員配備数 全員体制

(単位：人)

	危機管理部		知事直轄組織		経営管理部		くらし・環境部		文化・観光(観光交流局)		文化・観光部(空港振興局)		健康部		交通部		出納局		企業局		県議会事務局		教育委員会		警察本部		合計		
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	
指令部	32	21	6	4	5	3	4	2	4	2	2	2	1	2	1	8	3	2	1	2	1	2	1	2	1	2	2	73	43
総括班	12	8	2	1																							14	9	
対策班	4	2			1	1																					5	3	
各部連絡員			2	1	2	1	4	2	4	2	2	1	2	1	8	3	2	1	2	1	2	1	2	1	2	2	34	17	
情報班(窓口スタッフ)	6	4																									6	4	
情報班(情報管理スタッフ)	5	3																									5	3	
総務班	2	2			1	1																					3	3	
通信班	3	2			1																						4	2	
広報班			2	2																							2	2	
合計	32	21	6	4	5	3	4	2	4	2	2	1	2	1	8	3	2	1	2	1	2	1	2	1	2	2	73	43	

(注) 1 経営管理部の総務班要員は財務局、通信班要員は管財課とする。

第7章 静岡県災害対策本部（伊豆東部火山群対策）の各班各係等の事務分掌

班・係	分 掌 内 容	担 当 課
指 令 部 総括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の開設・廃止の検討 災害対策本部の設置、廃止等の体制に関する検討を行う。 2 総括、指揮 指令部委員の掌握と業務全般の総括を行い、災害応急対策の推進、実施に関する具体的な指揮と統制を行う。 3 本部長と広報班との連絡調整 本部長である危機管理監、危機管理副監代理及び広報班長である広聴広報課長と緊密な連携を図り、災害応急対策の確化及び報道機関への広報事務の円滑化を図る。 4 本部長会議、対策会議の開催 本部長及び対策会議の開催の検討、調整を図る。 5 情報班との連携 各種の情報を集約、整理、保管する情報班に対して、消防庁等への報告書類、本部員会議・対策会議、各部署対応状況の取りまとめ及び広報提供に関する資料の作成等を指示する。 6 指令部各班等への指示伝達、庁内放送 災害応急対策の円滑な実施を図るため、各部連絡員、情報班、通信班へ必要な指示を行う。また、必要に応じ危機管理センターにおいて庁内放送を実施し、情報の共有を図る。 7 自衛隊等への派遣要請 市町から自衛隊等の災害派遣要請があった場合は、その内容を検討し、総括班に報告・指示を受け、災害派遣に必要な手続きと調整を行う。 8 国への報告、応援等要請 国本部への被害報告、災害応急対策等に関する報告、応援等の要請を行う。 9 要員の配備体制の調整 状況の変化に即応した要員の配備体制の検討と、各部署への要員確保、配備の要請等を行う。 10 地震情報、火山情報の伝達 情報班から回付された地震情報、火山情報を方面本部、市町等へ伝達する。 11 消防庁、内閣府等への情報伝達 対策班から指示のあった消防庁、内閣府等に対する情報、報告を伝達する。 12 消防庁、内閣府等への報告書類の作成 情報班、対策班と緊密な連携を図り、集約、整理した情報を基に、被害報告等の必要な報告書類を作成する。 13 本部員会議に関する資料の作成 情報班、対策班と緊密な連携を図り、本部員会議に関する資料を作成する。 14 対策会議に関する資料の作成 情報班、対策班と緊密な連携を図り、対策会議に関する資料を作成する。 15 県各部署対応状況の取りまとめ資料の作成 情報班、対策班と緊密な連携を図り、県各部署対応状況を資料として、取りまとめ作成する。 16 広報提供資料の作成 情報班、対策班と緊密な連携を図り、広報提供資料を作成する。 	危機管理部 知事直轄組織

班・係	分	掌	内	容	担	当	課
対策班	1	防災体制の把握	各方面本部、市町の防災体制の把握に努めるほか、災害対策本部の運営に関し、総括班を補佐し、必要な調整を行う。		危機管理	部	
	2	災害応急対策の促進	情報班及び各部連絡員から収集した被害情報等を分析し、各部連絡員、防災関係機関等と協議して、災害応急対策の検討と促進を図る。		危機管理	部	
各部連絡員	1	連絡調整	総括班若しくは対策班から災害応急対策の推進に関して要請があった場合、部局に要請内容を伝達する等、災害対策本部と各部局間の連絡調整にあたる。		知事直轄	組織	
	2	災害対策本部（総括班等）への報告	各部局における災害対策実施状況、関係施設の被害状況等を総括班若しくは対策班に報告する。		経営管理	部	
	3	対策班、情報班から依頼された事務の処理	対策班又は情報班から依頼された事務を処理する。		くらし・環境	部	
					文化・観光	部	
					健康福祉	部	
					経済産業	部	
					交通	部	
					輸出	部	
					企業	部	
					議事	部	
					教育	部	
					警察	部	
					委員	部	
					本部		
情報班	1	防災体制情報の収集	各方面本部、市町災害対策本部の開廃、規模等に関する情報を収集し、配布する。		危機管理	部	
(窓口スタッフ)	2	災害関係情報の収集、伝達	各方面本部、市町から被害、対策等に係る災害関係情報を収集し、総括班、対策班、情報班、関係各部連絡員へ回付する。 (各方面本部からの被害情報は、パソコンにより受理、集計する。)				
	3	各方面本部からの情報伝達	各方面本部、市町、県派遣職員への情報伝達				
		総括班等から情報伝達の指示要請があった場合は、電話又はファックスにより関係方面本部・市町宛への個別又は全県一斉の方法により情報を伝達する。					
		なお、防災行政無線ファックスにより情報を伝達する場合は、通信班と調整する。(勤務時間内は危機対策課防災通信班が伝達する。)					
	3	災害関係情報の収集	防災関係機関から被害状況、対策等の災害関係情報を収集し、総括班、対策班、関係各部連絡員へ配布する。				
	4	防災関係機関からの情報伝達、要請	防災関係機関からの情報伝達、要請				
		統括班等から情報伝達及び要請事項の内容を伝達するよう指示があった場合は、電話又はファックス等により伝達、要請する。					

班・係	分 掌 内 容	担 当 課
情報班 (情報管理スタッフ)	<ol style="list-style-type: none"> 地震情報、火山情報の受理 地震情報、火山情報を受理し、情報班（方面本部等）、情報班（窓口スタッフ）、情報班（窓口スタッフ）へ配布する。 テレビ、ラジオ情報の収集 テレビ、ラジオ放送等を通じて、県内外各地の情報を収集し、必要に応じて収録化を図るとともに、資料として取りまとめ、総括班、情報班、情報班（窓口スタッフ）へ配布する。 新聞報道記事の切り抜き、保管 新聞（朝・夕刊）記事を切り抜き、総括班、情報班、情報班（窓口スタッフ）へ配布する。 情報の集約、整理、保管 情報班、各部連絡員から配布された情報を集約、分類、整理、保管する。 配布された情報の分類は、時系列、機関別とする等活用の利用を考慮し、工夫をこらすこと。 被害状況等時系列にパソコン等で逐次、作成する。 情報の掲示 情報班の掲示 資料等の作成 情報班、情報班と緊密な連携を図り、その指示・要請により資料を作成し、必要な係、部署等へ配布する。 	危機管理部
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 災害対策本部の維持及び予算措置に係る調整、対応 総括班、情報班及び関係課・室と緊密な連携を図り、災害対策本部の運営、維持に必要な予算措置に関する調整を行うとともに、複写機、電話、臨時ファックスその他必要な資機材の準備手配、食糧、物品等の調達、補給をする。 視察員等に対する対応 総括班、情報班と緊密な連携を図り、国、その他関係機関の災害視察に対する準備、接遇、調整を行う。 要員の仮眠所の設置 管財課と連携を図り、別館8階和室に要員の仮眠所を開設する。 状況に応じては、地震防災センターの宿泊施設の開設を行う。 予算措置の検討、対応 本部体制の維持、運営に必要な予算措置を検討し、対応する。 	危機管理部 経営管理部財務局
通信班	<ol style="list-style-type: none"> 通信統制及び行政無線施設の保全 防災行政無線、NTTファックス等の通信手段の統制と保全を行う。 臨時通信手段の確保 総括班、情報班と緊密な連携を図り、臨時的な防災行政無線（ホットライン）及びNTT臨時電話回線等を開設する。 ファックス送受信（勤務時間内） ファックスの送受信を危機対策課防災通信班にて行う 	危機対策課 経営管理部管財課
広報班	<ol style="list-style-type: none"> 報道機関の対応 報道機関の取材等について窓口となる。 記者発表、報道資料の提供 総括班と緊密な連携を図り、記者発表の場の設定と、報道資料の提供にあたる。 報道資料は総括班から広報班に送致し、広報班は必要部数を整えて（作成）報道機関へ提供する。 報道機関への状況説明、応答等は、特別の場合のほかは広報班が行う。 	知事直轄組織

班・係	分 掌 内 容	担 当 課
対策会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 総括班は、本部員（知事以下関係部局長等）から指示があった場合、又は本部員との調整を図るうえで必要な場合、その他災害応急対策等を推進するうえで必要な場合は、県本部関係課等（関係班）による対策会議を開催する。 2 関係課等（関係班）への対策会議開催の連絡方法は、総括班が、関係部局総務監・総務課等を経由するか又は関係課等に直接電話連絡する。 3 関係課等（関係班）は、総括班から対策会議の開催の連絡を受けた場合は、内容の趣旨を勘酌し、係長相当職以上の職員を出席させるものとする。 4 防災関係機関への協力出席依頼 状況によっては、対策会議へ防災関係機関の協力出席を依頼し、対策策定の円滑化、的確化を図る。 	関係課等
県現地連絡室 （伊東市へ派遣）	<ol style="list-style-type: none"> 1 東部方面本部（東部地域局）は伊東市に、県現地連絡室要員を派遣（伊東市派遣職員）する。 2 県現地連絡室要員は相互に協調、連携を図り、次の任務にあたる。 <ul style="list-style-type: none"> ・伊東市から現地の状況を収集し、これを県方面本部（東部地域局）に報告する。 ・県方面本部（東部地域局）からの情報を、伊東市へ伝達する。 ・県方面本部（東部地域局）と調整を図り、伊東市が災害応急対策を行ううえで必要な情報の提供や助言等にあたる。 	県方面本部派遣要員

第8章 県本部初動措置（準備）

群発地震が始まり、「情報収集体制」をとった場合、関係部局（課）は次の初動措置（準備）をとる。

関係部局	項目	内容
危機管理部	<ol style="list-style-type: none"> 1 危機管理センターの開設 2 対策会議準備 3 要員呼び出し対象者の確認 4 防災関係機関の確認、連絡 5 被害集計のFUJISAN活用 6 パソコンの設置準備 7 気象庁との連絡体制の確認 8 情報伝達様式の確認、徹底 9 消防庁との連絡体制の確認 10 防災関係機関控室の準備 11 国災害対策現地本部の準備 12 防災行政無線機器の点検 13 防災ヘリコプターの要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・映像機器の点検、災害臨時電話の開設準備、筆記用具の調達 ・映像機器の作動、災害臨時電話・ホットラインの開設等の準備 ・筆記用具の調達、庁内放送設備の開設 ・危機管理センターに関係室・課が集合して対策会議ができるよう、地函、テレビ、NTT臨時回線等の設置 ・災害対策本部が設置されたときの要員として配備につく者の連絡先（勤務時間内・外）の確認 ・防災関係機関の連絡先（勤務時間内外）確認と災害対策本部が設置された場合の協力要請（事情によっては、県庁への派遣協力について事前の打診等） ・FUJISANを活用して被害集計する場合の準備・確認 ・本部員会議の設置準備の検討 ・地震情報、火山情報等の伝達経路の確認、要員（情報係、担当）への徹底 ・避難確認、被害報告等の情報伝達様式の確認と方面本部、関係市町への徹底 ・被害報告等の連絡先の確認、要員（情報、担当）への徹底 ・防災関係機関本部員室（別館8階）の机、椅子等の整理、災害臨時電話の開設等 ・国災害対策現地本部室（別館7階）の机、椅子等の整理、災害臨時電話の開設、テレビの配備 ・防災行政無線、移動系無線機等の点検、配備準備 ・ヘリテレビにより、伊東市上空からの映像を危機管理センターへ受信すること及び本部長等がヘリを活用して現地視察する場合に備えてヘリの準備について県警航空隊等と事前調整
経営管理部管財課	<ol style="list-style-type: none"> 1 NTT臨時回線の設置検討 2 仮眠室・休憩室の確保 3 庁内放送設備の開設 4 本部関係室の確保準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理部危機対策課等と協議し、NTT臨時回線の設置を検討 ・別館8階和室を仮眠室として確保 ・危機管理センター及び共同会室にかかるとする庁内放送設備の点検、開設 ・平常時に会議室として使用している広報班室等の本部関係室の確保準備

第9章 要 員 の 心 構 え

1 臨機の対応	<p>災害及びその対応に適切な対応を要する状況は、状況が刻々と変化するため、その都度、状況に即座に対応する必要があること。</p>
2 積極的行動	<p>災害発生時の対応は、平常時とは異なる。災害発生時の対応は、平常時とは異なる。災害発生時の対応は、平常時とは異なる。災害発生時の対応は、平常時とは異なる。</p>
3 協調性の維持	<p>各関係内や他の関係との連携や調整を図る。各関係内や他の関係との連携や調整を図る。各関係内や他の関係との連携や調整を図る。</p>

○静岡県地震対策推進条例

平成8年3月28日

条例第1号

静岡県地震対策推進条例をここに公布する。

静岡県地震対策推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条)

第2章 県及び市町の責務等(第2条―第11条)

第3章 県民の責務(第12条―第14条の2)

第4章 既存建築物等の耐震性の向上(第15条―第20条)

第5章 地震発生時の緊急交通の確保

第1節 地震発生時の交通規制等(第21条―第24条)

第2節 道路の迅速な復旧(第25条・第26条)

第3節 陸海空の緊急輸送の確保(第27条―第30条)

第6章 被災建築物の応急危険度判定(第31条―第33条)

第6章の2 復旧及び復興対策(第33条の2)

第7章 雑則(第34条―第38条)

附則

静岡県は、これまで災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法等に基づき静岡県地域防災計画等を策定し、地震対策を積極的に推進してきた。

しかし、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月に発生した東日本大震災及び平成28年4月に発生した熊本地震は、改めて大地震や津波の脅威を認識させるとともに地震対策に対する貴重な教訓をもたらした。

東海地震、南海トラフ地震、相模トラフ沿いの地震などの大地震が予想される本県にとって、地震対策の一層の充実強化は、緊急の課題である。

大地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、行政はもとより、県民一人ひとりが自発的かつ積極的に防災の役割を果たしていくことが極めて重要である。

県民は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」という地震対策の基本に立ち、家庭や事業所における地震対策、地域における住民相互の協力による防災活動を行う必要がある。

また、地震発生直後の消火、救出、救援、避難等のための通行の確保など多くの対策を進めていくためには、行政の積極的な対応とともに、県民の十分な理解と協力が不可欠である。

この条例は、行政とともに県民がそれぞれの役割を果たしながら、一丸となって大地震に対応していくことを明らかにしたものであり、大地震による被害をできる限り軽減するために行うべき措置について、全ての人々の合意を示すものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、大規模な地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、県及び市町並びに県民の責務を明らかにするとともに、地震による建築物の倒壊の防止等の災害予防、地震発生後における緊急交通の確保その他の特に重要な地震防災のための措置について定めることにより、地震対策の的確な推進を図り、もって県民が安心して暮らせる地震災害に強い県づくりを行うことを目的とする。

(一部改正〔平成18年条例48号〕)

第2章 県及び市町の責務等

(一部改正〔平成18年条例48号〕)

(県の責務)

第2条 県は、その組織及び機能の全てを挙げて、地震による災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災に関し万全の措置を講じなければならない。

2 県は、市町、国の機関その他防災関係機関及び県民と連携して、静岡県地域防災計画等に基づき地震対策を的確かつ円滑に実施しなければならない。

3 県は、市町が実施する地震対策を支援するとともに、その総合調整を行わなければならない。

4 県は、様々な地震の教訓及び地震に関する科学的な研究の成果を踏まえ、常に静岡県地域防災計画等が的確なものとなるよう見直さなければならない。

5 県は、市町と連携して、家庭及び地域における地震防災活動が自主的に行われるよう、県民の防災意識の高揚を図るとともに、実践的かつ効果的な防災訓練を実施し、様々な地震の教訓を伝承すること等により、県民の防災行動力の向上に努めなければならない。

6 県は、市町と連携して、消防団の充実強化の支援に努めなければならない。

7 県は、自主防災組織の組織及び活動を充実させるため市町が行う自主防災組織の育成を支援しなければならない。

8 県は、地震災害危険予想地域(地震による津波、山崩れ若しくは崖崩れ又は建築物の倒壊若しくは火災により著しい被害の発生が予想される地域をいう。)を明らかにし、市町と連携して、地域の実情に応じた方法でその周知に努めるとともに、その地域の特性に配慮した地震対策の推進に努めなければならない。

9 県は、市町と連携して、男女共同参画の視点に立った地震対策の推進に努めなければならない。

10 県は、市町、国の機関その他防災関係機関、事業者及び県民と連携して、地震が発生した場合における帰宅困難者(長時間にわたる交通機関の運行の停止等により、容易に帰宅することができない者をいう。以下同じ。)による混乱の発生を防止するため帰宅困難者が一斉に帰宅することの抑制に係る周知、必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるとともに、徒歩等により帰宅する帰宅困難者を支援するため地震災害及び交通に関する情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

11 県は、市町が行う避難のための安全確保に関する措置に関して、市町から助言を求められた場合においては、速やかに必要な助言をするものとする。

- 12 県は、市町、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客等の安全が確保されるよう、地震災害に関する情報の提供等に努めなければならない。
- 13 県は、市町と連携し、地震により被災した者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他地震により被災した者の保護に配慮するよう努めなければならない。
(一部改正〔平成18年条例48号・28年43号〕)

(他の地方公共団体等との協力)

- 第3条 県は、地震が発生した場合において救出救助、医療救護、消火等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体、公共的団体及び事業者に対し、迅速かつ的確に応援又は協力を要請するものとする。
- 2 県は、他の地方公共団体から災害応急対策の実施に関する応援の要請があったときは、積極的かつ迅速にこれに応ずるものとする。

(資料、研究等の成果の公表)

- 第4条 県は、地震に関する資料の収集及び分析並びに地震に関する調査及び研究を科学的かつ総合的に行い、その成果を公表するものとする。

(職員の責務)

- 第5条 県は、地震防災に関する県の責務を最大限に果たせるよう、あらかじめ、地震防災に対応するための職員の配置及び職務を定めておかななければならない。
- 2 県の職員は、地震防災に関するそれぞれの職務の習熟に努め、地震が発生したときは、直ちに定められた配置に就いてその職務を遂行しなければならない。

(市町の責務)

- 第6条 市町は、その組織及び機能のすべてを挙げて、地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災に関し万全の措置を講じなければならない。
- 2 市町は、県、国の機関その他防災関係機関及び住民と連携して、市町村地域防災計画等に基づき地震対策を的確かつ円滑に実施するとともに、地震災害に強い地域づくりに努めなければならない。
 - 3 市町は、様々な地震の教訓及び地震に関する科学的な研究の成果を踏まえ、常に市町村地域防災計画等が的確なものとなるよう見直さなければならない。
 - 4 市町は、家庭及び地域における地震防災活動が自主的に行われるよう、住民の防災意識の高揚を図るとともに、実践的かつ効果的な防災訓練等の実施による地域に適合した住民の防災行動力の向上を図り、及び自主防災組織の育成に努めなければならない。
(一部改正〔平成18年条例48号〕)

(避難所運営体制の整備等)

- 第7条 県は、地震により被災した者が健康を保ち安心して生活できるよう、市町等が行う避難地及び避難所の確保、避難所の安全対策の実施並びに避難所の運営体制の整備を支援するものとする。

2 避難所を運営する市町等は、地震により被災した者が健康を保ち安心して生活できるよう、自主防災組織又は避難所に係る施設を管理する者の協力を得て避難所を運営するものとする。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号・28 年 43 号〕)

(地域防災技能者の育成)

第 8 条 県は、市町と連携して、地震が発生した場合において地域における地震防災活動が積極的に行われるよう、消火、救出救助、応急手当等の地震防災に関する知識、技能等が習得できる講習会を開催する等により、地域における地震防災活動の中心となる者の育成に努めなければならない。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(要配慮者への配慮)

第 9 条 県は、市町と連携して、障害者、高齢者、乳幼児、外国人その他の者で地震が発生した場合にその対応に困難を伴うことが予想されるものについて、避難誘導、介護支援等その困難の解消に配慮した地震対策を講ずるよう努めなければならない。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号・28 年 43 号〕)

(死体の捜索及び処理)

第 9 条の 2 県は、市町が行う死体の捜索及び処理（以下「捜索等」という。）が適切に実施されるよう、死体の捜索等に係る計画の策定を求めるとともに、死体の捜索等に関する体制の整備を支援するものとする。

(追加〔平成 28 年条例 43 号〕)

(災害ボランティア活動への支援)

第 10 条 県は、市町と連携して、地震が発生した場合においてボランティアの活動が円滑に行われるよう、その受入れ体制の整備、ボランティアコーディネーターの養成等その活動への支援に努めなければならない。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(地震により発生した廃棄物の処理体制)

第 11 条 県は、地震により発生した廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）を速やかに除去できるよう、市町が行う地震により発生した廃棄物の処理に関する体制の整備に協力するものとする。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号・28 年 43 号〕)

第 3 章 県民の責務

(県民の責務)

第 12 条 県民は、地震による被害を最小限にとどめるため、日頃から、地震及び地震防災

に関する知識の習得並びに家庭及び地域における地震対策の実施に努めなければならない。

- 2 県民は、家屋の耐震診断及び耐震改修、家具の固定、消火器の常備、食料、飲料水等の備蓄その他の事前の対策を行うとともに、地震による地域の危険度、避難の経路、場所及び方法等について家族で確認し合うなど、家庭における地震対策に万全を期すよう努めなければならない。
- 3 県民は、防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した地震防災に関する知識、技能等を地震が発生した場合において発揮できるよう努めなければならない。
- 4 県民は、様々な地震の教訓を伝承し、地震対策に活用するよう努めなければならない。
- 5 県民は、地域において、地震による被害を予防し、地震が発生した場合において地震防災活動を円滑に行うため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努めなければならない。
- 6 県民は、地震が発生したときは、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当、避難等に当たって冷静かつ積極的に行動するよう努めなければならない。
- 7 県民は、沿岸部等において、地震による強い揺れ若しくは長い揺れを感じた場合又は気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく津波注意報、津波警報又は津波特別警報があった場合には、一人ひとりが率先し、かつ、直ちに津波による浸水のおそれがない場所まで避難するものとする。
（一部改正〔平成 28 年条例 43 号〕）

（自主防災組織の活動）

- 第 13 条 自主防災組織は、日頃から、消火、救出救助、応急手当等について実践的な知識、技能等を有する者のみならず多くの人々の積極的な参加により組織の充実に努めるとともに、実践的かつ効果的な防災訓練の実施等によりその活動の強化に努めなければならない。
- 2 自主防災組織は、日頃から、地震による地域の危険度、地域住民の居住状況等地域の現状を十分に把握し、防災のための資材及び機材を整備するよう努めなければならない。
 - 3 自主防災組織は、地震が発生したときは、地域において、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を自主的かつ積極的に実施するよう努めなければならない。
 - 4 自主防災組織は、地震により被災した者が健康を保ち安心して生活できるようにするため、避難所の運営に関して協力し、並びに市町等との間及び自主防災組織内での役割分担を確立するよう努めなければならない。
（一部改正〔平成 28 年条例 43 号〕）

（事業者の責務）

- 第 14 条 事業者は、地震による被害を最小限にとどめるため、地震対策の責任者を定め、地震が発生した場合における従業員のとるべき行動を明確にする等地震対策の強化に努めるとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における地震防災活動に参

加するための体制を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保その他の地震に対する安全対策を推進するとともに、食料、飲料水等の備蓄並びに消火、救出救助等のための資材及び機材の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、従業員を防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加させるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、地震が発生したときは、帰宅困難者による混乱の発生を防止するため、事業所の施設等の安全及び周囲の状況を確認の上、従業員等に対する当該施設への待機の要請、従業員等と家族等との連絡手段の確保その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 事業者は、地震が発生したときは、従業員等及び地域住民の安全を確保するため、地域住民及び自主防災組織と協力して、情報の収集及び伝達、出火の防止、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等の活動を積極的に行うよう努めなければならない。
(一部改正〔平成 28 年条例 43 号〕)

(学校等の設置者の責務)

- 第 14 条の 2 学校等(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。)の設置者は、防災教育を行うよう努めるものとする。
(追加〔平成 28 年条例 43 号〕)

第 4 章 既存建築物等の耐震性の向上

(既存建築物の耐震性の向上)

- 第 15 条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条第 1 項に規定する要安全確認計画記載建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について耐震診断を行わなければならない。
- 2 既存建築物(昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成 7 年政令第 429 号)第 3 条ただし書に規定するものを除く。))をいう。以下同じ。)の所有者は、地震による建築物の倒壊等を未然に防止するため、当該既存建築物について耐震診断(要安全確認計画記載建築物に係るものを除く。)及び必要に応じた耐震改修を行うよう努めなければならない。
 - 3 県は、市町と連携して、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況の把握に努めるとともに、耐震診断及び耐震改修の必要性について啓発を行うものとする。
 - 4 知事は、耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、既存建築物の所有者に対し、当該既存建築物の耐震診断(要安全確認計画記載建築物に係るものを除く。)及び耐震改修について指導及び助言をすることができる。
 - 5 知事は、緊急輸送路、避難路(市町村地域防災計画において設定されている幹線避難路

及び規則で定める避難路に限る。以下同じ。)又は市町村地域防災計画において設定されている避難地若しくは避難所(以下「避難地等」という。)に面する既存建築物について、必要な耐震診断(要安全確認計画記載建築物に係るものを除く。)及び耐震改修が行われていないと認めるときは、当該既存建築物の所有者に対し、必要な指示をすることができる。

6 県は、既存建築物の耐震性の向上に関し、情報の収集、研究開発の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 県は、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。

(一部改正〔平成18年条例48号・28年43号〕)

(建築物の落下対象物の安全性の向上)

第16条 建築物の所有者及び広告塔、装飾塔、広告板その他建築物の屋外に取り付けられている物(以下「広告塔等」という。)の所有者等(所有者又は管理者をいう。以下同じ。)は、地震に対する安全性を確保するため、落下対象物(建築物の外壁のタイル、屋外に面している窓ガラスその他これらに類する建築物の部分及び広告塔等をいう。以下同じ。)を定期的に点検し、落下することのないよう努めなければならない。

2 県は、市町と連携して、落下対象物の実態を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。

3 知事は、落下対象物の地震に対する安全性を確保するため必要があると認めるときは、当該建築物の所有者又は広告塔等の所有者等に対し、耐震改修について指導及び助言をすることができる。

4 知事は、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面する落下対象物について、必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、当該建築物の所有者又は広告塔等の所有者等に対し、必要な指示をすることができる。

5 県は、落下対象物の安全性の確保を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。

(一部改正〔平成18年条例48号〕)

(ブロック塀等の安全性の向上)

第17条 ブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀(以下「ブロック塀等」という。)の所有者は、地震に対する安全性を確保するため、定期的にブロック塀等を点検し、必要に応じて適切な耐震改修(生け垣への転換等の措置を含む。以下この条において同じ。)を行うよう努めなければならない。

2 県は、市町と連携して、ブロック塀等の実態を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。

3 知事は、市町長と連携して、ブロック塀等の地震に対する安全性を確保するため、ブロック塀等を取り扱う事業者の団体その他関係者の協力を求めることができる。

4 知事は、市町長の協力を得て、ブロック塀等の地震に対する安全性を確保するため必要があると認めるときは、ブロック塀等の所有者に対し、耐震改修について指導及び助

言をすることができる。

- 5 知事は、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面するブロック塀等について、必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、当該ブロック塀等の所有者に対し、必要な指示をすることができる。
- 6 県は、ブロック塀等の安全性の確保を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。
(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(自動販売機の安全性の向上)

第 18 条 自動販売機(屋内及び屋上に据え付けるものを除く。以下同じ。)の所有者等及び据付け業者は、地震に対する安全性を確保するため、規則で定める自動販売機の据付け基準に適合するように自動販売機を据え付けなければならない。

- 2 自動販売機の所有者等は、自動販売機を据え付けたときは、その自動販売機の据付け年月日、所有者等の氏名又は名称、その連絡先その他規則で定める事項を自動販売機の見やすい場所に表示しておくとともに、前項の据付け基準に適合するように自動販売機の据付けの安全性を維持するものとする。
- 3 県は、市町と連携して、自動販売機の据付け状態等を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。
- 4 知事は、市町長と連携して、自動販売機の地震に対する据付けの安全性を確保するため、自動販売機を取り扱う事業者の団体その他関係者の協力を求めることができる。
- 5 知事は、市町長の協力を得て、自動販売機の地震に対する安全性を確保するため必要があると認めるときは、自動販売機の所有者等に対し、据付け方法の改善等について指導及び助言をすることができる。
- 6 知事は、市町長の協力を得て、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面する自動販売機について、地震に対する安全性が確保されていないと認めるときは、当該自動販売機の所有者等に対し、転倒防止のための補強、据付け方法の改善等必要な措置を指示することができる。
- 7 県は、自動販売機の据付けの安全性の確保を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。
(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(防災上重要な建築物等の耐震性の確保)

第 19 条 県は、地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる災害対策本部及び方面本部の庁舎並びに警察及び消防の庁舎、医療活動の中心となる病院、避難所となる学校等その他防災上特に重要な建築物について、耐震性の確保が図られるよう努めなければならない。

- 2 県は、災害応急対策を円滑に実施するため、情報の収集及び伝達、交通規制、消火、医療救護等に関する防災上特に重要な設備について、耐震性の確保が図られるよう努めなければならない。
(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(文化財等の安全性の向上)

第20条 文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物及び彫像、石碑その他これらに類する文化的な物件(以下「文化財等」という。)の所有者等は、文化財等が後の世代に引き継がれる貴重な財産であるとの観点からその耐震性の向上に努めるとともに、地震による人的被害を防止するため、文化財等の安全性の確保に努めなければならない。

第5章 地震発生時の緊急交通の確保

第1節 地震発生時の交通規制等

(緊急交通の確保のための総合調整)

第21条 県は、地震発生後の消火、救出救助、救援その他の応急措置の迅速かつ円滑な実施に必要な緊急交通を確保するため、市町、国の機関その他防災関係機関、関係事業者等との総合的な調整を行うものとする。

(一部改正〔平成18年条例48号〕)

(交通規制への協力等)

第22条 知事は、市町長と連携して、地震が発生した場合において車両の通行の禁止又は制限(以下「通行禁止等」という。)が行われたときは、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、当該通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項を広報し、県民の協力を求めるものとする。

2 県民は、地震が発生した場合において、公安委員会が行う被災地域及びその周辺の地域における車両の通行禁止等に従うだけでなく、消火、救出救助、救援その他の応急措置を行う緊急通行車両の通行の確保に積極的に協力するよう努めなければならない。

(一部改正〔平成18年条例48号〕)

(車両の使用に関する順守事項)

第23条 県民は、地震が発生したときは、車両の使用に関し、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 避難に当たっては、車両の使用を自粛すること。
- (2) 車両を運転しているときは、道路の左側に停止すること。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できる限り車両を道路外に移動しておくこととし、やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車すること。

(交通指導経験者への協力要請)

第24条 公安委員会は、地震が発生した場合における交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するため、交通指導の実務経験を有する者に対し協力を要請することができる。

第2節 道路の迅速な復旧

(道路上の障害物の除去等の体制)

第25条 知事は、地震が発生した場合における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、

通行の妨害となる物件の除去及び被災した道路の迅速な応急復旧に関し必要となる事項について、公安委員会、他の道路管理者、関係事業者等とあらかじめ協議し、地震発生後直ちに対応できる体制を確立しておくものとする。

(空き地等の使用)

第 26 条 広場その他の空き地等の所有者等は、地震が発生した場合において、次に掲げる空き地等の使用の申し入れがあったときは、その使用に積極的に協力しなければならない。

- (1) 警察官が緊急通行車両の円滑な通行を確保するため通行の妨害となる道路上の物件の一時保管を目的として行う使用
- (2) 道路管理者が被災した道路を応急復旧するため道路上の廃棄物の仮置きを目的として行う使用

2 知事は、市町長と連携して、前項各号の使用が円滑にできるよう空き地等の調査を行い、あらかじめ、その所有者等に協力を依頼する等により、その確保に努めなければならない。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

第 3 節 陸海空の緊急輸送の確保

(緊急輸送路の整備等)

第 27 条 県は、他の道路管理者と連携して、地震が発生した場合における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急輸送路の整備に努めるとともに、あらかじめ、緊急輸送路の路線及び区間を県民に周知しておくものとする。

(住民の交通手段の確保)

第 28 条 知事は、市町長と連携して、地震の発生により他に交通手段が確保できない場合において、被災地域の住民の生活に著しい支障が生じていると認めるときは、自動車運送業者による臨時バスの運行を要請する等により、被災地域の住民の交通手段の確保に努めるものとする。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(海上輸送の確保)

第 29 条 県は、市町と連携して、地震が発生した場合の海上における緊急輸送を確保するため、港湾及び漁港の耐震岸壁の整備に努めなければならない。

2 県は、市町及び国の機関と連携して、地震が発生した場合の海上における緊急輸送を確保するため、あらかじめ船舶運送業者等と協議し、食料その他の救援のための物資等を円滑に輸送できる体制を確立するよう努めなければならない。

3 知事は、市町長と連携して、地震が発生した場合において、海上における緊急輸送を確保するため特に必要があると認めるときは、漁船の所有者等に対し、輸送活動に従事することを要請することができる。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(航空輸送の確保)

第 30 条 県は、市町と連携して、地震が発生した場合において迅速な救出救助、医療救護、救援等に必要な航空輸送を確保するため、臨時ヘリポートの整備等によりヘリコプターを積極的に活用する輸送体制を確立するよう努めなければならない。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

第 6 章 被災建築物の応急危険度判定

(応急危険度判定の実施等)

第 31 条 知事は、余震による被災した建築物の倒壊等により生ずる二次災害を防止するため市町長が実施する応急危険度判定(被災した建築物の危険度の応急的な判定をいう。以下同じ。)に積極的に協力し、必要があると認めるときは、自らもこれを実施するものとする。

2 知事は、市町長と連携して、応急危険度判定が円滑に実施されるよう、その実施体制の整備及び充実を図るとともに、応急危険度判定について県民への啓発を行うものとする。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(応急危険度判定士)

第 32 条 知事は、応急危険度判定の実施のため、別に定めるところにより静岡県地震被災建築物応急危険度判定士(以下「判定士」という。)を認定し、及び登録するものとする。

2 知事又は市町長は、応急危険度判定を実施するときは、判定士に対し、その業務に従事することを要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けて応急危険度判定の業務に従事する判定士は、その業務に必要な限度において、被災した建築物及びその敷地に立ち入って調査することができる。

4 前項の規定による立入調査をしようとする判定士は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(被災建築物の居住者等の協力等)

第 33 条 被災した建築物の居住者又は所有者等は、第 31 条第 1 項の規定による応急危険度判定に協力しなければならない。

2 応急危険度判定を受けた被災した建築物の居住者又は所有者等は、その判定の結果に応じ必要があるときは、入居者又は利用者の避難、当該建築物の応急補強その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第 6 章の 2 復旧及び復興対策(第 33 条の 2)

第 33 条の 2 県は、市町と連携し、地震による災害が発生した場合において迅速な復旧及び復興が行えるよう、安全かつ安心であって、魅力ある地域づくりを進めるよう努める

ものとする。

- 2 県は、地震による災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、市町、国、事業者、ボランティアその他の関係者と連携して、必要な体制を整備するとともに、復旧及び復興に関し必要な対策を的確に実施するものとする。
- 3 県民は、地震による災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、相互に助け合い、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。
- 4 事業者は、地震による災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、事業の継続又は早期の再開により雇用を確保するよう努めるとともに、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。

(追加〔平成 28 年条例 43 号〕)

第 7 章 雑則

(補償)

第 34 条 知事は、県又は市町の執行機関の要請を受けて地震発生後の災害応急対策の業務に従事した者が、当該業務のために損害を被り、かつ、その損害について他の法令の規定による公的な補償又は保険の給付(以下「公的補償等」という。)によってはその損害がてん補されない場合であって、その損害について相応の公的補償等を受けられたとした場合との均衡上必要があると認めるときはその限度において、議会の議決を経て定めた額の補償をすることができる。

- 2 知事は、県又は市町の執行機関の要請を受けて地震発生後の災害応急対策の業務に従事した者が、当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合(その損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。)において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において、議会の議決を経て定めた額の賠償をすることができる。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(災害応急対策に関する協定)

第 35 条 県は、地震が発生した場合における災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、事業者その他関係者の協力を得て、食料、医薬品等の物資の供給、緊急輸送の確保、応急復旧工事の施工その他の規則で定める事項について協定を締結しておくよう努めなければならない。

(公表)

第 36 条 知事は、第 15 条から第 18 条までの規定による既存建築物の耐震性の向上に関する状況等を取りまとめ、定期的に公表するものとする。

(資料の提出、報告、調査等)

第 37 条 知事は、第 15 条から第 18 条までの規定の施行に必要な限度において、既存建築物、落下対象物、ブロック塀等又は自動販売機(以下「既存建築物等」という。)の所有者等に対し、既存建築物等の地震に対する安全性の確保に関する資料の提出若しくは報

告を求め、又はその職員に既存建築物等若しくはその敷地に立ち入り、地震に対する安全性の確保に関し調査させ、若しくは関係者に必要な事項について質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第 38 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 7 月 21 日条例第 48 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 10 月 25 日条例第 43 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例)

- 2 静岡県事務処理の特例に関する条例（平成 11 年静岡県条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○静岡県地震対策推進条例施行規則

平成8年3月29日

規則第7号

静岡県地震対策推進条例施行規則をここに制定する。

静岡県地震対策推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(避難路)

第2条 条例第15条第5項の規則で定める避難路は、次に掲げる道路(市町村地域防災計画において幹線避難路として設定されているものを除く。以下同じ。)とする。

- (1) 地震災害危険予想地域(地震による津波、山崩れ若しくは崖崩れ又は建築物の火災により著しい被害の発生が予想される地域に限る。)から住民等が避難するため必要な道路のうち、市町村地域防災計画において避難路として設定され、かつ、知事が必要があると認める道路
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第1項の都市計画において定められた容積率の限度が400パーセント以上の商業地域又は近隣商業地域内の建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項及び第2項の道路

(一部改正〔平成28年規則57号〕)

(自動販売機の据付け基準)

第3条 条例第18条第1項の規則で定める自動販売機の据付け基準は、日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。)B8562に定める基準(以下「日本産業規格の基準」という。)とする。ただし、日本産業規格の基準により難しい場合においては、日本産業規格の基準によるものと同様以上の据付けの安全性が確保される基準とする。

(一部改正〔令和元年規則3号〕)

(判定士の身分証明書)

第4条 条例第32条第4項の身分を示す証明書は、様式第1号によるものとする。

(災害応急対策に関する協定)

第5条 条例第35条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 情報の収集及び伝達等に関する事項
- (2) 被災者の救助に必要な収容施設の提供に関する事項
- (3) 被災者の救助に必要な食料、生活必需品等の供給に関する事項

- (4) 物資等の緊急輸送に関する事項
- (5) 救出救助及び医療救護に関する事項
- (6) 公共の施設及び設備の応急復旧等に関する事項
- (7) 交通指導に関する事項
- (8) 被災地域の社会的安全に関する事項
- (9) 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項
- (10) その他災害応急対策の実施のため必要な事項

(立入調査員の身分証明書)

第6条 条例第37条第2項の身分を示す証明書は、様式第2号によるものとする。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日規則第36号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第90号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

○市町村合併により村が廃されたことに伴う関係規則の整理に関する規則
(抄)

平成19年3月20日規則第1号

(静岡県地震対策推進条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第4条 この規則の施行の際現に交付されている前条の規定による改正前の静岡県地震対策推進条例施行規則様式第1号による身分証明書は、同条の規定による改正後の静岡県地震対策推進条例施行規則様式第1号による身分証明書とみなす。

附 則(平成19年3月20日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年10月25日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年7月1日規則第3号)

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。

様式第1号(第4条関係)(用紙 縦5.4センチメートル、横8.5センチメートル)
(一部改正〔平成19年規則1号〕)

(表)

第	号
静岡県地震被災建築物応急危険度判定士身分証明書	
氏名	
生年月日	
登録証番号	
登録年月日	
上記の者は、静岡県地震対策推進条例第32条第3項の規定により、被災建築物の応急危険度判定をするため立入調査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	
静岡県知事 氏 名 印	

(裏)

静岡県地震対策推進条例(抜粋)
(応急危険度判定士)
第32条
2 知事又は市町長は、応急危険度判定を実施するときは、判定士に対し、その業務に従事することを要請することができる。
3 前項の規定による要請を受けて応急危険度判定の業務に従事する判定士は、その業務に必要な限度において、被災した建築物及びその敷地に立ち入って調査することができる。
4 前項の規定による立入調査をしようとする判定士は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第2号(第6条関係)(用紙 縦5.4センチメートル、横8.5センチメートル)
(一部改正〔平成19年規則1号〕)

(表)

	第	号
身分証明書		
所属		
職名		
氏名		
生年月日		
上記の者は、静岡県地震対策推進条例第37条第1項の規定により、立入調査又は質問をする職員であることを証明する。		
	年	月 日
静岡県知事	又 は	氏 名 印
市町長		

(裏)

静岡県地震対策推進条例(抜粋)
(資料の提出、報告、調査等)
第37条 知事は、第15条から第18条までの規定の施行に必要な限度において、既存建築物、落下対象物、ブロック塀等又は自動販売機(以下「既存建築物等」という。)の所有者等に対し、既存建築物等の地震に対する安全性の確保に関する資料の提出若しくは報告を求め、又はその職員に既存建築物等若しくはその敷地に立ち入り、地震に対する安全性の確保に関し調査させ、若しくは関係者に必要な事項について質問させることができる。
2 前項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

静岡県地震災害警戒本部条例

昭和54年10月29日 条例第30号
改正 平成17年 3月25日 条例第 3号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第17条第9項の規定に基づき、静岡県地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

3 地震災害警戒副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 警戒本部に部を置く。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員又は本部職員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部職員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(方面本部)

第4条 警戒本部に方面本部を置く。

2 前項の方面本部に属すべき本部職員（以下「方面本部職員」という。）は、本部長が指名する。

3 第1項の方面本部に方面本部長を置き、本部長が指名する方面本部職員がこれに当たる。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、警戒本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

〈平成17年3月25日条例第3号〉

静岡県地震災害警戒本部等運営要領

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要領は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第17条及び静岡県地震災害警戒本部条例（昭和54年静岡県条例第30号）第5条に基づく静岡県地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の運営並びに静岡県地域防災計画（地震対策編）に基づく東海地震に関連する情報発表時の配備体制に関し、必要な事項を定め、地震防災応急対策等の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

第2章 警 戒 本 部

(組織及び分掌事務)

第2条 県庁に設置する警戒本部に、その事務を処理するため別表本部の1に掲げる指令部（以下「指令部」という。）及びその他の部（以下「各部」という。）を置く。

2 指令部は、県の地震防災応急対策の総合調整と対外的な総合窓口機能を所掌し、その事務を処理するため、別表本部の1に掲げる班（以下「指令部各班」という。）を置き、別表本部の3の事務分掌欄に掲げる事務を分掌する。

3 各部に別表本部の1に掲げる班（以下「各部各班」という。）を置き、別表本部の4に掲げる事務を分掌する。

4 警戒本部を設置したときは、県庁別館及び静岡県危機管理センターに「静岡県地震災害警戒本部」の表示をする。

(副本部長)

第3条 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事及び警察本部長をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副知事はその職務を代理する。

3 副本部長のうち、担任地域のある副知事は、原則として担任の地域に駐在する。

(危機管理監)

第3条の2 危機管理監は、本部長の命を受け、本部員及び部長を指揮し災害対策本部の事務を処理する。

2 危機管理監は、指令部長として指令部の事務を掌理し、所属の要員を指揮監督する。

3 危機管理監に事故があるときは、危機管理監代理がその職務を代理する。

(危機管理監補佐)

第3条の3 危機管理監補佐は、別表本部の2に掲げる者をもって充て、危機管理監の命を受け、災害応急対策に関する各部間の総合調整を行う。

(本部員)

第4条 本部員は、別表本部の5に掲げる職にある者をもって充てる。

(指令部各班)

第5条 指令部各班に班長（以下「指令部各班長」という。）を置く。

2 指令部各班長は、別表本部の2に掲げる職にある者をもって充て、指令部長を補佐するとともに、所属の要員を指揮監督する。

3 指令部各班長は、第8条に規定する本部員会議に出席するとともに、必要に応じ、所管業務に関する地震防災応急対策の実施状況について、本部員会議に報告する。

4 指令部各班は、指令部各班において地震防災応急対策に従事する職員（以下「指令部各班員」という。）をもって構成し、指令部各班員は、関係部局長の推薦に基づき危機

管理監があらかじめ定めておくものとする。

- 5 指令部各班長は、地震防災応急対策が円滑に行われるように、指令部各班員の勤務ローテーションについてあらかじめ定めておくものとする。
- 6 危機管理監は地震防災応急対策の実施状況に応じ、指令部各班員等の構成を変更することができる。
- 7 指令部各班員は、警戒本部が設置されたときは、直ちに指定された配置場所に参集する。

(各部各班)

第6条 各部に部長及び危機担当監を、各部各班に班長を置く。

- 2 部長は別表本部の2に掲げる職にある者をもって充て、部の事務を掌理し、所属の要員を指揮監督する。
- 3 危機担当監は別表本部の2に掲げる職にある者をもって充て、部長を補佐する。
- 4 危機担当監は、所管する職員の中から、代理となる者（以下「危機担当監代理」という。）をあらかじめ定めておくものとする。
- 5 各部各班の班長は、別表本部2に掲げる職にある者をもって充て、部長、危機担当監を補佐するとともに、所属の要員を指揮監督する。
- 6 各部各班の班長は、所管する職員の中から、地震防災応急対策に従事する職員（以下「各部各班員」という。）をあらかじめ定めておくものとする。
- 7 部長は、勤務外において、各部各班員が不足し、初動体制の確保が困難な班（第22条に定める方面本部各班を含む。）がある場合は、部内において必要な調整等を行い、所管する職員を当該不足する班の事務に従事するよう、各部各班員としてあらかじめ定めておくことができる。
- 8 各部各班員の指定にあたっては、地震防災応急対策が円滑に行なわれるように、班員の勤務ローテーションについて、あらかじめ定めておくことができる。
- 9 本部長は、地震防災応急対策の実施状況に応じ各部各班及び各部各班員の構成を変更することができる。
- 10 部長は、地震防災応急対策の実施状況に応じ所管する部の各部各班員の構成を変更することができる。
- 11 各部は、円滑な災害応急対策等を行うため、指令部と連携を密にするものとする。特に、くらし・環境部、健康福祉部、経済産業部及び交通基盤部においては、班員を危機管理センターに派遣し、相互の情報共有や連絡調整業務等を行うものとする。

(業務調整要員)

第7条 本部員、指令部各班員及び各部各班員以外の職員（以下「業務調整要員」という。）については、危機管理監が別に定める業務に従事するものとする。

(本部員会議)

第8条 本部長は、地震防災応急対策について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員及び危機担当監（複数の危機担当監を置く部にあつては、部長が指定する危機担当監1名が代表する）をもって構成する。ただし、必要に応じて、本部員以外の部長に出席を求めることができる。
- 3 県職員以外の本部員は、それぞれの所属する機関と警戒本部との連絡調整に当たるため、必要に応じ警戒本部に参集し、又はその代理者を警戒本部に派遣することができる。また、本部長は、県職員以外の本部員又はその代理者の警戒本部への派遣を要請することができる。
- 4 本部員は、それぞれの所管業務に関する地震防災応急対策の実施状況について、必要

に応じて、本部員会議に報告する。

- 5 県職員以外の本部員又はその代理者は、必要に応じて、それぞれの所属する機関が実施する地震防災応急対策の実施状況を把握し、本部長に報告する。

(対策会議)

第8条の2 複数の部にまたがる地震防災応急対策に迅速に対処するため、警戒本部が設置された時をもって、本部内に対策会議を設置する。

- 2 対策会議は、危機管理監及び危機管理監が指定する危機担当監及び危機管理監が必要と判断し、出席を求める機関の代表者をもって構成し、危機管理監は、必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。
- 3 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する地震防災応急対策の実施状況について、必要に応じて、危機管理監に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部へ伝達する。
- 4 危機管理監は、情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の参加を要請することができる。

(班長会議)

第9条 指令部総括班長は、地震防災応急対策について、指令部各班及び各部との連絡調整を図るため、必要に応じて班長会議を開催する。

- 2 班長会議は、関係班長をもって構成する。

(配備体制)

第10条 東海地震に関連する情報の発表があったときは、別表共通の1に定める配備体制をとる。

- 2 本部長、副本部長、本部員、指令部各班員、各部各班員及び業務調整要員の動員計画については、別表共通の2に定める。
- 3 勤務外における連絡体制は別に定める。
- 4 第5条及び第6条に掲げるそれぞれの組織の長が配備につくまでの間における地震防災応急対策の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上位等級者が指揮するものとする。

(班員の参集状況報告等)

第11条 指令部各班長及び各部各班の班長は、班員の参集状況を把握し、指令部総務班長に報告する。

(地震防災応急対策に従事する要員の方面本部等に対する派遣)

第12条 本部長は、警戒本部において地震防災応急対策に従事する要員を必要に応じ、方面本部等に派遣することができる。

(警戒本部の廃止)

第13条 本部長は、法第19条第2項の規定により警戒宣言が解除されたときは、速やかに地震防災応急対策の事後処理を行ったうえ、警戒本部を廃止する。

(関係機関への連絡)

第14条 本部長は警戒本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認める者に通知する。

- (1) 国の地震災害警戒本部長
- (2) 消防庁長官
- (3) 防災関係機関の長
- (4) 市町長
- (5) その他の機関の長

(災害対策本部への引継)

第15条 大規模地震が発生し、静岡県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が

設置されたときは、法第19条第1項の規定に基づき、警戒本部は廃止する。

- 2 前項の場合において、警戒本部が実施した地震防災応急対策の状況、その他災害応急対策の参考となる事項を、災害対策本部に引継ぐ。
- 3 第1項の規定により警戒本部を廃止したときは、前条第1項の規定にかかわらず、警戒本部の廃止の通知は行わないものとする。

第3章 方面本部

(方面本部の設置)

第16条 警戒本部の地方組織として、別表方面本部の2に掲げる方面本部を置く。

(組織及び分掌事務)

第17条 方面本部に方面本部長、副方面本部長及び方面本部員を置く。

- 2 方面本部にその事務を処理するため、別表方面本部の1に掲げる指令班（以下「方面本部指令班」という。）及びその他の各班（以下「方面本部各班」という。）を置く。
- 3 方面本部の所管区域及び方面本部を構成する出先機関は、別表方面本部の2に定めるところによる。
- 4 方面本部各班は、別表方面本部の3に掲げる事務を分掌する。
- 5 方面本部を設置したときは、方面本部室に「静岡県地震災害警戒本部〇〇方面本部」の表示をする。

(方面本部長)

第18条 方面本部長は、地域局長をもって充てる。

- 2 方面本部長は、方面本部の事務を所掌し、所属の要員を指揮監督する。
- 3 方面本部長は、地震防災応急対策の実施状況に応じ、方面本部各班の構成を変更することができる。

(副方面本部長)

第19条 副方面本部長は、地域局副局長兼（賀茂、東部、中部及び西部）危機管理監その他あらかじめ地域局長が定めた者をもって充て、方面本部長を補佐し、方面本部長に事故があるときは、方面本部長があらかじめ定めた順位によりその職務を代理する。

(方面本部員)

第20条 方面本部員は、別表方面本部の2に掲げる者をもって充てる。

(方面本部指令班)

第21条 方面本部指令班は、方面本部の事務を処理し、方面本部の地震防災応急対策の総合調整と対外的な総合窓口機能を所掌するとともに、方面本部管内の市町災害対策本部の運営を支援する。

- 2 方面本部指令班長は、地域局の職員のうち、あらかじめ地域局長が指定した職員をもって充てる。
- 3 方面本部指令班長は、方面本部長を補佐し、所属の要員を指揮監督するとともに、第24条に規定する方面本部員会議に出席し、必要に応じ、所管業務に関する災害応急対策の実施状況について報告する。
- 4 方面本部指令班は、方面本部指令班において災害応急対策に従事する職員（以下「方面本部指令班員」という。）をもって構成し、方面本部指令班員は、関係所属長の推薦に基づき地域局長があらかじめ定めておくものとする。
- 5 方面本部指令班には、別表方面本部の3に掲げる係又はスタッフ（以下、「係等」という。）を置き、災害応急対策に従事する要員をあらかじめ定めておくとともに、方面本部指令班員の勤務ローテーションについてもあらかじめ定めておくものとする。
- 6 係等に係長又はスタッフ長を置く。
- 7 方面本部指令班長は、災害の状況に応じ、方面本部指令班員の構成を変更することができる。

8 方面本部指令班員は、方面本部が設置されたときは、直ちに方面本部室又はあらかじめ定められた参集先に参集する。

(方面本部各班)

第22条 方面本部各班長は別表方面本部の2に定める出先機関の長をもって充てる。また、班長が副方面本部長である場合には班ごとに適宜上位等級者をもって充てる。

2 方面本部各班の班長は、班の事務を所掌し、班に所属する職員を指揮監督する。

3 地域局長が指名する班に副班長を置く。副班長は、あらかじめ地域局長が定めた者をもって充て、班長を補佐する。

4 方面本部各班の班長は、所管する職員の中から、地震防災応急対策に従事する要員(以下「方面本部各班員」という。)をあらかじめ定めておくものとする。なお、方面本部物資班等、他の所属の職員を構成員とする班・係については、関係所属長の推薦に基づき、地域局長があらかじめ定めておくものとする。

5 方面本部各班の班長は、勤務外において、方面本部各班員が不足し、初動体制確保が困難な場合は、警戒本部において当該班を所管する部長に、部内の他の班の職員を方面本部各班員として当該班の事務に従事させるよう要請することができる。

6 方面本部各班員の指定にあたっては、地震防災応急対策が円滑に行なわれるように、班員の勤務ローテーションについて、あらかじめ定めておくことができる。

7 方面本部各班の班長は、地震防災応急対策の実施状況その他特別な事由がある場合は、各班員の構成を変更することができる。

8 方面本部各班は、円滑な災害応急対策を行うため、方面本部指令班と連絡を密にするものとする。特に、健康福祉班及び土木班は、班員を方面本部室に派遣し、方面本部指令班との相互の情報共有や連絡調整業務等を行うものとする。

(業務調整要員)

第23条 方面本部員、方面本部指令班員及び方面本部各班員以外の要員(以下「業務調整要員」という。)については、方面本部長が別に定める業務に従事するものとする。

2 総合庁舎で業務に就く指令班駐在は、参集した業務調整要員を方面本部長の命あるまで待機させ、その間は駐在業務に従事させることができる。

(方面本部員会議)

第24条 方面本部長は、方面本部の地震防災応急対策について協議するため、必要に応じて方面本部員会議を開催する。

2 方面本部員会議は、方面本部長、副方面本部長及び方面本部員又は方面本部員の所属する班の副班長をもって構成する。ただし、必要に応じて、方面本部員以外の班長等に出席を求めることができる。

3 方面本部員等は、それぞれの所管業務に関する地震防災応急対策の実施状況について、必要に応じて方面本部員会議に報告する。

4 方面本部長は、方面本部の所管区域を所管する防災関係機関(以下「方面本部防災関係機関」という。)の長又は代理者の方面本部員会議への出席を求め、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(方面本部対策会議)

第24条の2 複数の班にまたがる地震防災応急対策に迅速に対処するため、方面本部に方面本部対策会議を設置する。

2 方面本部対策会議は、方面本部長、副方面本部長及び方面本部長が指定する副班長をもって構成する。

3 副班長は、それぞれの所管業務に関する地震防災応急対策の実施状況について、必要に応じて、方面本部長に報告するとともに、方面本部長からの指示を所属する班へ伝達する。

4 方面本部長は、情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、方面本部対策会議への連絡員の参加を要請することができる。

(防災関係機関との連携)

第25条 方面本部長は、方面本部防災関係機関の長に対し連絡員の派遣を要請することができる。

(配備体制)

第26条 警戒宣言が発令されたときは、別表共通の1に定める配備体制をとる。

2 方面本部長、副方面本部長、方面本部員、方面本部指令班員、方面本部各班員及び業務調整要員の動員計画については、別表共通の2に定める。

3 勤務外における連絡体制は別に定める。

4 第21条及び第22条に掲げるそれぞれの組織の長が配備につくまでの間における地震防災応急対策の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上位等級者が指揮するものとする。

(班員の参集状況等)

第27条 方面本部の各班長は、班員（業務調整要員含む。）の参集状況を把握し、方面本部長に報告する。

2 方面本部長は、前項の参集状況を取りまとめ、本部指令部総務班長に報告する。

(市町情報収集要員)

第28条 方面本部長は、必要があると認めるときは、あらかじめ指名した職員（以下「市町情報収集要員」という。）を市町災害対策本部に派遣することができる。

2 市町情報収集要員は、派遣された市町に関する情報の収集及び連絡調整等を行うものとする。

(方面本部の廃止)

第29条 方面本部は警戒本部が廃止されたときは廃止する。

(災害対策本部方面本部への引継)

第30条 大規模地震が発生し災害対策本部方面本部が設置されたときは、第15条第2項の規定に準じて、警戒本部の方面本部が実施した地震防災応急対策の状況、その他災害応急対策の参考となる事項を、当該方面本部に引継ぐ。

第4章 東海地震注意情報発表時の体制及び事務

(配備体制及び動員計画)

第31条 東海地震注意情報が発表されたときは、別表共通の1に定める配備体制をとり、要員の動員計画は別表共通の2に定める動員区分によるものとする。

2 勤務外における連絡体制は別に定める。

(警戒本部設置前の体制及び事務)

第32条 前条第1項の規定に基づき配備についた知事、副知事、警察本部長及びその他の部局長は、直ちに別館5階危機管理センターに参集し、地震防災応急対策の準備等、必要に応じて協議を行う。

2 指令部各班長等及び指令部各班員は、直ちに指定された配置場所に参集し、別表本部の2に掲げる班に準じた体制をとり、別表本部の3に掲げる事務の準備等を行う。

3 各部各班の部長、危機担当監、班長及び各部各班員は、直ちに別表本部の2に掲げる部及び班に参集し、同表に掲げる部及び班に準じた体制をとり、別表本部の4に掲げる事務の準備等を行う。

4 前3項に掲げるそれぞれの組織の長が配備につくまでの間における地震防災応急対策の準備等の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上位等級者が指揮するものとする。

5 第8条、第8条の2、第9条、第11条及び第12条の規定は、地震防災応急対策の準備

等に必要な場合に準用することができる。

(方面本部設置前の体制及び事務)

第33条 方面本部長、副方面本部長、方面本部各班長及び方面本部各班員は、直ちに別表方面本部の2に掲げる班に参集し、同表に掲げる班に準じた体制をとり、別表方面本部の3に掲げる事務の準備等を行う。

2 前項に掲げるそれぞれの組織の長が配備につくまでの間における地震防災応急対策の準備等の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上位等級者が指揮するものとする。

3 第23条、第24条、第24条の2、第25条及び第28条の規定は、地震防災応急対策の準備等に必要な場合に準用することができる。

第5章 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の体制及び事務

(配備体制及び事務)

第34条 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは別表共通の1に定める配備体制をとり、配備された職員は情報収集、連絡活動等の事務を行う。

2 勤務外における連絡体制は別に定める。

第6章 服務等

(勤務外における職員の措置)

第35条 職員は、勤務外において東海地震注意情報が発表されたときは、別表共通の2の区分により参集し、本部又は方面本部の設置の準備等に従事し、さらに警戒宣言が発令されたときは、引き続き所定の場所において防災業務に従事するものとする。

(本部員及び職員の心構え)

第36条 本部員及び職員は、地震防災応急対策を支援する自衛隊等防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民、その他の者に対し、誠実に対応しなければならない。

2 職員は、自らの言動によって、住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、警戒本部又は方面本部の活動に反感を抱かせることのないよう注意しなければならない。

3 職員は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他の部及び班から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

第7章 平常時対策

(平常時対策の推進)

第37条 部局長及び出先機関の所属長は、本庁及び出先機関の本庁及び出先機関の平常時対策を推進するとともに、進捗状況を管理する。

(地震防災応急対策に関する研修及び訓練)

第38条 指令部各班長、部局長及び出先機関の所属長は、警戒本部及び方面本部設置時における職員の迅速かつ的確な初動対応行動を確保するため、地震防災応急対策に関する研修及び訓練を実施するものとする。

2 職員は、前項の研修及び訓練に参加しなければならない。

第8章 雑則

第39条 前各条に定めるもののほか、警戒本部等の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要領は、昭和54年11月14日から施行する。

この改正は、昭和57年5月18日から施行する。

この改正は、昭和58年4月1日から施行する。

この改正は、昭和59年4月1日から施行する。

この改正は、昭和60年4月1日から施行する。

この改正は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 10 年 6 月 15 日から施行する。
この改正は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 15 年 7 月 25 日から施行する。
この改正は、平成 16 年 1 月 5 日から施行する。
この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 17 年 8 月 10 日から施行する。
この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 21 年 10 月 15 日から施行する。
この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表共通の1 「東海地震に関連する情報の発表時等の配備体制とその基準」

配備体制	配備基準	配備局等
<p>事前配備体制</p> <p>【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、状況により他の職員を動員できる体制</p>	<p>気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震に関連する調査情報（臨時）」を発表したとき</p>	<p>(本庁) 知事戦略局広聴広報課、危機管理部、文化・観光部空港振興局、交通基盤部 (出先機関) 地域局、土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所、漁港管理事務所</p>
<p>【地震災害警戒本部設置準備体制（全職員動員体制）】 情報の収集及び連絡活動のほか、静岡県地震災害警戒本部・方面本部の設置準備、地震防災応急対策の準備等を行なう体制（ただし勤務時間内においては通常業務に支障が生じないよう留意）</p>	<p>気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震注意情報」を発表したとき</p>	<p>県職員全員</p>
<p>【地震災害警戒本部設置体制（全職員動員体制）】 直ちに静岡県地震災害警戒本部・方面本部を設置し、全職員で情報の収集及び地震災害応急対策を実施する体制</p>	<p>「警戒宣言」が発令されたとき</p>	<p>県職員全員</p>

別表共通の2 「地震防災応急対策要員動員計画」

区分		時点	
		①「東海地震注意情報」発表時	②「警戒宣言」発令時
災害対策本部	本部長	勤務中	
	副本部長	勤務外	
	本部長	①の場合、直ちに地震災害警戒本部設置準備体制に就く	①の場合、直ちに参集し、地震災害警戒本部設置準備体制に就く
	指令部各職員	②の場合、直ちに地震災害警戒本部の業務に就く	②の場合、直ちに参集し、地震災害警戒本部の業務に就く
	各各職員	①の場合、直ちに地震災害警戒本部設置準備体制に就く※1	①の場合、直ちに参集し、地震災害警戒本部設置準備体制に就く※1
		②の場合、直ちに地震災害警戒本部の業務に就く※1	②の場合、直ちに参集し、地震災害警戒本部の業務に就く※1
	方面本部長	①の場合、直ちに地震災害警戒本部方面本部設置準備体制に就く	①の場合、直ちに参集し、地震災害警戒本部方面本部設置準備体制に就く
	副本本部長	②の場合、直ちに地震災害警戒本部方面本部の業務に就く	②の場合、直ちに参集し、地震災害警戒本部方面本部の業務に就く
	方面本部長	①の場合、勤務する所属で待機し、指示により派遣先市町で業務に就く※1	①の場合、直ちに指定された市町に参集し、業務に就く※1
	方面本部長	②の場合、勤務する所属で待機し、指示により派遣先市町で業務に就く※1	②の場合、直ちに指定された市町に参集し、業務に就く※1
方面本部	方面本部各職員	①の場合、直ちに地震災害警戒本部方面本部設置準備体制に就く※1	①の場合、直ちに参集し、地震災害警戒本部方面本部設置準備体制に就く※1
		②の場合、直ちに地震災害警戒本部方面本部の業務に就く※1	②の場合、直ちに参集し、地震災害警戒本部方面本部の業務に就く※1
共通	拠点要員	①、②とも直ちにあらかじめ指定された参集先で業務に就く※1	①、②とも直ちにあらかじめ指定された参集先で業務に就く※1
	業務調整要員	①、②とも勤務する所属で待機し、指示された業務に就く※1	①の場合、原則として勤務する所属に参集・待機し、指示された業務に就く。ただし、深夜等のため通常の通勤手段では勤務する所属に参集できない場合は、あらかじめ定められた参集先に参集し業務に就く。※2 ②の場合、あらかじめ定められた参集先に参集し業務に就く。

※1 勤務内又は勤務外において、それぞれ異なる業務（業務先含む）が指定されている職員は、その指定された業務に就く。

※2 直ちに居住地周辺の総合庁舎（静岡市内に居住する県庁勤務者は県庁）に参集する。

（注）表中の勤務中・勤務外は、東海地震注意情報の発表又は東海地震等の大規模地震災害発生発生の時点を示す。なお、「勤務中」とは勤務時間の内外を問わず勤務所で業務に従事している状況をいい、勤務時間外に現に勤務している場合は「勤務中」に該当する。

別表本部の2 「静岡県地震災害警戒本部編制表」

区 分	構 成 員	
本部長	知事（大規模地震対策特別措置法第17条第1項に規定）	
副本部長	副知事（担任地域のある副知事は、原則として担任の地域に駐在する）、警察本部長	
本部員	危機管理監	危機管理監
	危機管理監補佐	危機管理部長兼危機管理監代理
	その他	教育長、知事戦略監、地域外交監、政策推進担当部長、危機管理部長代理兼危機管理監代理、危機報道監兼危機管理監代理、経営管理部長、くらし・環境部長、文化・観光部長、健康福祉部長、経済産業部長、交通基盤部長、出納局長、企業局長
本部員会議	本部長、副本部長、本部員、危機担当監（複数の危機担当監を置く部にあつては、部長が指定する危機担当監1名）	
対策会議	危機管理監、危機管理監が指定する危機担当監及び危機管理監が必要と判断し、出席を求める機関の代表者	
部及び各班	部長及び危機担当監、班長	班 員
指令部	部長	危機管理監、 危機管理部長兼危機管理監代理、危機管理部長代理兼危機管理監代理、 危機報道監兼危機管理監代理、危機管理部長（防災対策担当）、危機管理部長（災害医療）、 危機管理部長（防災技術）、知事戦略局長
	総括班	危機政策課長
	総務班	危機管理部総務課長
	対策班	危機対策課長
	情報班	危機情報課長
	広報班	広報広聴課長
	原子力班	原子力安全対策課長
	通信班	危機対策課長
} 関係部局長の推薦に基づき危機管理監があらかじめ定める		
知事直轄部	部長	知事戦略監、地域外交監、政策推進担当部長
	危機担当監	知事戦略局長、地域外交局長、政策推進局長
	知事直轄総務班	総務課長
	知事戦略班	知事戦略局長
	政策推進班	政策推進局長
} 所管する職員の中から、班長があらかじめ定める		
経営管理部	部長	経営管理部長
	危機担当監	総務局長
	総務班	総務局長
	行政経営班	行政経営局長
	財務班	財務局長
	ICT推進班	ICT推進局長
} 所管する職員の中から、班長があらかじめ定める		
くらし・環境部	部長	くらし・環境部長
	危機担当監	管理局長、建築住宅局長、環境局長
	くらし・環境管理班	くらし・環境部管理局長
	県民生活班	県民生活局長
	建築住宅班	建築住宅局長
	環境班	環境局長
} 所管する職員の中から、班長があらかじめ定める		
文化・観光部	部長	文化・観光部長
	危機担当監	管理局長、観光交流局長、空港振興局長
	文化・観光管理班	文化・観光部管理局長
	文化班	文化局長
	総合教育班	総合教育局長
	スポーツ班	スポーツ局長
	観光交流班	観光交流局長
	空港振興班	空港振興局長
空港管理班	静岡空港管理事務所長	
} 所管する職員の中から、班長があらかじめ定める		
健康福祉部	部長	健康福祉部長
	危機担当監	管理局長、医療健康局長、生活衛生局長
	健康福祉総括班	健康福祉部管理局長
	医療看護班	医療健康局長
	要配慮者支援班	福祉長寿局長
	健康支援班	障害者支援局長
生活衛生班	生活衛生局長	
} 所管する職員の中から、班長があらかじめ定める		

経済産業部	部長 経済産業部長 危機担当監 管理局長、農業局長	
物資班	経済産業部管理局長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
経済産業管理班	経済産業部管理局長	
産業革新班	産業革新局長	
就業支援班	就業支援局長	
商工業班	商工業局長	
農業班	農業局長	
農地班	農地局長	
森林・林業班	森林・林業局長	
水産業班	水産業局長	
交通基盤部	部長 交通基盤部長 危機担当監 管理局長、道路局長、河川砂防局長、港湾局長	
交通基盤管理班	交通基盤部管理局長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
建設支援班	建設支援局長	
道路班	道路局長	
河川砂防班	河川砂防局長	
港湾班	港湾局長	
都市班	都市局長	
出納部	部長 出納局長 危機担当監 出納局次長	
出納第1班	会計課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
出納第2班	用度課長	
企業部	部長 企業局長 危機担当監 企業局理事	
総括班	経営課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
水道企画班	水道企画課長	
地域整備班	地域整備課長	
がんセンター部	部長 がんセンター局長	
がんセンター-県庁駐在班	経営努力室長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
議会部	部長 議会事務局長	
総務班	総務課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
議会班	議事課長	
災害情報連絡班	政策調査課長	
人事委員会部	部長 人事委員会事務局長	
人事第1班	総務課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
人事第2班	給与課長	
人事第3班	職員課長	
監査委員部	部長 監査委員事務局長	
監査班	監査課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
労働委員会部	部長 労働委員会事務局長	
労働班	調整審査課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
収用委員会部	部長 収用委員会事務局長	
収用班	審理調整課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
教育部	部長 教育長 危機担当監 教育部理事（総括担当）	
教育総務班	教育総務課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
教育政策班	教育政策課長	
施設班	財務課長	
福利班	福利課長	
義務教育班	義務教育課長	
高校教育班	高校教育課長	
特別支援教育班	特別支援教育課長	
健康体育班	健康体育課長	
社会教育班	社会教育課長	
文化財保護班	文化財保護課長	
警察部	部長 警備部長	
警察班	災害対策課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
中央連絡部	部長 ふじのくに大使館公使（東京事務所長）	
中央連絡班	東京事務所次長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める

別表本部の3 「静岡県地震災害警戒本部指令部各班等事務分掌」

班	事務分掌
総括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震災害警戒本部の設置及び運営に関すること。 2 県防災会議、本部員会議、対策会議、班長会議に関すること。 3 本部長の命令指示等の伝達に関すること。 4 指令部及び各部の地震防災応急対策の調整に関すること。 5 職員の配分調整に関すること。 6 国、他県等関係機関への応援要請・連絡調整に関すること。 ※自衛隊、消防庁、海上保安庁への派遣要請は、対策班が実施する。 ※国の現地警戒本部との連絡調整に関することを含む。 7 国への避難等の報告、連絡に関すること。 8 災害救助法の適用に関すること。 9 国等関係機関への陳情等に関すること。 10 県議会との連絡調整に関すること。
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震災害警戒本部の経理に関すること。 2 国の現地警戒本部の受入れ及び支援に関すること。 3 静岡県地震防災センターにおける本部後方支援に関すること。 4 静岡県地震防災センター来館者の安全確保に関すること。 5 本部要員の生活維持に関すること。 6 業務調整要員の配置調整に関すること。 7 職員参集状況のとりまとめに関すること。
対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 県の地震防災応急対策の実施の総括に関すること。 2 方面本部、防災関係機関、企業及び県民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関すること。 3 自衛隊、消防庁、海上保安庁への派遣要請に関すること。 4 広域応援部隊等（DMATを除く）の受入・活動調整に関すること。 5 方面本部指令班交通誘導係との連絡調整に関すること。 6 緊急輸送ルートの設定に関すること。 7 輸送手段及び燃料の確保・調整に関すること。 8 航空機の安全運航の確保に関すること。 9 応援ヘリコプターの受入（ドクターヘリを除く）及び応援活動に関すること。 10 広域応援部隊等（DMATを除く）の活動の調整など、静岡空港の応援部隊の活動拠点としての運用に関すること。

班	事務分掌
	10 応援ヘリコプターの集結拠点への要員の派遣に関する事。 11 防災ヘリコプターの運用に関する事。 12 防災ヘリポートの確保に関する事。 13 緊急消防援助隊の受入準備に関する事。 14 産業災害の地震防災応急対策の指導に関する事。 15 石油コンビナート、危険物、高圧ガス、火薬類の保安対策。 ※石油コンビナート等防災本部の業務が発生した場合は、当該業務を優先する。 16 県内の燃料供給施設の燃料保有状況の把握・確保のための関係機関との調整 17 燃料供給状況に関する県民への広報に必要な情報の提供
情報班	1 被害状況、災害応急対策実施状況等に関する情報の収集に関する事。 2 警戒宣言、地震予知情報、地震情報、気象情報等の受領、伝達に関する事。 3 市町からの要請に係る文書の收受に関する事。 4 対策状況等のとりまとめ及び分析に関する事。 5 被害状況等、災害応急対策実施状況等に関する情報の発信、伝達に関する事。 ※広報班の実施する災害関連情報の提供等に関する業務を除く。
広報班	1 新聞、テレビ、ラジオ等報道機関を通じた、地震防災応急対策実施状況などの災害関連情報の提供に関する事。 2 記者発表における報道機関への対応に関する事。 3 インターネット、県民だより臨時号等を利用した情報の発信に関する事。 4 地震防災応急対策の実施状況の記録写真等の収集整理に関する事。 5 広報に要する経費について報道機関との負担区分の協議に関する事。 6 県幹部、指令部及び各部への取材調整に関する事。 7 県民からの問合せへの対応に関する事。 8 市町、その他機関の要請に基づく広報に関する事。
原子力班	1 原子力発電所に関する事。 ※原子力災害対策（警戒）本部を設置する場合は、当該業務を優先する。
通信班	1 防災行政無線等の利用、調整に関する事。 2 防災行政無線、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）等及び国との情報伝達手段の機能確保に関する事。 3 災害対策本部の情報映像機器の操作等に関する事。

別表本部の4 「静岡県地震災害警戒本部各部各班事務分掌」

(1) 各班共通事務

区 分	事 務 分 掌
組織運営に係る事務	1 所属職員の動員及び所在確認に関する事。 2 班の設置及び運営に関する事。 3 執務室内における転落防止その他保安措置に関する事。
事業執行に係る事務 該当する事務の所管室 (課)に共通	1 所管県有施設の地震防災応急対策実施状況の把握に関する事。 2 所管地震防災応急対策業務に係る災害記録の収集及び整理に関する事。 3 所管地震防災応急対策業務に係る他県等応援職員の要請及び受入れに関する事。 4 その他特命事項に関する事。

(2) 班別事務分掌

区 分	事 務 分 掌
知事直轄部	
知事直轄総務班	
総務課	1 部内各班の連絡調整に関する事。 2 部内関係の被害のとりまとめに関する事。 3 部内職員の動員及び要員の確保に関する事。
知事戦略班	
秘書課	1 本部長（知事）及び副本部長（副知事）の秘書に関する事。
知事戦略課	
政策推進班	
総合政策課	
財政課	地震防災応急対策の予算措置に関する事。
地域外交班	
地域外交課 多文化共生課	1 旅券事務の執務体制の確保に関する事。 2 海外報道機関への対応の支援に関する事。 3 駐日外国公館との連絡調整に関する事。 4 外国人への情報提供等の支援に関する事。
経営管理部	
総務班	
総務課	1 部内各班の連絡調整に関する事。 2 部内の地震防災応急対策の推進に関する事。 3 部内職員の動員及び所在確認に関する事。
法務文書課	1 官報報告及び県公報の発行に関する事。 2 条例、規則の審査に関する事。 3 文書の收受・発送及び公印の管理に関する事。 4 情報公開（公文書開示）に関する事。
行政経営班	
行政経営課	
人事課	1 県内行う地震防災応急対策のための職員配置等人的措置に関する事。 2 職員の安否調査及び対策に関する事。
福利厚生課	地震防災応急対策のための要請に係る職員互助会及び共済組合との連携に関する事。
健康指導課	本部及び方面本部職員の健康管理に関する事。
財務班	
税務課	地震災害による県税の救済措置の準備及び県税関係システムの機能確保に関する事。
管財課	1 県有財産の地震防災応急対策への活用に関する事。 2 本庁舎の地震防災応急対策の実施に関する事。 3 県庁自衛消防隊の活動に関する事。 4 庁内電話システムの機能確保措置に関する事。
地域振興班	
地域振興課	
市町行財政課	

区 分	事 務 分 掌	
ICT推進班	ICT政策課	CATV施設の被害状況の確認に関すること。
	電子県庁課	1 SDOネットワーク（インターネット系を含む）及び県庁クラウドの機能確保に関すること。 2 SDOネットワーク（インターネット系を含む）及び県庁クラウドの機能復旧に関すること。 3 人事給与システム、財務会計システムの復旧に関すること。
	統計利用課	
	統計調査課	
くらし・環境部		
くらし・環境管理班		
	総務監 経理監 政策監（移住・定住担当）	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部関係の地震防災応急対策の推進に関すること。 3 部内職員の動員及び所在確認に関すること。
県民生活班		
	県民生活課	1 生活関連物資の価格需給動向の調査に関すること。 2 不当取引事業者の指導に関すること。 3 消費生活相談及び県民相談に関すること。 4 震災復興相談センター調整会議の運営準備に関すること。 5 ふじのくにNPO活動センター来所者及び施設の安全対策に関すること。
	くらし交通安全課	1 交通事故相談の実施に関すること。 2 交通安全関係団体との連絡調整に関すること。
	男女共同参画課	1 男女共同参画の視点からの地震防災応急対策に係る情報収集・提供に関すること。 2 男女共同参画センター来館者の安全対策に関すること。 3 男女共同参画センター管内施設の安全対策に関すること。 4 男女共同参画団体に対する応援協力要請に関すること。
建築住宅班		
	住まいづくり課 公営住宅課	1 住宅（公営住宅を含む）の被害調査に関すること。 2 住宅被災者に対する災害融資、建築・入居相談等支援に関すること。 3 応急仮設住宅の建設・借上げ及び公営住宅への一時入居に関すること。 4 災害公営住宅の供給及び指導等に関すること。 5 県営住宅の応急修理に関すること。 6 地震災害警戒本部経営管理部財務班、方面本部土木班との連携・支援に関すること。
	建築安全推進課	1 建築物の被害調査に関すること。 2 地震被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること。 3 建築制限と仮設建築物に対する制限緩和実施区域の指定に関すること。 4 震災建築物の被災度区分判定・災害復旧の技術指導等に関すること。 5 地震災害警戒本部経営管理部財務班、方面本部土木班との連携・支援に関すること。
環境班		
	環境政策課	フロン回収に関すること。
	環境ふれあい課	1 県民の森及び県立森林公園等の状況把握に関すること。 2 二次的避難所としてのゴルフ場施設の確保、あっせんに関すること。
	自然保護課	
	廃棄物リサイクル課	
	生活環境課	
	水利用課	1 飲料水、生活用水の確保及び供給に関すること。 2 水道施設の地震防災応急対策の実施促進に関すること。
文化・観光部		
文化・観光管理班		
	総務監 経理監 政策監	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部関係の被害のとりまとめに関すること。 3 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。
文化班		
	文化政策課	1 県立美術館及びふじのくに地球環境史ミュージアムの地震防災応急対策の応援及び連絡調整に関すること。 2 グランシップ及び舞台芸術公園の地震防災応急対策の応援及び連絡調整に関すること。
	富士山世界遺産課	静岡県富士山世界遺産センターの地震防災応急対策の応援及び連絡調整に関すること。

区 分	事 務 分 掌
総合教育班	
総合教育課	
大学課	県立大学及び静岡文化芸術大学の地震防災応急対策の支援及び連絡調整に関すること。
私学振興課	1 私立学校の地震防災応急対策の促進に関すること。 2 教育部及び関係機関との連絡に関すること。
スポーツ班	
スポーツ振興課	県武道館、県立水泳場及び富士水泳場の地震防災応急対策の応援及び連絡調整に関すること。
オリンピック・パラリンピック推進課	
ラグビーワールドカップ2019推進課	
観光交流班	
観光政策課 観光振興課	1 観光関係の被害調査に関すること。 2 観光客の避難状況等の動向調査に関すること。 3 県有観光施設の地震防災応急対策及び連絡調整に関すること。 4 公営国民宿舎等に対する2次的避難者の収容の協力要請に関すること。
空港振興班	
空港政策課 空港利用促進課 空港運営課	1 定期便・チャーター便等航空機の運行状況に関すること。 2 空港利用者の混乱防止、避難誘導等の空港の安全確保の把握に関すること。
空港管理班	
静岡空港管理事務所	1 東京航空局静岡空港出張所等関係機関との連絡調整に関すること。 2 空港の運用（離着陸の制限、入場制限等の準備及びその実施を含む。）に関すること。 3 空港利用者等に対する情報提供に関すること。 4 滞留旅客の避難等に関すること。
健康福祉部	
健康福祉総括班	
総務監 経理監 政策監 各局経理調整班	1 部内職員の動員及び安否確認に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 部内の地震防災応急対策の推進に関すること。 4 部内各班からの情報収集・提供に関すること。 5 災害救助法に関する国との調整に関すること。 6 災害救助法に基づく救助を市町長が行うこととする通知に関すること。 7 災害救助法に係る市町への指導に関すること。
医療救護班	
医療政策課 地域医療課	1 医療救護の調整に関すること。 2 医療救護施設の設置準備状況の把握に関すること。 3 医師その他の医療従事者の確保に関すること。 4 医療救護施設（県立を除く。）の地震防災応急対策の実施促進に関すること。 5 広域医療搬送活動の準備に関すること。 6 震災妊産婦、新生児の医療準備に関すること。
薬事課	1 輸血用血液の確保及び供給準備に関すること。 2 薬剤師等の確保及び派遣準備に関すること。 3 医薬品等の確保及び供給準備に関すること。 4 毒物、劇物取扱施設の被害状況の把握の準備に関すること。
疾病対策課	1 感染症指定医療機関及び結核病床を有する医療機関の地震防災応急対策の実施促進に関すること。 2 難病患者等の支援の準備に関すること。
障害福祉課	精神科病院の地震防災応急対策の実施促進に関すること。
国民健康保険課	保険診療の取扱いの特例準備に関すること。

区 分	事 務 分 掌
要配慮者支援班	
地域福祉課	1 社会福祉施設の避難状況等のとりまとめに関する事。 2 社会福祉施設の地震防災応急対策の実施促進に関する事。 3 保護施設の地震防災応急対策の実施促進に関する事。 4 DCATの受入・活動調整に関する事。
こども未来課	児童福祉施設（保育所等）の地震防災応急対策の実施促進に関する事。
こども家庭課	1 り災児童、母子世帯の援護準備に関する事。 2 り災児童のメンタルヘルス準備に関する事。 3 児童福祉施設（児童福祉施設等）の地震防災応急対策の実施促進に関する事。
長寿政策課 介護保険課 福祉指導課	1 り災老人の援護準備支援に関する事。 2 老人福祉施設等高齢者関係施設の地震防災応急対策の実施促進支援に関する事。 3 災害時の介護保険の取扱準備に関する事。
障害者政策課	1 り災障害（児）者の援護準備に関する事。 2 障害（児）者福祉施設の地震防災応急対策の実施促進に関する事。
障害福祉課	り災障害（児）者の援護準備に関する事。
健康支援班	
健康増進課 障害福祉課 精神保健福祉センター	1 り災者の健康支援準備に関する事。 2 り災者の精神保健対策準備に関する事。
生活衛生班	
衛生課	1 生活衛生営業サービス（公衆浴場、理容等）の確保の指導に関する事。 2 動物園等の地震防災応急対策の実施促進に関する事。 3 食品衛生の確保に関する事。
疾病対策課	防疫活動の準備に関する事。
経済産業部	
物資班	
総務監	1 緊急物資調達のための国との調整・協議準備に関する事。 2 緊急物資の広域物資輸送拠点配分調整準備に関する事。
経済産業管理班	
総務監 経理監 組合検査課	1 部内各班の連絡調整に関する事。 2 部内の地震防災応急対策の推進に関する事。 3 部内職員の動員及び所在確認に関する事。
産業革新班	
産業政策課	1 産業に関する地震防災応急対策の総合調整に関する事。
マーケティング課	県内業者からの緊急物資（副食）の調達及びあっせんに関する事。
研究開発課	1 農林水産物等被害の技術対策の支援に関する事。 2 被災中小企業に対する技術支援に関する事。
エネルギー政策課	
就業支援班	
労働政策課	労政会館・いこいの家（おおとり荘）の地震防災応急対策の実施促進に関する事。
雇用推進課	就業相談に関する事。
職業能力開発課	1 被災離職者の再就職促進のための職業能力開発準備に関する事。 2 技術専門学校・あしたか職業訓練校の訓練生の安否等に関する事。
商工業班	
商工振興課	産業経済会館及びインキュベーションセンターの地震防災応急対策の実施促進に関する事。
新産業集積課	1 被災中小企業に対する技術相談に関する事。 2 静岡県医療健康産業研究開発センターの被害調査及び地震防災応急対策に関する事
企業立地推進課	浜松内陸コンテナ基地の地震防災応急対策の実施促進に関する事。
商工金融課	1 信用保証協会の業務指導に関する事。 2 労働金庫の業務指導に関する事。
経営支援課	商工3団体の地震防災応急対策の実施促進に関する事。
地域産業課	1 鉱山の保安の連絡及び休廃止鉱山の保安指導に関する事。 2 緊急物資（生活必需品）及び復旧資材の調達及びあっせんの準備又は実施に関する事。

区 分	事 務 分 掌
農業班	
農業戦略課	1 農作物・生産施設等の被害のとりまとめに関する事。 2 農作物等被害の技術対策に関する事。 3 農業団体に対する地震防災応急対策の応援協力要請に関する事。 4 AOI-PARC(先端農業推進拠点)の地震防災応急対策に関する事。
農業ビジネス課	1 農林大学校の学生の安否等に関する事。 2 農業災害補償に関する事。 3 農業者の災害金融に関する事。
地域農業課	保管農薬の安全対策に関する事。
お茶振興課	1 農作物等の被害調査の支援に関する事。 2 農作物等被害の技術対策の支援に関する事。
農業振興課	1 農作物等の被害調査の支援に関する事。 2 農作物等被害の技術対策の支援に関する事。 3 県内業者からの緊急物資(主食)の調達及びあっせんに関する事。
畜産振興課	1 家畜、家さん及び畜産施設の被害調査に関する事。 2 家畜飼料及び畜産物に関する事。 3 家畜の衛生対策に関する事。
農地班	
農地計画課	1 農地・農業用施設 の地震防災応急対策に関する事。 2 関係機関との連絡・総合調整に関する事。
農地整備課	1 農地・農業用施設 の地震防災応急対策に関する事。 2 県有土地改良施設(農地防災ダム)の被害状況等の連絡準備及び報告体制の整備に関する事。
農地保全課	1 農地班の防災関係業務のとりまとめに関する事。 2 農地・農業用施設の被害状況等の連絡準備及び報告体制の整備に関する事。 3 土地改良施設の地震防災応急対策の促進に関する事。 4 県有土地改良施設(農地海岸)の被害状況等の連絡準備及び報告体制の整備に関する事。
農地利用課	農地・農業用施設の被害の調査及びとりまとめの準備に関する事。
森林・林業班	
森林計画課	森林・林業班の防災関係業務のとりまとめに関する事。
林業振興課	1 林産物及び林業施設の被害調査及び地震防災応急対策に関する事。 2 応急復旧製材品及び合板の調達及びあっせんに関する事。 3 林業団体に対する地震防災応急対策の応援協力要請に関する事。 4 林業者の災害金融に関する事。
森林整備課	1 造林地等の地震防災応急対策に関する事。 2 林道関係の地震防災応急対策に関する事。 3 県営林の地震防災応急対策に関する事。
森林保全課	治山関係の地震防災応急対策に関する事。
水産業班	
水産振興課	1 水産物・水産関係施設等に関する地震防災応急対策の推進に関する事。 2 水産業団体との連絡に関する事。 3 緊急物資(水産物)の調達及びあっせんの準備又は実施に関する事。 4 漁業高等学園の学生の安否等に関する事。
水産資源課	1 部所管取締船舶による海上輸送に関する事。 2 海上輸送に係る漁船調達の要請に関する事。
交通基盤部	
交通基盤管理班	
総務監	1 部内職員の動員及び所在確認に関する事。 2 部内各班の連絡調整のうち総務的分野に関する事。 3 応援計画に基づく部内職員の動員及び派遣に関する事。
経理監	部内の庁舎、公舎、設備の地震防災応急対策のとりまとめに関する事。
政策監	部内の地震防災応急対策に係る広報の窓口。

区 分	事 務 分 掌
建設支援班	
建設業課	「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく建設業者の災害時出動態勢の把握に関する事。
公共用地課	取得済公共用地の状況把握及び地震防災応急対策への応急使用準備に関する事。
建設技術企画課	土木事務総合電算システムの保安及びデータの保全に関する事。
工事検査課	農林土木工事積算施工管理システムの保安及びデータの保全に関する事。
営繕企画課 営繕工事課 設備課	1 解体関係団体との連絡調整に関する事。 2 施工中の県有建築物、県有建築設備の地震防災応急対策に関する事。 3 地震災害警戒本部くらし・環境部建築住宅班、方面本部土木班との連携・支援に関する事。 4 管財課の支援に関する事。
道路班	
道路企画課	静岡県道路公社の地震防災応急対策の実施促進に関する事。
道路整備課	工事中の県管理国道及び県道の保安措置の連絡調整に関する事。
道路保全課	1 緊急輸送道路の通行規制情報収集に関する事。 2 工事中の県管理国道及び県道の保安措置の連絡調整に関する事。 3 道路災害応急復旧用備蓄資材の保有状況等の確認に関する事。
河川砂防班	
河川砂防管理課	
河川企画課	1 ダムの被災情報収集体制の確立及び地震防災応急対策の実施促進に関する事。 2 直轄管理の河川施設及び海岸保全施設における地震防災応急対策情報の収集に関する事。
河川海岸整備課	河川管理施設（ダムを除く。）及び海岸保全施設（港湾・漁港除く。）の被災情報収集体制の確立及び地震防災応急対策の実施促進に関する事。
土木防災課	1 部内職員の非常招集に関する事。 2 地震災害警戒本部交通基盤部の設置、運営に関する事。 3 部内各班の連絡調整のうち情報、対策的分野に関する事。 4 部内地震防災応急対策（ソフト対策）の実施促進に関する事。 5 水防活動の準備に関する事。
砂防課	1 砂防関係施設の地震防災応急対策の実施促進に関する事。 2 砂防関係施設、土砂災害危険箇所の被災調査の準備に関する事。 3 斜面危険度判定の準備に関する事。 4 土砂災害警戒情報の発表等の運用に関する事。
港湾班	
港湾企画課 港湾振興課	1 港湾内の緊急物資集積場所の確保準備に関する事。 2 港湾の被災情報の収集準備に関する事。 3 災害時における管理水域内の危険箇所等への標識の設置準備に関する事。
港湾整備課	1 緊急輸送用岸壁の確保に関する事。 2 港湾施設の地震防災応急対策に関する事。 3 津波防護施設の点検及び操作に関する事。
漁港整備課	1 漁港施設の地震防災応急対策に関する事。 2 緊急輸送用岸壁（漁港）の確保に関する事。 3 津波防護施設の点検及び操作に関する事。
都市班	
都市計画課	
土地対策課	1 施行中の土地利用事業箇所の地震防災応急対策の指導に関する事。 2 施行中の大規模な開発行為箇所の地震防災応急対策に関する事。
景観まちづくり課	1 都市班の防災関係業務のとりまとめに関する事。 2 施行中の土地区画整理事業地、市街地再開発事業地の地震防災応急対策の実施促進に関する事。
街路整備課	施行中の都市施設（街路）の地震防災応急対策の実施促進に関する事。
生活排水課	1 下水道の地震防災応急対策の実施促進に関する事。 2 流域下水道の地震防災応急対策の実施促進に関する事。
公園緑地課	1 都市公園の地震防災施設に関する事。 2 都市公園の地震防災応急対策の実施促進に関する事。
地域交通課	自動車運送業者による臨時バスの要請に関する事。

区 分	事 務 分 掌	
出納部		
出納第1班		
会計課	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部内の地震防災応急対策の推進に関すること。 3 部内職員の動員及び所在確認に関すること。 4 災害時の義援金の保管に関すること。 5 指定金融機関等の営業状況の情報収集に関すること。 6 災害時の会計処理体制に関すること。	
出納審査課	災害時の会計書類の保管に関すること。	
集中化推進課	給与・旅費等の支払に関すること。	
出納第2班		
用度課	1 車両用燃料の緊急調達に関すること。 2 本部必要物品の調達支援・相談に関すること。 3 本庁集中管理車（協定に基づく調達車両を含む。）の配車に関すること。 4 コピーセンターの機能確保に関すること。	
企業部		
総括班		
経営課	1 部内各室の連絡調整に関すること。 2 部内の地震防災応急対策の推進に関すること。 3 部内職員の動員及び所在確認に関すること。 4 企業部関係の地震防災応急対策のとりまとめに関すること。	
水道企画班		
水道企画課	1 部所管の工業用水道及び水道施設の被害調査及び地震防災応急対策に関すること。	
地域整備班		
地域整備課	1 分譲・造成中の地域振興整備事業用地の被害調査及び地震防災応急対策に関すること。	
がんセンター部		
がんセンター県庁駐在班		
がんセンター局県庁駐在	1 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 2 部内職員の安否のとりまとめに関すること。 3 県立静岡がんセンターとの連絡調整に関すること。 4 県立静岡がんセンターの地震防災応急対策に関すること。	
議会部		
総務班		
総務課	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部内の地震防災応急対策の推進に関すること。 3 部内職員の動員及び所在確認に関すること。	
秘書室	正副議長との連絡に関すること。	
議会班		
議事課	議会の会議に関すること。	
災害情報連絡班		
政策調査課	議員との連絡及び調査活動に関すること。	
人事委員会部		
人事第1班		
総務課	1 人事委員会部、監査委員部及び労働委員会部の各部各班の連絡調整に関すること。 2 人事委員部、監査委員部及び労働委員部の各部各班の地震防災応急対策の推進に関すること。 3 人事委員会部、監査委員部及び労働委員会部の各部各班の動員及び所在確認に関すること。	
人事第2班		
給与課		
人事第3班		
職員課		
監査委員部		
監査班		
監査課		
労働委員会部		
労働班		
調整審査課		

区 分	事 務 分 掌	
収用委員会部		
	収用班	
	審理調整課	1 部内の連絡調整に関すること。 2 部内の地震防災応急対策の推進に関すること。 3 部内職員の動員及び所在確認に関すること。 4 委員の所在確認に関すること。
教育部		
	教育総務班	
	教育総務課	部内各班の連絡調整に関すること。
	教育政策班	
	教育政策課	総合教育センター研修生の安全確保の支援に関すること。
	施設班	
	財務課	教育施設の安全対策に関すること。
	福利班	
	福利課	1 教職員住宅の安全対策に関すること。 2 地震防災応急対策のための要請に係る教職員互助組合及び共済組合との連携に関すること。 3 教職員の健康管理に関すること。
	義務教育班	
	義務教育課	1 公立学校（園）に係る教科書、学用品の調達及びあっせんの準備に関すること。 2 公立学校（園）の教職員の動員に関すること。
	高校教育班	
	高校教育課	1 公立学校に係る教科書、学用品の調達及びあっせんの準備に関すること。 2 公立学校の教職員の動員に関すること。
	特別支援教育班	
	特別支援教育課	1 公立学校に係る教科書、学用品の調達及びあっせんの準備に関すること。 2 公立学校の教職員の動員に関すること。
	健康体育班	
	健康体育課	1 部内の地震防災応急対策の推進に関すること。 2 部内職員の動員及び所在確認に関すること。 3 教職員の動員及び調整に関すること。 4 教育関係広報のとりまとめに関すること。 5 休校その他学校管理に関すること。 6 他県に対する応援教職員等の派遣要請及び受入れ調整準備に関すること。 7 公立学校（園）の幼児、児童、生徒の安全対策に関すること。 8 公立学校（園）への避難所設置に伴う運営協力等に関すること。 9 学校給食施設の災害時の活用準備に関すること。
	社会教育班	
	社会教育課	1 社会教育施設の地震防災応急対策の促進と連絡調整に関すること。 2 青少年教育施設の地震防災応急対策の促進と連絡調整に関すること。
	文化財保護班	
	文化財保護課	県埋蔵文化財センターとの連絡調整に関すること。
警察部		
	警察班	
	災害対策課	1 警察の実施する地震防災応急対策の本部への報告に関すること。 2 警察本部との連絡調整に関すること。
中央連絡部		
	中央連絡班	
	東京事務所	1 政府、政党、上級機関に対する広報、陳情に関すること。 2 中央情報の収集に関すること。

別表本部の5

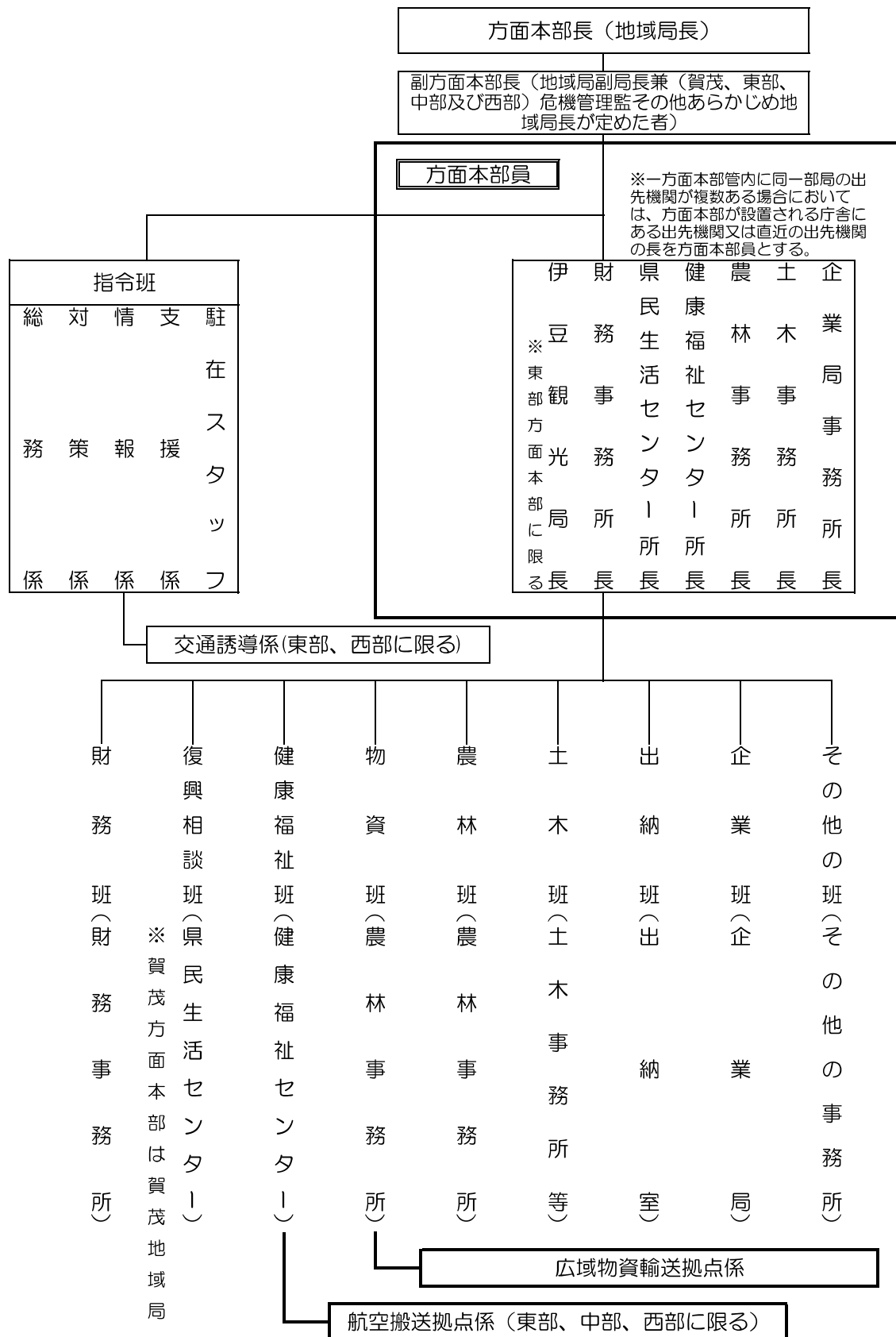
地震災害警戒本部本部員表

区分	根拠条文	職	選任方法	出先機関
副本部長	大規模地震対策 特別措置法 第17条第5項 第5号及び第3項	静岡県副知事	本部長任命	
	5-4 3	// 警察本部長	法定・ 本部長任命	
本部員	5-1	関東管区警察局	局長指名	
		東海財務局	//	静岡、沼津
		東海北陸厚生局	//	
		関東農政局	//	静岡地域センター、静岡地域センター沼津支所 浜松地域センター（神田庁舎）、浜松地域センター （中央庁舎） 西関東土地改良調査管理、大井川用水農業水利
		関東森林管理局	局長指名	伊豆、静岡、天竜
		関東経済産業局	//	
		関東東北産業 保安監督部関東支部	部長指名	
		中部近畿産業保安監督部	//	
		中部運輸局	局長指名	静岡（陸・海）、下田（海）
		第三管区海上保安本部	本部長指名	下田、清水
		東京管区气象台	台長指名	静岡（浜松、御前崎）
		東海総合通信局	局長指名	清水
		静岡労働局	//	浜松、静岡、沼津、三島、富士、磐田、島田、 清水
		中部地方整備局	//	静岡河川、静岡国道、沼津工事、富士砂防、 浜松工事、長島ダム、清水港湾
		東京航空局 東京空港事務所	//	

区分	根拠条文	職	選任方法	出先機関
	5-2	陸上自衛隊東部方面 総監部	総監指名	第1師団（富士教導団、第1普通科連隊、第34普通科連隊、第1後方支援連隊、第1戦車大隊） 第12旅団
	5-3	静岡県教育長	法定	
	5-4	静岡県警察本部長	//	
	5-5	静岡県副知事 危機管理監 知事戦略監 地域外交監 政策推進担当部長 経営管理部長 くらし・環境部長 文化・観光部長 健康福祉部長 経済産業部長 交通基盤部長 危機管理部長 危機管理監代理 危機管理部部長代理 出納局長 企業局長	知事指名 // // // // // // // // // // // // // // // // // //	
	5-6			市町及び消防機関については指名せず
	5-7	郵便局株式会社東海支社 静岡郵便局長 西日本電信電話(株) 静岡支店災害対策室長 日本銀行 静岡支店営業課長 日本赤十字社 静岡県支部総務課長 日本放送協会 静岡放送局長 中日本高速道路株式会社 東京支社 保全・サービス事業部長	知事任命 // // // // // //	

区分	根拠条文	職	選任方法	出先機関
	5-7	独立行政法人 水資源機構豊川用水 総合事業部管理課長	//	
		電源開発(株)中部支店 企画・管理 グループリーダー	//	
		東海旅客鉄道(株) 静岡支社総務課長	//	
		日本通運(株) 静岡支店総務課長	//	
		東が電力(株)パワーフリット (株)静岡総支社副支社長	//	
		中部電力(株) 静岡支店総務課長	//	
		静岡ガス(株) 環境安全対策室	//	
		静岡放送(株) 報道制作局長	//	
		静岡県医師会会長	//	
		(株)テレビ静岡 報道制作局長	//	
		(株)静岡朝日テレビ コンテンツ局長	//	
		(株)静岡第一テレビ 取締役報道制作局長	//	
		静岡エフエム放送(株) 取締役制作部長	//	

別表方面本部の1 「静岡県地震災害警戒本部方面本部編制図」



別表方面本部の2 「静岡県地震災害警戒本部方面本部編制表」

区分	賀茂方面本部	東部方面本部	中部方面本部	西部方面本部
所管区域	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	熱海市、伊東市、沼津市、三島市、裾野市、御殿場市、富士市、富士宮市、伊豆の国市、伊豆市、函南町、清水町、長泉町、小山町	静岡市、藤枝市、焼津市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町	浜松市、湖西市、磐田市、袋井市、掛川市、御前崎市、菊川市、森町
方面本部長	賀茂地域局長	東部地域局長	中部地域局長	西部地域局長
副方面本部長	地域局副局長兼（賀茂、東部、中部及び西部）危機管理監その他あらかじめ地域局長が定めた者			
方面本部員	下田財務事務所長 賀茂健康福祉センター所長 賀茂農林事務所長 下田土木事務所長	伊豆観光局長 沼津財務事務所長 東部県民生活センター所長 東部健康福祉センター所長 東部農林事務所長 沼津土木事務所長 企業局東部事務所長	藤枝財務事務所長 中部県民生活センター所長 中部健康福祉センター所長 志太榛原農林事務所長 島田土木事務所長	磐田財務事務所長 西部県民生活センター所長 西部健康福祉センター所長 中遠農林事務所長 袋井土木事務所長 企業局西部事務所長
方面本部員会議	方面本部長、副方面本部長、方面本部員又は副班長			
方面本部対策会議	方面本部長、副方面本部長及び方面本部長が指定する副班長			
副班長	あらかじめ地域局長が定めた者			
方面本部指令班	あらかじめ地域局長が指名した者で構成			
方面本部各班				
財務班	下田財務事務所	熱海財務事務所 沼津財務事務所 富士財務事務所	静岡財務事務所 藤枝財務事務所	磐田財務事務所 浜松財務事務所
復興相談班	賀茂地域局（賀茂広域消費生活センター）	東部県民生活センター	中部県民生活センター	西部県民生活センター
健康福祉班	賀茂健康福祉センター	熱海健康福祉センター 東部健康福祉センター 御殿場健康福祉センター 富士健康福祉センター	中部健康福祉センター	西部健康福祉センター
物資班	賀茂農林事務所	東部農林事務所 富士農林事務所	志太榛原農林事務所 中部農林事務所	中遠農林事務所 西部農林事務所
農林班	賀茂農林事務所	東部農林事務所 富士農林事務所	志太榛原農林事務所 中部農林事務所	中遠農林事務所 西部農林事務所
土木班	下田土木事務所	熱海土木事務所 沼津土木事務所 富士土木事務所 田子の浦港管理事務所	静岡土木事務所 島田土木事務所 清水港管理局 焼津漁港管理事務所	袋井土木事務所 浜松土木事務所 御前崎港管理事務所
出納班	賀茂出納室	東部出納室	中部出納室	西部出納室
企業班		企業局東部事務所	企業局西部事務所榛南出張所	企業局西部事務所
その他の班	農林技術研究所伊豆農業研究センター 水産技術研究所伊豆分場	伊豆観光局 東部看護専門学校 吉原林間学園 静岡がんセンター 畜産技術研究所 水産技術研究所富士養鱒場 工業技術研究所沼津工業技術支援センター 工業技術研究所富士工業技術支援センター 沼津技術専門学校 あしたか職業訓練校 富士山麓山の村 静東教育事務所 静岡県富士山世界遺産センター	消防学校 県立美術館 環境衛生科学研究所 農林技術研究所果樹研究センター 水産技術研究所 工業技術研究所 漁業高等学園 清水技術専門学校 計量検定所 中央図書館 焼津青少年の家 埋蔵文化財センター 発達障害者支援センター 女性相談センター ふじのくに地球環境史ミュージアム 環境放射線監視センター ふじのくに茶の都ミュージアム	三方原学園 磐田学園 浜松学園 食肉衛生検査所 動物管理指導センター 農林技術研究所 農林技術研究所茶業研究センター 農林技術研究所森林・林業研究センター 畜産技術研究所中小家畜研究センター 水産技術研究所浜名湖分場 工業技術研究所浜松工業技術支援センター 農林大学校 浜松技術専門学校 静岡県総合教育センター 観音山少年自然の家 静西教育事務所

別表方面本部の3 「静岡県地震災害警戒本部方面本部各班の事務分掌」

(1) 各班共通事務

区分	事務分掌
組織運営に係る事務	1 所管業務に係る情報伝達及び発信に関する事。 2 所属職員の所在の確認に関する事。 3 所属職員の動員に関する事。 4 関係機関等との連絡に関する事。 5 班の設置及び運営に関する事。 6 庁舎等所有施設及び設備の落下転倒防止その他保安措置に関する事。 7 所管施設及び所管業務における地震防災応急対策に関する事。
事業執行に係る事務 (該当する事務の所管所属に共通)	1 所管地震防災応急対策業務に係る記録の収集及び整理に関する事。 2 所管地震防災応急対策業務に係る他県等応援職員の受入体制整備に関する事。 3 その他特命事項に関する事。

(2) 班別事務分掌

班名	事務分掌
指令班	<総務係> 1 方面本部の設置及び運営に関する事。 2 県方面本部員会議及び県方面本部対策会議に関する事。 3 県方面本部の経理に関する事。 4 方面本部各班の連絡調整及び総括に関する事。 5 方面本部要員の生活維持に関する事。 6 国、他県等関係機関への要請、陳情等の調整・整理に関する事。 7 国の機関、国会議員・県議会議員等の視察・調査に関する事。 8 新聞、テレビ、ラジオ等による警戒宣言、地震予知情報、その他の伝達に関する事。 9 地震防災応急対策の広報に関する事。 10 管内市町、その他機関の広報要請の受理及び県本部への伝達に関する事。 11 記者発表、資料提供等報道機関への対応に関する事。 12 地震防災応急対策の進捗状況写真及びその他の状況の写真的収集整理に関する事。 <対策係> 1 方面本部各班の地震防災応急対策実施の総括に関する事。 2 原子力発電所に関する事(中部・西部に限る。)。 ※原子力災害対策(警戒)本部を設置する場合は、当該業務を優先する。 3 地震防災応急対策の要請先において輸送手段を確保できない場合の輸送手段の確保に関する事。 4 各ライフライン及び危険物施設の地震防災応急対策の実施促進及び実施状況のとりまとめに関する事。 5 管内市町、防災関係機関、企業及び県民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関する事。 6 県民からの要請の処理に関する事。 7 災害救助法の適用申請に関する事。

班 名	事 務 分 掌
指令班	8 対策班空港現地運用班への職員派遣に関すること（賀茂を除く。）。 9 観光客の避難その他の対策の促進に関すること。 10 管内の職員配分の調整に関すること。 11 市町に対する応援職員の派遣準備に関すること。 12 他県等応援職員の受入準備に関すること。 13 管内市町相互間の応援に係る指示又は調整の総括に関すること。 14 管内の広域応援部隊等（DMATを除く。）の受入準備及び活動調整に関すること。 15 緊急輸送ルートを選定指示に関すること。 16 荷揚げ設備の準備ができない港湾を利用した緊急物資の搬送に関すること。 17 管内市町の重要施設に関する燃料備蓄状況に関すること <交通誘導係> 進出拠点の設置準備に関すること（東部・西部に限る。）。
	<情報係> 1 気象情報、交通情報、民心の動向等情報の収集伝達に関すること。 2 管内市町における避難状況、地震防災応急対策実施状況の収集及び県本部への報告に関すること。 3 防災行政無線等の利用調整に関すること。 4 県防災行政無線、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）等の情報伝達手段の機能確保に関すること。
	<支援係> 1 市町地震災害警戒本部の運営支援に関すること。 2 管内市町の地震防災応急対策の代行調整に関すること。 3 他の係の業務支援に関すること。
	<駐在スタッフ> 1 総合庁舎内方面本部職員の生活維持に関すること。 2 総合庁舎内各班の業務等の情報収集に関すること。 3 参集するその他要員の管理に関すること。 4 総合庁舎の地震防災応急対策実施に関すること（北遠総合庁舎に限る。）。 5 参集する航空搬送拠点要員の参集状況の把握及び管理に関すること（浜松総合庁舎に限る。）。 6 総合庁舎内の各班の業務支援に関すること（熱海総合庁舎に限る。）。
財務班	1 総合庁舎の地震防災応急対策実施に関すること。 2 災害による県税の救済措置の準備に関すること。
復興相談班	1 震災復興相談センターの運営準備に関すること。 2 生活必需物資の価格需給動向の調査及び安定供給の確保並びに苦情処理の対策準備に関すること。
健康福祉班	1 災害救助法による応急救助事務の実施準備に関すること。 2 健康福祉センター所管事項の地震防災応急対策に関すること。 3 り災低所得者、身体障害者、知的障害者、児童、老人、母子世帯等の援護準備に関すること。 4 市町社協が行なう生活福祉資金の貸付準備に関すること。 5 市町に対する災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付準備に関すること。 6 義援金受付準備に関すること。

班 名	事 務 分 掌
健康福祉班	7 り災者に対する保健、栄養指導準備に関する事。 8 り災者の精神保健対策準備に関する事。 9 医療救護施設の開設準備状況の把握に関する事。 10 医療救護の調整準備に関する事。 11 医師その他の医療従事者の確保準備に関する事。 12 被災地の防疫活動準備に関する事。 13 難病患者等の支援の準備に関する事。 14 り災妊産婦医療、新生児医療の準備に関する事。 15 食品衛生及び生活衛生営業サービス（公衆浴場、理容等）の確保に関する事。 16 医薬品等の確保及び供給準備に関する事。 17 薬剤師等の派遣準備に関する事。 18 飲料水の確保、対策指導に関する事。 19 毒物、劇物取扱施設の被害状況の把握の準備に関する事。 20 航空搬送拠点係の要員の派遣に関する事（東部、中部、西部に限る。）。 21 航空搬送拠点の設置運営準備の支援に関する事（東部、中部、西部に限る。）。 <航空搬送拠点係> 航空搬送拠点の設置運営準備に関する事（東部、中部、西部に限る。）。
物資班	広域物資輸送拠点の運営支援準備に関する事。 <広域物資輸送拠点係> 広域物資輸送拠点の設置運営準備に関する事。
農林班	1 農畜産物及び林産物の被害調査準備に関する事。 2 家畜飼料の確保対策に関する事。 3 家畜衛生体制の確保の準備に関する事（家畜保健衛生所）。 4 農作物等被害軽減のための技術対策の支援に関する事。 5 農林業関係団体との連絡に関する事。 6 保管農薬の安全対策に関する事。 7 農林土木工事設計積算施工管理システムの保安及びデータの保全に関する事。 8 農地及び農業用施設の被害調査体制の準備に関する事。 9 大井川用水施設の点検及び操作に関する事（志太榛原農林事務所）。
土木班	1 通信手段の運用に関する事。 2 所有車両の状況確認に関する事。 3 緊急輸送路の確保に関する事。 4 緊急通行車両に関する事。 5 道路及び港湾施設の通行規制に関する事。 6 土砂災害危険箇所の状況確認の準備に関する事。 7 水防活動の準備に関する事。 8 防災情報施設の状況確認に関する事。 9 津波防護施設の点検・操作に関する事。 10 公有水面に関する事。 11 貯木場利用者に対する流出防止、係留索の強化等の実施の要請に関する事。 12 所管公共施設の被害情報収集体制の確立に関する事。 13 工事中の施設の保安措置に関する事。 14 建設業者の確保対策に関する事。

班 名	事 務 分 掌
土木班	15 土木総合電算システムの保安及びデータの保守に関すること。 16 各種台帳の管理に関すること。 17 備蓄資材の保有状況の確認等に関すること。 18 緊急物資集積場所として提供可能な空地（施設）の確保協力に関すること。 19 斜面判定士の派遣要請準備に関すること。 20 地震被災建築物応急危険度判定士の連絡体制及び受入調整に関すること。 21 管内市町の公共土木施設に係る地震防災応急対策の指導に関すること。 22 施工中の開発行為、土地区画整理、土地利用事業箇所等の地震防災応急対策の指導に関すること。 23 応急仮設住宅の建設準備及び空き県営住宅等の確保に関すること。 24 流域下水道施設被災に係る関係機関との連絡体制及び広域応援体制に関すること。 25 水洗便所の使用制限についての流域市町への連絡に関すること。 26 災害対策本部経営管理部財務班、くらし・環境部建築住宅班との連携・支援に関すること。
出納班	1 集中管理車の配車に関すること。 2 指定金融機関等の営業状態の把握に関すること。 3 災害時の会計処理の準備に関すること。
企業班	1 所管の工業用水道及び水道施設の地震防災応急対策に関すること。 2 所管の事業用地の地震防災応急対策に関すること。 3 施工中の所管事業用地の地震防災応急対策に関すること。
その他の班	1 所管施設及び所管業務における固有の地震防災応急対策に関すること。 2 他の班の応援に関すること。

危 対 第 332 号
平成 30 年 2 月 1 日

知事戦略局広聴広報課長 様
危機管理部各課長 様

危機対策課長

「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）発表時の県が実施する
防災対応における事前配備体制について

「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）発表時の県が実施する防災対応については、平成 29 年 10 月 27 日付け危政第 118 号危機管理部長通知において、「東海地震に関連する情報」（東海地震調査情報（臨時）、東海地震注意情報）に対応した静岡県地域防災計画で定めている防災対応に準じた形で運用する」とされたところです。

このうち、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報発表時の対応である事前配備体制（情報収集体制）については、地域防災計画及び静岡県地域防災計画に基づく東海地震に関連する情報発表時の配備体制に関し必要な事項を定めた静岡県地震災害警戒本部等運営要領の定めを、別記のとおり読み替えて運用するので、所属職員への周知をお願いします。

担当 対策班 木村
電話 内線 3601

(別記)

1 読み替え対象

- ・ 静岡県地域防災計画（地震対策の巻）第4章第1節1「東海地震に関連する情報の発表時の配備体制とその基準」
- ・ 静岡県地震災害警戒本部等運営要領別表共通の1「東海地震に関連する情報の発表時の配備体制とその基準」

2 読み替え内容

読み替え前	読み替え後
警戒体制	情報収集体制
で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、状況により他の職員を動員できる	所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした
東海地震に関連する情報である「東海地震に関連する調査情報（臨時）」	南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報
危機管理部	危機管理部、企業局、教育委員会事務局
必要な地域危機管理局	必要な地域危機管理局、企業局東部事務所、企業局西部事務所

3 読み替え後

配備体制		配備基準	配備局等	
事前配備体制	【情報収集体制】 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	気象庁が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報を発表した時	本庁	知事戦略局広聴広報課、文化・観光部空港振興局、交通基盤部、危機管理部、企業局、教育委員会事務局
			出先	土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所、漁港管理事務所、必要な地域危機管理局、企業局東部事務所、企業局西部事務所
(略)		(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)	

災害応急対策要員及び地震防災応急対策要員指名要領

1 目的

静岡県災害対策本部条例（昭和37年条例第43号）第2条第4項に規定する本部職員（以下「災害応急対策要員」という。）及び静岡県地震災害警戒本部条例（昭和54年条例第30号）第2条第3項に規定する本部職員（以下「地震防災応急対策要員」という。）の指名に関し、その手続き等を次のとおり定める。

2 要員

(1) 要員区分

災害応急対策要員及び地震防災応急対策要員（以下総称する場合「要員」という。）を次のとおり区分し、職員（再任用職員を含む。以下同じ。）をいずれかの要員に指名する。

なお、各要員が属する組織及び分掌事務は、静岡県災害対策本部運営要領（昭和37年12月14日施行）又は静岡県地震災害警戒本部等運営要領（昭和54年11月14日施行）の定めるところによる。

① 指令部員

指令部の事務を処理する要員。

② 方面本部指令班員

方面本部指令班の事務を処理する要員。

③ 市町情報収集要員

市町災害対策本部又は市町地震災害警戒本部に派遣され、被害情報の収集及び連絡調整等の事務に従事する要員。

④ 各部（方面本部）各班員

各部（方面本部）各班の事務を処理する要員。

⑤ 拠点要員

航空搬送拠点又は広域物資輸送拠点（以下総称する場合「拠点」という。）において、重症患者等の搬送又は緊急物資の荷捌き調整等の事務に従事する要員。

⑥ 業務調整要員

上記①から⑤のいずれにも属さず、本部長又は方面本部長が指示する業務に従事する要員。

なお、発災初期においては、原則として方面本部指令班応援要員として、方面本部指令班の事務を補助するものとする（賀茂危機管理庁舎並びに東部、藤枝及び中遠総合庁舎に参集する者に限る。）。

(2) 時間帯による区分

災害時等において迅速な災害応急対策等の事務に従事させるため、次のとおり勤務中・勤務外に区分して要員指名を行うものとする。

① 勤務中要員

上記(1)の要員のうち、原則勤務中に災害が発生し、又は南海トラフ地震臨時情

報が発表された場合に従事する要員。

② 勤務外要員

上記(1)の要員のうち、原則勤務外に災害が発生し、又は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に従事する要員。

なお、本要領でいう「勤務」とは、勤務時間の内外を問わず勤務所で業務に従事している状況をいい、勤務時間外に現に勤務している場合は、「勤務中」として取り扱う。

(3) 任務上の区分

① 基幹要員

上記(1)の要員のうち、各組織の運営の中心となる要員をいい、原則として勤務中・勤務外を問わず要員として従事可能な職員をもって構成する。

② 応援要員

上記(1)の要員のうち、基幹要員の事務を補佐する要員。

3 指名の手順

(1) 前年度中に行う事務

以下の区分ごとに記載した順番で指名する。

① 本庁職員

ア 指令部員

イ 空港現地運用班員

ウ 市町情報収集要員（注1）

エ 各部（方面本部）各班員

オ 拠点要員（応援要員）（注1）

カ 業務調整要員（注2）

② 出先機関職員

ア 方面本部指令班員

イ 空港現地運用班員

ウ 市町情報収集要員（注1）

エ 方面本部各班員

オ 拠点要員（基幹要員）

カ 拠点要員（応援要員）（注1）

キ 業務調整要員（注2）

（注1）前年度に指名されていた職員のうち、引き続き指名可能な職員。

（注2）いずれの要員にも指名されていない職員（暫定的に指名）。

(2) 年度当初に行う事務

危機管理監又は各地域局長は、原則として4月下旬までに以下の①～③の順番で指名する。各部局長及び各出先機関の長は、前年度中に要員指名されていない職員（暫定的に業務調整要員として指名される職員）を、様式4により危機管理監又は各地域局長に推薦する。

- ① 市町情報収集要員
- ② 拠点要員（応援要員）
- ③ 業務調整要員

4 要員区分ごとの指名手続き

(1) 指令部員（空港現地運用班員を除く）

① 構成

指令部員は、危機管理部職員と各部局長から推薦された者で構成する。

② 推薦手順

各部局長は、本庁に勤務する部局内職員の中から、別紙1に定める人員を健康状態、住所、防災業務経験等を考慮のうえ、様式1により危機管理監に推薦する。

なお、推薦者は、原則として入庁3年以上の職員とし、健康状態が概ね良好な職員の中から、徒歩、自転車、バイクで原則として30分程度で参集できる者とする。

③ 留意事項

ア 各部局長の推薦に当たっては、防災業務経験者を優先する。

イ 人事異動や健康状況等の特段の事情のない限り、原則指名を継続する。

ウ 各部局において、災害応急対策又は地震防災応急対策に必要となる専門の技術職員については、推薦対象者から除外することができる。

エ 介護又は保育等を行う必要がある職員について配慮すること。

オ 各所属のBCP（業務継続計画）に配慮すること。

(2) 空港現地運用班員

① 推薦手順

各部局長は、本庁に勤務する部局内職員の中から、別紙1に定める人員を健康状態、住所、防災業務経験等を考慮のうえ、様式1により危機管理監に推薦する。

なお、推薦者は、原則として入庁3年以上の職員とし、健康状態が概ね良好な職員の中から、徒歩、自転車、バイクで富士山静岡空港まで原則として60分程度で参集できる者とする。

② 留意事項

ア 各部局長の推薦に当たっては、防災業務経験者を優先する。

イ 人事異動や健康状況等の特段の事情のない限り、原則指名を継続する。

ウ 各部局において、災害応急対策又は地震防災応急対策に必要となる専門の技術職員については、推薦対象者から除外することができる。

エ 介護又は保育等を行う必要がある職員について配慮すること。

オ 各所属のBCP（業務継続計画）に配慮すること。

③ その他

別紙2に掲げる人員については、地域局長（賀茂を除く）が管内出先機関の職

員の中から危機管理監に要員を推薦し、危機管理監は3月末までに要員を指名する。

(3) 方面本部指令班員

① 構成

方面本部指令班員は、地域局の職員と各出先機関の長から推薦された者で構成する。

② 推薦手順

ア 推薦者数の割当て

地域局長は、別紙2を参考に方面本部指令班を構成する要員数を定め、その数を管内の出先機関に割り当てる。

なお、別紙2は管内市町数等を基礎に指令班員数の目安を示したものであり、地域局長は、方面本部の実情に応じて変更することができる。

イ 推薦要領

上記アにより割当てを受けた出先機関の長は、所属職員の中から、健康状態、住所、防災業務経験等を考慮のうえ、様式2により地域局長等に推薦する。

なお、推薦の対象者は、原則入庁3年以上の職員とし、健康状態が概ね良好な職員の中から、徒歩、自転車、バイクで原則として30分以内で参集できる者とする。また、東部地域局管内の出先機関の長は、所属職員に熱海市居住者(出先機関の課長以上及び前年度から継続して指名する市町情報収集要員を除く)がいる場合は、上記アにより割当てられた人数に関わらず、熱海総合庁舎における要員とするために東部地域局長に推薦する。

③ 留意事項

ア 推薦に当たっては、防災業務経験者を優先すること。

イ 人事異動や健康状況等の特段の事情のない限り、原則指名を継続すること。

ウ 各出先機関において、災害応急対策又は南海トラフ地震臨時情報発表時に県が実施する応急対策に必要な専門の技術職員については、推薦対象者から除外することができる。

エ 介護又は保育等を行う必要がある職員について配慮すること。

オ 各出先機関のBCP(業務継続計画)に配慮すること。

(4) 市町情報収集要員

「静岡県災害対策本部運営要領等に基づき市町に派遣する職員の取扱い(通知)」に定めるところによるほか、以下の手続きにより指名を行うものとする。

① 各部局及び各出先機関の長は、所属職員のうち、前年度に市町情報収集要員として指名されていた職員について、人事異動状況、本人の健康状態等を考慮のうえ、継続して指名可能な要員を、様式3-1及び様式3-2により勤務中・外の別に地域局長に推薦する(本庁各部局にあっては、危機対策課経由とする。)

② 上記アにより必要な要員数を確保できない場合は、地域局長は各部局及び各出先機関から提出された様式4をもとに、関係する部局及び出先機関に要員の割当てを行い、関係する各部局長及び各出先機関の長に推薦を依頼する。

③ 上記イにより割当てを受けた部局長及び出先機関の長は、所属職員の中から住所等を考慮し、勤務中・外の要員別に様式4により各地域局長に推薦する。

なお、推薦に当たっては、勤務中・外を問わず市町情報収集要員として従事可能な職員を優先する。

(5) 各部（方面本部）各班員

① 各部局長及び各出先機関の長は、所属職員（勤務場所が離れている職員を含む）の中から、その分掌する事務を行わせるために必要な人員をあらかじめ定め、各部（方面本部）各班員として指名する。

② 勤務外に要員が不足する組織においては、同一部局内で適宜調整を行い、他の所属に勤務する職員を当該班員として事務に従事させることができる。

ただし、建築関係技術職員については、部を超えて各部（方面本部）各班員として事務に従事させることができる。

(6) 拠点要員

① 推薦手順

ア 基幹要員

拠点の運営事務を所管する出先機関の長は、別紙3を参考に当該拠点に係る運営事務を行わせるために必要な人員をあらかじめ定め、所属職員の中から拠点要員（基幹要員）を指名する。

イ 応援要員

(ア) 地域局長は、拠点の運営事務を所管する出先機関の長と協議のうえ、別紙3を参考に拠点要員（応援要員）として必要な要員数をあらかじめ定める。

(イ) 各部局及び各出先機関の長は、所属職員のうち、前年度に拠点要員（応援要員）として指名されていた職員について、人事異動状況、本人の健康状態等を考慮のうえ、継続して指名可能な拠点要員（応援要員）を、様式3-1及び様式3-2により勤務中・外の要員別に地域局長に推薦する（本庁各部局にあっては、危機対策課経由とする。）。

(ウ) 上記(イ)に定める推薦の対象は、健康状態が概ね良好な職員の中から、徒歩、自転車、バイクで原則として60分以内で参集できる者とする。

(エ) 必要な要員数を確保できない場合は、地域局長は、各部局及び各出先機関から提出される様式4を参考に要員の割当てを行い、関係する各部局長及び各出先機関の長に推薦を依頼する。

(オ) 上記(エ)により推薦依頼を受けた各部局長及び出先機関の長は、所属職員の中から、健康状態及び住所等を考慮し、拠点要員（応援要員）を勤務中・外の要員別に様式4により各地域局長に推薦する。

(カ) 地域局長は、上記(イ)又は(オ)により推薦のあった職員を勤務中・外の要員別に拠点要員（応援要員）として指名するとともに、その結果を拠点の運営事務を所管する出先機関の長に報告する。

② 留意事項

ア 人事異動や健康状態等の特段の事情のない限り、原則指名を継続する。

イ 拠点要員の指名に当たっては、発災直後の業務の優先度に鑑み、航空搬送拠点の要員確保に配慮する（航空搬送拠点要員は、業務の収束後、方面本部長の指示により、広域物資輸送拠点業務など他の業務へ従事することがある。）。

(7) 業務調整要員

危機管理監又は地域局長は、上記(1)から(6)により指名された要員以外の者を業務調整要員として指名するとともに、業務調整要員の参集先の庁舎を管理する出先機関の長に報告する。

5 指名した要員の報告

(1) 各部局長は、所管する部局（本庁のみ）の要員数を、様式5-1により危機管理監へ報告する。

(2) 各出先機関の長は、所属の要員数を、様式5-1により所管の地域局長へ報告し、各地域局長は、方面本部の要員数をとりまとめて様式5-1により危機管理監へ報告する。

また、各地域局長は、方面本部指令班の要員数を、様式5-2により危機管理監へ報告する。

(3) 地域局長は、市町情報収集要員の指名状況を、様式6により危機管理監に報告する。

(4) 各部局長は、所管する各部（方面本部）各班員の指名状況を把握しておく。

6 要員指名の変更等

各部局長及び各出先機関の長は、職員の人事異動、住所の変更、健康状態若しくは家庭の事情等により、要員指名の変更が生じた場合、速やかに上記5の報告先に変更内容を報告する。

7 再任用職員の取扱い

再任用職員は、職員定数にカウントされ、身分上は一般職員と同様であることから、原則として要員に指名する。

ただし、再任用職員のうち短時間勤務の職員は、変則的な勤務形態であること等を踏まえ、各所属が所掌する事務のうち補助的な事務に従事させることを基本とする。

8 所属長等の責務

(1) 各所属長は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合等における迅速な初動体制の確立を図るため、所属職員の静岡県危機管理情報一斉配信システムへの登録を推進する。

(2) 各所属長は、所属職員に要員区分、参集場所、職務内容等を周知するとともに、勤務外における迅速かつ的確な参集を期するために、所属職員の電話連絡網等を整備する。

(3) 各所属長は、所属職員に対し、災害時に各人が担当する事務について常に研修さ

せるとともに、災害時に対処すべき事務等をマニュアル等に整理するなど、日頃から防災事務の的確な準備を欠かさないものとする。

また、勤務外における応援要員として方面本部指令班等における初動対応に従事することとなる者に対する研修・訓練について配慮するものとする。

(4) 所属長の職務代理者の指名

各所属長は、居住地その他の事情等により、直ちに本部又は方面本部の業務に就くことが困難な場合を想定し、当該所属職員の中から、職位、健康状態及び住所等を考慮し、職務代理者をあらかじめ指名しておくものとする。

(5) 事前配備体制時に参集する要員の指名

静岡県災害対策本部運営要領別表共通の1により事前配備体制をとる所属の長は、事前配備体制時に参集する要員について、当該所属の職員の中から事務分掌、職位、健康状態及び住所等を考慮し、あらかじめ指名しておく。

9 個人情報の取扱い

要員指名名簿等に記載された個人情報については、静岡県個人情報保護条例等の関係規定に基づき、その取扱いについて十分に留意するものとする。

10 その他

(1) 指令部員及び方面本部指令班員の応援要員

危機管理部職員（本庁・出先機関）及び経営管理部地域局職員のうち、勤務外に職場への参集が困難な者については、最寄りの庁舎（本庁、賀茂、東部、藤枝、中遠）へ参集し、交通状況が改善するまでの間、本部指令部又は方面本部指令班の応援要員として、当該事務を補助するものとする。

なお、危機管理部職員（本庁・出先機関）及び経営管理部地域局職員の要員指名状況については、様式7により関係所属間で相互に情報共有する。

附 則

この要領は、平成24年3月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年3月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年3月18日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年3月18日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年3月17日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年3月16日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年3月15日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年3月16日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年3月15日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年3月14日から施行する。

指令部各班等の部局等指名状況一覧表

指令部各班 部 局	総務班	支援調整G	対策G		情報G	広報班	原子力班	通信班	計
				うち 空港現地 運用班					
知事直轄組織	7	2	3	1	7	32		5	56
広 聴 広 報 課						23			23
デ ジ タ ル 戦 略 局	2				4	4		5	15
上記以外	5	2	3	1	3	5			18
危機管理部	11	14	21	3	13		9	6	74
経営管理部	7	6	2		10	7	1		33
くらし・環境部	2	2	6	1	3	8	3		24
スポーツ・文化観光部	2	1	8	1	11	2		3	27
健康福祉部		3	7	1	2				12
経済産業部	3	5	15	1	24	3	2		52
エ ネ ル ギ ー 政 策 課		1					1		2
上 記 以 外	3	4	15	1	24	3	1		50
交通基盤部	2	1	10		4				17
建 設 経 済 局	1		1		2				4
建 築 管 理 局									
上記以外	1	1	9		2				13
出納局	6	2			4				12
企業局					1	2			3
県 議 会 事 務 局		3			1				4
人 事 委 員 会 事 務 局	}	1	1			2			4
監 査 委 員 会 事 務 局									
労 働 委 員 会 事 務 局									
収 用 委 員 会 事 務 局									
教 育 委 員 会 事 務 局	5	3			1				9
合 計	46	42	73	8	81	56	15	14	327

- 注 1 本表は、災害対策本部及び地震災害警戒本部に係る指令部員の構成に関するものである。
- 2 中長期G要員の推薦にあたっては、知事、副知事の秘書は推薦しないこと。
また、議会事務局の中長期G要員は総括班業務に従事するとともに、議会との連絡調整業務も担当する。
- 3 対策Gには、消防防災航空隊職員を含み、総務班には、地震防災センター職員を含む。
- 4 災害対策本部等の体制見直しに伴い、今後、構成人数を変更することがある。

方面本部指令班の基準班員数

指令班各係	総務係	対策係	情報係	支援係	駐在	交通 誘導係	計
方面本部							
賀 茂	14	14	21	3	3	0	55
東 部	28	26	40	10	12	16	132
中 部	23	26	24	7	6	0	86
西 部	23	28	28	7	9	16	111
合 計	74	80	92	27	27	32	332

- 注 1 本表は、方面本部の管内人口や市町数等をもとに各方面本部の基準となる方面本部指令班員数を示したものであり、各方面本部の実情に応じて指令班員数を変更できるので留意すること。
- 2 支援係については、原則として地域局地域課の職員を複数名充てること（他の係との兼務も可）。
- 3 駐在については、原則として財務事務所、健康福祉センター、農林、土木事務所の職員を充てること。
- 4 表中の情報係の人数には、市町情報収集要員は含まれていない。
- 5 地域局職員を各係に最低1名、配置することを基準として、勤務ローテーションを組むこととする。

方面本部物資班の基準班員数

班 区 分	賀茂	沼津	富士	静岡	藤枝	磐田	浜松
班別人数	6	10	6	9	8	8	9

- 注 1 本表は、方面本部物資班を担当する各農林事務所の要員数である。
- 注 2 広域物資輸送拠点係員の人数は、本表の要員数に含まない。

指令部対策班空港現地運用班の基準班員数

班・係名	設置場所	東部・中部・西部
空港現地運用班	富士山静岡空港	6

- 注 東部・中部・西部地域局は、管内の出先機関の職員の中から要員を危機管理監に推薦し、危機管理監が指名する。
なお、各地域局の定員の割り振りは、危機対策課が中心となり、その都度調整を行う。

拠点要員の指定基準

(1) 拠点要員の指定基準

① 方面本部健康福祉班航空搬送拠点係

要員区分		基幹要員	応援要員	計	係設置場所	要員参集先
東部	東部健康福祉センター	12		12	愛鷹広域公園（沼津市）	東部健康福祉センター
	沼津財務事務所		40	40		
	その他の所属		50	50		
	計	12	90	102		
中部	中部健康福祉センター	12		12	富士山静岡空港（牧之原市）	中部健康福祉センター
	藤枝財務事務所		19	19		
	その他の所属		71	71		
	計	12	90	102		
西部	西部健康福祉センター	12		12	航空自衛隊浜松基地（浜松市）	浜松総合庁舎（1階災害対策室）
	浜松財務事務所		55	55		
	その他の所属		35	35		
	計	12	90	102		
合 計		36	270	306		

- 注 1 本表は、方面本部健康福祉班航空搬送拠点係を構成する事務所の基本的な編成人員を示したものであり、各事務所の実情に応じて人員数を変更できるので留意すること。
 なお、管内の居住者数等の実情により必要な要員数の確保が困難な場合は、参集した業務調整要員の中から優先的に当該事務に従事させるなど必要な対応を検討しておくこと。
- 2 1で定めた人員を確保できない場合は、地域局に調整を依頼し、他の方面本部の所管事務所勤務者等で当該航空搬送拠点の近傍に居住している者を要員として指名する。
- 3 要員の居住地、地域の実情等に応じて、要員の参集先を別に定めることも可とする。

② 方面本部物資班広域物資輸送拠点係

要員区分		基幹要員	応援要員	計	要員参集先	配置する広域物資輸送拠点	
							方面本部・地域
賀茂	賀茂農林事務所	12		12	賀茂農林事務所	・(株)河津建設資材倉庫（下田市）	
	下田財務事務所		4	4			
	その他の所属		8	8			
	計	12	12	24			
東部	沼津	熱海財務事務所	15		15	東部農林事務所	・キラメッセ沼津（沼津市） ・愛鷹広域公園（沼津市） ・富士市産業交流展示場（富士市）
		沼津財務事務所	10		10		
		東部農林事務所	40		40		
		その他の所属		50	50		
	計	65	50	115			
富士	富士農林事務所	22		22	富士農林事務所		
	富士財務事務所	14		14			
	その他の所属		46	46			
	計	36	46	82			

中部	静岡	中部農林事務所	30		30	中部農林事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡産業支援センター（静岡市） ・大井川農業協同組合農産物集出荷場（藤枝市） ・富士山静岡空港（臨時） 	
		静岡財務事務所		20	20			
		その他の所属		34	34			
	計	30	54	84				
	藤枝	志太榛原農林事務所	34		34			志太榛原農林事務所
		その他の所属		48	48			
計		34	48	82				
西部	袋井	中遠農林事務所	36		36	中遠農林事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・小笠山総合運動公園（袋井市） ・浜松市総合産業展示館（浜松市） 	
		磐田財務事務所		6	6			
		その他の所属		40	40			
	計	36	46	82				
	浜松	西部農林事務所	34		34			西部農林事務所
		その他の所属		50	50			
計		34	50	84				
合 計		247	306	553				

- 注 1 本表は、方面本部物資班広域物資輸送拠点係を構成する事務所の基準となる編成人員を示したものであり、各事務所の実情に応じて編成事務所、人員数を変更できるので留意すること。
 なお、管内の居住者数等の実情により必要な要員数の確保が困難な場合は、参集した業務調整要員の中から優先的に当該事務に従事させる物資班相互で地域間調整を図るなど必要な対応を検討しておくこと。
- 2 1で定めた人員を確保できない場合は、地域局に調整を依頼し、他の方面本部の所管事務所勤務者等で当該参集先農林事務所の近傍に居住している者を要員として指名する。
- 3 要員の居住地、地域の実情等に応じて、要員の参集先を別に定めることも可とする。
- 4 富士山静岡空港（臨時）の要員（5名）は、拠点に常駐し、空港現地運用班の指揮下で活動する。

③ 方面本部土木班が所管する港湾における物資関連業務従事要員

防災応急対策の進捗状況に応じ、業務調整要員の中から、地域局長が優先的に指名する。

(2) 拠点要員の配置基準及び従事業務

区 分	要員配置基準 (1拠点あたり)	従事業務
方面本部健康福祉班航空搬送拠点係	51名×2交代	<ul style="list-style-type: none"> ・担架による患者の搬送 ・患者の出入り管理
方面本部物資班広域物資輸送拠点係	約40名×2交代	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急物資の受入、荷捌き ・市町村払出、出納管理
方面本部土木班が所管する港湾における物資関連業務従事要員	約20名×2交代	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾を利用した緊急物資の受入

- 注 本表は、現場業務の標準業務量等をもとに基準となる現場業務要員数を示したものであり、各現場の実情に応じて要員数を変更できるので留意すること。

災害応急対策要員及び地震防災応急対策要員数報告書
(令和 年 月 日現在)

担当所属 : _____
 担当者名 : _____
 電話番号 : _____

要員区分		勤務中	勤務外
本方面本部員			
指令部員			
	うち空港現地運用班		
方面本部指令班員 (※3)			
	うち市町情報収集要員		
各部各班員			
	うち建築関係要員 (※2)		
方面本部各班員 (※4)			
	うち建築関係要員 (※2)		
拠点要員 (航空搬送拠点係)	基幹要員		
	応援要員		
	小計	0	0
拠点要員 (広域物資輸送拠点係)	基幹要員		
	応援要員		
	小計	0	0
業務調整要員			
合計		0	0

- ※1 勤務中要員、勤務外要員をそれぞれ記入する。
- ※2 経営管理部（営繕関係）、くらし・環境部（建築住宅局）、交通基盤部（土木事務所）のみ記載
- ※3 方面本部員と兼務のものは除く
- ※4 拠点要員は除く

方面本部指令班員等報告書

担当所属 : _____
 担当者名 : _____
 電話番号 : _____

区 分	基準要員数	要員数
指 令 班 長		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> うち方面本部員と兼任 </div>		
指 令 班 副 班 長		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> うち方面本部員と兼任 </div>		
総 務 係		
対 策 係		
情 報 係		
支 援 係		
駐 在		
交 通 誘 導 係		
市 町 情 報 収 集 要 員		
合 計		0

※合計から方面本部員数を除いた人数は、様式 5 - 1 の「方面本部指令班員」の人数と合わせること

市町情報収集要員配置状況報告書

担当所属： _____
 担当者名： _____
 電話番号： _____

方面本部	市町名	勤務中要員			勤務外要員		
		要指名要員数	指名済み要員数	未指名要員数	要指名要員数	指名済み要員数	未指名要員数
賀茂	下田市			0			0
	東伊豆町			0			0
	河津町			0			0
	南伊豆町			0			0
	松崎町			0			0
	西伊豆町			0			0
賀茂方面本部計		0	0	0	0	0	0
東部	沼津市			0			0
	熱海市			0			0
	三島市			0			0
	富士宮市			0			0
	伊東市			0			0
	富士市			0			0
	御殿場市			0			0
	裾野市			0			0
	伊豆市			0			0
	伊豆の国市			0			0
	函南町			0			0
	清水町			0			0
	長泉町			0			0
小山町			0			0	
東部方面本部計		0	0	0	0	0	0
中部	静岡市			0			0
	島田市			0			0
	焼津市			0			0
	藤枝市			0			0
	牧之原市			0			0
	吉田町			0			0
	川根本町			0			0
中部方面本部計		0	0	0	0	0	0
西部	浜松市			0			0
	磐田市			0			0
	掛川市			0			0
	袋井市			0			0
	湖西市			0			0
	御前崎市			0			0
	菊川市			0			0
	森町			0			0
西部方面本部計		0	0	0	0	0	0
県合計		0	0	0	0	0	0

I-12

○ 災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例

制定昭和 37 年 10 月 15 日 条例第 49 号
改正平成 27 年 3 月 20 日 条例第 32 号

条例第 49 号

災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例をここに公布する。

災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。)第 84 条第 2 項の規定に基づき、災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関し、法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(損害補償の種目)

第 2 条 損害補償の種目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養補償
- (2) 休業補償
- (3) 障害補償
- (4) 遺族補償
- (5) 葬祭補償
- (6) 打切り補償

(補償基礎額)

第 3 条 前条に規定する損害補償(療養補償を除く。)は、補償基礎額を基礎として行なうものとする。

2 前項に規定する補償基礎額は、次のとおりとする。

- (1) 法第 71 条第 1 項の規定により災害応急措置の業務に従事した者(以下「従事者」という。)のうち、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)に規定する労働者である者については、災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。)第 8 条第 2 項第 1 号の規定の例による。
- (2) 従事者のうち、労働基準法に規定する労働者でない者については、令第 8 条第 2 項第 2 号の規定の例による。
- (3) 法第 71 条第 1 項の規定により災害応急措置の業務に協力した者については、静岡県警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和 51 年条例第 59 号)第 4 条に規定する基礎額の例により知事が定める額

(一部改正〔平成 27 年条例 32 号〕)

第 4 条 療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償、打切り補償及び補償の重複禁止については、令第 9 条から第 16 条までの規定の例による。

(一部改正〔平成 27 年条例 32 号〕)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 20 日条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年11月12日
静岡県(危機管理部)

災害時における安否不明者の氏名等の公表について（方針）

1 趣旨

災害時、被災地域において安否が分からない者（以下「安否不明者」という。）が多数発生することが予想されるが、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するためには、被災者を早期に特定する必要がある。

安否不明者については、情報の確度が低い状況にあっても、敢えて県がその氏名等を公表することによって、多数の安否情報が得られ、安否不明者の絞り込みが期待できる。これによって、被災者に係る情報の確度が高まり、人命救助活動の効率化が図られる。

このため、災害時における安否不明者の氏名等の公表について方針を定め、災害が発生した場合には、市町等と連携の上、この方針に基づき、安否不明者の氏名等を迅速かつ円滑に公表する。

2 公表の目的

安否不明者を絞り込み、被災者を早期に特定するとともに、自衛隊・海上保安庁・警察等（以下「関係機関」という。）及び消防等による捜索活動や救助活動の効率化を図ることにより、被災後の生存率が高い期間内（概ね72時間以内）での一刻も早い人命救助につなげることを目的とする。

また、実際は無事でありながら安否不明となっている者を減らすことにより、家族等の心配の軽減につながる事となる。

3 安否不明者の定義

安否不明者とは、「災害が発生した地域に居住又は滞在していたと思われる者のうち、災害発生後の一定時点において連絡が取れない者」（本人から家族・市町等に連絡できない場合、または、家族・市町等から本人に連絡しても返信がない場合のいずれかに該当する者）とする。

（例）・災害が原因で自分の安否を伝えることができない状態となっているため、連絡が取れない者

- ・いずれかの場所に避難しているが、電話や伝言等の連絡手段を失っていて連絡が取れない者
- ・旅行や仕事等により外出していて何らかの理由で連絡が取れない者

(参考) 府政防第 972 号、消防災第 132 号 (令和 3 年 9 月)

通知「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」

「安否不明者とは、行方不明者となる疑いのある者」とする。

「行方不明者とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者」とする。

4 公表主体

- ① 住民基本台帳などに基づいて市町が把握した安否不明者の氏名等について、市町が名簿を作成し、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。
- ② 関係機関が安否不明者の情報を把握した場合は、県が情報提供を受け、公表する。

市町は県が公表した情報を共有する。

(注) 国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となっていくことを原則とする。

5 公表する情報

(1) 公表する情報

個人情報保護を基本とした上で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）を公表する。

年齢は原則として公表対象とせず、可能な場合に限って公表する。

(理由) 住民基本台帳等の生年月日から年齢を計算する場合、業務の負担が大きく、迅速な公表に支障をきたすおそれがあることによる。

(2) 公表しない場合

ア 被災したことが明らかであり、搜索対象場所が特定されているなど行方不明であることが高い確度で判明している場合

- イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者である場合
- ウ 本人の権利利益が不当に侵害されるおそれが認められる場合
- エ 家族等が公表を明らかに拒んでいる場合

6 公表時期の目標

被災後 72 時間が人命救助に極めて重要な期間であることを踏まえ、公表は発災後概ね 48 時間以内を目標（目安）とする。

なお、安否情報を円滑に収集するため、公表予定時刻の一定時間前（約 6～12 時間前）までに、報道機関等に対し、公表の時期を予告するとともに、安否情報の伝達の必要性について、報道を通じて呼びかけてもらえるよう要請する。

（公表時期の早期化は、無事が確認されている者も誤って公表してしまい、後に苦情が出るおそれがあるが、公表の効果を理解し、早期の公表に努める。）

7 公表した情報の活用

公表した情報については、被災して所在が分からない者の搜索活動や救助活動、避難場所や避難所の設置運営、支援物資の調達などの応急対策に活用する。

必要に応じ、被災した範囲内において住戸情報と安否不明者情報を相互に結び付けることにより、搜索マップを作成する。

8 公表までの作業

安否不明者に関する情報については、市町が収集・確認・集約を行い、公表用の名簿を作成するとともに、公表後の安否情報を受け付ける連絡先（窓口、電話番号、メールアドレス等）を定めた上で、以下のとおり作業を進める。

- ①市町は、災害発生後、人的被害状況を一定程度把握できたとき、または、遅くとも発災から 24 時間以内に、住民基本台帳又は地図情報に基づき、被災したとみられる地域の住民の名簿作成に着手する。
- ②県は、災害状況から見た必要性に応じて、電子的地理情報やドローン撮影情報等を活用して、被災したとみられる地域と住戸の範囲を明示する。

- ③市町は、市町及び消防等、市町の関係機関に寄せられた安否不明者情報を名簿に追加する。
- ④県及び市町は、住民基本台帳では確認できない安否不明者を把握するため、関係機関に対し、通報のあった安否不明者の情報を提供するよう依頼する。
- ⑤市町は、個人情報保護を要する者（公表しない場合に該当する者）を確認し、該当者がいた場合は、名簿から除外する。
- ⑥市町は、市町職員のほか、被災したとみられる地域の自治会役員や近隣住民等からの情報及び避難者（避難施設の入所者）の情報等に基づき、安否が確認できている者を名簿から削除する。
- ⑦市町は、自らが把握した安否不明者と関係機関から情報提供のあった安否不明者について、重複している者を確認した上で、重複者を市町の名簿に掲載する。
- ⑧名簿掲載者については、家族等が公表を明らかに拒んでいる場合を除き、同意は得ないこととしてやむを得ない（同意を得ることは作業上困難）。
- ⑨市町は、とりまとめた名簿を県に送付する。旅行者など市町を特定できない安否不明者については、県が関係機関から情報提供を受ける。
- ⑩発災から 48 時間以内に、県は、市町から提供を受けた情報と関係機関から提供を受けた情報の内容を精査・確認し、市町・関係機関と公表方法を調整した上で、公表する。公表する対象者が多数で全員分の名簿を整備する時間的な余裕がない場合は、把握分から先行して順次公表する。
- ⑪なお、公表時期について、作業の進捗状況を見つつ、事前に概ねの日時と、その時点の安否不明者数を公表する。これにより、積極的な情報提供を促す。

9 公表及び追加情報の受付方法

(1) 公表の方法

県及び市町が各ホームページに名簿を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

名簿の内容に変更・追加があった場合は、市町は内容を更新して県に送付する。県は、関係機関についても同様に、情報提供を受ける。

県は更新後の名簿をホームページに掲載（差し替え）するとともに、報道機関に資料提供する。

(2) 情報収集の方法

公表する際、県・市町・関係機関の安否情報受付先（窓口、電話番号、メールアドレス等）を公示して、情報提供者の便に資するなど円滑な情報収集・情報集約に努める。

10 安否が確認できた場合の取扱い

氏名等の公表により安否（無事又は行方不明、死亡）が確認できた者については、安否の結果情報は公表せず、その都度、名簿から氏名等の情報を削除する。

無事の場合は、公表の目的に鑑み、無事であることを公表する必要はない。（仮に公表するとした場合は、本人の同意を得る必要があるが、同意を得ることに労力を費やすことで、優先すべき災害対応業務に支障をきたすため）。

死亡・行方不明の場合、その者の氏名等の公表は別に定める方針に基づいて行う。

なお、安否情報の提供等に関する取扱いについては、公表とは別の対応として、災害対策基本法第 86 条の 15 の規定に留意する。

11 公表期間

公表後、概ね 1 週間を経過しても安否不明の状況が継続し、行方不明者と判断された場合には、安否不明者としての氏名等の公表は終了し、行方不明者の氏名等の公表の取扱いに切り替える。

【参考】

1 関連法令等

(1) 静岡県個人情報保護条例(条例第 58 号)

ア 本人以外の者から個人情報を取得できる場合

第 6 条（取得の制限）第 2 項 第 3 号

「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」

イ 実施機関が、利用目的以外の目的のために個人情報を利用、提供できる場合

第 11 条（利用及び提供の制限）第 2 項 第 4 号

「(抜粋) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」。ただし、第 2 項では「(抜粋) 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。」と規定。

(2) 災害対策基本法

第 86 条の 15（安否情報の提供等）第 1 項

「(抜粋) 知事又は市町村長は、災害の被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。」

2 熱海市伊豆山土砂災害の事例

7 月 5 日早朝（災害発生から約 44 時間後）、県が熱海市と協議し、安否不明者の公表方針を決定。市、警察が該当者の名簿作成に着手。

被災したとみられる地域の住民の名簿作成に当たっては、住宅地図ではなく、住民基本台帳を活用して、地番から住民を抽出して名簿を作成した。

その後、被災地域の町内会長等を市役所に呼んで安否情報を聞き取った。併せて、市が住民基本台帳の閲覧制限等の情報を確認し、ドメスティックバイオレンス等による個人情報保護を要する者を特定した。

住民基本台帳からの抽出作業は数時間を要したが、膨大な作業にはならなかった。

市が把握した住民基本台帳による名簿と警察が把握した通報情報による名簿の照合作業については警察が行った。

名簿作成後の公表に当たっては、市は家族等の同意は取らなかった（同意

を得ることを条件とすると、迅速な公表は困難)が、警察では、届出を受理した者について、関係法令に基づき、届出人の意思等を確認した上で、公表する氏名を県に提供した(警察情報は親族等からの届出によるものであり、届出人の意思等を確認する必要があるほか、公表の妥当性について確認を必要としたため)。

7月5日20:30(災害発生から約58時間後)、県が、市把握分64名の氏名等を公表。7月6日13:15(約74時間後)、県と警察が共同で警察把握分5名の氏名等を公表した。

公表後は、続々と安否情報が入り、7月6日までに41名の安否が判明した。市、警察が用意した受付用電話は混乱(輻輳)することはなく機能した。

市の名簿には2名の追加があり、安否不明者として氏名等が公表された者は計71名となった。その後の安否判明により、行方不明となった被災者は27名に特定された。

3 事前準備(あらかじめの備え)

(1) 基本的事項

熱海市の事例では、公表をあらかじめ予定していなかったため、公表決定後、手探りの作業となった。本方針において、手順や留意点も示しているので、それらを参考にし、安否不明者の氏名等公表の訓練を行うことが求められる。

(2) 個別事項

ア 市町における個人情報保護の取扱いの確認

公表は県が主体的に行うものとするが、市町は、各々の個人情報保護条例等の内容を確認する必要がある。

イ 安否情報受付用連絡先の設置

住民等からの安否情報連絡を受け付ける電話(番号・回線)やメールアドレス等の連絡先を用意する必要がある。

ウ 大規模災害を想定した事前準備

南海トラフ地震等の大規模災害を想定した被災地域の住民名簿の作成、安否不明者の抽出などの方法を検討する必要がある。

令和3年11月12日
静岡県(危機管理部)

災害時における行方不明者の氏名等の公表について（方針）

1 公表の趣旨及び目的

安否不明者の氏名等を公表して概ね1週間を経過しても、安否情報が得られない場合は、一時的に連絡が取れないのではなく、その者は被災した可能性がきわめて高いことから、行方不明の状況にあると推定される。

効率的な搜索・救助活動を継続するため、安否不明者を行方不明者に切り替えて、氏名等を公表する。

なお、災害によっては、安否不明者が存在せず、早期に行方不明者が特定されることも想定されるが、この場合も搜索・救助活動の効率化につなげるため、この方針に基づき、市町と調整の上、行方不明者の氏名等を公表する。

2 行方不明者の定義

行方不明者とは「当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者」とする。

（消防庁災害報告取扱要領（平成24年3月消防応第49号）による）

3 公表主体

行方不明者の氏名等について、市町・関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察等）からの情報に基づいて、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

（注）国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となって行うことを原則とする。

4 公表する情報

(1) 公表する情報

個人情報保護を基本とした上で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）とする。

年齢は原則として公表対象とせず、可能の場合に限って公表する。

(理由) 住民基本台帳等の生年月日から年齢を計算する場合、業務の負担が大きく、迅速な公表に支障をきたすおそれがあることによる。

(2) 公表しない場合

- ア 行方不明者の搜索場所が特定されているなど、公表が人命救助活動に資することがないと判断される場合
- イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者などの場合
- ウ 本人の権利利益を不当に侵害するおそれが認められる場合
- エ 家族等が公表を明らかに拒んでいる場合

5 公表した情報の活用

公表した情報については、対象者の搜索活動や救助活動などの応急対策に活用する。

6 公表の時期・期間

安否不明者として概ね1週間が経過するなどの理由により行方不明者と判断された時点から公表する。安否不明者としての公表がなかった場合は、行方不明者と特定した時点で公表する。

所在が明らかになった場合は行方不明者としての公表は終了する。

行方不明が長期に及んだ場合、公表は、原則として、災害発生から3ヶ月以内とする。(状況によって延長も可とする。)

7 公表までの作業

安否不明者を公表した場合は、市町と協議の上、安否不明者名簿の表題を「行方不明になられた方」に切り替えて行方不明者名簿とし、県のホームページで公表するとともに、報道機関に提供する。

安否不明者の公表がなかった場合、市町はその都度名簿を作成し、安否不明者の公表作業に準じて行うものとする。この際、家族等の明確な拒否がないことを確認する(災害対応等の業務負担が大きく、優先すべき災害対応事務に支障をきたすため確認作業ができない場合を除く)。

市町は、行方不明者の情報を県に提供し、県は、その内容を精査・確認して公表する。

市町を経由せず、関係機関から直接県に情報提供があった場合は、県は名簿を作成するなど、対象者を精査・確認して公表する。

内容に変更があった場合は、随時、県は市町・関係機関から連絡を受け、名簿を更新してホームページ及び報道機関に資料提供する。

8 公表方法

県及び市町が各ホームページで氏名等（複数の場合は名簿）を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

追加があった場合は、その都度、同様の方法により情報提供する。

9 行方不明情報の収集・集約

行方不明者に関する情報の連絡先は、県・市町・関係機関の安否情報受付用電話番号等をそのまま活用する。

10 所在が明らかになった場合の公表の可否

無事が確認できた者の情報は公表しないが、死亡の場合は、死亡者の氏名等（複数の場合は名簿）の公表の取扱いによるものとする。

【参考】

1 関連法令等

(1) 防災基本計画（国）

第2編 第2章 第2節

1 災害情報の収集・連絡

(3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

「(抜粋) 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。都道府県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。」

(2) 消防庁災害報告取扱要領(平成24年3月消防応第49号)

行方不明とは、「当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの」。また、次の場合で、死体が見つからないときは「行方不明者」として計上する。

ア 戸籍法第86条に基づく死亡届が提出されたもの

イ 戸籍法第89条に基づく官公署から市町村長に報告があったもの

ウ 民法第30条に基づく家庭裁判所による失踪宣告がされたもの

エ 災害弔慰金支給法第4条に基づく死亡推定

オ 警察において、当該災害で行方不明との相談・受理をしているもの

カ 住民からの情報提供等により市町村等において行方不明として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

(3) 行方不明者発見活動に関する規則(平成21年12月国家公安委員会規則13号)

第2条 第1項

「行方不明者とは、生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であって、第6条第1項の規定により届け出がなされたもの」

(4) 戸籍法

第89条

「(抜粋) 水難、火災その他の事変によって死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなけ

ればならない。」

(5) 災害弔慰金の支給等に関する法律（法律第 82 号）

第 4 条（災害による死亡の推定）

「災害の際現にその場にあわせた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。」

(6) 静岡県個人情報保護条例(条例第 58 号)

ア 本人以外の者から個人情報を取得できる場合

第 6 条（取得の制限）第 2 項 第 3 号

「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」

イ 実施機関が、利用目的以外の目的のために個人情報を利用、提供できる場合

第 11 条（利用及び提供の制限）第 2 項 第 4 号

「(抜粋) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」。ただし、第 2 項では「(抜粋) 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。」と規定。

令和3年11月12日
静岡県(危機管理部)

災害による死亡者の氏名等の公表について（方針）

1 趣旨

災害による死亡者の情報については、国の防災基本計画において、市町村・関係機関が把握している人的被害の「人数」を都道府県が一元的に集約し、調整を行うものとされているが、死亡者の「氏名等の公表」に関する法令や基準は存在しない。

また、個人情報保護条例については、死者に適用される規定がない。

このため、県は、災害時における死亡者の氏名等の公表について方針を定め、災害が発生した場合は、この方針に基づき、市町等と連携の上、災害による死亡者の氏名等を公表する。

2 公表の目的

災害による住民の死亡情報は、被災地域において、自主防災活動や連帯感・コミュニティ維持の観点から重要であり、公表により地域住民の情報共有や生活支援に資することとする。

また、安否不明者や行方不明者の氏名等を公表した場合は、住民に広く情報提供を求め中、死亡者の氏名等についても、各不明者の情報と一体的・継続的に公表することで、効率的で円滑な搜索活動や救出救助活動につなげる。

さらに、死亡者が多数の場合は、公表により死亡の事実を明確にし、情報管理上の正確性を確保する。

3 死亡者の定義

死亡者とは、「市町が、災害が原因で死亡したと認定した者」とする。

災害関連死として認定した者は、公表の対象とはしない。ただし、時期や人数、原因等の状況によっては、公表の対象とする場合もある。

（参考）消防庁災害報告取扱要領；平成24年3月消防応第49号

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者

4 公表主体

死亡者の氏名等について、市町・関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察等）からの情報に基づいて、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

（注）国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となつて行うことを原則とする。

5 公表する情報

(1) 公表する情報

個人情報保護の考え方に準じ、かつ、遺族が承諾した範囲内で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）、年齢を公表する。

なお、死亡確認日及び災害死亡認定日は名簿には掲載しないが、公表して差し支えない。

(2) 公表しない場合

ア 災害の規模や該当者の被災状況、人数などにより、明らかに公表の趣旨・目的に適さない場合

イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者である場合

ウ 本人の権利利益が不当に侵害されるおそれが認められる場合

エ 遺族が公表を承諾しない場合

なお、遺族がいない場合又は遺族と連絡が取れない場合は、公表によって縁者が名乗り出る可能性があることを考慮し、公表する。

6 公表した情報の活用

公表した情報については、安否不明者や行方不明者の把握・確認、捜索活動や救出救助活動、被災者支援などの応急対策に活用する。

7 公表の時期

市町が災害による死亡を認定した場合、その都度、公表する。

なお、公表は、原則として、災害発生から3ヶ月以内とする。

災害発生から3ヶ月経過後に死亡が認定された場合は、その認定による氏名等の公表から3ヶ月以内とする。

8 公表までの作業

心肺停止者が発見された後、医師による検案及び警察等による検視を行う。
その後、災害が原因で死亡したことを市町が認定する。なお、市町による災害死亡認定の時点では、遺体の状態から死亡者が誰であるか特定できない場合がある。

警察等による鑑定作業により死亡者の身元が判明した場合は、市町は遺族に対し、氏名等の公表について承諾を得る。

市町は、死亡者の情報を県に提供（複数の場合は死亡者の名簿を作成して県に送付）し、県は内容を精査・確認する。

県、または、県と市町が共同で死亡者を「亡くなられた方」として公表する。

なお、安否不明者・行方不明者の氏名等を公表しなかった場合、死亡者の氏名等の公表については、災害の状況等に応じ、県と市町等が調整した上で個別に検討し、是非を判断する。

9 公表方法

県及び市町が各ホームページで氏名等（複数の場合は名簿）を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

追加があった場合は、その都度、同様の方法により情報提供する。

【参考】

1 防災基本計画（国）

第2編 第2章 第2節

1 災害情報の収集・連絡

（3）災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

「(抜粋) 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。都道府県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。」

2 死者の個人情報保護

個人情報保護条例(条例第58号)による個人情報は、死亡者には適用されない。ただし、遺族の個人情報は保護されなければならないことから、死亡者の情報については、遺族の意思を尊重する必要がある。(県法務文書課)

3 戸籍法

第89条

「(抜粋) 水難、火災その他の事変によって死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。」

(1) 各局（課、室）共通事務

区分	事務分掌
組織運営に係る事務	1 災害時等の所属職員の連絡体制及び動員計画に関する事。 2 所属職員の地震防災に係る事務分掌の整備に関する事。 3 所属職員への地震防災に係る職務の習熟、訓練に関する事。 4 災害時の所属職員の安否に関する事。 5 災害時の所管する出先機関との連絡体制に関する事。
事業執行に係る事務 (該当する事務の所管局（課、室）に共通)	1 所管業務に係る地震災害予防対策に関する事。 2 所管業務に係る地震防災応急対策の実施体制に関する事。 3 所管施設等の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関する事。 4 災害応急対策用資機材の確保に関する事。 5 所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の受入れ体制に関する事。

(2) 各局（課、室）別事務分掌

部局名等	担当課（室）	事務分掌	
知事直轄組織	総務課	1 知事直轄組織内の地震災害予防対策の推進に関する事。 2 知事直轄組織内の地震防災応急対策の実施体制に関する事。 3 知事直轄組織内の所管施設等の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関する事。 4 災害時等の知事直轄組織内の連絡体制及び職員の動員計画に関する事。 5 知事直轄組織内の地震防災に係る事務分掌の調整に関する事。 6 知事直轄組織内職員の地震防災に係る職務の習熟、訓練に関する事。 7 災害時の知事直轄組織内職員の安否に関する事。	
	知事戦略局 秘書課	1 災害時等の本部長（知事）及び副本部長（副知事）の秘書に関する事。	
		知事戦略課	
	政策推進局 総合政策課	1 災害時の広報の実施体制に関する事。	
		財政課	1 災害対策の予算措置に関する事。
	デジタル戦略局	デジタル戦略課	1 CATV施設の安全対策の推進に関する事。
		電子県庁課	1 しずおかデジタルオフィス、インターネットのシステム安全対策及び災害時の復旧・運用体制に関する事。 2 県庁クラウド、データ通信システム等の安全対策及び災害時の復旧・運用体制に関する事。
		データ活用推進課	
	地域外交局	統計調査課	
		地域外交課	1 在外邦人、海外機関との連絡調整に関する事。 2 海外メディア等からの問合せの対応に関する事。
危機管理部	総務課	1 部内の人事、予算及び経理の総括に関する事。 2 東部地域局、中部地域局、西部地域局、消防学校及び環境放射線監視センターに関する事。 3 部内各課の連絡調整及び部内他課の所掌に属しない事務に関する事。	
	危機政策課	1 静岡県地域防災計画（原子力災害対策編を除く。）に関する事。 2 静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）に関する事。 3 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の適用の決定に関する事。	
	危機情報課	1 地震対策その他の防災対策を推進するための調査及び研究に関する事。 2 地震・火山活動に関する調査、研究及び観測に関する事。 3 危機管理に係る情報発信に関する事。 4 県民の防災意識の高揚に関する事。 5 自主防災組織に関する事。 6 災害ボランティアに関する事。 7 企業における大規模地震対策特別措置法等に基づく応急計画などの策定支援に関する事。 8 地震防災センターに関する事。 9 防災に係る人材育成及び防災研究機関との連携に関する事。 10 デジタル防災通信システムの利用調整に関する事。 11 ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）の利用調整に関する事。 12 防災映像情報システムの利用調整に関する事。	
	危機対策課	1 災害対策本部及び地震災害警戒本部の組織及び運営に関する事。 2 防災訓練の企画及び実施に関する事。 3 気象等に係る予報及び警報の伝達に関する事。 4 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用の決定に関する事。 5 自衛隊等との連携に関する事。 6 防災資機材の利用調整に関する事。	
	消防保安課	1 消防行政に関する事。 2 消防防災航空隊及び防災ヘリコプターに関する事。 3 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく許認可等に関する事。 4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく許認可等に関する事。 5 危険物等の規制に関する事。 6 火薬類の規制に関する事。 7 民間事業者等の保安活動の指導に関する事。 8 ライフライン関係機関等との連携に関する事。	
	原子力安全対策課	1 原子力発電所の安全対策に関する事。 2 原子力発電所の防災対策（静岡県地域防災計画（原子力災害対策編に限る。）に関する事を含む。）に関する事。	

部 局 名 等	担当課(室)	事 務 分 掌	
経営管理部	総務局	総務課	1 部内各班の連絡調整に関する事。 2 災害時等の部内の連絡体制及び職員の出動計画に関する事。 3 災害時等の部内職員の安否に関する事。
		法務課	1 災害時の官報への掲載及び県公報の発行に関する事。 2 災害時の条例、規則等の審査に関する事。 3 災害関連法規等の調査及び助言に関する事。 4 災害時の情報公開（公文書開示）及び個人情報保護（開示、訂正及び利用停止請求）に関する事。
		文書課	1 災害時の文書の収受、発送及び管理に関する事。 2 災害時の公印の管理に関する事。
	行政経営局	行政経営課	
		人事課	1 災害時等の職員の服務に関する事。 2 災害応急対策のための職員配置等人的措置に関する事。 3 災害時等の職員の安否に関する事。
		福利厚生課	1 被災職員の住宅確保の支援体制に関する事。 2 職員の災害補償体制に関する事。 3 職員厚生施設等の災害応急対策のための活用体制に関する事。 4 災害応急対策のための要請に係る職員互助会及び共済組合との連携体制に関する事。
		健康指導課	1 本部及び方面本部職員の健康管理体制に関する事。
	財務局	税務課	1 災害による県税の救済措置の実施体制及び県税関係システムの緊急時の機能確保体制に関する事。
		資産経営課	1 本庁舎及び総合庁舎の耐震化等に関する事。 2 災害時の庁舎の機能維持に関する事。 3 県庁自衛消防隊の運営体制に関する事。
	地域振興局	地域振興課	1 災害時の市町行政の応援体制に関する事。
		市町行財政課	1 災害時の市町行政及び財政の応援体制に関する事。 2 災害時等の各種選挙の執行管理体制に関する事。

部 局 名 等	担当課(室)	事 務 分 掌		
くらし・環境部	政策管理局	総務課	1 部内の地震災害予防対策の推進に関すること。	
		経理課	2 部内の地震防災応急対策の実施体制に関すること。	
		企画政策課	3 部内の所管施設等の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 4 災害時等の部内の連絡体制及び職員の出動計画に関すること。 5 部内の地震防災に係る事務分掌の調整に関すること。 6 部内職員の地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 7 災害時の部内職員の安否に関すること。	
		県民生活局	県民生活課	1 災害時等の生活関連物資の価格需給動向調査、情報提供体制に関すること。 2 災害時等の消費生活相談の体制の確保に関すること。 3 震災復興相談センター調整会議の運営体制に関すること。 4 NPO活動の推進及び支援に関すること。 5 NPO活動支援センターの災害時の活用体制及び安全対策に関すること。
			くらし交通安全課	1 被災時における防犯まちづくり対策の連絡調整に関すること
			男女共同参画課	1 防災対策における男女共同参画の推進に関すること 2 男女共同参画センターの災害時の活用体制及び安全対策に関すること。
		建築住宅局	多文化共生課	1 旅券事務の執行体制の確保に関すること。 2 外国人への情報提供等の支援に関すること。
	住まいづくり課		1 住宅被災者に対する災害融資、建築・入居相談等支援体制に関すること。 2 応急仮設住宅の確保に関すること。	
	建築安全推進課		1 住宅・建築物の耐震化等地震防災対策に関すること。 2 地震被災建築物応急危険度判定に関すること。 3 被災地危険度判定に関すること。 4 震災建築物の被災区分判定に関すること。 5 宅地造成等規制法に基づく大規模盛土造成地対策に関すること。 6 災害危険区域の指定等によるかけ・急傾斜地における建築物の災害防止対策に関すること。 7 建築物に係る軟弱地盤対策及び液状化対策に関すること。 8 建築物に係る落下対象物の落下防止対策及びブロック塀等の倒壊防止対策に関すること。	
	環境局	公営住宅課	1 公営住宅等の地震防災対策に関すること。 2 応急住宅(公営住宅等)の確保体制に関すること。 3 災害復興公営住宅対策に関すること。	
		環境政策課	1 フロン回収の実施体制に関すること。	
		環境ふれあい課	1 県民の森林施設等の自然ふれあい施設及び悠久の森の地震防災対策の促進及び被害対策に関すること。	
		自然保護課		
		廃棄物リサイクル課	1 廃棄物処理施設の地震防災対策の促進に関すること。 2 災害時の廃棄物(し尿、ごみ、がれき)の処理体制に係る県民、事業者の協力啓発に関すること。 3 廃棄物処理施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 4 災害時の廃棄物の処理体制に関すること。 5 災害時の廃棄物の処理に係る広域支援体制に関すること。 6 災害等廃棄物処理事業の運用体制に関すること。	
		生活環境課	1 大気汚染に係る発生源監視体制に関すること。 2 水質汚濁に係る発生源監視体制に関すること。	
水資源課		1 水道施設の耐震化、防災関係計画の整備等地震防災対策の促進に関すること。 2 水道施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 3 災害時の飲料水・生活用水の確保及び供給体制に関すること。 4 水道施設災害復旧に係る広域支援体制に関すること。		
盛土対策課	1 盛土造成箇所の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。			
スポーツ・文化観光部	政策管理局	総務課	1 部内の地震災害予防対策の推進に関すること。	
		経理課	2 部内の地震防災応急対策の実施体制に関すること。	
		企画政策課	3 部内の所管施設等の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 4 災害時等の部内の連絡体制及び職員の出動計画に関すること。 5 部内の地震防災に係る事務分掌の調整に関すること。 6 部内職員の地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 7 災害時の部内職員の安否に関すること。	
		スポーツ局	スポーツ政策課	1 県立水泳場、県富士水泳場及び県武道館の災害応急対策支援に関すること
			スポーツ振興課	
		文化局	文化政策課	1 グランシップの耐震化、防災関係計画の整備等地震防災対策の推進に関すること。 2 県立美術館の耐震化、防災関係計画の整備等地震防災対策の推進に関すること。 3 舞台芸術公園の耐震化、防災関係計画の整備等地震防災対策の推進に関すること。 4 ふじのくに地球環境史ミュージアムの耐震化、防災関係計画の整備等地震防災対策の推進に関すること。 5 災害時のグランシップの活用体制に関すること。
			文化財課	1 文化財の耐震化、防災関係計画の整備等地震防災対策の促進に関すること。 2 文化財の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 3 災害時の埋蔵文化財の発掘調査体制に関すること。
	富士山世界遺産課		1 富士山の世界文化遺産登録推薦に係る構成資産の被害調査の実施体制に関すること。 2 静岡県富士山世界遺産センターの防災関係計画の整備等地震防災対策の推進に関すること。	
	総合教育局		1 災害時の大学施設との連携に関すること。	
	観光交流局	総合大学課	1 私立学校の校舎の耐震化、学校防災計画整備の指導等地震防災対策の促進に関すること。 2 私立学校の被害状況調査体制及び応急教育体制に関すること。 3 教育委員会及び関係機関との連携に関すること。	
		私学振興課		
観光政策課		1 観光客の避難その他の地震防災対策の促進に関すること。 2 県有観光施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。		
空港振興局	観光振興課	1 静岡空港の被害状況の把握に関すること。		
	空港管理課	1 定期便・チャーター便等航空機の運航状況の把握に関すること。		
空港振興課				

部 局 名 等	担当課(室)	事 務 分 掌		
健康福祉部	政策管理局	総務課	1 災害時等の部内の連絡体制及び職員の出動計画に関する事。 2 災害時の部内職員の安否に関する事。	
		経理課	1 部内の県有施設等の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関する事。	
	企画政策課	1 部内の地震災害予防対策の推進に関する事。 2 部内の地震防災応急対策の実施体制に関する事。 3 部内の地震防災に係る事務分掌の調整に関する事。 4 部内職員の地震防災に係る職務の習熟、訓練に関する事。 5 地域における要配慮者支援体制に関する事。 6 被災者の生活再建対策に関する事。 7 災害救助法の施行体制に関する事。 8 災害弔慰金、災害障害見舞金に関する事。 9 災害援護資金に関する事。 10 災害救助基金に関する事。		
		福祉長寿局	地域福祉課	1 生活福祉資金に関する事。 2 保護施設との連絡体制に関する事。 3 保護施設の耐震化、防災関係計画の整備等地震対策に関する事。 4 保護施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関する事。
			福祉長寿政策課	1 社会福祉施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関する事。 2 県災害ボランティア本部・情報センターとの連携体制に関する事。 3 DWATの受入体制に関する事。 4 義援金品の取扱い体制に関する事。
			介護保険課	1 高齢者福祉施設との連絡体制に関する事。 2 老人福祉施設等の耐震化等の地震防災対策に関する事。 3 老人福祉施設等の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関する事。 4 り災老人の援護体制に関する事。
			福祉指導課	1 社会福祉施設の防災関係計画の整備等地震防災対策に関する事。 2 老人福祉施設等の防災関係計画の整備等地震防災対策に関する事。 3 介護保険施設及び有料老人ホームとの連絡体制に関する事。
		こども未来局	こども未来課	1 保育所等関係機関との連絡体制に関する事。 2 保育所等の耐震化、防災関係計画の整備等地震防災対策に関する事。 3 保育所等の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関する事。
			こども家庭課	1 児童福祉施設との連絡体制に関する事。 2 児童福祉施設の耐震化、防災関係計画の整備等地震防災対策に関する事。 3 児童福祉施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関する事。 4 災害時の妊産婦、新生児の保健医療体制に関する事。 5 り災児童、母子世帯の援護体制に関する事。
		障害者支援局	障害者政策課	1 障害(児)者福祉施設との連絡体制に関する事。 2 障害(児)者福祉施設の耐震化、防災関係計画の整備等地震対策に関する事。 3 障害(児)者福祉施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関する事。 4 り災障害(児)者の援護体制に関する事。
			障害福祉課	1 障害(児)者福祉施設との連絡体制に関する事。 2 り災障害(児)者の心のケア援護体制に関する事。 3 精神科病院の耐震化、防災関係計画の整備等地震防災対策に関する事。 4 精神科病院の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関する事。 5 り災者の精神保健対策に関する事。
		医療局	医療政策課	1 災害時等の局内の連絡体制及び職員の出動計画に関する事。 2 災害時の局内職員の安否に関する事。 3 県立病院の耐震化、防災関係計画の整備等地震防災対策に関する事。 4 県立病院施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関する事。 5 災害時の県立病院の機能維持に関する事。
	地域医療課		1 医療救護計画に関する事。 2 医療救護施設の耐震化、防災関係計画の整備等地震防災対策に関する事。 3 医療救護施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関する事。 4 災害時の遺体の検案医師の調整に関する事。 5 看護専門学校等の防災関係計画の整備等地震防災対策に関する事。 6 所管学校施設の災害時の活用に関する事。	
	疾病対策課		1 難病専門医との連絡体制に関する事。	
	感染症対策局	感染症対策課	1 災害時の防疫体制に関する事。 2 感染症指定医療機関等防疫関係施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関する事。	
		新型コロナ対策企画課	1 新型コロナ患者受入病院の災害応急対策の実施体制に関する事。	
		新型コロナ対策推進課	2 新型コロナ患者宿泊療養施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関する事。	
	健康局	健康政策課	1 静岡社会健康医学大学院大学の地震防災対策の推進に関する事。	
		健康増進課	1 災害時健康支援活動の体制に関する事。 2 保健師等の受入の体制整備・連絡調整に関する事。	
		国民健康保険課	1 災害時の保険診療の取扱い特例の実施体制に関する事。	
	生活衛生局	衛生課	1 災害時の生活衛生の確保対策に関する事。 2 動物園等の防災関係計画の整備等地震防災対策に関する事。 3 災害時の動物の保護管理体制に関する事。 4 火葬場等関係施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関する事。 5 災害時の死体の埋火葬等処理体制、広域火葬実施体制に関する事。 6 災害時の食品衛生の確保対策に関する事。 7 と畜場等関係施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関する事。	
		薬事課	1 災害時の医療救護に係る薬剤師の確保及び派遣体制に関する事。 2 災害時等の輸血用血液の確保及び供給体制に関する事。 3 災害時等の救急医薬品、医療材料及び防疫用薬剤の確保及び供給体制に関する事。 4 毒物、劇物取扱施設の危害防止規定の策定等地震防災対策に関する事。	

部 局 名 等	担当課(室)	事 務 分 掌		
経済産業部	政策管理局	総務課	1 部内の地震防災予防対策の推進に関すること。 2 部内の地震防災緊急対策の実施体制に関すること。 3 災害時等の部内の連絡体制及び職員の出動計画に関すること。 4 災害時等の部内職員の安否に関すること。 5 部内の地震防災に係る事務分掌の調整に関すること。 6 部内職員の地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 7 物資班の運営体制に関すること。 8 緊急物資(調理不要の食品)の調達及びあっせん体制に関すること。	
		経理課	1 中小企業関係、農林水産関係の激甚災害指定に係る施行体制に関すること。	
		産業政策課	1 産業関係全般の被害調査体制に関すること。	
		組合検査課		
	産業革新局	産業イノベーション推進課		
		新産業集積課	1 静岡県医療健康産業研究開発センターの地震防災対策に関すること。 2 被災中小企業に対する技術相談体制に関すること。	
		マーケティング課	1 緊急物資(副食)の調達及びあっせん体制に関すること。	
	就業支援局	エネルギー政策課		
		労働雇用政策課	1 災害時の労働相談の体制整備に関すること。 2 労働福祉関係施設の災害時の活用体制に関すること。 3 労政会館の災害時の安全対策に関すること。 4 災害時の就業相談の体制整備に関すること。	
	商工業局	商工振興課	1 産業経済会館及びインキュベーションセンターの地震防災対策に関すること。 2 中小企業の地震防災対策の促進に関すること。 3 工業技術研究所の地震防災対策に関すること。 4 計量検定所の地震防災対策に関すること。	
			企業立地推進課	1 浜松内陸コンテナ基地の地震防災対策の促進に関すること。
			商工金融課	1 減災・防災強化資金及び地震リスク分散資金に関すること。 2 中小企業災害対策資金に関すること。 3 信用保証協会の地震防災対策の促進に関すること。
			経営支援課	1 商工3団体の地震防災対策の促進に関すること。 2 中小企業の事業継続力強化支援事業に関すること。
		地域産業課	1 緊急物資(生活必需品)及び復旧資材の協定に関すること。 2 鉱山の防災関係計画の整備等地震防災対策に関すること。 3 所管する業種の被害調査体制に関すること。	
		農業局	農業戦略課	1 農作物・生産施設等の被害状況の調査体制に関すること。 2 農作物等被害軽減のための農業技術対策の支援体制に関すること。 3 農業団体の地震防災対策の促進に関すること。 4 AOI-PARCの地震防災対策に関すること。 5 農林技術研究所、畜産技術研究所の地震防災対策に関すること。
農業ビジネス課				1 地震災害における農業災害補償に関すること。 2 農業者の災害金融に関すること。 3 農林大学校、農林環境専門職大学及び農林環境専門職大学短期大学部の地震防災対策に関すること。
食と農の振興課				
お茶振興課				1 農作物等被害軽減のための農業技術対策の支援体制に関すること。 2 農作物等の被害状況の調査の支援体制に関すること。 3 ふじのくに茶の都ミュージアムの地震防災対策に関すること。
農芸振興課				1 農作物等被害軽減のための農業技術対策の支援体制に関すること。 2 農作物等の被害状況の調査の支援体制に関すること。 3 緊急物資(主食)の調達及びあっせん体制に関すること。
畜産振興課	1 畜産関係の被害調査関係に関すること。 2 災害時の家畜飼料の確保体制に関すること。 3 災害時の家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 4 畜産関係被害軽減のための技術対策の支援体制に関すること。			
農地局	農地計画課	1 災害時等の所属職員の連絡体制及び出動計画に関すること。 2 所属職員の地震防災に係る事務分掌の整備に関すること。 3 所属職員への地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 4 災害時の所属職員の安否に関すること。		
	農地整備課	1 県有土地改良施設(農地防災ダム)の点検及び保全管理に関すること。 2 県有土地改良施設(かんがい排水)の点検及び保全管理に関すること。 3 土地改良区等の地震防災対策の促進に関すること。		
	農地保全課	1 農地・農業用施設の被害調査及び災害復旧対策の実施体制に関すること。 2 県有土地改良施設(農道)の点検及び保全管理に関すること。 3 災害時の所管する出先機関との連絡体制に関すること。		
	農地利用課	1 国有農地等の管理に関すること。		
森林・林業局	森林計画課	1 災害時等の所属職員の連絡体制及び出動計画に関すること。 2 所属職員の地震防災に係る事務分掌の整備に関すること。 3 所属職員への地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 4 災害時の所属職員の安否に関すること。 5 災害時の所管する出先機関との連絡体制に関すること。 6 森林の現況調査に関すること。		
		林業振興課	1 林産物及び林産施設の被害調査及び災害緊急対策の実施体制に関すること。 2 応急復旧製材品の調達及びあっせん体制に関すること。 3 林業団体の地震防災対策の促進に関すること。 4 共同利用施設の被害調査体制に関すること。 5 林業者の災害金融に関すること。	
		森林整備課	1 造林地の被害調査体制に関すること。 2 森林火災に係る初期消火機材の配備及び被害調査体制に関すること。 3 孤立防止、代替輸送機能に資する林道の整備に関すること。 4 林道関係の被害調査及び災害緊急対策の実施体制に関すること。 5 県営林等の被害調査体制に関すること。	
		森林保全課	1 治山関係の被害調査及び災害緊急対策の実施体制に関すること。 2 治山施設の整備等地震防災対策に関すること。 3 山地災害危険地区の周知、監視等に関すること。	
		水産・海洋局	水産振興課	1 地震災害における漁業災害補償に関すること。 2 漁業者の災害金融に関すること。 3 緊急物資(水産物)の調達及びあっせん体制に関すること。 4 水産関係の被害調査及び災害緊急対策の実施体制に関すること。 5 漁業高等学園の地震防災対策に関すること。
水産資源課				1 災害時の漁船の協力体制に関すること。 2 部所管取締船舶の災害時の活用体制に関すること。 3 水産・海洋技術研究所の地震防災対策に関すること。

部 局 名 等	担当課(室)	事 務 分 掌		
交通基盤部	政策管理局	総務課	1 応援計画に基づく部内職員の派遣に関すること。 2 災害時の部内職員の安否に関すること。 3 災害時等の部内の連絡体制及び職員の出動計画に関すること。	
		経理課	1 部内の庁舎、公舎、設備の地震災害予防対策の推進に関すること。	
		建設政策課	1 部内の災害対策に係る広報の窓口に関すること。	
	建設経済局	建設業課	1 「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく建設業者の災害時出動態勢の把握に関すること。	
		公共用地課	1 廃川廃道敷の被害調査及び災害応急対策としての応急使用に関すること。	
		技術調査課	1 建設事務総合システムの安全対策に関すること。 2 建設事務総合システムの緊急時の運用及び復旧に関すること。 3 事務所の連絡窓口の確認に関すること。 4 被害想定による各事務所必要パソコン台数の想定、業者手配可能台数の調査に関すること。 5 ガレキ・残骸物の仮置き用公共空間用地の調査に関すること。	
		工事検査課		
	建築管理局	建築企画課	1 被災建築物等の緊急解体の実施体制に関すること。	
		建築工事課	1 施工中の県有建築物に係る地震防災対策に関すること。	
	道路局	設備課	1 1 施工中の県有建築設備に係る地震防災対策に関すること。 2 建築設備の耐震化の促進及び被災設備の応急復旧の支援体制に関すること。	
			経理調整班	1 災害時等の所属職員の連絡体制及び出動計画に関すること。 2 所属職員の地震防災に係る事務分掌の整備に関すること。 3 所属職員への地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 4 災害時の所属職員の安否に関すること。 5 局所管施設に係る災害応急対策用資機材の確保に関すること。 6 局所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の受け入れ体制に関すること。 7 災害時の所管する出先機関との連絡体制に関すること。
		道路企画課	1 道路に係る地震対策事業計画の取りまとめに関すること。 2 緊急輸送道路の指定に関すること。 3 県道路公社に係る地震防災対策計画の整備等地震防災対策の推進に関すること。 4 有料道路通行料金の減免措置に関すること。	
		道路整備課	1 国道に関する緊急輸送路その他道路の地震防災対策の推進に関すること。 2 県道に関する緊急輸送路その他道路の地震防災対策の推進に関すること。 3 市町道の耐震化等地震防災対策の指導に関すること。	
		道路保全課	1 緊急輸送路その他道路の地震防災対策の推進に関すること。 2 電線共同溝の整備に関すること。 3 緊急輸送路その他道路施設の被災情報の収集に関すること。 4 緊急輸送路その他道路施設の被災情報収集体制の確立に関すること。 5 道路災害応急復旧用機材の備蓄に関すること。 6 災害時における有料道路等の一時無料開放に関する協定の実施に関すること。	
		河川砂防局	経理調整班	1 災害時等の所属職員の連絡体制及び出動計画に関すること。 2 所属職員の地震防災に係る事務分掌の整備に関すること。 3 所属職員への地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 4 災害時の所属職員の安否に関すること。 5 災害時の所管する出先機関との連絡体制に関すること。
			河川砂防管理課	1 河川海岸、砂防設備等パトロールに関すること。
			河川企画課	1 ダムの地震災害予防対策の推進に関すること。 2 ダムの被災情報収集体制に関すること。 3 ダムの地震防災応急対策の推進に関すること。
			河川海岸整備課	1 河川管理及び海岸保全施設（河川砂防局所管）の地震災害予防対策の推進に関すること。 2 河川管理及び海岸保全施設（河川砂防局所管）の被災情報収集体制の確立に関すること。 3 河川管理及び海岸保全施設（河川砂防局所管）の地震防災応急対策の推進に関すること。
			土木防災課	1 災害時等の部内の連絡体制及び職員の非常招集計画の確立に関すること。 2 部所管公共土木施設の地震災害予防対策のとりまとめに関すること。 3 部内の地震防災応急対策の推進に関すること。 4 部内の地震防災に係る事務分掌の調整等に関すること。 5 土木防災総合情報システムの構築及び運用に関すること。
砂防課	1 砂防関係施設の地震災害予防対策の推進に関すること。 2 砂防関係施設の地震防災応急対策の推進に関すること。 3 砂防関係施設及び土砂災害による被災情報収集体制の確立に関すること。 4 土砂災害警戒区域の周知、災害発生箇所や施設整備箇所の監視等に関すること。 5 土砂災害に対する警戒避難体制の整備促進に関すること。			
港湾局	経理調整班	1 災害時等の所属職員の連絡体制及び出動計画に関すること。 2 所属職員の地震防災に係る事務分掌の整備に関すること。 3 所属職員への地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 4 災害時の所属職員の安否に関すること。 5 災害時の所管する出先機関との連絡体制に関すること。		
	港湾企画課	1 緊急物資集積場所等に供する港湾、漁港内の公共空地の確保に関すること。		
	港湾振興課	1 県内港湾関係出資団体との連絡体制の確立に関すること。 2 港湾、漁港における地震対策施設設計等々の策定に関すること。 3 港湾、漁港における地震対策施設設計等々の策定に関すること。 4 海岸保全の基本計画等、地震災害予防対策の推進に関すること。		
	港湾整備課	1 港湾施設（耐震岸壁等）及び港湾海岸保全施設の整備に関すること。 2 港湾の地震防災対策の推進に関すること。		
	漁港整備課	1 漁港施設（耐震岸壁等）及び漁港海岸保全施設の整備に関すること。 2 漁港の地震防災対策の推進に関すること。		

部 局 名 等	担当課(室)	事 務 分 掌
都 市 局	経 理 調 整 班	1 災害時等の所属職員の連絡体制及び動員計画に関すること。 2 所属職員の地震防災に係る事務分掌の整備に関すること。 3 所属職員への地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 4 災害時の所属職員の安否に関すること。 5 災害時の所管する出先機関との連絡体制に関すること。
	都 市 計 画 課	1 大地震に備えた防災都市計画の策定・指導に関すること。 2 震災復興都市計画行動計画に関すること。
	地 域 交 通 課	1 地域公共交通の地震防災対策に関すること。 2 地震防災対策にかかる国、他県、交通事業者等との連絡調整に関すること。 3 鉄道施設耐震対策事業に関すること。
	土 地 対 策 課	1 土地利用事業の地震防災対策に関すること。 2 施行中の土地利用事業箇所の被害調査及び災害応急対策の体制整備に関すること。 3 開発行為に係る地震防災対策に関すること。 4 施工中の大規模な開発行為箇所の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。
	景観まちづくり課	1 市街地再開発事業による老朽住宅密集市街地の解消及び整備に関すること。 2 土地区画整理事業による避難地の整備に関すること。 3 施行中の土地区画整理事業地、市街地再開発事業地の地震防災対策に関すること。 4 土地区画整理事業による老朽住宅密集市街地の解消及び整備に関すること。 5 施行中の土地区画整理事業地の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 6 都市施設の被害の取りまとめ及び国への報告の体制に関すること。 7 屋外広告物の耐震化等地震防災対策の促進に関すること。
	街 路 整 備 課	1 街路事業による避難路の整備に関すること。 2 施行中の都市施設(街路・鉄道高架)の地震防災対策に関すること。 3 施行中の都市施設(街路・鉄道高架)の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。
	生 活 排 水 課	1 下水道施設の耐震化等地震防災対策の推進に関すること。 2 下水道施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 3 下水道施設の応急対策用資機材の確保に関すること。 4 下水道施設の復旧に係る広域支援体制の確立に関すること。 5 静岡県下水道防災計画に関すること。 6 流域下水道施設の耐震化等地震防災対策の推進に関すること。 7 流域下水道施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 8 流域下水道施設の応急対策用資機材の確保に関すること。
	公 園 緑 地 課	1 都市公園事業による避難地及び地震防災施設の整備に関すること。 2 都市公園施設の耐震化、防災関係計画の整備等地震防災対策に関すること。 3 都市公園の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 4 県営都市公園施設の災害時の活用体制に関すること。
出 納 局	会 計 総 務 課	1 局内の地震災害予防対策の推進に関すること。 2 局内の地震防災応急対策の実施体制に関すること。 3 局内の所管施設等の被害調査及び災害応急対策の実施体制にすること。 4 災害時等の局内の連絡体制及び職員の動員計画に関すること。 5 局内の地震防災に係る事務分掌の調整に関すること。 6 局内職員の地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 7 災害時の局内職員の安否に関すること。 8 災害時における義援金の保管体制に関すること。
	会 計 支 援 課	1 財務会計システムの緊急時の運用及び復旧体制に関すること。 2 災害時における指定金融機関等の営業状況の情報収集体制に関すること。 3 災害時における会計事務に関すること。
	出 納 審 査 課	1 災害時における会計書類の保管に関すること。
	集 中 化 推 進 課	1 給与・旅費等の支払に関すること。
	用 度 課	1 災害時における本部必要物、燃料の緊急調達の支援に関すること。 2 災害時における集中管理車両(協定に基づく調達車両を含む)の配車体制に関すること。 3 災害時におけるコピーセンターの機能確保に関すること。
企 業 局	経 営 課	1 局内の地震災害予防対策の推進に関すること。 2 局内の地震防災応急対策の実施体制に関すること。 3 局内の所管施設等の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 4 災害時等の局内の連絡体制及び職員の動員計画に関すること。 5 局内の地震防災に係る事務分掌の調整に関すること。 6 局内職員の地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 7 災害時の局内職員の安否に関すること。
	水 道 企 画 課	1 局所管の工業用水道及び水道施設の耐震化、防災関係計画の整備等地震防災対策に関すること。 2 局所管の工業用水道及び水道施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 3 局所管の被災工業用水道及び水道施設の復旧に係る広域支援体制に関すること。
	地 域 整 備 課	1 施工中の事業用地の地震防災対策に関すること。 2 事業用地の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。

部 局 名 等	担当課(室)	事 務 分 掌
議 会 事 務 局	総 務 課	1 局内の地震災害予防対策の推進に関すること。 2 局内の地震防災応急対策の実施体制に関すること。 3 局内の所管施設等の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 4 災害時等の局内の連絡体制及び職員員の動員計画に関すること。 5 局内の地震防災に係る事務分掌の調整に関すること。 6 局内職員員の地震防災に係る職務の習熟、訓練に関すること。 7 災害時の局内職員員の安否に関すること。
	秘 書 室	1 災害時等の議長及び副議長の秘書に関すること。
	議 事 課	1 災害時の議会運営体制に関すること。
	政 策 調 査 課	1 災害時の議員との連絡体制に関すること。
教 育 委 員 会 事 務 局	函 書 室	
	教 育 総 務 課	1 災害時における教職員員の服務に関すること。 2 他県からの応援派遣の受入れに関すること。 3 義援金募集の協力体制に関すること。 4 災害時における電算システムの対応に関すること。 5 災害時における視察調査に関すること。
	教 育 政 策 課	1 総合教育センター研修生の安全確保の支援に関すること。
	教 育 D X 推 進 課	1 教育総合ネットワークシステム及びびしずおかデジタルオフィスの機能確保の実施体制に関すること。 2 教育総合ネットワークシステム及びびしずおかデジタルオフィスの機能復旧の実施体制に関すること。
	財 務 課	1 公立学校等施設の耐震化等地震防災対策に係る予算措置に関すること。
	教 育 施 設 課	1 公立学校等施設の地震防災対策に関すること。 2 公立学校等施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 3 被災教職員員の住宅確保の支援体制に関すること。
	教 育 厚 生 課	1 教職員員の健康管理・災害補償体制に関すること。 2 災害時における集中総務事務(給与、旅費、会計等)の対応に関すること。
	義 務 教 育 課	1 公立小中学校(園)に係る教科書及び学用品の調達及びあっせん体制に関すること。 2 公立小中学校(園)の人事管理に関すること。 3 公立小中学校(園)の教職員員の確保体制及び支援体制に関すること。 4 心のケア等(相談体制)に関すること。
	高 校 教 育 課	1 県立高校(中学校)に係る教科書及び学用品の調達及びあっせん体制に関すること。 2 県立高校(中学校)の人事管理及び学籍業務に関すること。 3 県立高校(中学校)の教職員員の確保体制及び支援体制に関すること。 4 県立高校の学校再開における実施体制に関すること。 5 心のケア等(相談体制)に関すること。 6 所管船舶の災害時の活用体制に関すること。
	特 別 支 援 教 育 課	1 県立特別支援学校に係る教科書及び学用品の調達及びあっせん体制に関すること。 2 県立特別支援学校の人事管理及び学籍業務に関すること。 3 県立特別支援学校の教職員員の確保体制及び支援体制に関すること。 4 県立特別支援学校の学校再開における実施体制に関すること。 5 心のケア等(相談体制)に関すること。
	健 康 体 育 課	1 局内の地震災害予防対策の推進に関すること。 2 局内の地震防災応急対策の実施体制に関すること。 3 局内の所管施設等の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 4 局内の連絡体制及び職員員の動員計画に関すること。 5 局内の地震防災に係る事務分掌の調整に関すること。 6 局内職員員の安否のとりまとめに関すること。 7 県立学校の防災関係計画の整備等地震防災対策に関すること。 8 県立学校の学校再開における実施体制に関すること。 9 県立学校教職員員の動員計画の調整に関すること。 10 県立学校施設の避難所運営支援等に関すること。 11 公立学校(園)の地震防災に係る研修、訓練に関すること。 12 公立学校(園)の児童生徒及びび生徒に対する地震防災教育に関すること。 13 学校給食施設の災害時の活用体制に関すること。
	社 会 教 育 課	1 社会教育を通じての地震防災に関する知識の普及啓発に関すること。 2 社会教育施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関すること。 3 社会教育施設の災害時の活用体制に関すること。 4 青少年教育施設の地震防災対策の推進に関すること。 5 青少年団体のボランティア活動に関すること。 6 青少年教育施設の災害時の活用体制に関すること。
	人 事 委 員 会 事 務 局	総 務 課
給 与 審 査 課		1 災害時の給与分割支給に係る承認申請に関すること。
監 査 委 員 事 務 局	職 員 課	1 災害時の職員採用試験の実施等に関すること。
	監 査 課	1 災害時の直接請求としての事務監査請求の受付、着手に関すること。 2 災害時の住民監査請求の受付、着手に関すること。 3 災害時の決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率審査の実施に関すること。 4 災害時の例月出納検査の実施に関すること。
労 働 委 員 会 事 務 局	総 務 課	1 災害時等の労働委員会事務局内の連絡体制及び職員員の動員計画に関すること。 2 災害時の労働委員会委員及び労働委員会事務局職員員の安否に関すること。
	調 整 審 査 課	1 災害時の審査事件申し立て等の受付に関すること。 2 災害時の労働組合の資格審査の受付に関すること。 3 災害時の審問等の期日の延期、再設定に関すること。
収 用 委 員 会 事 務 局	審 理 調 整 課	1 局内の地震災害予防対策の推進に関すること。 2 局内の地震防災応急対策及び災害応急対策の実施体制に関すること。 3 災害時の局内職員員の安否に関すること。 4 災害時の収用委員会委員との連絡体制に関すること。

平常時出先機関地震防災事務分掌

令和4年4月1日時点

静岡県災害対策本部運営要領第41条、静岡県地震災害警戒本部運営要領第37条(関係)

(1) 各所属共通事務

区 分	事 務 分 掌
組織運営に係る事務	1 災害時等の所管業務に係る情報伝達体制の整備に関する事。 2 所属職員への地震防災に係る事務分掌の整備に関する事。 3 所属職員への地震防災に係る職務の習熟、訓練に関する事。 4 災害時の所属職員の所在及び安否の連絡体制に関する事。 5 災害時の所属職員の動員計画に関する事。 6 災害時における関係機関等との連絡体制に関する事。 7 班の設置及び運営体制に関する事。
事業執行に係る事務 (該当する事務の 所管所属に共通)	1 所管業務に係る地震災害予防対策に関する事。 2 所管業務に係る地震防災応急対策の実施体制に関する事。 3 災害応急対策用資機材の確保に関する事。 4 所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の受入れ体制に関する事。

(2) 出先機関別事務分掌

所 属 名	事 務 分 掌
財 務 事 務 所	1 災害時等の庁舎の機能維持体制に関する事。 2 方面本部物資班及び広域物資拠点の設置・運営に関する事。(熱海財務事務所に限る。)
地 域 局	1 防災資機材の機能維持に関する事。 2 地震災害警戒本部方面本部・災害対策本部方面本部体制の整備に関する事。 3 防災訓練の企画・実施に関する事。 4 原子力発電所に関する情報収集等及び環境放射線監視センターとの連携に関する事。(中部・西部に限る。) 5 防災関係機関との連携強化に関する事。 6 地域防災力の強化及び防災教育に関する事。 7 市町の防災体制の強化・支援に関する事。 8 地震防災についての啓発に関する事。
県 民 生 活 セ ン タ ー	1 震災復興相談センターの運営体制に関する事。 2 ギャラリーぶらざの災害時の安全対策に関する事。(東部に限る。)
健 康 福 祉 セ ン タ ー	1 管内被災者の生活再建対策に関する事。 2 災害救助関係法の施行体制に関する事。 3 り災低所得者、身体障害者、知的障害者、児童、老人、母子世帯等の援護体制に関する事。 4 生活福祉資金に関する事。 5 災害弔慰金、災害障害見舞金に関する事。 6 災害援護資金に関する事。 7 義援金の取扱い体制に関する事。 8 医療救護計画の整備等医療救護体制に関する事。 9 り災者の精神保健対策に関する事。 10 災害時の遺体の検案等処理体制に関する事。 11 災害時の防疫体制に関する事。 12 災害時の健康支援活動に関する事。 13 災害時の妊産婦、新生児の保健医療体制に関する事。 14 災害時の食品衛生及び生活衛生の確保対策に関する事。 15 災害時の動物の保護管理体制に関する事。 16 災害時の遺体の埋火葬等処理体制に関する事。 17 災害時等の医薬品、医療材料及び防疫用薬剤の確保及び供給体制に関する事。 18 災害時の医療救護に係る薬剤師の確保及び派遣体制に関する事。 19 毒物劇物取扱施設の危害防止規定の策定等地震防災対策に関する事。 20 災害時の廃棄物処理体制に関する事。(賀茂、東部、中部、西部に限る。) 21 災害時の廃棄物に係る広域支援体制に関する事。(賀茂、東部、中部、西部に限る。) 22 災害時の廃棄物の処理体制に係る県民、事業者の協力啓発に関する事。(賀茂、東部、中部、西部に限る。) 23 災害等廃棄物処理事業の運用体制に関する事。(賀茂、東部、中部、西部に限る。) 24 水道施設の耐震化、防災関係計画の整備等地震防災対策の促進に関する事。(賀茂、東部、中部、西部に限る。) 25 水道施設の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関する事。(賀茂、東部、中部、西部に限る。) 26 災害時の飲料水・生活用水の確保及び供給体制に関する事。(賀茂、東部、中部、西部に限る。) 27 水道施設災害復旧に係る広域支援体制に関する事。(賀茂、東部、中部、西部に限る。) 28 ボランティア活動の支援体制に関する事。

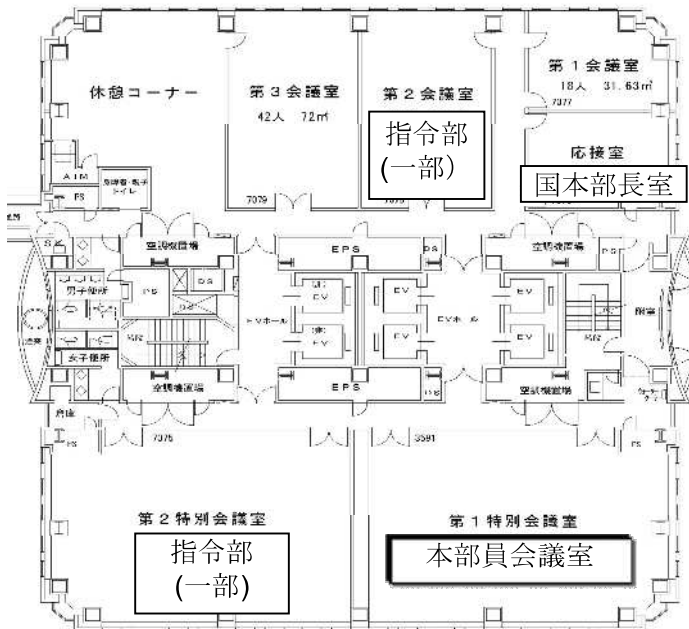
所属名	事務分掌
農林事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 農畜産物及び林産物の被害調査体制に関する事。 2 各方面本部物資班及び広域物資輸送拠点の設置・運営に関する事。 3 家畜飼料の確保対策に関する事。 4 家畜伝染病予防及び防疫対策に関する事。 5 農林産物の災害時における技術対策に関する事。 6 農産卸売業者に対する農産の安全管理指導に関する事。 7 農林業者に対する災害金融の周知に関する事。 8 土地改良区等の地震防災対策の促進に関する事。 9 地すべり防止区域、海岸保全区域の周知、監視に関する事。 10 治山関係の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関する事。 11 森林の被害調査体制に関する事。 12 孤立防止、代替輸送機能に関する農林道の整備に関する事。 13 静岡県建設事務総合システムの安全対策及び災害時の連絡体制に関する事。
土木事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信手段の運用及び維持管理に関する事。 2 所有車両の整備に関する事。 3 緊急輸送路の維持管理に関する事。 4 緊急通行車両に関する事。 5 港湾・漁港施設の維持管理に関する事。 6 港内のパトロールに関する事。 7 道路の交通規制に関する事。 8 土砂災害危険箇所の周知及び避難対策（市町に関する指導を含む）に関する事。 9 水防計画に関する事。 10 防災情報施設の整備に関する事。 11 津波防護施設の維持管理及び操作体制に関する事。 12 公有水面に関する事。 13 水面貯木場利用者に対する流出防止、係留索の強化等の指導に関する事。 14 所管公共施設の被害情報収集体制の整備に関する事。 15 工事箇所の地震防災安全対策の指導に関する事。 16 地震対策諸施設の整備事業の推進に関する事。 17 住宅・建築物の耐震対策、屋内安全対策の技術指導に関する事。 18 屋外広告物の地震防災対策の指導に関する事。 19 地震防災に配慮した都市計画策定に係る管内市町の指導に関する事。 20 建設業協会との協定の運用体制等協力体制の整備及び更新に関する事。 21 土木総合電算システムの安全対策及び災害時の連絡体制に関する事。 22 各種台帳の整備に関する事。 23 応急復旧資機材の備蓄並びに備蓄場の整備に関する事。 24 緊急物資集積場所等として使用可能な空地の調査協力に関する事。 25 斜面判定士の派遣要請体制に関する事。 26 地震被災建築物応急危険度判定の実施体制に関する事。 27 管内市町の公共土木施設に係る耐震対策推進の指導に関する事。 28 施工中の開発行為、土地区画整理、土地利用事業箇所等の地震防災対策の指導に関する事。 29 応急仮設住宅の建設可能地調査に関する技術的支援及び空き県営住宅等の確保体制に関する事。 30 流域下水道施設被災に係る関係機関との連絡体制及び広域応援体制に関する事。
出納室	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における指定金融機関等の営業状況の情報収集体制に関する事。 2 災害時における会計処理体制に関する事。 3 災害時における集中管理車両の配車体制に関する事。 4 災害時における方面本部必要物の緊急調達の支援に関する事。
企業局事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の工業用水道及び水道施設の地震防災応急対策の実施体制に関する事。 2 所管の事業用地の地震防災応急対策の実施体制に関する事。 3 施工中の所管事業用地の地震防災応急対策の実施体制に関する事。
その他の事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設及び所管業務における固有の地震災害予防対策に関する事。 2 所管施設及び所管業務における固有の地震防災応急対策の実施体制に関する事。

I-18

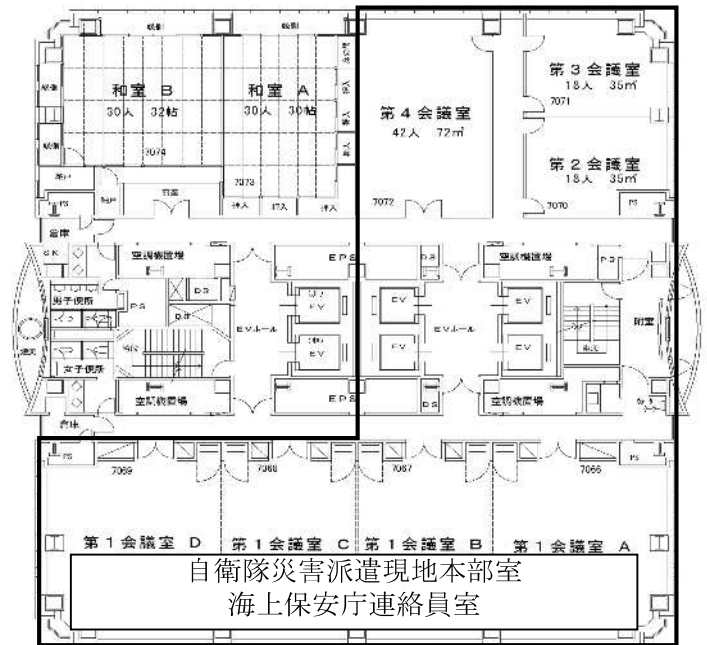
静岡県災害対策本部及び地震災害警戒本部配置図

—静岡県庁別館—

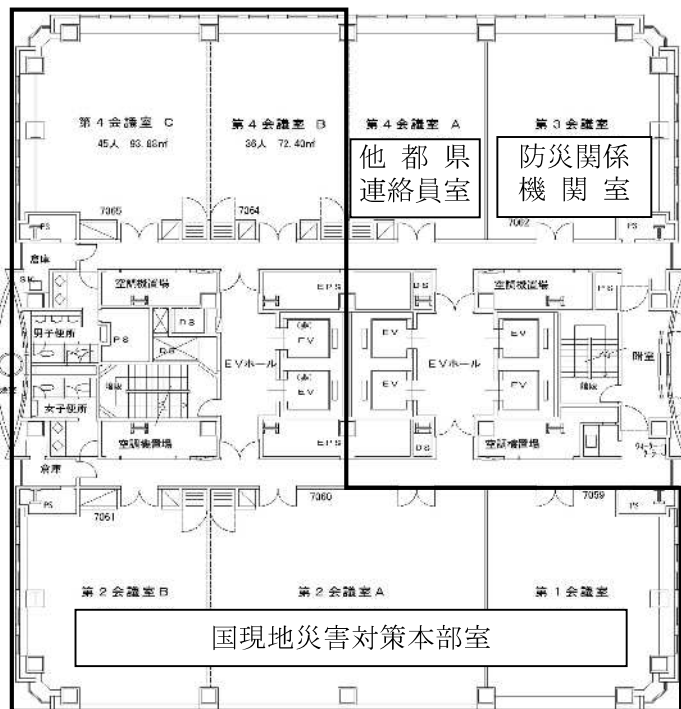
9 F



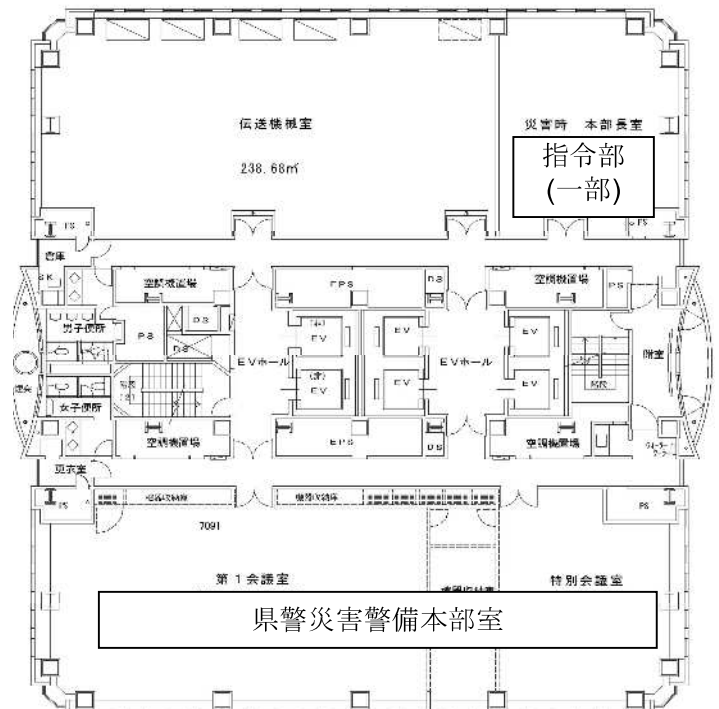
8 F



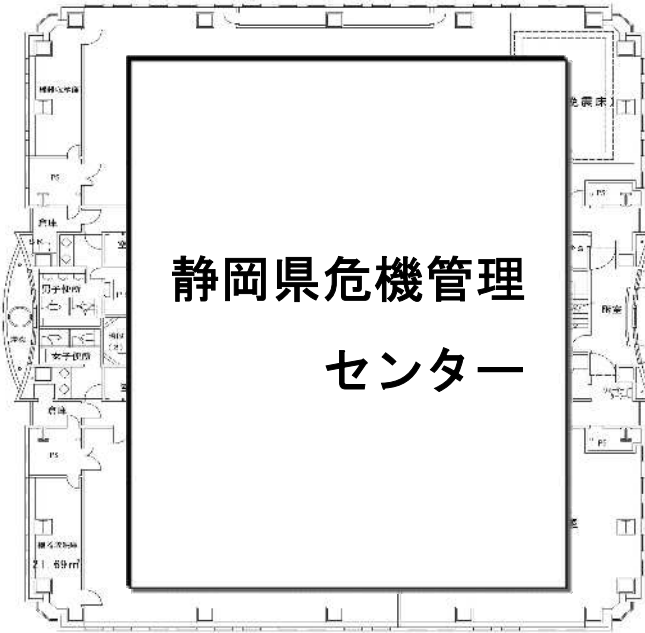
7 F



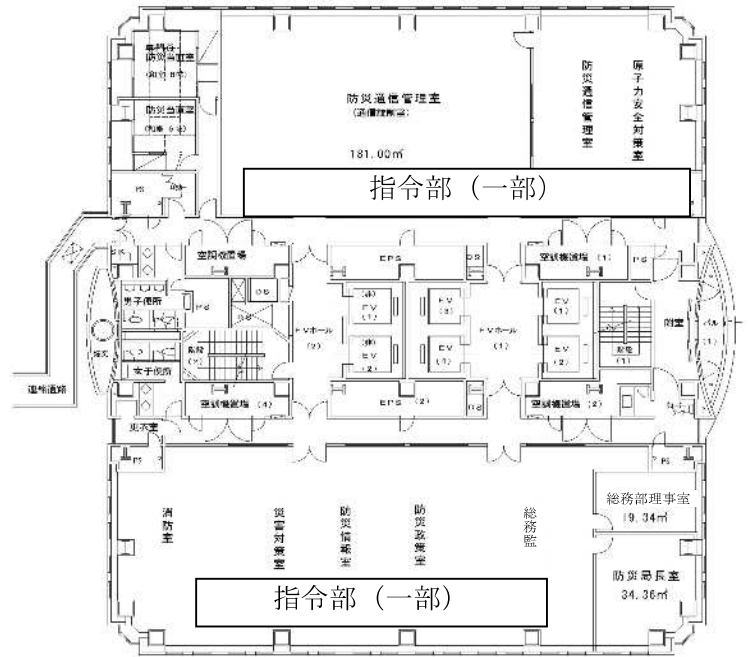
6 F



5 F



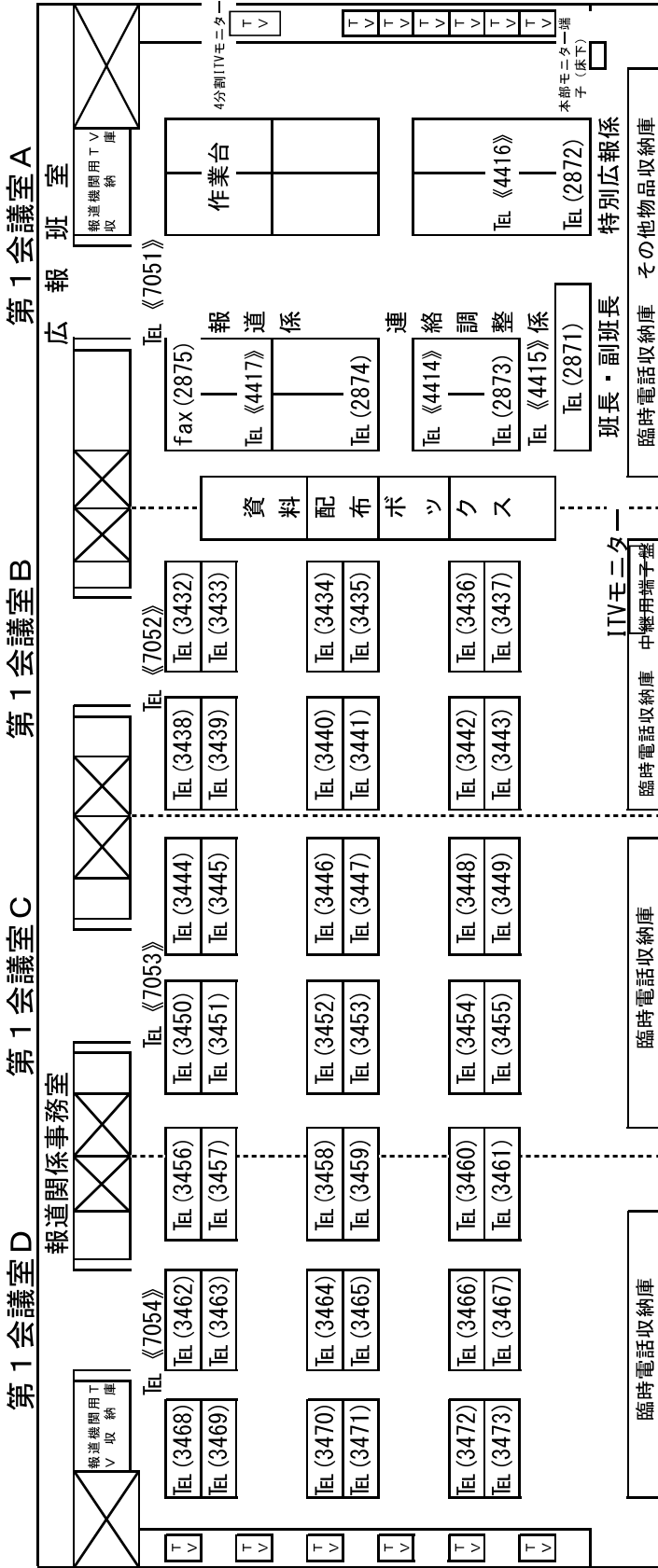
4 F



2 F



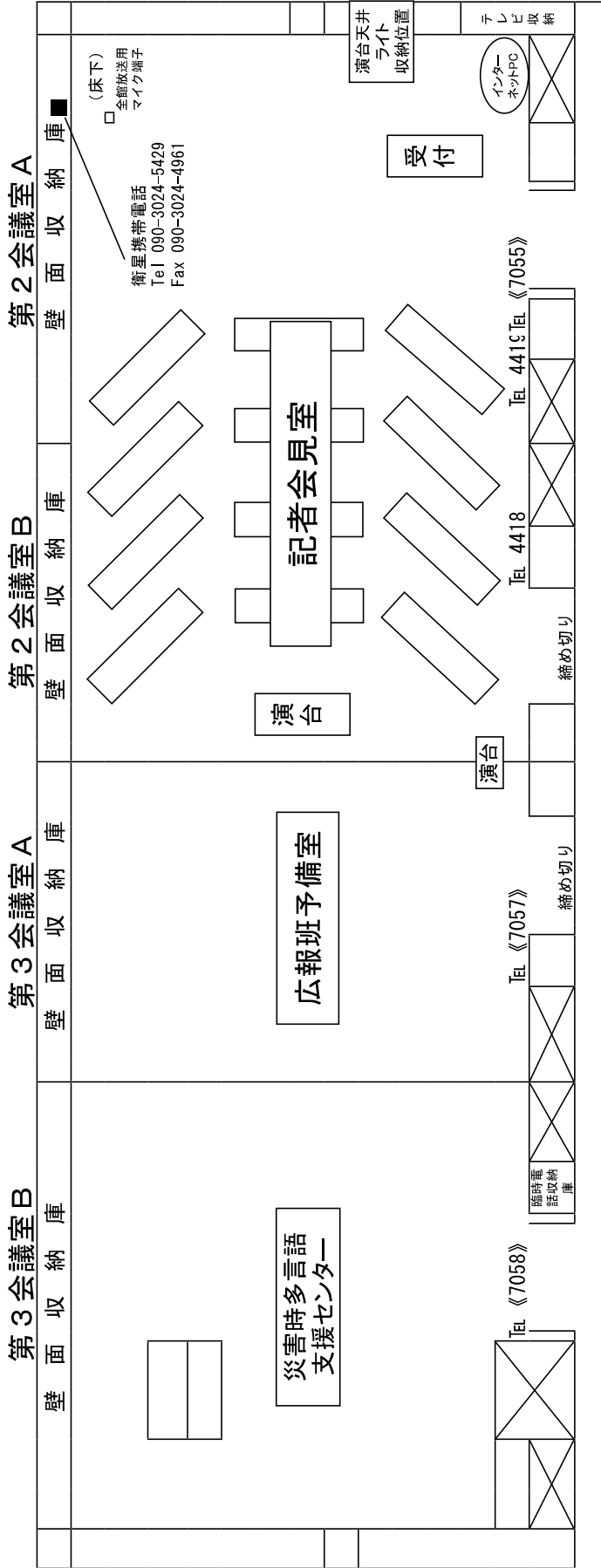
県庁別館2階 広報班室 (第1会議室A) ・報道機関室 (第1会議室B, C, D)



TEL ... () 無しが防災行政無線電話番号、() がNTT臨時電話番号、《 》が庁内内線専用電話番号である。

- (1) 防災行政無線電話のかけ方
 - ・ 防災行政無線としてかける場合 ... 地上系：5-CDE-xxxxx、衛星系：8-CDE-xxxxx (CDEは、無線局番)
 - ・ 庁内内線電話としてかける場合 ... 直接下4桁の番号をダイヤルする。
また、かかってきた電話を転送する場合は、フックした後、相手先の内線番号をダイヤルする。
- (2) NTT臨時電話のかけ方
 - ・ 直接、相手先の局番をダイヤルする。
 - ・ 庁内へかける場合は、局番からダイヤルする。
- (3) 庁内内線専用電話のかけ方
 - ・ 直接、下4桁の番号をダイヤルする。
 - ・ NTT電話や庁外の防災行政無線電話へかけることはできない。

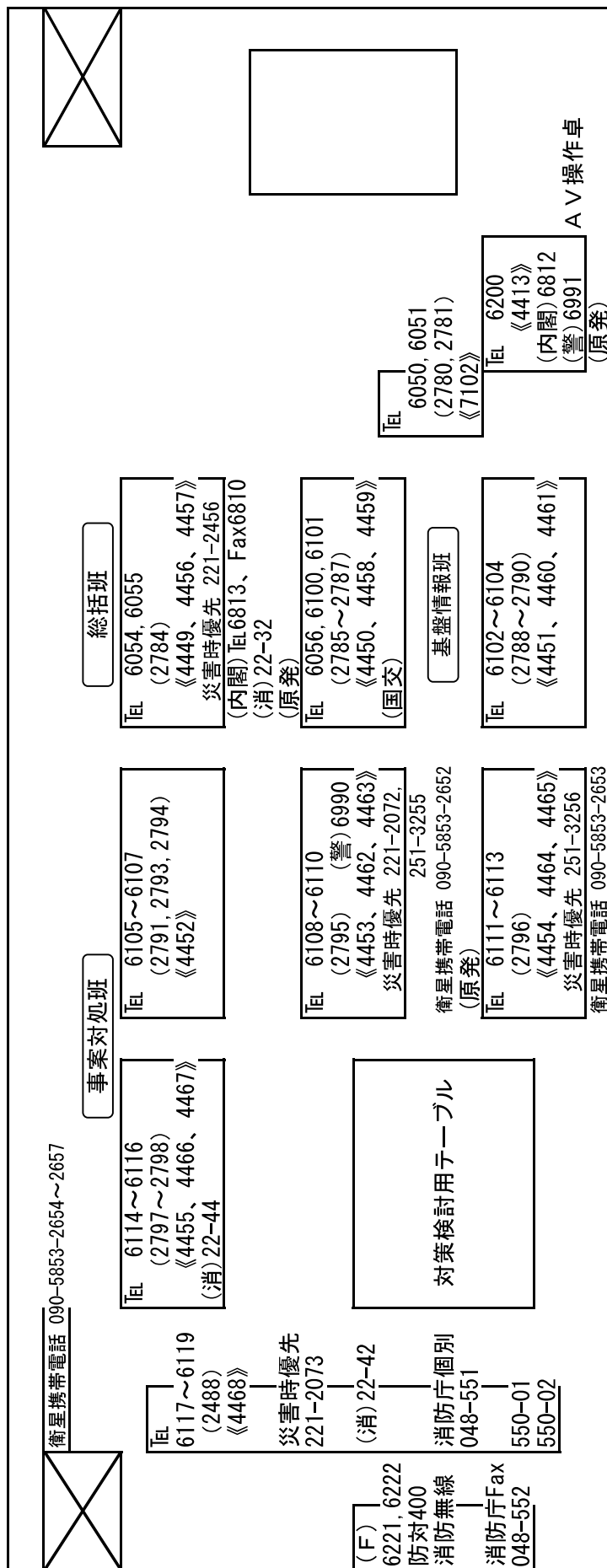
県庁別館2階 共同会見室（第2会議室A、B、第3会議室A、B）



Tel … () 無しが防災行政無線電話番号、() がNTT臨時電話番号、《 》が庁内内線専用電話番号である。

- (1) 防災行政無線電話のかけ方
- ・ 防災行政無線としてかける場合 … 地上系：5-CDE-XXXX、衛星系：8-CDE-XXXX (CDEは、無線局番)
 - ・ 庁内内線電話としてかける場合 … 直接下4桁の番号をダイヤルする。
また、かかってきた電話を転送する場合は、フックした後、相手先の内線番号をダイヤルする。
- (2) NTT臨時電話のかけ方
- ・ 直接、相手先の局番をダイヤルする。
 - ・ 庁内へかける場合は、局番からダイヤルする。
- (3) 庁内内線専用電話のかけ方
- ・ 直接、下4桁の番号をダイヤルする。
 - ・ NTT電話や庁外の防災行政無線電話へかけることはできない。

県庁別館5階 静岡県危機管理センター（東）



TEL … () 無しが防災行政無線電話番号、() がNTT臨時電話番号、《 》が庁内内線専用電話番号である。

- (1) 防災行政無線電話のかけ方
 - ・ 防災行政無線としてかける場合 … 地上系：5-CDE-xxxxx、衛星系：8-CDE-xxxxx (CDEは、無線局番)
 - ・ 庁内内線電話としてかける場合 … 直接下4桁の番号をダイヤルする。
 - (2) NTT臨時電話のか
 - ・ 直接、相手先の局番をダイヤルする。
 - ・ 庁内へかける場合は、局番からダイヤルする。
 - (3) 庁内内線専用電話の
 - ・ 直接、下4桁の番号をダイヤルする。
 - ・ NTT電話や庁外の防災行政無線電話へかけることはできない。(国交)…国土交通省無線電話
- (F)…防災用ファクシミリ (警)…警察電話 (内閣)…内閣府無線電話
 (消)…消防庁無線電話

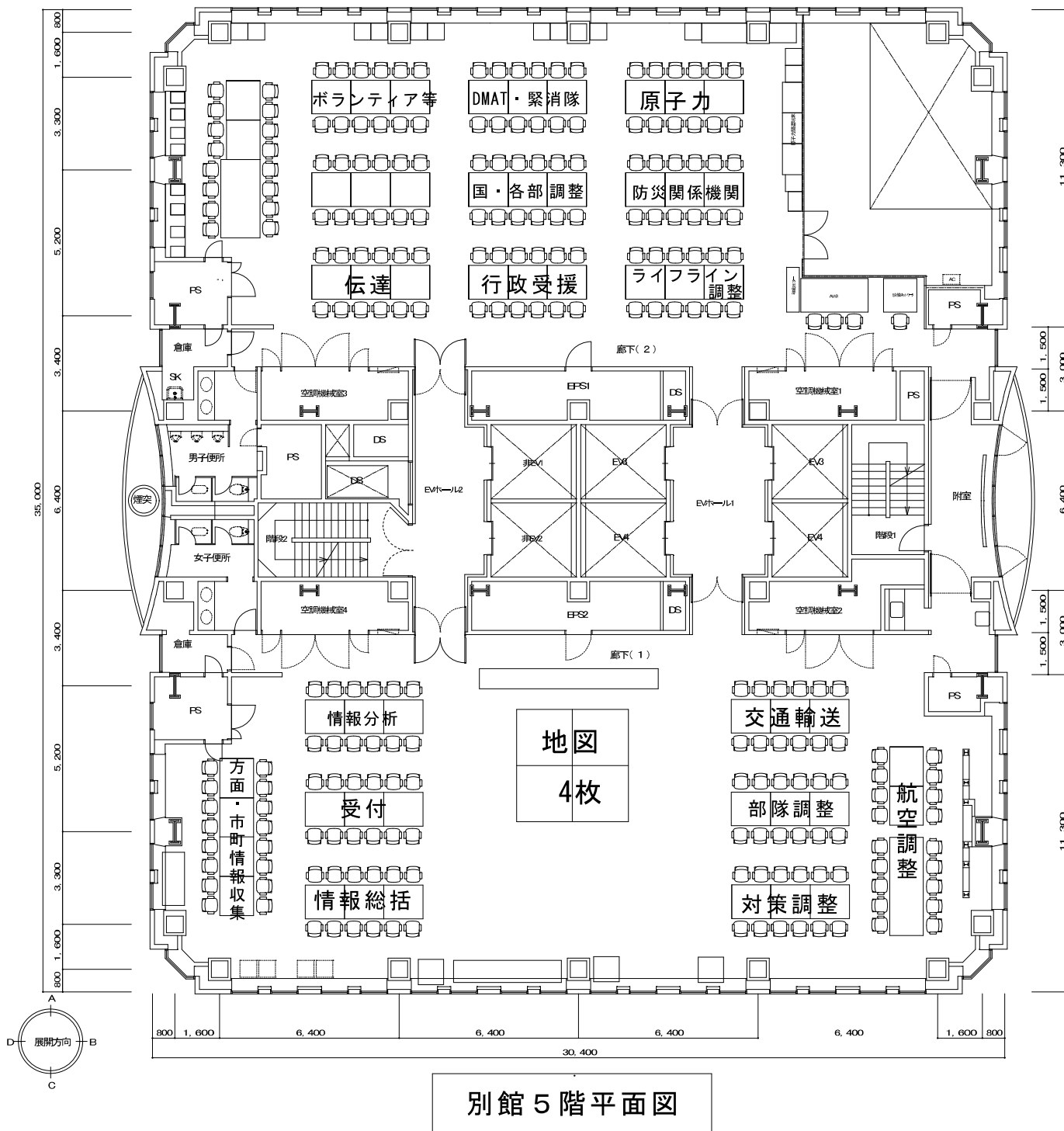
県庁別館5階 静岡県危機管理センター（西）

(F) 6204, 6214 (2463, 2467) TEL 6138, 6139 (2484) 《4471》	(F) 6203, 6213 (2462, 2466) TEL 6135, 6136 (2482) 《4470》 静岡市519-1	(F) 6202, 6212 (2461, 2465) TEL 6133, 6134 (2481) 《4412》 災害時優先 221-2644	(F) 6201, 6211 (2460, 2464) TEL 6129, 6130 (2478) 《4409》 《4410》	防対400 TEL 6121, 6122 (2469, 2470) 《4401~4403》 災害時優先 221-2088 (原発)	原子力班 TEL 6123, 6124 (2471~2473) 《4404, 440》 基盤情報班 (マイライン機関) TEL 6125~6128 (2474~2477) 《4406~4408》 (静銀)(スルガ銀)	(F) 6209, 6220 (2468, 2487) TEL 6120 《7103》	
(F) 6205~6208 衛星携帯電話 090-5853-2650 2651	(F) 6203, 6213 (2462, 2466) TEL 6135, 6136 (2482) 《4470》 静岡市519-1	(F) 6202, 6212 (2461, 2465) TEL 6133, 6134 (2481) 《4412》 災害時優先 221-2644	(F) 6201, 6211 (2460, 2464) TEL 6129, 6130 (2478) 《4409》 《4410》	防対400 TEL 6121, 6122 (2469, 2470) 《4401~4403》 災害時優先 221-2088 (原発)	原子力班 TEL 6123, 6124 (2471~2473) 《4404, 440》 基盤情報班 (マイライン機関) TEL 6125~6128 (2474~2477) 《4406~4408》 (静銀)(スルガ銀)	(F) 6209, 6220 (2468, 2487) TEL 6120 《7103》	
(F) 6215~6219 (2486)	対応スタッフ (作業スペース)	TEL 6131, 6132 (2479, 2480) 《4411》	TEL 6137, 6140 (2483, 2485) 《4469》 (消)22-41 (内閣)6814				

TEL ... () 無しが防災行政無線電話番号、() がN T T臨時電話番号、《 》が庁内内線専用電話番号である。

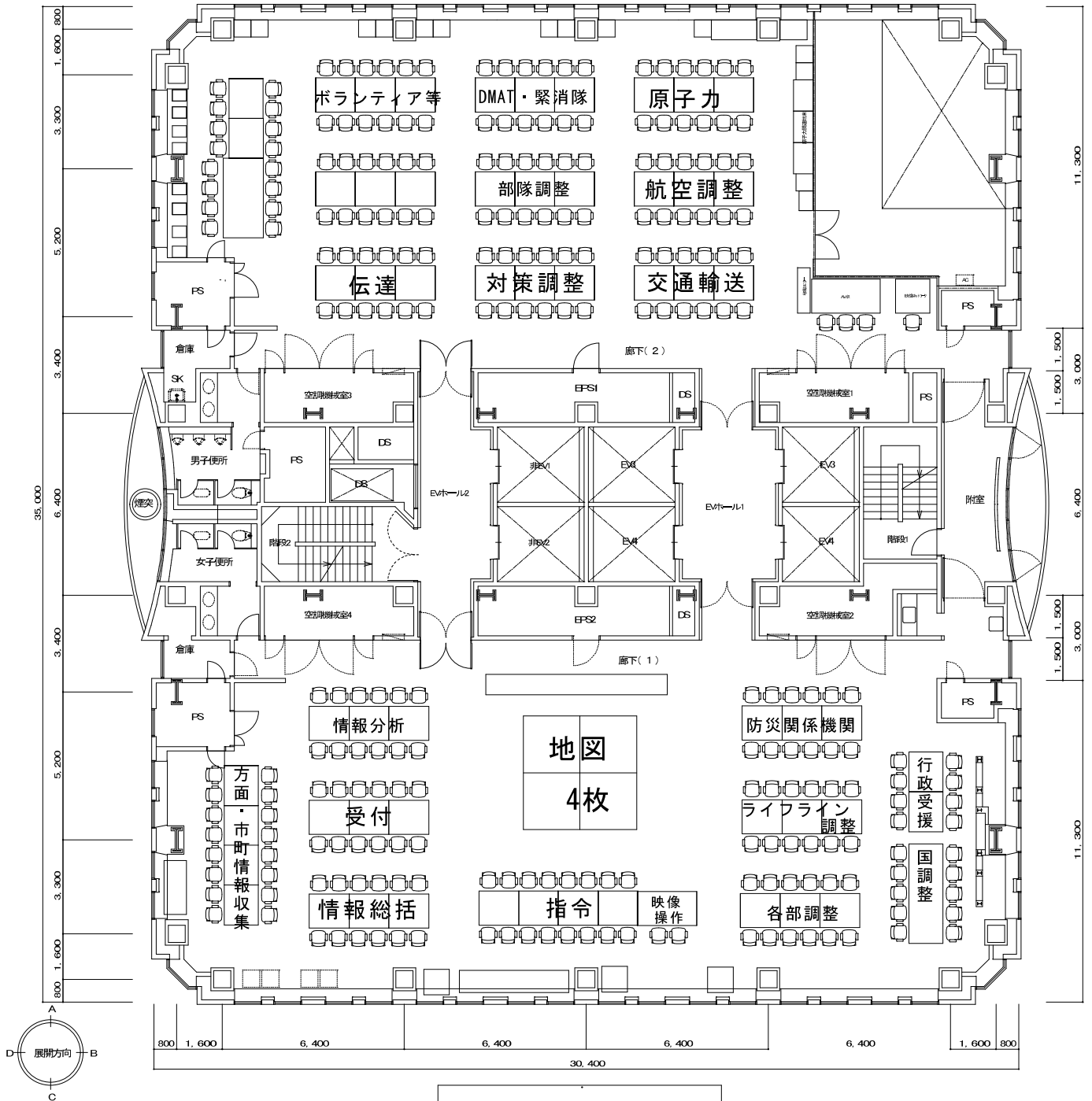
- (1) 防災行政無線電話のかけ方
 - ・ 防災行政無線としてかける場合 ... 地上系：5-C D E-x x x x、衛星系：8-C D E-x x x x (C D Eは、無線局番)
 - ・ 庁内内線電話としてかける場合 ... 直接下4桁の番号をダイヤルする。
また、かかってきた電話を転送する場合は、フックした後、相手先の内線番号をダイヤルする。
- (2) N T T臨時電話のかけ方
 - ・ 直接、相手先の局番をダイヤルする。
 - ・ 庁内へかける場合は、局番からダイヤルする。
- (3) 庁内内線専用電話のかけ方
 - ・ 直接、下4桁の番号をダイヤルする。
 - ・ N T T電話や庁外の防災行政無線電話へかけることはできない。
- (F) ...防災用フアクシミリ (内閣) ...内閣府無線電話
- (消) ...消防庁無線電話

初日～



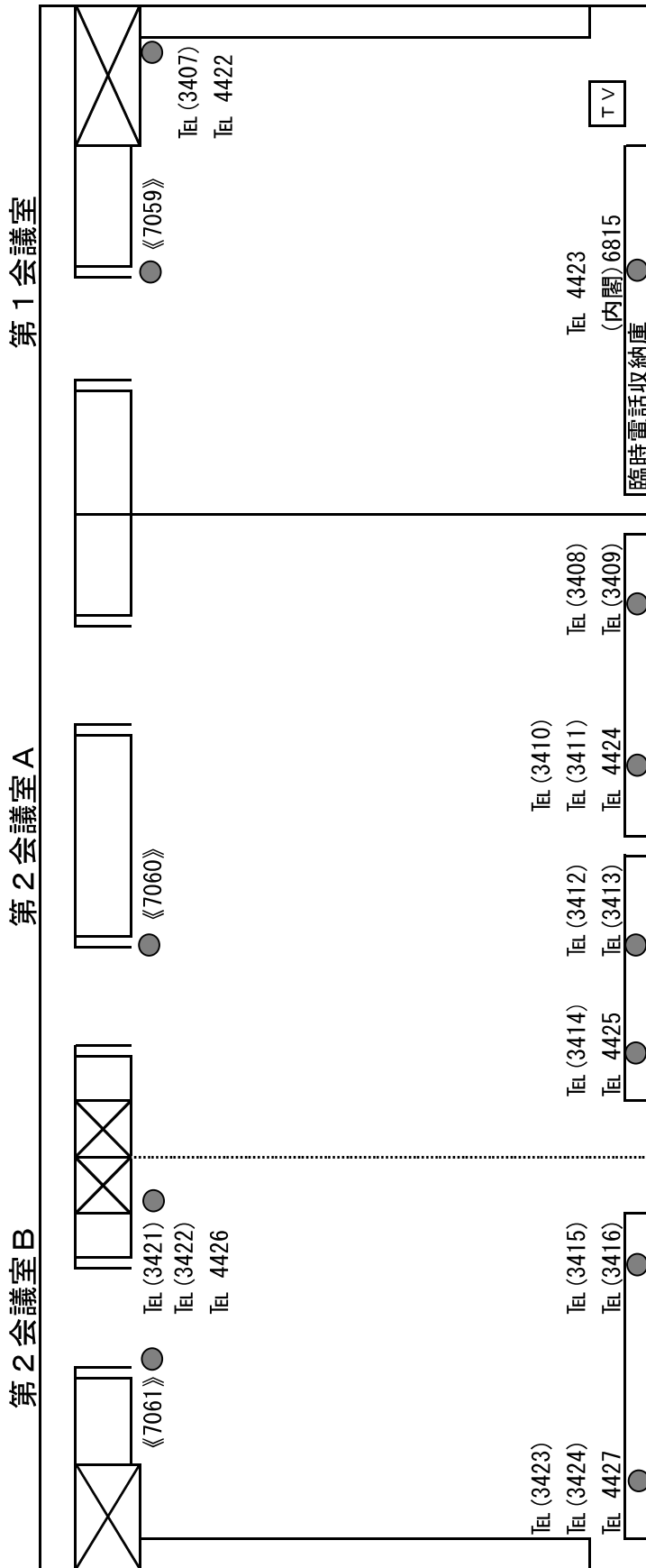
別館5階平面図

72h~



別館 5 階平面図

県庁別館7階 国現地災害対策本部室 (第1、2会議室)



TEL ... () 無しが防災行政無線電話番号、() がNTT臨時電話番号、《 》が庁内内線専用電話番号である。

(1) 防災行政無線電話のかけ方

- ・ 防災行政無線としてかける場合 ... 地上系：5-CDE-xxxxx、衛星系：8-CDE-xxxxx (CDEは、無線局番)
 - ・ 庁内内線電話としてかける場合 ... 直接下4桁の番号をダイヤルする。
- また、かかってきた電話を転送する場合は、フックした後、相手先の内線番号をダイヤルする。

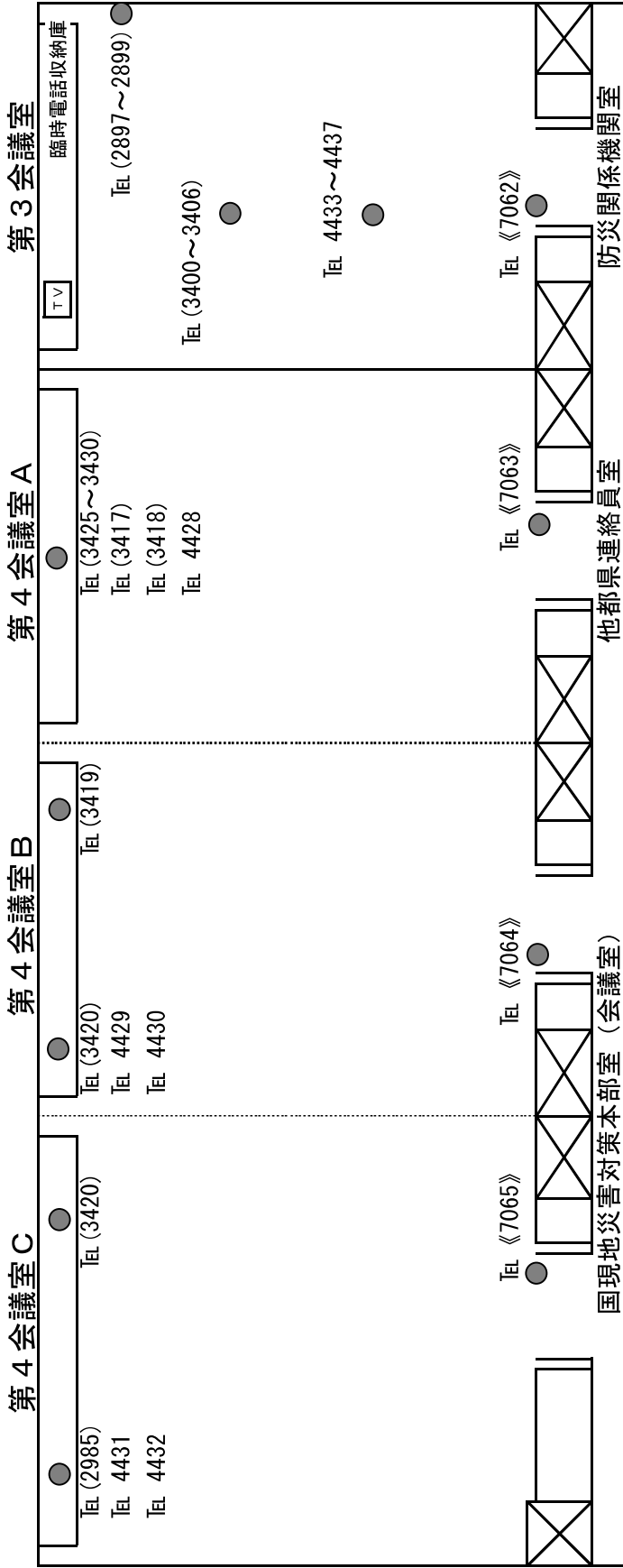
(2) NTT臨時電話のかけ方

- ・ 直接、相手先の局番をダイヤルする。
- ・ 庁内へかける場合は、局番からダイヤルする。

(3) 庁内内線専用電話のかけ方

- ・ 直接、下4桁の番号をダイヤルする。
- ・ NTT電話や庁外の防災行政無線電話へかけることはできない。
- (内閣) ... 内閣府無線電話 (国交) ... 国土交通省 (旧建設省) 無線電話

県庁別館7階 国現地災害対策本部室（第4会議室B、C）、他都県連絡員室（第4会議室A）、
防災関係機関室（第3会議室）



Tel ... () 無しが防災行政無線電話番号、() がNTT臨時電話番号、《 》が庁内内線専用電話番号である。

(1) 防災行政無線電話のかけ方

- ・ 防災行政無線としてかける場合 ... 地上系：5-CDE-xxxxx、衛星系：8-CDE-xxxxx (CDEは、無線局番)
- ・ 庁内内線電話としてかける場合 ... 直接下4桁の番号をダイヤルする。
また、かかってきた電話を転送する場合は、フックした後、相手先の内線番号をダイヤルする。

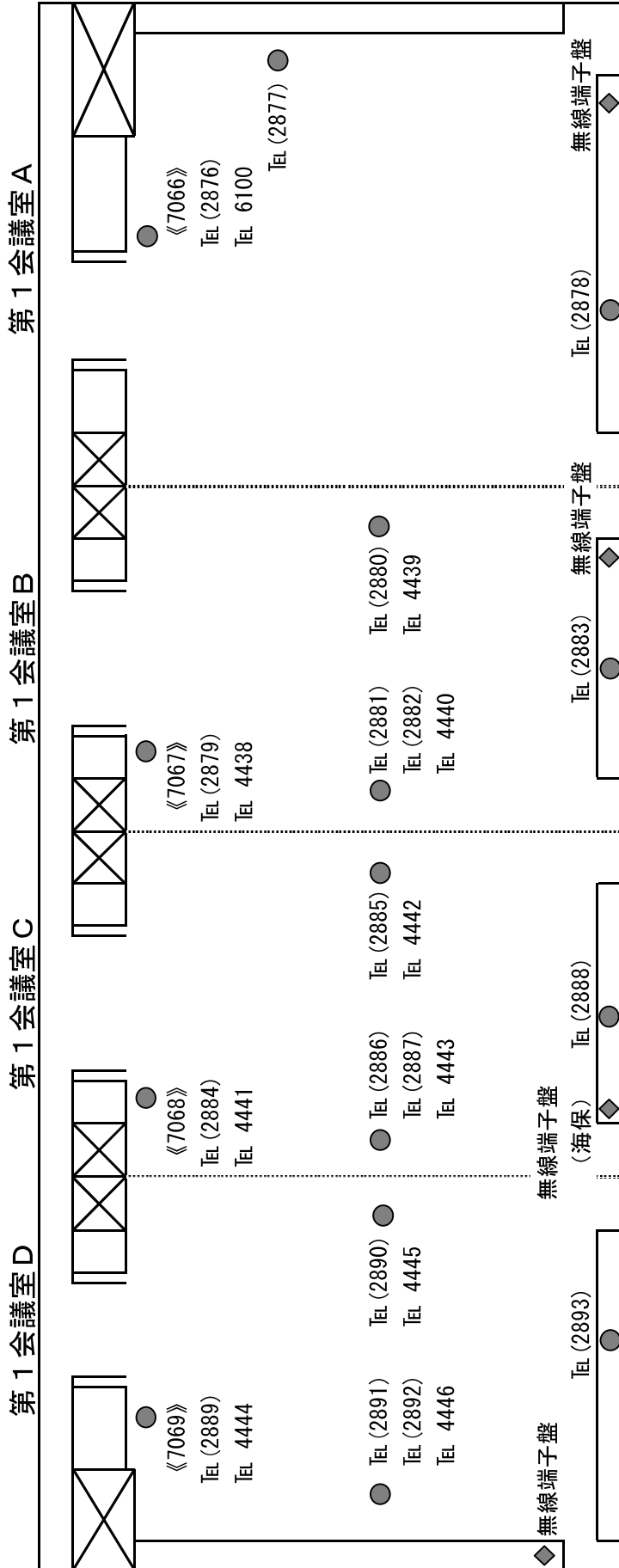
(2) NTT臨時電話のかけ方

- ・ 直接、相手先の局番をダイヤルする。
- ・ 庁内へかける場合は、局番からダイヤルする。

(3) 庁内内線専用電話のかけ方

- ・ 直接、下4桁の番号をダイヤルする。
- ・ NTT電話や庁外の防災行政無線電話へかけることはできない。

県庁別館 8階 自衛隊災害派遣現地本部室、海上保安庁連絡員室（第1会議室）



Tel ... () 無しが防災行政無線電話番号、() がNTT臨時電話番号、《 》が庁内内線専用電話番号である。

(1) 防災行政無線電話のかけ方

- ・ 防災行政無線としてかける場合 ... 地上系：5-CDE-xxxx、衛星系：8-CDE-xxxx (CDEは、無線局番)
- ・ 庁内内線電話としてかける場合 ... 直接下4桁の番号をダイヤルする。
また、かかってきた電話を転送する場合は、フックした後、相手先の内線番号をダイヤルする。

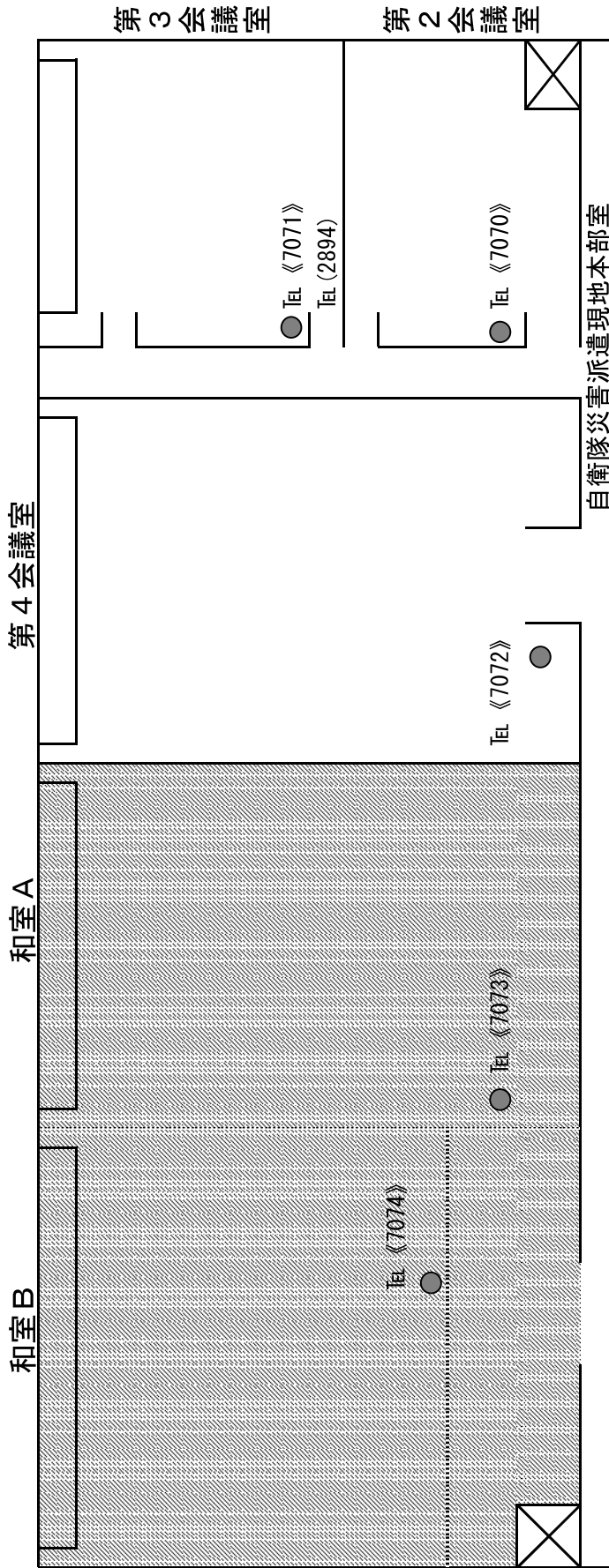
(2) NTT臨時電話のかけ方

- ・ 直接、相手先の局番をダイヤルする。
- ・ 庁内へかける場合は、局番からダイヤルする。

(3) 庁内内線専用電話のかけ方

- ・ 直接、下4桁の番号をダイヤルする。
- ・ NTT電話や庁外の防災行政無線電話へかけることはできない。

県庁別館 8 階 自衛隊災害派遣現地本部室 (第 2、3、4 会議室)



Tel ... () 無しが防災行政無線電話番号、《 》が庁内内線専用電話番号である。

(1) 防災行政無線電話のかけ方

- ・ 防災行政無線としてかける場合 ... 地上系：5-CDE-xxxxx、衛星系：8-CDE-xxxxx (CDEは、無線局番)
- ・ 庁内内線電話としてかける場合 ... 直接下4桁の番号をダイヤルする。
また、かかってきた電話を転送する場合は、フックした後、相手先の内線番号をダイヤルする。

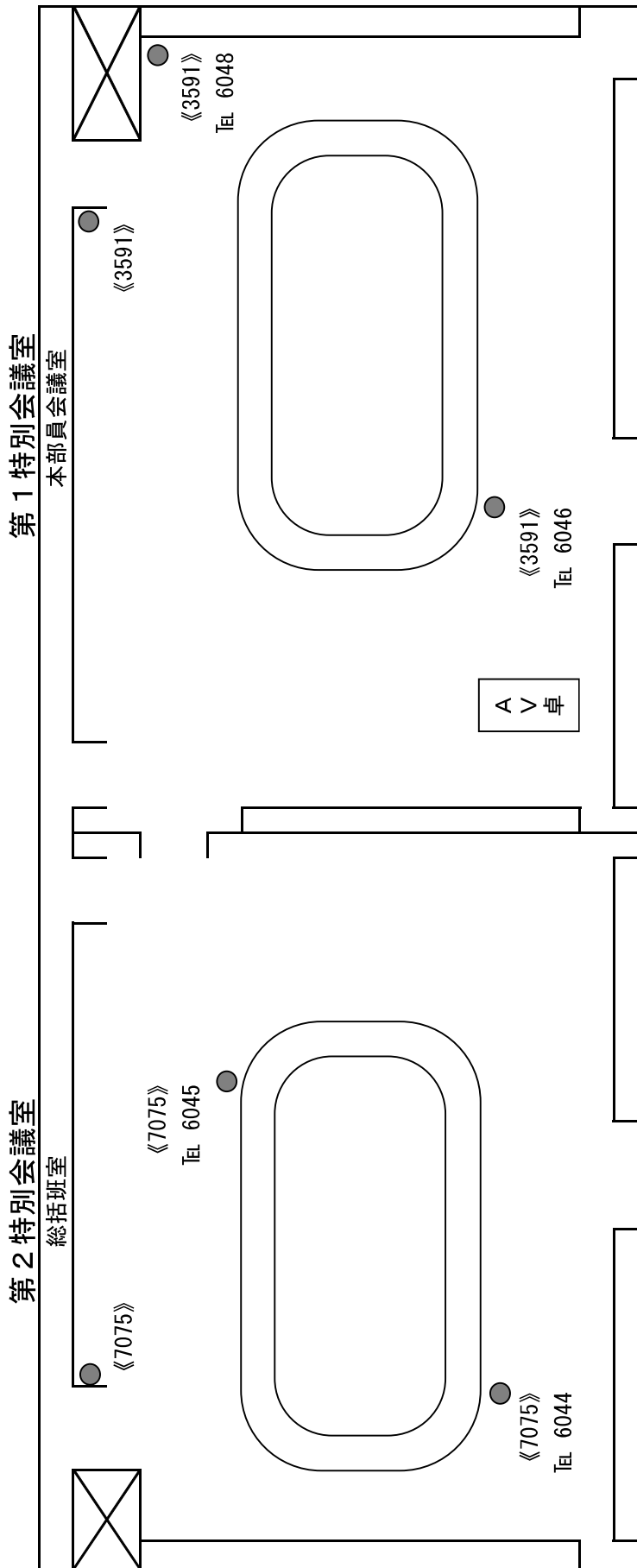
(2) NTT 臨時電話のかけ方

- ・ 直接、相手先の局番をダイヤルする。
- ・ 庁内へかける場合は、局番からダイヤルする。

(3) 庁内内線専用電話のかけ方

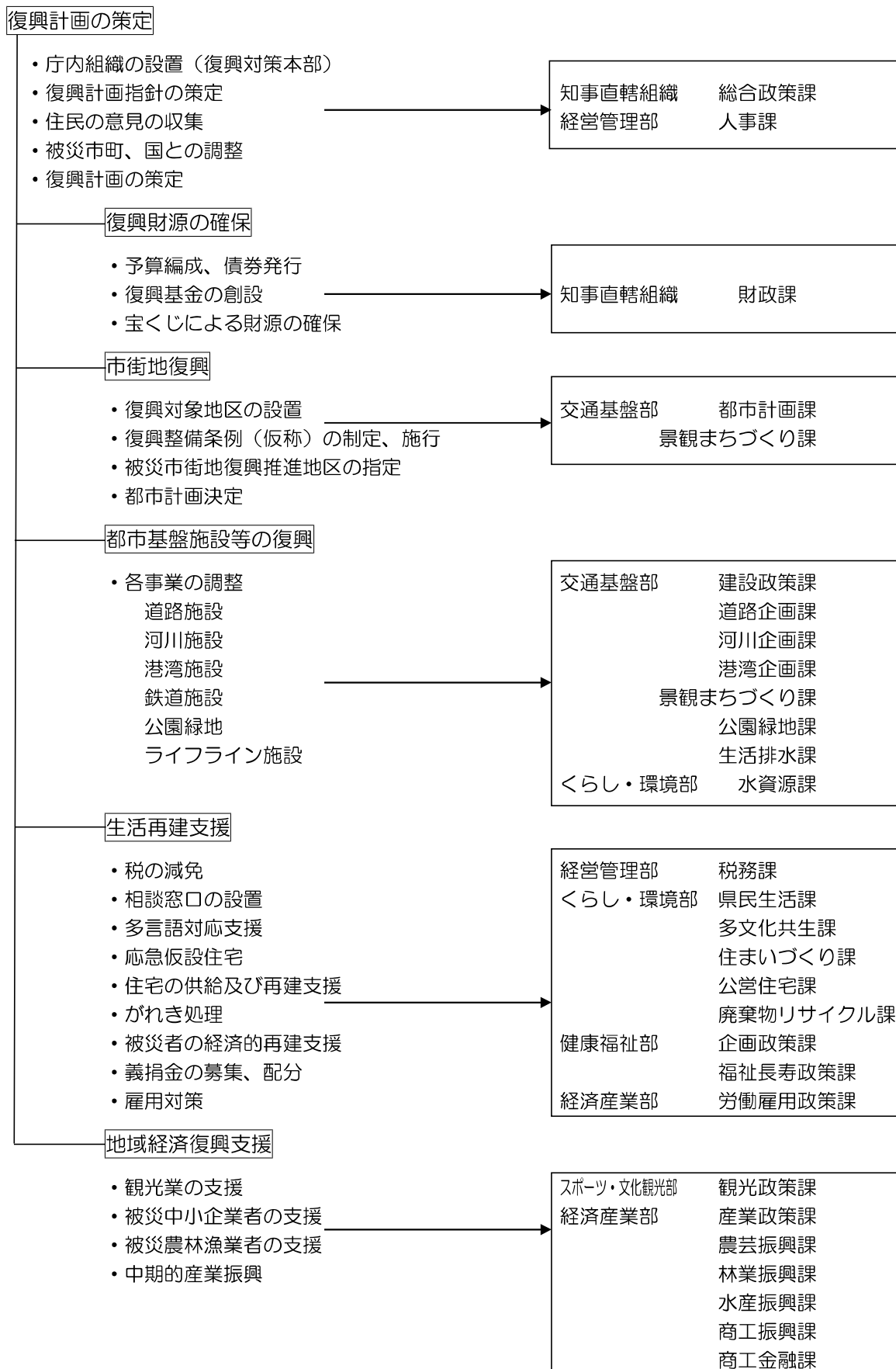
- ・ 直接、下4桁の番号をダイヤルする。
- ・ NTT電話や庁外の防災行政無線電話へかけることはできない。

県庁別館 9階 本部員会議室（第1特別会議室）、総括班室（第2特別会議室）

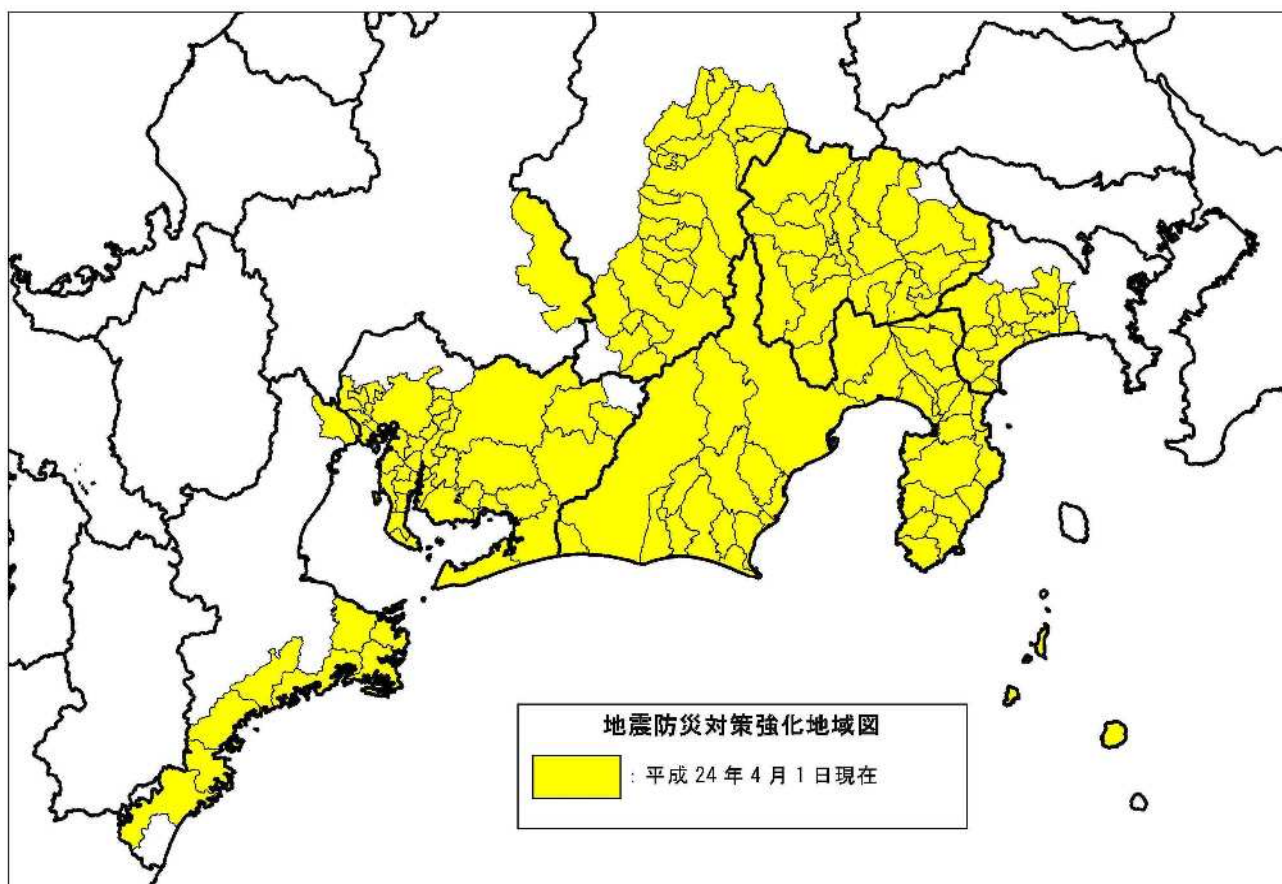


- TEL ... () 無しが防災行政無線電話番号、() がNTT臨時電話番号、《 》が庁内内線専用電話番号である。
- (1) 防災行政無線電話のかけ方 ... 地上系：5-CDE-xxxxx、衛星系：8-CDE-xxxxx (CDEは、無線局番)
 ・ 防災行政無線としてかける場合 ... 直接下4桁の番号をダイヤルする。
 ・ 庁内内線電話としてかける場合 ... また、かかってきた電話を転送する場合は、フックした後、相手先の内線番号をダイヤルする。
- (2) NTT臨時電話のかけ方
 ・ 直接、相手先の局番をダイヤルする。
 ・ 庁内へかける場合は、局番からダイヤルする。
- (3) 庁内内線専用電話のかけ方
 ・ 直接、下4桁の番号をダイヤルする。
 ・ NTT電話や庁外の防災行政無線電話へかけることはできない。

I-19 静岡県復興対策の概要



東海地震に係る地震防災対策強化地域



東海地震に係る地震防災対策強化地域（市町村一覧）

24.4.1 更新 東海地震に係る地震防災対策強化地域（市町村一覧）

東京都	新島村、神津島村、三宅村
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北柱市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
岐阜県	中津川市
静岡県 (全域)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、 長久手市 、東郷町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町
三重県	伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曾岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町

※ 平成24年4月1日現在 1都7県 **157市町村**

← 1都7県 157市町村（平成23年4月1日現在）

※ 平成23年4月2日から平成24年4月1日までに合併等のあった市町

・ **長久手市(H24.1.4)** ← 長久手町

東海地震に関連する情報の発表基準等

情報区分	発表基準
東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]	<p>東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表</p> <p>○3カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、地震防災対策強化地域判定会(以下、「判定会」)において、その変化が前兆すべり(プレスリップ)によるものであると判定された場合</p> <p>○急激な変化が観測され「判定会」の開催が間に合わない場合。5カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測(或いはそれに相当する現象を観測)し、かつその変化を基に推定した前兆すべり(プレスリップ)の発生場所が、東海地震の想定震源域内に求まった場合</p>
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]	<p>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表</p> <p>○2カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、同時に他の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測した場合であって、判定会において、その変化が前兆すべり(プレスリップ)である可能性が高まったと判定された場合</p> <p>○急激な変化が観測され「判定会」の開催が間に合わない場合。3カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、東海地震の発生のおそれについて検討が必要と判断した場合</p>
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	<p>観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査の状況を発表</p> <p>○1カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している場合</p> <p>○その他ひずみ計で東海地震との関連性の検討が必要と認められる変化</p> <p>○マグニチュード6.0以上の(或いは震度5弱以上を観測した)地震が発生した場合で、ひずみ計で当該地震に対応するステップ状の変化以外の特異な変化を観測した場合</p> <p>○ マグニチュード5.0以上の低角逆断層型の地震(プレート境界の地震)が発生した場合、マグニチュード4.0以上の(或いは震度4以上を観測した)地震が短時間で複数発生した場合またはプレート境界のすべりによると考えられる顕著な地震活動を観測した場合などにおいて、東海地震との関連性の検討が必要と認められる場合</p>
	<p>毎月定例の「判定会」で調査した評価結果を発表</p> <p>○定期的に開催される判定会において、観測成果と強化地域に係る大規模な地震の前兆現象と直ちに結びつかないと評価された調査結果を発表する場合</p>

注1) 異常なデータが観測された場合には「東海地震に関連する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、お知らせする。

注2) 各情報発表後、ひずみ計で新たな変化を観測したときや、想定震源域あるいはその周辺で顕著な地震が発生したときなどに、新たに得られた評価を発表する場合や、直前の情報発表から一定時間が経過した場合に、同じレベルの情報名称で第2報、第3報、…と続報を発表することがある。

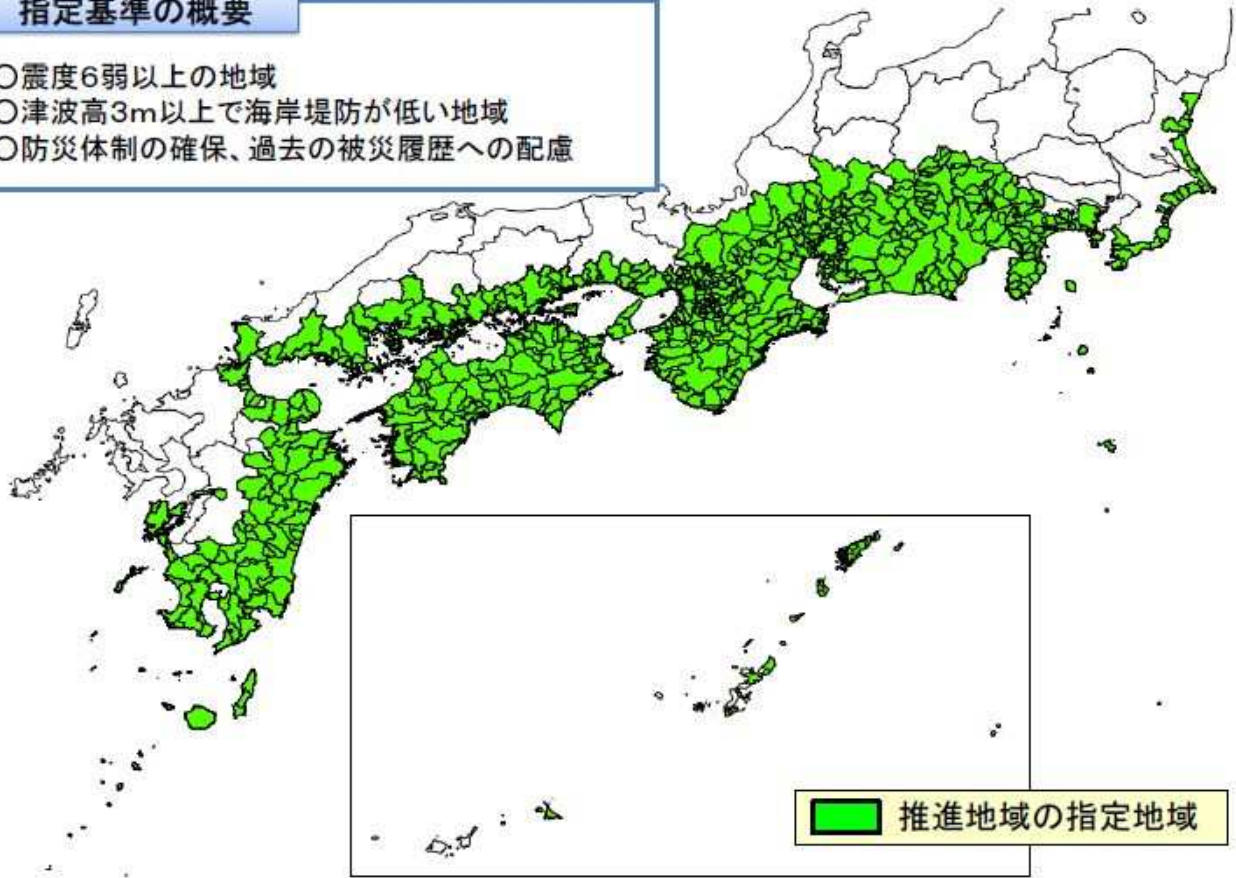
注3) 各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなると判断された場合は、その旨が各情報で発表される。このとき、示されるカラーレベルは「青」に戻される。

注4) 前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もある。

南海トラフ地震防災対策推進地域

指定基準の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

指定基準の概要

- 津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
 - 特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
 - 同一府県内の津波避難対策の一体性の確保
- ※浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮



南海トラフ地震防災対策推進地域（市町村一覧）

茨城県、千葉県、東京都 (市町村名 略)	
神奈川県	横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、同郡身延町、同郡南部町、同郡富士川町、中巨摩郡昭和町、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡鳴沢村、同郡富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、南佐久郡川上村、同郡南牧村、諏訪郡下諏訪町、同郡富士見町、同郡原村、上伊那郡辰野町、同郡箕輪町、同郡飯島町、同郡南箕輪村、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡阿智村、同郡平谷村、同郡根羽村、同郡下條村、同郡壳木村、同郡天龍村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村、同郡大鹿村、木曾郡上松町、同郡南木曾町、同郡大桑村、同郡木曾町
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡岐南町、同郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、同郡関ヶ原町、安八郡神戸町、同郡輪之内町、同郡安八町、揖斐郡揖斐川町、同郡大野町、同郡池田町、本巣郡北方町、加茂郡坂祝町、同郡富加町、同郡川辺町、同郡七宗町、同郡八百津町、同郡白川町、同郡東白川村、可児郡御嵩町
静岡県 (全域)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡南伊豆町、同郡松崎町、同郡西伊豆町、田方郡函南町、駿東郡清水町、同郡長泉町、同郡小山町、榛原郡吉田町、同郡川根本町、周智郡森町
愛知県、三重県、滋賀県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、宮崎県 (全域)	
京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県、大分県 (市町村名 略)	

※ 平成26年3月28日現在 計 1都2府26県707市町村

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域指定市町村一覧

千葉県	館山市、南房総市、安房郡鋸南町
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村
神奈川県	横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄下郡真鶴町、同郡湯河原町
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、牧之原市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡南伊豆町、同郡松崎町、同郡西伊豆町、榛原郡吉田町
愛知県	豊橋市、田原市、知多郡南知多町
三重県	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、三重郡川越町、多気郡明和町、度会郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町、同郡紀宝町
兵庫県	洲本市、南あわじ市
和歌山県	和歌山市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、有田郡湯浅町、同郡広川町、日高郡美浜町、同郡日高町、同郡由良町、同郡印南町、同郡みなべ町、西牟婁郡白浜町、同郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町、同郡古座川町、同郡串本町
徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、海部郡牟岐町、同郡美波町、同郡海陽町、板野郡松茂町
愛媛県	宇和島市、八幡浜市、西予市、西宇和郡伊方町、南宇和郡愛南町
高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、安芸郡東洋町、同郡奈半利町、同郡田野町、同郡安田町、同郡芸西村、高岡郡中土佐町、同郡四万十町、幡多郡大月町、同郡黒潮町
大分県	大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市
宮崎県	宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、児湯郡高鍋町、同郡新富町、同郡川南町、同郡都農町、東臼杵郡門川町
鹿児島県	西之表市、志布志市、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町、同郡南種子町

※ 平成26年3月28日現在 計 1都13県139市町村

東海地震応急対策活動要領に基づく 静岡県広域受援計画

平成 17 年 4 月
平成 18 年 10 月修正
平成 21 年 5 月修正

静岡県

目次

＜広域受援計画＞	
◎ 基本方針	1
I 救助活動、消火活動等に係る計画	
1 要旨	6
2 救助活動、消火活動等	6
(1) 県及び市町の活動概要	6
(2) 東海地震発生後の救助・救急関係省庁への要請等の手続	8
(3) 活動拠点へ誘導するための情報提供	11
(4) 緊急輸送活動	11
(5) 航空管制等	12
(6) 活動拠点の確保及び開設準備・活動状況の報告	12
II 医療活動に係る計画	
1 要旨	13
2 広域医療搬送活動	13
(1) 広域医療搬送活動の概要	13
(2) 県、市町及び医療機関の活動概要	14
(3) 広域医療搬送活動の実施	16
(4) 広域搬送拠点の運営	17
(5) 広域搬送拠点までの患者搬送	18
3 非被災都道府県からの救護班の受入	19
(1) 救護班受入活動の概要	19
(2) 全国知事会に対する応援要請	19
(3) 県、市町及び医療機関の活動概要	19

III 物資調達に係る計画

1 要旨	21
2 物資調達	21
(1) 物資調達の概要	21
(2) 県及び市町の活動概要	22
(3) 緊急物資の搬送	23
(4) 港湾を使用した緊急物資の搬送	24
(5) 空港を使用した緊急物資の搬送	24
3 義援物資の取扱	25

IV 輸送活動に係る計画

1 要旨	26
2 緊急輸送ルート	26
(1) 陸上輸送ルート	26
(2) 航空基地から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート	27
(3) 防災拠点港湾及び防災港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート	27
3 県の活動概要	27
(1) 道路を使用する場合	27
(2) 航空基地を使用する場合	28
(3) 港湾を使用する場合	29

<広域受援計画活動要領>

◎ 概要	30
I 救助活動、消火活動等に係る要領	
1 要旨	31
2 警察庁の応援活動	31
3 防衛省の応援活動	37
4 消防庁の応援活動	48
5 海上保安庁の支援活動	71
II 医療活動に係る要領	
1 要旨	76
2 医療チーム及び救護班の生活維持	76
3 非被災都道府県からの保健師の受入	77
4 広域医療搬送活動に係る情報ルート等	78
III 物資調達に係る要領	
1 要旨	88
2 物資の需給見込	88
IV 輸送活動に係る要領	
1 要旨	93
2 輸送活動に係る緊急輸送ルート等	93

〈広域受援計画〉

◎ 基本方針

- 1 基本的な考え方
 - (1) 東海地震応急対策活動要領（以下、「国要領」という。）及び平成16年6月の中央防災会議幹事会の申し合わせ事項である「国要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」(以下、「国の応援計画」という。)に基づく国の救助活動、消火活動等、医療活動、物資調達及び輸送活動(以下、「救助活動等」という。)に関し、本県が迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、静岡県地域防災計画(以下、「県地域防災計画」という。)及び医療救護計画等の個別計画との整合を図りつつ、国の応援計画に対応する、静岡県広域受援計画（以下、「本計画」という。）を、以下のとおり定める。
 - (2) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び東海地震発生時に、本県は、本計画に基づき、速やかに国の応援を受け入れ、効率的・効果的な地震防災応急対策及び災害応急対策を実施する。
 - (3) 地震発生後に被害状況が判明した場合には、それに応じて適切に活動内容を変更するものとする。
 - (4) 本計画については、さらに、実動訓練・図上訓練等を通じた検証や国、県、市町及び防災関係機関の体制の変更に応じて、定期的に見直しを行うものとする。
- 2 本計画の前提条件
 - (1) 本計画は、応援部隊数、広域医療搬送・救護を要する患者数、物質量やこれらを搬送するための輸送活動の規模・範囲について、本県の第3次地震被害想定(死者数、避難者数等)に基づき策定している。
 - また、国の応援計画は、中央防災会議「東海地震対策専門調査会」の検討による被害想定に基づいており、本県の被害想定と比較して、活動内容の規模等が不足する場合があることから、その対応についても本計画では定めている。
 - (2) 本計画は、国の応援計画と同様、警戒宣言が発表され、地震発生までに準備行動が終了していること、応援部隊の進出予定の緊急輸送ルートが甚大な被害を受けないこと等を前提としている内容も含んでいる。

3 突発的に東海地震が発生した場合等の対応

- (1) 東海地震に関連する情報が発表されることなく東海地震が発生した場合、警戒宣言が発表されても準備行動を行う時間的余裕がなく地震が発生した場合、東海地震の発生により事前に緊急輸送ルートとして定めた道路が寸断された場合等（以下、「突発的に東海地震が発生した場合等」という。）における県災害対策本部及び市町災害対策本部の主な実施事項は、次のとおりとする。
 - ア 県災害対策本部（以下、「県災対本部」という。）
 - (ア) 広域応援については、本計画により対応する。
 - (イ) 国の情報先遣チームあるいは緊急災害現地対策本部要員の派遣前は、内閣府等に申し被害情報等を報告するとともに、自衛隊等の災害派遣その他救助活動等に必要な要請を行う。
 - (ウ) 県外からの応援が来るまでの間は、県内に所在している警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の防災関係機関と自主防災組織等で、救助活動等を実施する。
 - (エ) 救助活動等は、県地域防災計画に定められた災害応急対策に基づき実施する。
 - イ 市町災害対策本部（以下、「市町災対本部」という。）
 - (ア) 広域応援については、本計画により対応する。
 - (イ) 県外からの応援が来るまでの間は、市町内に所在している警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の防災関係機関と自主防災組織等で、救助活動等を実施する。
 - (ウ) 県災対本部に対して、速やかに被害情報等を報告するとともに、自衛隊等の災害派遣その他救助活動等に必要な要求又は要請を行う。
 - (エ) 救助活動等は、市町地域防災計画に定められた災害応急対策に基づき実施する。
- 4 調整会議の開催
 - (1) 救助活動等は、県内の市町、県警察本部及び防災関係機関に加え、警察庁、防衛省、消防庁及び海上保安庁等多数の機関が合同で実施することから、相互に調整及び連携することが必要である。
 - 広域的な応援を円滑に受け、かつ、地震防災応急対策及び災害応急対策を効果的に実施するため、東海地震に関連する情報の発表時から発生後の各段階において、県地震災害警戒本部（以下、「県警戒本部」という。）又は県災対本部は、国の現地警戒本部又は緊急災害現地対策本部（以下、「国の現地本部」という。）と調整会議を開催する。
 - また、県方面本部は、市町及び防災関係機関と調整会議を開催する。
- (2) 具体的な開催内容は以下のとおりとする。
 - ア 国・県合同連絡調整会議
 - (ア) 主催

県警戒本部（指令部）又は県災対本部（指令部）

(イ) 主な調整事項

- ・救助活動、消火活動等に係る応援部隊の県内における配分調整、増援等
- ・医療活動に係る広域医療搬送の調整、医療チーム、救護班の増援等
- ・物資調達に係る物資搬送の調整、物資の追加搬送等
- ・輸送活動に係る緊急輸送ルートの選定、物資・部隊輸送の調整等
- ・その他、必要となる国への要請事項

(ウ) 会議構成機関

- ・国の現地本部
（警察庁、防衛省、消防庁及び海上保安庁等を含む。）
- ・県警戒本部又は県災対本部（以下、「県本部」という。）

5 進出拠点における通信の確保

応援部隊の進出拠点のうち足柄SA、浜名湖SA（当該進出拠点が使用できない場合は、代替拠点を別途指定する。）においては、県及び県内消防本部の職員で構成する交通誘導班が、県本部との通信を確保し、活動拠点においては、進出する応援部隊に通信の確保を依頼する。

また、広域搬送拠点及び広域物資拠点においては、県方面本部が通信を確保する。

6 応援部隊等の携行品

国の応援計画に基づく県外からの応援部隊等は、生活物資（水、食料、寝袋等）を自ら携行し救助活動等を行うことになっているが、県本部、市町地震災害警戒本部又は市町災対本部（以下、「市町本部」という。）は、救助活動等が長期化した場合、応援部隊等の生活物資の確保について、国の現地本部と協議し対策を講じる。

7 臨時ヘリポートの開設等

本計画における県の防災拠点ヘリポート、市町の防災ヘリポート（以下、「臨時ヘリポート」という。）の開設等については、次による。

(1) 臨時ヘリポートの開設

県本部及び市町本部は、県外からの応援部隊の救助活動や重症患者の広域搬送活動等に即応できるよう、あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設する。

(2) 臨時ヘリポートの具備すべき条件の確保

県本部及び市町本部は、上記候補地を臨時ヘリポートとして使用する場合は、広域搬送計画の資料編に記載した「ヘリポートの具備すべき条件」を確保する。

(3) 臨時ヘリポートの使用する方法

ア 臨時ヘリポートの要員等の確保

県本部及び市町本部は、臨時ヘリポートの開設にあたり、次の要員、通信機器を確保する。

- ・要員
臨時ヘリポートにおける安全確保要員及び通信連絡要員
- ・通信機器
県本部及び市町本部等との連絡を行うための通信機器

イ 臨時ヘリポートの使用の優先順位

県災対本部及び市町災対本部は、上記候補地のうち臨時ヘリポートとして使用する場合は、原則として、次により使用の優先順位を調整する。

- ・第1順位 県民の生命の安全を確保するために必要な輸送
（救助・救急活動、医療活動の従事者・医薬品等人命救助に要する人員、物資の輸送）
- ・第2順位 災害の拡大防止のために必要な輸送
（消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資の輸送）
- ・第3順位 災害応急対策のために必要な輸送
（食料等生命の維持に必要な物資の搬送）

(4) 臨時ヘリポートの応急復旧

県災対本部及び市町災対本部は、東海地震発生時に、臨時ヘリポートの予定地が陥没、地割れ、障害物の堆積等により臨時ヘリポートとしての機能を損ねた場合には、速やかに応急復旧を行い臨時ヘリポートの機能を回復させる。

(5) 県内で運航する広域緊急援助隊等警察部隊、緊急消防援助隊及び患者県内搬送用ヘリポートの燃料の確保

県災対本部は、広域緊急援助隊等警察部隊、緊急消防援助隊及び患者県内搬送用ヘリポートに必要な航空燃料を確保するものとし、不足する場合は緊急やむをえない場合には、県内に所在する自衛隊基地内の保有燃料の貸与を自衛隊に要請する。さらに航空燃料が不足する場合には、県災対本部は、国の現地本部に調達を要請する。

(6) 患者県内搬送用ヘリポートの夜間駐機

患者県内搬送用ヘリポートとして使用する民間航空会社のヘリコプターは、航空燃料の補給と機体整備のため、夜間は各ヘリコプターの所属する会社のヘリポートに戻することを原則とする。

自社のヘリポートに戻れなくなった場合等においては、県災対本部は、最寄りの広域搬送拠点及び航空自衛隊静浜基地に、民間航空会社ヘリコプターの夜間駐機場所を確保するよう、自衛隊に要請する。

- 8 航空機を利用した救出・救助活動等について
航空機（固定翼機及び回転翼機）を利用した救出・救助活動を始めとする各種支援活動において、静岡空港を有効に活用する。

【航空機を活用した広域活動拠点のイメージ】

静岡県全域 (静岡空港)		
西部地域 (航空自衛隊浜松基地)	中部地域 (航空自衛隊静基地)	賀茂・東部地域 (愛鷹広域公園)

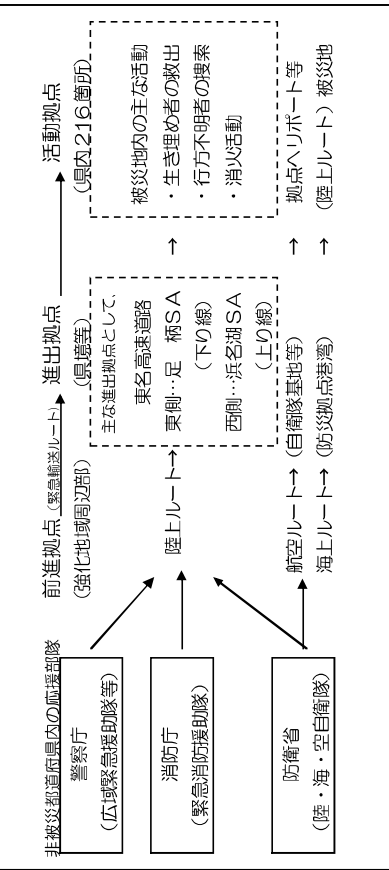
- 9 経費負担
救助活動等に係る経費については、災害救助法、災害対策基本法等の関係法令に基づいて、国、県、市町及び防災関係機関が負担する。
- 10 全国知事会への応援要請
県本部は、国要領に基づく県外からの応援と、都道府県の相互応援協定に基づく応援の内容が重複しないよう、国要領に基づく広域応援を基本とし、これを補うための応援について全国知事会に要請する。

I 救助活動、消火活動等に係る計画

1 要旨

県は、あらかじめ定められた活動拠点において、警察庁、防衛省、消防庁の応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れる。

【参考：救助活動、消火活動等に係る部隊の県内への進出の流れ】



2 救助活動、消火活動等

(1) 県及び市町の活動概要

A 東海地震注意情報発表時

(ア) 県

- a 県は、全職員を参集させ、県警戒本部を設置する準備を行う。
 - b 県は、国の情報先遣チーム、自衛隊の連絡幹部等の受入準備を行うとともに、国の現地警戒本部設置の準備を行う。
 - c 県は、県内に定めた応援部隊の進出拠点の確保の準備を行う。
 - d 県（建設部）は、緊急輸送ルートの道路パトロールを実施し、区間内における工事を休止する。
 - e 県は、緊急消防援助隊の指揮支援部隊の受入を行う。
- (イ) 県警戒本部
県警戒本部は、警戒宣言発令時に実施する交通規制の準備を行う。
- (ウ) 市町
- a 市町は、市町警戒本部を設置する準備を行う。
 - b 市町は、活動拠点の開錠等開設の準備を行う。

イ 警戒宣言発令時

(ア) 県警戒本部

- a 県は、県警戒本部を設置し、地震防災応急対策を実施する。
- b 県警戒本部（指令部）は、国の現地警戒本部や防災関係機関と連絡をとり、必要な要請、連絡調整を行うとともに、県内で実施されている地震防災応急対策の状況を国の現地警戒本部に報告する。

- c 県警戒本部（指令部）は、国・県合同連絡調整会議を開催し、国の現地警戒本部に対し進出地点及び活動拠点の開設準備状況を報告するとともに、必要な要請等を行う。

(イ) 県公安委員会

県公安委員会は、緊急輸送ルートを確認するため交通規制を行う。

(ウ) 市町警戒本部

- a 市町は、市町警戒本部を設置し、地震防災応急対策を実施する。
- b 市町警戒本部は、活動拠点の施設管理者に対して、開閉等を依頼し、自衛隊の先遣部隊の受入を行う。

ウ 東海地震発生時

(ア) 県災対本部

- a 県は、県災対本部を設置し、速やかに県地域防災計画に定めた災害応急対策を実施する。
- b 県災対本部（指令部）及び県方面本部は、応援部隊の受入を行う。
- c 県災対本部（指令部・建設部）は、被害状況を確認し、使用不能な進出拠点の代替拠点を新たに指定するとともに、通行不能となった緊急輸送ルートの迂回ルートを選定する。
- d 県災対本部（指令部）は、国の現地本部に対して、県内の被害状況や、使用可能な進出及び活動拠点、緊急輸送ルート等の情報を伝達する。
- e 県災対本部（指令部）は、その他の必要事項に関して、国の現地本部と調整を行う。
- f 県災対本部（指令部）は、救助活動の円滑な実施のため必要があるときは、国の現地本部と調整の上、サイレントタイムの設定を行うとともに、関係機関に協力を要請する。

(イ) 県公安委員会

国の現地本部は、報道機関、防災関係機関との調整及び周知を行う。

(ウ) 市町災対本部

- 県公安委員会は、交通規制を実施する。
- 市町災対本部は、
 - a 市町は、市町災対本部を設置し、速やかに市町地域防災計画に定めた救助活動、消火活動等を行う。
 - b 市町災対本部は、速やかに県方面本部に対して、管内の被害状況、火災発生状況等を報告し、必要に応じて、要請を行う。

- c 市町災対本部は、活動拠点において応援部隊の受入を行うとともに、油圧ショベル等の重機類及び削岩機、エンジンカッター等の救助資機材を確保し、応援部隊と連携し救助活動、消火活動等を行う。

工 突発的に東海地震が発生した場合等

上記ア、イ及びウの中で、必要な事項を実施する。
なお、国の現地本部が設置されるまでの間は、警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁（以下、「救助・救急関係省庁」という。）及び内閣府等に対して、必要な報告や要請を行うものとする。

(2) 東海地震発生時等の救助・救急関係省庁への要請等の手続

救助・救急関係省庁への要請等の手続は次による。

ア 広域緊急援助隊等警察部隊

県公安委員会は、警察法第 60 条第 1 項の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対して、援助を要求する。

イ 自衛隊

知事は、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定に基づき、救助活動、消火活動等を実施する部隊の派遣を、陸上自衛隊東部方面総監に対して、要請する。

(ア) 自衛隊の災害派遣の要請

知事は、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請する。

(イ) 災害派遣要請の内容

- a 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握
- b 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
- c 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助
- d 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- e 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動
- f 道路又は水路の確保の措置
- g 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- h 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- i 被災者に対する炊飯及び給水支援
- j 防災委員等の輸送
- k 連絡幹部の派遣
- l その他知事が必要と認める事項

(ウ) 派遣要請手続

知事は、次の事項を明らかにした要請書（広域受援計画活動要領（以下、「要領」という。）・様式 1-1）により、陸上自衛隊東部方面総監に対して、要請する。
ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。

- a 災害の状況及び派遣を要請する理由

- b 派遣を希望する期間
 - c 派遣を希望する区域及び活動内容
 - d その他参考となるべき事項
- (工) 市町長の災害派遣要請の要求
- 市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記(ウ)の事項を明示した要請書(要領・様式1-2)により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。
- ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。
- また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は、最寄りの部隊に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。
- ウ 緊急消防援助隊
- 知事は、消防組組法第44条第1項の規定に基づき、救助活動、消火活動等を実施する部隊の応援を、消防庁長官に対して、要請する。
- (ア) 緊急消防援助隊の応援の要請
- 知事は、応援を要請する部隊を明らかにして要請する。
- (イ) 応援要請する部隊の種類
- a 消防部隊
 - b 救助部隊
 - c 救急部隊
 - d 航空部隊
 - e 水上部隊
 - f 特殊災害部隊
 - g 特殊装備部隊
- (ウ) 応援要請手続
- 知事は、次の事項を明らかにした要請書(要領・様式1-3)により、消防庁長官に対して、要請する。
- ただし、緊急を要するときは、消防防災無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。
- a 災害の種類・状況
 - b 人的・物的被害の状況
 - c 必要応援部隊の種類と部隊数
 - d 応援部隊の集結場所及び到達ルート
- (工) 市町長の応援要請の依頼
- 市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記(ウ)の事項を明示した要請書(要領・様式1-4)により、緊急消防援助隊の応援要請を行うよう依頼する。
- ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により依頼する。

- (オ) 市町長への連絡
- 知事は、消防庁長官から応援決定の通知を受けたときは、応援要請のあった市町長に速やかに連絡する。
- 工 海上保安庁
- 知事は、海上保安庁の支援を必要とするときは、第三管区海上保安本部長に対して、支援を要請する。
- (ア) 海上保安庁の支援の要請
- 知事は、支援事項等を明らかにして支援を要請する。
- (イ) 支援要請の内容
- a 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
 - b 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
 - c その他県及び市町が行う災害応急対策の支援
- (ウ) 支援要請手続
- 知事は、次の事項を明らかにした要請書(要領・様式1-11)により、第三管区海上保安本部長に対して、要請する。
- ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。
- a 災害の状況及び支援活動を要請する理由
 - b 支援活動を必要とする期間
 - c 支援活動を必要とする区域及び活動内容
 - d その他参考となるべき事項
- (工) 市町長の支援要請の依頼
- 市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記(ウ)の事項を明示した要請書(要領・様式1-12)により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。
- ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。
- また、知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

オ 突発的に東海地震が発生した場合等

知事からの要請がなくても、防衛省は自衛隊法第83条第2項の規定に基づき自衛隊を、消防庁は消防組組法第44条第2項の規定に基づき緊急消防援助隊を派遣できる。

また、知事からの要請がなくても、警察法、海上保安庁法に基づいて救助活動、消火活動等を行うため、警察庁は広域緊急援助隊等警察部隊を、海上保安庁は所属の巡視船艇及び航空機等を派遣できる。

(3) 活動拠点へ誘導するための情報提供

ア 進出拠点へ進出する応援部隊への情報提供
県災対本部（指令部）は、国の現地本部（本部を設置していない場合においては、国の情報先遣チーム等）に対して、救助・救急関係省庁へ進出拠点等に関する情報を提供するよう依頼する。

- ・ 進出拠点、活動拠点の指定内容
- ・ 原内の被害状況

また、県方面本部は、求めに応じて、各応援部隊に対して、情報提供を行う。

イ 進出拠点の変更に係る情報提供

東海地震の発生により、応援部隊が、定められた進出拠点への到達が困難となった場合には、県災対本部（指令部）は、国の現地本部と協議し進出拠点を変更し、その結果を国の現地本部に対して、救助・救急関係省庁へ速やかに伝達するよう依頼する。

ウ 活動拠点へ誘導するための情報提供

県方面本部は、被害状況や市町からの救助要請等の災害応急対策に関する各種情報を迅速・的確に把握し、活動拠点へ進出する応援部隊に対して、情報提供を行う。

(ア) 応援部隊への活動拠点の指示等

交通誘導班は、進出拠点に進出してきた応援部隊に対して、活動拠点を指示するとともに、必要に応じて、活動拠点への交通誘導を行う。

(イ) 応援部隊への情報提供

交通誘導班は、応援部隊に次の事項を情報提供する。

- ・ 被害状況
- ・ 県災対本部・県方面本部への連絡方法、連絡先一覧
- ・ 割り当てた活動拠点
- ・ 県又は該当市町からの応援要請事項
- ・ 応援要請に係る活動拠点周辺の地図
- ・ 活動拠点までの緊急輸送ルート図
- ・ その他必要な事項

エ 応援部隊用地図等の配布

県方面本部及び市町災対本部は、必要に応じて、活動地域に関する地図等を、応援部隊に配付する。

地図等に盛り込むべき内容は、次のとおり。

- ・ 応援部隊の活動区域
- ・ 災害拠点病院、救護病院等の位置
- ・ 臨時ヘリポートの位置
- ・ その他応援部隊が求める事項

(4) 緊急輸送活動

東海地震の発生により緊急輸送ルートとして定められた道路が寸断された場合等に

おいては、県災対本部（指令部・建設部）及び県方面本部（指令班・土木班）は、被害状況を確認し、速やかに代替する緊急輸送ルートを定める。

(5) 航空管制等

国要領に記載された航空管制等については、当面、県が定める「静岡県空域における航空機の安全運航確保マニュアル」により実施する。

(6) 活動拠点の確保及び開設準備・活動状況の報告

ア 活動拠点の確保

(ア) 活動拠点の選定

県方面本部は、市町本部と連携し、活動区域における応援部隊の宿泊施設や活動車両の駐車スペースを考慮して、活動拠点を選定する。

(イ) 活動拠点の開設

活動拠点の開設は、応援部隊が行う。

市町本部は、活動拠点の施設管理者に対して、応援部隊が活動拠点を開設するための施設の開設、施設内における立ち入り禁止区域の設定等を依頼する。

イ 開設準備の報告

東海地震注意情報が発表された場合又は突発的に東海地震が発生した場合等には、活動拠点の使用の可否について、報告書（静岡県総合防災情報支援システム(ASSIST-II)（以下、「アシストII」という。）の様式31（要領・様式1-13））により、市町本部は、県方面本部（指令班）に報告する。

県方面本部は、管内の活動拠点の使用の可否の状況を集約し、報告書（アシストIIの様式31（要領・様式1-13））により、県本部（指令部）に報告する。

ウ 応援部隊の活動状況の報告

市町災対本部は、応援部隊からの報告を受け、報告書（アシストIIの様式34（要領・様式1-14））により、応援部隊の活動状況を、県方面本部（指令班）に報告する。

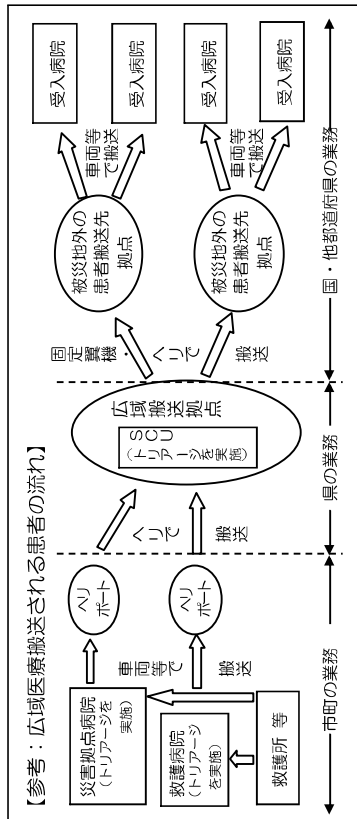
県方面本部は、応援部隊の活動状況を集約し、報告書（アシストIIの様式34（要領・様式1-14））により、県災対本部（指令部）に報告する。

II 医療活動に係る計画

1 要旨

東海地震発生時には、県内の医療救護能力を超える負傷者の発生や医療機関の被災による医療機能の低下により、県内の医療機関だけでは、重症患者の受入・治療に十分対応できない事態が想定されるが、重症患者の治療は緊急を要し、発災直後から実施することが必要である。

このため、県は、県内での対応が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送（以下、「広域医療搬送活動」という。）するとともに、被災地外からの救護班受入による治療を実施する。



2 広域医療搬送活動

(1) 広域医療搬送活動の概要

県災対本部等は、東海地震発生時、以下の手順により、広域医療搬送活動を実施する。

ア 災害拠点病院又は救護病院は、別に定める広域医療搬送のためのトリアージの基準に該当する者（以下、「広域医療搬送対象患者」という。）に対して、広域医療搬送のためのトリアージを実施する。

イ 災害拠点病院又は市町災対本部は、災害拠点病院又は救護病院から患者県内搬送用ヘリポートまで、救急車等により、広域医療搬送対象患者を搬送する。ただし、状況によっては、患者県内搬送用ヘリポートに搬送せず、広域搬送拠点に搬送することができる。

ウ 県災対本部（厚生部）は、患者県内搬送用ヘリポートから広域搬送拠点まで、民間・緊急消防援助隊・自衛隊等のヘリコプターにより、広域医療搬送対象患者を搬送（原則として、1ヘリコプターで1患者搬送）する。

ただし、状況によっては、広域搬送拠点に搬送せず、被災地外の患者搬送先拠点又は受入先の災害拠点病院等の医療機関に搬送することができる。

エ 県災対本部（厚生部）及び県方面本部（健康福祉班）は、広域搬送拠点に設置する仮設救護所（スタンディングケアユニット：以下、「SCU」という。）で、広域医療搬送対象患者の容態安定化措置及び再トリアージを実施する。

オ 自衛隊は、広域搬送拠点から被災地外の患者搬送先拠点まで、航空機により、広域医療搬送対象患者を搬送（1機で複数患者搬送）する。

カ 被災地外の他都道府県は、被災地外の患者搬送先拠点から受入先の災害拠点病院等の医療機関まで、救急車等により、広域医療搬送対象患者を搬送する。

(2) 県、市町及び医療機関の活動概要

ア 東海地震注意情報発表時

(ア) 県

a 県（危機管理局・厚生部・地域危機管理局・健康福祉センター）は、情報収集・伝達体制を確保する。

b 県（危機管理局・厚生部・地域危機管理局・健康福祉センター）は、広域搬送拠点の上の準備（指令部対策グループ現地航空係及び県方面本部健康福祉班広域搬送拠点係の要員の参集並びに通信機器及び備品等の設置）を行う。

c 県（危機管理局・厚生部）は、国に対して、広域的な応援の準備を要請する。

d 県（危機管理局・厚生部）は、国及び他都道府県に対して、広域医療搬送活動に従事する医師等（以下「医療チーム」という。）として、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣の準備を要請する。

e 県（厚生部）は、特定非営利活動法人日本災害医療支援機構（以下、「JVMAT」という。）に対して、医療チームの派遣の準備を要請する。

f 県（厚生部）は、「災害時の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定」に基づき、指定航空会社に対して、患者県内搬送用ヘリコプターの派遣の準備を要請する。

(イ) 市町

市町は、患者県内搬送用ヘリポート及び同ヘリポートまでの患者搬送用車両の準備を行う。

(ウ) 医療機関

a 医療機関は、院内の安全確保を実施するとともに、発災後の医療救護活動の準備を行う。

b 施設内に患者県内搬送用ヘリポートのある災害拠点病院は、市町と連携し、同ヘリポートの準備を行う。

c 災害拠点病院及び救護病院は、広域災害・救急医療情報システム（以下、「EMIS」という。）の救護施設開設状況登録にデータ入力を行う。

イ 警戒宣言発令時

(ア) 県

- a 県警戒本部（指令部・厚生部）及び県方面本部（指令班・健康福祉班）は、情報収集を継続する。
- b 県警戒本部（指令部・厚生部）は、国の現地警戒本部、JVMA T及び指定航空会社の準備状況を確認するとともに、必要な調整を行う。

(イ) 医療機関

災害拠点病院及び救護病院は、EMISのデータを更新する。

ウ 東海地震発生時

(ア) 県

- a 県災対本部（指令部・厚生部）は、広域医療搬送実施のための行動の開始を、国の現地本部、JVMA T及び指定航空会社に対して要請し、県方面本部（健康福祉班）、市町災対本部及び災害拠点病院に対して指示する。
- b 県災対本部（指令部・厚生部）は、国及び他都道府県に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。
- c 県災対本部（指令部・厚生部）及び県方面本部（健康福祉班広域搬送拠点係）は、医療チームをSCUに受け入れる。
- d 県方面本部（健康福祉班広域搬送拠点係）は、SCUにおいてトリアージの準備を行う。

- e 県災対本部（指令部）は、必要と認める場合、国の現地本部に対して、広域医療搬送の継続を要請する。
- f 県災対本部（指令部・厚生部）は、国の現地本部に対して、患者の治療に対応する医師を中心とする救護班の派遣を要請する。

なお、救護班をできる限り早期に受け入れるため、自衛隊の航空機等により県内の広域搬送拠点まで搬送するよう、併せて要請する。

(イ) 市町

市町災対本部は、救護病院へ広域搬送のための行動開始を指示するとともに、患者県内搬送用ヘリポート及び同ヘリポートまでの患者搬送用車両を確保する。

(ウ) 医療機関

- a 医療機関は、院内の被害状況を確認し、受入可能患者数等を把握するとともに、通信手段を確保する。
- b 施設内に患者県内搬送用ヘリポートのある災害拠点病院は、市町と連携し、同ヘリポートを確保する。
- c 災害拠点病院及び救護病院は、EMISのデータを更新する。
- d 災害拠点病院及び救護病院は、トリアージの準備を行う。

工

突発的に東海地震が発生した場合等上記ア、イ及びウの中で、必要な事項を実施する。
なお、国の現地本部が設置されるまでの間は、医療関係機関及び内閣府等に対して、必要な報告や要請を行うものとする。

(3) 広域医療搬送活動の実施

ア 広域医療搬送活動実施の連絡

(ア) 県

県災対本部（指令部・厚生部）は、国の現地本部から広域医療搬送活動実施の連絡を受け次第、その旨を、県方面本部（健康福祉班）、市町災対本部及び災害拠点病院に連絡する。

(イ) 市町

市町災対本部は、県災対本部（指令部・厚生部）から広域医療搬送活動実施の連絡を受け次第、その旨を、救護病院に連絡する。

イ 広域医療搬送活動の実施

(ア) 県

- a 県災対本部（厚生部）及び県方面本部（健康福祉班）は、ヘリコプターの運航先を指定する。
- b 県災対本部（指令部対策グループ現地航空係）は、静岡空港及び航空自衛隊浜松基地において、また、東部方面本部（健康福祉班広域搬送拠点係）は、愛鷹広域公園において、患者県内搬送用ヘリコプターに対して、運航先のヘリポートの情報を提供する。

なお、被災状況等により、静岡空港等が使用できない場合には、航空自衛隊静岡基地において、その業務を行うものとする。

- c 県災対本部（指令部）は、自衛隊に対して、愛鷹広域公園における局地情報提供を要請する。

- d 県方面本部（健康福祉班広域搬送拠点係）は、SCUを運営する。

(イ) 市町

市町災対本部は、患者県内搬送用ヘリポートを運営するとともに、同ヘリポートまで患者搬送用車両を運行する。

(ウ) 医療機関

- a 施設内に患者県内搬送用ヘリポートのある災害拠点病院は、市町と連携し、同ヘリポートを運営する。
- b 災害拠点病院及び救護病院は、トリアージを実施する。

(工) 県方面本部管内別広域搬送拠点並びに患者県内搬送用ヘリコプターの運航先指定者等

区分	左の広域搬送拠点	ヘリコプターの運航先指定者	運航情報提供の実施者	局地情報提供の実施者
管内 賀茂・東方面本部	愛鷹広域公園(沼津市)	県本部厚生部健康方面本部健康福祉班	東方面本部健康福祉班 東方面本部健康福祉班 東方面本部健康福祉班 東方面本部健康福祉班	東方面本部健康福祉班 東方面本部健康福祉班 東方面本部健康福祉班 東方面本部健康福祉班
中部 方面本部	静岡空港(牧之原市・島田市)	県本部厚生部健康方面本部健康福祉班	県本部厚生部健康方面本部健康福祉班	県本部厚生部健康方面本部健康福祉班
西部 方面本部	航空自衛隊静浜基地(浜松市)	県本部厚生部健康方面本部健康福祉班	県本部厚生部健康方面本部健康福祉班	県本部厚生部健康方面本部健康福祉班

注1 運航情報提供とは、運航先を指定された患者県内搬送用ヘリコプターに対して、運航先のヘリポートの情報を提供することをいう。
 注2 航空自衛隊静浜基地については、被災状況等により、静岡空港等が使用できない場合の代替施設とする。

(4) 広域搬送拠点の運営

ア 医療チームの受入
 県方面本部(健康福祉班広域搬送拠点係)は、国等の要請を受け派遣された災害派遣医療チーム(DMAT)等を受け入れる。
 なお、広域医療搬送体制を速やかに立ち上げるため、JVMA T等から派遣される医療チームを、併せて受け入れる。

(国等から派遣される医療チームの人数)

区分	医師(人)	看護師(人)	備考
業務内容			
SCUにおけるトリアージの実施	30	63	県内3カ所の合計
患者県内搬送用ヘリコプターへの同乗	48	48	ヘリ40機(1機当たり医師・看護師各1名) 賀茂・東方面本部における初期対応要員を含む。
合計	78	111	

イ SCUの要員配置

県方面本部(指令班)は、県方面本部(健康福祉班広域搬送拠点係)の要員を、県(厚生部)職員を中心に配置する。
 ただし、県災害対策本部(指令部)及び県方面本部(指令班)は、要員数の確保が困

難な場合、自衛隊及びSCUの近隣市町に対して、協力を要請する。

ウ 患者県内搬送用ヘリコプターの配備

(ア) 民間ヘリコプターの配備

県災害対策本部(厚生部)は、第3次地震被害想定に基づく広域医療搬送対象患者数の地域別割合に対応し、概ね次のとおり指定航空会社のヘリコプターを配備する。

(県方面本部管内別民間ヘリコプターの配備機数) (単位:機)

管内	区分	配 備 先	機 数		合 計
			災害拠点病院専属機	救護病院派遣機	
賀茂・東方面本部		6	7		13
中部		7	8		15
西部		6	6		12
合計		19	21		40

(イ) 民間ヘリコプターの運航
 県災害対策本部(厚生部)は、災害拠点病院に専属機を原則1機配備し、広域搬送拠点との間をピストン運航する。

その他のヘリコプターについては、配備先を特定せず、必要の都度、救護病院と広域搬送拠点との間を運行する。

(ウ) 民間ヘリコプターが不足する場合は、指定航空会社のヘリコプターのみでは対応が困難な場合は、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊又は自衛隊に対して、ヘリコプターによる患者搬送を要請する。

県災害対策本部(指令部)は、指定航空会社のヘリコプターのみでは対応が困難な場合は、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊又は自衛隊に対して、ヘリコプターによる患者搬送を要請する。
 なお、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊又は自衛隊のヘリコプターに医師等の同乗が必要な場合は、医療チーム又は県内の医師等の中から指名する。

エ 広域搬送拠点に搬送する患者数の調整

県災害対策本部(厚生部)は、県方面本部(健康福祉班広域搬送拠点係)と連絡を取り、広域搬送拠点に搬送する広域医療搬送対象患者数の調整を行う。

(5) 広域搬送拠点までの患者搬送

ア 災害拠点病院から広域搬送拠点までの搬送

(ア) 災害拠点病院用ヘリポートまでの搬送

災害拠点病院又は災害拠点病院の要請を受けた市町災害対策本部は、災害拠点病院からヘリポートまで、救急車等により、広域医療搬送対象患者を搬送する。

なお、初回の搬送は県災害対策本部(厚生部)の県内患者搬送ヘリコプター派遣連絡を受けて実施し、2回目以降の搬送は、ヘリポートにヘリコプターが到着した

ことを目視等により確認した上で実施する。

- (イ) ヘリポートから広域搬送拠点までの搬送
県災害対本部（厚生部）は、災害拠点病院に専属ヘリコプター（原則1機）を配備し、ヘリポートと広域搬送拠点の間で、広域医療搬送対象患者を搬送する。

イ 救護病院から広域搬送拠点までの搬送

- (ア) 救護病院が使用するヘリポートまでの搬送
救護病院の要請を受けた市町災害対本部は、県方面本部（健康福祉班）からの県内患者搬送ヘリコプター派遣通知を受け、救護病院から同ヘリポートまで、救急車等により、広域医療搬送対象患者を搬送する。

- (イ) ヘリポートから広域搬送拠点までの搬送
県災害対本部（厚生部）は、ヘリポートから広域搬送拠点まで、ヘリコプターにより、広域医療搬送対象患者を搬送する。

3 非被災都道府県からの救護班の受入

- (1) 救護班受入活動の概要
県災害対本部等は、東海地震発生時、以下の手順により、救護班受入活動を実施する。

ア 国は、他都道府県に対して、救護班の派遣を要請するとともに、本県への移動手段を確保できない救護班については、被災地外の患者搬送先拠点に参集するよう要請する。

イ 国は、被災地外の患者搬送先拠点に参集した救護班については、県内の広域搬送拠点まで、自衛隊の航空機等により、救護班を搬送するよう調整する。

ウ 県災害対本部（厚生部）及び市町災害対本部は、広域搬送拠点から災害拠点病院・救護病院等まで、患者県内搬送用ヘリコプターや車両等により、救護班を搬送する。

エ 県災害対本部（厚生部）は、他都道府県から派遣された救護班に対して、連絡窓口となる旨周知するとともに、県内の医療活動の状況を把握し、医療需要に応じた活動ができるよう調整する。

- (2) 全国知事会に対する応援要請
県災害対本部（指令部）は、国に対する応援要請によっても救護班が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、医師等の派遣を要請する。

(3) 県、市町及び医療機関の活動概要

ア 救護班の派遣

- (ア) 県災害対本部（厚生部）は、発災初期においては、第3次地震被害想定に基づく

広域医療搬送対象患者救急の地域別割合に応じて、県方面本部に救護班を派遣する。その後は、災害拠点病院及び県方面本部（健康福祉班）からの要請に基づき調整し、県方面本部に派遣する。

(イ) 県方面本部（健康福祉班）は、発災初期においては、別途定める救護班派遣計画（注）に基づき、管内の災害拠点病院・救護病院等に救護班を派遣する。

その後は、市町災害対本部からの要請により管内で調整するとともに、必要があれば、県災害対本部（厚生部）に派遣要請する。

(注) 救護班派遣計画

県健康福祉センターが、県方面本部管内の地理的状況・病院の立地場所等を考慮して、災害拠点病院・救護病院等への救護班の派遣順位、搬送経路、手段等を定めたもの。

イ 広域搬送拠点から災害拠点病院・救護病院等までの救護班の搬送

- (ア) 災害拠点病院までの搬送
・県災害対本部（厚生部）は、広域搬送拠点から災害拠点病院用ヘリポートまで、患者県内搬送用ヘリコプターにより、救護班を搬送する。

・災害拠点病院の要請を受けた市町災害対本部は、ヘリポートから災害拠点病院まで、車両等により、救護班を搬送する。

(イ) 救護病院等への搬送

・原則として、救護病院等の要請を受けた市町災害対本部は、広域搬送拠点から救護病院等まで、車両等により、救護班を搬送する。

・なお、市町災害対本部による搬送が困難な場合は、県災害対本部（指令部）及び県方面本部（指令班）が、搬送方法について検討する。

(ウ) 協定業者からの緊急物資の調達

a 供給の要請
県災対本部（産業部）は、県内の協定業者に対して、必要とする品目・数量及び搬送先を示し、緊急物資の供給を要請する。

b 配分計画の決定
県災対本部（産業部）は、県内の協定業者から調達できる数量等を基に、県方面本部、広域物資拠点及び市町ごとの配分計画を決定し、その結果を県方面本部（物資班）に連絡する。

県方面本部（物資班）は、管内市町への配分計画を基に、必要に応じて調整し、その結果を市町災対本部に対して、連絡する。

(工) 国に対する応援要請

a 国の応援計画に基づく国に対する応援要請
県災対本部（指令部）は、国の応援計画に基づいて、国の現地本部に対して、緊急物資の調達を要請する。

b 配分計画の決定
県災対本部（産業部）は、国による緊急物資の調達・搬送方法の決定を踏まえ、県方面本部、広域物資拠点及び市町ごとの配分計画を決定し、その結果を県方面本部（物資班）に連絡する。

県方面本部（物資班）は、管内市町への配分計画を基に、必要に応じて調整し、その結果を市町災対本部に対して、連絡する。

なお、県災対本部（指令部）は、必要に応じて、上記aで行った要請の内容を変更する。

(オ) 全国知事会に対する応援要請

県災対本部（指令部）は、国に対する応援要請によっても緊急物資が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、緊急物資の調達を要請する。

工 突発的に東海地震が発生した場合等

上記ア、イ及びウの実施事項の中で、必要な事項を実施する。
なお、国の現地本部が設置されるまでの間は、物資関係省庁及び内閣府等に対して、必要な報告や要請を行うものとする。

(3) 緊急物資の搬送

ア 県災対本部（産業部）は、県内の協定業者に緊急物資の供給を要請する場合は、県が指定する広域物資拠点まで搬送するよう併せて要請する。

なお、県災対本部（指令部）は、県内の協定業者により搬送できない場合は、静岡県トラック協会に対して、緊急物資の搬送を要請する。

イ 県災対本部（指令部）は、国の現地本部に対して、緊急物資の調達を要請する場合は、県が指定する広域物資拠点まで搬送するよう併せて要請する。

ウ 市町災対本部は、配分された緊急物資を広域物資拠点から当該市町緊急物資集積所等まで搬送する。

なお、被害状況により広域物資拠点と市町緊急物資集積所等との間の搬送が困難な場合には、市町災対本部は、県方面本部（指令班）に対して、搬送を要請することができ。

(4) 港湾を使用した緊急物資の搬送

ア 県災対本部（指令部・建設部）は、被害状況により陸路が寸断され、国からの搬送手段が陸路となる場合は、港湾施設の被害状況や荷役業者の確保等を勘案し、使用可能な港湾を選定し、国の現地本部に対して報告する。

イ 県災対本部（指令部）は、岸壁側に荷揚げ設備の準備ができない港湾の使用にあたっては、荷揚げ設備を備えた船舶等による搬送を、国に要請する。

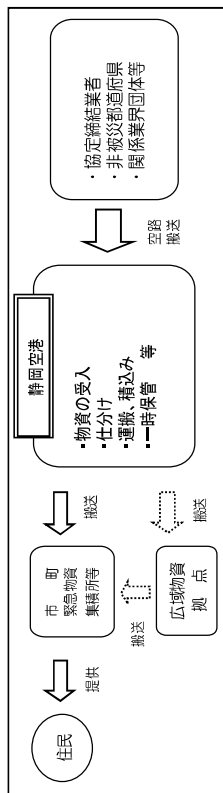
ウ 県災対本部（建設部）は、県方面本部（土木班）に対して、緊急物資の受入作業を指示する。

エ 県方面本部（土木班）は、緊急物資の受入のための荷揚げ及び一時保管作業等について、協定業者に依頼する。

オ 協定業者の確保が困難な場合は、県方面本部（指令班・土木班）は、荷役業者を確保する。

カ 県方面本部（指令班）は、広域物資拠点までの搬送を行う。

(5) 空港を使用した緊急物資の搬送



静岡空港を使用した緊急物資の搬送については、基本方針7（3）イ「臨時ヘリポートの使用の優先順位」を準用し、以下の手順により実施する

ア 県災対本部（産業部）は、広域物資拠点経由の緊急物資搬送ができない市町がある場合は、当該市町の配分計画と緊急物資集積所等を県災対本部（指令部）へ報告する。

イ 県災対本部（指令部・空港部）は、被害状況により陸路が寸断され、国からの搬送手段が空路になる場合は、空港施設の被害状況やハンドリング会社※の確保の状況等について、国の現地本部に対して報告する。

ウ 県災対本部（指令部）は、緊急物資の受入のための航空機からの取り降ろし及び一時保管作業等について、協定に基づきハンドリング会社に依頼する。

エ ハンドリング会社の確保が困難な場合は、県災対本部（指令部）は、航空機からの取り降ろし及び一時保管作業等を行う業者を確保する。

オ 県災対本部（指令部）は、一時保管場所での仕分け作業等の要員派遣を県方面本部（指令班）に要請する。

カ 県災対本部（指令部）は、ハンドリング会社等に対し、緊急物資の受入及び一時保管作業等について指示を行う。

キ 県災対本部（指令部）は、県災対本部（産業界部）から報告された配分計画に基づき、緊急物資を市町緊急物資集積所等まで搬送する。

ク 市町災対本部は、県災対本部（指令部）から要請された場合は、配分された緊急物資を静岡空港から当該市町緊急物資集積所等まで搬送する。

ケ 広域物資拠点へ搬送する場合は、県方面本部（指令班）が行う。

※ハンドリング会社…静岡空港において、航空機の誘導、航空貨物の積み降ろし等の航空機地上支援業務を行う会社

3 義援物資の取扱

地震発生直後は相当の混乱が予想されることから、原則として義援物資は受け入れないものとし、県災対本部（指令部広報班）は、その旨広報するとともに、国の現地本部や報道機関に対して、広報を依頼する。

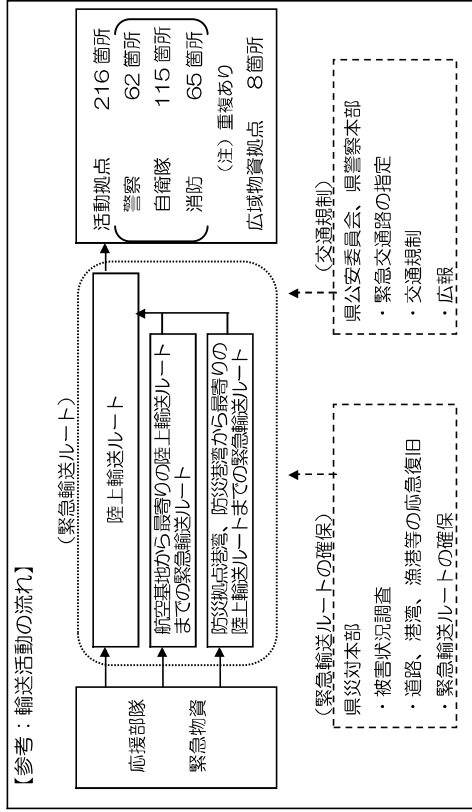
IV 輸送活動に係る計画

1 要旨

県は、活動拠点及び広域物資拠点（以下、「各拠点」という。）へ、応援部隊や緊急物資を円滑に輸送するための緊急輸送ルート及び緊急輸送活動を定める。

なお、被災地への進出経路については陸路を原則とするが、道路の被害状況等を勘案して、必要に応じて、船舶又は航空機を使用する。

【参考：輸送活動の流れ】



2 緊急輸送ルートの概要

(1) 陸上輸送ルート

ア 国が定めた応援部隊、緊急物資の緊急輸送ルートの路線名及び区間は、要領・表4-1のとおりとする。

この緊急輸送ルートのうち、東名高速道路最寄りインターチェンジ（以下、「IC」という。）から各拠点までの緊急輸送ルートは、要領・表1-9及び表4-2のとおりとする。

イ 東名高速道路緊急昇降路から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルートは、要領・表4-3のとおりとする。

ウ 県災対本部（指令部・建設部）及び県方面本部（指令班・土木班）は、崖崩れ等により一部の道路が寸断された場合は、第二東海自動車道、緊急河川敷道路等の道路も含め代替道路を選定し、緊急輸送ルート計画を変更する。

なお、代替道路として選定が可能な第二東海自動車道及び緊急河川敷道路の区間は、要領・表4-4のとおりである。

(2) 航空基地から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート

ア 航空基地から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルートは、要領・表4-5のとおりとする。

イ 県災対本部(指令部)は、国の現地本部に対して、航空機により輸送する場合は、防災拠点ヘリポート、静岡ヘリポート、静岡空港及び自衛隊基地(板妻駐屯地、静浜基地及び浜松基地)を使用するよう要請する。

なお、必要に応じて、市田防災ヘリポート、富士川滑空場及び三保飛行場を使用するよう要請する。

(3) 防災拠点港湾及び防災港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート

ア 熱海港、下田港、沼津港、田子の浦港、清水港及び御前崎港(以下、「防災拠点港湾」という。)から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルートは、要領・表4-6のとおりとする。

また、伊東港、松崎港、宇久須港、土肥港、浜名港、大井川港、網代漁港、稲取漁港、妻良漁港、田子漁港、戸田漁港、静岡漁港、用宗漁港、焼津漁港、地頭方漁港、福田漁港(以下、「防災港湾」という。)から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルートは、要領・表4-7のとおりとする。

イ 県災対本部(指令部)は、国の現地本部に対して、船舶により輸送する場合は、防災拠点港湾を使用するよう要請する。

なお、必要に応じて、防災港湾を使用するよう要請する。

3 県の活動概要

県は、緊急輸送活動が円滑に遂行できるよう、必要な交通規制及び広報等を実施するとともに、必要に応じて、緊急輸送ルートの応急復旧等を行う。

(1) 道路を使用する場合

ア 東海地震注意情報発表時

(ア) 県(建設部)は、緊急輸送ルートを確認するため、他の道路管理者等との調整、県管理道路における工事等による通行規制箇所把握や開放の判断等の準備を行う。

(イ) 県警本部は、警戒宣言発令時及び地震発生後の交通規制の準備を行う。

(ウ) 県は、報道機関等の協力を得て、道路交通情報について広報を行う。

(エ) 県及び県警本部は、緊急輸送ルートの通行可否を上空から確認できるよう、県及び県警本部所有のヘリコプター(以下、「県有ヘリコプター」という。)へのヘリコプターテレビ搭載及び発進準備を行う。

また、県は、救助・救急関係県庁に対して、緊急輸送ルートの通行可否を上空

ら偵察し、画像、映像等を含めた道路被害情報を速やかに提供するよう要請する。

イ 警戒宣言発令時

(ア) 県警本部(指令部)は、上記ア(ウ)の広報を継続する。

(イ) 県警本部は、県内における一般車両の通行を極力抑制する。

また、県内への流入は極力制限するとともに、強化地域外へ流出するための県外流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

(ウ) 県公安委員会は、県名高速道路について別に定めた「緊急交通路指定手順」に基づき、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を行う道路(以下、「緊急交通路」という。)の指定を行い交通規制を実施し、各ICにおいて緊急通行車両以外の流入を禁止する。

(エ) 県警本部は、交通規制に際しては警察庁、管区警察局、各都道府県警察本部、日本道路交通情報センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

ウ 東海地震発生時

(ア) 県災対本部(指令部)は、県有ヘリコプターにより緊急輸送ルートの被害状況を確認するとともに、救助・救急関係県庁から、緊急輸送ルートの被害情報の提供を受ける。

(イ) 県災対本部(指令部・建設部)及び県方面本部(指令班・土木班)は、緊急輸送ルートの被害状況を把握し、緊急輸送ルートの通行可否を確認する。

(ウ) 県方面本部(土木班)は、緊急輸送ルートを速やかに確保するため、県管理道路について、必要に応じて、建設業協会等に障害物の除去、応急復旧等を依頼する。

(エ) 県災対本部(指令部)は、報道機関等の協力を得て、道路の被害状況、復旧見込み等について広報を行う。

(オ) 県公安委員会及び県警本部は、以下のとおり交通規制を実施する。

a 「緊急交通路指定手順」に基づき、緊急輸送ルートのうち東名高速道路と国道1号を、必要に応じて、緊急交通路に指定する。

b 主要な県境道路は、県内への一般車両の流入を制限する。

c その他の道路は、状況に応じて、交通規制を実施する。

(カ) 県災対本部は、県警本部長を通じ、必要に応じて、県警備業協会に緊急交通路の確保のための警備業務を要請する。

(キ) 県警本部は、交通規制を実施した場合、上記イ(エ)の広報を行う。

エ 突発的に東海地震が発生した場合等

上記ア、イ及びウの実施事項の中で、必要な事項を実施する。

(2) 航空基地を使用する場合

航空基地を使用する場合の緊急輸送ルートに係る県の活動は、上記(1)に準じる。

(3) 港湾を使用する場合

ア 東海地震注意情報発表時

(ア) 県（建設部・産業部）は、東海地震発生後の港湾及び漁港機能の確保を図るための準備的措置を講ずる。

(イ) 県及び県警本部は、港湾及び漁港の使用可否を上空から確認できるよう、県有ヘリコプターへのヘリコプターテレシビの搭載及び発進準備を行う。

また、県は、救助・救急関係省庁に対して、港湾及び漁港の使用可否を上空から偵察し、画像、映像等を含めた港湾及び漁港の被害情報を速やかに提供するよう要請する。

イ 警戒宣言発令時

県方面本部（土木班・農林班）は、県有の港湾及び漁港の耐震岸壁等緊急輸送に必要な岸壁の一般使用を禁止するとともに、水門、陸間を閉鎖する。

ウ 東海地震発生時

(ア) 県炎対本部（指令部）は、県有ヘリコプターにより港湾及び漁港の被害状況を確認するとともに、救助・救急関係省庁から、港湾及び漁港の被害情報の提供を受ける。

(イ) 県炎対本部（指令部・建設部・産業部）及び県方面本部（指令班・土木班・農林班）は、港湾及び漁港施設の被害状況を把握し、使用可否を確認する。

(ウ) 県方面本部（土木班・農林班）は、港湾及び漁港機能を保つために、県管理港湾及び漁港について、必要に応じて、国等と連携し、建設業協会等に障害物の除去、応急復旧等を依頼する。

エ 突発的に東海地震が発生した場合等

上記ア、イ及びウの実施事項の中で、必要な事項を実施する。

〈広域受援計画活動要領〉

◎ 概要

- 1 本計画を実施するための指針となる国の具体的な活動については、広域受援計画活動要領（以下、「本要領」という。）に記載した。
- 2 現時点で国の方針が明確になっていない救助活動等に係る本県の受援活動については、本要領で定めている。
- 3 本要領は、本計画の前提となっている物資の需給見込、使用する要請・報告の諸様式、活動拠点、活動ルート等を定めている。
- 4 本要領は、実動訓練・図上訓練等を通じた検証や国、県、市町及び防災関係機関の体制の変更に応じて、定期的に見直しを行うものとする。

I 救助活動、消火活動等に係る要領

- 1 要旨
 - ・警察庁、防衛省、消防庁の応援部隊の救助活動、消火活動等の概要及び海上保安庁の支援活動の概要を、本要領に記載する。
 - ・本県及び市町が応援部隊を受け入れるため使用する要請・報告の諸様式については、本要領による。
- 2 警察庁の応援活動
 - (1) 応援活動の概要
 - ア 東海地震注意情報発表時
 - (ア) 県警察本部は警戒宣言発令時に行う交通規制の準備を行う。
 - (イ) 県警察本部は、警戒準備本部を設置し、必要な準備行動をとる。
 - イ 警戒宣言発令時
 - (ア) 県警察本部は、警戒準備本部により、定められた措置をとる。
 - (イ) 県警察本部は、県地域防災計画に記載された交通の確保活動計画及び本計画に基づき交通の確保を行う。
 - (ウ) 各都道府県の広域緊急援助隊等は、警察庁及び各管区警察局長の指揮を受け前進視点に向かう。なお、前進視点は表1-1のとおりとする。
 - ウ 東海地震発生時
 - (ア) 応援部隊の進出拠点及び活動拠点
応援部隊は、進出拠点に集結した後、活動拠点に向かう。
なお、進出拠点は表1-1及び表1-2、活動拠点は表1-3のとおりとする。
 - (2) 応援部隊の任務等
 - a 応援部隊の任務
応援部隊は、担当する被災区域に到着後、管轄の警察署長の指揮に基づき、次に掲げる任務を行う。
 - (a) 被害情報等の収集・伝達
 - (b) 救出救助活動、避難誘導及び行方不明者等の捜索
 - (c) 緊急交通路の確保及び自衛隊車両等の先導
 - (d) 被災地内における治安維持活動及び必要な災害準備活動
 - b 応援部隊の活動拠点の調整等
 - (a) 活動拠点の調整
各応援部隊の活動拠点は、国・県合同連絡調整会議等で調整する。
 - (b) 活動拠点への誘導
活動拠点への部隊誘導に関する調整は、県警察本部が行う。
 - c 受援連絡体制の確立
応援部隊の迅速かつ円滑な活動を確保するため、県警察本部は所要の連絡誘

導隊、受援隊を編成し、受援連絡体制を確立する。

- 工 突発的に東海地震が発生した場合等
上記ア、イ及びウの中で、必要な事項を実施する。
- (2) 緊急輸送ルート
応援部隊の進出経路は陸路とし、道路の被害状況により海路及び空路の使用を調整する。
- (3) 航空部隊の受入

ア ヘリポート

県警察本部所有のヘリコプターのヘリポートは、静岡県警察航空隊ヘリポート（航空自衛隊静浜基地内）とする。
ただし、ヘリコプターの活動、応援機の受入等において必要な場合には、県警察本部は、同ヘリポート以外にヘリポート等を臨時ヘリポートに指定することができる。
県消防本部及び市町消防本部は、県警察本部の要請により臨時ヘリポートを指定する場合、施設管理者と必要な調整を行う。

イ 応援都道府県警察との調整

県警察本部は、応援都道府県警察と次の事項について、調整する。

- (ア) 航空要員、航空機の配置
- (イ) 帯同装備品
- (ウ) 移動経路、時期
- (エ) 移動目的地
- (オ) 指揮権移転、通信

表 1-1 前進拠点及び進出拠点
(警戒宣言が寄せられた場合)

部隊の所在地	前進拠点	海山拠点	派遣都県
北海道	警察大学校(東京都府中市)	山中城址駐車場(静岡県三島市)	静岡県
		足柄 SA(静岡県小山町)	静岡県
	警察人学校(東京都府中市)	足柄 SA(静岡県小山町)	静岡県
		東藤島防災基地(神奈川県川崎市)	神奈川県
東京都	-	足柄 SA(静岡県小山町)	静岡県
		足柄 SA(静岡県小山町)	静岡県
関東	-	小瀬スポーツ公園(山梨県甲府市)	山梨県
		松木空港一帯(長野県松本市)	長野県
	警察大学校(東京都府中市)	-	静岡県
		-	静岡県
中部	中部管区警察学校(愛知県名古屋市)	山中城址一帯(静岡県三島市)	静岡県
		足柄 SA(静岡県小山町)	静岡県
	愛知県警察学校(愛知県名古屋市)	湖西運動公園(静岡県湖西市)	静岡県
		浜名湖 SA(静岡県浜松市)	静岡県
近畿	-	名城公園(愛知県名古屋市)	愛知県
		メッセヴィングみえ(三重県津市)	三重県
中国	愛知県警察学校(愛知県名古屋市)	湖西運動公園(静岡県湖西市)	静岡県
		浜名湖 SA(静岡県浜松市)	静岡県
四国	-	名城公園(愛知県名古屋市)	愛知県
		メッセヴィングみえ(三重県津市)	三重県
九州	-	湖西運動公園(静岡県湖西市)	静岡県
		浜名湖 SA(静岡県浜松市)	静岡県

(参考)

進出拠点	規模
足柄 SA (下の線側) 及び山中城址駐車場	約 8,500 人
浜名湖 SA (上の線側) 及び湖西運動公園	約 5,500 人

表 1-2 進出拠点
(東海地震が突発的に発生した場合)

部隊の所在地	進出拠点	派遣都県
北海道	山中城址駐車場(静岡県三島市)	静岡県
	足柄 SA(静岡県小山町)	静岡県
	足柄 SA(静岡県小山町)	静岡県
	東藤島防災基地(神奈川県川崎市)	神奈川県
東京都	足柄 SA(静岡県小山町)	静岡県
	小瀬スポーツ公園(山梨県甲府市)	山梨県
関東	松木空港一帯(長野県松本市)	長野県
	山中城址駐車場(静岡県三島市)	静岡県
中部	足柄 SA(静岡県小山町)	静岡県
	湖西運動公園(静岡県湖西市)	静岡県
近畿	浜名湖 SA(静岡県浜松市)	静岡県
	湖西運動公園(静岡県湖西市)	静岡県
	名城公園(愛知県名古屋市)	愛知県
	メッセヴィングみえ(三重県津市)	三重県
中国	湖西運動公園(静岡県湖西市)	静岡県
	名城公園(愛知県名古屋市)	愛知県
四国	浜名湖 SA(静岡県浜松市)	静岡県
	湖西運動公園(静岡県湖西市)	静岡県
九州	湖西運動公園(静岡県湖西市)	静岡県

表1-3 活動拠点（候補）

警察庁

番号	拠点名称	所在地	管理者	用途
2	吉佐美幼稚園	下田市	市	主に警察
4	旧浜崎幼稚園	下田市	市	主に警察
6	白浜幼稚園	下田市	市	主に警察
10	アストド会館	東伊豆町	町	警察、消防
20	姫の沢公園(少年自然の家)・駐車場	熱海市	市	警察、自衛隊、消防
28	東部運転免許センター	沼津市	県警	主に警察
39	新天城ドーム(ビックサン)	伊豆市	市	主に警察
40	中伊豆社会体育館	伊豆市	市	主に警察
41	狩野小学校体育館	伊豆市	市	警察
45	財団法人修善寺体育館	伊豆市	市	主に警察
49	長岡体育館	伊豆の国市	市	主に警察
52	大仁体育館	伊豆の国市	市	主に警察
60	長泉町勤労者体育センター	長泉町	町	主に警察
61	小山町総合体育館	小山町	町	主に警察
64	静岡県富士山麓山の村	富士宮市	県	主に警察
67	富士宮市麓山の家	富士宮市	市	主に警察
69	富士市少年自然の家	富士市	市	主に警察
70	富士市丸火体育館	富士市	市	主に警察
94	富士市富士川地域福祉センター	富士市	市	主に警察
77	静岡県警察本部機動隊	静岡市	県警	主に警察
93	静岡市浦原体育館	静岡市	市	主に警察
103	島田中央体育館	島田市	市	主に警察
107	静岡県警察学校	藤枝市	県警	主に警察
108	藤枝総合運動公園陸上競技場	藤枝市	市	警察、自衛隊、消防
110	藤枝勤労者体育館	藤枝市	市	主に警察
112	蓮華池ホール	藤枝市	市	主に警察
117	牧之原市萩間公民館	牧之原市	市	主に警察
121	仁田体育館	牧之原市	市	主に警察
125	藤枝市岡部公民館	藤枝市	市	警察
126	大井川児童センター	焼津市	市	主に警察
128	吉田町総合体育館	吉田町	町	主に警察
129	吉田中央公民館	吉田町	町	主に警察
131	金谷体育センター	島田市	市	主に警察
136	町立本川根中学校	川根本町	町	警察、自衛隊
142	福田児童館	磐田市	市	主に警察
143	竜洋海洋センター体育館	磐田市	市	主に警察
156	総合体育館さんりーな	掛川市	市	主に警察
162	袋井市総合センター	袋井市	市	主に警察

番号	拠点名称	所在地	管理者	用途
166	浅羽体育センター	袋井市	市	警察、自衛隊
174	天童武道館	浜松市	市	主に警察
180	水窪総合体育館	浜松市	市	主に警察
182	浜松市農村環境改善センター	浜松市	市	主に警察
185	青少年の家	浜松市	市	主に警察
187	浜松市武道館	浜松市	市	主に警察
188	アイティイ浜松(市立勤労青少年ホーム)	浜松市	市	主に警察
191	西部運転免許センター	浜松市	県警	主に警察
193	浜松市中瀬南緑地会館	浜松市	市	主に警察
194	浜松市城北総合体育館・東駐車場	浜松市	市	警察、消防
195	浜松市立嘉阪中学校	浜松市	市	警察、自衛隊
196	浜松市立雄踏中学校	浜松市	市	主に警察
198	細江総合運動公園体育館	浜松市	市	警察、自衛隊、消防
203	三ヶ日B&G海洋センター	浜松市	市	主に警察
204	湖西市環境センター	湖西市	市	主に警察
205	湖西アメニティプラザ	湖西市	市	主に警察
208	新居町立図書館	新居町	町	主に警察
301	南伊豆町クリーンセンター	南伊豆町	町	警察、自衛隊
302	銀の湯会館	南伊豆町	町	警察、消防
303	道の駅 花の三聖苑	松崎町	町	警察、自衛隊
304	大輪荘	伊東市	市	主に警察
305	三島市民文化会館	三島市	市	主に警察
306	磐田市岩田公民館	磐田市	市	主に警察
307	菊川市役所北館	菊川市	市	主に警察

3 防衛省の応援活動

(1) 応援活動の概要

ア 東海地震注意情報発表時

- (ア) 防衛省は、運用局に防衛省災害対策室を設置し、強化地域外の応援部隊の出勤に向けた準備行動について、必要な指示及び調整を行う。
- (イ) 陸上自衛隊東部方面総監部、海上自衛隊横須賀地方総監部及び航空自衛隊航空総隊司令部は、それぞれ指揮・連絡体制を確立し、情報収集体制を強化するとともに、応援部隊の出勤に向けた準備行動を行う。
- (ウ) 陸上自衛隊東部方面総監部は、静岡県庁に前方指揮所を設置し、必要な準備行動をとる。

イ 警戒宣言発表時

- (ア) 防衛省は、大臣を長とする地震災害警戒本部を設置するとともに、強化地域外の部隊の前進拠点への事前派遣等について、必要な指示及び調整を行う。
- (イ) 陸上自衛隊東部方面総監部、海上自衛隊横須賀地方総監部及び航空自衛隊航空総隊司令部は、それぞれ指揮・連絡体制を確立し、情報収集体制を強化するとともに、それぞれ別の計画に基づき、応援部隊を前進拠点に事前派遣する等の措置をとる。

ウ 東海地震発生時

- (ア) 前進拠点及び進出拠点
 応援部隊は、国の応援計画により、前進拠点及び進出拠点から県内に進出する。
 なお、前進拠点及び進出拠点は表1-4及び表1-5のとおりとする。
 また、緊急輸送ルートは、本計画の輸送活動に係る計画により別に定める。
- (イ) 活動拠点及び指揮所
 - a 活動拠点
 陸上自衛隊の応援部隊は、静岡県境から交通誘導係の誘導等により、活動拠点に進出し、救助活動等を行う。
 なお、活動拠点（候補）は表1-6のとおりとする。
 - b 指揮所
 応援部隊は、指揮所を活動拠点内に開設するが、状況により、担任地域を管轄する県方面本部又は市町災害対策本部の近傍に開設する。

エ 突発的に東海地震が発生した場合等の対応

- 上記ア、イ及びウの中で、必要な事項を実施する。
- (2) 自衛隊の東海地震対策の概要
 東海地震対策計画に基づき、陸上自衛隊東部方面総監を長とする陸・海・空の3隊からなる統合任務部隊が編成される。

ア 派遣規模

(ア) 陸上自衛隊

東海地震対策計画に基づき、陸上自衛隊が編成され、東部方面隊隷下の第1師団、第12旅団及び富士教導団を基幹に、中央即応集団、北部方面隊、東北方面隊及び西部方面隊から、増援部隊を集中し、救援活動を行う。

(イ) 海上自衛隊

東海地震対策計画に基づき、海自東海部隊が編成され、横須賀地方隊及び自衛艦隊の一部をもって任務部隊を編成し、護衛艦約15隻、輸送艦等3～5隻、その他の艦船等16隻、その他固定翼機15機、回転翼機34～35機を被災地域に派遣し、救援活動を行う。

(ウ) 航空自衛隊

東海地震対策計画に基づき、空自東海部隊が編成され、航空総隊、航空支援集団及び航空教育集団の救難機、輸送機、偵察機等約70機及び浜松、静浜、御前崎の各基地・分屯地所在の隊員及び全国の基地からの増援の隊員により、救援活動を行う。

イ 東海地震注意情報発表時

(ア) 陸上自衛隊

非常勤務態勢に移行し、指揮所の開設、情報組織の展開、表①による県庁等への連絡班の派遣及び通信組織の編成等を実施する。

表① 連絡班を派遣する部隊名及び派遣先

部隊名	派遣先
東部方面総監部	県庁
第1戦車大隊	賀茂危機管理局
富士教導団	東部危機管理局
第1師団	中部危機管理局
第12旅団	西部危機管理局

(イ) 海上自衛隊

非常勤務態勢に移行し、情報収集並びに県及び防災関係機関との連絡体制を強化するとともに、県庁及び各地域危機管理局に連絡班を派遣する。

(ウ) 航空自衛隊

非常勤務態勢に移行し、指揮所の開設、情報組織の展開、表②による県庁及び中部、西部の各方面本部への連絡班の派遣、偵察機の待機及び航空機の避難準備等を実施する。

表② 連絡班を派遣する部隊名及び派遣先

部隊名	派遣先
航空総隊司令部	県庁
第1航空団司令部	県庁及び西部危機管理局
第11飛行教育団	県庁及び中部危機管理局

ウ 警戒宣言発表時

(ア) 陸上自衛隊

- a 県庁に方面現地調整所を開設するとともに、地震防災派遣及び発災後の災害派遣のための準備を実施する。
- b 「地震防災派遣命令」により、航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び

人員・物資の緊急輸送等の支援活動を実施する。

(イ) 海上自衛隊

- a 地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づき、艦艇、航空機等の災害派遣準備を行う。
- b 「地震防災派遣命令」により、伊豆半島地区及び伊豆諸島におけるヘリコプターによる情報収集活動及び人員物資の緊急輸送、東海地方沿岸部への艦艇の派遣・洋上待機を実施する。

(ウ) 航空自衛隊

- a 地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づき航空機等の待機強化、地上部隊の災害派遣の準備を実施するとともに、浜松基地等の練習機の域外基地への避難、救難機の周辺基地への集中を実施する。
- b 「地震防災派遣命令」により、航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプターによる情報収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析を実施する。
- c 県内空域を飛行する航空機に対し必要な情報を提供する等、航空機の安全運航確保等のための措置を表③により実施する。

表③ 基地等別の情報提供対象空域

基地等名	対象空域
入間基地（入間防空指令所）	県内全空域
浜松基地及び静浜基地	県西部及び中部空域

II 東海地震発生時から3日までの段階

(ア) 陸上自衛隊

- a 東海地震発生後、直ちに、航空機を主体とする情報収集活動を開始し被害状況を把握するとともに、所在の部隊をもって、表④により人命救助を第一義とする災害派遣を速やかに実施する。

表④ 東海地震発生後当初の部隊の担任地域

部隊名	担任地域
第1戦車大隊	賀茂方面本部管内
富士教導団	東部方面本部管内
第1師団	中部方面本部管内
第12旅団	西部方面本部管内

- b 被害状況の判明に伴い、増援される部隊の一部を、被害が激甚な地域に派遣する。

(イ) 海上自衛隊

- a 東海地震発生後、直ちに、艦艇、航空機による情報収集活動を開始し、被害状況を把握するとともに、被災地域各港湾に進出し、人命救助を第一義とする災害派遣を速やかに実施する。
- b 掃海艇等による港湾調査を行い、港湾使用の可否を判定するとともに、陸・空自衛隊等の応援部隊及び伊豆地区等の避難者等の海上輸送を実施する。被害状況の判明に伴い、逐次部隊を増強し、艦艇による被災住民に対する避難、流出油防除、水路啓開等の支援を実施する。

(ウ) 航空自衛隊

- a 東海地震発生後、直ちに、航空機を主体とする情報収集活動を開始し、被害状況を把握するとともに、基地所在の部隊及び救難機をもって、人命救助を第一義とする災害派遣を実施する。
- b 被害状況の判明に伴い、各航空方面隊等から増援される部隊を、被害が激甚な地域等に派遣するとともに、陸上自衛隊の増援部隊及び広域医療輸送活動による患者、医療チーム等の航空輸送を実施する。
- c 浜松基地及び静浜基地において、緊急消防援助隊のヘリコプター及び広域医療輸送関係者等の受入、活動支援を実施する。

オ 東海地震発生後、4日から7日までの段階

(ア) 陸上自衛隊

- 孤立者の救出、行方不明者の捜索・救出等の人命救助活動に並行し、被災住民に対する給食・給水、入浴等の民生支援活動を実施する。

(イ) 海上自衛隊

- 孤立者の救出、海上漂流者の捜索・救出等の人命救助活動に並行し、艦艇・航空機による被災住民の避難、人員・物資の輸送、水路啓開等の支援を実施する。

(ウ) 航空自衛隊

- 孤立者の救出、行方不明者の捜索・救出等の人命救助活動等に並行して、救援物資等の輸送活動を実施する。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣に係る要請書の様式は、様式1-1及び様式1-2のとおりとする。

表1-4 前進拠点及び進出拠点
(警戒宣言が発せられた場合)

部隊の所在地	規模(人)	前進拠点	進出拠点	派遣都県
北海道	3,500	朝霞駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
青森県	1,000	朝霞駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
岩手県	1,100	朝霞駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
宮城県	300	朝霞駐屯地(東京都練馬区)	—	山梨県
秋田県	1,300	朝霞駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
福島県	600	朝霞駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
山梨県	1,100	朝霞駐屯地(東京都練馬区)	—	山梨県
静岡県	700	朝霞駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
静岡県	500	朝霞駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
静岡県	800	—	松本駐屯地(長野県松本市)	静岡県
静岡県	600	—	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
千葉県	1,100	—	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
東京都	1,800	—	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
新潟県	500	相馬駐屯地(群馬県北群馬郡)	松本駐屯地(長野県松本市)	静岡県
静岡県	400	松本駐屯地(長野県松本市)	—	静岡県
静岡県	700	—	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
静岡県	200	—	岐阜分屯地(岐阜県各務原市)	岐阜県
静岡県	200	—	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
静岡県	800	—	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
大阪府	600	—	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
兵庫県	1,500	—	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
鳥取県	500	—	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
島根県	100	—	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
岡山県	400	—	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
広島県	500	—	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
山口県	400	—	久居駐屯地(三重県津市)	三重県
福岡県	500	—	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
長崎県	200	—	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
熊本県	1,600	小牧基地(愛知県小牧市)	—	愛知県
鹿児島県	700	小牧基地(愛知県小牧市)	—	愛知県
県	200	—	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
合計	24,200	—	—	—

表1-5 進出拠点
(東海地震が突発的に発生した場合)

部隊の所在地	規模(人)	進出拠点	派遣都県
北海道	3,500	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
青森県	1,000	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
岩手県	1,100	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
宮城県	300	朝霞駐屯地(東京都練馬区)	山梨県
秋田県	1,300	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
福島県	600	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
山梨県	1,100	朝霞駐屯地(東京都練馬区)	山梨県
静岡県	700	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
静岡県	500	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
静岡県	800	松本駐屯地(長野県松本市)	静岡県
静岡県	600	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
千葉県	1,100	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
東京都	1,800	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
新潟県	900	松本駐屯地(長野県松本市)	静岡県
静岡県	700	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
静岡県	200	岐阜分屯地(岐阜県各務原市)	岐阜県
静岡県	200	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
静岡県	800	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
大阪府	600	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
兵庫県	1,500	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
鳥取県	500	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
島根県	100	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
岡山県	400	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
広島県	500	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
山口県	400	久居駐屯地(三重県又居市)	三重県
福岡県	500	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
長崎県	200	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
熊本県	1,600	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
鹿児島県	900	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
合計	24,200	—	—

表1-6 活動拠点（候補）

番号	拠点名称	所在地	管理者	用途
5	須崎漁民会館	下田市	須崎区	主に自衛隊
9	東伊豆町立体育センター	東伊豆町	町	主に自衛隊
12	B & G 海洋センター体育館	河津町	町	主に自衛隊
15	中央公民館	南伊豆町	町	主に自衛隊
16	県立松崎高校	松崎町	県	主に自衛隊
17	健康増進センター	西伊豆町	町	主に自衛隊
19	黄金崎駐車場	西伊豆町	町	主に自衛隊
20	姫の沢公園(少年自然の家)・駐車場	熱海市	市	警察、自衛隊、消防
23	県立伊東高校	伊東市	市	主に自衛隊
27	富士通(株)沼津工場	沼津市	富士通㈱	主に自衛隊
29	戸田B & G 海洋センター	沼津市	市	主に自衛隊
31	南二日町広場	三島市	市	主に自衛隊
35	市民会館	御殿場市	市	主に自衛隊
36	裾野市営総合グラウンド	裾野市	市	自衛隊、消防
37	天城中学校	伊豆市	市	主に自衛隊
38	天城ふるさと広場	伊豆市	市	主に自衛隊
41	狩野小学校グラウンド	伊豆市	市	自衛隊
43	松原公園	伊豆市	市	自衛隊、消防
44	土肥中学校	伊豆市	市	主に自衛隊
46	修善寺グラウンド	伊豆市	市	主に自衛隊
47	中伊豆中学校	伊豆市	市	主に自衛隊
48	長岡中学校	伊豆の国市	市	主に自衛隊
50	韮山運動公園	伊豆の国市	市	主に自衛隊
51	大に中学校	伊豆の国市	市	主に自衛隊
53	大に小学校	伊豆の国市	市	主に自衛隊
57	柿田川公園	清水町	町	主に自衛隊
58	旧県立長泉高校	長泉町	町	主に自衛隊
63	小山町生涯学習センター 多目的広場	小山町	町	自衛隊
65	富士宮市民体育館	富士宮市	市	主に自衛隊
71	富士市総合運動公園	富士市	市	主に自衛隊
74	芝川町総合運動場	芝川町	町	主に自衛隊
75	城北浄化センターグラウンド	静岡市	市	主に自衛隊
76	広野海浜公園	静岡市	市	主に自衛隊
80	駿府公園	静岡市	市	主に自衛隊
83	浅畑スポーツ広場	静岡市	市	主に自衛隊
87	東海大学付属翔洋高校	静岡市	学校法人東海大学	主に自衛隊
88	中島浄化センター	静岡市	静岡市企業局	主に自衛隊
89	ポリテクセンター静岡	静岡市	ポリテクセンター静岡 静岡市	主に自衛隊
90	しずおか信用金庫総合グラウンド	静岡市	しずおか信用金庫	主に自衛隊
92	富士川緑地公園スポーツ広場	静岡市	市	自衛隊、消防
95	富士川河川敷スポーツ広場	富士市	市	主に自衛隊
98	静岡市由比体育館	静岡市	市	主に自衛隊
99	大井川緑地公園	島田市	市	自衛隊、消防
100	勤労者野外活動施設	島田市	市	主に自衛隊
104	島田市中央公園	島田市	市	主に自衛隊
106	焼津市総合グラウンド	焼津市	市	主に自衛隊

番号	拠点名称	所在地	管理者	用途
108	藤枝総合運動公園多目的広場	藤枝市	市	警察、自衛隊、消防
109	大井川河川敷グラウンド	藤枝市	国土交通省	主に自衛隊
113	航空自衛隊分屯基地 総合グラウンド	御前崎市	自衛隊	主に自衛隊
115	総合グラウンド	御前崎市	市	主に自衛隊
116	静岡C・C浜岡(グラウンド)	御前崎市	ゴルフ場	主に自衛隊
120	牧之原市相良総合グラウンド	牧之原市	市	主に自衛隊
122	榛原総合運動公園 くのんばる	牧之原市	市	自衛隊、消防
124	おかへく石の森公園	藤枝市	市	主に自衛隊
127	航空自衛隊静兵基地	焼津市	自衛隊	主に自衛隊
132	大井川緑地(右岸)	島田市	国土交通省	主に自衛隊
135	高瀬河川敷多目的広場	川根本町	町	主に自衛隊
136	町立本川根中学校	川根本町	町	警察、自衛隊
137	かぶと塚公園	磐田市	市	主に自衛隊
140	福田公園野球場	磐田市	市	主に自衛隊
144	竜洋海洋公園	磐田市	市	主に自衛隊
146	竜洋体育センター	磐田市	市	主に自衛隊
149	豊田天竜川グラウンド	磐田市	市	主に自衛隊
150	豊岡総合センター	磐田市	市	主に自衛隊
154	いこいの広場	掛川市	市	主に自衛隊
157	大浜体育館	掛川市	市	主に自衛隊
159	入東総合運動場多目的広場	掛川市	市	主に自衛隊
160	原野谷川親水公園	袋井市	市	主に自衛隊
164	斐野公園西側エリア(Bゾーン)	袋井市	市	主に自衛隊
166	浅羽体育センター	袋井市	市	警察、自衛隊
167	菊川市小笠体育館	菊川市	市	主に自衛隊
168	菊川運動公園	菊川市	市	主に自衛隊
171	中央体育館	森町	教育委員会	主に自衛隊
172	船明ダム運動広場	浜松市	市	自衛隊、消防
175	浜松市香野冨田スポーツ広場	浜松市	市	主に自衛隊
177	浜松市立龍山中学校グラウンド	浜松市	市	自衛隊、消防
178	佐久間ふれあい運動公園	浜松市	市	自衛隊、消防
179	水窪グラウンド	浜松市	市	自衛隊、消防
181	安間川公園自由広場	浜松市	市	主に自衛隊
186	航空自衛隊浜松基地	浜松市	自衛隊	主に自衛隊
192	県立浜北西高校	浜松市	県	主に自衛隊
195	浜松市立舞阪中学校	浜松市	市	警察、自衛隊
197	藤原総合公園	浜松市	市	主に自衛隊
198	細江総合運動公園体育館	浜松市	市	警察、自衛隊、消防
199	浜松市立引佐南部中学校	浜松市	市	主に自衛隊
200	県立引佐高校	浜松市	県	主に自衛隊
201	浜松市立引佐北部中学校	浜松市	市	主に自衛隊
202	三ヶ日運動場	浜松市	市	主に自衛隊
206	湖西運動公園	湖西市	市	自衛隊、消防
207	市民会館	湖西市	市	主に自衛隊
209	文化公園西側町有地	新居町	町	主に自衛隊

番号	拠点名称	所在地	管理者	使途
301	南伊豆町グリーンセンター	南伊豆町	町	自衛隊、警察
303	道の駅 花の三聖苑	松崎町	町	自衛隊、警察
401	敷根公園健康広場	下田市	市	自衛隊
402	吉佐美運動公園	下田市	市	主に自衛隊
403	須崎グリーンエリア芝生広場	下田市	市	主に自衛隊
404	町営総合グラウンド野球場	東伊豆町	町	主に自衛隊
405	クロスカントリーコース	東伊豆町	町	主に自衛隊
406	探石場跡地	東伊豆町	町	主に自衛隊
407	浜区豊満沢地先広場	河津町	町	主に自衛隊
408	青野川/ISるさと公園	南伊豆町	町	主に自衛隊
409	松崎町総合グラウンド	松崎町	町	主に自衛隊
410	黄金崎クリスタルパーク	西伊豆町	町	主に自衛隊
411	総合運動公園予定地	函南町	町	主に自衛隊
412	清水日本平総合運動公園駐車場	静岡市	市	主に自衛隊
413	日金谷中学校跡地	島田市	市	主に自衛隊
414	旧溝澤センターグラウンド	島田市	市	主に自衛隊
415	大井川清流緑地	吉田町	町	主に自衛隊
416	大井川河川敷広場	島田市	市	主に自衛隊
417	豊田ラブリバー公園	豊田市	市	主に自衛隊
418	小笠山総合運動公園	袋井市・掛川市	市	主に自衛隊
419	花川運動公園	浜松市	市	主に自衛隊
420	天竜川緑地公園(南)	浜松市	市	主に自衛隊
421	天竜川緑地公園(北)	浜松市	市	主に自衛隊
422	森町太田川緑水公園	森町	町	主に自衛隊

様式 1-1

静 災 第 号
年 月 日

陸上自衛隊東部方面總監 様

静岡県災害対策本部長
静岡県知事

災害派遣の要請について

下記の事由により、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき災害派遣を要請します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する理由

(1) 災害の状況

ア 地震等の概況

・発生日時	年 月 日 時 分
・県内最大震度	震度7 市町名:
・県内各地の震度	震度7 市町名: //6強 市町名: //6弱 市町名:

イ 被害概況

(2) 派遣を要請する理由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 希望する区域(市町名)
- (2) 主たる活動内容

4 その他参考となるべき事項

様式1-2

第 号
年 月 日

静岡県知事 様

〇〇市町災害対策本部長
()

災害派遣の要請の要求について

下記の事由により、災害対策基本法第68条の2の規定に基づく災害派遣要請を要
求します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する理由

(1) 災害の状況

ア 地震等の概況

・発生日時

・市内最大震度

震度

地域名:

年 月 日 時 分

イ 被害概況

(2) 派遣を要請する理由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域、活動内容

(1) 希望する区域(市町名)

(2) 主たる活動内容

4 その他参考となるべき事項

4 消防庁の応援活動

(1) 応援活動の概要

ア 東海地震注意情報発表時

(ア) 消防庁は、次の先遣隊を静岡県に派遣する。

・消防庁職員

・指揮支援部隊(東京消防庁等)

なお、指揮支援部隊等が使用するヘリコプターの臨時ヘリポートは表1-7のと
おりとする。

(イ) 消防庁は、表①の第一次出動準備の16府県隊に対して、出動準備を要請する。

表① 都道府県隊の出動準備

区 分	都道府県隊
第一次出動準備 (16府県)	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新 潟県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪 府、兵庫県、奈良県、和歌山県、〔東京都〕
第二次出動準備 (11県)	岩手県、宮城県、山形県、鳥取県、島根県、岡山県、広 島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

(ウ) 要請を受けた各都府県は、緊急消防援助隊(以下、「緊援隊」という。)として出
動可能隊数を把握し、消防庁長官に報告する。

(エ) 消防庁は、航空部隊については、各ブロックごとに残留機体を指定し、他の機体
については、出動準備を要請する。

イ 警戒宣言発令時

(ア) 消防庁は、上記ア(イ)に加えて、第二次出動準備の11県隊には陸路での出動
準備を、他の道県隊についても陸路又は海路等での出動準備を要請する。

(イ) 航空部隊については、上記ア(エ)に同じ。

(ウ) 消防庁は、北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、石川県
及び福井県の一部の部隊に対し、状況に応じて、表②の前進拠点に進出することを
指示する。

表② 前進拠点

番号	前 進 拠 点	所 在 地
1	消防大学校	東京都調布市深大寺東町4-35-3
2	自治大学校	東京都立川市緑町3591
3	救急振興財団救命研修所	東京都八王子市南大沢4-5
4	市町村職員中央研修所	千葉県千葉市美浜区浜田1-1
5	全国市町村国際文化研修所	滋賀県大津市唐崎2-13-1
6	滋賀県消防学校	滋賀県東近江市神郷町314

(工) 県警戒本部は、交通誘導班として表③の進出拠点に職員を派遣し緊援隊の進出に備える。

表③ 進出拠点

番号	進出拠点	所在地
1	足柄SA(下の線側)	静岡県駿東郡小山町桑木字南原 599
2	浜名湖SA(上の線側)	静岡県浜松市北区三ヶ日町佐米字崎山47-1

(才) 御殿場市・小山町広域行政組合消防本部、浜松市消防局は、交通誘導班として表③の最寄りの進出拠点に職員を派遣し、緊援隊の進出に備える。

ウ 東海地震発生時

(ア) 消防庁は、被害情報収集のため、東京消防庁及び大阪府消防局にヘリコプターの出動を指示する。

(イ) 消防庁は、必要に応じて、消防庁職員を静岡県庁へ派遣する。

(ウ) 消防庁は、東京消防庁に指揮支援部隊の出動を指示する。

(工) 消防庁は、被害情報、被災地内の消防力及び応援可能隊数を勘案して、静岡県への投入応援都道府県隊を決定し、表③の進出拠点に出動することを指示する。

エ 突発的に東海地震が発生した場合等の対応

上記ア、イ及びウの中で、必要な事項を実施する。

(2) 県消防応援活動調整本部(以下、「県調整本部」という。)及び県方面本部消防応援活動調整本部(以下、「方面調整本部」という。)の設置

緊援隊が出動したときは、知事は県調整本部及び方面調整本部を設置する。

ア 県調整本部の設置

(ア) 県調整本部は、県災対本部が置かれる場所に設置する。

(イ) 知事は、県調整本部を設置したときは、消防庁及び県内の代表消防機関並びに緊援隊の応援を受ける市町の長に連絡するとともに、代表消防機関の長は、速やかに県調整本部に職員を派遣する。

(ウ) 県調整本部は、本部長を知事、副本部長を県危機管理監及び指揮支援部隊長とし、その他の本部員は原則として次のとおりとする。

a 静岡県危機管理庁消防室長

b 代表消防機関の派遣職員

c 静岡県消防防災航空隊職員(航空部隊の応援を受ける場合に限る。)

(工) 県調整本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他の者を県調整本部の会議に出席させるものとし、その要請を行った場合は、消防庁に対し、その旨を連絡するものとする。

(才) 県調整本部は、消防庁及び緊援隊派遣都府県内に設置する物資供給等の後方支援の本部並びに方面調整本部と連携し、次の事項を行う。

a 応援部隊の部隊配備及び部隊移動に関すること。

b 緊援隊の活動の調整に関すること

c 各種情報の集約・整理に関すること

d 関係機関との連絡調整に関すること
e その他必要な事項に関すること

イ 方面調整本部の設置

(ア) 方面調整本部は、東部方面本部、中部方面本部及び西部方面本部が置かれる場所に設置する。

(イ) 賀茂方面本部管内に関する調整等は、東部方面調整本部が管理する。

(ウ) 県方面本部長は、方面調整本部を設置したときは、県調整本部及び管内消防本部並びに応援を受ける市町に連絡し、地区代表消防本部の長及び市町長は、速やかに方面調整本部に職員を派遣する。

(工) 方面調整本部の構成員は、原則として次のとおりとする。

a 方面本部指令班長(方面調整本部長)

b 指揮支援隊長(方面調整副本部長)

c 緊援隊の応援を受ける市町の派遣職員

d 地区代表消防本部の派遣職員(方面調整本部に、地区代表消防本部が職員を派遣できない場合は、県方面本部所在地消防本部が代行する。)

(才) 方面調整本部は、県調整本部等と連携し、次の事項を行う。

a 市町長又はその委任を受けた消防長(以下、「指揮者」という。)と連携した緊援隊の配備に関すること

b 緊援隊の活動の調整に関すること。

c 各種情報の集約・整理に関すること。

d 関係機関との連絡調整に関すること

e その他必要な事項に関すること

(3) 集結場所及び部隊配備、部隊移動

ア 集結場所の指定等

(ア) 県調整本部長は、緊援隊の集結場所について、消防庁長官に連絡するものとする。県調整本部長は、緊援隊が出動する時点で、集結する場所が決定していない場合は、進出拠点に派遣した交通誘導係を通じて集結場所を指示する。

(イ) 集結場所は、活動拠点のうち県内各地域を代表する大規模な拠点(以下、「一次集結場所」という。)及び活動拠点のうち各消防本部管内で緊援隊の集結に適した拠点(以下、「二次集結場所」という。)とする。

緊援隊は、進出拠点に到着した時点で、配備先が決定していない場合は、一次集結場所を利用する。配備先が決定している場合は、二次集結場所を利用する。

なお、一次集結場所は表1-8、二次集結場所は表1-9のとおりとする。

また、一次集結場所(陸上自衛隊騎門駐屯地を除く。)及び二次集結場所は、集結場所として利用した後は緊援隊の活動拠点(候補)として利用する。

(ウ) 指揮者は、集結場所の指定があったときは、速やかに集結場所に連絡員を派遣する。

(工) 部隊到着の報告

- a 集結場所に派遣された連絡員は、都道府県隊が到着したときは、所属する消防本部を通じ、方面調整本部に報告する。
- b 方面調整本部は、前項の報告を受けたときは、速やかに県調整本部に連絡する。

イ 部隊配備等

(ア) 部隊配備
消防庁長官は、県調整本部及び方面調整本部と調整の上、原則として都道府県隊を単位として部隊配備を行う。

- a 県調整本部での部隊配備の調整
県調整本部長は、緊援隊の配備先が複数の消防本部にわたる等広域な配備になる場合は、被災地における情報を把握の上、消防庁長官と県方面本部又は市町への部隊配備を調整する。
ただし、被害状況が明確でない場合は、第3次地震被害想定に基づき、調整する。
- b 方面調整本部での部隊配備の調整
方面調整本部長は、被災地における情報を把握の上、県調整本部を通じて消防庁長官と緊援隊の市町への部隊配備を、調整する。
- c 二次集結場所又は活動場所（以下、「前進場所」という。）での部隊配備指揮者は、緊援隊の配置状況等を考慮し、前進場所での部隊配備を決定する。

(イ) 部隊配備決定の連絡

- a 県調整本部長は、消防庁長官が方面調整本部又は市町への部隊配備を決定したときは、速やかに方面調整本部に連絡する。
- b 方面調整本部長は、消防庁長官が市町への部隊配備を決定したときは、速やかに指揮者に部隊配備の内容及び都道府県隊との連絡方法を連絡する。
- c 指揮者は、前進場所での部隊配備を決定したときは、速やかに方面調整本部に報告する。

(ウ) 都道府県隊の前進

方面調整本部長は、指揮者から前進場所の報告があったときは、該当する都道府県隊に次の事項を伝え、前進を求めらる。

- a 該当する都道府県隊長が所属する消防本部
- b 前進場所
- c 指揮者との連絡方法

ウ 部隊移動

(ア) 部隊移動の基本

部隊移動は、緊援隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を踏まえつつ、原則として新たな部隊の投入によりがたい、次に掲げる場合について行う。

- a 地理的要因により新たな投入には時間を有し、人命救助のためそのいとまがない場合
- b 市街地が連たんした複数市町が被災するなど市町境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合

c 緊援隊が不足し、新たな部隊投入が不可能な場合

(イ) 消防庁長官の指示による部隊移動

- a 消防庁長官は、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、部隊の移動を指示するときは、あらかじめ、部隊移動先、規模及び必要性を明示して、知事及びひきつらして緊援隊行動市町長に、部隊移動に関する意見を聴くものとする。
- b 意見を求められた緊援隊行動市町長は、知事を経由して、消防庁長官に部隊移動に関する意見を回答するものとし、知事は、緊援隊行動市町長の意見を付して、消防庁長官に部隊移動に関する意見を回答する。
- c 消防庁長官は、緊援隊行動市町長及び知事の意見を踏まえ、緊援隊の属する都道府県知事に対して、部隊移動の指示を行う。
- d 消防庁長官は、部隊移動の指示を行った場合は、その内容を県調整本部に情報提供し、県調整本部は、方面調整本部を経由して、その旨を緊援隊行動市町長に連絡する。

(ウ) 知事の指示による部隊移動

- a 知事は、消防組織法第44条の3の規定に基づき、部隊の移動を指示するときは、県調整本部に部隊移動に関する意見を聴くものとする。
- b 意見を求められた県調整本部は、方面調整本部と調整の上、緊援隊行動市町の意見を把握するよう努めるとともに、県内の消防応援の状況を総合的に勘案して、知事に部隊移動に関する意見を回答する。
- c 知事は、県調整本部の意見を踏まえ、部隊移動の指示を行う。
- d 部隊移動の指示は、県調整本部から、方面調整本部及び緊援隊行動市町を経由して、都道府県隊長に伝達する。
- e 知事は、部隊移動の指示を実施した場合は、速やかに、その旨を消防庁長官に通知する。
- f 知事から部隊移動の指示を受けた消防庁長官は、部隊移動の指示を受けた緊援隊が属する都道府県知事に対して、速やかにその旨を通知する。
- g 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておく。

(4) 緊援隊への情報提供

ア 指揮支援隊への連絡・指示

地区代表消防本部の長又は指揮者は、指揮支援隊に対して、次の事項を連絡又は指示する。

- (ア) 活動地域における救助活動、消火活動等の役割分担
- (イ) 現在の被害状況
- (ウ) 関係機関の対応状況
- (エ) その他必要な事項

イ 都道府県隊への連絡・指示

指揮者は、都道府県隊が前進場所に到着したときは、当該都道府県隊長から速やかに都道府県隊長名、人員、車両、資機材等の内容の報告を受けるとともに、次の事項を

連絡又は指示する。

- (ア) 被害の状況
- (イ) 活動中の消防隊の活動概要
- (ウ) 活動方針及び見通し
- (エ) 活動地域及び任務
- (オ) 使用無線系統
- (カ) 地水利の状況
- (キ) 指揮連絡担当者名
- (ク) 災害地に至る道路の状況
- (ケ) その他必要恐事項

ウ 緊援隊用地図等の整備

各消防本部は、必要に応じて、活動区域に関する地図等を、緊援隊に配布する。地図等に盛り込むべき主な内容は、次のとおり。

- (ア) 消火栓以外の消防水利、燃料等補給場所、避難地
- (イ) 緊援隊の活動区域
- (ウ) 災害拠点病院、救護病院等の位置
- (エ) ヘリコプターの臨時ヘリポートの位置
- (オ) その他緊援隊が求める事項

(5) 指揮体制等

ア 指揮本部の設置

- (ア) 被災地消防本部ごとに指揮本部を設置し、指揮者が指揮本部長の任に当たる。
- (イ) 指揮本部の構成員は、各消防本部が定める。
- (ウ) 指揮本部長は、被害情報の整理分析を行うとともに、部隊の配備を受けた緊援隊を指揮管理する。

イ 若狭支隊部隊長

指揮支援部隊長（東京消防庁等の派遣職員）は、県災対本部（指令部）において、県誌整本部長を補佐し、緊援隊の活動を調整する。

ウ 指揮支援隊長

指揮支援部隊長は、原則として表4のように指揮支援隊長を配置する。ただし、被害の状況により、これにより難しい場合は、代表消防機関の派遣職員が指揮支援部隊長と協議して変更することができる。

表(4) 指揮支援隊長の配置

方面本部	指揮支援隊長
東部方面本部	大阪市消防局の派遣職員
中部方面本部	東京消防庁の派遣職員
西部方面本部	神戸市消防局の派遣職員

エ 緊急消防援助隊指揮支援本部の設置

(ア) 指揮支援隊長は、緊援隊の部隊配備が決定した場合、方面調整本部又は被災地に緊急消防援助隊指揮支援本部（以下、「指揮支援本部」という。）を設置し、指揮支援本部長の任にあたる。

(イ) 指揮支援本部は次の業務を行うものとする。

- a 配備された都道府県隊の活動管理
- b 関係機関との連絡調整
- c その他必要事項

(ウ) 指揮支援本部は、「〇〇方面調整本部緊急消防援助隊指揮支援本部」（方面本部名を使用する場合）又は「〇〇市町担当緊急消防援助隊指揮支援本部」（受援市町名を使用する場合）と呼称する。

(6) 通信運用

緊援隊に係る通信連絡体制は、原則として次により行うものとする。

ア 消防庁、県調整本部等関係機関間の通信連絡

消防庁、県調整本部、方面調整本部、指揮支援本部及び関係機関間の通信連絡は、消防防災無線、県防災行政無線、地域衛星通信ネットワークその他の無線又は有線回線を使用する。

イ 通信に使用する周波数

指揮本部、県調整本部、方面調整本部、指揮支援本部及び都道府県隊相互間の通信は、全国共通波1（150、73MHz）を使用する。

ウ 指揮系統を複数に分離する場合に使用する周波数

指揮支援部隊長は、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、全国共通波2（148、75MHz）又は全国共通波3（154、15MHz）のいずれかから、使用チャンネルを指定する。

エ 県内共通波の使用

都道府県隊本部と同隊に属する中隊との通信及び同一中隊内相互の通信は、県内共通波を使用する。

(7) 航空部隊の受入体制等

ア 航空部隊の集結場所

航空部隊の集結場所は、次のとおりとする。ただし、被害の状況に応じて、県災対本部の判断により、他の集結場所を指定できる。
・航空自衛隊浜松基地内
・航空自衛隊静浜基地内

・静岡空港内

- イ 航空部隊の配備
 - 航空部隊は、消防庁長官が機体特性等を考慮し、県調整本部と調整の上、配備する。
 - (ア) 航空部隊の活動
 - a 情報収集活動
 - b 地上部隊と連携した消火活動
 - c 災害現場における人命救助及び傷病者の搬送
 - d 救助資機材等の搬送
 - e 上空からの避難誘導及び広報活動
 - f 災害拠点病院及び救護病院からの重症者の広域搬送拠点への搬送
 - g その他県消防防災航空隊長が必要と認める活動
 - (イ) 航空部隊に係る運用方法
 - 運用方法の詳細は、「県ヘリコプター受援マニュアル」による。
- ウ ヘリコプターの臨時ヘリポートの指定等
 - (ア) 臨時ヘリポートは、避難地以外の安全にヘリコプターが離着陸できる場所とし、表1-10のとおりとする。
 - ただし、消防職員等が一時的に安全を確保するための規制が行える場合は、この限りではない。
 - 各消防本部は、指定場所の変更があった場合は、速やかに県災対本部（航空運用班）へ報告する。
 - (イ) 臨時ヘリポートには、全国共通波の通信機器を持った、航空部隊に指示できる消防職員を配置するとともに、可能であれば照明設備等を設置する。
- (8) 緊援隊の応援要請及び部隊移動
 - ア 緊援隊の応援要請に係る様式は、様式1-3及び様式1-4のとおりとする。
 - イ 部隊移動に係る様式は、様式1-5から様式1-10のとおりとする。

表1-7 指揮支援部隊及び指揮支援隊が使用するヘリポート

1 指揮支援部隊		
指揮支援部隊	臨時ヘリポート	
東京消防庁等	静岡市駿府公園 (静岡市葵区駿府公園1-1)	
2 指揮支援隊		
地区代表消防本部	指揮支援隊	臨時ヘリポート
東部地区	沼津市消防本部	沼津市民運動場 (沼津市大岡字末広1298-1)
中部地区	藤枝市消防本部	藤枝市民グラウンド(サッカー場) (藤枝市駿河台1-6-1)
西部地区	浜松市消防局	今之浦市有地 (磐田市今之浦二丁目12)

表1-8 一次集結場所（活動拠点（候補））

番号	拠点名称	所在地	最寄りのIC	最寄りのICからの距離(km)	最寄りのICからの路線名	管轄消防本部
26	県立沼津城北高校 クラフント	沼津市岡一色 875	東名沼津IC	3	(主)沼津インター線(1次) →国246号(1次)	沼津市消防本部
81	陸上自衛隊静岡門駐 屯地	御殿場市駒門 5-1	東名裾野IC	4	(主)裾野インター線(1次) →国246号(1次)→市道	御殿場市・小山町 広域行政組合

番号	拠点名称	所在地	最寄りのIC	最寄りのICからの距離(km)	最寄りのICからの路線名	管轄消防本部
501	与一安原川河川敷 (左岸)	静岡市葵区与一6 丁目地先	東名静岡IC	10	(主)中島安原線(1次) →国1号(1次)→(主)井 川湖御幸線(1次)	管轄消防本部 静岡市消防防災局
85	静岡東消防学校	静岡市清水区合津 1-577-1	東名清水IC	8	国1号(1次)→国52号 (1次)	静岡市消防防災局

番号	拠点名称	所在地	最寄りのIC	最寄りのICからの距離(km)	最寄りのICからの路線名	管轄消防本部
506	浜松オートレース 場(中継車庫)	浜松市中区和合町 936-19	東名浜松西IC	4	(主)浜松環状線(1次) →東海湖東和合線	管轄消防本部 浜松市消防局
189	可美公園総合セン ター野球場	浜松市南区管轄助 920-2	東名浜松IC	13	(主)浜松環状線(1次) →国152号(2次) →国257号(2次)→市道	浜松市消防局

注) 路線名の1～3次は、緊急輸送路を示す。

表1-9 二次集結場所（活動拠点（候補））

番号	拠点名称	所在地	最寄りのIC	最寄りのICからの距離(km)	最寄りのICからの路線名	管轄消防本部
1	道の駅沼津下田みなと(バイパス 下田下田)	下田市外町1-1	東名沼津IC	72	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国136号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国136号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国136号(1次) →国135号(1次)→市道	下田地区消防組合 下田地区消防組合
3	川木緑公園駐車場	下田市後藤1237-1	東名沼津IC	75	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国136号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国136号(1次) →国135号(1次)→市道	下田地区消防組合
7	数原公園緑地広域駐車場	下田市数原757	東名沼津IC	74	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国136号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国136号(1次) →国135号(1次)→市道	下田地区消防組合
10	アスト会館	東伊豆町白田1652-1	東名沼津IC	76	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国136号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国136号(1次) →国135号(1次)→市道	東伊豆町消防本部
11	東伊豆町保健福祉センター	東伊豆町白田306	東名沼津IC	65	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国136号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国136号(1次) →国135号(1次)→市道	東伊豆町消防本部
13	パワァル公園	河津町峰1073	東名沼津IC	58	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国136号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国136号(1次) →国135号(1次)→市道	下田地区消防組合
14	東伊豆分署 成道館駐車場	東伊豆町加藤595-3	東名沼津IC	83	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国136号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国136号(1次) →国135号(1次)→市道	下田地区消防組合
18	大浜町郵便局	伊豆町仁科814	東名沼津IC	71	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国136号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国136号(1次) →国135号(1次)→市道	西伊豆町消防組合
20	道の駅(公園)少年自然の家・駐 留所	熱海市伊豆山字道の駅 1064	東名沼津IC	25	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国136号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国136号(1次) →国135号(1次)→市道	熱海市消防本部
21	熱海市消防署熱油出張所	熱市下多賀525-2	東名沼津IC	35	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国136号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国136号(1次) →国135号(1次)→市道	熱海市消防本部
22	熱海市消防署駐車庫	熱海市東町甲15-2	東名沼津IC	30	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国136号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国136号(1次) →国135号(1次)→市道	熱海市消防本部
24	伊東温泉観光駐車場	伊東市南1280-1	東名沼津IC	58	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国136号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国136号(1次) →国135号(1次)→市道	伊東市消防本部
26	県立沼津緑地クラフント	沼津市一色875	東名沼津IC	3	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次)→市道	沼津市消防本部
30	津田町公民館	三島市町田2	東名沼津IC	7	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次)→国1号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次)→国1号(1次) →国135号(1次)→市道	三島市消防本部
32	日本大学静岡経済学部文庫校 舎クラフント	三島市文庫校4	東名沼津IC	10	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次)→国1号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次)→国1号(1次) →国135号(1次)→市道	三島市消防本部
34	沼津消防署	沼津市東田中1-19-1	東名沼津IC	2	沼津インター線(1次)→市道 沼津インター線(1次)→市道	沼津市消防本部
36	沼津市総合クラフント	沼津市南880	東名沼津IC	3	沼津インター線(1次)→市道 沼津インター線(1次)→市道	沼津市消防本部
43	熱油公園	伊豆市上田2656-1	東名沼津IC	49	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次)→国1号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次)→国1号(1次) →国135号(1次)→市道	沼津市消防本部
54	狩野川東部浄化センター	沼津市南420-1	東名沼津IC	11	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次)→国1号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次)→国1号(1次) →国135号(1次)→市道	沼津市消防本部
56	沼津消防センター(バール ブロー)	清水町同田地203	東名沼津IC	8	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次)→国1号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次)→国1号(1次) →国135号(1次)→市道	長浜町消防本部
62	小山町生涯学習センター	長浜町下土井821-1	東名沼津IC	5	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次)→国1号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次)→国1号(1次) →国135号(1次)→市道	長浜町消防本部
66	外神前クラフント(静岡駐車庫)	静土市外神前114	東名沼津IC	9	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次)→国1号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次)→国1号(1次) →国135号(1次)→市道	静土市消防本部
68	富士川別荘(富士山牧場)	富士市北島島地先	東名沼津IC	10	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次)→国1号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次)→国1号(1次) →国135号(1次)→市道	富士市消防本部
72	飯沼建設技	富士市大洲3154	東名沼津IC	6	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次)→国1号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次)→国1号(1次) →国135号(1次)→市道	富士市消防本部
73	中央公園駐車場	富士市夢野町1822	東名沼津IC	4	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次)→国1号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次)→国1号(1次) →国135号(1次)→市道	富士市消防本部
81	静岡市緑地	静岡市駿河区小町2-9号	東名静岡IC	10	沼津インター線(1次)→市道 沼津インター線(1次)→市道	静岡市消防防災局
85	静岡海防学校	静岡市清水区谷津1-57	東名沼津IC	8	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次) →国135号(1次)→市道	静岡市消防防災局
81	静岡海防学校	静岡市清水区谷津1-57	東名沼津IC	8	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次) →国135号(1次)→市道	静岡市消防防災局
91	富士山緑地公園(ボート広場)	静岡市清水区蒲原1 15番地(公園内)	東名沼津IC	12	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次) →国135号(1次)→市道	静岡市消防防災局
99	大井川緑地公園	静岡市清水区大井川 1番地	東名沼津IC	9	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次) →国135号(1次)→市道	静岡市消防本部
108	静岡市消防防災センター	静岡市清水区谷津1-57	東名沼津IC	6	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次) →国135号(1次)→市道	静岡市消防防災局
108	緑地総合運動公園(サッカー場)	静岡市清水区100	東名沼津IC	10	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次) →国135号(1次)→市道	静岡市消防本部
122	緑地総合運動公園(くりんがら ん)	静岡市清水区979-3	東名沼津IC	9	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次) →国135号(1次)→市道	静岡市消防本部
123	山立公園中学校	静岡市駿河区南102	東名沼津IC	5	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次) →国135号(1次)→市道	静岡市消防本部
130	山立公園中学校及び多目的広場	静岡市駿河区2499-2	東名沼津IC	2	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次) →国135号(1次)→市道	静岡市消防本部
133	大井川緑地公園	静岡市清水区谷津1番地	東名沼津IC	11	沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次) →国135号(1次)→市道 沼津インター線(1次)→国1号(1次)→国246号(1次) →国135号(1次)→市道	静岡市消防本部

表1-10 ヘリコプターの臨時離着陸場・・・中部地区

番号	場所(グラウンド)	所在地		連絡電話番号	管轄消防本部
		市町	地番等		
1	(社)静岡航空協会 富士山陸空島	静岡市	清水区蒲原向原5206	055-966-1101	静岡市消防防務局
2	富士川河川敷スボーツ広場(静岡市)	静岡市	清水区黒根地先	054-385-4331	
3	清水区グラウンド	静岡市	清水区藤原町1210	054-363-5679	
4	桜ヶ丘公園	静岡市	清水区桜ヶ丘町2	054-354-2272	
5	日本平公園多目的広場	静岡市	清水区村松字大谷3880-1	054-354-2272	
6	清水公園多目的広場	静岡市	清水区山内1487-1	054-354-2111	
7	静岡新開公園多目的広場	静岡市	清水区谷津1-577-1	054-359-1190	
8	静岡市清水区運動場	静岡市	清水区蒲原2-1-1	054-354-2111	静岡市消防防務局
9	矢野スボーツ広場	静岡市	清水区六原守里196	054-354-2272	
10	静岡県立総合運動場	静岡市	葵区蒲原8-10	054-265-5500	
11	静岡県立総合運動場 屋上ヘリポート	静岡市	葵区北安楽4-772-5	054-247-6111	
12	静岡新聞社制作センター屋上ヘリポート	静岡市	駿河区岩倉3-1-1	054-284-8900	
13	静岡済生会総合病院 屋上ヘリポート	静岡市	駿河区小園1-1-1	054-285-6171	
14	静岡市消防防務局庁舎 屋上ヘリポート	静岡市	葵区馬手町6-2	054-255-9700	静岡市消防防務局
15	静岡市総合グラウンド	焼津市	浜島高950-1	054-628-5740	
16	東海大学小学校グラウンド	焼津市	石橋上65	054-628-4427	
17	大井中学校グラウンド	焼津市	大町3-25-1	054-628-3851	
18	焼津中学校グラウンド	焼津市	焼津2-10-28	054-628-7255	
19	小井中学校グラウンド	焼津市	東川14-7-1	057-628-3777	
20	黒石小学校グラウンド	焼津市	大住1246	054-629-4855	
21	大宮中学校グラウンド	焼津市	中郷1-1	054-624-4329	
22	藤枝市民グラウンド(サッカー場)	藤枝市	藤枝台1-6-1	054-643-3111	藤枝市消防本部
23	藤枝総合運動公園サッカー場	藤枝市	高100	054-643-3111	
24	大井川緑地公園(ヘリポートC)	島田市	横井地先	0547-37-5111	島田市消防本部
25	川根町家山6ヶ所あひ広場	島田市	川根町家山4152-1	0547-56-3111	
26	川根町町 町営グラウンド	川根町	下泉地先	0547-56-1111	
27	中部電力勝ヘリポート	吉田町	千原21-3	0547-59-3120	
28	小山崎駐車場	牧之原市	片岡2499	0547-33-1111	吉田町牧之原市広域施設組合
29	牧之原市市民総合運動公園めぐり広場	牧之原市	仁田739-3	0548-23-0001	
30	牧之原市市民総合運動公園	牧之原市	菅ヶ谷572	0548-53-2600	牧之原市消防防務局
31	御前崎市市民総合運動場	御前崎市	池新田444	0537-85-1111	御前崎市消防防務局
32	御前崎市市民総合運動場(野球場)	御前崎市	白旗1174	0537-85-1111	御前崎市消防防務局

表1-10 ヘリコプターの臨時離着陸場・・・西部地区

番号	場所(グラウンド)	所在地		連絡電話番号	管轄消防本部
		市町	地番等		
1	菊川運動公園芝生広場	菊川市	西方804	0537-35-2111	菊川市消防本部
2	大浜総合運動場多目的広場	掛川市	御安3300	0537-72-2211	
3	掛川市安藤寺運動公園多目的広場	掛川市	沢腰116	0537-21-1111	掛川市消防本部
4	掛川市下里多目的広場	掛川市	下里木2243-1	0537-21-1111	
5	掛川市いよいよ広場駐車場	掛川市	糺谷1686	0537-21-1111	
6	野野田公園	磐田市	瓜原野谷川石岸	0538-44-3165	磐田市消防本部
7	森町 太田川緑水公園	森町	森1105-2地先 太田川河川敷	0538-85-2111	
8	津羽二瀬多目的運動広場	磐田市	中1000	0538-58-3131	
9	磐田公園多目的広場	磐田市	磐田中島3756-43	0538-58-3131	
10	今之浦町有地	磐田市	今之浦2丁目12	0538-37-4804	
11	豊田公園多目的広場	豊田市	池田地先 天竜川河川敷	0538-36-3211	磐田市消防本部
12	豊田公園多目的広場	豊田市	駒場6866-5	0538-66-5580	
13	豊田公園多目的広場	豊田市	松之本高地先 天竜川河川敷	0539-36-3211	
14	豊田公園多目的広場	豊田市	大久保892-36	0538-38-4150	
15	豊田公園多目的広場	豊田市	北田部田4263-1	0538-475-0511	
16	三万原公園	浜松市	北区榎浜町821	053-457-2351	
17	三万原公園	浜松市	東区半田山1-20-1	053-435-2113	
18	浜松東高等学校グラウンド	浜松市	東区豊井新田1442	053-434-4401	
19	天竜川緑地(北)	浜松市	東区中野町	053-457-2351	
20	天竜川緑地(南)	浜松市	南区鶴見町	053-457-2351	
21	遠州灘海浜公園多目的広場(浜瀬7広場)	浜松市	南区白旗町2834-1	054-221-2455	
22	遠州灘海浜公園芝生公園	浜松市	南区中田長町3211-276	053-457-2111	
23	遠州灘海浜公園多目的広場	浜松市	南区江之島町1706	053-442-6775	
24	可美公園野球場	浜松市	南区瑞穂町920-2	053-457-1829	
25	東西部浜松センター 屋上	浜松市	中区音羽町328	053-453-7111	
26	和地山公園グラウンド	浜松市	中区和地山3-10-1	053-473-1829	
27	四ツ池公園第2陸上競技場(自田広場)	浜松市	中区上島6-19-1	053-473-1829	
28	四ツ池公園陸上競技場	浜松市	中区上島6-19-1	053-473-1829	
29	高丘公園	浜松市	中区高丘東1-4-1	053-457-2111	
30	浜松市フワフワパーク(野球場)	浜松市	西区御山寺町195	053-475-0511	
31	浜松東高等学校グラウンド	浜松市	西区大久保3600	053-592-3111	
32	星洲グラウンド	浜松市	西区星洲町宇布原9611-2	053-592-3111	
33	豊浜公園ソフトボール場	浜松市	西区舞阪町2659-3	053-592-2111	
34	乙女園スボーツ広場	浜松市	西区新原町3550	053-592-2111	
35	星洲総合公園	浜松市	西区星洲町宇布原9984-1	053-592-3111	
36	油断芝生公園	浜松市	西区舞阪町舞阪5005-1	053-592-2111	
37	村瀬海水浴場駐車場	浜松市	西区村瀬町地先	053-458-7261	
38	天竜川河川敷グラウンド(第2サッカー)	浜松市	浜北区永島地先	053-585-1220	
39	浜松市船場運動公園	浜松市	天竜区船場2660	053-922-0072	
40	香野畠田スボーツ広場	浜松市	天竜区香野町畠田850-1	053-983-0002	
41	浜松市水運グラウンド	浜松市	天竜区水運町奥家3682	053-982-0001	
42	麻立佐公園高松グラウンド	浜松市	天竜区佐久間町中部683-1	053-965-0065	
43	浜松市龍山総合グラウンド	浜松市	天竜区龍山戸倉239-3	053-969-0311	
44	網走町総合グラウンド	浜松市	北区網走町中川2736	053-523-3116	
45	網走町佐高小学校グラウンド	浜松市	北区引佐町吉野1456-1	053-542-0016	
46	新居町佐高小学校グラウンド	新居町	新居町3146	053-594-1111	浜西市・新居町広域施設組合
47	浜西市総合運動公園(陸上競技場)	浜西市	吉美830-1	053-576-4795	

緊急消防援助隊応援要請連絡

報
第
年
月
日

消防庁長官様

静岡県知事

緊急消防援助隊の応援要請について

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、次のとおり応援要請を行います。

災害発生日時	平成	年	月	日	時	分
災害発生場所						
災害の種類・状況						
人的・物的被害の状況						
応援要請日時	平成	年	月	日	時	分
必要応援部隊 (応援の必要がある部隊名に○をし、希望する部隊数を記入する)	消防部隊	消防	消防	消防	消防	消防
	救助部隊	救助	救助	救助	救助	救助
応援部隊の集結場所及び到達ルート 指揮体制及び無線運用体制	毒劇物等対処部隊	毒劇物	毒劇物	毒劇物	毒劇物	毒劇物
	特殊災害対処部隊	特殊	特殊	特殊	特殊	特殊
その他の情報 (必要機材、装備等)	災害対処部隊	災害	災害	災害	災害	災害
	航空部隊	航空	航空	航空	航空	航空
その他の応援	水上部隊	水上	水上	水上	水上	水上
	特指なし	特指	特指	特指	特指	特指
連絡責任者	静岡県	担当課	氏名	TEL	FAX	電話・FAX番号

緊急消防援助隊応援要請連絡

報
第
年
月
日

静岡県知事様

〇〇市町長

緊急消防援助隊の応援要請連絡について

次のとおり緊急消防援助隊の応援要請連絡を行います。

災害発生日時	平成	年	月	日	時	分
災害発生場所						
災害の種類・状況						
人的・物的被害の状況						
応援要請日時	平成	年	月	日	時	分
必要応援部隊 (応援の必要がある部隊名に○をし、希望する部隊数を記入する)	消防部隊	消防	消防	消防	消防	消防
	救助部隊	救助	救助	救助	救助	救助
応援部隊の集結場所及び到達ルート 指揮体制及び無線運用体制	毒劇物等対処部隊	毒劇物	毒劇物	毒劇物	毒劇物	毒劇物
	特殊災害対処部隊	特殊	特殊	特殊	特殊	特殊
その他の情報 (必要機材、装備等)	災害対処部隊	災害	災害	災害	災害	災害
	航空部隊	航空	航空	航空	航空	航空
その他の応援	水上部隊	水上	水上	水上	水上	水上
	特指なし	特指	特指	特指	特指	特指
連絡責任者	〇〇市町	担当課	氏名	TEL	FAX	電話・FAX番号

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

消防庁長官 殿

静岡県知事 ○ ○ ○ ○

緊急消防援助隊の部隊移動に係る意見 (回答)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求められた件について、次のとおり回答します。

了承します。

その他

[Empty box for response content]

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

緊急消防援助隊行動市町村長
(消防応援活動調整本部経由)

殿

消防庁長官

緊急消防援助隊の部隊移動の連絡

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示を行ったので、連絡します。

1 部隊移動先及び部隊の規模等

① 現在の出動先

都・道・府・県
市・区・町・村

② 部隊移動先

都・道・府・県
市・区・町・村

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊・消防本部 ()

② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊 (ヘリ)	
水上部隊	

③ 任務及び特記事項

3 部隊移動を求めた日時 平成 年 月 日 時 分

問合せ先 : 消防庁心急救急対策室 広域応援班

消防防災無線電話 (アクセスNo.) +7860~7862 電話 03-5253-7527

消防防災無線FAX (アクセスNo.) +7789 FAX 03-5253-7537

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

都道府県隊長
指揮支援隊長

静岡県知事 ○ ○ ○ ○

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

貴所属緊急消防援助隊について、消防組織法第44条の3第1項の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の部隊移動を指示します。

1 部隊移動先及び部隊の規模等

① 現在の出動先

都・道・府・県
市・区・町・村

② 部隊移動先

都・道・府・県
市・区・町・村

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊・消防本部 ()

② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊 (ハJ)	
水上部隊	

部隊種別	隊数
特殊 災害 部隊	
毒劇物等対応隊	
大規模広域物災対応隊	
密閉空間火災等対応隊	
水難救助隊	
遠距離大量送水隊	
消防活動二輪隊	
特殊 装備 部隊	
震災対応特殊車両隊	
その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

3 部隊移動を求めた日時

平成 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

消防庁長官 殿

静岡県知事 ○ ○ ○ ○

緊急消防援助隊の部隊移動の通知

貴所属緊急消防援助隊について、消防組織法第44条の3第1項の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の部隊移動を指示しましたので、消防組織法第44条の3第3項の規定に基づき通知します。

1 部隊移動先及び部隊の規模等

① 現在の出動先

都・道・府・県
市・区・町・村

② 部隊移動先

都・道・府・県
市・区・町・村

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊・消防本部 ()

② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊 (ハJ)	
水上部隊	

部隊種別	隊数
特殊 災害 部隊	
毒劇物等対応隊	
大規模広域物災対応隊	
密閉空間火災等対応隊	
水難救助隊	
遠距離大量送水隊	
消防活動二輪隊	
特殊 装備 部隊	
震災対応特殊車両隊	
その他の特殊な装備隊	

④ 任務及び特記事項

3 部隊移動を求めた日時

平成 年 月 日 時 分

5 海上保安庁の支援活動

(1) 海上保安庁の支援

海上保安庁は、県及び市町の災害応急対策が円滑に実施されるよう、県からの要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支援を来さない範囲において、次の災害応急対策等について支援を実施する。

- ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ウ その他県及び市町が行う災害応急対策の支援

(2) 支援活動における拠点等

海上保安庁への支援要請を行った場合における、巡視船艇・航空機が活動するための拠点等について、県と第三管区海上保安本部の間で別途協議する。

(3) 海上保安庁への支援要請

海上保安庁への支援要請に係る要請書の様式は、様式1-1-1及び様式1-1-2のとおりとする。

様式1-1-1

静 災 第 号
年 月 日

第三管区海上保安本部長 様

静岡県災害対策本部長
静岡県 知 事

支援要請について

下記の事由により支援を要請します。
記

1 災害の状況及び支援活動を要請する理由

(1) 災害の状況

ア 地震等の状況

・ 発生日時 年 月 日 時 分
・ 県内最大震度 震度7 市町名：
・ 県内各地の震度 震度7 市町名：
//6強 市町名：
//6弱 市町名：

イ 被害状況

(2) 支援活動を要請する理由

2 支援活動を必要とする期間

3 支援活動を必要とする区域、活動内容

- (1) 必要とする区域（市町名）
- (2) 主たる活動内容

4 その他参考となるべき事項

静岡県知事 様

第 年 月 日
第 号

〇〇市町災害対策本部長
()

支援要請の依頼について

下記の事由により支援要請を依頼します。
記

1 災害の状況及び支援活動を依頼する理由

(1) 災害の状況

ア 地震等の状況

・発生日時

・市町内最大震度

年 月 日 時 分

地域名:

イ 被害状況

(2) 支援活動を依頼する理由

2 支援活動を必要とする期間

3 支援活動を必要とする区域、活動内容

(1) 必要とする区域(市町名)

(2) 主たる活動内容

4 その他参考となるべき事項

様式1-13 自衛隊等支援受入状況

【処理欄】ASSIST-II入力:
GIS入力:

報告日時:平成 年 月 日 時 分

報告組織・担当者名:

県本部指令第部 (情報G.)
県本部指令第部 (対策G.)



1 防災ヘリポート等利用可能状況

防災ヘリポート名	所在地		利用可否	避難民等の支障	安全確保要員配置	規模 (大中小型)	備考
	緯度 (° O' O")	経度 (° O' O")					
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	済・未		
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	済・未		
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	済・未		
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	済・未		
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	済・未		
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	済・未		
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	済・未		
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	済・未		
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	済・未		
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	済・未		

2 離着陸適地確保状況 (緊急ヘリポート)

離着陸適地名	所在地		安全確保要員配置	面積 m×m	規模 (大中小型)	備考
	緯度 (° O' O")	経度 (° O' O")				
	° / ' "	° / ' "	済・未			
	° / ' "	° / ' "	済・未			
	° / ' "	° / ' "	済・未			
	° / ' "	° / ' "	済・未			
	° / ' "	° / ' "	済・未			
	° / ' "	° / ' "	済・未			
	° / ' "	° / ' "	済・未			
	° / ' "	° / ' "	済・未			
	° / ' "	° / ' "	済・未			
	° / ' "	° / ' "	済・未			

3 活動拠点 (集結地)

活動拠点名 (集結地名)	所在地		利用可否	避難民等の支障	電気利用	水道利用	備考
	緯度 (° O' O")	経度 (° O' O")					
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	可・否	可・否	

備考 (その他、補足する情報がある場合は、記入下さい。)

また、必要に応じて、嚢袋や毛布等を提供する。

3 非被災都道府県からの保健師の受入

(1) 保健師受入活動の概要

県災対本部等は、東海地震発生時、保健師をできるだけ早期に受け入れるため、陸路による移動が困難である発災初期においては、以下の手順により、保健師受入活動を実施する。

ア 県災対本部（指令部）は、国の現地本部に対して、必要数及び派遣先を明らかにし、非被災都道府県からの保健師の派遣調整を要請する。

イ 保健師の派遣が可能な非被災都道府県及び市町は、国の調整に基づいて、被災地外の患者搬送先拠点に、保健師を参集させる。

ウ 県災対本部（指令部）は、国の現地本部に対して、自衛隊の航空機等により県内の広域搬送拠点まで搬送するよう要請し、被災地外の患者搬送先拠点から県内の広域搬送拠点まで、自衛隊の航空機等により、参集した保健師を搬送する。

エ 県災対本部（厚生部）及び市町災対本部は、広域搬送拠点から災害拠点病院・避難所等まで、患者県内搬送用ヘリコプターや車両等により、保健師を搬送する。

(2) 県及び市町の活動概要

ア 保健師の派遣

(ア) 県災対本部（厚生部）は、被災状況に応じて、県方面本部に保健師を派遣する。
 (イ) 県方面本部（健康福祉班）は、市町災対本部からの要請により、保健師を派遣する。

イ 広域搬送拠点から避難所等までの保健師の搬送

(ア) 災害拠点病院用ヘリポートまでの搬送
 県災対本部（厚生部）は、広域搬送拠点から災害拠点病院用ヘリポートまで、患者県内搬送用ヘリコプター等により、保健師を搬送する。
 (イ) 避難所等までの搬送
 市町災対本部は、広域搬送拠点又は災害拠点病院用ヘリポートから避難所等まで、車両等により、保健師を搬送する。
 なお、市町災対本部による搬送が困難な場合は、県災対本部（指令部）及び県方面本部（指令班）が、搬送方法について検討する。

4 広域医療搬送活動に係る情報ルート等
 広域医療搬送活動に係る情報ルート等は、次のとおりとする。

項目	
広域医療搬送活動の県内情報ルート	図2-1
県内の災害拠点病院等の配置	図2-2
災害拠点病院	表2-1
救護病院	表2-2
SCU運営に必要な要員数	表2-3
SCU設置場所の所在地及び電話番号	表2-4
応援ヘリコプターの要請書兼決定通知書（災害拠点病院）	様式2-1
応援ヘリコプターの要請書兼決定通知書（救護病院）	様式2-2
全国知事会への応援要請書	様式2-3

〔災害拠点病院 <病院種別> ○：国立・県立病院 △：自治体病院 ▽：公的病院 □：民間病院 ☆：広域搬送拠点
 なお、これらの記号が白抜きの場合は病床数394～600、黒塗りの場合は病床数601以上

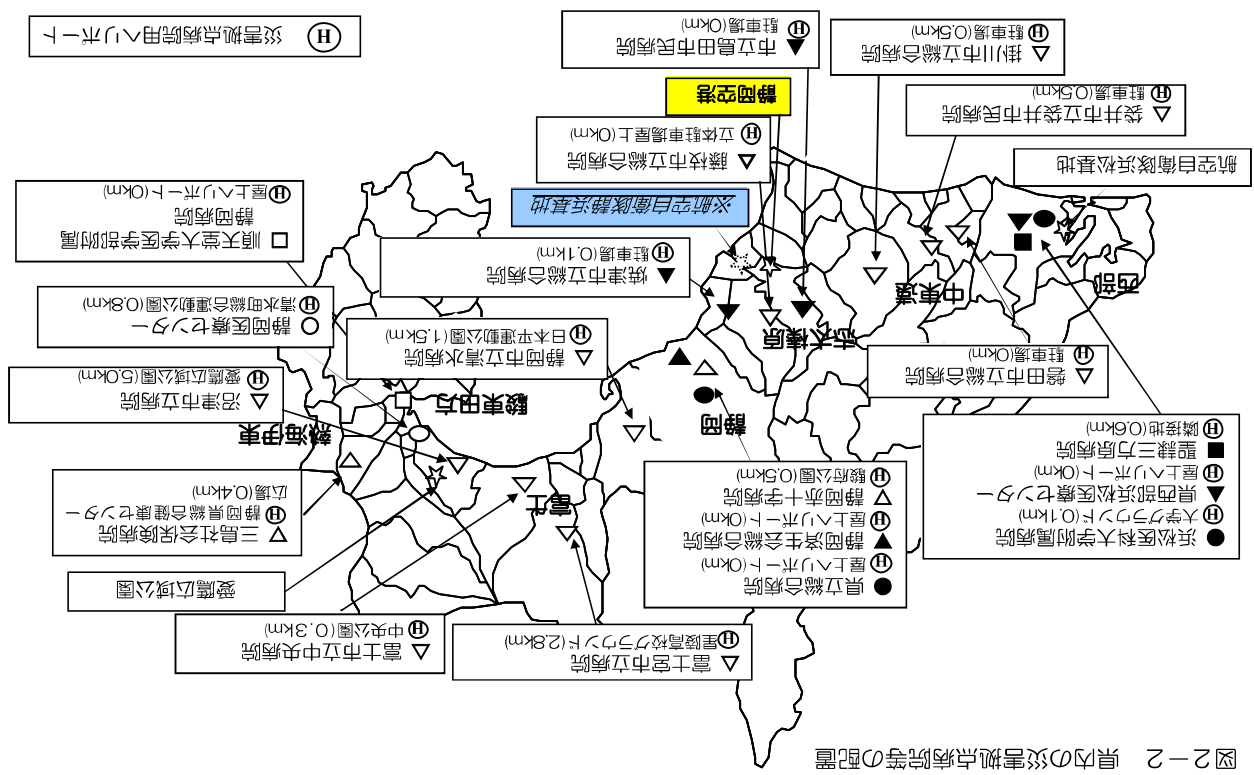


図2-2 県内の災害拠点病院等の配置

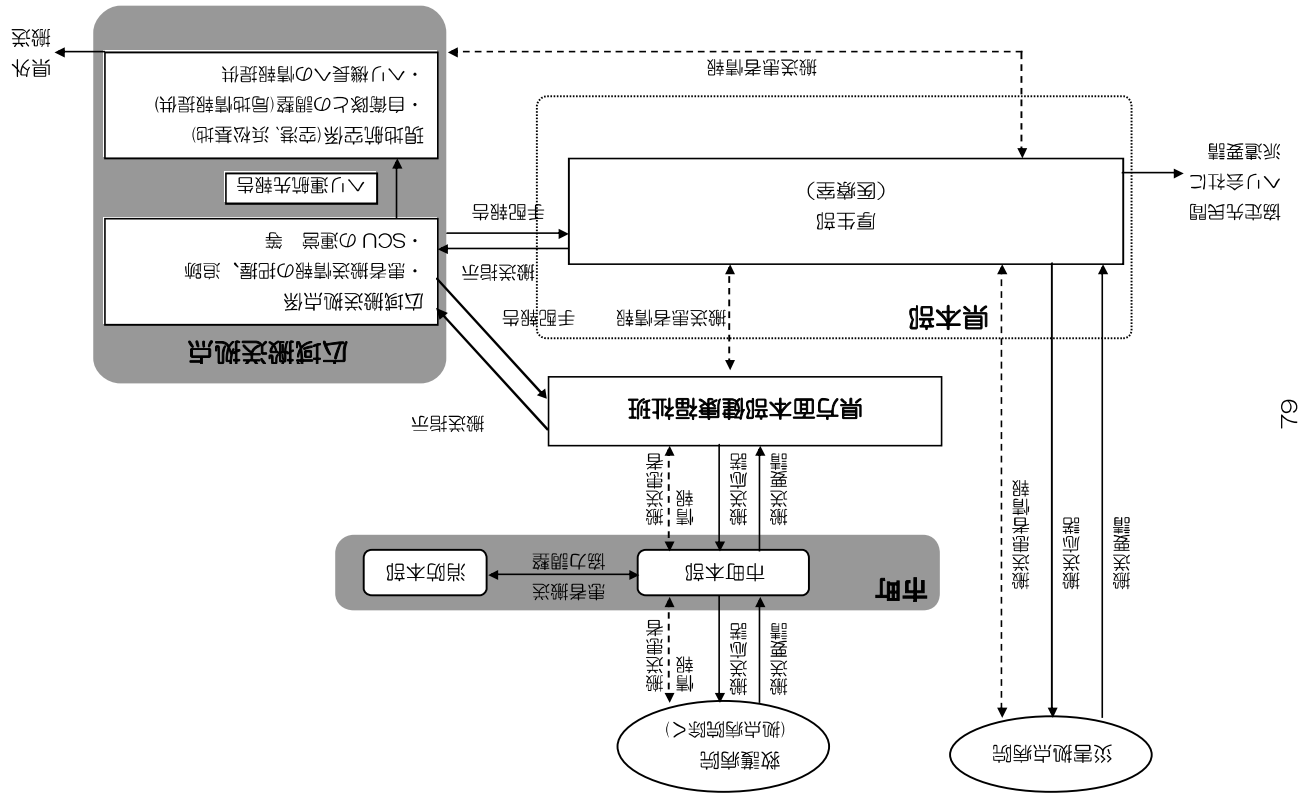


図2-1 広域医療搬送活動の県内情報ルート

表2-1 災害拠点病院

方面本部	病院数	病院名	所在地	NTT回線		衛星回線※		衛星携帯	
				電話	FAX	電話	FAX	電話・FAX	電話・FAX
東部	6	順天堂大学医学部附属順天堂病院	伊豆の国市長岡1129	055-448-3111	055-448-0088	900-91068	900-91000	900-6853-2801	900-6853-2801
		三善社会保険病院	二島市谷田字藤久保2270	055-915-3801	055-413-8447				
		沼津市立病院	沼津市東権路番ノ木550	055-25-5100	055-424-5100	901-9106	901-9100	900-6853-2803	900-6853-2803
		静岡医療センター	駿東郡清水町豊沢7622-1	055-275-2000	055-915-2725			900-6853-2802	900-6853-2802
		富士市立中央病院	富士市高島町50	0545-2-1131	0545-51-7077	903-91066	903-91000	900-6853-2804	900-6853-2804
		富士宮市立病院	富士宮市錦町3-1	0544-27-9151	0544-23-7232			900-6853-2805	900-6853-2805
中部	7	静岡市立清水病院	静岡市清水区笠加三1231	054-336-1111	054-334-1173	904-9106	904-91000	900-6853-2806	900-6853-2806
		興立総合病院	静岡市清水区北安東4-27-1	054-247-4111	054-247-6140	906-9106	906-91000	900-6853-2807	900-6853-2807
		静岡赤十字病院	静岡市葵区清水町8-2	054-283-4311	054-322-8816	906-9106	906-91000	900-6853-2808	900-6853-2808
		静岡済生会総合病院	静岡市駿河区小島1-1-1	054-285-4171	054-424-5179	907-9106	907-91000	900-6853-2809	900-6853-2809
		藤枝市立総合病院	藤枝市道原1000	054-623-3111	054-424-6103			900-6853-2810	900-6853-2810
		藤枝市立総合病院	藤枝市藤河台4-1-11	054-646-1111	054-414-1122			900-6853-2811	900-6853-2811
		市立扇田市民病院	掛川市野田1200-5	0547-38-2111	0547-38-9155	908-9106	908-91000	900-6853-2812	900-6853-2812
		掛川市立総合病院	掛川市杉宮南1-1-1	0537-52-4211	0537-24-2538			900-6853-2813	900-6853-2813
		袋井市立袋井市民病院	袋井市久能2515-1	0538-43-2511	0538-43-5576	909-9106	909-91000	900-6853-2814	900-6853-2814
		磐田市立総合病院	磐田市大久保512-3	0538-38-3000	0538-38-5050			900-6853-2815	900-6853-2815
西部	6	豊西部浜松医療センター	浜松市中区富塚町328	053-433-7111	053-432-9217	911-9106	911-91000	900-6853-2816	900-6853-2816
		浜松医科大学医学部附属病院	浜松市東区半田山11-20-1	053-433-4111	053-433-2153			900-6853-2817	900-6853-2817
		聖隷三方原病院	浜松市北区三方原町3453	053-438-1251	053-438-2971			900-6853-2818	900-6853-2818
合計	19								

※ 衛星回線での通話の額は、8を頭付けしてダイヤルする。

表2-2 救護病院

方面本部	病院数	病院名	所在地		電話	NTT回線	FAX
			市町	町丁目			
調査	5	共立済病院	高伊豆町	湊674	0558-62-1312		0558-62-2712
		伊豆下田病院	下田市	西本郷1-5-2	0558-22-2901		0558-22-7698
		熱川温泉病院	南伊豆町	白田424	0557-23-0843		0557-23-3225
		伊豆重原総合病院	重伊豆町	新取手赤旗17-2	0557-95-1151		0557-95-1154
東部	44	伊豆重原総合病院	重伊豆町	仁志字藤井地138-2	0558-52-2366		0558-52-2369
		伊豆市立病院	伊豆市	新田222	0557-37-2626		0557-35-0631
		所記記念病院	熱海市	並和町21-6	0557-82-3000		0557-81-0362
		南あけび第一病院	熱海市	下多賀477	0557-68-2218		0557-68-2210
		伊東医療センター附属熱海病院	熱海市	東海岸町13-1	0557-81-9171		0557-83-6632
		伊東病院	伊東市	中央町13-10	0557-37-8932		0557-38-8501
		佐藤医療センター	伊東市	祝水町1-2-24	0557-37-2226		0557-36-6287
		静岡医療センター	伊東市	長沼762-2	055-975-2000		055-975-2725
		静岡県立病院	長泉町	下長窪1007	055-989-5222		055-989-5783
		静岡市立病院	長泉町	下長窪1007	055-924-5100		055-924-5133
		裾野赤十字病院	裾野市	東権路字香の木550	055-992-0008		055-992-3770
		伊豆赤十字病院	裾野市	佐野713	0558-72-2148		0558-72-6564
		伊豆赤十字病院	伊豆市	小立野100	0558-83-3333		0558-83-1021
		三善社会保険病院	伊豆市	上白野1000	055-975-3031		055-973-3647
		聖隷沼津病院	沼津市	谷田字藤久保2270	055-931-1911		055-934-3811
		沼津リハビリテーション病院	沼津市	上善貴野分館2510-22	055-952-1000		055-952-1001
		西島病院	沼津市	本字松ノ下田9102-6	055-952-8600		055-952-8686
		遠藤記念病院	沼津市	大岡1155	055-922-8235		055-922-5114
		遠藤記念病院	沼津市	大岡2835-7	055-982-5500		055-963-1759
		遠藤記念病院	沼津市	上土町3	055-967-3711		055-967-3727
瀬尾記念・慶友病院	沼津市	今沢字西郷372-5	055-935-1511		055-935-1333		
瀧尾病院	沼津市	上善貴野分館2773-1	055-972-9111		055-976-0310		
三島東海病院	三島市	川原ヶ谷字井坂264-12	055-986-1075		055-988-2750		
芹澤病院	三島市	幸原町2-3-1	055-971-4133		055-972-9188		
岡村記念病院	清水町	長沢260-3	055-973-3221		055-973-3404		
伊豆赤十字病院	伊豆市	月ヶ瀬380-2	055-986-1701		055-988-4422		
白岡総合病院	長泉町	本宿411-5	0550-75-2311		0550-75-3511		
富士山病院	御殿場市	新橋1784	0550-83-3333		0550-83-4835		
富士山病院	御殿場市	田沢437-1	0550-78-1200		0550-78-1208		
富士山病院	御殿場市	深沢ノ原1285-2	0550-83-2424		0550-83-1060		
富士山病院	御殿場市	川原田字中原1067-1	0550-89-7872		0550-88-1516		
富士山病院	御殿場市	深沢1180-2	0550-89-8000		0550-89-9811		
富士山病院	富士宮市	上井出814	0544-54-0700		0544-54-1926		
富士山病院	富士宮市	錦町3-1	0544-27-3151		0544-23-7232		
富士山病院	富士市	高島町50	0545-52-1131		0545-51-7077		
富士山病院	富士市	杉田270-12	0544-23-5155		0544-26-0937		
富士山病院	富士市	南町1-32	0545-52-0780		0545-52-5837		
富士山病院	富士市	原G83-1	0544-54-1211		0544-54-1210		
富士山病院	富士市	中原327	0545-61-4030		0545-64-7806		
富士山病院	富士市	錦町1-4-23	0545-51-3751		0545-51-1540		
富士山病院	富士市	吉原4-6-5	0545-35-3060		0545-33-1474		
富士山病院	富士市	中野249-2	0545-35-0024		0545-35-0028		
富士山病院	富士市	中央町2-13-20	0545-52-2480		0545-54-1103		
富士山病院	富士市	中之郷2500-1	0545-81-2211		0545-81-2208		

表2-3 SCU運営に必要な要員数

1ヶ所当たり、患者用ベッド12とした場合の要員数(厚生労働省研究班の試算)

番号	職 務	区 分	人数	医師	看護師	事務	備 考
1	SCU責任者	必置	2	1		1	
2	治療責任者	必置	1	1			
3	治療班	患者数比	18	6	12		1チーム(6人)が4ベッドを担当(12/4=3チーム)
4	搬入トリアージ	必置	1	1			
5	搬出トリアージ	必置	1	1			
6	受け入れ搬送責任者	必置	1			1	
7	搬送チーム(搬入)	患者数比	15	3	12		1チーム(5人)が4ベッドを担当(12/4=3チーム)
8	運び出し搬送責任者	必置	1			1	
9	搬送チーム(搬出)	患者数比	30	6	24		2チーム(5人×2=10人)が4ベッドを担当(12/4×2=6チーム)
10	通信担当	必置	6			6	3箇所×2人
11	物品管理	必置	2			1	
12	事務手続	必置	4			4	
計			82	10	21	1	50

(注) 表中の太枠内の要員は、原則として県が確保する。
なお、医師、看護師については、県(厚生部)の協定先のJVMAT及びひ国からの派遣を予定。

表2-4 SCU設置場所の所在地及び電話番号

	設置場所	所 在 地	電 話 番 号
東部	愛鷹広域公園	沼津市足高202	衛星携帯 090-5853-2860 090-5853-2861
中部	静岡空港	牧之原市坂口	衛星携帯 090-1568-4105 090-4797-9338
	※航空自衛隊静浜基地	焼津市上小杉1602	
西部	航空自衛隊浜松基地	浜松市西区西山町無番地	衛星携帯 090-1413-6840 090-7029-2823

※航空自衛隊静浜基地は、静岡空港等が使用できない場合の代替施設として、引き続き活用する。

方面	病院数	病院名	所 在 地	町 目	電話	NIT回線	FAX
中部		静岡県立総合病院	静岡市	葵区北安塚4-27-1	054-247-6111	054-247-6140	
		静岡県立こども病院	静岡市	葵区藤山18-60	054-247-6251	054-247-6259	
		静岡市立静岡病院	静岡市	葵区東1-10-93	054-253-3125	054-252-0010	
		静岡市立清水病院	静岡市	清水区香加三1231	054-336-1111	054-334-1173	
		静岡市立十字病院	静岡市	葵区海津町18-2	054-254-4311	054-252-8816	
		静岡厚生会総合病院	静岡市	駿河区小幡1-1-1	054-285-6171	054-285-5179	
		静岡済生会総合病院	静岡市	葵区北藤町23	054-271-7177	054-273-2184	
		総合病院清水厚生病院	静岡市	清水区藤原578-1	054-366-3333	054-364-5503	
		総合病院桜丘総合病院	静岡市	清水区桜が丘町13-23	054-363-5311	054-353-8317	
		市立島田市民病院	島田市	野田1200-5	0547-36-2111	0547-36-9155	
		藤津市立総合病院	藤津市	藤原1000	054-623-3111	054-624-9103	
		藤枝市立総合病院	藤枝市	駿河台4-1-11	054-646-1111	054-646-1122	
		裾野総合病院	牧之原市	裾江2887-1	0548-22-1131	0548-22-6363	
		北宇治北川甲賀病院	浜松市	本郷寺655	054-628-5500	054-628-7270	
		平成記念病院	藤枝市	水上123-1	054-643-1230	054-643-1289	
		豊田立総合病院	豊田市	大久保1512-3	05388-38-5000	05388-38-5050	
		豊田協栄外科病院	豊田市	見付1766-1	05388-34-1111	05388-32-1441	
		掛川市立総合病院	掛川市	杉谷町1-1-1	0537-22-6211	0537-24-2539	
		市立袋井市民病院	袋井市	久能2515-1	0538-43-2511	0538-43-5576	
		市立御前崎総合病院	御前崎市	池新田2060	0537-86-8511	0537-86-8518	
		菊川市立総合病院	菊川市	東柳町1632	0537-35-2135	0537-35-4484	
		公立森田病院	森町	豊ヶ谷331-1	05388-85-2181	05388-85-2510	
		国民健康保険佐久間病院	浜松市	大瀬区佐久間町中部18-5	053-965-0054	053-965-0350	
		浜松労災病院	浜松市	東区曙町25	053-482-1211	053-465-4380	
		浜松医科大学健康増進医療院	浜松市	東区出町11-20-1	053-435-2111	053-435-2153	
		東西部浜松医療センター	浜松市	中区番塚町328	053-453-7111	053-452-9217	
		浜松市リハビリテーションセンター	浜松市	中区礼治町1327-1	053-471-8331	053-474-8819	
	総合病院浜松赤十字病院	浜松市	中区高林1-5-30	053-472-1151	053-472-3751		
	愛知県総合病院	浜松市	中区高林町144-6	053-453-1111	053-452-3503		
	社会保険浜松病院	浜松市	中区中島1-8-1	053-461-4133	053-465-3638		
	丸山病院	浜松市	中区助産町39-10	053-473-6721	053-474-8922		
	丸山病院	浜松市	東区大瀬町1568	053-435-1111	053-433-2700		
	松田病院	浜松市	西區大瀬町753	053-448-5121	053-448-9753		
	浜松西病院	浜松市	西區白羽町26	053-443-2111	053-443-2116		
	豊橋浜松病院	浜松市	中区住吉2-12-12	053-474-2222	053-471-6050		
	聖隷三方原病院	浜松市	北区三方原町3453	053-436-1251	053-438-2971		
	常葉川北(一)病院	浜松市	北区藤原町130	053-436-1304	053-436-5722		
	国立麻績野中央病院	浜松市	浜北区麻績4201-2	053-583-3111	053-583-3664		
	共立十全病院	浜松市	浜北区平口1975	053-586-1115	053-586-7950		
	共立湖西総合病院	湖西市	鷺津2259-1	053-576-1231	053-576-1119		
	引佐赤十字病院	浜松市	北区引佐町番指1020	053-542-0115	053-542-2221		
	浜名病院	浜名町	新岡部田入森手藤之池15-70	053-577-2333	053-577-2483		
合計	91						

注：災害拠点病院を含む救護病院(災害拠点病院除き72施設)

様式2-3

第 号
年 月 日

全国知事会長 様

静岡県知事 印

応 援 要 請 書

「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 応援を要請する理由
- 2 添付書類
(1) 被害状況
(2) 応援要請・計画書

担当者名
電話番号
FAX 番号

87

Ⅲ 物資調達に係る要領

- 1 要旨
東海地震発生時における物資の需給見込については、本要領による。
- 2 物資の需給見込
飲料水等物資の需給見込は、次のとおりとする。

項 目	
飲料水の需給見込（発災後1週間）	表3-1
食料の需給見込（発災後3日間）	表3-2
食料の需給見込（発災後1週間）	表3-3
育児用調整粉乳の需給見込（発災後1週間）	表3-4
小児用おむつの需給見込（発災後1週間）	表3-5
毛布の需給見込	表3-6
大人用おむつの需給見込（発災後1週間）	表3-7
仮設トイレの需給見込（発災後1週間）	表3-8

88

表3-1-1 飲料水の需給見込（発災後1週間）

広域物資拠点	需要量 注1	供給量 〔市・町 備蓄量〕 注2	差引	
			不足量 〔協定により 調達〕 注3	余剰量
賀 茂	1,305	8	1,297	0
東 部	1,545	0	1,545	0
中 部	10,110	333	9,777	0
西 部	5,721	0	5,721	0
合 計	12,175	0	12,175	0
	7,517	26,546	0	19,029
	6,913	7,463	0	550
	11,222	8,970	2,252	0
	56,508	43,320	32,767	19,579

注1) 需要量は、復興人口に断水率(第3次被害想定)を乗じて算出した要給水人口を対象に、1人1日3リットルとし、住民備蓄を除いたもの。
注2) 供給量(市町備蓄量)は、活動要領に係る備蓄物資の確認(H16. 3. 10防政第195号)による。
注3) 不足量については、県及び各市町が協定を締結している県内の民間業者から調達する。

表3-1-3 食料の需給見込（発災後1週間）

広域物資拠点	需要量 注1	供給量 〔市・町 備蓄量〕 注2	国による 調達量 注3	不足量 〔協定により 調達〕 注4
				(単位：食)
賀 茂	350,880	95,639	255,191	0
東 部	365,192	123,900	163,805	77,487
中 部	4,142,261	919,942	2,893,209	329,110
西 部	2,845,625	341,364	1,171,436	1,332,825
合 計	5,990,789	911,090	3,733,092	1,346,607
	3,465,220	943,637	1,874,197	647,386
	3,249,798	450,789	1,763,057	1,035,952
	6,122,094	512,878	2,153,012	3,456,204
	26,531,809	4,299,239	14,007,000	8,225,571

注1) 需要量は、避難所生活者数(国協定)の1.2倍を対象に、1人1日3食とし、住民備蓄を除いたもの。
注2) 供給量(市町備蓄量)は、活動要領に係る備蓄物資の確認(H16. 3. 10防政第195号)による。
注3) 国による調達量は、県全体の供給量を各拠店の建築者数(第3次被害想定)で按分したものの。
注4) 不足量については、県及び各市町が協定を締結している県内の民間業者から調達する。

表3-2 食料の需給見込（発災後3日間）

広域物資拠点	需要量 注1	供給量 〔市・町 備蓄量〕 注2	不足量 〔協定により 調達〕 注3
			(単位：食)
賀 茂	108,961	95,639	13,322
東 部	113,422	123,900	0
中 部	1,286,507	919,942	366,565
西 部	883,796	341,364	542,432
合 計	1,860,624	911,090	949,534
	1,076,231	943,637	132,594
	1,009,325	450,789	558,536
	1,901,405	512,878	1,388,527
	8,240,271	4,299,239	3,951,510

注1) 需要量は、避難所生活者数(国協定)の1.2倍を対象に、1人1日3食とし、住民備蓄を除いたもの。
注2) 供給量(市町備蓄量)は、活動要領に係る備蓄物資の確認(H16. 3. 10防政第195号)による。
注3) 不足量については、県及び各市町が協定を締結している県内の民間業者から調達する。

表3-4 育児用調整粉乳の需給見込（発災後1週間）

広域物資拠点	需要量 注1	供給量 〔市・町 備蓄量〕 注2	国による 調達量 注3	不足量 〔協定により 調達〕 注4
				(単位：kg)
賀 茂	133	0	133	0
東 部	139	0	139	0
中 部	1,575	116	1,459	178
西 部	1,082	133	771	178
合 計	2,278	0	2,278	0
	1,318	29	1,289	0
	1,236	0	1,118	118
	2,328	239	1,813	276
	10,089	517	9,000	572

注1) 需要量は、避難所生活者数(国協定)のうち、0歳児までの人口比率を1%とし、1人1日140gとした。
注2) 供給量(市町備蓄量)は、活動要領に係る備蓄物資の確認(H16. 3. 10防政第195号)による。
注3) 国による調達量は、県全体の供給量を各拠店の避難者数(第3次被害想定)で按分したものの。
注4) 不足量については、県及び各市町が協定を締結している県内の民間業者から調達する。

表3-5 小児用おむつの需給見込（発災後1週間）

広域物資拠点	需要量 注1	供給量 〔市町備蓄量〕 注2	国による 調達量 注3	（単位：枚）	
				不足量 〔協定により 調達〕 注4	不足量 〔協定により 調達〕 注4
賀 茂	18,295	468	7,364	10,463	10,463
東 部	10,497	500	6,389	3,608	3,608
	15,184	13,128	81,623	57,097	57,097
	54,306	600	27,862	25,844	25,844
中 部	293,555	23,800	128,208	141,547	141,547
	93,109	1,959	47,515	43,636	43,636
西 部	79,571	0	40,378	39,193	39,193
	120,736	43,112	65,660	11,964	11,964
合 計	821,917	83,567	405,000	333,351	333,351

注1) 需要量は、夜間人口に大破率（第3次被害想定）を乗じて算出した数を基とした避難者数のうち、0～2歳児の人口比率を3%とし、1人1日8枚とした。
 注2) 供給量（市町備蓄量）は、活動要領に係る備蓄物資の確認（H16. 3. 10防政第195号）による。
 注3) 国による調達量は、県全体への供給量を各拠点の避難者数（第3次被害想定）で按分したものである。
 注4) 不足量については、県及び各市町が協定を締結している県内の民間業者から調達する。

表3-6 毛布の需給見込

広域物資拠点	需要量 注1	供給量 〔市町備蓄量〕 注2	国による 調達量 注3	（単位：枚）	
				不足量 〔協定により 調達〕 注4	不足量 〔協定により 調達〕 注4
賀 茂	21,780	13,133	4,208	4,439	4,439
東 部	12,497	52,300	0	0	0
	180,772	90,952	46,639	43,181	43,181
	64,650	32,362	15,921	16,367	16,367
中 部	349,470	80,842	73,257	195,371	195,371
	110,844	78,063	27,150	5,631	5,631
西 部	94,728	88,199	6,529	0	0
	143,734	39,808	36,295	70,292	70,292
合 計	978,474	475,657	210,000	335,281	335,281

注1) 需要量は、夜間人口に大破率（第3次被害想定）を乗じて算出した数を基とした避難者数に、1人2枚として算出。
 注2) 供給量（市町備蓄量）は、活動要領に係る備蓄物資の確認（H16. 3. 10防政第195号）による。
 注3) 国による調達量は、県全体への供給量を各拠点の避難者数（第3次被害想定）で按分したものである。
 注4) 不足量については、県及び各市町が協定を締結している県内の民間業者から調達する。

表3-7 大人用おむつの需給見込（発災後1週間）

広域物資拠点	需要量 注1	供給量 〔市町備蓄量〕 注2	国による 調達量 注3	（単位：枚）	
				不足量 〔協定により 調達〕 注4	不足量 〔協定により 調達〕 注4
賀 茂	3,049	960	1,148	941	941
東 部	1,750	1,000	750	0	0
	25,308	5,500	12,725	7,083	7,083
	9,051	8,600	451	0	0
中 部	48,926	0	19,987	28,939	28,939
	15,518	1,996	7,408	6,114	6,114
西 部	13,262	0	6,295	6,967	6,967
	20,123	5,624	10,237	4,262	4,262
合 計	136,987	23,680	59,000	54,306	54,306

注1) 需要量は、夜間人口に大破率（第3次被害想定）を乗じて算出した数を基とした避難者数のうち、7歳以上老人の人口比率を0.5%とし、1人1日8枚とした。
 注2) 供給量（市町備蓄量）は、活動要領に係る備蓄物資の確認（H16. 3. 10防政第195号）による。
 注3) 国による調達量は、県全体への供給量を各拠点の避難者数（第3次被害想定）で按分したものである。
 注4) 不足量については、県及び各市町が協定を締結している県内の民間業者から調達する。

表3-8 仮設トイレの需給見込

広域物資拠点	需要量 注1	供給量 〔市町備蓄量〕 注2	国による 調達量 注3	（単位：基）	
				不足量 〔協定により 調達〕 注4	不足量 〔協定により 調達〕 注4
賀 茂	171	312	0	0	0
東 部	178	452	0	0	0
	2,019	1,973	46	46	46
	1,387	771	571	0	0
中 部	2,920	2,163	757	0	0
	1,688	1,834	0	0	0
西 部	1,584	1,761	0	0	0
	2,984	1,588	1,323	71	71
合 計	12,932	10,854	2,700	116	116

注1) 需要量は、避難生活者数（国相定）を対数に、100人あたり1基として算出。
 注2) 供給量（市町備蓄量）は、活動要領に係る備蓄物資の確認（H16. 3. 10防政第195号）による。
 注3) 国による調達量は、県全体への供給量を各拠点の避難者数（第3次被害想定）で按分したものである。
 注4) 不足量については、県及び各市町が協定を締結している県内の民間業者から調達する。

IV 輸送活動に係る要領

- 1 要旨
輸送活動を実施するための緊急輸送ルート等については、本要領による。
- 2 輸送活動に係る緊急輸送ルート等
緊急輸送ルート等は、次のとおりとする。

項目	表
緊急輸送ルートの路線名及び区間	表4-1
東名高速道路最寄りインターチェンジから各拠点までの緊急輸送ルート	表4-2
① 警察活動拠点	
② 自衛隊活動拠点	
③ 消防活動拠点	
④ 広域物資拠点	表4-3
東名高速道路緊急昇降路から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート	
第二東海自動車道及び緊急河川敷道路	表4-4
航空基地から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート	表4-5
防災拠点港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート	表4-6
防災港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート	表4-7
耐震強化岸壁一覧	表4-8

表4-1 緊急輸送ルートの路線名及び区間

道路種別	路線名	区間	
高速自動車道路	京名高速道路	東京都 東京IC 愛知県 小牧IC	
	東富士五湖道路	山梨県 富士吉田IC 静岡県 須走南	
		国道1号	神奈川県 横浜市戸塚区横浜新道交差 三重県 桑名市国道258号交差
	一般国道	国道52号	山梨県 韮崎市国道20号交差 静岡県 静岡市国道1号交差
		国道135号	神奈川県 小田原市国道1号交差 静岡県 熱海市熱海港
	一般国道	国道136号	静岡県 二幡町国道1号交差 静岡県 伊豆市国道414号交差
		国道138号	静岡県 河口湖IC 静岡県 御殿場IC
		国道150号	静岡県 静岡市国道1号交差 静岡県 浜松市国道1号交差
		国道152号	静岡県 浜松市国道150号交差 静岡県 浜松市・国道362号交差
		国道246号	神奈川県 横浜町IC 静岡県 沼津市国道1号交差
国道301号		静岡県 (一) 藤戸佐久米線交差 静岡県 湖西市占兒	
国道414号		静岡県 伊豆市国道136号交差 静岡県 下田市武ヶ浜	
県道		主要地方道 豊橋湖西線	静岡県 湖西市占兒 静岡県 湖西市湖西運動公園付近
		主要地方道 沼津インター線	静岡県 沼津IC 静岡県 沼津市沼津IC南
		主要地方道 エケ日インター線	静岡県 三ヶ日IC 静岡県 浜松市北区三ヶ日町郡築
	一般県道 瀬戸佐久米線	静岡県 浜松市北区三ヶ日町郡築 静岡県 湖西市国道301号交差	

番号	拠点名称	所在地	最寄りのIC IC	最寄りのICからの距離(km)	最寄りのICからのルート
301	南伊豆町グリーンセンター	南伊豆町湊1473	東名 沼津IC	81	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次)→(国)414号(1次)→(主)下佐野谷津線(1次) (副)135号(1次)→(国)136号(1次)
302	線の湯会館	南伊豆町下留茂247-1	東名 沼津IC	83	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次) (副)414号(1次)→(主)下佐野谷津線(1次) (副)135号(1次)→(国)136号(1次)
303	道の駅 花の三葉苑	松崎町大沢20-1	東名 沼津IC	78	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次) (副)下佐野谷津線(2次)
304	大輪荘	伊東市岡1280-1	東名 沼津IC	58	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次) (副)沼津インター線(2次)→(国)135号(1次)→(主)伊東線伊東線(1次)→(主)伊東線伊東線(1次)
305	三島市民文化会館	三島市一番町20-5	東名 沼津IC	8	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→市道
306	磐田市若田公民館	磐田市弓坂上615-1	東名 沼津IC	7	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(主)沼田天電線(2次)→市道
307	菊川市役所北館	菊川市堀之内61	東名 沼津IC	2	(主)掛川浜岡線(1次)

② 白御旗活動拠点 (115箇所)

番号	拠点名称	所在地	最寄りのIC	最寄りのICからの距離(km)	最寄りのICからのルート
5	須崎漁民会館	下田市須崎宇西ヶ丘1799	東名 沼津IC	80	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次) (副)414号(1次)→(主)下佐野谷津線(1次)→(国)135号(1次)
9	東伊豆町立体育センター	東伊豆町龍取3349-4	東名 沼津IC	68	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次) (副)414号(1次)→(主)下佐野谷津線(1次) (副)135号(1次)→(国)136号(1次)
12	B&G海洋センター	知事町浜32-1	東名 沼津IC	60	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次) (副)414号(1次)→(主)下佐野谷津線(1次) (副)135号(1次)→(国)136号(1次)
15	中央公民館	南伊豆町加瀬792	東名 沼津IC	84	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次) (副)414号(1次)→(主)下佐野谷津線(1次) (副)135号(1次)→(国)136号(1次)
16	県立松崎高校	松崎町坂田188	東名 沼津IC	74	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次) (副)下佐野谷津線(2次)→市道
17	健康推進センター	西伊豆町仁高395	東名 沼津IC	70	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次) →市道
19	黄金崎駐車場	西伊豆町宇久須2185-1	東名 沼津IC	61	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次) →市道
20	道の駅公園少年自然の家・駐車場	熱海市伊豆山字延の宮1164-1	東名 沼津IC	25	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次) (副)熱海浜岡線(2次)→市道
23	県立伊東高校	伊東市岡1229-3	東名 沼津IC	46	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次) (副)熱海浜岡線(2次)→(国)135号(1次)→(国)135号田
27	富士通(株)沼津工場	沼津市宮本140	東名 沼津IC	5	(主)足高三枚橋線→市道
29	戸田B&G湯荘センター	沼津市戸田2053	東名 沼津IC	38	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次) (副)136号(1次)→(主)駿野寺戸田線(2次)→市道
31	南二日町広場	三島市南二日町	東名 沼津IC	8	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→市道
35	市民会館	御殿場市坂味183-1	東名 沼津IC	3	(国)138号(1次)→(国)246号(1次)→市道
36	沼野市営総合グラウンド	沼野市御殿880	東名 沼津IC	3	(主)裾野インター線(1次)→市道
37	天城中学校	伊豆市月ヶ瀬853	東名 沼津IC	32	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次) (副)136号(1次)→市道
38	天城ふるさと広場	伊豆市上船原1120-1	東名 沼津IC	35	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次) (副)136号(1次)→市道
41	狩野小学校グラウンド	伊豆市青羽線47	東名 沼津IC	29	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次) (副)136号(1次)→市道
43	松原公園	伊豆市土肥2656	東名 沼津IC	49	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次) (副)136号(1次)
44	土野中学校	伊豆市土肥2701-1	東名 沼津IC	49	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次) (副)136号(1次)→市道
46	修善寺グラウンド	伊豆市柏久保996	東名 沼津IC	26	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次) (副)136号(1次)→(主)伊東修善寺線(1次)→市道
47	中伊豆中学校	伊豆市八幡407	東名 沼津IC	30	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次) (副)136号(1次)→(主)伊東修善寺線(1次)→市道
48	長岡中学校	伊豆の国市長岡1407-1	東名 沼津IC	16	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次) (副)136号(1次)→(主)伊東修善寺線(1次)→市道
50	蓮山運動公園	伊豆の国市草山多田860	東名 沼津IC	14	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次) (副)136号(1次)→市道→(副)沼津修善寺線(1次)→市道
51	大仁中学校	伊豆の国市三福1276-3	東名 沼津IC	22	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次) (副)136号(1次)→(主)伊東大仁線(1次)→市道
53	大仁小学校	伊豆の国市三福325	東名 沼津IC	20	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次) (副)136号(1次)→(主)伊東大仁線(1次)→市道
57	柿田公園	清水町伏見71-7	東名 沼津IC	6	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次) →市道
58	日東立長泉高校	長泉町下長尾1002	東名 沼津IC	6	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→市道
63	小山町生涯学習センター・多目的広場	小山町阿多野130	東名 沼津IC	9	(国)138号(1次)→(国)246号(1次)→市道
65	富士宮市民体育館	富士宮市外神町114	東名 沼津IC	14	西富士道路(1次)→(国)139号(1次)→市道

③ 消防活動拠点 (65箇所) については、本要領・表1-9のとおりとする。

④ 広域物資拠点 (8箇所)

番号	拠点名称	所在地	最寄りのIC	最寄りのICからの距離(km)	最寄りのICからのルート
L	県立下田高校体育館・ クラフト	下田市蓮合寺152	東名 沼津IC	75	(主)沼津インター線(1次)→(主)国1号(1次)→(主)国136号(1次) (主)国414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(主)新谷津線(1次)→(主)蓮合寺立野線 (主)国135号(1次)→(主)国414号(1次)→(主)国136号(1次)
M	道の駅公園スポートピア 沼津車道	熱海市熱海字西原 1804-5	東名 沼津IC	22	(主)沼津インター線(1次)→(主)国1号(1次)→(主)国136号(1次) (主)熱海沼津南線(2次)
N	愛鷹広域公園	沼津市足高202	東名 沼津IC	3	(主)足高二枚橋線→市道
O	富士市産業交流展示場 (5じさんめッセ)	富士市柳島189-8	東名 沼津IC	5	西富士道路→(主)田子の浦混工インター線(1次)→市道
P	静岡県総合運動場 産物集出荷場	静岡市駿河区新原 270	東名 清水IC	8	(主)清水停車場線(1次)→(主)国1号(1次)→市道
Q	小笠山総合運動公園	袋井市袋野2300-	東名 沼津IC	7	(主)袋津線→(主)国1号→市道
R	浜松市総合産業展示館 ZO-Z	浜松市東区流石町 20-2	東名 沼津IC	4	市道→(主)掛川掛川線
T	浜松市総合産業展示館	浜松市東区流石町 20-2	東名 沼津IC	1	(主)浜松環状線(1次)

注) 路線名の1~3次は、緊急輸送線を示す。

番号	拠点名称	所在地	最寄りのIC	最寄りのICからの距離(km)	最寄りのICからのルート
301	南伊豆クリーンセンター	南伊豆町湊1473	東名 沼津IC	81	(主)沼津インター線(1次)→(主)国1号(1次)→(主)国136号(1次) (主)国414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(主)国135号(1次)
303	道の駅 花の三連苑	松崎町大沢20-1	東名 沼津IC	78	(主)沼津インター線(1次)→(主)国1号(1次)→(主)国136号(1次) (主)下田松崎線(2次)
401	敷根公園健康広場	下田市敷根757	東名 沼津IC	74	(主)沼津インター線(1次)→(主)国1号(1次)→(主)国136号(1次) (主)国414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→市道
402	吉佐美運動公園	下田市吉佐美1901	東名 沼津IC	77	(主)沼津インター線(1次)→(主)国1号(1次)→(主)国136号(1次) (主)国414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→市道
403	須崎グリーンエリア芝 生広場	下田市須崎1235-1	東名 沼津IC	81	(主)沼津インター線(1次)→(主)国1号(1次)→(主)国136号(1次) (主)国414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(主)国135号 (主)須崎線(1次)→市道
404	町営総合グラウンド野球 広場	東伊豆町堀部3350	東名 沼津IC	68	(主)沼津インター線(1次)→(主)国1号(1次)→(主)国136号(1次) (主)国414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)
405	クロスコンクリートコー ス	東伊豆町堀部 3349-1	東名 沼津IC	68	(主)沼津インター線(1次)→(主)国1号(1次)→(主)国136号(1次) (主)国414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)
406	採石場跡地	東伊豆町堀部 3349-4	東名 沼津IC	68	(主)沼津インター線(1次)→(主)国1号(1次)→(主)国136号(1次) (主)国414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)
407	浜区富洲沢池先広場	沼津町浜434-1	東名 沼津IC	60	(主)沼津インター線(1次)→(主)国1号(1次)→(主)国136号(1次) (主)国414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)
408	豊野川ふるさと公園	南伊豆町湊1513	東名 沼津IC	81	(主)沼津インター線(1次)→(主)国1号(1次)→(主)国136号(1次) (主)国414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)
409	松崎町総合グラウンド	松崎町堀部565-3	東名 沼津IC	74	(主)沼津インター線(1次)→(主)国1号(1次)→(主)国136号(1次) (主)国414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)
410	鎌倉崎クリスタルハー ブ	南伊豆町学々 2204-3	東名 沼津IC	61	(主)沼津インター線(1次)→(主)国1号(1次)→(主)国136号(1次) (主)国414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)
411	総合運動公園予定地	御所町平井1706 -25	東名 沼津IC	16	(主)沼津インター線(1次)→(主)国1号(1次)→(主)国136号(1次) (主)国414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)
412	清水日本平総合運動公 園駐車庫	静岡市清水区科松 3880-1	東名 清水IC	9	(主)沼津インター線(1次)→(主)国1号(1次)→(主)国136号(1次) (主)国414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(主)国1号(1次)→ (主)清水停車場線(1次)→(主)国1号(1次)→(主)静岡富士工 場→市道
413	白金中学校跡地	島田市金谷3383	東名相良 牧之原IC	7	(主)沼津インター線(1次)→(主)国1号(1次)→(主)国136号(1次) (主)国414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)
414	大井川清流緑地	吉田町川原先	東名 吉田IC	8	(主)沼津インター線(1次)→(主)国1号(1次)→(主)国136号(1次) (主)国414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)
415	大井川清流緑地	吉田町川原先	東名 吉田IC	4	(主)沼津インター線(1次)→(主)国1号(1次)→(主)国136号(1次) (主)国414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)
416	大井川清流緑地	島田市川根町家山 先	東名相良 牧之原IC	28	(主)沼津インター線(1次)→(主)国1号(1次)→(主)国136号(1次) (主)国414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)
417	豊田ラブリバー公園	豊田町気子島155	東名 豊田IC	7	(主)沼津インター線(1次)→(主)国1号(1次)→(主)国136号(1次) (主)国414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)
418	小笠山総合運動公園	袋井市袋野2300- 1	東名 掛川IC	4	市道→(主)掛川掛川線
419	花川運動公園	浜松市西区西丘町 724	東名 浜松西IC	2	(主)浜松環状線(1次)→市道
420	天竜川緑地(南)	浜松市南区郡島町2 490-1先	東名 浜松IC	5	(主)浜松環状線(1次)→(主)国1号(1次)→(主)笠井坂田線→(主) 二俣浜線
421	天竜川緑地(北)	浜松市東区白岡町1 347番地先	東名 浜松IC	3	(主)浜松環状線(1次)→(主)国1号(1次)→(主)笠井坂田線→市 道→(主)二俣浜線
422	森町次田川緑水公園	森町1105-2地先 田川河川敷	東名 森井IC	10	(主)浜北線井線(1次)→市道→(主)袋井野線(2次)→(主)掛川 大環線(2次)→市道

表4-4 第二東海自動車道及び緊急河川敷道路

道路・河川名	区間	備考
第二東海自動車道	(仮)御殿場JCT～(仮)引佐JCT	
緊急河川敷道路	河川敷1号島田ハイパス(新大井川橋)	左岸のみ
	河川敷1号静岡ハイパス(安厩川大橋)	左岸のみ

注) 上記は計画区間であり、未整備を含む。

表4-3 東名高速道路緊急昇降路から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート

名称	場所	設置位置		最寄り IC との距離				最寄りの主要な陸上輸送ルート	距離 (km)	最寄りの主要な陸上輸送ルートまでのルート
		上下線	KP	名古屋側 IC		東京側 IC				
				基点 IC	距離 (km)	基点 IC	距離 (km)			
小山 BS	小山町竹之下	上	75.4	御殿場 IC	8.2	大井松田 IC	17.6	(国)246号(1次)	4	町道→(→)竹之下小山線→(→)山中湖小山線
東名足柄橋西口		下	77.5	御殿場 IC	6.2	大井松田 IC	19.6	(国)246号(1次)	4	町道→(→)竹之下小山線
足柄 SA	御殿場市、小山町	上・下	80.9	御殿場 IC	2.7	大井松田 IC	23.0	(国)138号(1次)	4	市道→(主)御殿場大井線
駒門 PA 西口	御殿場市駒門	上・下	90.4	裾野 IC	3.4	御殿場 IC	6.8	(国)246号(1次)	1	市道
愛鷹 PA	沼津市宮本	上・下	105.9	富士 IC	15.5	沼津 IC	2.7	(国)1号(1次)	3	市道
旧原 BS	沼津市平沼	上	110.6	富士 IC	10.8	沼津 IC	7.4	(国)1号(1次)	2	市道
富士	富士市今泉	下	119.7	富士 IC	1.7	沼津 IC	16.6	(国)139号(1次)	2	市道
富士川 SA	富士市岩渕	上・下	127.4	清水 IC	20.3	富士 IC	6.0	(主)富士川身延線(2次)	1	市道
蒲原	静岡市清水区蒲原	下	132.2	清水 IC	15.5	富士 IC	10.8	(→)富士由比線(2次)	1	市道
由比	静岡市清水区由比	上	135.8	清水 IC	11.9	富士 IC	14.4	(国)1号(1次)	0	隣接のため路線なし
由比 PA	静岡市清水区由比西倉沢	上	139.5	清水 IC	8.2	富士 IC	18.1	(国)1号(1次)	0	隣接のため路線なし
興津トコ東側	静岡市清水区八木間	上・下	142.9	清水 IC	4.8	富士 IC	21.5	(国)52号(1次)	1	市道
日本平 PA	静岡市駿河区国吉田	下	155.8	静岡 IC	5.9	清水 IC	8.1	(国)1号(1次)	3	市道
安倍川橋西口	静岡市駿河区下川原	上	163.1	焼津 IC	10.4	静岡 IC	1.4	(国)150号(1次)	1	市道
日本坂トコ東側	静岡市駿河区小坂	下	165.5	焼津 IC	8.0	静岡 IC	3.8	(国)150号(1次)	1	市道
日本坂トコ西側	焼津市野萩	下	169.8	焼津 IC	3.8	静岡 IC	8.0	(国)150号(1次)	1	市道
牧之原 SA	牧之原市静谷	上	194.6	相良牧之原 IC	2.0	吉田 IC	9.1	(国)473号(1次)	1	市道
つま恋	掛川市杉谷	上	206.6	掛川 IC	1.1	菊川 IC	4.8	(主)掛川大東線(1次)	2	市道
葵町	浜松市中区葵町	上・下	237.4	浜松西 IC	3.1	浜松 IC	7.4	(国)257号(2次)	2	市道
浜名湖 SA	浜松市北区三ヶ日町佐久米	上・下	247.9	三ヶ日 IC	3.1	浜松西 IC	7.4	(国)362号(2次)	2	市道
三ヶ日トコ西口	浜松市北区三ヶ日町平山	下	257.4	豊川 IC	11.6	三ヶ日 IC	6.4	(国)362号(2次)	5	(国)301号

表4-5 航空基地から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート

地域	名称	所在地	最寄りの主要な陸上輸送ルート	距離(km)	最寄りの主要な陸上輸送ルートまでのルート	使用可能機種
賀茂	敷根公園健康広場	下田市敷根 757	(国)136号(1次)	2	市道	大型
	外ヶ岡ハリポート(字備地)	下田市外ヶ岡 7	(国)135号(1次)	0	臨港道路2号(1次)→市道	大型
	小笠山公園総合運動場	伊東市市奈 1160	(国)135号(1次)	1	市道	大型
	熱海観光芝生公園	熱海市和田浜南町 1694-30	(国)135号(1次)	1	臨港道路5→3→1号(1次)	中型
東部	郷郷公園多目的競技場(ホッパ広場)	沼津市愛鷹 202	東名沼津IC	3	(一)足高三枚橋→市道	大型
	富士川緑地公園野球場	富士市五尊高字 富士川河川敷	(国)1号(1次)	1	市道	大型
	外中市民グランド(字備地)	富士宮市外中東町 114	(国)139号(1次)	0	市道	中型
	静岡草薙総合運動場内球技場	静岡市駿河区栗原 19-1	(国)1号(1次)	1	市道	中型
中部	三請理立地	静岡市葵区藤が1-1	(国)1号(1次)	2	市道→(注)山脇大谷線(2次)	中型
	浅畑スポーツ広場	静岡市葵区藤が10-1	(国)1号(1次)	2	市道→(一)大宮藤枝線	中型
	焼津市総合グラウンド(字備地)	焼津市保福島 950-1	(国)1号(2次)	2	市道→(一)大宮藤枝線	中型
	小笠山総合運動公園芝生広場	掛川市平野	(国)1号(1次)	2	(一)小笠山総合運動公園線→(一)磐田掛川線	大型
西部	遠州灘海浜公園球技場	浜松市南区江之島 町1706	(国)1号(1次)	0	市道	中型
	遠州灘海浜公園自由広場(字備地)	浜松市南区中田島 町1674	(国)1号(1次)	1	市道	小型
	天竜川緑地(北)(字備地)	浜松市東区中野町 天竜川河川敷	(国)1号(1次)	2	市道	小型
	天竜川緑地(南)(字備地)	浜松市南区鶴見町 天竜川河川敷	(国)1号(1次)	1	市道	小型

②静岡ハリポート

市町名	名称	所在地	最寄りの主要な陸上輸送ルート	距離(km)	最寄りの主要な陸上輸送ルートまでのルート	使用可能機種
静岡市	静岡ハリポート	静岡市葵区諏訪 8-10	(国)1号(1次)	2	市道	中型

③静岡空港

市町名	名称	所在地	最寄りの主要な陸上輸送ルート	距離(km)	最寄りの主要な陸上輸送ルートまでのルート	使用可能機種
牧之原市	静岡空港	牧之原市坂口	東名相良牧之原IC	8	(国)473号→(主)細江谷線(1次)→(一)静岡空港線	大型

④自衛隊基地

地域	名称	所在地	最寄りの主要な陸上輸送ルート	距離(km)	最寄りの主要な陸上輸送ルートまでのルート	使用可能機種
東部	陸上自衛隊板妻駐屯地	御殿場市板妻 40-1	(国)246号(1次)	2	(一)濱ヶ原富士岡線→(国)469号(1次)	大型
	航空自衛隊静浜基地	焼津市上小杉 1602	(国)150号(1次)	1	(一)高田大井川線(2次)→市道	大型
西部	航空自衛隊浜松基地	浜松市西区西山町 無事地	東名浜松西IC	3	(一)湖東和合線(2次)→(主)浜松環状線(1次)	大型

(注)路線名の1～3次は、緊急輸送路を示す。

表4-6 防災拠点港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート

地域	名称	所在地	最寄りの主要な陸上輸送ルート	距離(km)	最寄りの主要な陸上輸送ルートまでのルート
賀茂	下田港	下田市	(国)135号(1次)	0	臨港道路2号(1次)→市道
	熱海港	熱海市	(国)135号(1次)	1	臨港道路5→3→4→1号(1次)
	沼津港	沼津市	(国)414号(1次)	3	北3号臨港道路(1次)→東幹線臨港道路(1次)→(一)沼津港線(1次)→(一)富士清水線(2次)
東部	田子の浦港	富士市	東名富士IC(1次)	5	臨港道路6→1→3→7号(1次)→(一)田子の浦富士インター線(1次)
	清水港	静岡市	(国)1号(1次)	3	臨港道路6→1→3→7→17号(1次)
	御前崎港	御前崎市	(国)149号(1次)	0	日の出埠頭1→6号道路(1次)
中部	清水港	静岡市	袖師臨港道路(1次)	0	興津埠頭23→7号道路(1次)
	御前崎港	御前崎市	(国)150号(1次)	4	興津埠頭18→11号道路(1次)
西部	御前崎港	御前崎市	(国)150号(1次)	4	港内道路13→11号(1次)→臨港道路4号(1次)

(注)路線名の1～3次は、緊急輸送路を示す。

表4-7 防災港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート

地域	港湾・漁港名	所在地	最寄りの主要な陸上輸送ルート	距離(km)	最寄りの主要な陸上輸送ルートまでのルート
賀茂	相取漁港	東伊豆町	(国)135号(1次)	1	(一)相取港線
	妻良漁港	南伊豆町	(国)136号(1次)	0	隣接のため路線なし
	松崎港	松崎町	(国)136号(1次)	1	町道→(一)松崎港線
	田子漁港	西伊豆町	(国)136号(1次)	1	臨港道路→町道
東部	宇久須港	西伊豆町	(国)136号(1次)	1	臨港道路→町道
	網代漁港	熱海市	(国)135号(1次)	0	隣接のため路線なし
	伊東港	伊東市	(国)135号(1次)	0	臨港道路
	土肥港	伊豆市	(国)136号(1次)	1	臨港道路
中部	戸田漁港	沼津市	(主)沼津土肥線(2次)	0	隣接のため路線なし
	静岡漁港	沼津市	(国)414号(3次)	0	臨港道路
	用宗漁港	静岡市	(国)150号(1次)	1	市道→(一)静岡焼津線(1次)
	焼津漁港	焼津市	(一)静岡焼津線(1次)	1	(一)上青島焼津線
西部	大井川港	焼津市	(国)150号(1次)	3	町道→(主)焼津藤原線
	地蔵宮漁港	牧之原市	(国)150号(1次)	1	臨港道路1号
西部	福田漁港	磐田市	(国)150号(1次)	1	臨港道路→市道
	浜名港	新居町	(国)1号(2次)	0	港内道路→町道

(注)路線名の1～3次は、緊急輸送路を示す。

表4-8 耐震強化岸壁一覧

地域	港名	所在地	地区名	施設名	延長 (m)	水深 (m)	緊急物資 取扱能力 (t/日)	備考
賀茂	下田港	下田市	外ノ岡	外ノ岡棧橋	80	6	1,360	
	松崎港	松崎町	松崎	松崎棧橋	68	3	612	
	宇久須港	西伊豆町	宇久須	宇久須棧橋	50	4	850	
	熱海港	熱海市	和田磯	-7.5岸壁	155	7.5	4,390	
東部	伊東港	伊東市	玖須美	玖須美岸壁	60	4.5	1,020	
	土肥港	伊豆市	大藪	大藪岸壁	60	4.5	1,020	
	沼津港	沼津市	外港	外港西岸壁 東岸壁	130 7.5	5.5	3,380	
	田子の浦港	富士市	吉原	吉原1号岸壁 吉原2号岸壁	167 125	9 7.5	4,342 3,250	
中部	清水港	静岡市	興津	興津1号岸壁	185	10	4,810	
				興津2号岸壁	220	12	5,720	
				興津11号岸壁	220	12	5,720	
				興津12号岸壁	220	12	5,720	
	日の出	日の出4号岸壁 日の出5号岸壁	240 240	12 12	6,240 6,240			
	新興津	新興津岸壁	350	15	9,100	コンテナ		
	姉津漁港	姉津市	城之腰	(-7.0m)岸壁	120	7	3,120	
	大井川港	姉津市	飯淵	耐震岸壁	90	5.5	1,530	
	地頭方漁港	牧之原市		(-3.0m)岸壁	150	3	1,350	
	御前崎港	御前崎市	女岩	西埠頭3号岸壁	130	7.5	3,380	
西埠頭4号岸壁				130	7.5	3,380		
女岩岸壁				280	14	7,280	コンテナ	
福田漁港	磐田市		(-3.0m)岸壁 (-5.0m)岸壁	350 100	3 5	3,150 1,700		
浜名港	新居町	向島	向島物揚場第2	175	3.5	1,575		

(注) 清水港、御前崎港はコンテナによる輸送が可能。

目 次

別図1-1-6	ヘリベース・拠点ヘリポート等	24
別図1-1-7	災害拠点病院ヘリポート	25
別図1-1-8	静岡空港の臨時ヘリスロット等	26
別図1-1-9	静岡エアリアVFR常用飛行経路	27

第2章 緊急輸送ルートの確保

1	要旨	28
2	緊急輸送ルートの概要と確保目標	28
3	緊急輸送ルート確保活動の概要（道路を使用する場合）	29
(1)	発災前に定めておく事項	29
(2)	航空偵察等による被害の把握	29
(3)	道路管理者による通行可否情報の収集	30
(4)	通行可否情報等の集約・共有	30
(5)	災害時における車両の移動等に対する要請	30
(6)	道路啓開方針の決定等	30
(7)	関係機関への支援要請	31
(8)	緊急交通路の指定及び交通規制の実施	31
(9)	広報の実施	32
4	緊急輸送ルートの確保活動概要（港湾を利用する場合）	32
(1)	防災拠点港湾等の位置づけ	32
(2)	航空偵察等による被害の把握	32
(3)	港湾等の管理者による被害情報等の収集	32
(4)	みなとBCPに基づく対応	32
(5)	優先的に復旧する港湾等の選定	33
(6)	港湾等への緊急輸送ルートの確保	33
(7)	油槽所のある港湾への緊急輸送ルート及び港湾機能の優先的な確保	34
(8)	海路と陸路の結節に対する配慮	34
(9)	海上輸送の代替手段の確保	34
5	緊急輸送ルートの確保活動の概要（空路を利用する場合）	34

別図2-1	通行可否情報の収集・伝達・共有ルート	35
-------	--------------------	----

第3章 救助・消火活動等

1	要旨	36
2	発災直後の優先実施事項	37
(1)	情報の収集及び共有	37
(2)	通信途絶市町への対応	37
(3)	広域応援部隊等の救助活動拠点への誘導	37
(4)	救助活動拠点の開設	37
3	発災後概ね72時間以内の実施事項	38

第1章 総則

1	基本方針	1
2	本計画の位置付け	2
3	本計画の適用	2
4	発災からの経過時間に応じた県及び市町等の対応	3
5	県及び市町の災害対策本部の役割	4
6	防災拠点等	5
(1)	防災拠点の種類、機能及び開設等	5
(2)	大規模な広域防災拠点「静岡空港」	6
7	平素からの準備	7
8	経費負担	7
9	全国知事会等への応援要請	7

第1-1章 航空運用

1	要旨	11
2	時間経過（各段階）に応じた航空機の運用及び市町の対応	11
(1)	第1段階：発災直後	11
(2)	第2段階：航空部隊による独自対応（発災～約24ないし48時間）	12
(3)	第3段階：市町の支援要請対応（第2段階終了～救助活動等頻度少）	12
(4)	第4段階：第3段階終了～活動収束	13
3	ヘリベース及びヘリポートの開設	13
4	県本部による航空調整	15
5	サイレントタイム	16
6	広域物資輸送拠点の代替拠点としての静岡空港の活用	16
7	救援航空機等の安全確保	16
8	静岡県内を飛行する広域応援部隊等の航空機の常用経路	16
9	無人航空機の飛行	17

別図1-1-1	航空偵察ルート図	18
別図1-1-2	第1段階：発災直後の担任区域（基準）	20
別図1-1-3	第2段階：航空部隊による独自対応（基準）	21
別図1-1-4	第3段階：市町の支援要請対応（基準）	22
別図1-1-5	第4段階：第3段階終了～活動収束（基準）	23

4	発災後概ね4日目以降の実施事項	39
5	艦船・船舶の運用等	39
6	災害対策用機械の運用	39

第4章 医療活動等

1	要旨	41
2	広域医療搬送活動	42
(1)	広域医療搬送活動の概要	42
(2)	県、市町及び医療機関の活動概要	42
(3)	広域医療搬送活動の実施	43
(4)	航空搬送拠点の機能	44
(5)	航空搬送拠点の運営	45
(6)	航空搬送拠点までの患者搬送	48
3	被災地外都道府県からのDDMAT等の医療チームの受け入れ	49
(1)	フェーズⅠ【災害超急性期(発災～48時間)】	49
(2)	フェーズⅡ【災害急性期(3日～1週間)】	51
(3)	フェーズⅢ【災害亜急性期～中長期(1週間～1か月)】	52
4	医薬品等及び輸血用血液の確保	53
(1)	医薬品等確保の概要	53
(2)	輸血用血液確保の概要	54
5	薬剤師等の受け入れ	54
6	静岡県災害派遣福祉チーム(静岡DCAT)の派遣及び受け入れの調整	54
7	災害時健康危機管理チーム(DHEAT)の受け入れ	54
8	災害派遣精神医療チーム(DPAT)の受け入れ	55

第5章 物資調達

1	要旨	56
2	物資調達・供給活動	56
(1)	物資調達・供給の基本的な流れ	56
(2)	緊急物資の取り扱いに関する留意事項	57
3	平素からの準備	57
(1)	住民への啓発(県及び市町)	57
(2)	物資の備蓄(県及び市町)	57
(3)	緊急物資の調達・輸送に関する体制の構築(県及び市町)	57
4	県及び市町の物資調達活動	58
(1)	発災直後から概ね3日間の活動	58
(2)	発災後概ね4日目以降から7日目までの活動	59
(3)	発災から概ね1週間以降の活動	61

第6章 燃料供給、電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保、 応急給水及び汚水処理の継続・確保

I	燃料供給	62
1	要旨	62
2	基本的な燃料供給体制	62
3	防災拠点等に存する給油施設への「重点継続供給」	63
4	業務継続が必要な重要施設への「優先供給」	65
5	臨時の給油施設に対する供給	65
6	燃料供給に必要な輸送・供給体制の確保(油槽所へのアクセス)	66
7	燃料供給に関する広報	66
II	電力・ガスの臨時供給	67
1	要旨	67
2	重要施設の選定及び情報共有等	67
3	重要施設への臨時供給	68
4	緊急通行車両等の通行体制の確保	68
III	通信の確保	69
1	要旨	69
2	重要施設の選定及び情報共有等	69
3	重要施設及び通信の空白地域における通信の臨時確保	69
4	緊急通行車両等の通行体制の確保	69
IV	応急給水	70
1	要旨	70
2	応急給水体制	70
3	応急給水業務	70
4	応急給水活動	71
V	汚水処理の継続・確保	72
1	要旨	72
2	下水道の広域支援体制	73
3	農業及び漁業集落排水施設	76
4	し尿処理施設	77

第7章 自治体応援職員

1	要旨	78
2	応援職員の受け入れ体制	79
(1)	県及び市町の役割	79
(2)	県の受援体制・スキーム	79
3	県業務の受援	81
(1)	業務継続	81
(2)	受援対象業務	81
(3)	受援業務に関する整理事項	81

(4) 各部署の人的応援要請の判断基準	8 2
(5) 広域応援協定団体等との連携	8 3
4 市町業務の応援・受援	8 4
(1) 県内被災市町への応援	8 4
(2) 市町における応援職員の受け入れ	8 5
(3) 市町からの応援要請に基づく調整	8 6
別表 7-1 応援優先順位	8 7
・ 被災市区町村応援職員確保システム（総務省）について	8 8
5 広域応援協定	8 9

第1章 総則

1 基本方針

- (1) 国は、南海トラフ地震¹発生時において「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和元年5月27日、中央防災会議幹事会決定。以下「国の具体計画」という。）に基づき、全国からの広域応援部隊（警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊災害派遣部隊、国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）²、海上保安庁の部隊、災害派遣医療チーム（DMAT）³その他の応援部隊）を静岡県内に迅速に投入し、災害応急対策活動を行う。また、食料、飲料水、医療物資、燃料及び生活必需品を全国からできる限り確保し、供給を行う。
- (2) 県、市町及び防災関係機関等⁴は、国の広域応援部隊等と連携した救助・救急活動、消火活動、医療活動を行うとともに、物資調達、燃料供給、電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保、応急給水及び汚水処理の継続・確保、自治体応援職員等による被災者支援等、県民の生命に直結する多岐にわたる災害応急対策活動を行う。
- (3) 県、市町及び防災関係機関等は、緊急輸送ルートの確保、救助活動拠点の開設準備などの広域応援部隊等の受け入れ体制を確保する。
- (4) 災害応急対策の実施にあたっては、多数の防災関係機関等の連携が必要であることから、大規模災害への組織的対応に必要とされる災害対応の原則C S C Aを確立することに留意する。

¹ 南海トラフ地震：南海トラフ（駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖迄のフィリピン海プレート及びニューシアンシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域をいう。）及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいう。南海トラフ地震として科学的に想定し得る最大規模のものを「南海トラフ巨大地震」という。

² 国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE；Technical Emergency Control Force）：大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施する部隊をいう。

³ 災害派遣医療チーム（DMAT；Disaster Medical Assistance Team）：大地震及び航空機・列車事故等の災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うため、厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームをいう。

⁴ 防災関係機関等：防災関係機関（指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関）、地方公共団体の組合（消防本部等の一部事務組合等）及び県及び市町等と協定を締結した事業者をいう。

【災害対応の原則C S C A】

C	Command & Control	指揮と統制	指揮命令系統の確立、機関間の連携
S	Safety	安全	防災関係機関及び職員の安全確保
C	Communication	情報収集、伝達	被害情報の収集、伝達及び共有
A	Assessment	情報の評価	時間経過に応じた計画の見直し

2 本計画の位置付け

- (1) 南海トラフ地震における静岡県広域受援計画（以下「本計画」という。）は、静岡県広域防災計画（以下「県域防災計画」という。）に基づき、「大規模地震等に関する情報及び広報活動実施要領」、「静岡県医療救護計画」やその他の個別計画等との整合を図るものである。
- (2) 本計画における医療搬送、救護を要する患者数、物資量及びこれらを搬送するための輸送活動の規模・範囲は、静岡県第4次地震被害想定（以下「4次想定」という。）に基づく。
- (3) 本計画は、国の具体計画の修正、訓練等を通じた検証、国・県・市町及び防災関係機関等の体制変更や施設整備の進捗等に応じて、必要な見直しを行う。

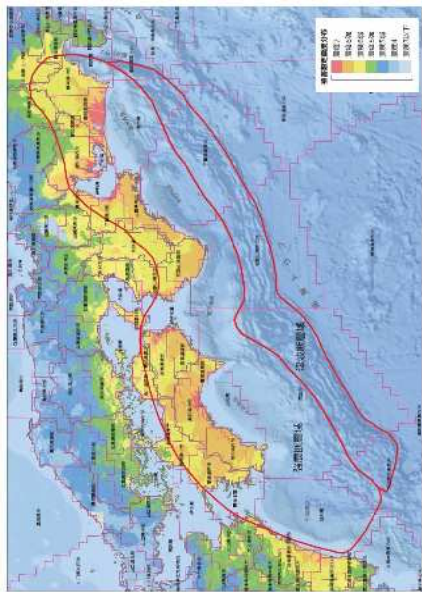
3 本計画の適用

- (1) 南海トラフ地震が発生し、国による応援の適用条件⁵に該当した場合、県、市町及び防災関係機関等は、直ちに本計画に基づく対応を実施する。県及び市町は、被害状況に応じて、本計画を修正し、適切に対応する。
- (2) (1)以外の大規模な災害⁶が発生した場合にも、県及び市町は、必要に応じて本計画を準用する。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報に関する情報発表時における県及び市町の対応については、「東海地震応急対策活動要領」に基づく静岡県広域受援計画」を準用する。

⁵ 国による応援の適用条件：地震発生時の震央地名の区域が、内閣府に平成23年8月に設置された、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部、近畿、四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合をいう。（いわゆる「南海トラフ巨大地震」が発生した場合を想定）

⁶ (1)以外の大規模な災害：東海地震、東海・東南海地震等、国の応援部隊の派遣が想定される大規模災害

【南海トラフ巨大地震の想定震源断層域と震央地名図】
(令和元年5月27日、中央防災会議幹事会)



4 発災からの経過時間に応じた県及び市町等の対応

県及び市町等の防災関係機関が、人命救助のために重要な72時間を意識しつつ災害応急対策活動を総合的かつ調和的に行うための発災からの経過時間に応じた行動目標（以下「タイムライン⁷」という。）を定める。

【各分野別の災害応急対策活動のタイムライン（主要なもの）】

分野(章)	行動目標	活動内容
共通	数時間以内	○震度分布、航空偵察及び国、広域応援部隊等から得た情報により、県内の被害概要を把握、必要により広域応援部隊等の応援計画修正を要望
航空運用(第1-1章)	数時間以内	○航空偵察による県内の被害概要の把握 ○捜索救難航空機の受け入れ (拠点ヘリポートの開設、患者の搬送等)
緊急輸送ルート(第2章)	24時間以内 24～48時間以内 72時間以内	○航空搬送拠点に至る進出ルートの確保 ○広域応援部隊等(人命救助に係る部隊)の進出ルートの確保 ○主な被災地等への進出ルートの確保

⁷ タイムライン：地震の発生時刻や被災状況、各防災関係機関等の実情に応じて相違があることに留意する。

救助・消火(第3章)	24時間以内	○広域応援部隊等の受け入れ (救助活動拠点の開設準備、広域応援部隊等の要請に応じた誘導)
医療活動(第4章)	24時間以内	○災害派遣医療チームの受け入れ ○災害拠点病院等から航空搬送拠点への患者搬送開始
物資調達(第5章)	4日目	○広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点への物資配送、避難所への物資配達の開始
燃料供給、電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保、応急給水及び汚水処理の継続・確保(第6章)	4日目	○災害応急対策車両、航空機及び災害応急対策活動上重要な施設に対する燃料供給開始 ○電力・ガスの臨時供給開始 ○通信の臨時確保開始 ○応急給水応援隊及び汚水処理応援隊の受け入れ
自治体応援職員(第7章)	4日目	○被災市区町村応援職員確保システムによる応援職員の受け入れ

タイムラインの詳細は別表1-1「発災からの経過時間に応じた行動目標(タイムライン)」のとおりとする。

5 県及び市町の災害対策本部の役割

県及び市町は、災害対策本部を設置し、地域防災計画及び本計画に基づく災害応急対策活動を実施する。

(1) 県災害対策本部

県災害対策本部（以下「県本部⁸」という。）は、全県にわたる災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害時情報集約支援チーム（ISUT）⁹等の支援を活用した情報集約、政府現地対策本部等¹⁰及び防災関係機関等と情報共有、活動調整及び必要な要請¹¹を行う。

⁸ 県本部指令部の編制及び事務分掌は、別表1-2「県本部指令部の編制及び事務分掌(関係分)」を参照

⁹ 災害時情報集約支援チーム（ISUT：Information Support Team）：大規模災害時、被災情報や避難所などの情報を集約・地図化・提供して、自治体等の災害対応を支援する（内閣府の）現地派遣チームをいう。

¹⁰ 政府現地対策本部等：大規模災害時、静岡県庁に設置が想定される緊急災害現地対策本部（複数の都道府県の区域を所管）、政府現地連絡調整室、政府現地災害対策室、情報連絡要員のいずれかの組織をいう。

¹¹ 必要な要請：(発災後における一例) 南海トラフ地震において、広域応援部隊等が被災地に本格投入される前に、広域応援部隊等を重点的に投入する地域を明らかにして要請する等

(2) 県災害対策本部方面本部

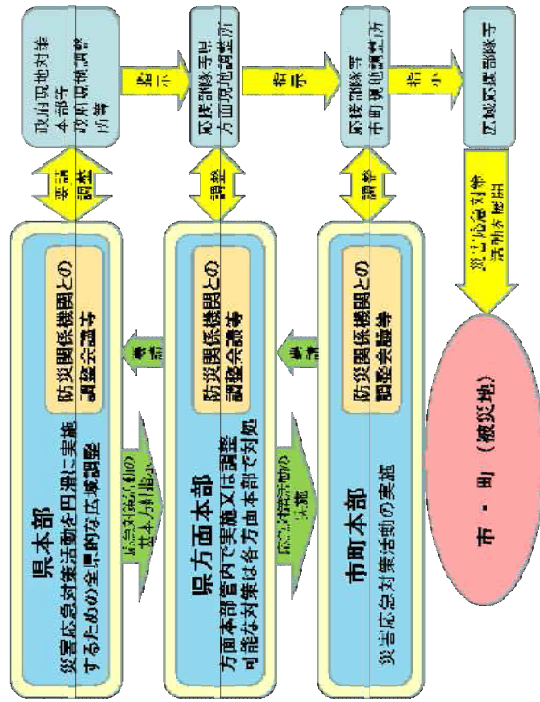
県災害対策本部方面本部（以下「方面本部」という。）は、管内市町及び防災関係機関等と災害応急対策活動に必要な調整を行うため、調整会議等を開催する。

また管内の調整のみでは対応が困難な場合は、県本部に応援を要請する。なお、方面本部管内の災害応急対策活動を迅速に決定するため、防災関係機関等の調整会議等参加者は可能な限り、災害応急対策活動に関し決定権限を有する者とする。

(3) 市町災害対策本部

市町災害対策本部（以下「市町本部」という。）は、市町内に所在している警察、消防等の防災関係機関及び自主防災組織等と連携して人命救助活動、医療活動等を実施するとともに、方面本部に対し、応援部隊等の派遣その他の必要な要請を行う。

【県、市町の災害対策本部体制の概要】



6 防災拠点等

(1) 防災拠点の種類、機能及び開設等

県及び市町は、広域応援部隊等の指揮、駐車、駐機、整備、宿泊、医療搬送、物資搬送、艦艇による生活支援等をうけるための拠点として、防災拠点を準備する。

防災拠点の開設は広域応援部隊等が行うことを基本とする。

県は、広域応援部隊等の主要な進出経路である東名高速道路足柄サービスエリア。及び新東名高速道路浜松サービスエリアに交通誘導係を配置し、TEC-FORCE、災害派遣医療チーム（DMAT）等に対して県内の道路情報等を提供する。

防災拠点の種類、機能等は別表1-3「防災拠点の種類、機能等」のとおりとする。

(2) 大規模な広域防災拠点「静岡空港」

ア 県は、静岡空港において、国内外の防災関係機関等から災害応急対策活動に係る広域応援を受け入れ、救助・消火活動、医療活動、物資調達活動等を総合的かつ広域的に行う。

イ 具体的な活用方法

(ア) 救助活動拠点

警察災害派遣隊航空機（航空自衛隊静浜基地に収容できない場合）、緊急消防援助隊航空機、自衛隊災害派遣部隊航空機、ドクターヘリ等の駐機・給油等

(イ) 災害派遣医療チーム（DMAT）の空路参集拠点

災害派遣医療チーム（DMAT）が空路参集するとともに、支援チームを配置して参集したDMATの活動を後方支援する拠点

(ウ) 広域医療搬送¹²等を行う航空搬送拠点

広域医療搬送、地域医療搬送¹³を臨機応変に選択できるよう緊急度判定¹⁴の機能を確保し、災害現場、近隣の災害拠点病院等から広域的に患者を受け入れ、被害が甚大な県内及びその近隣地域の医療機関の負担の軽減に資する拠点

(エ) 航空輸送拠点

大規模な孤立地域が発生した場合の航空輸送のための拠点

（孤立地域に対する大型輸送ヘリなどによる燃料等の輸送を想定）

(オ) 広域物資輸送拠点の代替拠点

国内外から航空機により静岡空港に搬入された支援物資を受け入

¹² 広域医療搬送：国が各機関の協力の下、自衛隊等の航空機を用いて患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。

¹³ 地域医療搬送：ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものを含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。

¹⁴ 緊急度判定：「救える命を救う」ため、患者の緊急度に応じた救急対応を選択する方針（トリアージ）をいう。

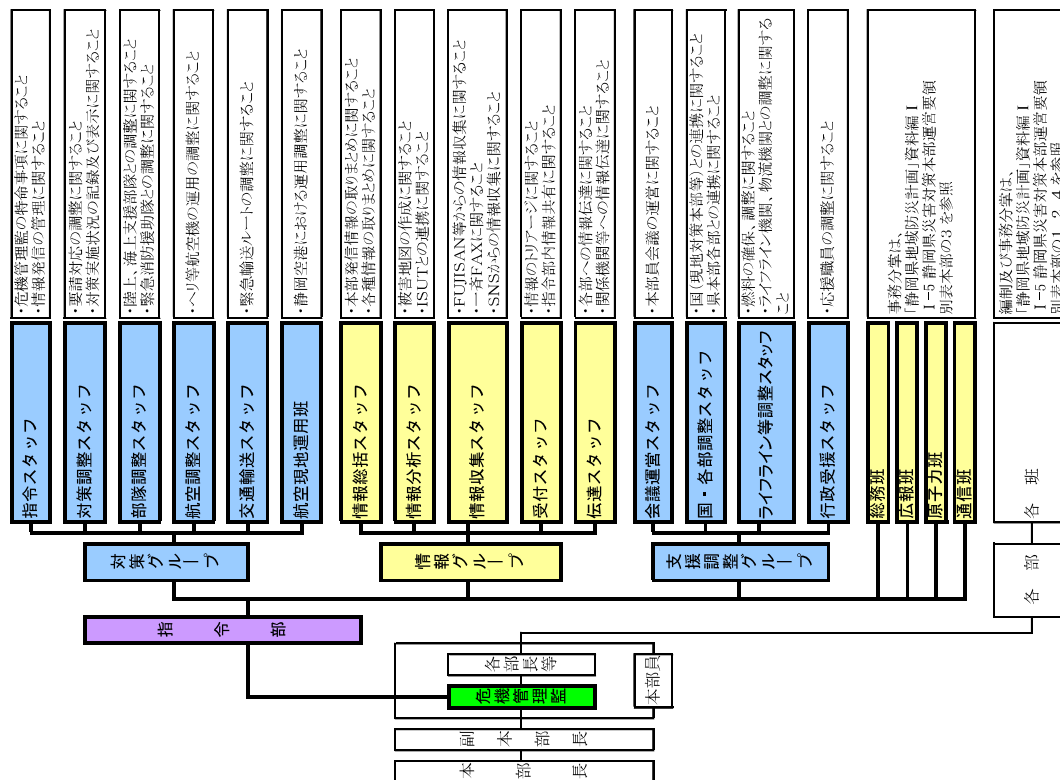
防災拠点の種類、機能等

番号	種類	機能	開設準備者	開設者 (運用者)	県本部、県方面本部等との通信確保
1	広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊等が被災地方面に向かって移動する際の一次的な目標となる拠点	各施設管理者	広域応援部隊等	車名足柄SA(下り線)、新車名浜松SA(上り線)に配置した交通誘導係が、県本部、県方面本部との間で通信を確保(※1)
2	救助活動拠点	域内部隊及び広域応援部隊等が被災地において部隊の指揮、宿舎、資機材集積、燃料供給等を行う拠点として、県及び市町があらかじめ設定し、発災後には速やかに確保すべき拠点	各施設管理者 (市町等)	広域応援部隊等	(進出する広域応援部隊等に県本部、県方面本部及び市町本部との通信確保を依頼)
3	航空搬送拠点	広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)が設置可能なもの	県方面本部 (健康福祉班)	県方面本部 (健康福祉班)	県方面本部(福祉班)が、県本部、県方面本部との通信を確保
4	ヘリベース	広域応援部隊等のヘリコプター運用に関する指揮(指示・任務付与)を実施し、かつ駐機、給油、整備、整備及び宿泊(近隣宿泊を含む)が可能な拠点	県、 市(藤枝市)	広域応援部隊等	施設管理者が広域応援部隊等の到着まで県本部、県方面本部との通信を確保(藤枝総合運動公園は広域応援部隊等の到着まで県方面本部との通信を確保)
5	拠点ヘリポート	○広域応援部隊等が航空機で救出した要救助者(沿岸部等の孤立者、津波による漂流者、孤立地域における負傷者)等を受け入れる拠点 ○救護病院から負傷者等を航空機で搬送するために使用する拠点 ○広域応援部隊等の航空機による進出、航空機による物資輸送等を受け入れる拠点	各施設管理者 (市町等)	各施設管理者 (市町等)	施設管理者が県本部、県方面本部との通信を確保
6	災害拠点病院用ヘリポート	災害拠点病院敷地内または近傍に確保し、患者搬送をするためのヘリポート(中型ヘリの使用可能なヘリポートを最低1個含む)	災害拠点病院 又は市町	災害拠点病院 又は市町	施設管理者が県本部、県方面本部との通信を確保
7	広域物資輸送拠点	国等から供給される物資を県が受け入れ、各市町が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて、物資を送り出すために設置する拠点	県方面本部 (物資班)	県方面本部 (物資班)	県方面本部(物資班)が、県本部、県方面本部との通信を確保
8	広域物資輸送拠点(代替)	広域物資輸送拠点が被災により使用不能又は物資取り扱い機能が不足する場合に、県本部(物資班)が、国、県トラック協会、倉庫協会などと協議し、指定する拠点	県方面本部 (物資班)	県方面本部 (物資班)	県方面本部(物資班)が、県本部、県方面本部との通信を確保
9	地域内輸送拠点	県、協定を締結した他自治体、事業者などから供給される物資を市町が受け入れ、避難所などに向けて物資を送り出すために設置する拠点	各施設管理者 (市町等)	各施設管理者 (市町等)	市町本部(物資を取り扱う組織)が、県方面本部(物資班)との通信を確保
10	海上輸送拠点	人員・物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾・漁港であって、耐震性及び機能性が高いもの	港湾管理者 漁港管理者	広域応援部隊等	(進出する広域応援部隊等に県本部、県方面本部及び市町本部との通信確保を依頼)

(※1) 交通誘導係の業務：広域応援部隊等(TEC-FORCE、DMAT)に対して、県内の道路情報等を提供(発災後24時間以内を目安に配置)

別表1-2

県本部指令部の編制及び事務分掌(関係分)

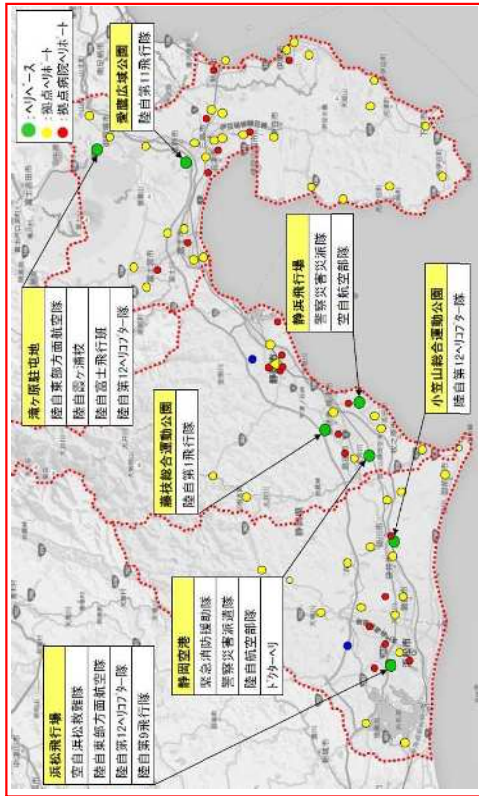


第1-1章 航空運用

1 要旨

県及び市町は、発災直後から航空機を有効に活用し、航空偵察、地震・津波等により孤立した要救助者や津波漂流者の捜索・救助、患者搬送等の災害応急対策（航空運用）を実施する。

【南海トラフ地震(東海地震及び東南海・南海地震同時発生時)における航空部隊の展開】



2 時間経過（各段階）に応じた航空機の運用及び市町の対応

- (1) 第1段階：発災直後
 - ア 市町本部は、拠点ヘリポートの被害の有無及び開設の可否等を速やかに確認し、FUJISAN³又は状況によりその他の手段(電話、FAX、メール等)により報告するとともに、資料編1-5「南海トラフ地震における救援航空機等の安全確保要領(第2の2項：「ヘリポートの安全運航対策)」に基づき、所要の処置を実施して拠点ヘリポートを開設する。
 - イ 県消防防災航空隊及び県警察は、別図1-1-1「航空偵察ルート図(1)」及び資料編1-1「南海トラフ地震等における航空偵察実施要領」に基づき、ヘリコプター(ヘリコプターテレビ伝送システム装備機を基準)を使用して航空偵察を実施する。また、県消防防災航空隊は、並行して静岡空港において応援部隊ヘリコプターの受入準備を実施する。
- (2) 第2段階：市町の支援要請対応(第2段階終了～救助活動等頻度減少)
 - ア 市町本部からの航空支援要請は全段階を通じてFUJISAN又は状況により資料編1-6 様式1-6-1「航空支援要請(市町分)」を用いて要請するものとする。
- (3) 第3段階：市町の支援要請対応(第3段階終了～救助活動等頻度減少)
 - ア 市町本部は、原則として拠点ヘリポートに搬送された要救助者を受け入れるとともに、避難所等への収容、救護所への搬送等を実施する。
 - エ 災害拠点病院及び同病院の所在する市町本部は、発災後12時間以内を基準に災害拠点病院用ヘリポートを開設し、開設後FUJISAN等で速やかに報告する。
 - オ ドクターヘリ本部は、ドクターヘリにより所要の地域医療搬送を行う。

1 航空運用：本章は、第1章(総則)における防災拠点、第3章(救助・消火活動等)、第4章(医療活動等)、第5章(物資調達)における航空運用に係る事項を整理し、特に発災初期に迅速に航空運用ができるようにしたものである。

2 FUJISAN：静岡県危機管理部が運用するインターネット上の防災情報共有システム

ウ 県本部(指令部情報収集スタッフ/情報グループ)は、県消防防災ヘリコプター及び県警ヘリコプター(以下「県有ヘリコプター」という。)並びに静岡市・浜松市消防ヘリコプター及び広域応援部隊等から航空偵察結果等を入力し全県の被災状況を把握する。

エ 偵察終了後における県消防防災航空隊及び県警察の救助活動に係る担任区域の基準は、別図1-1-2「第1段階：発災直後の担任区域(基準)」のとおりとし、細部については、偵察結果等を基に調整するものとする。

オ 県本部(指令部空港現地運用班/対策グループ)は、静岡空港に來援する警察、消防、自衛隊、海上保安庁の航空機及びドクターヘリの受け入れについて空港の関係機関等と所要の調整を実施する。

(2) 第2段階：航空部隊による独自対応(発災～約24ないし48時間)

ア 県本部(指令部航空調整スタッフ/対策グループ)は、通信途絶等により支援要請が確に実施できない状況下で、救助等を迅速かつ効率的に実施するため、各ヘリベースに展開してくる関係機関の航空部隊に対し、別図1-1-3「第2段階：航空部隊による独自対応(基準)」を基準として担任区域を割り当てて、担任区域内における偵察及び救助等は、割り当てを受けた部隊が独自に実施するものとし、活動状況については、各機関の連絡幹部(LO³)等を通じて県本部等で情報を共有する。

なお、当初から市町本部の航空支援要請に対応可能でかつ効率的に救助活動等を実施できる場合は、直接第3段階に移行するものとする。

イ 航空機による救助者の搬送先は、開設された最寄りの拠点ヘリポート又は災害拠点病院ヘリポート等を基準するほか、状況により現場航空部隊の判断によるものとする。

ウ 市町本部は、原則として拠点ヘリポートに搬送された要救助者を受け入れるとともに、避難所等への収容、救護所への搬送等を実施する。

エ 災害拠点病院及び同病院の所在する市町本部は、発災後12時間以内を基準に災害拠点病院用ヘリポートを開設し、開設後FUJISAN等で速やかに報告する。

オ ドクターヘリ本部は、ドクターヘリにより所要の地域医療搬送を行う。

(3) 第3段階：市町の支援要請対応(第2段階終了～救助活動等頻度減少)

ア 市町本部からの航空支援要請は全段階を通じてFUJISAN又は状況により資料編1-6 様式1-6-1「航空支援要請(市町分)」を用いて要請するものとする。

3 LO：Liaison Officerの略、県本部、県方面本部、市町本部等に派遣される応援部隊等の連絡幹部をいう。

イ 県本部（航空調整スタッフ）は、県内を別図1-1-4「第3段階：市町の支援要請対応（基準）」に示す3地区（東部／賀茂、中部及び西部）に区分し、区域内における航空支援要請を、当該区域内のヘリベースに展開している部隊を基準として割り当てる。

なお、第2段階から第3段階への移行については、各地区の被害、救援航空機の活動状況並びに県及び市町本部の航空支援要請への対応状況等を総合的に勘案し、県本部が各地区単位で判断するものとする。

(4) 第4段階：第3段階終了～活動収束

県本部（航空調整スタッフ）は、発災から72時間以降で救助活動等の頻度が減少した場合は、適切な時期をもって、第4段階へ移行し、前項の3地区を基準として陸上自衛隊の航空機を主体に航空支援要請に対応することととも必要に応じその他の機関の航空機により活動を補完するものとする。

なお、南海トラフ地震（東海地震及び東南海・南海地震同時発生時）における陸上自衛隊航空部隊の展開基準は、別図1-1-5「第4段階：第3段階終了～活動収束（基準）」のとおり

3 ヘリベース及びヘリポートの開設

県内に開設するヘリベース及び拠点ヘリポートの地図上の位置は別図1-1-6「ヘリベース・拠点ヘリポート等」、災害拠点病院用ヘリポートの位置は別図1-1-7「災害拠点病院ヘリポート」とおり

(1) ヘリベース

ア ヘリベース開設予定地は、下表のとおり

【ヘリベース開設予定地】

拠点名	配置される応援部隊等	配置される部隊の主な活動地域	施設管理者（施設設置者）	航空搬送拠点	航空機用救助活動拠点	航空輸送拠点
静岡空港	緊急消防援助隊ドクターヘリ（陸自航空部隊）（警察災害派遣隊）	全県	県	○	○	○
愛鷹広域公園	陸自第11飛行隊	東部・賀茂方面本部管内	指定管理者（県）	○	○	○
藤枝総合運動公園	陸自第1飛行隊	中部方面本部管内	指定管理者（藤枝市）			
小笠山運動公園	陸自第12ヘリコプター隊	西部方面本部管内	指定管理者（県）		○	

陸上自衛隊 竜ヶ原飛行場	陸自東部方面航空隊 陸自霞ヶ浦校 陸自富士飛行班 陸自第12ヘリコプター隊	全県	防衛省		
航空自衛隊 浜松基地	航空 陸自東部方面航空隊 陸自第12ヘリコプター隊 陸自第9飛行隊	西部方面本部管内	防衛省	○	○
航空自衛隊 静浜基地	航空 警察災害派遣隊	全県	防衛省		

注：応援部隊は、東海地震及び東南海・南海地震同時発生時の場合

イ 航空機用救助活動拠点に指定されているヘリベースの施設管理者は、発災後速やかに開設準備（ヘリコプターが着陸できる区域又はスペースの確保、施設の開錠等）を行う。また、施設管理者、方面本部は、静岡空港以外のヘリベースについて開設準備状況をFUJISAN等により県本部に報告する。

ウ 静岡空港については、応援部隊のヘリコプターを受け入れるため、臨時ヘリスポットを平行誘導路上に28機分確保する。静岡空港の臨時ヘリスポット等の細部については、別図1-1-8「静岡空港の臨時ヘリスポット等」とおり

エ 県本部（航空調整スタッフ）は、愛鷹広域公園、静岡市田町緑地スポーツ広場又はその他の必要な場所に、航空管制用レーダの設置を陸上自衛隊に要請する。

(2) 国・関係都道府県等の受け入れヘリポート

施設管理者は、発災後速やかに、政府現地对策本部等がヘリコプターにより県庁舎等へ進出するため、静岡市駿府城公園ヘリポートを開設する。

(3) 拠点ヘリポート

拠点ヘリポートの細部諸元は、資料編1-2「発災後、速やかに各市町が開設する拠点ヘリポート」のとおり

(4) 災害拠点病院用ヘリポート

災害拠点病院用ヘリポートの細部諸元は、資料編1-3「発災後、概ね12時間以内に開設する災害拠点病院用ヘリポート」のとおり

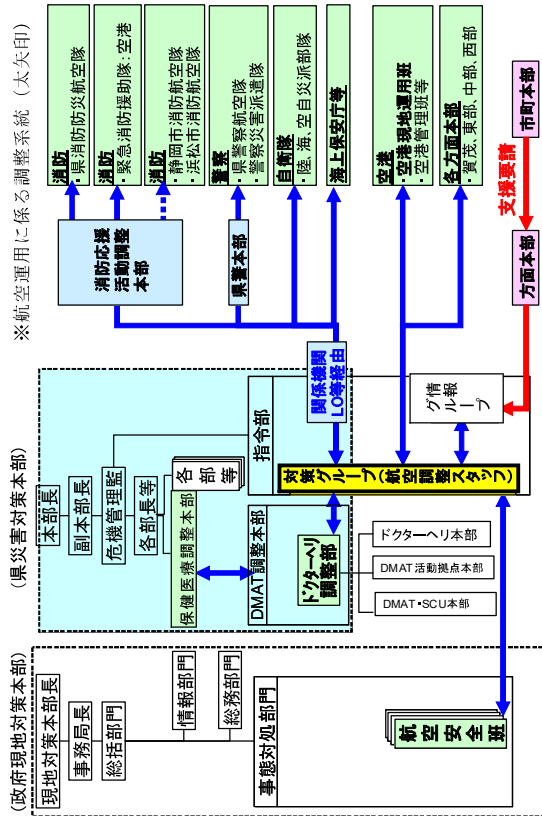
(5) その他

市町本部は、救助・消火活動、患者県内搬送、航空輸送等のため必要がある場合は上記(1)～(4)以外のヘリポートを適宜開設し、県本部（航空調整スタッフ）及び方面本部に報告する。

4 県本部における航空調整

(1) 航空調整に関する組織

【航空調整に関する組織図】



(2) 航空運用調整会議

航空運用調整会議は、県本部指令部対策グループ長が主催し、航空調整スタッフ、ドクターヘリの運航に係る職員、消防応援活動調整本部における航空機の運航に係る職員及び広域応援部隊等（警察、自衛隊、海上保安庁）の航空機運用に係る職員及び県本部指令部対策グループ長が指名する職員が参加する。

航空運用調整会議は、発災からの経過時間（各段階）毎に開催し、広域応援部隊等の展開先、運航（救助、患者搬送、消火、輸送等）の優先順位、任務分担及び担任区域の割り当て等について調整する。

(3) 県本部（航空調整スタッフ）

救援航空機等に係る航空調整は、航空運用調整会議の結果を踏まえ、航空調整スタッフが主体となり実施する。

航空調整スタッフは、関係機関（警察、消防、陸・海・空自衛隊、海上保安庁及びドクターヘリ調整部）の連絡幹部（LO）を統制し、次の事項について所要の調整を実施する。

- ア 応援部隊の展開及び再配備
- イ 部隊の担任区域の設定
- ウ 市町の支援要請に対する部隊及び航空機の割当
- エ 活動拠点、活動内容及び燃料補給
- オ 救援航空機等の安全確保要領
- カ その他必要事項

(4) ドクターヘリ調整部

ドクターヘリ調整部は、航空運用調整会議での調整結果に基づき、ドクターヘリの運航に関する調整を取り扱う。

5 サイレントタイム⁴

航空調整スタッフは、ヘリコプター等の飛行により災害応急対策活動に支障を及ぼす恐れがあると判断した場合、指令部部隊調整スタッフ/対策グループと調整し、関係機関と空域、高度等に関して調整の上、政府現地对策本部（航空安全班）等を通じ、航空部隊等にヘリコプター等の当該空域の飛行を制限するための要請を行う。

6 広域物資輸送拠点の代替拠点としての静岡空港の活用

県本部（経済産業部物資班）は、静岡空港において、民間物流事業者の協力を得て、航空貨物の積み下ろし、荷捌き、一時保管、車両による県広域物資輸送拠点への搬出等を実施する。

この際、県本部（部隊調整スタッフ）は、必要に応じて自衛隊の支援（自衛隊航空機からの荷卸し等）を要請する。

7 救援航空機等の安全確保

県は、関係機関等と協力し、平素から救援航空機等の安全確保のための各種要領の周知や各種ヘリポートの維持保全等に努める。

発災後は、資料編 1-5 「南海トラフ地震における救援航空機等の安全確保要領」を基準として、航空調整スタッフを中心に、政府現地对策本部等及び関係機関と連携して救援航空機等の運航に必要な情報を共有するとともに、被災地周辺における飛行の安全を確保するため、飛行の注意喚起等に係る要請を関係機関等に行う。

8 静岡県内を飛行する広域応援部隊等の航空機の常用経路

別図 1-1-9 「静岡エリアVFR（有視界飛行方式）常用飛行経路」とおり

⁴ サイレントタイム：倒壊家屋等における行方不明者捜索の際に、要救助者が発する音を、救助部隊が確認するため、活動現場周辺の環境を静寂に保つ時間。このため、県本部は救助活動用の重機や上空を飛行するヘリコプター等の運航を制限するよう関係機関に要請する。

9 無人航空機の飛行

(1) 無人航空機の運航方針

ア 大規模災害時に、捜索・救助活動のため、県警及び県、市町等の防災関係機関(以下「運航管理者」という。)が、航空法の適用除外を受けて、無人航空機を自ら運用又は運航委託する場合は、原則として高度150m未満を飛行させる。

イ 無人航空機と有人航空機の競合する空域では、救出活動等を実施する有人航空機の飛行を優先させる。

(2) 無人航空機の運航手順

ア 国土交通大臣が定める以下の空域で無人航空機を飛行させようとする場合、その運航管理者は、当該空域を管轄する組織(空港の管理者及び国土交通省東京航空局等)と飛行計画(飛行範囲、高度、運航の安全確保等)について調整する。

【無人航空機の飛行に係る国土交通大臣が定める空域及び調整先】

	国土交通大臣が定める空域	管理者	所在地
1	静岡空港の周辺	静岡空港管理事務所	牧之原市
2	静岡へりポートの周辺	静岡市都市局	静岡市
3	S・B・S沼津へりポートの周辺	静岡新聞 東部総局	沼津市
4	S・B・S静岡へりポートの周辺	静岡新聞 総務局	静岡市
5	航空自衛隊静岡飛行場の周辺	静浜基地	焼津市
6	航空自衛隊浜松飛行場の周辺	浜松基地	浜松市
7	浜松市消防へりポートの周辺	浜松市消防局	浜松市
8	浜岡原子力発電所の周辺空域	中部電力	御前崎市

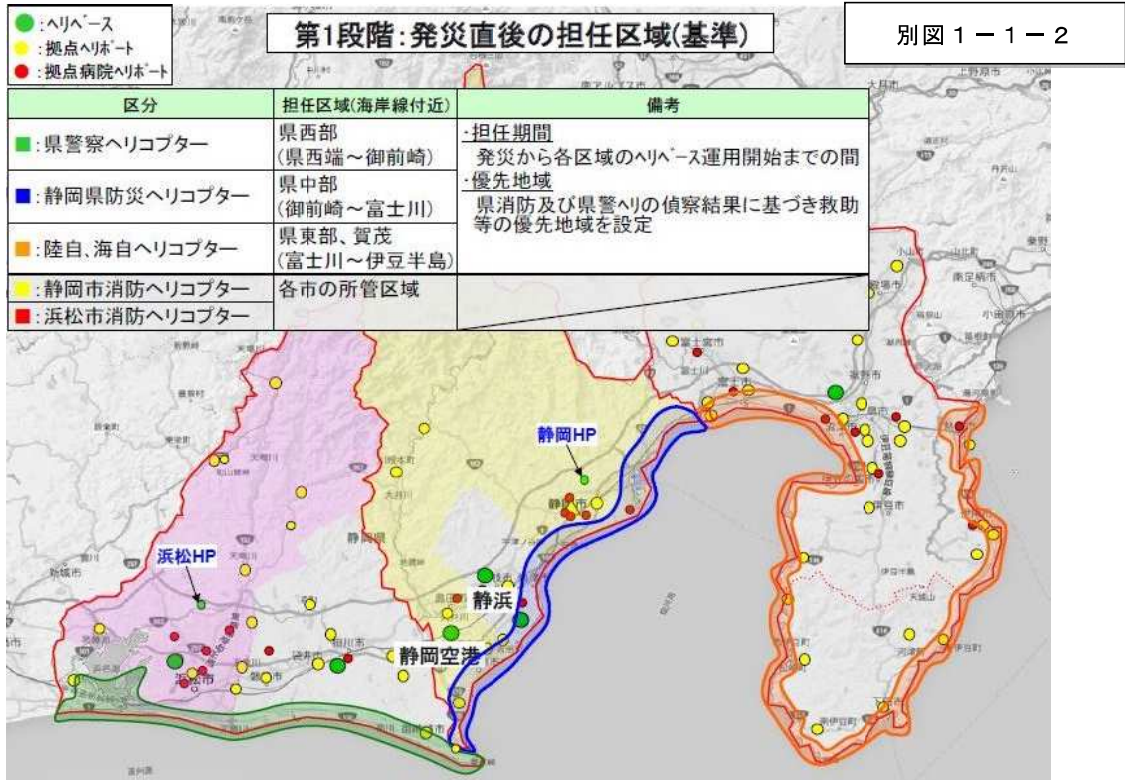
イ 運航管理者は県内で無人航空機を飛行させる場合、飛行計画を、FUJISAN システム(航空機等運用状況への入力)又は状況により電話、FAX等を通じて県本部(航空調整スタッフ)に報告する。

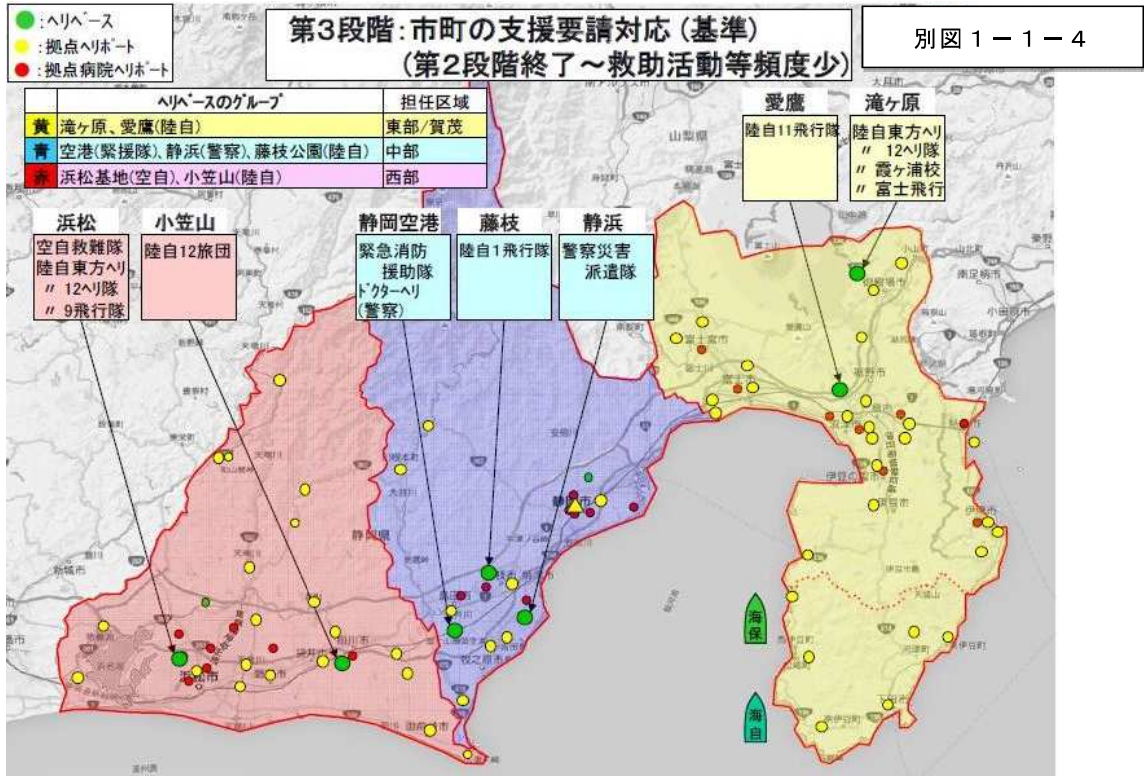
(3) 飛行の開始から終了までの間、以下の条件を確保する。また、資料編1-4 「無人航空機運航にあたってのガイドライン」を遵守する。

条件1：操縦士による目視範囲内の飛行及びプログラムによる飛行
 ・目視範囲内の飛行については、操縦士から半径600m以内を基準として無人航空機を運航するものとし、有人航空機が接近した場合は、無人航空機の飛行を中止させ又は十分な距離を保ち飛行させる。
 ・プログラムによる飛行については、該当空域周辺で救援活動等を実施する関係機関の航空部隊等に対し、当該無人航空機に係る飛行情報について伝達が完了したことを確認した後に、飛行を実施する。

条件2：地上又は水上の人、物件の安全を確保した飛行
 機体の整備不良、無線電波の一時中断、プロペラ駆動用電池の消耗等で無人航空機が落下し、地上等の人・物件に被害を与えないよう着意するものとする。







る。
なお、具体的なルートについては資料編 2-2 「緊急輸送ルート」のとおり定める。

表 2-1 【緊急輸送ルート（くしの歯ルート）】

くしの歯ルート	道路啓開ルート	確保目標
STEP 1（くしの歯）	高速道路等の広域支援ルート	概ね 1 日
STEP 2（くしの歯）	STEP 1 から沿岸部（被災地）に至るルート	概ね 1～2 日
STEP 3（沿岸被災地）	被害の甚大な沿岸部ルート	概ね 3 日
上記以外	全ての被災地への緊急物資輸送ルート	概ね 7 日

表 2-2 【緊急輸送ルート（拠点・施設等への進出ルート）】

用途	目的地（拠点等）	起点	確保目標
災害応急対策全般	県方面本部	東名・新東名 IC	概ね 1～2 日
	市町本部	東名・新東名 IC	概ね 1～2 日
航空運用	ヘリベース	東名・新東名 IC	概ね 3 日
	救助活動拠点（警察・消防） （県方面本部に対し啓開を要請したルート）	東名・新東名 IC	概ね 1～2 日
救火・消火活動等	救助活動拠点（自衛隊）	東名・新東名 IC	概ね 1～2 日
	災害拠点病院	東名・新東名 IC	概ね 1～2 日
	航空搬送拠点	東名・新東名 IC	概ね 1 日
	航空搬送拠点 （東名・新東名を経由しないことが効率的な場合のみ）	災害拠点病院	概ね 1～2 日
医療活動	広域物資輸送拠点	東名・新東名 IC	概ね 3 日
	地域内輸送拠点	広域物資輸送拠点	概ね 3 日
物資調達	油槽所を有する港湾	東名・新東名 IC	概ね 3 日
	防災拠点港湾	東名・新東名 IC	概ね 3 日
港湾	防災港湾	東名・新東名 IC	概ね 7 日

3 緊急輸送ルート確保活動の概要（道路を使用する場合）

- (1) 発災前に定めておく事項
県（各地域局）は、各地域別に設置されている道路啓開検討会等において、防災関係機関等と連携して道路啓開検討オペレーション計画（案）を策定し、予め優先すべき緊急輸送ルート及び発災時の情報共有や緊急通行車両等の通行の確保のための具体的な手順を定めておく。

- (2) 航空偵察等による被害の把握
ア 県本部（指令部情報収集スタッフ/情報グループ）及び方面本部（指令班）は、航空偵察により収集した情報から緊急輸送ルートの被害状況の把握や津波浸水域における道路被害の状況を把握する。
イ 県本部（交通基盤部河川砂防班）は、地理空間情報の活用促進のため協力に関する協定書に基づき、国土地理院に被災地域の撮影計画の有無を確認し、空中写真撮影を行ったときは、撮影した空中写真を迅速に提供するよう要請する。

- (3) 道路管理者による通行可否情報の収集
道路管理者（国・県・市町等）は、事前に定めた計画等に基づいて、緊急輸送ルートの道路パトロールを実施し、その通行可否情報を収集し、資料編 2-6 様式 301-1 「道路被害・復旧（見込）状況」により方面本部（指令班）に報告、又は静岡県道路通行規制情報提供システムへ入力する。なお、通行不能区間については迂回路を検討し、同様に報告する。

- (4) 通行可否情報等の集約・共有
県本部（指令部交通輸送スタッフ/対策グループ）は、方面本部（指令班）、県本部（交通基盤部道路班、情報収集スタッフ）、中日本高速道路株式会社連絡幹部（LO）、中部地方整備局連絡幹部（LO）等から報告のあった通行可否情報等を地図や FUJISAN 上の GIS 等に集約し、さらに、静岡県道路通行規制情報提供システムや警察庁のプロローブ情報処理システムや国土交通省の災害通行実績データベースによる緊急輸送ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回路等の情報の収集に努め、通行可能な緊急輸送ルートを明確化し、県本部内及び防災関係機関等と共有する。
なお、通行可否情報の収集・集約・共有ルートの詳細は、別図 2-1 「通行可否情報の収集・集約・共有ルール」に示す。

- (5) 災害時における車両の移動等に関する要請
方面本部（指令班）は、必要に応じて、各道路管理者に対し、それぞれの管理する道路について災害対策基本法第 76 条の 6 に基づく区間の指定⁴を包括的に行うよう、要請する。

- (6) 道路啓開方針の決定等
ア 方面本部は、管内の道路被害状況を踏まえ、各道路管理者（国・県・市町等）と調整の上、優先的に道路啓開を実施する区間等を決定し、道路管理者へ道路啓開等の要請又は指示を行う。

⁴ 災害対策基本法第 76 条の 6 に基づく区間の指定：指定により、道路管理者は、当該区間における車両等の占有者等に対し、車両等を付近の道路外に移動することその他緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置を取ることができる。

イ 県本部（交通輸送スタッフ）は、県全体の被害状況等を勘案し、全県における統一的な災害応急対策を実施する観点から、方面本部が決定した道路啓開方針について必要に応じて修正を指示する。
なお、政府現地対策本部等から道路啓開方針について修正等の指示があった場合も、同様とする。

ウ 道路管理者（国・県・市町等）は、方面本部（指令班）の道路啓開等の要請又は指示に基づき、必要な啓開を速やかに行う。

(7) 関係機関への支援要請

ア 各方面本部は、緊急輸送ルート確保活動にあたり、必要に応じて、自衛隊・警察等に支援要請を行う。

イ 各方面本部は、緊急輸送ルート確保活動にあたり、必要に応じて、県本部（交通輸送スタッフ）を通じて国土交通省 **TEC-FORCE**⁵ に支援要請を行う。

ウ 国土交通省は、迅速な救急救命活動や救急支援助物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補充路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

(8) 緊急交通路の指定及び交通規制の実施

ア 県公安委員会は、必要に応じて、災害対策基本法第76条に基づき緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を行う道路（以下「緊急交通路」という）を指定する。指定にあたり、必要に応じて、警察庁及び関係機関と調整を行う。

イ 県公安委員会は、緊急交通路の確保のため、必要と認める場合は、法第76条の4第1項に基づき、道路管理者等に対し直接又は県本部（交通輸送スタッフ）を介して、法第76条の4第1項に基づき、道路管理者等に対し、法第76条の6の規定に基づく車両の移動等の措置をとるべきことを要請する。

ウ 道路管理者は、必要に応じて、自らの管理する道路について、法第76条の6の規定に基づき、区間の指定を行い、車両の移動など緊急通行車両等の通行を確保するために必要な措置を行う。また、道路啓開の実施と併せ、啓開の支障とならないよう立ち往生車両を誘導し、滞留車両を円滑に移動させ、緊急通行車両等の通行を確保する。

なお、道路管理者は、早期の道路啓開のため、カメラ等の活用のほか民間が保有する情報による迅速な情報収集力の向上に努めるとともに、啓開用資機材を融通できるよう、民間も含めた資機材保有者間の情報共有及び資機材共有の仕組みを事前に構築しておく。

⁵ 国土交通省 **TEC-FORCE**：概要及びその所有資機材について、資料編2-3「国土交通省 **TEC-FORCE**（緊急災害派遣部隊）の災害対策用資機材及び支援活動等（例）」を参照

エ 県警災害警備本部は、主要な県境道路において、県内への一般車両の流入を制限するほか、その他の道路についても状況に応じて、交通規制を実施する。

(9) 広報の実施

県本部（指令部広報班、道路班）及び県警察災害警備本部は、報道機関、日本道路交通情報センター等の協力を得て、以下の事項について広報を実施する。

ア 緊急交通路として指定された区間については、一般車両の通行が禁止されていること。

イ 災害対策基本法第76条の6の規定に基づき指定された区間については、道路管理者による車両の移動等の措置が実施されること。

ウ 緊急通行車両の通行に支障を来す恐れがあるので、被災地外への避難、負傷者の搬送などやむを得ない場合を除いて、自家用車の運転は控えること。

4 緊急輸送ルートの確保活動の概要（港湾を利用する場合）

(1) 防災拠点港湾等の位置づけ

発災後、物資等の緊急輸送に使用する防災拠点港湾及び防災港湾（以下「港湾等」という）の名称及び機能等については、資料編2-4「海上輸送拠点・防災拠点港湾・自衛隊活動拠点港湾等」とおりである。

(2) 航空偵察等による被害の把握

県本部（情報収集スタッフ、交通輸送スタッフ、港湾班）及び方面本部（指令班、土木班）は、航空偵察等により収集した情報から港湾等の被害状況を把握する。

(3) 港湾等の管理者による被害情報等の収集

港湾等の管理者は、各港湾等の静岡県みなと機能継続計画（みなとBCP）⁶等の定めるところにより、港湾等の被害・復旧見込状況を集集し、資料編2-6 様式302-1「港湾、漁港被害・復旧（見込）状況」により方面本部（指令班）及び県本部（港湾班）に報告する。
港湾班は交通輸送スタッフと情報を共有する。

(4) みなとBCPに基づく対応

港湾等の管理者は、発災後速やかに、みなとBCP等に基づき、緊急輸送のための施設の復旧その他の港湾機能の回復に向けた行動を実施する。

⁶ 静岡県みなと機能継続計画（みなとBCP）：静岡県第4次地震被害想定で公表された大規模地震・津波に対して、港湾・漁港における人的被害を無くし、港の機能を早期に復旧させるため、事前対策や被災後の対応を整理した計画

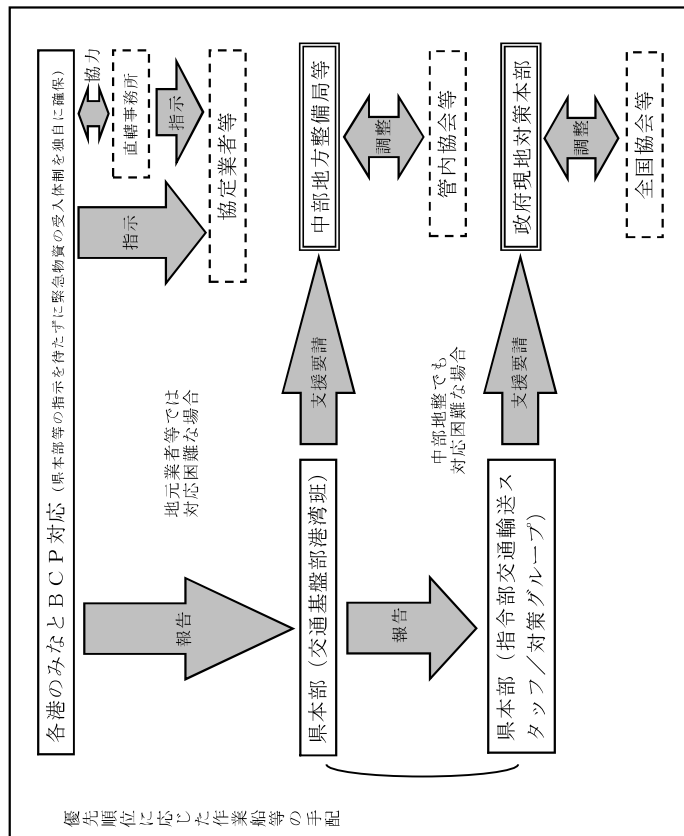
(5) 作業船等の確保が困難な場合、港湾等の管理者は、県本部（港湾班）を通じて、国土交通省中部地方整備局等に支援要請する。

(5) 優先的に復旧する港湾等の選定

ア 県本部（交通輸送スタッフ、港湾班）は、港湾等の被害状況及び復旧見込み、緊急輸送ルート（陸路）の確保状況等を踏まえ、優先的に復旧を行う港湾等を選定し、方面本部（指令班）及び港湾等の管理者に通知する。

イ 県本部（交通輸送スタッフ）は、選定した港湾の航路啓開等に関して、必要に応じて、政府現地対策本部を通じて防衛省・国土交通省に対して支援要請する。

【港湾機能の回復に向けた各機関の対応（参考）】



(6) 港湾等への緊急輸送ルートの確保
方面本部（指令班）は、(5)で選定した港湾等について、当該港湾等への緊急輸送ルート（陸上）の確保を優先的に実施するよう、各道路管理者に要請又は指示する。

(7) 油槽所のある港湾への緊急輸送ルート及び港湾機能の優先的な確保

ア 県本部（指令部ライフライン等調整スタッフ／支援調整グループ）は、県本部（情報収集スタッフ、交通輸送スタッフ）から油槽所を有する港湾等の被害情報や復旧見込み等を収集する。

イ 県本部（交通輸送スタッフ）は、使用可能又は早期の復旧が見込まれる港湾等について、石油精製業者の策定した「系列BCP」との整合を取りつつ、方面本部（指令班）を通じて、道路管理者に対して当該港湾等への緊急輸送ルートの確保を、港湾等の管理者に対して当該港湾等の機能回復を最優先で実施するよう要請又は指示する。

ウ 県本部（交通輸送スタッフ）は、必要に応じて、当該港湾の航路啓開等の支援について、政府現地対策本部等に要請する。

(8) 海路と陸路の結節に対する配慮

港湾等を利用して物資や燃料等の輸送を行う場合、港湾等の管理者は、物資の受入等のために必要な情報（使用する船舶の種類、必要な荷役施設、入港の時間等）を入手し、港湾等における荷揚げ及び一時保管作業等について調整を行う。

なお、海上輸送を含む広域物資輸送拠点までの輸送手段の調達に係る調整は国土交通省が行う。

(9) 海上輸送の代替手段の確保

県本部（交通輸送スタッフ）は、港湾等の復旧前に海上輸送の必要が生じた場合は、資料編2-5「海上自衛隊艦艇入港可能岸壁・海岸（砂浜）一覧」に記載の海岸等を利用する輸送の実施を、政府現地対策本部を通じて防衛省・国土交通省に対して要請する。

5 緊急輸送ルートの確保活動の概要（空路を利用する場合）

本編第1-1章「航空運用」を参照

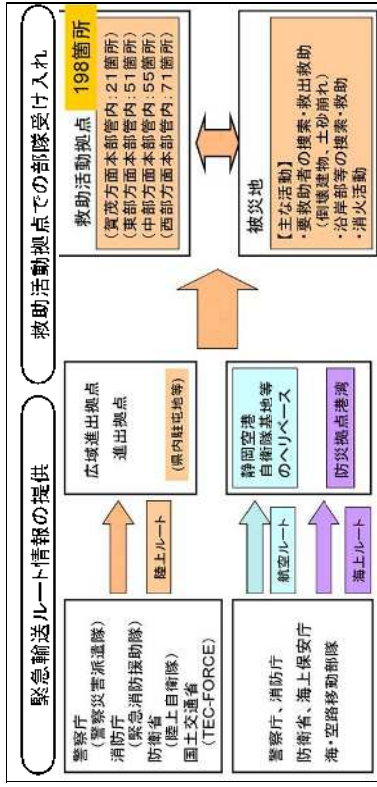
第3章 救助・消火活動等

1 要旨

県及び市町は、地震発生後直ちに災害対策本部を設置し、速やかに地域防災計画に定めた災害応急対策を実施する。

県及び市町は、広域応援部隊等に対し緊急輸送ルート情報の提供を行うとともに、救助活動拠点で部隊を円滑に受け入れる。

【救助・消火活動等に係る応援部隊の県内進出の流れ】

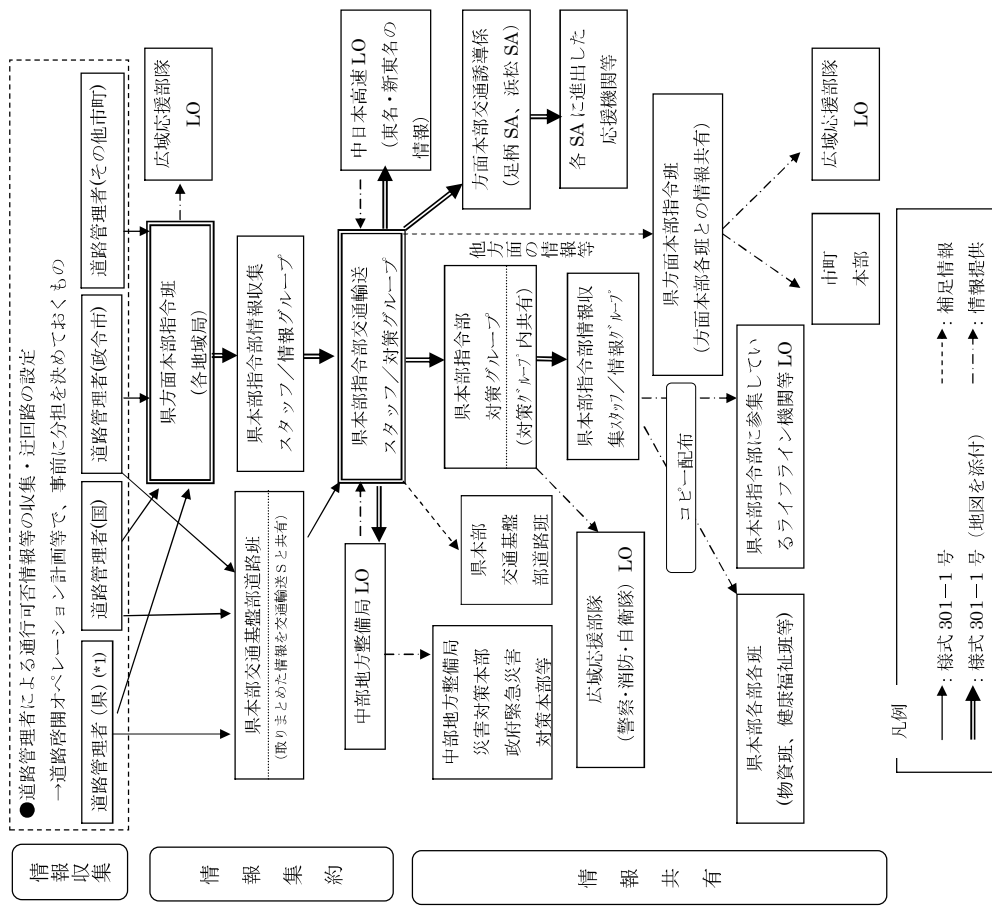


県本部、方面本部、市町本部に広域応援部隊等の進出及び活動を円滑に行うため防災関係機関との調整会議を開催し、活動調整及び情報共有を行う。
 広域応援部隊等は必要に応じて災害現場に合同調整所を設置し、部隊間の情報共有、相互協力を行う。

【防災関係機関調整会議】



別図2-1-1 【通行可否情報の収集・集約・共有ルート】



*1 県方面本部 (土木班)
 *2 業務については、県本部指令部交通輸送スタッフ/対策グループのマニュアルを参照する。

2 発災直後の優先実施事項

- (1) 情報の収集及び共有
県及び市町は、広域応援部隊等が円滑に県内に進出するために必要な情報を防災関係機関との調整会議、FIJISAN、防災行政無線等を活用して収集し、国（政府現地対策本部等）及び広域応援部隊等と共有する。（資料編3-1「広域進出拠点等」参照）
なお、広域応援部隊等の活動拠点到着以前は、市町本部は県方面本部を經由して、方面本部は県本部を經由して、広域応援部隊等と情報共有する。
広域応援部隊等と情報共有する情報は以下のとおり。
 - ア 県本部（指令部情報グループ、対策グループ）
 - ・ 県内に進出する広域応援部隊等の情報（あらかじめ作成した派遣計画のうち、本災害へ適用する派遣計画、部隊名、人員、派遣先、装備資機材等）
 - ・ 緊急輸送ルートの通行可否情報
 - ・ 航空偵察結果等に基づく、県内の被害情報
 - ・ ヘリベースの利用可否に関する情報
 - イ 方面本部（指令班）
 - ・ 管内の被害状況、市町からの応援要請
 - ・ 管内の緊急輸送ルートの通行可否情報
 - ・ ヘリベース及び拠点ヘリポートの利用可否に関する情報（広域応援部隊の求めに応じ、以下の情報を提供する。）
 - ・ 救助活動拠点等までの緊急輸送ルート
 - ・ 活動地域（市町からの応援要請に係る周辺等）の地図
 - ウ 市町本部
 - ・ 市町内の被害状況
 - ・ 市町内の緊急輸送ルートの通行可否情報
 - ・ 広域応援部隊等に対する支援要請
 - ・ 救助活動拠点の選定結果
 - ・ ヘリベースの開設準備状況（該当市町のみ）
 - ・ 市町内の拠点ヘリポートの開設情報
 - ・ 救助活動拠点（自衛隊）の利用可否
- (2) 通信途絶市町への対応
方面本部（指令班）は、通信途絶市町があった場合、当該市町が激甚な被害を受けていることが想定されるため県本部（指令部情報総括スタッフ/情報グループ）に報告するとともに、当該市町本部に職員を派遣する。この際必要により広域応援部隊等の協力を受ける。
 - (3) 広域応援部隊等の救助活動拠点への誘導
ア 警察災害派遣隊は県警察本部、緊急消防援助隊は各消防本部がそれぞれの救助活動拠点へ誘導する。
イ 自衛隊の誘導は自衛隊の先遣部隊等が行うことが基本であるが、要請があった際、救助活動拠点（自衛隊）の所在市町が、最寄りのインターチェンジ等、指定された地点から救助活動拠点まで部隊誘導を行う。

(4) 救助活動拠点の開設

- ア 候補地の事前選定
広域応援部隊の救助活動拠点（候補地）は、基本的に、資料編3-2「警察、消防、自衛隊の救助活動拠点候補地」から選定する。
 - イ 地震発生後の利用可否の確認
救助活動拠点の地震発生後における利用可否の確認は、広域応援部隊の所管機関が行う。
ただし、救助活動拠点（自衛隊）の確認は市町が行い、自衛隊及び方面本部（指令班）に報告する。
ウ 使用する救助活動拠点の選定
広域応援部隊は、宿泊施設や活動車両の駐車スペースを考慮して、利用可能な救助活動拠点を選定する。
エ 広域応援部隊は、選定結果を所在市町本部に報告する。
救助活動拠点の開設準備
市町本部は、救助活動拠点の施設管理者に対して、開設準備（応援部隊が活動拠点を開設するための施設の開錠、施設内における立ち入り制限等）を依頼する。
オ 救助活動拠点の開設
救助活動拠点の開設は、広域応援部隊が行う。
- ### 3 発災後概ね72時間以内の実施事項
- (1) 活動調整
県本部、方面本部及び市町本部は、進出した広域応援部隊と防災関係機関調整会議等により、救助・消火活動に必要な情報共有・支援要請を行う。
この際、以下に留意して調整を行う。
 - ア 県本部
県本部（指令部調整スタッフ/対策グループ）は、政府現地対策本部等に対し、県内の被害情報と市町からの支援要請を踏まえ、広域応援部隊等の進出計画に必要な情報提供や支援要請を行う。
なお、県内に政府現地対策本部等が設置されるまでの間は、
 - ・ 警察庁（資料編3-3「警察の活動要領」参照）
 - ・ 総務省消防庁（資料編3-4「消防の活動要領」参照）
 - ・ 防衛省（資料編3-5「防衛省の応援活動」参照）
 - ・ 海上保安庁（資料編3-6「海上保安庁の応援活動」参照）
 - ・ 国土交通省（資料編3-7「国土交通省TEC-FORCEによる応援活動」参照）
 - イ 内閣府
等に対して、必要な報告や要請を行う。
 - イ 方面本部
方面本部（指令班）は、管内市町の被害状況と市町からの支援要請及び管内に進出した広域応援部隊等の活動状況を踏まえ、部隊間の調整を行う。
この際、支援要請に対し、管内で活動する広域応援部隊等で対応できないときは、県本部に対し追加の支援要請を行う。

ウ 市町本部

市町本部は、人命救助活動に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報等）、消火活動に関する情報（火災発生場所、火災の規模等）を広域応援部隊等に提供し、広域応援部隊等と連携し救助活動、消火活動等を行う。

(2) サイレントタイム

県本部（指令部対策グループ）は、救助活動の円滑な実施のため必要があるとときは、政府現地対策本部等と調整の上、サイレントタイムの設定を行うとともに、地上で重機等を用いる関係機関等及び空域で航空機を用いる航空部隊等に要請を行う。

4 発災後概ね4日目以降の実施事項

県本部、方面本部及び市町本部は、救助活動の実施状況を踏まえ上で、広域応援部隊等に対し、輸送活動や生活支援等の活動に係る要請を行う。

5 艦船・船舶の運用等

(1) 重視する艦船・船舶の運用

ア 津波による漂流者の救助のための艦船・船舶の運用
漂流者の多数発生が予想される海域及び漂流者の状況が確認されていない海域（情報空白域）における海上捜索を優先する。
救助した漂流者のうちで、重症等により早期に医療機関へ搬送し治療する必要がある患者に対応するため、必要に応じて、DMAT¹をはじめとする医療チームの乗船要請等を行う。

イ 陸路での到達が困難な地域における艦船・船舶の運用

津波被害等により陸路での到達が困難な地域への海上からの人員、物資、資機材等の輸送を優先する。

ウ 消火活動のための艦船・船舶の運用

船舶火災及び沿岸で発生した火災で艦船・船舶からの消火活動が効果的なものについては、艦船・船舶からの消火活動を行う。

エ 航路啓開活動のための船舶の運用

海上輸送拠点へアクセスする航路の啓開に係る活動を優先する。

オ 沿岸部の航空搬送拠点・SCU¹の補完

沿岸部の航空搬送拠点・SCUなどの至近に政府艦船を着岸又は洋上に停泊させ、DMAT¹等と連携して当該拠点の補完として活用する。

(2) 艦船・船舶の運用調整

県本部（部隊調整スタッフ）は、上記に掲げる運用その他各種活動支援のため、艦船・船舶の運用等に関し政府現地対策本部等と調整する。

6 災害対策用機械の運用

(1) 重視する災害対策用機械の運用（TEC-FORCE 関連）

ア 情報収集のための災害対策用機械の運用

被害状況が確認されていない地域（情報空白域）に対する情報収集を行うため、災害対策用機械を運用する。

イ 緊急輸送ルートを確認するための災害対策用機械の運用

道路啓開、排水活動を行い、緊急輸送ルートを確認するために災害対策用機械を運用する。

ウ 排水活動のための災害対策用機械の運用

津波により深刻な浸水被害が発生した地域で排水活動を行うため、災害対策用機械を運用する。

エ 被災した市町支援のための災害対策用機械の運用

庁舎が被災した市町の通信機能を確保するため、災害対策用機械を運用する。

¹ SCU (Staging Care Unit) : 航空搬送拠点臨時医療施設。航空機での搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、被災地及び被災地外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して設置されるもの。

第4章 医療活動等

1 要旨

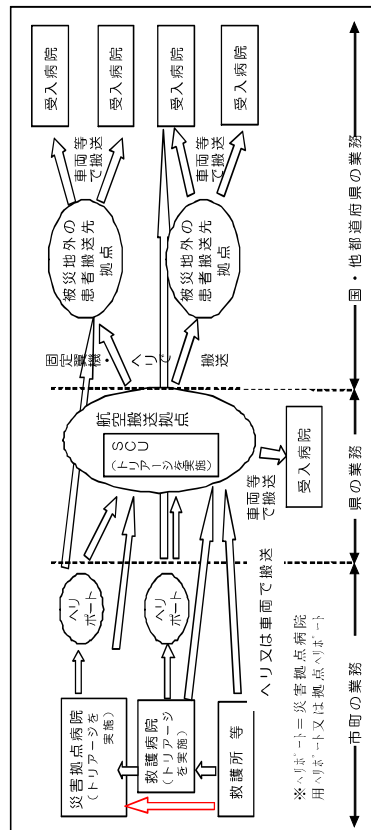
南海トラフ地震発生時においては、県内の医療救護能力を超える負傷者等が多数発生することや医療機関の被災による医療機能の低下により、県内の医療機関だけでは、重症患者等の受け入れ・治療に十分対応できない事態が想定される。

このため県は、より迅速かつ効率的な搬送が実施されるよう、国等と相互に連携して、できるだけ近隣の地域に患者を搬送するとともに、県内での対応が困難な重症患者等については、航空機等については、被災地外の医療機関へ広域医療搬送を実施する。

また、被災地外からのDMAT等の医療チーム受入れによる治療を実施する。保健医療活動の総合調整については、健康福祉部が保健医療調整本部¹として対応する。

さらに、避難所等において、高齢者や障害者、子ども等における生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次災害を防止するため、福祉ニーズに的確に対応できる支援体制を確保する。

【広域医療搬送される患者の流れ（参考）】



¹ 保健医療調整本部：都道府県災害対策本部の下に設置し、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、保健地域活動に係る情報の整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う。

2 広域医療搬送活動

(1) 広域医療搬送活動の概要

県本部等は、南海トラフ地震発生時、以下の手順により、広域医療搬送活動を実施する。(資料編4-1「広域医療搬送活動の県内情報ルート」参照)

ア 災害拠点病院 (資料編4-2「県内の災害拠点病院等の配置」及び資料編4-3「災害拠点病院」参照) 又は救護病院 (資料編4-4「救護病院」参照) は、別に定める広域医療搬送のためのトリアージの基準に該当する者 (以下「広域医療搬送対象患者」という。) に対して、広域医療搬送のためのトリアージを実施する。

イ 災害拠点病院又は市町本部は、災害拠点病院又は救護病院等から災害拠点病院用ヘリポート又は拠点ヘリポートまで、救急車等により、広域医療搬送対象患者を搬送する。

ただし、状況によっては、災害拠点病院用ヘリポート又は拠点ヘリポートを経由しないで、直接航空搬送拠点に搬送することができる。

ウ 県本部 (保健医療調整本部、指令部航空調整スタッフ/対策グループ) は、災害拠点病院用ヘリポート又は拠点ヘリポートから航空搬送拠点まで、ドクターヘリ、緊急消防援助隊、自衛隊等のヘリコプター (以下「患者県内搬送用ヘリコプター」という。) により、広域医療搬送対象患者を搬送する。

ただし、状況によっては、航空搬送拠点に搬送しないで、被災地外の患者搬送先拠点又は受入先の災害拠点病院等の医療機関に搬送することができる。

エ 県本部 (保健医療調整本部) 及び方面本部 (健康福祉班) は、SCUで、DMAT等と連携し、再トリアージ及び広域医療搬送対象患者の容態安定化措置²を実施する。

オ 国等は、航空機により、航空搬送拠点から被災地外の患者搬送先拠点まで、広域医療搬送対象患者を搬送する。

カ 被災地外都道府県は、救急車等により、被災地外の患者搬送先拠点から受入先の災害拠点病院等の医療機関まで、広域医療搬送対象患者を搬送する。

(2) 県、市町及び医療機関の活動概要

ア 南海トラフ地震発生時

(ア) 県

a 県本部 (保健医療調整本部、指令部国・各部調整スタッフ/支援調整グループ) は、広域医療搬送実施のための行動の開始を、政府現

² 安定化処置：一時的に全身状態を維持させる処置 (外傷初期診療ガイドライン (Japan Advanced Trauma Evaluation and care : JATEC) の Primary survey に準じた蘇生処置)

- 地対策本部等及び指定航空会社に対して要請し、方面本部（健康福祉班）、市町本部及び災害拠点病院に対して指示する。
- b 県本部（保健医療調整本部、国・各部調整スタッフ）は、国及び被災地外都道府県に対し、DMAT等の派遣を要請する。
- c 県本部（保健医療調整本部、国・各部調整スタッフ）及び方面本部（健康福祉班航空搬送拠点係）は、DMAT等を航空搬送拠点に受け入れる。
- d 方面本部（健康福祉班航空搬送拠点係）は、広域医療搬送や地域医療搬送を実施するため、DMAT等と連携し、航空搬送拠点にSCUを開設する。（資料編4-5「SCU運営に必要な要員数」及び資料編4-6「SCUの設置場所等」参照）
- e 方面本部健康福祉班は、必要に応じて指令班及び防災関係機関等とともに調整を行い、広域医療搬送や地域医療搬送等について調整を行う。
- f 県本部（国・各部調整スタッフ）は、必要と認める場合、政府現地対策本部等に対して、広域医療搬送の継続を要請する。

(イ) 市町

市町本部は、救護病院に対し広域医療搬送のための行動開始を指示するとともに、救護所等から災害拠点病院用ヘリポート又は拠点ヘリポートまでの患者搬送用車両を確保する。

(ウ) 医療機関

- a 医療機関は、院内の被害状況を確認し、受入可能患者数等を把握するとともに、関係機関との通信手段を確保する。
- b 災害拠点病院は、市町と連携し、災害拠点病院用ヘリポートを確保する。
- c 災害拠点病院及び救護病院は、広域災害救急医療情報システム³（以下「EMIS」という。）のデータを更新する。
- d 災害拠点病院及び救護病院は、広域医療搬送対象患者のトリアージの準備を行う。

(3) 広域医療搬送活動の実施

ア 広域医療搬送活動実施の連絡

(ア) 県

県本部（国・各部調整スタッフ、保健医療調整本部）は、政府現地対策本部等から広域医療搬送活動実施の連絡を受け次第、その旨を方面本部（健康福祉班）、市町本部及び災害拠点病院に連絡する。

(イ) 市町

市町本部は、県本部（国・各部調整スタッフ、保健医療調整本部）から広域医療搬送活動実施の連絡を受け次第、その旨を、救護病院に連絡する。

イ 広域医療搬送活動の実施

(ア) 県

- a 県本部（保健医療調整本部）及び方面本部（健康福祉班）は、患者県内搬送用ヘリコプターの運航先を指定する。
- b 方面本部（健康福祉班航空搬送拠点係）は、DMATと連携し、SCUを運営する。

(イ) 市町

市町本部は、災害拠点病院用ヘリポート又は拠点ヘリポートを運営するとともに、同ヘリポートまで患者搬送用車両を運航する。

(ウ) 医療機関

- a 災害拠点病院は、市町と連携し、災害拠点病院用ヘリポートを運営する。
- b 災害拠点病院及び救護病院は、広域医療搬送対象患者のトリアージを実施する。
- (エ) 県方面本部管内別航空搬送拠点、ヘリコプターの運航先指定者等

【県方面本部管内別航空搬送拠点、ヘリコプターの運航先指定者等】

区分	航空搬送拠点	患者県内搬送用ヘリの運航先指定者	運航情報提供(※1)の実施者
管内 賀茂・東部方面本部	愛鷹広域公園(沼津市)	県本部(保健医療調整本部) 東部方面本部(健康福祉班)	東部方面本部(健康福祉班航空搬送拠点係)
中部方面本部	静岡空港(※2)(牧之原市・島田市)	県本部(保健医療調整本部) 中部方面本部(健康福祉班)	県本部(指令部対策グループ空港現地運用班)
西部方面本部	航空自衛隊浜松基地(浜松市)	県本部(保健医療調整本部) 西部方面本部(健康福祉班)	西部方面本部(健康福祉班航空搬送拠点係)

※1 運航情報提供：運航先を指定された患者県内搬送用ヘリコプターに対して、運航先のヘリポートの情報を提供することをいう。

※2 静岡空港等が使用できない場合は、航空自衛隊静浜基地を代替施設として使用する。

³ 広域災害救急医療情報システム (EMIS: Emergency Medical Information System)；災害時に被災した都道府県を越えて、医療機関の稼働状況など災害医療にかかわる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に係る各種情報を集約・提供する情報システム

(4) 航空搬送拠点の機能

被災地内の航空搬送拠点は、基本的には周辺の災害拠点病院と一体となつて、当該病院から搬送される患者をSCUにて受け入れ、広域医療搬送するための拠点である。

また、沿岸部の航空搬送拠点・SCUについては、政府艦船を至近に着岸又は洋上に停泊させ、DMAT等と連携してSCUの補充として活用することも想定する。

(5) 航空搬送拠点の運営

ア 航空搬送拠点係の配置

方面本部（健康福祉班）は、県健康福祉部職員を中心としてあらかじめ定めた方面本部の要員（健康福祉班航空搬送拠点係）を、SCUに配置する。

ただし、県本部（国・各部調整スタッフ）及び方面本部（指令班）は、要員数の確保が困難な場合、自衛隊及びSCUの近隣市町に対して、SCUの開設運営に係るサポート（資器材倉庫からの資器材の運び出しや患者の搬出入等）について、協力を要請する。

イ DMAT等の受け入れ

方面本部（健康福祉班航空搬送拠点係）は、国等の要請を受け派遣されたDMAT等を受け入れる。

ウ 航空運用

航空運用については、本編第1-1章「航空運用」によるほか、以下により行う。

- (ア) 保健医療調整本部は、国、県本部航空調整スタッフ、方面本部（健康福祉班航空搬送拠点係）、県DMAT調整本部⁴、DMAT・SCU本部、県内ドクターヘリ基地病院及びドクターヘリ保有都道府県等と連携し、患者搬送の調整を行う。（資料編4-7-1「応援ヘリコプターの要請書」及び様式4-7-2「患者県内搬送用ヘリコプターの派遣要請」参照）
- 具体的には、大規模災害時のドクターヘリ運用体制構築に係る指針（平成28年12月5日付医政地発1205第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）に基づき、以下により行う。

a 本県単一の発災時

- (a) 発災後、保健医療調整本部は、ドクターヘリのニーズの把握の把握に努め、航空調整スタッフと情報を共有し、安全を確保するための調整

等を行った上で、県が所属する地域ブロックの連絡担当基地病院⁵にドクターヘリの派遣を要請する。

- (b) ドクターヘリ調整部⁶は、ドクターヘリの活動エリア、活動内容等に関して、航空調整スタッフ、警察、消防、自衛隊等の関係機関と調整を行うとともに、県医療救護班、航空調整スタッフ等を通じて得た県内のドクターヘリのニーズを集約し、ドクターヘリ本部⁷への活動指示等を行う。

- (c) 保健医療調整本部から要請を受けた連絡担当基地病院は、地域ブロック内の基地病院と、ドクターヘリの参集拠点への派遣又は待機調整を行う。

- (d) ドクターヘリ参集拠点に参集したドクターヘリは、ドクターヘリ本部の指揮下で、被災地での活動を行う。

- (e) 保健医療調整本部は、所属するブロック内のドクターヘリ派遣数よりも多数のドクターヘリが必要であると判断する場合には、所属する地域ブロックの連絡担当基地病院へ、他地域ブロックからのドクターヘリ派遣に関する調整を要請する。要請を受けた連絡担当基地病院は近接する他地域ブロックの連絡担当基地病院に、当該ブロックへのドクターヘリ派遣調整の連絡を行う。

また、国・各部調整スタッフは、他地域ブロックからのドクターヘリ派遣を要請していることを国へ連絡する。

b 複数都道府県の発災時

- (a) 本県を含む複数の都道府県での発災の場合には、国（厚生労働省医政局地域医療計画課）から、各被災都道府県災害対策本部に対し、複数の都道府県での発災である旨の連絡が行われる。また、国は被災都道府県から概ね300キロメートル圏内にある地域ブロックの連絡担当基地病院に連絡し、派遣可能なドクターヘリの機数等の情報を集約する。

- (b) 連絡を受けた県本部（保健医療調整本部、国・各部調整スタッフ）は、県内におけるドクターヘリのニーズを確認し、国（厚生労働省医政局地域医療計画課）へ報告及び派遣要請を行う。

- (c) ドクターヘリ調整部は、ドクターヘリの活動エリア及び活動内容に関して航空調整スタッフ、警察、消防、自衛隊等の関係機関と調

⁵ 連絡担当基地病院：大規模災害時における被災地へのドクターヘリ派遣を効率よく行うため、ドクターヘリ基地病院地域ブロック内で、ドクターヘリの派遣、待機等のドクターヘリによる被災地活動の調整を行う病院

⁶ ドクターヘリ調整部：災害対策本部内に設置されたDMAT調整本部の内部組織として設置される。また、航空調整スタッフにも所属し、警察、消防、自衛隊等と航空機運用に関して情報共有、連携を行う。

⁷ ドクターヘリ本部：被災地の基地病院等に設置され、ドクターヘリ調整部の指揮下でドクターヘリに関する運用調整を行う。

るDMATに対して、EMIS等を活用し進出拠点等に関する情報提供を行う。

- (イ) 進出拠点の変更に係る情報提供
進出拠点が変わられた場合には、県本部（保健医療調整本部）は、国及び県DMAT調整本部等と相互に連携して、EMIS等を活用し、進出拠点へ参集するDMATへ速やかに情報提供を行う。

(ウ) 災害拠点病院等へ誘導するための情報提供
県本部（保健医療調整本部）及び方面本部（健康福祉班）は、災害拠点病院、救護病院及び市町本部からの救護班支援要請を迅速・的確に把握する。県本部（保健医療調整本部）及び県DMAT調整本部は、方面本部（東部・中部・西部）等へ必要に応じて派遣されるDMATの連絡調整員及びDMATロジスティックチーム⁹等と連携し、災害拠点病院等（震災地域においては救護病院等）へ派遣されるDMATに対して、進出ルートなど派遣先の災害拠点病院等に係る情報提供を行う。

情報提供に当たっては、EMISその他の通信機器を活用するほか、進出ルートについては、県本部（指令部交通輸送スタッフ/対策グループ）及び方面本部（指令班交通誘導係）と連携し情報提供を行う。

- (エ) 進出拠点に参集したDMATの航空機による輸送
県本部（保健医療調整本部、航空調整スタッフ）は、進出拠点に参集したDMATが、陸路で緊急輸送ルートを使用して災害拠点病院に進出できない場合は、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊又は自衛隊に対して、航空機によるDMATの輸送を要請する。

DMATロジスティックチームの配置調整
県本部（保健医療調整本部、国・各部調整スタッフ）は、国等と相互に連携して、DMATロジスティックチームを参集拠点に速やかに配置するよう調整する。

なお、DMATロジスティックチームの派遣要請及び移動手段の確保等については、DMATに準ずるものとする。

- (2) フェーズⅡ【災害急性期（3日～1週間）】
災害急性期においては、二次医療圏単位等で円滑に医療資源の需給調整等を行うユニーティネット体制を整備するため、災害医療コーディネーター¹⁰

⁹ DMATロジスティックチーム：被災地内参集拠点に参集したDMATの交通手段、物資・燃料、通信手段の確保、緊急輸送ルートの情報提供等を行う、厚生労働省等が実施する「DMATロジスティックチーム隊員養成研修」を修了し、厚生労働省に登録された者をいう。

¹⁰ 災害医療コーディネーター：災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、都道府県により任命された者。都道府県に配置される者を都道府県災害医療コーディネーター

及び災害時小児周産期リエゾン¹¹のほか、日本赤十字社の救護班や、日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）等による支援を中心に受け入れる。

また、独立行政法人国立病院機構の病院や独立行政法人国立大学病院による支援も受け入れられる。DMATの活動は段階的に縮小する。

- ア 災害医療コーディネーターの受け入れ
災害医療コーディネーターは、保健所等活動場所に参集し、地域災害医療対策会議で、平素に構築する災害医療関係者のネットワークを活用し、大規模災害時の医療資源需給調整に関する保健所長業務を補完する。
- イ 災害時小児周産期リエゾンの受け入れ
災害時小児周産期リエゾンは、保健所等活動場所に参集し、保健所長及び災害医療コーディネーター等災害医療関係者に対して、医療救護活動のうち小児・周産期医療分野に関して必要な助言及び支援を行う。

ウ 日本赤十字社救護班の受け入れ
県本部（保健医療調整本部）は、日本赤十字社静岡県支部と連携し、救護班の運用について必要な要請及び調整を行う。

日本赤十字社救護班は、救護所において医療救護を行うとともに、状況に応じて、被災現場において仮設救護所の開設等により医療救護を行うほか、避難所等を巡回して診療等を行う。

- エ JMATの受け入れ
県本部（保健医療調整本部）は、静岡県医師会及び郡市医師会と連携し、JMATの派遣及び受け入れ等について必要な要請及び調整を行う。
- JMATは、主に災害急性期以降における避難所・救護所等での医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援とともに、直接的な医療救護活動以外の健康支援活動等も行う。

- (3) フェーズⅢ【災害亜急性期～中長期（1週間～1か月）】
災害亜急性期以降においては、被災地外都道府県が編成した医療チームによる支援を中心に受け入れられる。県本部（保健医療調整本部）は、災害対策基本法第74条の規定に基づき、被災地外都道府県に対して医師等医療救護活動の応援を要請する。

また、特定非営利活動法人日本災害医療支援機構（JVMAI）等による支援も受け入れられる。

ター、保健所又は市町村に配置される者を地域災害医療コーディネーターという。
¹¹ 災害時小児周産期リエゾン：災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県により任命された者。

二次医療圏単位の医療資源需給調整は保健所が行い、直接的な医療救護活動から、保健師等を中心とした健康支援活動において求められる医療の提供へ徐々に移行する。

保健医療調整本部において医療チーム、保健師等の保健医療活動に関する情報連携、整理及び分析等の保健医療活動の調整を行う。

ア 保健師の受け入れ

(ア) 受け入れ活動の概要

a 大規模地震発生時、県本部（保健医療調整本部）は、方面本部（健康福祉班）を通じて各市町の保健師要請数を把握する。

b 県本部（保健医療調整本部）は、厚生労働省に対し、必要数及び受け入れ保健師を明らかにし、被災地外都道府県等からの保健師派遣の調整を要請する。

c 県本部（保健医療調整本部）は、厚生労働省からの保健師派遣の回答を受け、方面本部（健康福祉班）と調整して受け入れ先市町を決定し、厚生労働省に報告する。

d 方面本部（健康福祉班）は、派遣元都道府県等に対して受け入れ先市町、連絡先、集合場所、交通の状況等の必要な情報の提供を行う。

e 県本部（保健医療調整本部）は、被災地の状況に応じて変化する保健師要請数を把握し、必要に応じて、厚生労働省に追加派遣を要請する。

(イ) 県・市町の活動概要

a 県本部（保健医療調整本部）は、派遣元都道府県等に保健師派遣について、文書による依頼を行い、派遣保健師の連絡窓口となる方面本部担当者の連絡先等を伝達する。

b 方面本部（健康福祉班）は、派遣保健師に対し、派遣先市町の被害情報及び道路情報等の提供、その他活動に必要な支援を行う。

c 受入市町は、派遣保健師の活動内容の調整、被害の詳細情報の提供等の活動支援と派遣保健師の宿泊場所の確保等を行う。

4 医薬品等¹²及び輸血用血液の確保

(1) 医薬品等確保の概要

ア 医療救護施設は、備蓄医薬品等を使用し、それらが不足した場合には医薬品卸業者等に供給要請を行うことを基本とする。医薬品卸業者等から調達できないときは、市町、方面本部（健康福祉班）に調達・あつせんを要請を行う。

イ 市町、方面本部（健康福祉班）は、医薬品卸業者等や医薬品等備蓄センターにより調達・あつせんの要請ができないときは、県本部（保健医療調整本部）に要請を行う。

ウ 県本部（保健医療調整本部）は、県内において医薬品等が調達できないときは、直ちに、国、医薬品卸業者等の全国組織等に医薬品等供給を要請する。

エ 県本部（保健医療調整本部）は、国、医薬品卸業者等の全国組織等からの医薬品等の提供について、自ら県又は市町の指定する場所まで輸送するよう要請する。輸送が困難な場合は、県本部（保健医療調整本部、国・各部調整スタッフ）は、国、医薬品卸業者等の全国組織等及び県内協定業者等と相互に連携して、必要な場所への輸送を行う。緊急輸送等の手段の確保が必要な場合は、県本部（国・各部調整スタッフ）を通じてその措置を講じる。

(2) 輸血用血液確保の概要

ア 医療機関は、静岡県赤十字血液センターに供給を要請する。静岡県赤十字血液センターに連絡が取れないときは、市町、方面本部（健康福祉班）に供給を要請する。

イ 県本部（保健医療調整本部）は、市町、方面本部（健康福祉班）から輸血用血液の要請があったときは、静岡県赤十字血液センターに供給を要請する。

ウ 県本部（保健医療調整本部）は、県外から緊急輸送等の手段の確保について静岡県赤十字血液センターから要請があったときは、県本部（国・各部調整スタッフ）を通じてその措置を講じる。

5 薬剤師等の受け入れ

(1) 薬剤師等の受け入れの概要

ア 県本部（保健医療調整本部）は、方面本部（健康福祉班）、静岡県薬剤師会、地域薬剤師会と連携し、薬剤師の派遣要請数を把握する。

イ 県本部（保健医療調整本部）は、要請数に対し、県内薬剤師で対応できないときは、静岡県薬剤師会と連携し、国及び日本薬剤師会に薬剤師の派遣要請を行う。

ウ 県本部（保健医療調整本部）及び方面本部（健康福祉班）は、県薬剤師会が行う派遣薬剤師の受け入れに必要な情報提供等の支援を行う。

¹² 医薬品等：医薬品のほか、医療器材、医療ガスを含む。

6 静岡県災害派遣福祉チーム¹³（以下「静岡 DCAT」という。）の派遣及び受け入れの調整

県本部（健康福祉部要配慮者支援班）は、静岡県災害派遣福祉広域支援ネットワークと連携し、静岡 DCAT の派遣及び受け入れについて必要な要請及び調整を行う。

静岡 DCAT は、主に避難所・福祉避難所で福祉ニーズの把握や要配慮者の移送支援等を行う。

7 災害時健康危機管理チーム¹⁴（以下「DHEAT」という。）の受け入れ

(1) DHEAT の受け入れの概要

ア 県本部（保健医療調整本部）は、自本部の状況や県方面本部（健康福祉班）、市町災害対策本部からの情報により、DHEAT の応援要請を取りまとめ、厚生労働省に対し応援派遣に関する調整を依頼する。

イ 県本部（保健医療調整本部）は、厚生労働省の調整を受けて DHEAT の派遣を行う都道府県に応援要請を行い、併せて派遣される DHEAT の活動場所を調整し決定する。また受け入れた DHEAT に被災状況や担当する役割など必要な情報提供を行う。

8 災害派遣精神医療チーム¹⁵（以下「DPAT」という。）の受け入れ

(1) 県本部保健医療調整本部に設置する静岡県 DPAT 調整本部は、県内精神科病院の状況を E.M.I.S 等により把握するとともに、県方面本部（健康福祉班）からの情報により、DPAT の応援要請を取りまとめ、厚生労働省及び DPAT 事務局に対し DPAT 応援要請に関する調整を依頼する。

(2) 静岡県 DPAT 調整本部は、厚生労働省及び DPAT 事務局の調整を受けて DPAT の派遣を行う都道府県に応援要請を行い、併せて派遣される DPAT の活動場所を調整し決定する。また、受け入れた DPAT に被災状況や担当する役割など必要な情報提供を行う。

¹³ 静岡県災害派遣福祉チーム（静岡 DCAT：Disaster Care Assistance Team）：社会福祉士、介護福祉士、ケアマネジャー等で構成される。県によっては、DWAT（Disaster Welfare Assistance Team）としている自治体もある。

¹⁴ 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT：Disaster Health Emergency Assistance Team）：災害発生時に被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する応援派遣チーム

¹⁵ 災害派遣精神医療チーム（DPAT：Disaster Psychiatric Assistance Team）：災害派遣精神医療チーム。被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネージメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動を支援する精神医療チーム

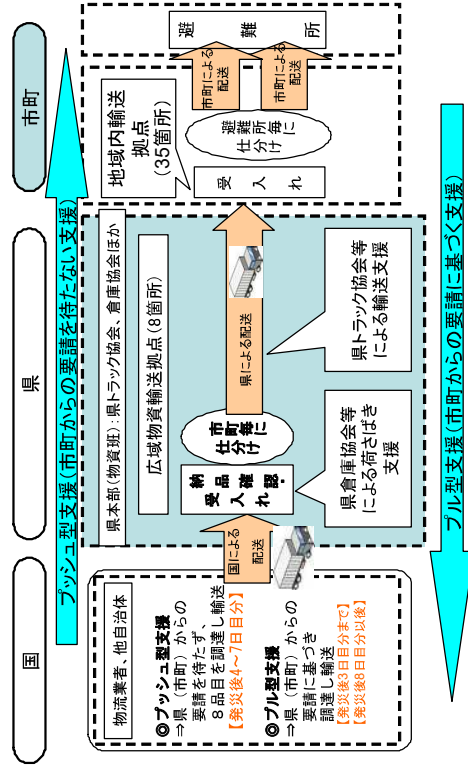
第5章 物資調達

1 要旨

住民は、発災時に必要となる食料、飲料水及び生活必需品等について、平素から備蓄に努める。

市町は、発災後、物資が不足している住民に対して備蓄物資を提供する。県は、上記による対応が困難な場合、県内の事業者との協定、国が実施するプッシュ型支援¹、全国知事会からの支援等により、緊急に必要な物資（以下「緊急物資」という。）を、市町を通じて被災した住民に提供する。

【物資の流れの全体像（参考）】



2 物資調達・供給活動

- (1) 物資調達・供給の基本的な流れ
 - ア 住民は、自ら備蓄した物資により生活を維持する。
 - イ 市町本部は、市町が備蓄している物資を住民に提供する。
 - ウ 市町本部は、協定を締結している民間業者から緊急物資を調達する。
 - エ 市町本部は、上記ア〜ウによっても緊急物資が不足する場合、県本部（経済産業部物資班）に対して、調達を要請する。
 - オ 県本部（物資班）は、協定を締結している県内の民間業者から緊急物資を調達する。

¹ プッシュ型支援：国（内閣府）が、被災府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者が必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送するもの

カ 方面本部（物資班広域物資輸送拠点係）は、国が発災から4日目以降7日まで広域物資輸送拠点に配送する緊急物資を受け入れ、市町へ配送する。

キ 県本部（物資班、指令部国・各部調整スタッフ/支援調整グループ）は、上記オ、カによっても緊急物資が不足する場合は、国又は全国知事会、中部圏知事会および関東知事会等に対して、調達を要請する。

ク 市町本部は、地域内配送拠点へ配送された緊急物資を、避難所等へ配送する。

(2) 緊急物資の取り扱いに関する留意事項

ア 県本部（物資班）及び市町は、企業等からの義捐物資について、受け入れを希望するものと受け入れを希望しないものを選定し、その内容のリストや送付先についてホームページや報道機関等を通じて公表する。この際、個人からの義捐物資は、混載された物資の仕分けなどの作業が必要になることから、原則として受け入れないことを明らかにする。

イ 物資の輸送経路は原則として陸路を用い、やむを得ない場合には海路、空路を利用するものとする。

ウ 物資の積替えや仕分けに要する業務量の縮減や時間の効率化を図るため、物資調達先に対し、指定した配送先に直接輸送するよう要請する。

3 平素からの準備

(1) 住民への啓発（県及び市町）

県（危機管理部危機情報課）及び市町は、災害時に食料や飲料水等の速やかな調達が困難となることが想定されることから、住民に対しローリングストック法²等を活用した、食料及び飲料水の7日分（うち3日分は非常持出し）の備蓄について啓発を行う。

(2) 物資の備蓄（県及び市町）

市町は、非常持ち出しが困難な被災住民や旅行者等を想定し、緊急物資の備蓄の充実に努めることとし、県（危機管理部危機政策課）はこれを支援する。

(3) 緊急物資の調達・輸送に関する体制の構築（県及び市町）

県（危機管理部危機対策課）及び市町は、大規模な地震が発生した場合に、物資調達や輸送が平素のように確保できないとの認識に立ち、民間物流事業者と緊急物資の調達、荷さばき・配送、代替拠点の提供に関する協定を締結することで体制を構築する。この体制を強化するため、物資拠点の運営マニュアルを整備し、緊急物資の調達・荷さばき・配送訓練を実施する。

² ローリングストック法（回転備蓄）：日常使う食料や非常用の食料品を消費しながら備蓄量を確保していく方法

4 県及び市町の物資調達活動

(1) 発災直後から概ね3日間の活動

ア 広域物資輸送拠点の開設及び運営（県）

(ア) 方面本部（物資班）は、広域物資輸送拠点（候補地は資料編5-1「広域物資輸送拠点及び代替拠点（候補）」のとおり）の被害状況を把握し、方面本部（指令班）及び県本部（物資班）に報告する。

方面本部（指令班）は、同内容を県本部（国・各部調整スタッフ）に報告する。

(イ) 県本部（物資班）は、被災等により広域物資輸送拠点の開設が困難な場合は、県倉庫協会、県トラック協会等の幹旋により代替施設を決定し、方面本部（物資班）に報告する。

代替施設（候補）は、資料編5-1「広域物資輸送拠点及び代替拠点（候補）」のとおりとする。

(ウ) 方面本部（物資班）は、広域物資輸送拠点設置運営マニュアルに基づき広域物資輸送拠点の開設及び運営を行うとともに、荷捌き作業、市町への配送等について協定事業者に支援を要請する。

イ 地域内輸送拠点の開設（市町）

各市町本部は、協定事業者、関係自治体及び県からの物資を受け入れ、避難所などに配送するため、地域内輸送拠点を開設する。

各市町本部は、上記の地域内輸送拠点のうち、国のプッシュ型支援物資を受け入れる拠点を1箇所指定し、方面本部（指令班）にその開設状況を報告する。

なお、地域内輸送拠点の候補地は、資料編5-2「地域内輸送拠点及び代替拠点（候補）」のとおりとする。

ウ 市町本部からの要請に基づく緊急物資の調達（プル型支援）及び輸送（県）

(ア) 協定事業者の調達可能数量把握と市町本部への幹旋

県本部（物資班）は、発災から概ね2～3日を目途に、県内の協定事業者に対して、調達可能数量を調査するとともに、市町本部から緊急物資の調達要請をFUJISANや物資調達・輸送調整等支援システム等により受け付ける。

市町本部は、発災後3日間は、県においても緊急物資及び輸送手段の確保が困難であることが想定されるため、真に必要な物資を可能な限り優先順位を明確にして要請を行うよう努める。

県本部（物資班）は市町本部からの調達要請に対応可能な協定事業者を市町本部に幹旋する。

(イ) 県本部（物資班）が実施する輸送手段の確保

(ア) の幹旋の際、協定事業者・市町の双方で輸送手段を確保できな

³ プル型支援：市町からの要請に基づき県が物資の必要量を把握し、必要に応じて協定事業者・国等へ物資の調達を要請し、必要な物資を確保すること

い場合に、県本部(物資班)は、民間物流事業者に緊急物資を市町へ輸送するよう要請する。

民間物流事業者による輸送が困難な場合には、県本部(国・各部調整スタッフ)は、自衛隊に対し輸送を要請する。

エ 国のプッシュ型支援物資の受け入れ準備(県)

(ア) プッシュ型支援物資の配分計画

国の具体計画及び県第4次地震被害想定に基いて作成したプッシュ型支援物資配分計画については、資料編5-3「プッシュ型物資配分計画(毛布、食料・粉ミルク、紙おむつ等)」のとおりとする。

(イ) プッシュ型支援に関する調整

県本部(物資班)は、発災時期や広域物資輸送拠点の開状況等を踏まえ、プッシュ型支援物資の品目・数量・配送先等に関する調整を国(政府現地対策本部等)と行う。

(ウ) プッシュ型支援物資配分計画の連絡

国との調整等を踏まえ、プッシュ型支援物資配分計画を修正した場合、県本部(物資班)は修正した計画内容を方面本部(物資班)に連絡する。方面本部(物資班)は、その内容を市町本部に連絡する。

(2) 発災後概ね4日目以降から7日目までの活動

この期間は、国の具体計画に基づくプッシュ型支援が本格化することから、県及び市町は、プッシュ型支援物資を受け入れ、円滑に住民へ供給する業務を優先的に実施する。

ア 国が行うプッシュ型支援の受け入れ

(ア) 国が行うプッシュ型支援物資の配送(広域物資輸送拠点まで)

国は、県の広域物資輸送拠点へプッシュ型支援物資を配送する。県本部(物資班)は、当該情報を伝達する。

(イ) 県によるプッシュ型支援物資の受け入れ

方面本部(物資班)は、当該情報を方面本部(物資班)に伝達する。方面本部(物資班)は、国のプッシュ型支援により、広域物資輸送拠点に輸送された物資を静岡県倉庫協会、静岡県トラック協会等の協力を得て、受け入れ作業及び荷さばき作業等を行う。

方面本部(物資班)は、プッシュ型支援物資配分計画に基づき、緊急物資を市町に配送する。

(ウ) プッシュ型支援物資配分計画の修正

県本部(物資班、国・各部調整スタッフ)は、プッシュ型支援物資配分計画について、国(政府現地対策本部等)と調整を行い、計画の変更をした場合は、その変更内容を方面本部(物資班)を通じて市町本部に連絡する。

県本部(物資班)はプッシュ型支援物資の配分計画を変更した場合、関係機関における情報共有を図るため、「物資調達・輸送等調整支援システム」を活用して情報共有を図る。

イ 市町本部からの要請に基づく緊急物資の調達(プル型支援)等

(ア) 調達を必要とする緊急物資の把握

県本部(物資班)は、市町本部からの緊急物資の調達要請をFUJISANや物資調達・輸送調整等支援システム等により受け付け、品目別の数量を集約する。

(ただし、発災から概ね4～7日間については、原則として国が実施するプッシュ型支援物資の品目⁴に限る)。

(イ) 国等への提供の要請

県本部(物資班)は、(ア)の集約情報を踏まえ、県本部(国・各部調整スタッフ)と調整の上、国(政府現地対策本部等)及び知事会等へ要請をする。

県本部(物資班)が国に行う調達要請は発注・要請元、要請品目、数量、納入・搬入先その他必要な事項を明示する。

県本部(物資班)は、物資の支援要請や調達・輸送調整について、関係機関における情報共有を図るため、「物資調達・輸送等調整支援システム」を活用するものとする。

(ウ) 配分計画の決定

県本部(物資班)は、国等から調達できる数量等を基に、方面本部、広域物資輸送拠点及び市町ごとの配分計画を決定し、その結果をFUJISAN等により方面本部(物資班)に連絡する。

方面本部(物資班)は、必要に応じて配分計画を調整し、その結果を市町本部に対して連絡する。

(エ) プッシュ型からプル型への移行準備

県本部(物資班)は、プッシュ型支援終了後に、速やかにプル型支援体制へ移行できるよう、7日目以降の物資を国に要請する等、上記(ア)～(ウ)のうち、必要な事項を事前に手配する。

プル型支援物資の一例は、資料編5-4「プル型支援物資の例」のとおりとする。

4 国が実施するプッシュ型支援物資の品目：食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレシートパーカー、生理用品の8品目を基本とし、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品とする。

第6章 燃料供給、電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保、応急給水及び汚水処理の継続・確保

I 燃料供給

1 要旨

住民は、発災時に必要となる燃料について、平素から自家用車の燃料タンク及び暖房器具の燃料タンク（備蓄用ポリタンクを含む。）を可能な限り満ちしておき、発災してもあわてて調達する必要があるようにする。

県（危機管理部危機対策課）は、あらかじめ、病院、要配慮者に係る社会福祉施設等の、人命に係る重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

県、市町及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平素から点検、訓練等に努めるものとする。

県、市町及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平素から受注機会の増大に努める。

発災後、国内の多くの製油所・油槽所、燃料輸送手段等が被災する状況にあっても、災害応急対策活動に必要な燃料及び災害拠点病院、災害応急対策の指令機能を有する施設等の重要施設の業務継続に必要な燃料を確保する必要がある。このため、県本部（指令部ライフライン等調整スタッフ／中長期グループ）は、政府緊急災害対策本部、県石油商業組合等と連携し、迅速かつ円滑な燃料供給に努める。

2 基本的な燃料供給体制

(1) 自力での燃料調達

災害時であっても、燃料を必要とする受給者は、平素供給業者等から自力で調達することを基本とする。

また、県本部（ライフライン等調整スタッフ）は、県内の燃料供給施設がBCPにより早期に平素と同等の供給体制に復旧できるよう、県石油商業組合と連携した連絡体制を構築する。

(2) 地域レベルでの燃料供給

以下の基準で選定する重要施設については、自力での燃料調達が困難な場合にあっては、県本部（ライフライン等調整スタッフ）で燃料需要を把握し、可能な範囲で優先順位を整理した上で、県石油商業組合と連携して燃料を確保する。

ウ 緊急物資の配送（県）

(ア) 県による市町への物資輸送

方面本部（物資班）は、プッシュ型及びプル型により受け入れ、仕分けをした物資について、静岡県トラック協会、その他の民間物流事業者等の協力を得て、市町に配送する。

県本部（物資班）は、県内での輸送手段の確保が困難な場合は、中部運輸局に対し輸送手段の提供を要請する。

また、県本部（国・各部調整スタッフ）は、民間物流事業者による輸送が困難な場合、自衛隊に緊急物資の配送を要請する。

なお、市町本部が広域物資輸送拠点での物資受け取りを希望する場合は、当該市町本部に対し、当該市町分の仕分けが完了したことを連絡し、物資を引き渡す。

(イ) 市町本部による避難所等への物資配送

市町本部は、地域内輸送拠点に配送された物資を受け入れ、仕分けを行い、避難所等へ配送する。

(ウ) 避難所への輸送手段の確保

市町本部の行う避難所までの配送において、地元の運送業者の被災等により配送ができない場合、県本部（物資班、国・各部調整スタッフ）は、大手物流事業者又は自衛隊に対し物資の配送を要請する。

(エ) 物資配送に関する情報の共有

県本部（物資班）及び方面本部（物資班）は、物資の配送を要請する民間物流事業者等に対し、緊急輸送ルート上の確保状況及び利用可能な給油所の情報について、可能な限り情報提供を行う。

また、方面本部（物資班）は、市町へ物資を配送する場合は、緊急物資の品目、配分量と到着予定日時について、市町本部に可能な限り情報を提供する。

(3) 発災から概ね1週間以降の活動

ア 県による緊急物資の調達（プル型支援）等（県）

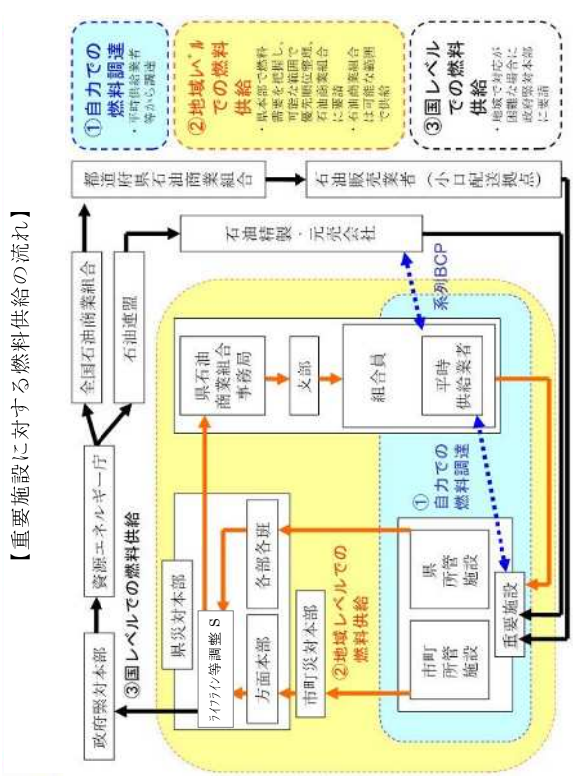
県本部（物資班）は、市町本部からの調達要請取りまとめを、原則1日1回、定時に行う。ただし、特に緊急性が高い物資については、市町本部は個別に県本部（物資班）に要請できるものとする。

県本部（物資班）は、上記情報を方面本部（物資班）と共有する。

イ 緊急物資の配送方法の切り替え

県本部（物資班）及び方面本部（物資班）は、市町の被害及び災害応急対策の状況、輸送手段及び要員の確保状況等を考慮の上、県による配送よりも市町による配送の方が有利（効率面、効果面等）と判断される場合には、県が市町へ配送する方法から、市町が広域物資輸送拠点に緊急物資を受け取りに来る方法に、配送方法を順次切り替える。

- ・災害対策本部等の指令機能を有する施設
 - ・輸送又は大規模な活動拠点
 - ・人命救助に係る施設
 - ・その他災害応急対策の実施及び県民の生命の維持等に必要施設
- (3) 国レベルでの燃料供給
 地域レベルでの燃料供給が困難な場合にあっては、県本部（ライフライン等調整スタッフ）は政府緊急災害対策本部に供給を要請する。



3 防災拠点等に存する給油施設への「重点継続供給」

- (1) 重点継続供給
- ア 県本部（ライフライン等調整スタッフ）は、災害応急対策活動に従事する車両や航空機への燃料供給体制の確保のため、資源エネルギー庁があらかじめとりまとめているリスト（資料編6-1「中核SS、小口配送拠点」（対外非公表））に記載の中核給油所以外に、発災後の状況に応じて重点継続供給が必要な施設について政府緊急災害対策本部に伝達する。
- イ 政府緊急災害対策本部は、上記の給油施設の中から、重点継続供給を行い、給油活動を維持すべき施設を指定する。

- (2) 重点継続供給を行う給油施設に関する情報収集・共有
 県本部（ライフライン等調整スタッフ）は、重点継続供給が行われる給油施設に関する情報（給油所の場所、油種）について、緊急輸送ルート、救助・消火活動、医療、物資輸送等を担当する部署及び県内市町等に対して、発災後速やかに共有する。
- (3) 優先供給車両への燃料供給
 重点継続供給が行われる中核給油所は、緊急自動車、緊急通行車両確認標章を掲示する車両及び自衛隊車両等（以下「優先供給車両」という。）に対して優先的に給油を行う。
- なお、災害時の優先供給においては、カード等が利用できず、現金による支払いが必要となる場合があることに留意する。
- (4) 災害応急対策に従事する航空機への燃料供給

- ア 静岡空港
- (ア) 平素からの準備
 県は、静岡空港において警察災害派遣隊航空機、緊急消防援助隊航空機及びドクターヘリ等の患者搬送用ヘリコプターの運航に必要な航空燃料を概ね1週間分備蓄し、災害時における燃料供給体制を構築する。
- (イ) 発災時対応
 県本部（指令部空港現地運用班／対策グループ）は、静岡空港において、災害応急対策に従事する航空機に対し、航空燃料の供給を実施する。
- イ 静岡空港以外の燃料供給
 (ア) 静岡空港以外のヘリベース等において燃料供給の給油対象部隊は以下のとおりとする。
- a 航空自衛隊静浜基地 -----警察災害派遣隊
 - b 静岡市静岡ヘリポート-----静岡市消防航空隊
 - c 浜松市消防ヘリポート-----浜松市消防航空隊
 - d ドクターヘリ運航病院（順天堂大学静岡病院、聖隷三方原病院）-----ドクターヘリ

- (イ) 県の契約備蓄燃料の使用調整
 県本部（ライフライン等調整スタッフ）は、県との契約に基づき業者が県内各地に備蓄している航空燃料の使用調整を行う。

4 業務継続が必要な重要施設への「優先供給」

- (1) 重要施設への優先供給体制
重要施設(資料編6-2「情報提供を行う防災上の重要施設一覧(県、市町)」(対外非公表))については、県本部(ライフライン等調整スタッフ)において燃料需要を把握し、可能な範囲で優先順位を整理した上で、地域レベル又は国レベルで調整して優先供給を行う。

(2) 優先供給の手順
県本部(ライフライン等調整スタッフ)は、重要施設について、保有する燃料タンクの容量、必要な油種、燃料在庫が枯渇するまでの時間等必要な情報をあらかじめとりまとめたと、可能な範囲で優先順位を検討する。

イ 重要施設の管理者は、発災後速やかに、当該施設を所管する市町又は県の各部署等を通じて、施設の被災状況を踏まえた燃料需要の見込みに関する情報を県本部(ライフライン等調整スタッフ)に報告する。

ウ 県本部(ライフライン等調整スタッフ)は、燃料需要の見込みに関する情報を定期的に把握する。

エ 重要施設の管理者は、燃料の自力調達が困難となった場合には、費用負担を明確にした上で、当該施設を所管する市町又は県の各部署等を通じて、県本部(ライフライン等調整スタッフ)に対して燃料供給の要請を行う。

なお、要請に当たっては、資料編6-7 様式6-7-1「優先供給施設への燃料供給要請」を使用する。

オ 県本部(ライフライン等調整スタッフ)は、燃料需要をとりまとめ、可能な範囲で優先順位を整理の上、県石油商業組合と連携して優先供給を行う。

カ 県本部(ライフライン等調整スタッフ)は、県石油商業組合との調整では重要施設への優先供給の確保が困難であると認めるときは、政府緊急災害対策本部の調整による優先供給を要請する。

5 臨時の給油施設による供給

広域応援部隊等の救助活動拠点として活用する施設に常設の給油施設がない場合又は地域内の給油施設の損壊、不足が著しい場合に備え、臨時の給油取扱設備を設置し、円滑な燃料供給体制を構築する必要がある。

臨時の給油施設(候補)は、資料編6-3「臨時の給油施設(候補)」のとおりとする。

なお、臨時の給油施設の安全対策については、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン(平成25年10月3日消防災第364号、消防危第171号)」を活用し、発災前に事前計画を作成して消防本部と協議しておくものとする。

6 燃料供給に必要な輸送・供給体制の確保(油槽所へのアクセス)

(1) ライフライン等調整スタッフは、油槽所へのアクセス確保のため、道路啓開及び航路啓開等の必要な対策について指令部交通輸送スタッフ/対策グループと調整を行う。

(2) 方面本部(指令班)は、緊急輸送ルートとして計画されている油槽所への経路について、優先的に道路啓開を行うよう道路管理者に指示する。

(3) 港湾管理者は、石油精製業者の策定した「系列BCP」との整合を取りつつ「港湾BCP」に基づき、航路啓開を優先的に実施する。

【県内の油槽所施設名称と所在地】

県内の油槽所	施設名称	所在地
JX T G エネルギ一	田子の浦油槽所	静岡県富士市 (田子の浦港)
ジャパンオイルネットワーク	清水油槽所	静岡県静岡市 (清水港)
JX T G エネルギ一	清水油槽所	静岡県静岡市 (清水港)
出光興産	大井川油槽所	静岡県焼津市
東西オイルターミナル	大井川油槽所	(大井川港)

7 燃料供給に関する広報

(1) 平素からの準備

県は、県民に対して平素から自家用車の燃料タンクを可能な限り満たしておき発災してもあわてて調達する必要のないように広報する。

この際、石油製品は経時品質変化が起こる製品であることに鑑み、その保存方法及び期間について留意するよう広報する。

(2) 災害時における一般車両に対する燃料供給に関する広報
一般車両への燃料供給については、以下の観点からメディア等を通じて県民に対して広報する必要がある。

- ・一般県民の買いだめ、買い急ぎによる燃料在庫逼迫等の回避
- ・災害応急対策車両等への円滑な燃料供給による災害応急対策の円滑化

(3) 石油製品の保存期間
石油連盟によると、灯油・軽油は6か月、A重油は3か月を目安として使用するものとされている。

II 電力・ガスの臨時供給

1 要旨

住民は、発災時に必要となる電力・ガスについて、平時から乾電池、携帯ガスボンベ（携帯ガスコンロを含む。）等の備蓄に努め、発災してもあわてて調達する必要がないようにする。

特に、電力については、県、市町及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、安全な位置に代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平素から点検、訓練等に努める。

また、県（危機管理部危機対策課）は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に係る社会福祉施設等の、人命に係る重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

発災後、重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電力及びガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する必要がある。このため、県本部（ライフライン等調整スタッフ）は、電気事業者及びガス事業者が迅速かつ円滑な災害応急対策を実施することができるよう、これらの関係機関と相互協力を行う供給体制を速やかに構築する。

2 重要施設の選定及び情報共有等

(1) 重要施設の選定基準

電力・ガスの臨時供給が必要な重要施設については、燃料供給における重要施設と同様に以下の基準で選定する。

- ・災害対策本部等の指令機能を有する施設
- ・輸送又は大規模な活動拠点
- ・人命救助に係る施設
- ・その他災害応急対策の実施及び県民の生命の維持等に必要な施設

(2) 重要施設に関する情報の共有

県（危機管理部危機対策課）は、選定基準に基づき重要施設のリストを作成し、あらかじめ関係機関で共有するとともに、発災後には、県本部（ライフライン等調整スタッフ）がリストを活用して電力及びガス供給の必要性等を把握する。

なお、リストは必要に応じて随時更新するものとし、本計画とは別に定める。

3 重要施設への臨時供給

(1) 電力業界

県本部（ライフライン等調整スタッフ）は、国の具体計画のとおり臨時供給について調整する。

(2) ガス業界

県本部（ライフライン等調整スタッフ）は、国の具体計画のとおり臨時供給について調整する。

4 緊急通行車両等の通行体制の確保

(1) 緊急通行車両の事前届出

電気事業者及び一般ガス導管事業者は、平素から災害応急対策活動用の車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、また、優先供給車両として燃料の優先供給を受けることができよう、あらかじめ県公安委員会に事前届出の手続きを行うと共に、発災後の標章取得手続きを確認しておく。

(2) 緊急通行車両標章の取得

電気事業者及び一般ガス導管事業者は、発災後速やかに緊急通行車両標章の取得手続きを行い、輸送体制を確保するものとする。

Ⅲ 通信の確保

1 要旨

重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電気通信サービス（以下「通信」という。）を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する必要がある。このため、県は、電気通信事業者が迅速かつ円滑な災害応急対策を実施することができるよう、これらの関係機関と必要な協力をを行う体制を構築する。

2 重要施設の選定及び情報共有等

- (1) 重要施設の選定基準
通信の確保が必要な重要施設については、燃料供給及び電気・ガスの臨時供給における重要施設と同様に以下の基準で選定する。
 - ・災害対策本部等の指令機能を有する施設
 - ・輸送又は大規模な活動拠点
 - ・人命救助に係る施設
 - ・その他災害応急対策の実施及び県民の生命の維持等に必要な施設
- (2) 重要施設に関する情報の共有
県（危機管理部危機対策課）は、選定基準に基づき重要施設のリストを作成し、あらかじめ関係機関で共有するとともに、発災後には、県本部（ライフライン等調整スタッフ）がリストを活用して通信の臨時確保の必要性等を把握する。
なお、リストは必要に応じて随時更新するものとし、本計画とは別に定める。

3 重要施設及び通信の空白地域における通信の臨時確保

県本部（ライフライン等調整スタッフ）は、国の具体計画のとおり通信の臨時確保について調整する。

4 緊急通行車両等の通行体制の確保

- (1) 緊急通行車両の事前届出
電気通信事業者は、平素から災害応急対策活動用の車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、また、優先供給車両として燃料の優先供給を受けることができるよう、あらかじめ県公安委員会に事前届出の手続きを行うと共に、発災後の標章取得手続きを確認しておく。
- (2) 緊急通行車両標章の取得
電気通信事業者は、発災後速やかに緊急通行車両標章の取得手続きを行い、輸送体制を確保するものとする。

Ⅳ 応急給水

1 要旨

重要施設の業務継続や避難施設等の被災者の飲料水等の確保のために、応急給水を確実に実施する必要がある。このため、県は、国及び市町等の水道事業者と連携して施設被害及び断水状況の把握及び円滑な応急給水の調整を実施する。

2 応急給水体制

- 応急給水体制は、以下2段階により確立する。
- (1) 水道事業者レベルでの応急給水
災害等により応急給水が必要になった場合、水道事業者（市町等）（以下、「事業者」という。）は、各事業者で定める応急給水活動を実施する。事業者の定める応急給水活動では対応困難な場合、事業者は、平素災害協定を締結している他事業者等に自ら要請する。
この際、県本部（くらし・環境部環境班）は、現地の状況を把握し、必要に応じ、事業体に代わり応急給水を取り仕切るよう指名された災害協定団体等へ支援を要請する。
 - (2) 国レベルでの応急給水
事業者は自ら確保した応援のみでは応急給水が困難な場合、県本部（環境班）に対して応急給水の支援を要請する。
環境班は、事業者からの要請に基づき、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課に支援を要請する。但し、緊急性を要する場合は、ライフライン等調整スタッフを通して自衛隊に支援を要請する。この際、支援関係機関及び自衛隊の役割分担等について適切に調整するものとする。（自衛隊の即応性、給水量、給水単位（数）、給水補助要員の有無等を考慮）

3 応急給水業務

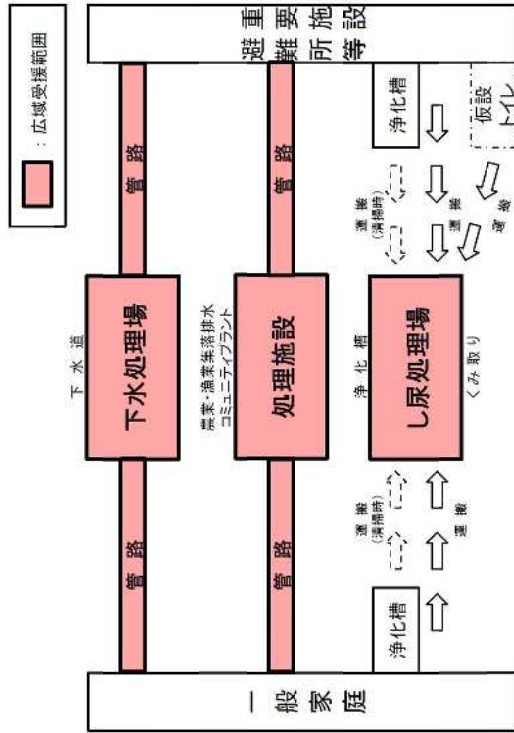
- (1) 情報収集・整理及び提供
県本部（環境班）は、被害発生市町から以下の情報を収集・整理し、関係部局等に情報提供を行う。
 - ア 被害情報
被害発生地区名、断水発生日時、被害発生状況・原因、最大断水戸数、今後の断水の発生・拡大見込み等
 - イ 対応状況
 - (7) 現在の断水状況（復旧戸数・未復旧戸数）
 - (4) 応急給水状況（給水車対応、飲料水の配給等）
 - (7) 応援要請状況、要請先と応援状況
 - (5) 応急復旧状況（系統変更、復旧工事等）
 - (4) 復旧見込み

V 汚水処理の継続・確保

1 要旨

被災地における衛生環境の悪化を防止するため、速やかに汚水処理施設（下水道施設、し尿処理施設等）の被災状況を把握し、応急対応を実施する。
この際、重要施設や避難所等における汚水処理機能の維持や回復を優先させるとともに、水道事業者の水道施設の復旧との調整も十分に行う。

【汚水処理の流れ】



下水道については、人口の6割を越える県民が既に利用し影響が大きいため、広域かつ大規模に施設の被災を受けた又は受けた可能性が生じた場合、既に構築されている下水道の全国的な支援ルールに基づき、静岡県下水道対策本部を設置し、広域受援に関する調整を行う。

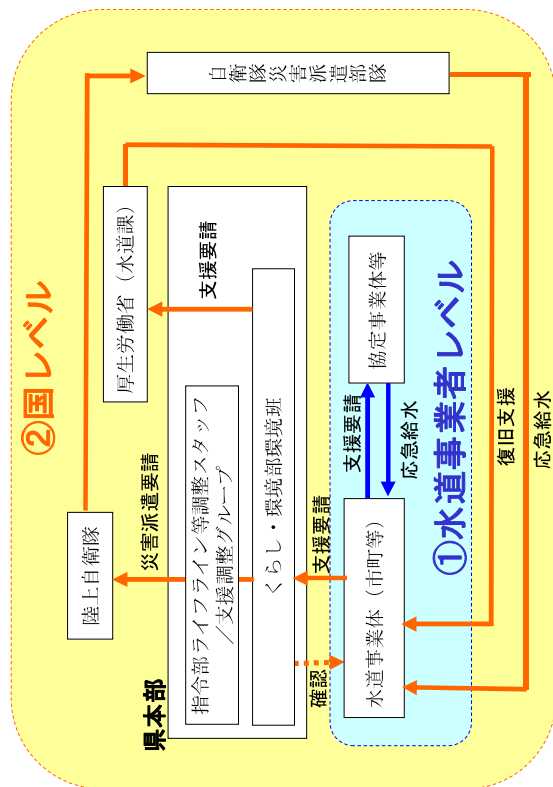
他方、農業・漁業集排水等の処理施設や管路施設及びびくみ取り等のし尿処理場については、広域的な受援を想定されていないが、被災状況等を県本部（交通基盤部都市班、交通基盤部港湾班、くらし・環境部環境班）において把握する。

- (カ) 減水状況（時間給水等）
- (キ) 断水解消日時
- (2) 状況把握及び情報発信
県本部（環境班）は、応援部隊等の状況（給水能力、運用・活動状況等）について把握するとともに、情報を発信する。

4 応急給水活動

具体的な応急給水活動は、別途制定されている静岡県応急給水受援計画（平成25年7月制定）に基づき実施する。

【応急給水の流れ】



2 下水道の広域支援体制

(1) 市町等の役割

市町等の下水道管理者は、処理場や管路などの下水道施設の被災状況を調査し、速やかに県本部（交通基盤部都市班）に報告する。

また、被災状況の調査や被災施設の復旧に対して支援が必要な場合は、県内で広域かつ大規模な被災の際に設置されている県下水道対策本部に対して支援を要請するものとし、被災した施設の下水道管理者は、県下水道対策本部及び本県に駆けつける応援隊に対して、被災状況や現地情報のほか、応援隊の受入場所や活動拠点となる前線基地、調査や復旧活動の際に必要な下水道台帳等を提供する。さらに可能な場合は、下水道施設の職員が応援隊等に加わり、現地への誘導等を行うものとする。

(2) 静岡県の役割

ア 静岡県下水道対策本部の設置

県交通基盤部生活排水課は、県本部都市班内に静岡県下水道対策本部を設置するものとし、本部を設置する際に、中部ブロック連絡会議幹事及び国土交通省中部地方整備局等を経由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室に連絡する。

また、中部ブロック連絡会議構成員や他ブロック連絡会議幹事への連絡については、中部ブロック連絡会議幹事や日本下水道協会等を通じて行う。

さらに、静岡県下水道対策本部は、国土交通省や被災自治体、支援自治体等との総合調整の上、下水道対策本部員の増員が必要と判断した場合には中部ブロック連絡会議構成員を中心に参集について要請する。

イ 静岡県下水道対策本部の構成

静岡県下水道対策本部は、県生活排水課長を本部長とし、資料編 6-4 「静岡県下水道対策本部の構成員」に掲げる構成員を本部長、国土交通省の職員を下水道対策特別本部員として組織する。

さらに、静岡県下水道対策本部は、被災状況等を踏まえ、中部ブロック以外の他ブロックとの広域支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省等との総合調整の上、必要に応じて静岡県下水道対策本部内に国土交通省の職員を隊長とし、隊長の指名により参集した隊員をもって支援調整隊を設置する。

ウ 静岡県下水道対策本部の業務

下水道対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、中部ブロック連絡会議幹事、日本下水道協会や各都道府県を通じて、支援する自治体

に対して支援体制の調整結果の連絡をもって支援を要請する。

また、支援計画の立案にあたっては、関係団体等の支援についても検討を行い、必要に応じて中部ブロック連絡会議幹事や各種業界団体を通じて支援要請を行うものとする。

なお、静岡県下水道対策本部の業務は、資料編 6-5 「静岡県下水道対策本部の業務」に掲げるものであり、調査や復旧の活動に際しては、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。

エ 県本部指令部との調整

静岡県下水道対策本部は、県本部都市班として、下水道施設の被災や支援状況等を随時、県本部指令部ライフライン等調整スタッフ/中長期グループに報告し、必要があれば、燃料、電力、ガス、通信等の優先供給等を求める。

(3) 国土交通省の役割

国土交通省は、下水道対策本部、被災した自治体や支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるように総合調整の役割を担う。

(4) 応援活動

応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、静岡県下水道対策本部と緊密に連絡をとりながら、二次災害等が発生しないよう十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施に際しては、(公社)日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアル」を参考とする。

第7章 自治体応援職員

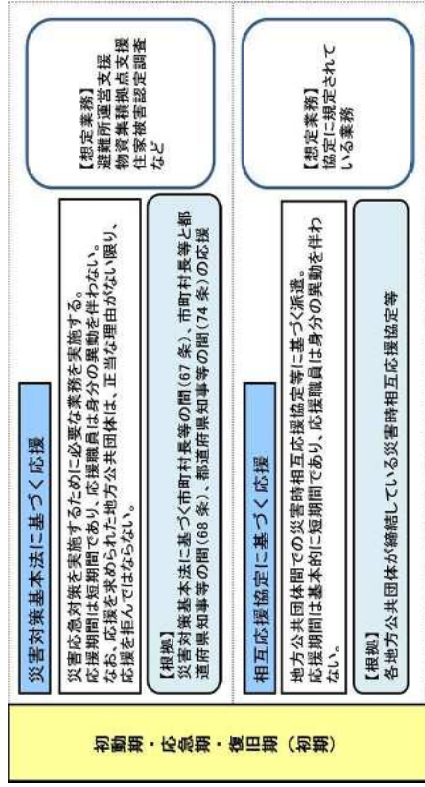
1 要旨

南海トラフ地震発生時には、県及び市町は、災害対策本部活動のほか、避難所の運営、住家の被害認定調査、罹災証明書の交付など膨大な災害応急業務が発生し、既存の人的資源のみで対応することは極めて困難な状況に陥ることが想定される。このような想定の下、被災地外の地方公共団体からは、協定等に基つき応援職員が派遣されることとなっている。

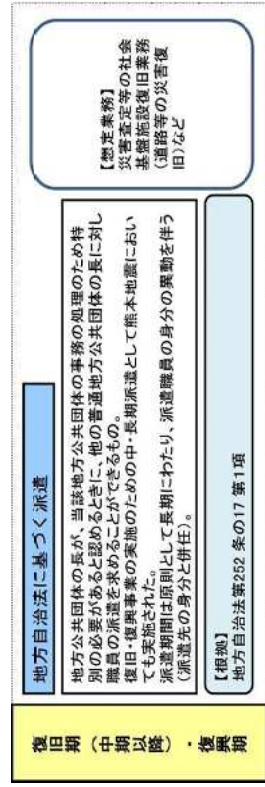
県及び市町は、応援職員の受入体制をあらかじめ整備しておくとともに、発災後、迅速な状況把握と応援要請を行うことにより、全国からの応援職員を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な被災者支援を実施する。

なお、本計画の対象は、初動期、応急期及び復旧期（初期）（災害対策基本法や相互応援協定など）に基づく応援。いわゆる「短期派遣」とする。

【初動期・応急期・復旧期（初期）における応援】



【復旧期（中期以降）・復興期における派遣（参考）】



4 し尿処理施設

(1) 市町等の役割

被災した市町等は、被災の状況や応援の必要性について速やかに把握し、災害廃棄物処理実行計画等を作成する。また、県本部（環境班）に報告し、被害状況や応援要請等に係る情報を共有する。

(2) 静岡県内の役割

県本部環境班は、『大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画』及び『関東ブロック支援チーム運営マニュアル』並びに『災害廃棄物中部ブロック広域連携計画』に基づき、以下について行う。

- 被災した市町の情報を収集・整理し、環境省関東及び中部地方環境事務所等と情報の共有を行う。
- 被災した市町と連携し、処理を支援する。また、被災した市町の執行体制が喪失して甚大な損害が生じる可能性があるかと判断された場合には市町の機能を代行する。
- 関東及び中部地方環境事務所からの依頼に基づき、関東ブロックにおける支援チーム、中部ブロックにおける支援自治体に対して支援に関する情報を提供するほか、支援活動について可能な範囲で協力する。

県本部環境班は、被災状況についてライフライン等調整スタッフと情報を共有する。

県内のみでの対応が困難な場合には、県本部環境班は環境省関東及び中部地方環境事務所を通じて国に支援を要請する。

(3) 環境省関東及び中部地方環境事務所の役割

関東及び中部地方環境事務所は、『大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画』及び『関東ブロック支援チーム運営マニュアル』並びに『災害廃棄物中部ブロック広域連携計画』に基づき、被災地の情報を集約し、ブロック内の自治体に情報の発信・共有を行うとともに、環境省、他の地域ブロック、D.Waste-Net¹との情報共有・交渉を行う。また、被災した自治体の早期復旧に向けて、必要な情報の提供を行う。

¹ デイ・ウェイスト・ネット

D.Waste-Net: 災害廃棄物処理支援ネットワーク（我が国の災害廃棄物対応力を向上させるため、環境大臣が災害廃棄物対策のエキスパートとして任命した有識者、技術者、業界団体等で構成される組織）

2 応援職員の受け入れ体制

(1) 県及び市町の役割

ア 県の役割

県本部（指令部支援調整グループ）は、市町も含めた人的支援の需給状況を把握し、国や県が協定を締結している都道府県等（以下「広域応援協定団体」という。）などとの連絡調整を行い、県への応援職員の受け入れを円滑に実施するとともに、県全体の人的支援の応援調整、情報管理を適切に実施する。

イ 市町の役割

市町は、人的支援ニーズを把握し、県及び市町が個別に協定を締結している地方公共団体等（以下「個別協定団体」という。）に対して応援要請を行うとともに、応援職員の受け入れに関する庁内調整を実施し、応援職員の受け入れを円滑に実施する。

(2) 県の受援体制・スキーム

ア 県本部

県本部（支援調整グループ）内に県内外との調整を行うための行政受援スタッフを設ける。また県本部が必要と認めるときは、県本部内に県内外からの応援職員の受け入れ等の調整を主な役割とする組織として、人的受援・応援チームを設置する。

【県本部人的受援・応援チームの編制】

受援組織	主な役割
指令部 行政受援スタッフ ／支援調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> 行政受援の連絡窓口 県内の行政受援・応援関連情報のとりまとめ 県外への応援要請・受け入れ調整
経営管理部 行政経営班	<ul style="list-style-type: none"> 県庁内の行政受援の需要把握 地域・各部を横断する職員配置等人的措置に関する調整
経営管理部 地域振興班	<ul style="list-style-type: none"> 市町の行政受援の需要把握 被災状況等を踏まえた必要調整

1 広域応援協定団体：資料編7-1「本県が締結している主な広域応援協定」参照

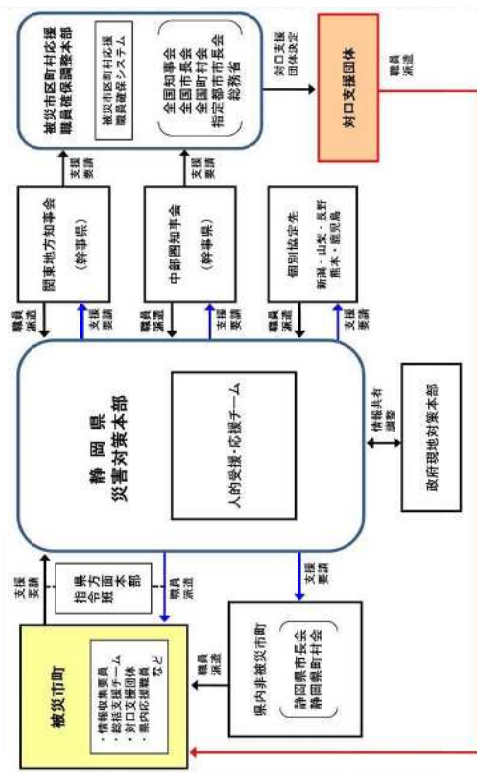
イ 方面本部

方面本部（指令班）は、静岡県災害対策本部運営要領の方面本部各班の事務分掌に基づき、管内各市町における受援体制を支援する。

【方面本部指令班の編制】

区分	主な役割
方針	<ul style="list-style-type: none"> 他県等応援職員の受け入れに関すること
情報係	<ul style="list-style-type: none"> 市町情報収集委員の派遣に関すること 市町行政機能チェックリストのとりまとめ
支援係	<ul style="list-style-type: none"> 管内各市町に対する応援に関すること

【受援の全体像】



2 市町行政機能チェックリスト：84頁（4(1)イ項）参照

3 県業務の受援

(1) 業務継続

静岡県業務継続計画（BCP）により、あらかじめ定められた業務継続体制に依り、以下の方針に基づき、非常時優先業務³を適切に執行する。

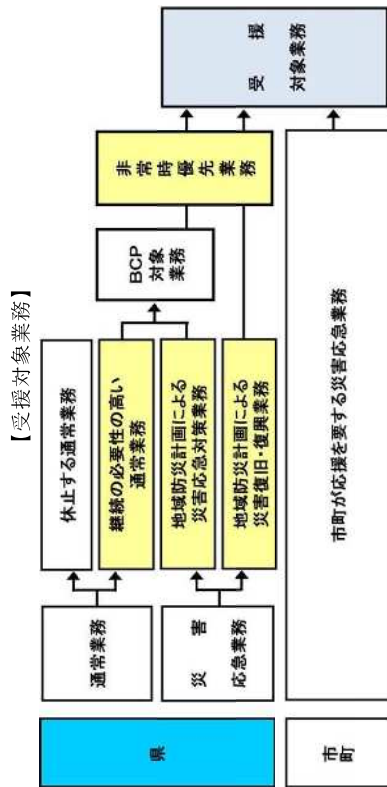
ア 発災時においては、県民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめることを第一の責務とし、非常時優先業務を最優先に実施する。

イ 県本部内の受援・応援チーム（経営管理部行政経営班）は、非常時優先業務に必要な人員の確保や配分に当たっては、限られた資源を有効に活用するため、全庁横断的に調整を行う。

ウ 県民生活の維持・再建に係る行政サービスや社会基盤の応急復旧など優先度の高い業務の機能の確保に努め、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止、抑制する。

(2) 受援対象業務

県の受援対象業務は、各所属において非常時優先業務の中から選定する。



(3) 受援業務に関する整理事項

各部署は、受援対象業務ごとに、あらかじめ次の事項を整理しておくものとする。

【受援対象業務の整理】

・業務内容及び本県職員との役割分担
・業務実施時期及び想定人員数等
・応援職員の活動に必要なスペース、資機材

3 非常時優先業務：大規模な地震発生時であっても優先して実施すべき業務をいう。「地域防災計画」による災害応急対策業務」と「継続の必要性の高い通常業務」、「地域防災計画による災害復旧・復興業務」を合せた業務

【熊本地震で熊本県が他自治体からの短期派遣により応援を受けた業務(参考)】

応援を受けた業務内容	職種	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物仮置き場での分別指導 ・災害廃棄物処理委託（入札等）事務 ・災害廃棄物国庫補助事務 	事務	
<ul style="list-style-type: none"> ・所在不明者相談ダイヤルの相談対応 ・生活困窮者、生活保護受給に関する相談対応 ・被災地復旧支援事務（コールセンター、被災者生活支援、ボランティア調整、物資供給等） ・市町村等との連絡調整、応援物資の集配 ・みなし仮設審査、応急仮設契約 		
<ul style="list-style-type: none"> ・被災地支援事務（医療・保健活動） ・公衆衛生、動物管理業務支援 		医師・保健師
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急点検、被災確認対応等 ・災害査定資料事前準備 ・査定前着工の事前協議資料 		獣医師
<ul style="list-style-type: none"> ・被災箇所現地調査 ・復旧工法の検討 ・治山計画書作成 	農業土木	
<ul style="list-style-type: none"> ・被災箇所現地調査 ・被災査定資料作成・受検 	林業	
<ul style="list-style-type: none"> ・応急対策（仮設校舎を含む）の設計、施工 ・学校現場との連絡、調整 ・国庫補助事業計画及び被災度区分判定（復旧方法検討）のための調査業務・進捗管理 	土木	
<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援業務 ・地域や関係機関との連携業務 ・カウセンズ等による児童生徒の心のケア 	建築・電気	
	教育	

(4) 各部署の人的応援要請の判断基準

ア 各部署は、業務継続に当たり、各班の担当部署において人員が不足する場合、応援要請を行う前に部内等における人員の再配置の実施を検討する。

イ 各部署は、部内等において人員の再配置を行っても、対応困難と見込まれる場合、人的受援・応援チーム（行政経営班）へ応援を要請する。ただし、業務の専門性が高い場合、部内等での人員の確保が困難であることが明らかなる場合等はこの限りではない。

ウ 人的受援・応援チーム（行政経営班）は、各部署からの要請を受けて、部署間で応援が可能なきは応援可能な部に応援要請を行う等の庁内調整を検討し、それにより難しい場合、人的受援・応援チーム（行政受援スタッフ）は、広域応援協定団体等へ応援要請（資料編7-3 様式2-1「応援職員のパシ協協力依頼」及び様式2-2「応援職員のパシ要請人数等」参照）を行う。

エ 専門的な技術を要する要員（薬剤師、土木等）の過不足調整は、各部署管理班等（総務課等）を行う。

(5) 広域応援協定団体等との連携
 ア 広域応援協定団体等の情報連絡員の受け入れ
 人的受援・応援チーム（行政受援スタッフ）は、広域応援協定団体等の情報連絡員が到着するまでの間に、情報連絡員の活動場所や資機材等を確保するとともに、広域応援協定団体等と調整し、県への受け入れを行う。

イ 受援応援調整会議の開催
 人的受援・応援チーム（行政受援スタッフ）は、広域応援協定団体等の情報連絡員が円滑に人的支援ニーズの把握や連絡調整、災害対応等が行えるよう「受援応援調整会議」を開催し、被害状況、救出救助機関や広域応援協定団体等の活動状況、県及び被災市の対応状況等の情報共有を図る。

会議には、人的受援・応援チーム及び広域応援協定団体等の情報連絡員、必要に応じて関係部局等の出席を求めることができる。

ウ 受け入れ準備
 人的受援・応援チーム（行政受援スタッフ）は、応援職員の出泊場所について、応援側での宿泊施設の確保を要請した上で、手配できない場合の宿泊場所として、職員会館（もくせい会館）や職員住宅の空部屋、地震防災センターの会議室等のスペースの提供を検討する。

4 市町業務の応援・受援

(1) 県内被災市町への応援
 ア 市町情報収集要員の派遣
 各市町には、「静岡県災害対策本部運営要領等に基づき市町に派遣する職員の取扱い」に定める配備基準に基づき、管轄する方面本部・地域局から当該市町に対し、市町情報収集要員が派遣される。

【県の配備基準に応ずる市町情報収集要員の配備体制】

体制	発生事象	市町情報収集要員の配備体制	
		勤務中	勤務外
特別警戒体制	地域局管内の震度観測点で震度5強の地震を観測し気象庁が発表したとき	勤務する所属で連絡が取れる体制を確保し、指示により派遣先市町で業務に就く	自宅等で連絡が取れる体制を確保し、指示により派遣先市町で業務に就く
災害警戒本部	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を気象庁が発表したとき	勤務する所属で連絡が取れる体制を確保し、指示により派遣先市町で業務に就く	直ちに指定された市町に参集し、業務に就く
災害対策本部	県内の震度観測点で震度6弱以上の地震を観測し気象庁が発表したとき	勤務する所属で連絡が取れる体制を確保し、指示により派遣先市町で業務に就く	直ちに指定された市町に参集し、業務に就く

イ 「市町行政機能チェックリスト」のとりまとめ等
 市町行政機能チェックリスト（資料編7-2「市町行政機能チェックリスト」参照）は、市町における行政機能の確保状況を迅速かつ的確に把握し、行政機能が低下した被災市町に対する効果的な応援職員の派遣等の支援の決定に必要不可欠であり、以下の手順により提出するものとする。

(ア) 人的受援・応援チーム（行政受援スタッフ）は、指令部伝達スタッフ/情報グループを通じ、各市町に対し、発災後、速やかに一斉FAX等により、市町行政機能チェックリストの提出を依頼する。

(イ) 市町は、可能な限り速やか（原則として発災後8時間以内）に、チェックリストを作成し、行政機能の確保状況を方面本部（指令班）に報告する。

(ロ) 方面本部（指令班）は、市町から報告がない場合、市町情報収集要員又は市町本部職員に対する口頭聴取によりチェックリストを作成する。

(ハ) 人的受援・応援チーム（行政受援スタッフ）は、県内市町のチェックリストをとりまとめ、総務省自治行政局市町村課に報告する。（原則として発災後12時間以内）

ウ 県職員への派遣

- (7) 人的受援・応援チーム（行政受援スタッフ）は、被災市町から県職員の派遣要請を受けた場合、もしくは市町情報収集要員からの情報等により、被災市町だけでは十分な災害対応ができない、又はそのおそれがあると判断した場合、被災市町の意向等を踏まえ、県職員による応援職員の派遣を行う。
- (4) 被災状況によっては、市町長の災害マネジメントをサポートする総括支援チーム⁴（災害マネジメント総括支援員⁵・災害マネジメント支援員・連絡調整要員）を派遣する。
- (7) 職員の派遣に当たって、あらかじめ業務ごとに応援職員候補者を名簿化しておくものとする。

(2) 市町における応援職員の受け入れ

ア 平素からの準備

- (7) 市町は、速やかな応援要請や適正な応援職員の配置調整につなげるために、あらかじめ応援職員が従事する業務内容を整理しておく。

- (4) 市町は、円滑に応援職員の受け入れを行うため、県及び対口支援団体等との調整や受援状況のとりまとめ等を行う受援担当（受援班等）をあらかじめ明確にしておく。

- (7) 応援職員の宿泊場所の確保については、応援側での対応を要請することを基本とするが、近隣の宿泊施設を紹介できるように、連絡先を記載した一覧表をあらかじめ用意しておく。

イ 発災時対応

- (7) 市町の受援担当（受援班等）は、あらかじめ整理した応援職員が従事する業務内容をふまえ、庁内の人的支援ニーズを把握する。

- (4) 市町の受援担当（受援班等）は、把握した人的支援をとりまとめ、市町情報収集要員又は県総括支援チームを通じて、県本部人的受援・応援チーム（経営管理部地域振興班）に対し、応援職員の派遣を要請する。

ウ 受け入れ準備

- (7) 市町は、応援職員の活動環境の確保（スペース、資機材等の準備）や応援職員に対する業務説明の準備を行う。

- (4) 市町は、応援職員の宿泊場所について、必要に応じてあてせんするとともに、被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公衆施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペース

スの提供を検討する。

(3) 市町からの応援要請に基づく調整

県本部人的受援・応援チームは、被災市町からの応援要請に基づき、応援職員の派遣を調整する。

ア 県内市町間の派遣調整

- (7) 人的受援・応援チーム（地域振興班）は、被災市町のニーズに応じて、被災市町への県内市町職員の派遣について、静岡県市長会・町村会と連携し、県内他市町と調整を行うものとする。

- (4) 被災市町の個別協定等により応援が行われた場合は、人的受援・応援チーム（行政受援スタッフ）において情報を集約する。

イ 広域応援要請

- (7) 人的受援・応援チーム（行政受援スタッフ）は、被災市町のニーズに対し、県内の地方自治体による応援職員の派遣だけでは対応が困難な場合、「被災市区町村応援職員確保システム⁶」に基づき、総務省等に応援職員の派遣を要請するものとする。

- (4) 総務省等の調整により対口支援団体が決定した場合、人的受援・応援チーム（行政受援スタッフ）は、可能な限り被災市町の業務を把握し、対口支援団体に情報提供を行うものとする。

- (7) 対口支援団体は、被災市区町村応援職員確保調整本部が、中部ブロック内、全国の順（別表7-1「応援優先順位」参照）で調整し、決定する。

- (エ) その他個別協定等により県外自治体から被災市町への応援が行われた場合は、人的受援・応援チーム（行政受援スタッフ）において情報を集約する。なお、被災市区町村応援職員確保システムとその他の個別協定等に優先順位はなく、関係先との調整がつき次第、順次応援職員を受け入れる。

⁴ 総括支援チーム：被災市町の長の指揮の下で、被災市町が行う災害マネジメントを総合的に支援するチームをいう。

⁵ 災害マネジメント総括支援員：都道府県・指定都市等の推薦を受け、総務省・消防庁で実施する研修を受講した災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職の経験などを有する者（GADM: General Advisor for Disaster Management）をいう。

⁶ 対口支援団体：被災市区町村に原則として1対1で都道府県又は指定都市が割り当てられる（カウンタートーパートナー）。次頁参照

別表 7-1-1 【応援優先順位】

地域 ブロック	北海道東北 (A)	関東 (B)	中部 (C)	関西 (D)	中国・四国 (E)	九州 (F)
都道府県	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 新潟県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	富山県 石川県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県
指定都市	札幌市 仙台市 新潟市	さいたま市 千葉市 横浜市 川崎市 相模原市	静岡市 浜松市 名古屋市	京都市 大阪市 堺市 神戸市	岡山市 広島市	北九州市 福岡市 熊本市
応援 優先順位	①B②C③ D④E⑤F	①A②C③ D④E⑤F	①D②B③ A④E⑤F	①C②E③ F④B⑤A	①F②D③ C④B⑤A	①E②D③ C④B⑤A

「被災市区町村応援職員確保システム」(総務省)について

熊本地震における課題を受けて、総務省が設置した「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会」は、平成29年6月、報告書をふまえて、総務省をとりまとめ総務省に提言を行った。この報告書をふまえて、総務省は、被災市区町村を支援する仕組みとして「被災市区町村応援職員確保システム」に関する要綱」を定めた。

【被災市区町村応援職員確保システムの概要】

当該システムが導入された場合、国においては「被災市区町村応援職員確保調整本部」が設置され、被災市区町村ごとに一対一で支援を行う「対口支援団体」の決定について調整が行われる。

また、被災都道府県には、必要に応じて「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」(構成：総務省(事務局)、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、被災地域ブロック知事会幹事都道府県、被災都道府県等)が設置されることとなっている。

(ポイント)

- ・一般事務職の応援職員の派遣を対象とするシステムである。
- ・対口支援団体は、熊本地震では、発災翌々日から順次決定・派遣が開始。
- ・対口支援団体は、被災地域ブロックの都道府県を中心とするが個別相互応援協定を締結している都道府県からも選定し決定。
- ・被災市区町村に対する支援は、対口支援団体である都道府県が区域内の市町村とともに一体的な支援を行う。
- ・対口支援方式は、対口支援団体が個々の被災市区町村を一対一で支援する。
- ・対口支援団体には、被災市区町村長の災害マネジメントを総合的に支援する役割も期待する。
- ・対口支援団体による対応が困難な場合には、不足する職員について全国の地方公共団体による応援職員の派遣により補完的に対応する。

5 広域応援協定

県が締結している広域応援協定は次のとおり

【広域応援協定】

名称	地域	加盟地方公共団体等
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国	北海道、東北地方知事会、関東地方知事会、中部圏知事会、近畿ブロック知事会、中国地方知事会、四国知事会、九州地方知事会
震災時等の相互応援に関する協定	関東1都9県	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県
災害時等の応援に関する協定書	中部9県1市	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市
中央日本四県(新潟・山梨・長野・静岡)の災害時の相互応援等に関する協定	中央日本四県	新潟県、山梨県、長野県、静岡県
熊本県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定	熊本県 静岡県	同左
鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定	鹿児島県 静岡県	同左

目 次

はじめに 1

1 基本方針 3

 (1) 基本理念

 (2) 基本目標

 (3) 減災目標

2 計画期間等 6

 (1) 計画期間

 (2) アクションと個別目標

 (3) アクションの実施主体

 (4) 今後の取組

3 重点施策 7

 (1) 新たな津波被害想定への対策

 ア 津波を防ぐ

 イ 津波から逃げる

 ウ 津波に備える

 (2) 超広域災害への対応

 (3) 複合災害・連続災害対策

4 施策体系 18

5 個別アクション一覧 19

 I 地震・津波から命を守る

 1 建築物等の耐震化を進めます

 2 命を守るための施設等を整備します

 3 救出・救助等災害応急活動体制を強化します

 4 医療救護体制を強化します

 5 災害時の情報伝達体制を強化します

 6 複合災害・連続災害対策を強化します

 7 地域の防災力を強化します

 II 被災後の県民生活を守る

 8 避難生活の支援体制を充実します

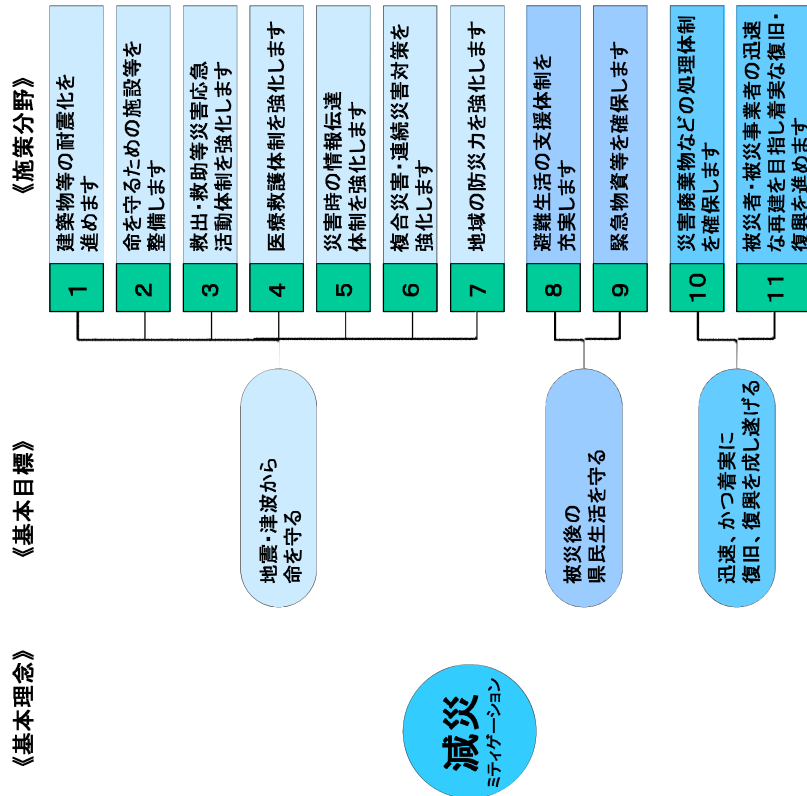
 9 緊急物資等を確保します

 III 迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げる

 10 災害廃棄物などの処理体制を確保します

 11 被災者・被災事業者の迅速な復旧・復興を進めます

静岡県地震・津波対策 アクションプログラム2013



平成 25 年 1 1 月
(令 和 3 年 3 月 改 定)

はじめに

- 本県では、昭和51年の東海地震説の発表以来、地震対策事業を着実に実施するとともに、平成13年9月には東海地震等を対象とした静岡県第3次地震被害想定（平成13年5月公表）において推計された被害を、可能な限り減らすための行動目標として「地震対策アクションプログラム2001」を策定しました。さらに、国の地震防災戦略の策定を受け、平成18年6月には減災に関する数値目標を設定した「地震対策アクションプログラム2006」（実施期間：平成27年度末まで10年間）を策定し、地震対策及び津波対策を推進してきました。
- 平成23年3月に発生した東日本大震災では、従来の想定をはるかに超える巨大な地震と津波が発生したことを踏まえ、国では、今後の地震・津波の想定に当たっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を検討していくべきであるとの考えの下、南海トラフの巨大地震に関する検討を行い、平成24年8月に人的・物的被害の想定等を公表しました。
- 県では、東日本大震災における甚大な津波被害を機に、これまでの津波対策の総点検を実施し、平成23年9月に当面実施すべき対策として「ふじのくに津波対策アクションプログラム（短期対策編）」を策定するとともに、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を含め、今後の地震・津波対策の基礎資料とする静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）を平成25年6月に、同（第二次報告）を11月に策定しました。
- 静岡県第4次地震被害想定の特徴として、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いの双方について二つのレベルの地震・津波を想定しています。

区分		内容
駿河・南海 相模	レベル1の 地震・津波	発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波
	レベル2の 地震・津波	発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

※ このうち、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波については、内閣府（2012）が示した南海トラフ巨大地震を対象としています。この地震では、30都府県734市区町村の超広域にわたる地震・津波被害の発生が想定されています。

1 基本方針

(1) 基本理念

第4次地震被害想定を踏まえ、人命を守ることを最も重視し、地震・津波対策をハード・ソフトの両面から可能な限り組み合わせ、充実・強化することにより、想定される被害をできる限り軽減すること、「減災」を目指します。

(2) 基本目標

1	地震・津波から命を守る
2	被災後の県民の生活を守る
3	迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げる

- レベル1の地震・津波はもとより、レベル2の地震・津波に対しても、ハード・ソフト両面の対策を組み合わせ、一人でも多くの県民の命を守ることを第1の基本目標とします。
- 地震や津波から命は守れども、自宅を失い、避難所生活を余儀なくされたり、自宅は残ったものの、食料や水などの生活に必要な物資が供給されなくなるなど、多くの県民が被災後に不自由な生活を強いられることが想定されます。命が守られた段階のこうした事態から県民の生活を守ることを第2の基本目標とします。
- さらに、失われた住居や学校、事業所など生活・学習・就労の場を回復させ、1日も早く元の生活に戻ることができるよう、迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げることを第3の基本目標とします。
- なお、県民や企業の間には、安全・安心な生活基盤を希求する動きがあることから、県では、上記の基本目標を最優先としつつ、「ふじのくに」のフロンティアを拓く取組」の中で、移転の受け皿づくりなど「事前の復興」の考えに立った施策を進めていきます。

- 2つ目の特徴としては、海域側に震源域を拡大した地震モデルを用いたため、推計された津波による静岡県内の人的被害等が、前回実施した第3次地震被害想定と比較して、非常に大きくなっています。

	第4次地震被害想定(駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震)		第3次地震被害想定	
	レベル1	レベル2	東海地震	
津波による死者	約9,000人	約96,000人	2,27人	2,27人
津波による負傷者	約1,500人	約11,700人	939人	939人
浸水面積	34.6k㎡*	158.1k㎡	37.9k㎡	37.9k㎡
うち2m以上	11.0k㎡*	68.5k㎡	6.2k㎡	6.2k㎡
津波高(最大)	15m*	33m	11m	11m

※「駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1地震の津波の想定(第4次地震被害想定追加資料) (平成27年6月) による

- 3つ目の特徴としては、東日本大震災において発生した福島第一原子力発電所の事故や、1707年宝永地震の49日後に発生した富士山の宝永噴火などを踏まえ、原子力災害との複合災害や富士山噴火が地震の前後に発生する連続災害が発生する可能性も考慮した被害・対応シナリオの想定を行っています。
- 本アクションプログラムは、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するため、津波対策をはじめ、建物被害、火災、山・がけ崩れ等の広範な地震対策の主要な行動目標を、平成25年6月に静岡県第4次地震被害想定(第一次報告)に合わせて策定し、平成25年11月に同(第二次報告)に合わせて、11アクションの追加等を盛り込み確定しました。
- なお、「ふじのくに」のフロンティアを拓く取組」は、本県経済発展を支える沿岸・都市部の高次都市機能を維持するため、ハード・ソフトの両面から災害による被害を減じるための施策を最優先としつつ、内陸・高台部の発展にも目を向け、有事に備えた防災・減災対策と地域成長を両立させる地域づくりを目指すものです。
- この防災・減災対策は、本プログラムの基本目標である「命を守る」、「生活を守る」、「迅速な復旧、復興」を基本的な視点としつつ、計画的な土地利用など事前の復興」の視点を加えたものとなっております。
- 県では、本プログラムとともに、「ふじのくに」のフロンティアを拓く取組」を通じて、安全・安心な「ふじのくに」を実現してまいります。

(3) 減災目標

想定される犠牲者を 2022 年度までの 10 年間で、8 割減少させることを目指す。

○ 軽減の内訳 (単位: 人)

被害要因	レベル I の地震・津波		レベル 2 の地震・津波	
	想定	取組後	想定	取組後
建物倒壊 (※)	約 5,500	約 2,300	約 7,800	約 3,400
津波	約 9,000	約 100	約 96,000	約 16,000
山・崖崩れ	約 200	約 190	約 200	約 190
火災	約 800	約 400	約 1,500	約 700
合計	約 16,000	約 3,000	約 105,000	約 20,000

※屋内収容物移動・転倒、屋内落下物を含む

○ 軽減に向けた取組

取組の方向	No	アクション	
		取組	アクション
建物倒壊	1	住宅の耐震化の促進	
	2	家庭内の地震対策の促進	
津波	23	浸水区域を減少	
	28	到達時間を遅延	
	44	避難場所を確保	
	177	避難行動を迅速化	
	38	避難誘導看板の整備	
山・崖崩れ	178	避難の確実性向上	
	179	夜間視認性の確保	
	57	地すべり防止施設の整備	
	59	急傾斜地崩壊防止施設の整備	
火災	62	山・崖崩れを減少	
	1	山・崖崩れを減少	

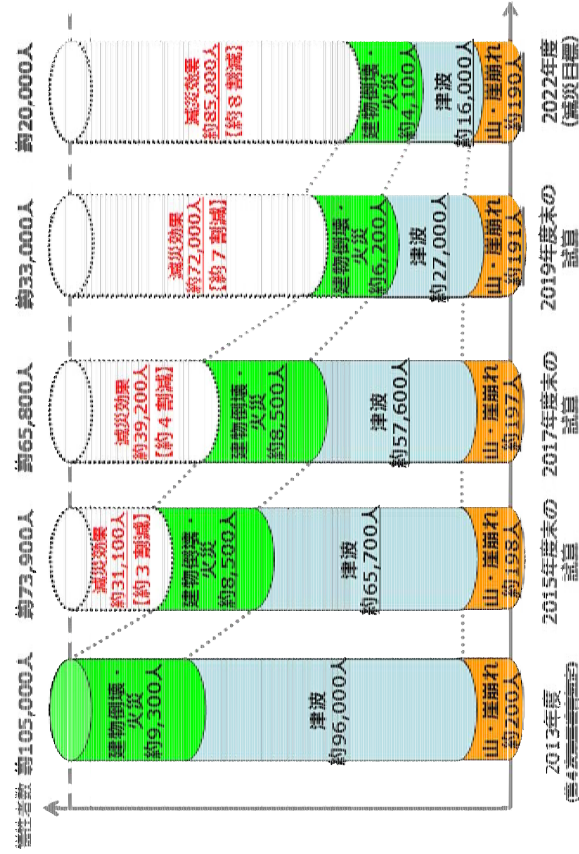
○ 静岡方式による犠牲者 8 割減

平成 30 年 1 月の推進会議において、静岡方式による地域特性を踏まえた津波対策を更に推進させることで、レベル 2 の津波で想定される犠牲者に対し、ソフト(避難)で約 63,000 人、ハード(防潮堤)で約 17,000 人の減災効果を 2022 年度末までに目指すこととしました。

○ 2019 年度末時点での取組による減災効果の試算結果

各アクションの 2019 年度末時点での進捗状況を踏まえ減災効果を試算したところ、レベル 2 の地震・津波で想定される犠牲者約 105,000 人を 2022 年度までに 8 割減少させる減災目標に対し、概ね 7 割、約 72,000 人の減災効果が認められる結果となりました。(令和 2 年 12 月試算)

～2022 年度末までの想定死者数と減災効果の推移見込み～



2 計画期間等

(1) 計画期間

2013年度から2022年度までの10年間とします。(ただし、早期に目標達成でき見込みのものは、その時期であり、現状の維持を目標とするものは、最終年度に(維持)を付記しています。)

(2) アクションと個別目標

- アクション
減災を達成するための概念として、189のアクションを盛り込みました。
- 目標指標
アクションごとに具体的な取組及び達成すべき数値目標、達成時期を定めました。

(3) アクションの実施主体

- 「自助」・「共助」・「公助」の観点から、県が実施主体となるアクションはもとより、県民、事業所、市町等が実施主体となるアクションについても可能な限り盛り込みました。
- 建築物等の耐震化や津波からの早期避難など、県民一人ひとりが主体的に取り組む「自助」が重要であることから、自らの命は自ら守るという防災の原点に立ち返った対策を推進します。
- 「自助」では解決できない課題に対しては、自主防災組織を中心に地域の住民や事業所、学校などが協力し解決する「共助」の取組を進めます。
- 県は市町と連携・協力し、「自助」、「共助」の取組を最大限支援するとともに、「自助」、「共助」では対応できない課題に「公助」として積極的に取り組めます。

(4) 今後の取組

- アクションプログラムの目標である「犠牲者の8割減少」を目指し、引き続き、市町と連携し、地震・津波対策の充実・強化に取り組んでいきます。

3 重点施策

(1) 新たな津波被害想定への対策

第4次地震被害想定では、津波による死者の推計が第3次被害想定と比して甚大となったことから、津波から一人でも多くの県民の命を守ることを最重点の課題として、その対策に、集中して取り組むこととします。

【津波による想定死者数】

トランプ名	第4次地震被害想定		第3次地震被害想定
	レベル1の津波	レベル2の津波	
駿河・南海	約9,000人	約96,000人	227人
相模	約2,900人	約5,700人	—

(冬・深夜、早期避難率低)

【対策の柱】

	取組内容
津波を防ぐ	防潮堤等津波防御施設の整備を進め、津波浸水域や浸水深の減少、避難時間の確保を目指します。※津波浸水域にいる全員が、迅速に適切な避難行動を取ることを目指します。
津波から逃げる	津波避難場所の空白地域を、解消することを目指します。

※防潮堤等津波防御施設の整備については、計画期間の10年間で地域の合意に基づき、ソフト対策をハード整備で支える対策を進めます。また本プログラム対象期間後(2023年度以降)においても、必要な防潮堤整備を着実に進めていきます。

(津波に関する本県の地域特性)

津波の波源域が本県沿岸の近くにあることから、早い所では数分で津波の第一波が来襲します。最大波高だけでなく到達時間、浸水域・浸水深など地域ごとの特性を十分踏まえ、対策を積極的に推進する必要があります。

ア 津波を防ぐ

(ア) 津波を防ぐ施設高の確保

防潮堤など津波を防ぐ施設は、第3次地震被害想定で予想される東海地震を対象に整備を進めてきましたが、今後は、第4次地震被害想定で推計した、東海地震を含む過去約100年から150年間隔で発生している複数の地震による津波（レベル1の津波）を対象に、地域の合意形成に基づきながら対策を進めていきます。

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期
23	地域の合意形成に基づく津波対策施設（海岸）の高さの整備	レベル1津波に対し防護が必要な海岸（290.8km）のうち、合意された高さを満たす海岸堤防の整備率	68%	2022年度末
24	地域の合意形成に基づく津波対策施設（河川）の高さの整備	レベル1津波に対し防護が必要な河川（91河川）のうち、合意された高さを満たす河川（堤防、水門）の整備率	36%	2022年度末
25	津波到達までに閉鎖可能な津波対策施設の整備	津波到達までに閉鎖可能な津波対策施設（628基）の整備率（水門・陸間門の自動化・遠隔化等）	80%	2022年度末

(イ) 施設の質的強化

津波を防ぐ施設に関して、耐震性を確保（液状化対策等）し、津波が施設を乗り越えた場合にも粘り強く減災効果を発揮する構造（耐浪性があり、洗戻されにくい構造）への改良を行います。

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期
26	地域の合意形成に基づく津波対策施設（海岸）の耐震化	レベル1津波に対し防護が必要な海岸（290.8km）のうち、耐震性を有する海岸堤防の整備率	66%	2022年度末
27	地域の合意形成に基づく津波対策施設（河川）の耐震化	レベル1津波に対し防護が必要な河川（91河川）のうち、耐震性を有する河川堤防の整備率	86%	2022年度末
28	地域の合意形成に基づく津波対策施設（海岸）の粘り強い構造への改良	レベル1津波に対し防護が必要な海岸（290.8km）のうち、粘り強い構造を有する海岸堤防の整備率	47%	2022年度末
29	地域の合意形成に基づく津波対策施設（河川）の粘り強い構造への改良	レベル1津波に対し防護が必要な河川（91河川）のうち、粘り強い構造を有する河川堤防の整備率	32%	2022年度末
30	津波対策水門等の耐震化	耐震化が必要な津波対策水門（河川17水門、海岸12水門）の整備率	100%	2022年度末
31	港湾・漁港の防波堤の粘り強い構造への改良等	粘り強い構造への改良が必要な防波堤（8.3km）の整備率	81%	2022年度末

(ウ) 静岡モデルの推進

津波を防ぐ施設は、レベル1の津波を防ぐ高さの確保及び質的な強化に加え、津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるといふ本県特有の課題に対して、地域住民の合意など条件が整った地域では、既存の防災林、砂丘、道路の高上げ・補強等による安全度の向上策「静岡モデル」の整備を推進します。

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期
33	沿岸域の地形等を踏まえ更なる安全度の向上を図る「静岡モデル」の推進	静岡モデル整備に向けた沿岸市町（21市町）における検討会の設置率	100%	2013年度末
163	遠州灘及び志太樺原地域における、沿岸各地域の地形等の特性を活かしてレベル1を超える安全度の向上を図る「静岡モデル」の推進	静岡モデルによる津波対策施設の整備率（69.2km）	54%	2022年度末

イ 津波から逃げる

(ア) 津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進

市町等が作成する津波避難計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進します。

新規に作成する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促進します。

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期
35	市町津波避難計画策定の促進	市町の津波避難計画の策定（沿岸21市町）	100%	2016年度末
36	新たなハザードマップの整備の促進	想定に即した住民配布用ハザードマップの整備率（35市町）	100%	2016年度末
164	津波災害警戒区域の指定の指定推進	津波災害警戒区域の指定（沿岸21市町）	100%	2022年度末

(イ) 適切な避難行動の周知徹底

県民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただくよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的に実施します。

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期
37	災害時における避難行動の理解の促進	自分の住んでいる地域の危険度を理解している人の率	100%	2022年度末
38	津波避難訓練の充実・強化(市町)	市町津波避難訓練の実施率(沿岸21市町)	100%	2022年度末(維持)
39	実・強化(自主防災組織)	津波浸水区域内にある自主防災組織の津波避難訓練の実施率	100%	2022年度末
40	津波避難訓練の充実・強化(社会福祉施設)	想定浸水区域内にある社会福祉施設の災害対応マニュアルの見直し及び津波避難訓練の実施率	それぞれ100%	2022年度末(維持)
41	公立学校の津波避難行動マニュアルの見直し	県立高校・特別支援学校(12校)の津波避難行動マニュアルの見直し率	100%	2013年度末
42	公立学校(園)の津波防災に係る研修会の実施	市町学校(園)に対する津波防災に係る研修会の開催率(7会場、各1回)	100%	2013年度末
43	私立学校の津波避難行動マニュアルの見直し	私立学校(25校)の津波避難行動マニュアルの見直し率	100%	2013年度末

(ウ) 避難行動の確実性の向上

津波避難施設等へ確実に逃げることでできるような避難対策を実施しています。

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期
178	津波避難施設等への避難誘導看板の整備	津波避難施設等への避難誘導看板の整備率	100%	2022年度末
179	津波避難施設等の夜間視認性の確保	津波避難施設等の夜間視認性の確保率	100%	2022年度末

ウ 津波に備える

(ア) 安全な避難空間の確保

津波到達時間内に安全に避難できるよう、津波避難タワーや命山の設置、津波避難ビルの指定、避難路の整備等の支援により避難困難エリアの解消に努めます。

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期
44	津波避難施設空白地域の解消	津波避難施設の要避難者カバー率	100%	2022年度末
45	津波避難対策の促進(津波避難施設の整備)	都市防災総合推進事業及び都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業で計画されている津波避難施設(84箇所)の整備率	100%	2018年度末
46	港湾・漁港の津波避難困難エリアの解消(津波避難施設の整備)	港湾・漁港内で津波から完全に避難することが困難なエリア(121ha)の解消率	100%	2022年度末
47	公共土木施設等への津波避難用階段等の設置(水門)	既存耐震水門(6水門)への避難用階段の設置率	100%	2015年度末
48	公共土木施設等への津波避難用階段等の設置(海岸堤防)	既存海岸堤防(22箇所)への避難用階段及び避難誘導看板の設置率	100%	2013年度末
49	公共土木施設等への津波避難用階段等の設置(急傾斜地崩壊防止施設)	既存急傾斜地崩壊防止施設(9箇所)への避難用階段等の整備率	100%	2014年度末
177	高台・浸水域外等への避難経路(避難路)の確保	高台・浸水域外等への避難経路(避難路)の確保率	100%	2022年度末

(イ) 県民への伝達手段の多重化・多様化

津波警報等の情報が、県民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール等の伝達手段の強化に努めます。

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期
95	災害時情報伝達の強化・促進(同報無線)	市町の同報無線子局の設置数(5,884基)	100%	2018年度末
96	災害時情報伝達の強化・促進(屋内受信機)	防災ラジオ又は戸別受信機の配布数(35万台)	100%	2022年度末
97	災害情報提供体制の強化	避難所開設情報等の電子地図によるリアルタイムでの提供	100%	2014年度末

(2) 超広域災害への対応

ア 超広域災害への対応

(ア) 広域支援の円滑な受入れ体制の整備

想定される超広域災害では、近隣県が被災地域となるなど、災害応急対策を行うに当たっては、人的・物的資源が、国、地方、民間を通じて絶対的に不足する恐れがあります。

富士山静岡空港港の隣接地に基幹的広域防災拠点の設置を進めるほか、広域支援が機能的に行われるよう受入れ体制を整備します。

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期
18	県管理橋梁の耐震対策	重要路線等にある橋梁(約570橋)の耐震化率	100%	2022年度末
64	緊急輸送路の整備(県管理道路)	緊急輸送路である県管理道路の整備延長(13.3km)に対する整備率	80%	2022年度末
65	緊急輸送路の整備の促進(街路区間の道路)	緊急輸送路である街路区間の整備延長(3.7km)に対する整備率	100%	2020年度末
66	緊急輸送路の要対策箇所(県管道路)	緊急輸送路上の要対策箇所(187箇所)の整備率	85%	2022年度末
76	県防災行政無線の高度化	デジタル防災通信システム整備工事の出来高	100%	2015年度末
77	消防救急無線の高度化	消防本部(25本部)のデジタル無線化の割合	100%	2015年度末
80	孤立地域対策の促進(通信手段の確保)	集落散在地域の孤立予想集落における通信手段の整備率	100%	2022年度末
87	高次支援機能の強化	富士山静岡空港の大規模な広域防災拠点としての整備	100%	2018年度末
88	広域受援体制の強化	第4次地震被害想定を踏まえた広域受援計画の再構築	100%	2015年度末
89	航空受援体制の強化	富士山静岡空港での燃料備蓄の強化(7日分)	100%	2016年度末
90	孤立地域対策の促進(へり誘導訓練)	集落散在地域のへり離発着スペースにおける、誘導訓練等の実施	100%	2022年度末
167	広域物資拠点の機能強化	広域物資拠点の代替施設の確保(8施設)	100%	2022年度末

(イ) 地域防災力の向上

自主防災組織を中心に地域の住民や学校などが協力し、地域の防災力を高めるため、防災訓練や人材育成などの取組を促進します。

また、防災意識が次世代に継承されるよう学校での津波防災教育の充実に努めます。

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期
108	地域における防災人材の活用	自主防災組織における防災人材の認知率	100%	2022年度末
109	静岡県ふじのくに防災士の養成・活用	ふじのくに防災に関する知事認証取得者(毎年2,000人)	100%	2022年度末(維持)
110	地域の防災活動を支える人材の育成	静岡県地域防災力強化人材育成研修修了者(毎年3,000人)	100%	2022年度末(維持)
115	防災活動における公立学校と地域の連携(防災訓練等)	県立及び市町立学校・園の「防災教育推進のための連絡会議」の実施率	100%	2022年度末
119	地域防災訓練の充実・強化(自主防災組織)	自主防災組織における地域防災訓練の実施率	100%	2022年度末
120	地域防災訓練の充実・強化(中・高校生)	中・高校生の地域防災訓練への参加率	100%	2022年度末

(ウ) 要配慮者の支援体制の整備

災害時において、避難者同行が行う要配慮者への細やかな対応への支援体制づくりを促進します。

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期
138	災害時における子どもへの支援の充実	「災害・事故時のメンタルヘルスクアアムニアル」の見直し	100%	2013年度末
139	介護施設の防災体制の充実	「地震防災応急計画参考例」の施設等への周知	100%	2013年度末
140	高齢者福祉施設の防災体制の充実	「高齢者福祉施設における災害対応マニュアル」の見直し	100%	2013年度末
141	福祉避難所設置の促進	「福祉避難所運営マニュアル」の策定(全35市町)	100%	2022年度末

(オ) 住宅の耐震化等

地震・津波被害が甚大で、現在想定している避難所だけでは不足することが見込まれることから、住宅で留まれる環境の整備を促進します。

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期
1	住宅の耐震化の促進	住宅の耐震化率	92% (95%)	2022年度末 (2025年度末)
2	家庭内の地震対策の促進	家具類を固定している県民の割合	100%	2022年度末
132	応急危険度判定の実施体制の強化	応急危険度判定士の養成数(10,000人以上)	100%	2015年度末
171	被災建築物の応急危険度判定の実施体制の強化	被災建築物応急危険度判定コーディネーターの養成数(市町行政職員1,000人以上)	100%	2022年度末

(カ) 防災拠点等の強化

災害による被害が甚大な場合にあっても、救出・救助等災害応急活動体制を維持できるように、防災拠点等の機能確保に努めます。

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期
73	県有施設の津波安全性の確保	津波浸水区域内にある県有施設の津波安全性診断(35施設)及び対策の実施	100%	2022年度末
75	警察施設の防災機能の強化	非常用発電機稼働時間72時間の整備	100%	2022年度末
165	市町業務継続計画(BCP)の策定促進	市町業務継続計画の策定(35市町)	100%	2018年度末
166	市町災害対応能力の強化	市町災害対策本部運営訓練の実施率(35市町)	100%	2022年度末 (維持)

(キ) 避難所運営体制の整備

災害による被害が甚大な場合の避難生活の長期化等に備えるため、避難所運営体制の強化に努めます。

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期
170	避難行動要支援者の避難支援体制の確保	市町における個別計画の作成(35市町)	100%	2022年度末
174	福祉避難所の指定拡大	福祉避難所への想定避難者数が全て受入れ可能な市町数(35市町)	100%	2022年度末
175	外国人県民対象の防災出前講座の開催	開催回数(毎年3回)	100%	2021年度末 (維持)
176	災害時の観光客に対する安全確保の促進	観光客の災害対策計画等の策定(35市町)	100%	2022年度末

(ク) 緊急物資等の確保

発災直後は公やけによる生活支援が困難と予想されることから、まずは地域で対応するという備えが必要です。

特に、第4次地震被害想定を踏まえると、家庭や地域での食料や飲料水などの備蓄は、1週間分以上の必要性が見込まれるため、対応を推進します。

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期
146	県民の緊急物資備蓄の促進(食料)	国のプッシュ型支援等の公的支援を考慮した7日以上の必要な食料の確保率	100%	2022年度末
147	県民の緊急物資備蓄の促進(水)	国のプッシュ型支援等の公的支援を考慮した7日以上の必要な飲料水の確保率	100%	2022年度末
148	事業所の緊急物資備蓄の促進	飲料水・食料を備蓄している事業所の割合	100%	2022年度末
149	市町の緊急物資備蓄の促進(非常食をもち出せなかった避難者の食料)	市町の緊急物資(食料)の備蓄量(約583万食)	100%	2017年度末
150	市町の緊急物資備蓄の促進(被災者の生活水確保)	市町立小中学校の浄水型水泳プールの整備率(1基)	100%	2014年度末

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期
133	避難所運営支援体制の充実・強化	地域住民・市町防災担当者、学校との連絡会議実施率	100%	2022年度末 (維持)
172	避難所運営体制の強化・充実	避難所運営訓練を実施した自主防災組織数(自主防災組織実態調査による)	100%	2022年度末
173	被災動物保護・収容体制の整備	避難所等への愛玩動物の同行避難が可能な市町村(35市町)	100%	2022年度末

(3) 複合災害・連続災害対策

ア 複合災害・連続災害対策

(ア) 原子力災害が複合した場合

東京電力福島第一原子力発電所事故及び新たな原子力災害対策指針(平成24年10月)等を踏まえ、地震・津波災害との複合災害の可能性も考慮した原子力防災対策に取り組みます。

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期
98	原子力災害時の現地本部体制の確立	オフサイトセンター移転整備	100%	2015年度末
99	原子力災害時の避難体制の確立(計画)	県避難計画の策定	100%	2013年度末
100	原子力災害時の避難体制の確立(訓練)	避難計画に基づく継続的な原子力防災訓練の実施	100%	2022年度末 (維持)
101	原子力災害時の避難体制の確立(資機材整備)	原子力防災資機材(放射線測定器、防護服等)の整備	100%	2015年度末
102	緊急時モニタリング体制の強化	環境放射線監視センターの整備及び要員の確保	100%	2016年度末
103	浜岡原子力発電所の津波対策等の確認	津波対策工事等の定期的な点検	100%	2022年度末 (維持)
168	原子力災害時の避難体制の確立(市町避難計画の策定促進)	原子力災害対策重点区域(11市町)の広域避難計画の策定	100%	2022年度末

(イ) 富士山噴火が連続した場合

富士山が噴火した記録は、1707年宝永東海地震の49日後に発生した宝永噴火以降、300年以上ありません。

駿河トラフ・南海トラフ沿いで想定される大規模地震と富士山噴火の関係は、必ずしも科学的に解明されているわけではありませんが、地震と前後して富士山が噴火する可能性も否定できず、可能な限り被害を軽減するための火山防災対策に取り組みます。

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期
94	災害時情報伝達の強化・促進(J-ALEERT)	予知情報や噴火警報等Jアラートによる情報を緊急速報メールとして自動送信	100%	2015年度末
104	富士山の噴火に備えた避難計画の策定	広域避難県計画の策定	100%	2013年度末
105	富士山の噴火に備えた防災訓練の実施	広域避難計画に基づく継続的な避難訓練の実施	100%	2022年度末 (維持)
106	富士山火山広域避難計画の住民等への周知	避難対象となる市町の住民等へ継続的に避難計画を周知(対象市町への説明会開催、パンフレット配付)	100%	2022年度末 (維持)
107	富士山火山防災対策のための協議	関係機関共同による富士山火山の防災対策を推進する協議会の開催(毎年度)	100%	2022年度末 (維持)
169	富士山の噴火に備えた避難計画の策定促進(市町計画)	富士山火山避難計画の策定(7市町)	100%	2018年度末

4 施策体系

減災(ミテイクエーション) <189>

I 地震・津波から命を守る <149>

- 1 建築物等の耐震化を進めます <24>
- (1) 住宅等の耐震化 <3>
- (2) 公共建築物等の耐震化 <16>
- (3) 公共構造物の耐震化 <5>

2 命を守るための施設等を整備します <56>

- (1) 津波を防ぐ施設の整備 <12>
- (2) 津波から逃げる環境の整備 <13>
- (3) 津波に備える体制の整備 <7>
- (4) 避難地・避難路の確保 <7>
- (5) 土砂災害防止施設等の整備 <7>
- (6) 緊急輸送路等の整備 <10>

3 救出・救助等災害応急活動体制を強化します <22>

- (1) 防災拠点等の強化 <6>
- (2) 情報収集・連絡体制の強化 <5>
- (3) 消防力の充実・強化 <6>
- (4) 広域支援の受け入れ体制の強化 <5>

4 医療救護体制を強化します <3>

- (1) 災害時の医療体制の充実・強化 <3>

5 災害時の災害情報伝達体制を強化します <4>

- (1) 迅速・的確な情報伝達 <4>

6 複合災害・連続災害対策を強化します <12>

- (1) 原子力防災対策の強化 <7>
- (2) 富士山火山防災対策の強化 <5>

7 地域の防災力を強化します <28>

- (1) 自主防災組織の活性化 <5>
- (2) 県民等の防災意識の高揚、防災教育の充実 <9>
- (3) 防災訓練の充実・強化 <2>
- (4) 要配慮者の避難体制の整備 <4>
- (5) ライフライン、事業所等の地震・津波対策の強化 <8>

II 被災後の県民生活を守る <28>

8 避難生活の支援体制を充実します <24>

- (1) 避難所運営体制の整備 <7>
- (2) 被災者の健康支援体制の整備 <3>
- (3) 要配慮者の支援体制の整備 <8>
- (4) 地域やボランティアとの連携強化 <3>

9 緊急物資等を確保します <7>

- (1) 緊急物資等の確保促進 <7>

III 迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げる <12>

10 災害廃棄物などの処理体制を確保します <1>

- (1) 災害廃棄物などの処理体制の確保 <1>

11 被災者、被災事業者の迅速な再建を旨し着実な復旧・復興を進めます <11>

- (1) 被災者の迅速な生活再建の支援 <6>
- (2) 地域の迅速な復旧・復興の推進 <3>
- (3) 団体への適切な対応 <2>

注) <>内は、アクション数

5 個別アクション一覧 (アクション名、目標指標、数値目標、達成年度等)

I 地震・津波から命を守る

1 建築物等の耐震化を進めます

(1) 住宅等の耐震化

No	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部署
1	住宅の耐震化の促進	住宅の耐震化率	92% (95%)	2022年度末 (2025年度末)	89.3% (2018年10月末実績)		くらし・環境部 建築安全推進課
2	家屋内の地震対策の促進	家具類を固定している県民の割合	100%	2022年度末	77.2%		危機管理部 危機管理課
3	建築物の耐震性の確保	第4次地震被害軽減対策を踏まえた期間別建築物耐震設計指針の改訂	100%	2014年度末	100%		くらし・環境部 建築安全推進課

(2) 公共建築物等の耐震化

No	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部署
4	市町有公共建築物の耐震性能の表示	市町有公共建築物の耐震性能の表示の実施率 (至35市町)	100%	2016年度末	100%		危機管理部 危機管理課
5	市町有公共建築物の耐震化計画策定の促進	市町有公共建築物の耐震化計画の策定率 (至35市町)	100%	2016年度末	100%		危機管理部 危機管理課
6	公立学校の区(園)舎・体育館等の耐震化の促進	市町立幼稚園の園舎等、小中学校の校舎・体育館等の耐震化率	それぞれ100%	2022年度末	幼稚園 99.3% 小中学校 99.8%		教育委員会事務局 教育施設課
7	私立学校の区(園)舎・体育館等の耐震化の促進	私立幼稚園の園舎等、小中学校の校舎・体育館等の耐震化率	それぞれ100%	2022年度末	幼稚園96.2% 小中学校95.2%		スポーツ・文化観光部 私立学課
8	病院の耐震化の促進 (災害拠点病院)	病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震化された災害拠点病院 (19病院) の割合	100%	2013年度末	100%		健康福祉部 地域医療課
9	病院の耐震化の促進 (精神科病院)	精神科病院における耐震化率	100%	2022年度末	96.7%		健康福祉部 障害福祉課

2 命を守るための施設等を整備します

(1) 津波を防ぐ施設の整備

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部署
23	地域の合築形成に基づく津波対策施設(海岸)の高さを確保	レベル1津波に対し耐震が必要な河川(91河川)のうち、合築された高さを満たす海岸堤防の整備率	68%	2022年度末	70.1%		河川海洋整備課 港湾整備課 防災整備課 建設課 森林係全課
24	地域の合築形成に基づく津波対策施設(河川)の備えを整備	レベル1津波に対し耐震が必要な河川(91河川)のうち、合築された高さを満たす河川(堤防、水門)の整備率	36%	2022年度末	37.4%		交通基幹部 河川海洋整備課
25	津波到達までに避難可能な津波対策施設の整備	津波到達までに避難可能な津波対策施設(628基)の整備率(水門・防波堤の自動化、遠隔化等)	80%	2022年度末	75.5%		河川海洋整備課 港湾整備課 防災整備課 建設課 森林係全課
26	地域の合築形成に基づく津波対策施設(海岸)の前覆化	レベル1津波に対し耐震が必要な海岸(20)の前覆化の整備率	66%	2022年度末	68.8%		河川海洋整備課 港湾整備課 防災整備課 建設課 森林係全課
27	地域の合築形成に基づく津波対策施設(河川)の前覆化	レベル1津波に対し耐震が必要な河川(91河川)のうち、前覆化を有する河川堤防の整備率	86%	2022年度末	84.6%		交通基幹部 河川海洋整備課
28	地域の合築形成に基づく津波対策施設(河川)の防波堤の改良	レベル1津波に対し耐震が必要な河川(91河川)のうち、防波堤の改良を有する海岸堤防の整備率	47%	2022年度末	49.6%		河川海洋整備課 港湾整備課 防災整備課 建設課 森林係全課
29	地域の合築形成に基づく津波対策施設(河川)の防波堤の改良	レベル1津波に対し耐震が必要な河川(91河川)のうち、防波堤の改良を有する河川堤防の整備率	32%	2022年度末	30.8%		交通基幹部 河川海洋整備課
30	津波対策等への前覆化	前覆化が必要な津波対策水門(河川17水門、海岸12水門)の整備率	100%	2022年度末	82.8%		交通基幹部 河川海洋整備課 港湾整備課 防災整備課 建設課 森林係全課
31	現象・地理の防波堤の特性	強い津波への対応が必要な防波堤(83km)の整備率	81%	2022年度末	56.6%		交通基幹部 河川海洋整備課 港湾整備課 防災整備課 建設課 森林係全課
33	沿岸域の地形等を踏まえた防波堤の向上を図る「静岡モデル」の推進	静岡モデル整備に向けた沿岸中(21市町)における検討会の開催率	100%	2013年度末	100%		建設政策課 河川企画課 港湾企画課 防災企画課 森林係全課
34	海岸防波林の整備に必要な防波堤の安定を図る「静岡モデル」の推進	海岸防波林となる防波堤(防波堤)の整備率(74万本)の維持	100%	2022年度末	74.1%		建設政策課 森林係全課
163	津波対策施設(河川)の備えを整備	レベル1津波に対し耐震が必要な河川(91河川)のうち、合築された高さを満たす河川(堤防、水門)の整備率	54%	2022年度末	37.9%		建設政策課 河川企画課 港湾企画課 防災企画課 森林係全課

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部署
10	児童福祉施設(保育所、幼児園、児童発達支援センター)の前覆化の促進	児童福祉施設(保育所、幼児園、児童発達支援センター)の前覆化率	100%	2022年度末	98.2%		健康福祉部 こども未来課
11	児童福祉施設(入所施設)及び老人福祉施設(24施設)の前覆化の促進	児童福祉施設(入所施設)及び老人福祉施設(24施設)の前覆化率	100%	2022年度末	95.8%		健康福祉部 こども未来課
12	老人福祉施設の前覆化の促進	老人福祉施設(146施設)の前覆化率	100%	2015年度末	100%		健康福祉部 介護医療課
13	特定建築物の前覆化の促進	特定建築物(146施設)の前覆化率	95%	2022年度末	93.2%		建設政策課 建築安全推進課
14	大規模建築物の前覆化の促進	大規模建築物(146施設)の前覆化率	100%	2015年度末	100%		建設政策課 建築安全推進課
15	特定建築物の防火対策の推進	特定建築物(146施設)の防火対策の推進率	100%	2022年度末	45.0%		交通安全課 消防管理課 危機管理課 危機管理課
16	特定建築物の防火対策の推進	特定建築物(146施設)の防火対策の推進率	70%	2022年度末	56.4%		交通安全課 消防管理課 危機管理課 危機管理課
17	建築物のエレベータの防火対策の推進	エレベータの防火対策の推進率	40%	2022年度末	36.1%		交通安全課 消防管理課 危機管理課 危機管理課
180	所有施設のブロック塀等の安全確保	安全性を確保できていないブロック塀等(5,200m)の除去又は改良した延長率	100%	2019年度末	100%		危機管理課 危機管理課
181	所有施設のブロック塀等の安全確保	安全性を確保できていないブロック塀等への対策が完了した件数の率	100%	2020年度末	88.6%		危機管理課 危機管理課

(3) 公共構造物等の耐震化

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部署
18	県管理橋梁の耐震対策	重要道路等における橋梁(570橋)の耐震化率	100%	2022年度末	76.2%		交通政策部 建設課
19	市町管理・戸数超過本線踏切橋梁の耐震化の促進	市町管理・戸数超過本線踏切橋梁(29橋)の耐震化率	100%	2022年度末	86.7%		交通基幹部 運輸課
20	工業用水道・水道の耐震化	工業用水道・水道の浄水管理棟や水管理棟などの基幹施設(138施設)の耐震化率	95%	2022年度末	89.9%		企業局 水道正課
21	下水道施設の前覆化	下水道処理場(28棟)の前覆化率	100%	2022年度末	82.1%		交通基幹部 生活排水課
22	農業用施設の前覆化	農業用施設、農業用ため池、排水機場、農業用防犯(362箇所)の前覆化率	100%	2022年度末	73.2%		建設政策課 農業課 農業課

(2) 津波から逃げる環境の整備

No.	アクション名	日種指標	数値目標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当局課
35	津波避難計画策定の促進	市の津波避難計画の策定（沿岸21市町）	100%	2016年度末	100%		危機管理部 危機情報課
36	新たなハザードマップの整備の促進	新たなハザードマップの整備率（35市町）	100%	2016年度末	100%		危機管理部 危機情報課
37	災害時にける避難行動の理解の促進	自分の身でいる避難行動を理 解している人の率	100%	2022年度末	50.9%		危機管理部 危機情報課
38	津波避難訓練の充実・強 化（市町）	津波避難訓練の実施率（沿岸 21市町）	100%	2022年度末 （維持）	新型コロナウイルスの 感染拡大防止のため、 訓練中止 (H30：100%)		危機管理部 危機対策課
39	津波避難訓練の充実・強 化（自主防災組織）	津波水域内にある自主防災組織 の津波避難訓練の実施率	100%	2022年度末 （維持）	91.5% (2018年度数値)		危機管理部 危機情報課
40	津波避難訓練の充実・強 化（社会福祉施設）	想定水域内にある社会福祉施設 の災害対応マニュアル見直し及び津 波避難訓練の実施率	それぞれ 100%	2022年度末 （維持）	93.5% 95.3%		健康福祉部 健康福祉政策課
41	公立学校の津波避難行動 マニュアルの見直し	公立学校・特別支援学校（12校） の津波避難行動マニュアルの見直し 率	100%	2017年度末	100%		教育委員会事務局 課外体育課
42	公立学校（園）の津波防 災に係る研修会の実施	市町立学校（園）に対する津波防 災に係る研修会の開催率（7会場、各 1回）	100%	2018年度末	100%		教育委員会事務局 課外体育課
43	私立学校の津波避難行動 マニュアルの見直し	私立学校（25校）の津波避難行動 マニュアルの見直し率	100%	2013年度末	100%		スポーツ・文化観光部 私学指導課
164	津波災害警戒区域の指定	津波災害警戒区域の指定（沿岸21 市町）	100%	2022年度末	28.6%		交通基盤部 河川工務課
178	津波避難施設等への避難 誘導看板の整備	津波避難施設等への避難誘導看板の 整備率	100%	2022年度末	93.6%		危機管理部 危機対策課
179	津波避難施設等の設置例 示の確立	津波避難施設等の設置例 示の確立	100%	2022年度末	70.9%		危機管理部 危機対策課
184	南海トラフ地震関連情報 提供時の住民避難体制の 確保	南海トラフ地震関連情報提供時にお ける防災対応の確立完了した市町 数	100%	2020年度末	45.7%		危機管理部 危機対策課

(3) 津波に備える体制の整備

No.	アクション名	日種指標	数値目標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当局課
44	津波避難施設空白地域の 解消	津波避難施設の整備率（カハ一帯）	100%	2022年度末	96.9%		危機管理部 危機情報課
45	津波避難対策の促進（津 波避難施設等の整備）	都市防災総合推進事業及び都市公 園・安心防災緊急対応支援事業で計 画されている津波避難施設（84箇 所）の整備率	100%	2018年度末	100%		交通基盤部 港湾整備課 公園緑地課
46	港域・漁港の津波避難困 難エリアの解消（津波避 難施設の整備）	港域・漁港内で津波から安全に避難 することが困難なエリア (121ha)の解消率	100%	2022年度末	62.8%		交通基盤部 港湾整備課
47	公共土木施設等への津波 避難用階段等の設置（水 門防波門）	既存防波門（6水門）への避難用 階段の設置率	100%	2015年度末	100%		交通基盤部 河川河岸整備課
48	公共土木施設等への津波 避難用階段等の設置（海 岸防波堤）	既存海岸防波堤（22箇所）への避難 用階段及び避難誘導看板の設置率	100%	2013年度末	100%		交通基盤部 河川河岸整備課
49	公共土木施設等への津波 避難用階段等の設置（急 傾斜地防波堤止陸路）	既存急傾斜地防波堤止陸路（9箇 所）への避難用階段等の設置率	100%	2014年度末	100%		交通基盤部 河川河岸整備課
177	嵩台・浸水域外等への避 難経路（避難路）の確保	嵩台・浸水域外等への避難経路（避 難路）の整備率	100%	2022年度末	75.2%		危機管理部 危機対策課

(4) 避難地・避難路の確保

No.	アクション名	日種指標	数値目標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当局課
50	避難地の整備の促進 （土地区画整理内の公 道）	地震防災対策特別措置法で指定され ている土地区画整理事業区域内の 避難地となる公道（1.94ha）の整 備率	100%	2014年度末	100%		交通基盤部 農林まちづくり課
51	避難地の整備の促進 （都市公園）	地震防災対策特別措置法で指定され ている避難地となる都市公園 (11.63ha)の整備率	100%	2022年度末	88.3%		交通基盤部 公園緑地課
52	避難路の整備の促進（街 路区間の道路）	地震防災対策特別措置法で指定され ている街路区間の避難路（0.4k m）の整備率	100%	2017年度末	100%		交通基盤部 街路整備課
53	避難路の整備の促進 （土地区画整理内の道 路）	地震防災対策特別措置法で指定され ている土地区画整理事業区域内の 避難路（5.3km）の整備率	100%	2022年度末	83.9%		交通基盤部 農林まちづくり課
54	避難路の整備の促進 （農道）	避難路となる農道（10.2km）の整 備率	100%	2022年度末	64.7%		経済産業部 農地整備課
55	老朽住宅密集対策の促進	地震防災対策特別措置法で指定され ている住宅密集地（9.98ha）の解 消率	100%	2022年度末	92.7%		交通基盤部 農林まちづくり課
56	道の駅の防災拠点化	原管理運営に隣接する道の駅（11 箇所）における防災設備の整備率	100%	2015年度末	100%		交通基盤部 道路保全課

3 救出・救助等災害応急活動体制を強化します

(1) 防災拠点等の強化

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部署
72	総合庁舎の防災体制の強化	非常用発電機稼働時間72時間の整備・更新	100%	2018年度末	100%		総務管理課 資産管理課
73	県有施設の非安全世帯の確保	津波浸水区域内にある県有施設の非安全世帯診断(30施設)及び対策の実施	100%	2022年度末	53.3%		総務管理課 資産管理課 各施設管理担当課
74	防災拠点庁舎、警署等の災害時設備機能確保の促進	認識地蔵対策ガイドラインの改訂	100%	2013年度末	100%		交通安全部 設備課
75	警察施設の防災機能の強化	非常用発電機稼働時間72時間の整備	100%	2022年度末	94.1%		警察本部 施設課
165	市町業務継続計画(BCP)の策定促進	市町業務継続計画の策定(35市町)	100%	2018年度末	100%		総務管理課 危機対策課
166	市町災害対応能力の強化(35市町)	市町災害対策本部設置訓練の実施	100%	2022年度末(維持)	100%		総務管理課 危機対策課

(2) 情報収集・連絡体制の強化

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部署
76	県防災行政無線の高感化	デジタル防災通信システム整備工事の出来高	100%	2015年度末	100%		危機管理課 危機対策課
77	消防救急無線の高感化	消防本部(25本部)のデジタル無線化の割合	100%	2015年度末	100%		危機管理課 消防隊安課
78	災害時における情報収集・連絡体制の強化(方面本部)	方面本部等における衛星携帯電話の整備率	100%	2013年度末	100%		危機管理課 危機対策課
79	災害時における情報収集・連絡体制の強化(土木事務所)	土木事務所等における衛星携帯電話の整備率	100%	2013年度末	100%		交通安全部 土木防災課
80	県庁地域対策の促進(通信手段の確保)	県庁地域対策の促進(通信手段の確保)	100%	2022年度末	97.6%		危機管理課 危機対策課

(5) 土砂災害防止施設等の整備

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部署
57	地すべり防止施設の整備	地すべり防止施設(368箇所)の整備率	50%	2022年度末	49.5%		交通安全部 砂防課
58	土石流危険渓流の砂防設備の整備	土石流危険渓流(2,031渓流)の砂防設備の整備率	25%	2022年度末	24.1%		交通安全部 砂防課
59	急傾斜地崩壊防止施設の整備	急傾斜地崩壊防止施設(3,354箇所)の整備率	40%	2022年度末	35.6%		交通安全部 砂防課
60	避難所を安全とする土砂災害防止施設の整備	4次標準指定の山・がけ崩れ崩壊危険度ラシオンAを含む地区または過去10年間に土砂災害が発生した地区内の避難所を保全する土砂災害防止施設の整備率(135箇所)	35%	2022年度末	30.1%		交通安全部 砂防課
61	緊急輸送路を保全する土砂災害防止施設の整備	4次標準指定の山・がけ崩れ崩壊危険度ラシオンAを含む地区または過去10年間に土砂災害が発生した地区内の緊急輸送路を保全する土砂災害防止施設の整備率(537箇所)	50%	2022年度末	42.3%		交通安全部 砂防課
62	山地災害防止施設の整備(岩山)	山地災害危険地区における岩山事業により整備した地区数	100%	2021年度末	99.9%		経済産業部 森林保全課
63	山地災害防止の推進(森林整備)	山地災害防止のための森林整備予定面積(20,000ha)の整備率	100%	2022年度末	62.2%		経済産業部 森林整備課

(6) 緊急輸送路等の整備

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部署
32	港湾・橋の緊急輸送路等(35箇所)の整備	災害時に必要な緊急輸送路等(35箇所)の整備率	40%	2022年度末	28.6%		交通安全部 港運課 港運課
64	緊急輸送路(県道)の整備	緊急輸送路である県道管理道路の整備(延長113.3km)に対する整備率	80%	2022年度末	57.6%		交通安全部 道路企画課 道路整備課
65	緊急輸送路の整備(距離)(街区区間の選別)	緊急輸送路である街区区間の整備(延長3.7km)に対する整備率	100%	2020年度末	93.4%		交通安全部 道路整備課
66	緊急輸送路の選別(管理道路)の整備	緊急輸送路上の選別(管理道路)の整備率	85%	2022年度末	73.8%		交通安全部 道路企画課
67	緊急交通路の整備(信号用電燈)	信号機等の主要交差点における信号用電燈付加装置(152箇所)の整備率	100%	2015年度末	100%		警察本部 交通防犯課
68	緊急輸送路等沿いの落下物対策の促進	緊急輸送路・遊歩道沿いの落下物対策の整備率(3,533棟)の整備率	50%	2022年度末	43.8%		くらし・環境部 建設安全推進課
69	緊急輸送路沿いのブロッケン現象の低減	緊急輸送路沿いの危険なブロッケン現象の低減率	90%	2022年度末	52.4%		くらし・環境部 建設安全推進課
70	災害時の迂回路となる道路の改良	迂回路となり得る道路(19路線)の改良率	100%	2022年度末	57.9%		経済産業部 道路保全課
71	災害時の迂回路となる林道の整備	迂回路となり得る林道(80km)の整備率	90%	2022年度末	51.1%		経済産業部 森林整備課
165	緊急輸送ルート等沿いの避難所整備	緊急輸送ルート等沿いにある道路を通行する際に必要な避難所の整備率	100%	2021年度末	3.2%		くらし・環境部 建設安全推進課

4 医療救護体制を強化します

(1) 災害時の医療救護体制の充実・強化

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部課
91	災害時医療救護体制の整備（災害競争センターの増設）	災害競争センター（120人）の増設	100%	2013年度末	100%		健康福祉部 救急課
92	災害時医療救護体制の整備（災害競争センターの増設）	災害競争センター（8名）の増設	100%	2013年度末	100%		健康福祉部 地区医療課
93	災害時医療救護体制の整備（通信手段の確保）	衛星携帯電話を配備している災害拠点病院及び保健所設置病院42院（通信手段の確保）の割合	100%	2013年度末	100%		健康福祉部 地区医療課

5 災害時の情報伝達体制を強化します

(1) 迅速・的確な情報伝達

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部課
94	災害時情報伝達の強化・促進（FALERT）	予知情報や防災警報等Jアラートによる情報を緊急連絡メールとして自動送信	100%	2015年度末	100%		危機管理部 危機政策課
95	災害時情報伝達の強化（同報無線）	市部の同報無線子機の設置数（3,884基）	100%	2018年度末	100%		危機管理部 危機政策課
96	災害時情報伝達の強化（屋内受信機）	防災ラジオ又は戸別受信機の配布数（35万台）	100%	2022年度末	100%		危機管理部 危機政策課
97	災害時情報伝達体制の強化（リアルタイムでの提供）	避難所情報提供等の電子地図によるリアルタイムでの提供	100%	2014年度末	100%		危機管理部 危機政策課

6 複合災害・連続災害対策を強化します

(1) 原子力防災対策の強化

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部課
98	原子力災害時の緊急本部体制の確立	オフサイトセンター移転整備	100%	2015年度末	100%		危機管理部 原子力安全対策課
99	原子力災害時の避難体制の確立（計画）	県避難計画の策定	100%	2015年度末	100%		危機管理部 原子力安全対策課
100	原子力災害時の避難体制の確立（訓練）	避難計画に基づく継続的な原子力防災訓練の実施	100%	2022年度末	100%		危機管理部 原子力安全対策課
101	原子力災害時の避難体制の確立（備蓄材確保）	原子力防災備蓄材（放射線測定器、防護服等）の整備	100%	2015年度末	100%		危機管理部 原子力安全対策課
102	緊急時モニタリング体制の強化	環境放射線監視センターの整備及び要員の確保	100%	2016年度末	100%		危機管理部 原子力安全対策課
103	近隣原子力発電所の事故対策等の策定	津波対策工事等の定期的な点検（毎年1-2回）	100%	2022年度末（維持）	100%		危機管理部 原子力安全対策課
104	原子力災害時の避難体制の確立（市町避難計画の策定支援）	原子力災害対策要領策定区域（1市町）の広域避難計画の策定	100%	2022年度末	81.8%		危機管理部 原子力安全対策課

(3) 消防力の充実・強化

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部課
81	消防本部の広域化の推進	県内の消防本部を消防本部に広域化する割合	100%	2022年度末	50.0%		危機管理部 消防防災課
82	救急体制の整備の促進	救急救急士（700人）の確保率	100%	2022年度末	100%		危機管理部 消防防災課
83	消防施設・設備の整備の促進	災害性貯水庫（1,663基）の整備	100%	2022年度末	95.6%		危機管理部 消防防災課
84	ヘリコプターを利用した消防救急体制の強化	平時、県内で2機以上のヘリが配備されている割合	100%	2022年度末	51.4%		危機管理部 消防防災課
85	地域の消防力の確保	消防団員の確保率（約22,000人）	100%	2022年度末	87.6%		危機管理部 消防防災課
86	地震火災に備えた消防設備の整備の促進	消防力の整備指標に基づく消防ポンプ車の属全体における対応率	100%	2022年度末	93.6%		危機管理部 消防防災課

(4) 広域支援の受け入れ体制の強化

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部課
87	高次支援機能の強化	富士山周辺空港の火災機材広域防災拠点としての整備	100%	2018年度末	100%		危機管理部 危機政策課
88	広域支援体制の強化	第4次地震被害軽減対策を踏まえた広域支援計画の再構築	100%	2015年度末	100%		危機管理部 危機政策課
89	航空支援体制の強化	富士山周辺空港での燃料備蓄の強化（7日分）	100%	2016年度末	100%		危機管理部 危機政策課
90	孤立地域対策の促進（ヘリコプター訓練）	集落散在地域のヘリコプター運用における、誘導訓練等の実施	100%	2022年度末	49.6%		危機管理部 危機政策課
107	広域物資拠点の機能強化	広域物資拠点の整備促進（8施設）	100%	2022年度末	87.5%		危機管理部 危機政策課

(2) 富士山火山防災対策の強化

No.	アクション名	目標指標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部署
104	富士山の噴火に備えた避難計画の策定	100%	2013年度末	100%		危機管理部 危機情報課
105	富士山の噴火に備えた防災訓練の実施	100%	2022年度末(維持)	100%		危機管理部 危機情報課
106	富士山山頂避難計画の住民等への周知	100%	2022年度末(維持)	100%		危機管理部 危機情報課
107	富士山火山防災対策の周知	100%	2022年度末(維持)	100%		危機管理部 危機情報課
169	富士山の噴火に備えた避難計画の策定(中町町計画)	100%	2018年度末	100%		危機管理部 危機情報課

7 地域の防災力を強化します

(1) 自主防災組織の活性化

No.	アクション名	目標指標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部署
108	地域における防災人材の活用	自主防災組織における防災人材の認知率	2022年度末	42.9% (2016年度調査)		危機管理部 危機情報課
109	静岡県ふしづくに防災士等の養成・活用	ふしづくに防災に関する知事認証取得者(毎年2,000人)	2022年度末(維持)	100%		危機管理部 危機情報課
110	地域の防災活動を支える人材の育成	静岡県地域防災強化人材育成研修修了者(毎年3,000人)	2022年度末(維持)	100%		危機管理部 危機情報課
186	次代を担う防災リーダーの育成	ふしづくにシミュレーション防災体験講座を実施する中学校等の数	2022年度末(維持)	19.0%		危機管理部 危機情報課
188	県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用による地域の防災力の向上に取り組んでいる	100%	2022年度末	新規		危機管理部 危機情報課

(2) 県民等の防災意識の高揚、防災教育の充実

No.	アクション名	目標指標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部署
111	防災活動に関する基礎的情報の整備(県民等)	静岡県防災センターホームページの年間アクセス数(400万件以上/年)	2022年度末(維持)	100%		危機管理部 危機情報課
112	静岡県防災センターの活用(県民等)	静岡県防災センターの延べ来館者数(50,000人以上/年)	2022年度末(維持)	57.7% (2018年度調査)		危機管理部 危機情報課
113	災害情報入手時の対応力の強化	緊急地震速報入手時の的確な行動ができる者の割合	2022年度末	88.5% (2017年度調査)		危機管理部 危機情報課
114	公立学校の防災体制の強化・推進	県立及び市立学校・園の「防災教育推進のための連絡会議」の実施率	2022年度末	93.1%		教育委員会事務局 健康体育課
115	防災活動における公立学校と地域の連携(防災訓練等)	県立及び市立学校・園の「防災教育推進のための連絡会議」の実施率	2022年度末	93.1%		教育委員会事務局 健康体育課
116	学校の防災教育の充実	学校防災推進協力校の指定(49校)	2015年度末	100%		教育委員会事務局 健康体育課
117	男女共同参画の視点から防災の推進(防災の分野への女性の参加)	県で実施している女性防災リーダーの育成人数(毎年20人)	2022年度末(維持)	100%		男女共同参画課 危機情報課
118	男女共同参画の視点から防災の推進(防災の分野への女性の参加)	男女共同参画の視点を入れた防災講座の開催回数(毎年10回)	2017年度末	100%		くらし・環境部 男女共同参画課
189	「わたしの避難計画」の推進	「わたしの避難計画」の印刷普及率	2022年度末	新規		危機管理部 危機情報課

(3) 防災訓練の充実・強化

No.	アクション名	目標指標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部署
119	地域防災訓練の充実・強化(自主防災組織)	自主防災組織における地域防災訓練の実施率	2022年度末	88.4% (2016年度調査)		危機管理部 危機情報課
120	地域防災訓練の充実・強化(中・高校生)	中・高校生の地域防災訓練への参加率	2022年度末	70.5%		危機管理部 危機情報課

(4) 要配慮者の避難体制の整備

No.	アクション名	目標指標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部署
121	要配慮者の避難訓練の充実・促進	要配慮者を対象とした防災訓練の実施率(至35市町)	2022年度末(維持)	80.0%		健康福祉部 健康福祉政策課
122	新型コロナウイルス感染症の発生に備える避難訓練の充実・促進	新型コロナウイルス感染症の発生に備える避難訓練の実施率	2014年度末	100%		健康福祉部 健康政策課
123	県内在住外国人のための防災研修の実施	県内在住外国人のための防災研修への延べ参加数(500人/年)	2015年度末	100%		くらし・環境部 多文化支援課
170	避難行動要支援者の避難支援体制の確保	市町における避難計画の作成(県内35市町)	2022年度末	88.6%		健康福祉部 健康福祉政策課

(5) ライフライン、事業所等の地震・津波対策の強化

No.	アクション名	目標指標	新設目標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部署
124	警備共同道の整備の促進 (県管理道路)	地震防災対策特別措置法で指定されている県管理道路の整備共同道整備延長(2.9km)に対する整備率	100%	2022年度末	82.8%		交通政策部 道路企画課
125	警備共同道の整備の促進 (市道区間の道路)	地震防災対策特別措置法で指定されている市道区間の道路整備共同道整備延長(4.3km)に対する整備率	100%	2022年度末	93.4%		交通政策部 道路整備課
126	警備共同道の整備の促進 (土地区画整理)	地震防災対策特別措置法で指定されている土地区画整理事業区画内道路の整備共同道整備延長(4.2km)に対する整備率	100%	2022年度末	82.0%		交通政策部 駅前まちづくり課
127	災害時の避難経路の確保 強化	港湾・漁港のみならず機能維持計画の策定割合(21港)	100%	2014年度末	100%		交通政策部 港湾正課課
128	水道の石橋管布設替え工事	石橋管(363km)の布設替え率	100%	2022年度末	87.0% (2018年度実績)		くらし・環境部 水利用課
129	事業所の防災対策(地震 防災緊急計画の策定)の 促進	地震防災緊急計画の策定率	100%	2022年度末	83.0%		危機管理課 危機管理課
130	土地改良施設管理団等に 対し、防災緊急計画の策定)の 促進	重要な土地改良団地に係るBCPの策定率(営農面積12,877ha)	100%	2016年度末	100%		経済産業部 農世襲継承課
187	防災関係協議体等の構築 促進	県、市町、電力事業者等で構成する推進協議会の設置(4地域)	100%	2020年度末	0%		危機管理課 危機管理課

II 被災後の県民生活を守る

8 避難生活の支援体制を充実します

(1) 避難所運営体制の整備

No.	アクション名	目標指標	新設目標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部署
131	避難所の天井断熱防止	避難所の天井断熱防止基準適合率	100%	2022年度末	99.4%		危機管理課 危機管理課
132	低気圧暴風判定の実施体制の強化	低気圧暴風判定士の養成数(10,000人以上)	100%	2014年度末	100%		くらし・環境部 運営安全推進課
133	避難所運営支援体制の充実・強化	地域住民・市町防災担当者、学校と連携協議実施率	100%	2022年度末	93.1%		教育委員会事務局 健康体育課
134	避難所の機能充実	避難所(特別支援学校等)等への太陽光発電及び蓄電池の新増設入数(60施設)	100%	2015年度末	100%		経済産業部 工業・建設部 教育委員会事務局 財務課
171	被災建築物の高気圧風速判定の推進	被災建築物の高気圧風速判定の達成数(市町行政職員1,000人以上)	100%	2022年度末	100%		くらし・環境部 建設安全推進課
172	避難所運営体制の強化・充実	避難所運営訓練を実施した自主防災会組織数(自主防災会組織数に占める)	100%	2022年度末	42%		危機管理課 危機管理課
173	被災動物保護・取替体制の整備	避難所等への被災動物の同行避難が可能な市町数(35市町)	100%	2022年度末	82.9%		健康福祉部 衛生課

(2) 被災者の健康支援体制の整備

No.	アクション名	目標指標	新設目標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部署
135	災害時の健康支援の促進(マニュアルの整備)	災害時健康支援マニュアルの策定率(35市町)	100%	2022年度末	88.6%		健康福祉部 健康推進課
136	災害時の健康支援コーディネーターの養成	災害時健康支援コーディネーターの養成数(50人)	100%	2015年度末	100%		健康福祉部 健康推進課
137	被災者のメンタルヘルスケアの促進	地域防災計画に心のケア対策を記載した数(全35市町)	100%	2015年度末	100%		健康福祉部 健康推進課

(3) 要配慮者の支援体制の整備

No.	アクション名	目標指標	新設目標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部署
138	災害時に助ける子どもへの支援の充実	「災害・事故時のメンタルヘルスマニュアル」の策定数	100%	2015年度末	100%		健康福祉部 こども支援課
139	介護施設の防災体制の充実	今後作成予定の「地震防災緊急計画参考例」の施設数(市町)	100%	2015年度末	100%		健康福祉部 福祉推進課
140	避難所等施設の高気圧風の対策	「避難所等施設の高気圧風マニュアル」の策定数	100%	2013年度末	100%		健康福祉部 長寿政策課

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部署
141	福祉避難所設置の促進	「福祉避難所運営マニュアル」の策定(至35市町)	100%	2022年度末	68.6%		健康福祉部 健康福祉政策課
142	多言語化、やさしい日本語による対応	福祉表示等緊急時対応情報の多言語化(至10市町)実施(至35市町)	100%	2013年度末	100%		くらし・環境部 多文化共生課
174	福祉避難所の指定拡大	福祉避難所への指定避難者数を増やして受入可能な件数(至35市町)	100%	2022年度末	31.4%		健康福祉部 健康福祉政策課
175	外国人被災者に対する避難所の確保	外国人被災者に対する避難所の確保(至35市町)	100%	2021年度末(維持)	100%		くらし・環境部 多文化共生課
176	災害時の防災に対する安全確保の促進	防災啓発活動の促進(至35市町)	100%	2022年度末	51.4%		スポーツ・文化観光部 観光政策課

(4) 地域やボランティアとの連携強化

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部署
143	ボランティアネットワークの確保	活動可能なボランティアネットワークの確保(毎年320人)	100%	2022年度末(維持)	97.1%		危機管理部 危機情報課
144	災害ボランティアの連携強化	県内外の災害ボランティアによる図上訓練の実施	100%	2022年度末	100%		危機管理部 危機情報課
145	外国語ボランティアによる防災支援体制の充実・強化	外国語ボランティアによる防災支援体制の充実・強化(登録者数1,150人)	100%	2015年度末	100%		くらし・環境部 多文化共生課

9 緊急物資等を確保します

(1) 緊急物資の備蓄促進

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部署
146	県民の緊急物資備蓄率の促進(食料)	国のアクション型推進策の個別採択を準備した7日以上の必要食料の確保	100%	2022年度末	76.0% (2019年度調査)		危機管理部 危機情報課
147	県民の緊急物資備蓄率の促進(水)	県のアクション型推進策の個別採択を準備した7日以上の必要飲料水の確保率	100%	2022年度末	60.2% (2019年度調査)		危機管理部 危機情報課
148	事業所の緊急物資備蓄率の促進	飲料水・食料を備蓄している事業所の割合	100%	2022年度末	49.7% (2014年度調査)		危機管理部 危機情報課
149	市町の緊急物資備蓄率の促進(防災用品)	市町の緊急物資(食料)の備蓄量(約589万食)	100%	2017年度末	100%		危機管理部 危機情報課
150	市町の緊急物資備蓄率の促進(生活物資)	市町の緊急物資(生活物資)の備蓄量(1.1万トンの整備)	100%	2014年度末	100%		健康福祉部 健康福祉政策課
151	県立学校緊急用備蓄用品の整備	県立学校(児童・生徒)の備蓄(食料・飲料水の備蓄(10,500人分))	100%	2022年度末(維持)	100%		教育委員会事務局 健康福祉部
152	私立学校緊急用備蓄用品の整備促進	私立学校(児童・生徒)の備蓄(食料・飲料水の備蓄(10,500人分))	100%	2022年度末(維持)	100%		スポーツ・文化観光部 観光政策課

III 迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げる

10 災害廃棄物などの処理体制を確保します

(1) 災害廃棄物などの処理体制の確保

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部署
153	災害廃棄物の処理体制の強化(市町計画の取組)	「市町災害廃棄物処理計画」の策定(至35市町)	100%	2016年度末	100%		くらし・環境部 廃棄物リサイクル課

11 被災者・被災事業者の迅速な再建を担いし着実な復旧、復興を進めます

(1) 被災者の迅速な生活再建の支援

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部署
154	被災者の住宅の確保(仮設建設住宅等)	仮設建設住宅等の確保(46,520戸)	100%	2015年度末	100%		くらし・環境部 住生活課
155	被災者の住宅の確保(仮借上げ住宅)	仮借上げ住宅確保のための努力(仮借上げ住宅)	100%	2022年度末	53.0%		くらし・環境部 住生活課
156	事業所の事業継続の促進	事業所(50人以上)及び事業所(49人以下)の事業継続計画BCPの策定率	65% 35%	2021年度末	55.4% 28.9%		経済産業部 商工振興課
157	工場の防災・被災対策	防災・被災対策に係る助成制度・金融支援制度の普及・実施	100%	2018年度末(維持)	100%		経済産業部 商工金融課
162	住家被害認定調査実施体制の推進	住家被害認定調査研修に参加した市町村の率	100%	2022年度末(維持)	100%		危機管理部 危機政策課
163	被災者生活再建支援体制の確保	被災者生活再建支援システムを導入した市町村の率	100%	2022年度末	5.7%		危機管理部 危機政策課

(2) 地域の迅速な復旧、復興の推進

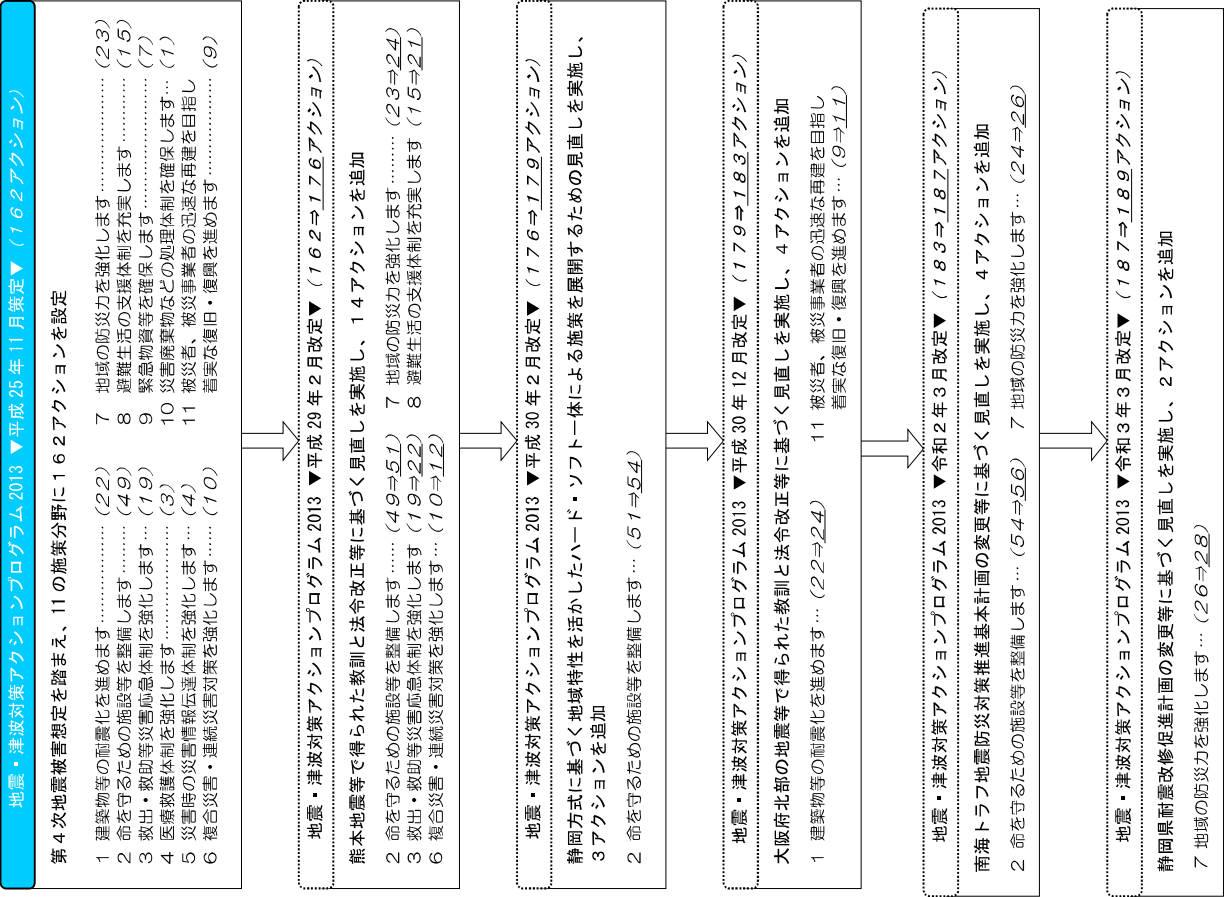
No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部署
158	震災復興のための都市計画(復興計画)の策定	都市計画区域を有する市町(全32市町)の復興計画の策定率	100%	2019年度末	100%		交通建設部 都市計画課
159	被災地域の迅速な復旧(復興計画)の策定	被災地域内の地区住民調査実施率(38市町)	100%	2022年度末	50.2%		経済産業部 商工計画課
160	被災地域の迅速な復旧(復興計画)の策定	文化財施設等の被災把握の進捗率(35市町)	100%	2015年度末	100%		スポーツ・文化観光部 文化財課

(3) 遺体への適切な対応

No.	アクション名	目標指標	数値目標	達成時期	2019年度末実績	備考	担当部署
161	遺体の適切な対応の促進	遺体捜索計画の策定・見直し率(全35市町)	100%	2022年度末	77.1%		危機管理部 危機政策課
162	市町広域共同運用体制の促進	広域共同運用体制による防災訓練への参加市町村数(至35市町)	100%	2022年度末(維持)	100%		健康福祉部 衛生課

6 アクションプログラム2013改定の経緯

※ () 内はアクション数



インターネットによる防災情報は、静岡県危機管理部のホームページで提供しています。
静岡県危機管理部 <http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/>



地震からあなたと家族の命を守る
「命のパスポート」
携帯電話から御覧になれます。
http://www.pref.shizuoka.jp/m/lifepass/j_index.html

編集・発行

令和3年3月
静岡県危機管理部
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
TEL054-221-2146 FAX054-221-3252

令和元年5月31日
地震火山部

「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について

気象庁では、中央防災会議での「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更を踏まえ、本日（31日）15時より「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の提供を開始します。

本日（31日）開催された中央防災会議において、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が変更され、南海トラフ沿いでマグニチュード8クラスの地震が発生した場合等、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合の国や地方公共団体、企業等の防災対応が定められました。

国や地方公共団体、企業等が、この基本計画に基づく防災対応をとりやすくするため、気象庁では、従前の「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」及び「南海トラフ地震に関連する情報（定例）」に替わり、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の情報発表を、本日（31日）15時より開始します。（これら情報の内容は、本年3月29日の報道発表でお知らせしたものです）

このうち、「南海トラフ地震臨時情報」については、情報の受け手が防災対応をイメージし適切に実施できるよう、「巨大地震警戒」等の防災対応等を示すキーワードを情報名に付記します。情報発表条件やキーワードを付記する条件は別紙1、発表情報例と情報発表までの流れは別紙2のとおりです。

なお、内閣府（防災担当）から公表されている「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」には、地方公共団体や企業等における防災対応の基本的な考え方や検討手順等が示されています。

【参考】南海トラフ地震対策（内閣府 HP）

<http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html>

※「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」や「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」が掲載されています

問合せ先：地震火山部 地震予知情報課 宮岡、竹中、岩村
電話 03-3212-8341（内線 4566） FAX 03-3212-2807

南海トラフ地震に関する情報について

○「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表します

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

○「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
 情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で
 情報発表します

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○監視領域内 ^{※1} において、モーメントマグニチュード ^{※4} 7.0以上の地震 ^{※3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲（下図参照）
 ※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する
 ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く
 ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。



○今後の情報発表方法について

今後、十分な準備期間を設けた後、自動処理がしやすいように新たな電文による情報発表を実施する予定です。

地震の発生にともない発表する場合

ひずみ計の変化にともない発表する場合

令和〇年〇月〇日
気象庁地震火山部

南海トラフ地震臨時情報（調査中）

* * 見出し * *
本日（〇日）〇時〇分頃に〇〇〇〇〇〇を震源とするM〇. 〇（速報値）の地震が発生しました。気象庁では、今回発生した地震と南海トラフ地震との関連性についての調査を開始しました。
南海トラフ地震で被害が想定される地域の方は、個々の状況に応じて、身の安全を守る行動を取ってください。

* * 本文 * *
本日（〇日）〇時〇分頃に〇〇〇〇〇〇を震源とするM〇. 〇（速報値）の地震が発生しました。

気象庁では、今回発生した地震と南海トラフ地震との関連性についての調査を開始しました。このため、〇時〇分から南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会を開催します。

次の「南海トラフ地震臨時情報」は、〇時頃に発表します。南海トラフ地震で被害が想定される地域の方は、個々の状況に応じて、身の安全を守る行動を取ってください。

※評価検討会は、従来の東海地域を対象とした地震防災対策強化地域判定会と一体となって検討を行っています。

令和〇年〇月〇日
気象庁地震火山部

南海トラフ地震臨時情報（調査中）

* * 見出し * *
〇〇地域のひずみ観測点で有意な変化を観測しており、変化が大きくなっています。気象庁では、観測されている現象と南海トラフ地震との関連性について調査を開始しました。
南海トラフ地震で被害が想定される地域の方は、今後の情報に注意してください。

* * 本文 * *
〇〇地域のひずみ観測点で有意な変化を観測しており、変化が大きくなっています。

気象庁では、観測されている現象と南海トラフ地震との関連性について調査を開始しました。このため、〇時〇分から南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会を開催します。

次の「南海トラフ地震臨時情報」は、〇時頃に発表します。南海トラフ地震で被害が想定される地域の方は、今後の情報に注意してください。

<変化を観測したひずみ観測点>
以下の観測点で有意な変化を観測しています。
〇〇〇〇（ふりがな） 〇日〇時〇分頃から

また、以下の観測点で若干の変化を観測しています。
〇〇〇〇（ふりがな）
〇〇〇〇（ふりがな）

なお、南海トラフ沿いの地域の地震活動には特段の変化は見られません。

※南海トラフ地震に関する今後の気象庁からの情報は、テレビ・ラジオ・気象庁ホームページ・気象庁ツイッター公式アカウント等でも知ることができ

ます。
※評価検討会は、従来の東海地域を対象とした地震防災対策強化地域判定会と一体となって検討を行っています。

観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合

令和〇年〇月〇日
気象庁地震火山部

南海トラフ地震関連解説情報 (第〇報)

この場合のみ情報番号を付します

** 見出し * * * 〇時〇分頃に〇〇〇〇〇〇を震源とするM〇.〇(モーメントマグニチュード〇.〇)の地震が発生しました。その後も地震活動は活発な状態が続いています。
 この地震と南海トラフ地震との関連性について検討した結果、この地震は南海トラフ地震の想定震源域のプレート境界のうち、〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇にかけての領域で発生したものと考えられます。

政府では、南海トラフ地震防災対策推進地域に対して〇月〇日〇時まで警戒(注意)する措置をとるよう呼びかけています。引き続き、政府や自治体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとってください。

** 本文 * * * 〇時〇分に、〇〇〇〇〇〇を震源とするM〇.〇(モーメントマグニチュード〇.〇)の地震が発生しました。その後も地震活動は活発な状態が続いています。
 昨日(〇日)〇時から本日(〇日)〇時までに南海トラフ地震の想定震源域で発生したM〇.〇以上(暫定値)の地震回数は次の通りです。
 〇日〇時から〇時まで 〇回
 〇日〇時から〇時まで 〇回
 〇日〇時から〇時まで 〇回
 また、〇〇地域のひずみ観測点では、M〇.〇の地震に伴う変化(とそれに引き続きゆっくりとした変化)が観測されています。

政府では、南海トラフ地震防災対策推進地域に対して〇月〇日〇時まで警戒(注意)する措置をとるよう呼びかけ等を行っています。引き続き、政府や自治体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとってください。

気象庁では、引き続き注意深く南海トラフ沿いの地震活動の推移を監視します。

今後も、「南海トラフ地震関連解説情報」で地震活動の状況等を発表します。次回の情報発表は、〇日〇時頃を予定しています。
 なお、新たな変化を観測した場合には随時発表します。

※モーメントマグニチュードは、震源断層のずれの規模を精査して得られるマグニチュードです。気象庁が地震情報等で、お知らせしているマグニチュード(M)とは異なる値になる場合があります。

「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合

令和〇年〇月〇日
気象庁地震火山部

南海トラフ地震関連解説情報

本日(〇月〇日)開催した第〇回南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会、第〇回地震防災対策強化地域判定会で評価した、南海トラフ周辺の地震活動の調査結果は以下のとおりです。

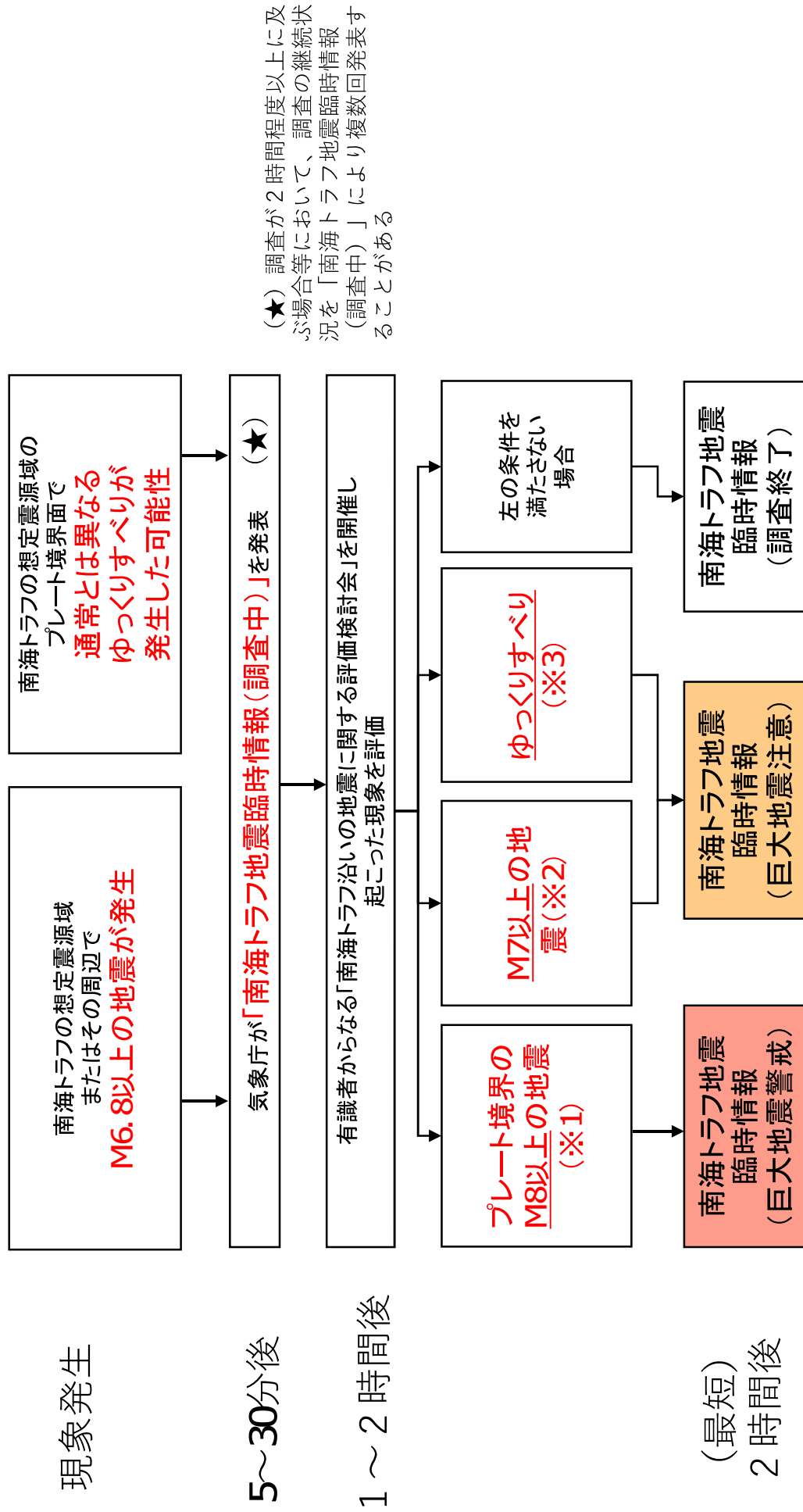
現在のところ、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時(注)と比べて相対的に高まったと考えられる特段の変化は観測されていません。

(注) 南海トラフ沿いの大規模地震(M8からM9クラス)は、「平常時」においても今後30年以内に発生する確率が70から80%であり、昭和東南海地震・昭和南海地震の発生から既に70年以上が経過していることから切迫性の高い状態です。

1. 地震の観測状況 (中略)
2. 地殻変動の観測状況 (中略)
3. 地殻活動の評価 (中略)

上記観測結果を総合的に判断すると、南海トラフ地震の想定震源域ではプレート境界の固着状況に特段の変化を示すようなデータは今のところ得られておらず、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと考えられる特段の変化は観測されていません。

南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

I-27 第4次地震被害想定概要

(県危機政策課)

1 地震被害想定実施の経緯と目的

昭和51年(1976年)に東海地震説が発表されてから35年余が経過した。この間、本県では、東海地震対策を県政の最重要課題の一つとして位置づけ、積極的に地震対策に取り組んできた。

効果的な地震対策を実施するためには、地震によって引き起こされる地震動や津波などの自然の外力と、それらがもたらす被害の様相を事前に予測しておくことが必要不可欠となる。

そのため、本県では、社会環境の変化や地震災害に関する科学的な知見の蓄積などに応じて、昭和53年(1978年)、平成5年(1993年)、平成13年(2001年)の3回にわたり、地震被害想定を実施し、地震対策を効果的に進めるための基礎資料として活用してきた。

こうした中、平成23年3月11日に発生した、我が国地震観測史上最大となるマグニチュード9.0の巨大地震「東北地方太平洋沖地震」は、それまでの想定を大幅に上回る巨大な津波などにより、東日本の太平洋岸の広範な地域に甚大な被害をもたらし、岩手・宮城・福島の東北3県の沿岸部を中心に約2万人の尊い命を奪う大災害「東日本大震災」となった。この大震災は、津波対策のあり方はもとより、既往最大クラスの地震を想定対象としてきた地震被害想定のある方に対しても、新たな課題を提起するものとなった。

第4次地震被害想定(以下、「本想定」という。)では、これまで本県が地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波を「レベル1の地震・津波」と位置付け、さらに、東日本大震災から得られた教訓として、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を「レベル2の地震・津波」とし、二つのレベルの地震・津波を想定の対象とすることとした。

2 本想定の特徴

(1) 二つのレベルの地震・津波を対象とする被害想定

本想定では表1に示すとおり、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いのそれぞれで発生する二つのレベルの地震・津波を想定対象とした。

表1 想定の対象とした二つのレベルの地震・津波

区 分	内 容
レベル1の地震・津波	本県がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波
レベル2の地震・津波	内閣府(2012)により示された南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

(2) 原子力災害との複合災害や富士山噴火との連続災害の想定

原子力災害との複合災害や富士山噴火が地震の前後に発生する連続災害の可能性も考慮した被害・対応シナリオ想定を行う。

(3) 東日本大震災等の教訓や、社会環境の変化、最新の科学的知見の反映

東日本大震災や平成 16 年（2004 年）新潟県中越地震など第 3 次地震被害想定（静岡県(2001)）以降に発生した地震・津波災害の教訓や、社会環境の変化、最新の科学的知見の反映に努める。

3 地震被害想定の対象とする地震・津波

本想定において対象とした地震・津波の設定等に関する考え方は、表 2 のとおりである。

表 2 本想定の対象とした地震・津波

区 分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
レベル 1 の地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震	大正型関東地震
レベル 2 の地震・津波	南海トラフ巨大地震	元禄型関東地震

4 地震被害想定的前提条件

本想定における前提条件は表 3 のとおりである。

表 3 被害想定における前提条件等

区分	前提条件等
建 物 数	約 142 万棟（うち住宅 約 118 万棟）
人 口	約 376.5 万人（平成 22 年国勢調査）
想 定 シ ーン	「冬・深夜」、「夏・昼」、「冬・夕方」
風 速	平均風速よりやや強い風（5m/秒）
地 震 予 知	駿河・南海トラフ沿いで発生する地震については、「予知なし」・「予知あり」
建物被害・人的被害	市町村単位で推計
津波避難行動	早期避難率の相違を考慮 津波避難ビルの活用を考慮

また、想定項目は主として次のとおりである。

- ・自然現象（地震動、液状化、山・崖崩れ、津波など）
- ・物的被害（建築物被害、火災、屋外転倒・落下物など）
- ・人的被害

- ・ライフライン被害
- ・交通施設被害
- ・生活支障（避難者、物資、医療機能、住機能、し尿・ごみ・瓦礫など）
- ・経済被害
- ・被害・対応シナリオ

5 想定結果の概要（駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波）

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波による被害の想定結果は次のとおりである。

（1）地震動

○県内全域で大きな地震動が発生し、埋立地の他、海岸線や勾配の緩やかな河川に沿って広がる沖積平野の中の比較的地盤が軟弱な地域を中心に震度7～6強の強く大きな揺れとなる。この強く大きな揺れとなる地域には市街地が形成されているケースが多い。

○山間部は比較的地盤が強固で、震度6弱～5弱となるケースが多い。

表4-1 レベル1の地震による震度区分別面積集計表（県計）
東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震（注）

推定震度	7	6強	6弱	5強	5弱	4以下	合計
面積(k㎡)	345.7	2,045.5	3,215.8	1,806.5	295.4	0.0	7,709.0
割合 (%)	4.5	26.5	41.7	23.4	3.8	0.0	100.0

（注）内閣府(2012)の南海トラフ巨大地震の基本ケースの強震断層モデルを用いて計算したもの。

表4-2 レベル2の地震による震度区分別面積集計表（県計）
南海トラフ巨大地震

推定震度	7	6強	6弱	5強	5弱	4以下	合計
（基本ケース）							
面積(k㎡)	345.7	2,045.5	3,215.8	1,806.5	295.4	0.0	7,709.0
割合 (%)	4.5	26.5	41.7	23.4	3.8	0.0	100.0
（陸側ケース）							
面積(k㎡)	725.6	1,293.3	3,406.3	1,981.6	302.1	0.0	7,709.0
割合 (%)	9.4	16.8	44.2	25.7	3.9	0.0	100.0
（東側ケース）							
面積(k㎡)	641.1	1,952.8	3,524.6	1,504.7	85.8	0.0	7,709.0
割合 (%)	8.3	25.3	45.7	19.5	1.1	0.0	100.0

(2) 地盤の液状化

○液状化発生の可能性が高い（ランク大ないし中）地域は、基本、陸側、東側のいずれのケースも、県土面積の5%程度であり、ケースによる相違はあまり見られない。

表5-1 レベル1の地震による液状化可能性ランク別面積集計表（県計）
東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震（注）

可能性ランク	大	中	小	なし	評価対象外	合計
面積(k m ²)	178.8	214.8	106.1	205.6	7,003.8	7,709.0
割合(%)	2.3	2.8	1.4	2.7	90.9	100.0

（注）内閣府(2012)の南海トラフ巨大地震の基本ケースの強震断層モデルを用いて計算したもの。

※評価対象外：微地形区分において山地、山麓地、丘陵地、火山地、火山山麓地、火山性丘陵、岩石台地、ローム台地、砂礫質台地、礫・岩礁は液状化が発生しないとの判断から評価を行わない。また、推計震度が4以下の範囲も同様に評価しない。

表5-2 レベル2の地震による液状化可能性ランク別面積集計表（県計）
南海トラフ巨大地震

可能性ランク	大	中	小	なし	評価対象外	合計
（基本ケース）						
面積(k m ²)	178.8	214.8	106.1	205.6	7,003.8	7,709.0
割合(%)	2.3	2.8	1.4	2.7	90.9	100.0
（陸側ケース）						
面積(k m ²)	161.1	207.2	121.2	215.6	7,003.9	7,709.0
割合(%)	2.1	2.7	1.6	2.8	90.9	100.0
（東側ケース）						
面積(k m ²)	186.5	219.1	100.8	198.7	7,003.9	7,709.0
割合(%)	2.4	2.8	1.3	2.6	90.9	100.0

※評価対象外：微地形区分において山地、山麓地、丘陵地、火山地、火山山麓地、火山性丘陵、岩石台地、ローム台地、砂礫質台地、礫・岩礁は液状化が発生しないとの判断から評価を行わない。また、推計震度が4以下の範囲も同様に評価しない。

(3) 津波

ア 津波の高さ

- レベル1の地震による最大津波高は駿河湾内で3m～11m程度、遠州灘で5m～7m程度、伊豆半島南部で7m～9m程度、伊豆半島東部で2m～4m程度である。
- レベル2の地震による最大津波高は駿河湾内で3m～11m程度、遠州灘で6m～9m程度、伊豆半島南部で26m～33m程度、伊豆半島東部で5m～14m程度である。
- 地震に伴う海底地すべり等の局所的な現象により、今回示した津波の高さを越える津波が発生することもありうる。

イ 津波の到達時間

- レベル1の地震による津波では、海岸分での水位上昇が50cmを越えるまでの時間は、駿河湾内で地震発生直後～数分程度、遠州灘で数分～10数分程度、伊豆半島南部の下田付近で10数分程度、伊豆半島東部の伊東・熱海で10数分～20数分程度である。
- レベル2の地震による津波では、海岸部での水位上昇が50cmを越えるまでの時間は、駿河湾内で地震発生直後～数分程度、遠州灘で数分程度、伊豆半島南部の下田付近で10数分程度、伊豆半島東部の伊東・熱海で10数分～20数分程度である。

ウ 津波浸水域

レベル1、レベル2の津波による浸水深別浸水面積は、表6-1、表6-2のとおりである。

表6-1 レベル1の津波による浸水深別浸水面積（県計）

	浸水深1cm以上の面積(km ²)		
		浸水深1m以上	浸水深2m以上
県内合計	28.6	15.2	9.0
県域に占める割合(%)	0.4	0.2	0.1

表6-2 レベル2の津波による浸水深別面積（県計）

	浸水深1cm以上の面積(km ²)		
		浸水深1m以上	浸水深2m以上
(ケース①)			
県内合計	158.0	105.6	68.9
県域に占める割合(%)	2.0	1.4	0.9
(ケース⑥)			
県内合計	157.1	104.3	68.9
県域に占める割合(%)	2.0	1.3	0.9
(ケース⑧)			
県内合計	137.2	90.7	59.3
県域に占める割合(%)	1.8	1.2	0.8

(4) 物的被害

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波で想定される建物被害は以下のとおり。

ア レベル1の地震・津波

表7-1 (東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震)

【棟】

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約 171,000			約 171,000
	半壊	約 165,000	約 163,000	約 156,000	約 169,000
液状化	全壊	約 1,800			約 1,800
	半壊	約 6,400	約 6,300	約 6,100	約 6,500
人工造成地	全壊	約 17,000			約 17,000
	半壊	約 51,000	約 51,000	約 51,000	約 51,000
津波	全壊	約 2,400			約 2,400
	半壊	約 4,900	約 4,900	約 4,900	約 5,000
山・崖崩れ	全壊	約 2,500			約 2,500
	半壊	約 5,800	約 5,800	約 5,800	約 5,800
火災	焼失	約 22,000	約 28,000	約 66,000	約 2,500
建物棟数		1,418,505			
建物被害総数	全壊及び焼失	約 217,000	約 223,000	約 260,000	約 197,000
	半壊	約 233,000	約 232,000	約 224,000	約 237,000
建物被害率	全壊及び焼失	約 15%	約 16%	約 18%	約 14%
	半壊	約 16%	約 16%	約 16%	約 17%
ブロック塀等転倒数		約 23,000 件			
屋外落下物が発生する建物数		約 47,000 棟			

「-」: 被害わずか 注) 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

イ レベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）

表7-2 南海トラフ巨大地震 地震動：基本ケース、津波：ケース①

【棟】

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約 171,000			約 171,000
	半壊	約 161,000	約 160,000	約 152,000	約 165,000
液状化	全壊	約 1,800			約 1,800
	半壊	約 5,900	約 5,800	約 5,600	約 6,000
人工造成地	全壊	約 17,000			約 17,000
	半壊	約 51,000	約 51,000	約 51,000	約 51,000
津波	全壊	約 28,000			約 28,000
	半壊	約 31,000	約 31,000	約 29,000	約 32,000
山・崖崩れ	全壊	約 2,500			約 2,500
	半壊	約 5,800	約 5,800	約 5,800	約 5,800
火災	焼失	約 22,000	約 27,000	約 64,000	約 2,500
建物棟数		1,418,505			
建物被害総数	全壊及び焼失	約 242,000	約 248,000	約 285,000	約 223,000
	半壊	約 255,000	約 253,000	約 244,000	約 260,000
建物被害率	全壊及び焼失	約 17%	約 17%	約 20%	約 16%
	半壊	約 18%	約 18%	約 17%	約 18%
ブロック塀等転倒数		約 23,000 件			
屋外落下物が発生する建物数		約 47,000 棟			

「-」：被害わずか 注) 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

表7-3 南海トラフ巨大地震 地震動：陸側ケース、津波：ケース①

【棟】

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約 179,000			約 179,000
	半壊	約 122,000	約 121,000	約 117,000	約 123,000
液状化	全壊	約 1,600			約 1,600
	半壊	約 5,700	約 5,700	約 5,500	約 5,700
人工造成地	全壊	約 16,000			約 16,000
	半壊	約 47,000	約 47,000	約 47,000	約 47,000
津波	全壊	約 28,000			約 28,000
	半壊	約 35,000	約 35,000	約 34,000	約 35,000
山・崖崩れ	全壊	約 2,100			約 2,100
	半壊	約 5,000	約 5,000	約 5,000	約 5,000
火災	焼失	約 11,000	約 14,000	約 35,000	約 4,500
建物棟数		1,418,505			
建物被害総数	全壊及び焼失	約 238,000	約 240,000	約 262,000	約 231,000
	半壊	約 214,000	約 213,000	約 208,000	約 216,000
建物被害率	全壊及び焼失	約 17%	約 17%	約 18%	約 16%
	半壊	約 15%	約 15%	約 15%	約 15%
ブロック塀等転倒数		約 20,000 件			
屋外落下物が発生する建物数		約 71,000 棟			

「-」：被害わずか 注) 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

表 7-4 南海トラフ巨大地震 地震動：東側ケース、津波：ケース① 【棟】

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約 191,000			約 191,000
	半壊	約 178,000	約 177,000	約 168,000	約 181,000
液状化	全壊	約 1,800			約 1,800
	半壊	約 5,900	約 5,800	約 5,600	約 6,000
人工造成地	全壊	約 17,000			約 17,000
	半壊	約 50,000	約 50,000	約 50,000	約 50,000
津波	全壊	約 26,000			約 26,000
	半壊	約 30,000	約 29,000	約 27,000	約 31,000
山・崖崩れ	全壊	約 2,700			約 2,700
	半壊	約 6,300	約 6,300	約 6,300	約 6,300
火災	焼失	約 19,000	約 24,000	約 66,000	約 2,200
建物棟数		1,418,505			
建物被害総数	全壊及び焼失	約 257,000	約 262,000	約 304,000	約 240,000
	半壊	約 270,000	約 268,000	約 257,000	約 274,000
建物被害率	全壊及び焼失	約 18%	約 18%	約 21%	約 17%
	半壊	約 19%	約 19%	約 18%	約 19%
ブロック塀等転倒数		約 25,000 件			
屋外落下物が発生する建物数		約 58,000 棟			

「－」：被害わずか 注) 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

(5) 人的被害

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波で想定される人的被害は以下のとおり。

ア レベル1の地震・津波

表8-1 東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震)

【人】

項目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建物倒壊 (うち屋内転倒物・ 屋内落下物)	死者数	約 5,500 (約 700)	約 2,700 (約 500)	約 4,300 (約 500)	約 1,600 (約 100)	約 800 (約 100)	約 1,200 (約 100)	
	重傷者数	約 19,000 (約 2,600)	約 30,000 (約 2,100)	約 19,000 (約 1,600)	約 5,300 (約 600)	約 8,700 (約 400)	約 5,500 (約 400)	
	軽傷者数	約 49,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 42,000 (約 7,600)	約 14,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 12,000 (約 1,700)	
津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 7,400	約 2,500	約 3,200	約 1,000	約 700	約 800
		重傷者数	約 400	約 100	約 200	約 60	約 40	約 50
		軽傷者数	約 800	約 300	約 400	約 100	約 80	約 100
	早期避難率低	死者数	約 9,000	約 5,700	約 7,300	約 1,000	約 700	約 800
		重傷者数	約 500	約 400	約 400	約 60	約 40	約 50
		軽傷者数	約 1,000	約 700	約 900	約 100	約 80	約 100
山・崖崩れ	死者数	約 200	約 90	約 200	約 30	約 10	約 20	
	重傷者数	約 100	約 60	約 100	約 20	約 10	約 10	
	軽傷者数	約 100	約 60	約 100	約 20	約 10	約 10	
火災	死者数	約 800	約 500	約 2,100	約 30	約 10	約 20	
	重傷者数	約 600	約 600	約 1,400	約 20	約 50	約 50	
	軽傷者数	約 1,200	約 1,600	約 3,700	約 100	約 100	約 100	
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	-	約 10	約 20	-	-	-	
	重傷者数	約 10	約 100	約 200	-	約 10	約 10	
	軽傷者数	約 10	約 200	約 400	-	約 10	約 20	
死傷者数 合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 14,000	約 5,900	約 9,900	約 2,700	約 1,500	約 2,100
		重傷者数	約 20,000	約 31,000	約 21,000	約 5,400	約 8,800	約 5,600
		軽傷者数	約 51,000	約 54,000	約 47,000	約 14,000	約 15,000	約 12,000
	早期避難率低	死者数	約 16,000	約 9,000	約 14,000	約 2,700	約 1,500	約 2,100
		重傷者数	約 20,000	約 31,000	約 21,000	約 5,400	約 8,800	約 5,600
		軽傷者数	約 51,000	約 54,000	約 47,000	約 14,000	約 15,000	約 12,000
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約 32,000	約 27,000	約 29,000	約 9,100	約 7,900	約 8,300	
	津波	約 1,800	約 3,600	約 2,400	約 200	約 400	約 300	

「-」：被害わずか 注) 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約 2,200 人（早期避難率高+呼びかけ）～約 9,200 人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

イ レベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）

表8-2 南海トラフ巨大地震 地震動：基本ケース、津波：ケース①

【人】

項目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建物倒壊 (うち屋内転倒物・ 屋内落下物)	死者数	約 5,500 (約 700)	約 2,700 (約 500)	約 4,300 (約 500)	約 1,600 (約 100)	約 800 (約 100)	約 1,200 (約 100)	
	重傷者数	約 19,000 (約 2,600)	約 30,000 (約 2,100)	約 19,000 (約 1,600)	約 5,300 (約 600)	約 8,700 (約 400)	約 5,500 (約 400)	
	軽傷者数	約 49,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 42,000 (約 7,600)	約 14,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 12,000 (約 1,700)	
津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 65,000	約 31,000	約 35,000	約 11,000	約 7,200	約 8,300
		重傷者数	約 2,300	約 900	約 1,100	約 500	約 300	約 300
		軽傷者数	約 4,500	約 1,800	約 2,000	約 900	約 600	約 600
	早期避難率低	死者数	約 95,000	約 62,000	約 72,000	約 11,000	約 7,200	約 8,300
		重傷者数	約 4,000	約 2,500	約 2,900	約 500	約 300	約 300
		軽傷者数	約 7,700	約 4,800	約 5,500	約 900	約 600	約 600
山・崖崩れ	死者数	約 200	約 90	約 200	約 30	約 10	約 20	
	重傷者数	約 100	約 60	約 100	約 20	約 10	約 10	
	軽傷者数	約 100	約 60	約 100	約 20	約 10	約 10	
火災	死者数	約 800	約 500	約 2,000	約 30	約 10	約 20	
	重傷者数	約 400	約 600	約 1,300	約 50	約 50	約 50	
	軽傷者数	約 1,100	約 1,500	約 3,500	約 100	約 100	約 100	
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	-	約 10	約 20	-	-	-	
	重傷者数	約 10	約 100	約 200	-	約 10	約 10	
	軽傷者数	約 10	約 200	約 400	-	約 10	約 20	
死傷者数 合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 72,000	約 34,000	約 42,000	約 13,000	約 8,000	約 9,600
		重傷者数	約 21,000	約 32,000	約 22,000	約 5,900	約 9,000	約 5,900
		軽傷者数	約 55,000	約 55,000	約 48,000	約 15,000	約 16,000	約 13,000
	早期避難率低	死者数	約 102,000	約 65,000	約 78,000	約 13,000	約 8,000	約 9,600
		重傷者数	約 23,000	約 33,000	約 24,000	約 5,900	約 9,000	約 5,900
		軽傷者数	約 58,000	約 58,000	約 52,000	約 15,000	約 16,000	約 13,000
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約 32,000	約 27,000	約 29,000	約 9,100	約 7,900	約 8,300	
	津波	約 23,000	約 33,000	約 26,000	約 2,700	約 3,800	約 3,000	

「-」：被害わずか 注) 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約 13,000 人（早期避難率高+呼びかけ）～約 29,000 人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

表 8-3 南海トラフ巨大地震 地震動：陸側ケース、津波：ケース① 【人】

項目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建物倒壊 (うち屋内転倒物・ 屋内落下物)	死者数	約 7,800 (約 700)	約 4,100 (約 500)	約 6,200 (約 600)	約 2,200 (約 200)	約 1,200 (約 100)	約 1,800 (約 100)	
	重傷者数	約 19,000 (約 2,500)	約 35,000 (約 2,100)	約 21,000 (約 1,700)	約 5,600 (約 500)	約 10,000 (約 500)	約 6,100 (約 400)	
	軽傷者数	約 42,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 38,000 (約 7,600)	約 12,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 11,000 (約 1,700)	
津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 66,000	約 31,000	約 36,000	約 11,000	約 7,200	約 8,400
		重傷者数	約 2,300	約 900	約 1,100	約 500	約 300	約 300
		軽傷者数	約 4,500	約 1,800	約 2,100	約 900	約 600	約 600
	早期避難率低	死者数	約 96,000	約 62,000	約 72,000	約 11,000	約 7,200	約 8,400
		重傷者数	約 4,000	約 2,500	約 2,900	約 500	約 300	約 300
		軽傷者数	約 7,700	約 4,800	約 5,500	約 900	約 600	約 600
山・崖崩れ	死者数	約 200	約 80	約 100	約 20	約 10	約 20	
	重傷者数	約 100	約 50	約 90	約 10	約 10	約 10	
	軽傷者数	約 100	約 50	約 90	約 10	約 10	約 10	
火災	死者数	約 1,500	約 1,000	約 3,300	約 200	約 100	約 100	
	重傷者数	約 300	約 400	約 900	約 100	約 100	約 100	
	軽傷者数	約 700	約 900	約 2,200	約 300	約 300	約 300	
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	-	約 10	約 10	-	-	-	
	重傷者数	-	約 70	約 100	-	-	約 10	
	軽傷者数	約 10	約 200	約 300	-	約 10	約 20	
死傷者数 合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 75,000	約 36,000	約 46,000	約 14,000	約 8,500	約 10,000
		重傷者数	約 22,000	約 36,000	約 23,000	約 6,200	約 11,000	約 6,600
		軽傷者数	約 47,000	約 55,000	約 43,000	約 13,000	約 16,000	約 12,000
	早期避難率低	死者数	約 105,000	約 67,000	約 82,000	約 14,000	約 8,500	約 10,000
		重傷者数	約 24,000	約 38,000	約 25,000	約 6,200	約 11,000	約 6,600
		軽傷者数	約 50,000	約 58,000	約 46,000	約 13,000	約 16,000	約 12,000
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約 50,000	約 49,000	約 48,000	約 14,000	約 14,000	約 14,000	
	津波	約 23,000	約 33,000	約 26,000	約 2,700	約 3,800	約 3,000	

「-」：被害わずか 注) 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

※夏・昼発災(予知なし)の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約 13,000 人(早期避難率高+呼びかけ)～約 29,000 人(早期避難率低)

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

表 8-4 南海トラフ巨大地震 地震動：東側ケース、津波：ケース①

【人】

項目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建物倒壊 (うち屋内転倒物・ 屋内落下物)	死者数	約 6,000 (約 700)	約 3,000 (約 500)	約 4,700 (約 500)	約 1,700 (約 200)	約 900 (約 100)	約 1,400 (約 100)	
	重傷者数	約 21,000 (約 2,700)	約 34,000 (約 2,200)	約 21,000 (約 1,700)	約 5,900 (約 600)	約 9,700 (約 500)	約 6,100 (約 400)	
	軽傷者数	約 53,000 (約 10,000)	約 55,000 (約 8,300)	約 45,000 (約 8,100)	約 15,000 (約 2,200)	約 16,000 (約 1,800)	約 13,000 (約 1,800)	
津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 65,000	約 31,000	約 36,000	約 11,000	約 7,200	約 8,300
		重傷者数	約 2,300	約 900	約 1,100	約 500	約 300	約 300
		軽傷者数	約 4,500	約 1,800	約 2,100	約 900	約 600	約 600
	早期避難率低	死者数	約 95,000	約 62,000	約 72,000	約 11,000	約 7,200	約 8,300
		重傷者数	約 4,000	約 2,500	約 2,900	約 500	約 300	約 300
		軽傷者数	約 7,700	約 4,800	約 5,500	約 900	約 600	約 600
山・崖崩れ	死者数	約 200	約 100	約 200	約 30	約 10	約 20	
	重傷者数	約 200	約 60	約 100	約 20	約 10	約 10	
	軽傷者数	約 200	約 60	約 100	約 20	約 10	約 10	
火災	死者数	約 600	約 400	約 1,600	約 40	約 20	約 30	
	重傷者数	約 400	約 500	約 1,300	約 50	約 50	約 50	
	軽傷者数	約 900	約 1,300	約 3,400	約 100	約 100	約 100	
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	-	約 10	約 20	-	-	-	
	重傷者数	約 10	約 100	約 200	-	約 10	約 10	
	軽傷者数	約 20	約 200	約 400	-	約 10	約 20	
死傷者数合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 72,000	約 34,000	約 42,000	約 13,000	約 8,100	約 9,700
		重傷者数	約 23,000	約 35,000	約 24,000	約 6,400	約 10,000	約 6,500
		軽傷者数	約 58,000	約 59,000	約 51,000	約 16,000	約 17,000	約 14,000
	早期避難率低	死者数	約 102,000	約 65,000	約 78,000	約 13,000	約 8,100	約 9,700
		重傷者数	約 25,000	約 37,000	約 26,000	約 6,400	約 10,000	約 6,500
		軽傷者数	約 62,000	約 62,000	約 55,000	約 16,000	約 17,000	約 14,000
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約 33,000	約 29,000	約 30,000	約 9,500	約 8,400	約 8,800	
	津波	約 23,000	約 33,000	約 26,000	約 2,700	約 3,800	約 3,000	

「-」：被害わずか 注）端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約 13,000 人（早期避難率高+呼びかけ）～約 30,000 人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

(6) ライフライン機能支障

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波で想定されるライフラインの機能支障は以下のとおり。

ア 上水道

表 9-1 上水道機能支障<断水率・断水人口>

区分	給水人口 (千人)	断水率 (%)				断水人口 (千人)			
		直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
レベル1	約3,716	96	93	58	2	約3,584	約3,462	約2,144	約63
レベル2 (基本ケース)		96	93	58	7	約3,584	約3,464	約2,159	約250

イ 下水道

表 9-2 下水道機能支障<機能支障率・機能支障人口>

区分	処理人口 (千人)	機能支障率 (%)				機能支障人口 (千人)			
		直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
レベル1	約2,236	12	53	7	0	約257	約1,176	約153	約9.6
レベル2 (基本ケース)		51	67	43	6	約1,143	約1,502	約969	約143

ウ 電力

表 9-3 電力機能支障<停電率・停電軒数>

区分	需要家数 (千軒)	停電率 (%)				停電軒数 (千軒)			
		直後	1日後	4日後	1週間後	直後	1日後	4日後	1週間後
レベル1	約2,247	89	79	6	3	約1,996	約1,786	約129	約77
レベル2 (基本ケース)		89	80	8	5	約2,001	約1,795	約173	約122

エ 通信

表 9-4 固定電話機能支障<不通回線率・不通回線数>

区分	回線数 (千回線)	不通回線率 (%)				不通回線数 (千回線)			
		直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
レベル1	約833	90	81	6	1	約748	約677	約54	約4.7
レベル2 (基本ケース)		90	82	12	6	約752	約683	約101	約50

表 9-5 携帯電話機能支障<停波基地局数、不通ランク>

区分	停波基地局率 (%)				不通ランク			
	直後	1日後	4日後	1週間後	直後	1日後	4日後	1週間後
レベル1	7	81	11	7	—	A	—	—
レベル2 (基本ケース)	11	82	16	12	—	A	—	—

※ 不通ランク 「A」: 停電による停波基地局率と固定電話不通回線率の少なくとも一方が50%を超える。
「B」: 停電による停波基地局率と固定電話不通回線率の少なくとも一方が40%を超える。
「C」: 停電による停波基地局率と固定電話不通回線率の少なくとも一方が30%を超える。
「—」: 上記ランクA、B、Cのいずれにも該当しない。

オ ガス

表 9-6 都市ガス機能支障<供給停止率、供給停止戸数>

区 分	需要家数 (千戸)	供給停止 戸数(千戸)	供給停止率 (%)	復旧対象戸数 (千戸)
レベル1	約494	約380	77	約189
レベル2 (基本ケース)	約494	約391	79	約180

表 9-7 LPガス機能支障<機能支障率、要点検需要家数>

区 分	需要家数 (千戸)	機能支障率 (%)	要 点 検 需要家数(千戸)
レベル1	約855	32	約271
レベル2 (基本ケース)		35	約298

表 9-8 ライフライン復旧予測

	施設応急復旧日数(95%復旧)		備 考
	レベル1	レベル2 (基本ケース)	
上水道	4週間程度	5週間程度	津波により被災した需要家は復旧対象から除外している
下水道	2週間程度	5週間程度	
電力	1週間程度	1週間程度	
固定電話	1週間程度	1週間程度	
携帯電話	1週間程度	2週間程度	
都市ガス	4週間程度	4週間程度	家屋被害の著しい需要家は復旧対象から除外している

(7) 交通機能支障

ア 道路施設(緊急輸送路)

①高速道路

- ・一部区間で液状化・津波浸水による軽微な被害が発生する。富士川河口断層帯が活動した場合、道路構造物の被害が発生する。
- ・一般車両の誘導、放置車両の排除、応急復旧等車線の確保に1~3日程度要する。

②東西幹線道路

- ・橋梁損傷、建物の道路閉塞、津波浸水、山・崖崩れ等の影響で不通となる区間が発生する。

③その他道路

- ・地震動による橋梁損傷、倒壊建物による道路閉塞、津波の影響のため不通となる区間が発生する。

イ 鉄道施設

- ・新幹線では大きな施設被害は発生しないが、点検・補修のため一時運行を停止することがある。
- ・在来線、私鉄線では地震動による鉄道構造物の被害、津波の浸水等により運行に支障が生じる。
- ・富士川河口断層帯が活動した場合、鉄道施設の被害が発生する。

ウ 港湾・漁港施設

- ・港湾施設被害、船舶やコンテナの被害、航路障害等の被害が発生する。また海底地盤が隆起する地域では、水深が不足することがある。
- ・発災初期は津波の危険及び復旧対応・航路啓開のため港湾が利用できないことが考えられる。

エ 飛行場、ヘリポート

①静岡空港

- ・震度6強の大きな揺れが発生するが、長期にわたり離着陸に影響を及ぼすような大きな被害は発生しない。

②その他の主な飛行場・ヘリポート

- ・一部の防災拠点ヘリポートや市町防災ヘリポートでは震度6強以上の強い揺れを受ける可能性や津波が浸水するおそれがあるほか、離着陸場内に住民等が避難していたり、アクセス道路に被害が生じたりすること等により、輸送機能に支障が生じる可能性がある。

(8) 生活支障

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波で想定される生活支障は以下のとおり。

ア 避難者

表10-1 避難者数（発災～1ヶ月後）【人】

区 分	1日後			1週間後			1ヶ月後		
	避難者数	避難所	避難所外	避難者数	避難所	避難所外	避難者数	避難所	避難所外
レベル1	833,766	502,134	331,632	1,221,752	613,963	607,789	836,665	250,999	585,665
レベル2 (基本ケース)	1,047,006	645,499	401,507	1,272,015	680,321	591,694	1,011,714	303,514	708,200

イ 物資不足

表10-2 給水、食料、毛布の不足量（市町備蓄のみで対応した場合）

区 分		住 民 分		観光・出張客分を考慮した場合
		1～3日目の計	4～7日目の計	1～3日目の計
レベル1	給水(トン)	3,052	164,171	3,581
	食料(食)	2,394,077	6,092,927	3,237,801
	毛布(枚)	565,248		808,654
レベル2 (基本ケース)	給水(トン)	3,156	164,426	3,685
	食料(食)	2,887,823	7,470,152	3,774,106
	毛布(枚)	627,779		878,562

※家庭内備蓄を考慮して算出

ウ 医療機能支障

表 10-3 医療対応力不足数【人】

区 分	医療対応力不足数	
	入院対応	外来対応
レベル1	約30,000	約21,000
レベル2 (基本ケース)	約37,000	約25,000

エ 住機能（応急仮設住宅）

表 10-4 中期的住機能支障（発災後約1ヶ月～2年間）【世帯】

区 分	応急仮設住宅等の需要 ※		
	応急仮設住宅	借上げ型応急住宅	公営住宅の一時使用
レベル1	37,924 (59,212)	60,042 (60,044)	6,420 (6,420)
レベル2 (基本ケース)	43,636 (67,680)	60,044 (60,044)	6,420 (6,420)

※ アンケート結果に基づく推計（借り上げ型応急住宅、公営住宅及び民間賃貸住宅の入居上限を考慮）

※ 上段：自宅が全壊・焼失した世帯の需要、下段：自宅が全壊・焼失、半壊した世帯の需要

表 10-5 長期的住機能障害（発災後約2年～数年以降）【世帯】

区 分	災害公営住宅の需要 ※			
	計	全壊世帯の需要	半壊世帯の需要	
			うち年収400万円未満	
レベル1	85,386	61,725	38,105	23,662
レベル2 (基本ケース)	92,202	66,183	41,371	26,019

オ し尿・ごみ・がれき

表 10-6 仮設トイレ不足量【基（仮設トイレ基数換算）】

区 分	市町の仮設トイレ等の備蓄のみで対応した場合	
	仮設・簡易トイレを活用	仮設・簡易・マンホールトイレを活用
レベル1	3,123	2,710
レベル2 (基本ケース)	4,429	4,257

表 10-7 災害廃棄物、津波堆積物 【千トン】

区 分	合 計	災害廃棄物	津波堆積物
レベル1	30,786~31,675	29,995	791~1,680
レベル2 (基本ケース)	36,883~41,767	32,536	4,347~9,231

表 10-8 一般廃棄物（生活ごみ） 【トン/月】

区 分	発災～3ヶ月後	3ヶ月後～半年後	半年後～1年後
家庭ごみ	95,000	94,000	94,000
粗大ごみ	20,000	9,500	7,200

(9) 経済被害

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波で想定される経済被害は表 11 のとおり。

表 11 経済被害

単位：兆円

区 分		直接的被害	間接的被害	
予 知 な し	レベル1	20.30	3.90	
	レ ベ ル 2	基本ケース	22.63	5.34
		陸側ケース	21.35	6.81
		東側ケース	23.76	5.46
予 知 あ り	レベル1	17.39	2.93	
	レ ベ ル 2	基本ケース	19.85	3.20
		陸側ケース	20.01	4.31
		東側ケース	20.90	4.30

6 想定結果の概要（相模トラフ沿いで発生する地震・津波）

相模トラフ沿いで発生する地震・津波による被害の想定結果は次のとおりである。

(1) 地震動

- 富士川より東側を中心に大きな地震動が発生し、震源に近い箱根西麓を中心に震度7～6強の強く大きな揺れとなる。
- 富士川より西側の地域や伊豆半島の南端部では、震度5弱以下となるケースが多い。

表 12-1 レベル1の地震による震度区分別面積集計表（県計）

大正型関東地震

推定震度	7	6強	6弱	5強	5弱	4以下	合計
面積(k㎡)	42.4	347.6	755.5	744.9	1,055.3	4,763.3	7,709.0
割合(%)	0.5	4.5	9.8	9.7	13.7	61.8	100.0

表 1 2 - 2 レベル 2 の地震による震度区分別面積集計表 (県計)
元禄型関東地震

推定震度	7	6 強	6 弱	5 強	5 弱	4 以下	合計
面積(k m ²)	110.2	454.0	878.3	693.0	1,046.5	4,526.9	7,709.0
割合 (%)	1.4	5.9	11.4	9.0	13.6	58.7	100.0

(2) 地盤の液状化

○液状化発生の可能性が高い(ランク大ないし中)地域は、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震に比べ、地震動自体があまり大きくないことから、かなり狭く、県土面積の1%以下である。

表 1 3 - 1 レベル 1 の地震による液状化可能性ランク別面積集計表 (県計)
大正型関東地震

可能性ランク	大	中	小	なし	評価対象外	合計
面積(k m ²)	16.3	29.2	51.6	128.7	7,483.1	7,709.0
割合 (%)	0.2	0.4	0.7	1.7	97.1	100.0

表 1 3 - 2 レベル 2 の地震による液状化可能性ランク別面積集計表 (県計)
元禄型関東地震

可能性ランク	大	中	小	なし	評価対象外	合計
面積(k m ²)	20.9	36.5	64.3	145.2	7,442.1	7,709.0
割合 (%)	0.3	0.5	0.8	1.9	96.5	100.0

(3) 津波

ア 津波の高さ

- レベル 1 の地震による最大津波高さは伊豆半島東部で 4 m ~ 7 m 程度、伊豆半島南部で 4 m ~ 5 m 程度、駿河湾内で 2 m ~ 3 m 程度、遠州灘で 1 m ~ 2 m 程度である。
- レベル 2 の地震による最大津波高さは伊豆半島東部で 6 m ~ 9 m 程度、伊豆半島南部で 9 m ~ 10 m 程度、駿河湾内で 3 m ~ 5 m 程度、遠州灘で 3 m ~ 6 m 程度である。

イ 津波の到達時間

- レベル 1 の地震による津波では、海岸での水位上昇が 50cm を越えるまでの時間は、伊豆半島東部の伊東・熱海で数分~10 分程度、伊豆半島南部の下田あたりで 10 分程度、駿河湾内で地震発生直 30~40 分程度、遠州灘で 40 分以上である。
- レベル 2 の地震による津波では、海岸での水位上昇が 50cm を越えるまでの時間は、レベル 1 の地震による津波とほぼ同等であるが、やや早く到達する傾向がある。

ウ 津波浸水域

- レベル 1、レベル 2 の津波による浸水深別浸水面積は、表 1 4 - 1、表 1 4 - 2 のとおりである。

表 1 4 - 1 レベル 1 の津波による浸水深別浸水面積 (県計)
大正型関東地震

	浸水深 1cm 以上の面積(km ²)		
	浸水深 1m 以上	浸水深 2m 以上	
県内合計	7.3	2.6	1.2
県域に占める割合 (%)	0.1	0.1 未満	0.1 未満

表 14-2 レベル 2 の津波による浸水深別浸水面積（県計）
元禄型関東地震

	浸水深 1cm 以上の面積(km ²)		
	浸水深 1m 以上	浸水深 2m 以上	
県内合計	22.3	10.0	4.7
県域に占める割合(%)	0.3	0.1	0.1

(4) 建物被害

相模トラフ沿いで発生する地震・津波で想定される建物被害は次のとおり。

ア レベル 1 の地震・津波（大正型関東地震）

表 15-1 大正型関東地震 【棟】

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	約 10,000		
	半壊	約 27,000	約 27,000	約 26,000
液状化	全壊	約 800		
	半壊	約 3,100	約 3,100	約 3,100
人工造成地	全壊	約 40		
	半壊	約 100	約 100	約 100
津波	全壊	約 900		
	半壊	約 2,300	約 2,300	約 2,300
山・崖崩れ	全壊	約 500		
	半壊	約 1,100	約 1,100	約 1,100
火災	焼失	約 200	約 300	約 1,600
建物棟数		1,418,505		
建物被害総数	全壊及び焼失	約 13,000	約 13,000	約 14,000
	半壊	約 33,000	約 33,000	約 33,000
建物被害率	全壊及び焼失	約 1%	約 1%	約 1%
	半壊	約 2%	約 2%	約 2%
ブロック塀等転倒数		約 2,500 件		
屋外落下物が発生する建物数		約 1,900 棟		

「－」：被害わずか 注) 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

イ レベル2の地震・津波

表 15-2 元禄型関東地震 【棟】

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	約 19,000		
	半壊	約 40,000	約 39,000	約 39,000
液状化	全壊	約 1,000		
	半壊	約 3,700	約 3,700	約 3,700
人工造成地	全壊	約 80		
	半壊	約 300	約 300	約 300
津波	全壊	約 2,400		
	半壊	約 6,300	約 6,300	約 6,200
山・崖崩れ	全壊	約 600		
	半壊	約 1,400	約 1,400	約 1,400
火災	焼失	約 400	約 600	約 3,700
建物棟数		1,418,505		
建物被害総数	全壊及び焼失	約 23,000	約 24,000	約 27,000
	半壊	約 51,000	約 51,000	約 50,000
建物被害率	全壊及び焼失	約 2%	約 2%	約 2%
	半壊	約 4%	約 4%	約 4%
ブロック塀等転倒数		約 3,600 件		
屋外落下物が発生する建物数		約 4,000 棟		

「一」：被害わずか 注) 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

(5) 人的被害

相模トラフ沿いで発生する地震・津波で想定される人的被害は次のとおりである。

ア レベル1の地震・津波

表16-1 大正型関東地震 【人】

項目		被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内転倒物・ 屋内落下物)		死者数	約 100 (約 40)	約 50 (約 20)	約 90 (約 30)
		重傷者数	約 1,100 (約 200)	約 1,400 (約 100)	約 1,000 (約 100)
		軽傷者数	約 5,100 (約 800)	約 4,600 (約 700)	約 4,200 (約 600)
津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 2,300	約 600	約 900
		重傷者数	約 100	約 50	約 70
		軽傷者数	約 200	約 100	約 100
	早期避難率低	死者数	約 2,900	約 1,700	約 2,400
		重傷者数	約 200	約 100	約 200
		軽傷者数	約 400	約 300	約 400
山・崖崩れ		死者数	約 40	約 20	約 30
		重傷者数	約 30	約 10	約 20
		軽傷者数	約 30	約 10	約 20
火災		死者数	-	-	約 10
		重傷者数	-	約 10	約 30
		軽傷者数	約 10	約 10	約 70
ブロック塀の転倒、 屋外落下物		死者数	-	-	-
		重傷者数	-	約 20	約 30
		軽傷者数	-	約 30	約 50
死傷者 数合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 2,500	約 700	約 1,000
		重傷者数	約 1,200	約 1,500	約 1,200
		軽傷者数	約 5,400	約 4,700	約 4,500
	早期避難率低	死者数	約 3,000	約 1,800	約 2,500
		重傷者数	約 1,300	約 1,600	約 1,300
		軽傷者数	約 5,600	約 4,900	約 4,700
自力脱出困難者数・ 要救助者数		地震動	約 600	約 400	約 500
		津波	約 900	約 1,800	約 1,200

「-」: 被害わずか

注) 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

※夏・昼発災の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約 1,600 人 (早期避難率高+呼びかけ) ~ 約 4,600 人 (早期避難率低)

イ レベル2の地震・津波（元禄型関東巨大地震）

表 16-2 元禄型関東地震 【人】

項目		被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内転倒物・ 屋内落下物)		死者数	約 200 (約 70)	約 100 (約 40)	約 200 (約 50)
		重傷者数	約 1,900 (約 300)	約 2,300 (約 200)	約 1,800 (約 200)
		軽傷者数	約 7,900 (約 1,300)	約 6,600 (約 1,000)	約 4,900 (約 1,000)
津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 4,700	約 1,400	約 1,900
		重傷者数	約 100	約 60	約 70
		軽傷者数	約 300	約 100	約 100
	早期避難率低	死者数	約 5,700	約 3,500	約 4,700
		重傷者数	約 300	約 200	約 300
		軽傷者数	約 500	約 400	約 500
山・崖崩れ		死者数	約 50	約 20	約 40
		重傷者数	約 30	約 10	約 20
		軽傷者数	約 30	約 10	約 20
火災		死者数	約 10	-	約 20
		重傷者数	-	約 10	約 60
		軽傷者数	約 20	約 30	約 200
ブロック塀の転倒、 屋外落下物		死者数	-	-	-
		重傷者数	-	約 30	約 40
		軽傷者数	-	約 40	約 90
死傷者 数 合 計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 5,000	約 1,500	約 2,100
		重傷者数	約 2,100	約 2,400	約 2,000
		軽傷者数	約 8,300	約 6,800	約 5,300
	早期避難率低	死者数	約 6,000	約 3,600	約 4,900
		重傷者数	約 2,200	約 2,600	約 2,200
		軽傷者数	約 8,500	約 7,200	約 5,700
自力脱出困難者数・ 要救助者数		地震動	約 1,100	約 800	約 1,000
		津波	約 2,300	約 5,100	約 3,200

「-」：被害わずか

注) 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

※夏・昼発災の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約 2,400 人（早期避難率高+呼びかけ）～約 6,500 人（早期避難率低）

(6) ライフライン被害

相模トラフ沿いで発生する地震・津波で想定されるライフライン被害は次のとおりである。

ア 上水道

表 17-1 上水道機能支障<断水率・断水人口>

区分	給水人口 (千人)	断水率 (%)				断水人口(千人)			
		直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
レベル1	約3,716	21	9	6	0	約793	約337	約207	—
レベル2		25	13	8	0	約923	約477	約295	—

イ 下水道

表 17-2 下水道機能支障<機能支障率・機能支障人口>

区分	処理人口 (千人)	機能支障率 (%)				機能支障人口(千人)			
		直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
レベル1	約2,236	2	2	1	0	約53	約43	約26	約3.3
レベル2		12	12	10	1	約271	約262	約215	約32

ウ 電力

表 17-3 電力機能支障<停電率・停電軒数>

区分	需要家数 (千軒)	停電率 (%)				停電軒数(千軒)			
		直後	1日後	4日後	1週間後	直後	1日後	4日後	1週間後
レベル1	約2,247	33	5	0	0	約735	約117	約4.9	約4.9
レベル2		33	5	0	0	約736	約122	約9.3	約9.3

エ 通信

表 17-4 固定電話機能支障<不通回線率・不通回線数>

区分	回線数 (千回線)	不通回線率 (%)				不通回線数(千回線)			
		直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
レベル1	約833	34	6	0	0	約279	約48	約3.5	約3.1
レベル2		34	6	1	1	約280	約53	約7.5	約6.6

表 17-5 携帯電話機能支障<停波基地局数、不通ランク>

区分	停波基地局率 (%)				不通ランク			
	直後	1日後	4日後	1週間後	直後	1日後	4日後	1週間後
レベル1	0	6	0	0	—	—	—	—
レベル2	1	6	1	1	—	—	—	—

※ 不通ランク 「A」: 停電による停波基地局率と固定電話不通回線率の少なくとも一方が50%を超える。

「B」: 停電による停波基地局率と固定電話不通回線率の少なくとも一方が40%を超える。

「C」: 停電による停波基地局率と固定電話不通回線率の少なくとも一方が30%を超える。

「—」: 上記ランクA、B、Cのいずれにも該当しない。

オ ガス

表 17-6 都市ガス機能支障<供給停止率、供給停止戸数>

区分	需要家数 (千戸)	供給停止 戸数(千戸)	供給停止率 (%)	復旧対象戸数 (千戸)
レベル1	約494	約19	4	約12
レベル2		約61	12	約28

表 17-7 LP ガス機能支障<機能支障率、要点検需要家数>

区分	需要家数 (千戸)	機能支障率 (%)	要点検需要家数 (千戸)
レベル1	約855	4	約32
レベル2		6	約52

表 17-8 ライフライン復旧予測

	施設応急復旧日数(95%復旧)		備 考
	レベル1	レベル2 (基本ケース)	
上水道	1週間程度	2週間程度	津波により被災した需要家は復旧対象から除外している
下水道	数日間程度	3週間程度	
電力	数日間程度	数日間程度	
固定電話	数日間程度	数日間程度	
携帯電話	数日間程度	数日間程度	
都市ガス	数日間程度	1週間程度	家屋被害の著しい需要家は復旧対象から除外している

(7) 交通機能支障

ア 道路施設(緊急輸送路)

① 高速道路

- 一部区間で液状化や津波浸水による軽微な被害が発生する。

② 東西幹線道路

- 橋梁損傷、建物の道路閉塞、津波浸水、山・崖崩れ等の影響で不通となる区間が発生する。

③ その他道路

- 地震動による橋梁損傷、倒壊建物による道路閉塞、津波の影響のため不通となる区間が発生する。

イ 鉄道施設

- 新幹線では大きな施設被害は発生しないが、点検・補修のため一時運行を停止することがある。
- 在来線、私鉄線では地震動による鉄道構造物の被害、津波の浸水等により運行に支障が生じる。

ウ 港湾・漁港施設

- 港湾施設被害、船舶やコンテナの被害、航路障害等の被害が発生する。また海底地盤が隆

起する地域では、水深が不足することがある。

- ・発災初期は津波の危険及び復旧対応・航路啓開のため港湾が利用できないことが考えられる。

エ 飛行場・ヘリポート

①静岡空港

- ・震度は4程度であり、被害は発生しないが、安全確保のため空港を閉鎖する。

②その他の主な飛行場・ヘリポート

- ・ごく一部の防災拠点ヘリポートや市町防災ヘリポートで震度6強以上の強い揺れを受ける可能性や津波が浸水するおそれがあるほか、離着陸場内に住民等が避難していたり、アクセス道路に被害が生じたりすること等により、輸送機能に支障が生じる可能性がある。

(8) 生活支障

相模トラフ沿いで発生する地震・津波で想定される生活支障は次のとおりである。

ア 避難者

表18-1 避難者数（発災～1ヶ月後）【人】

区分	1日後			1週間後			1ヵ月後		
	避難者数	避難所	避難所外	避難者数	避難所	避難所外	避難者数	避難所	避難所外
レベル1	56,964	34,848	22,116	96,146	48,387	47,760	47,457	14,237	33,220
レベル2	111,648	69,015	42,633	150,590	76,234	74,356	82,914	24,874	58,039

イ 物資不足

表18-2 給水、食料、毛布の不足量（市町備蓄のみで対応した場合）

区分	住 民 分		観光・出張客分を考慮した場合	
	1～3日目の計		4～7日目の計	
レベル1	給水(トン)	262	12,611	391
	食料(食)	63,327	341,168	540,359
	毛布(枚)	24,663		99,261
レベル2	給水(トン)	363	19,324	492
	食料(食)	182,754	632,651	686,164
	毛布(枚)	36,292		126,595

※ 家庭内備蓄を考慮して算出している。

ウ 医療機能支障

表18-3 医療対応力不足数【人】

区分	医療対応力不足数	
	入院対応	外来対応
レベル1	—	—
レベル2	—	—

※ 市町単位では医療対応力不足数が算出されているが、県内の他市町に搬送して対応できるため、県計としては不足数が算出されていない。

エ 住機能（応急仮設住宅等）

表 18-4 中期的住機能支障（発災後約1ヶ月～2年間）>【世帯】

区 分	応急仮設住宅等の需要 ※		
	応急仮設住宅	借上げ型応急住宅	公営住宅の一時使用
レベル1	1,801 (2,938)	2,483 (4,413)	1,058 (1,812)
レベル2	3,328 (5,033)	4,588 (7,484)	1,956 (3,086)

※ アンケート結果に基づく推計（借り上げ型応急住宅、公営住宅及び民間賃貸住宅の入居上限を考慮）

※ 上段：自宅が全壊・焼失した世帯の需要、下段：自宅が全壊・焼失、半壊した世帯の需要

表 18-5 長期的住機能障害（発災後約2年～数年以降）【世帯】

区 分	災害公営住宅の需要 ※			
	計	全壊世帯の需要	半壊世帯の需要	
			うち年収400万円未満	
レベル1	6,550	3,217	2,130	3,332
レベル2	10,940	5,946	4,046	4,994

※ アンケート結果に基づく推計

オ し尿・ごみ・がれき

表 18-6 仮設トイレ不足量【基（仮設トイレ基数換算）】

区 分	市町の仮設トイレ等の備蓄のみで対応した場合	
	仮設・簡易トイレを活用	仮設・簡易・マンホールトイレを活用
レベル1	17	0
レベル2	76	52

表 18-7 災害廃棄物、津波堆積物 【千トン】

区 分	合 計	災害廃棄物	津波堆積物
レベル1	1,672～1,900	1,469	203～ 431
レベル2	3,316～3,968	2,736	580～1,232

(9) 経済被害

相模トラフ沿いで発生する地震・津波で想定される経済被害は表19のとおりである。

表 19 経済被害 単位：兆円

区 分	直接的被害	間接的被害
レベル1	1.65	0.145
レベル2	2.70	0.257

I - 28 市町別地震被害想定結果一覧表

(県危機政策課)

表 20-1 震度区分別面積集計表(東海・東南海・南海地震)

市町村名	震度区分別の面積						面積の合計	
	震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	震度4以下		
県計	345.7	2045.5	3215.8	1806.5	295.4	0.0	7709.0	
賀茂	下田市	0.0	0.0	3.9	100.8	0.0	0.0	104.7
	東伊豆町	0.0	0.0	36.2	41.7	0.0	0.0	77.8
	河津町	0.0	0.0	3.7	97.1	0.0	0.0	100.8
	南伊豆町	0.0	0.0	7.8	102.7	0.1	0.0	110.6
	松崎町	0.0	0.7	38.9	45.6	0.0	0.0	85.2
	西伊豆町	0.0	0.2	44.0	61.4	0.0	0.0	105.5
	(小計)	0.0	0.9	134.5	449.2	0.1	0.0	584.7
東部	沼津市	0.0	5.8	157.0	24.2	0.1	0.0	187.1
	熱海市	0.0	0.0	37.2	24.4	0.0	0.0	61.6
	三島市	0.0	0.0	52.4	9.7	0.0	0.0	62.1
	富士宮市	0.0	16.0	366.2	6.8	0.0	0.0	389.0
	伊東市	0.0	0.0	62.8	61.2	0.1	0.0	124.1
	富士市	0.0	23.7	217.3	4.0	0.0	0.0	245.0
	御殿場市	0.0	0.0	192.1	2.7	0.0	0.0	194.9
	裾野市	0.0	0.0	137.8	0.4	0.0	0.0	138.2
	伊豆市	0.0	0.1	288.2	75.7	0.0	0.0	364.0
	伊豆の国市	0.0	0.0	63.1	31.6	0.0	0.0	94.7
	函南町	0.0	0.0	42.9	22.2	0.1	0.0	65.1
	清水町	0.0	0.0	6.4	2.4	0.0	0.0	8.8
	長泉町	0.0	0.0	26.1	0.5	0.0	0.0	26.5
	小山町	0.0	0.0	67.4	68.7	0.0	0.0	136.1
(小計)	0.0	45.6	1717.9	333.5	0.3	0.0	2097.3	
中部	静岡市葵区	21.8	208.4	534.3	188.8	120.2	0.0	1073.4
	静岡市駿河区	27.3	45.5	0.0	0.0	0.0	0.0	72.9
	静岡市清水区	2.0	245.4	18.2	0.0	0.0	0.0	265.5
	島田市	4.1	234.5	77.3	0.0	0.0	0.0	315.9
	焼津市	31.1	39.1	0.4	0.0	0.0	0.0	70.6
	藤枝市	37.9	151.6	4.6	0.0	0.0	0.0	194.0
	牧之原市	6.0	103.9	1.8	0.0	0.0	0.0	111.7
	吉田町	0.5	19.8	0.6	0.0	0.0	0.0	20.8
	川根本町	0.0	0.0	303.3	193.4	0.0	0.0	496.7
	(小計)	130.5	1047.9	940.7	382.2	120.3	0.0	2621.6
西部	浜松市中区	13.5	30.1	0.6	0.0	0.0	0.0	44.2
	浜松市東区	2.8	43.1	0.4	0.0	0.0	0.0	46.3
	浜松市西区	10.1	73.8	0.3	0.0	0.0	0.0	84.3
	浜松市南区	17.9	27.2	1.9	0.0	0.0	0.0	47.0
	浜松市北区	0.7	53.3	82.0	128.9	7.4	0.0	272.3
	浜松市浜北区	0.0	35.4	29.7	1.4	0.0	0.0	66.5
	浜松市天竜区	0.0	12.6	258.1	506.3	167.1	0.0	944.0
	磐田市	45.4	109.0	9.8	0.0	0.0	0.0	164.1
	掛川市	47.2	217.7	0.7	0.0	0.0	0.0	265.6
	袋井市	67.0	41.6	0.0	0.0	0.0	0.0	108.6
	湖西市	1.4	51.6	10.7	4.9	0.0	0.0	68.6
	御前崎市	2.7	55.2	8.0	0.0	0.0	0.0	65.9
	菊川市	4.3	88.8	1.2	0.0	0.0	0.0	94.2
	森町	2.0	110.1	21.7	0.0	0.0	0.0	133.8
(小計)	215.0	949.7	424.8	641.4	174.5	0.0	2405.4	

表 20-2 震度区分別面積集計表(南海トラフ巨大地震 基本ケース)

市町村名	震度区分別の面積						面積の合計	
	震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	震度4以下		
県計	345.7	2045.5	3215.8	1806.5	295.4	0.0	7709.0	
賀茂	下田市	0.0	0.0	3.9	100.8	0.0	0.0	104.7
	東伊豆町	0.0	0.0	36.2	41.7	0.0	0.0	77.8
	河津町	0.0	0.0	3.7	97.1	0.0	0.0	100.8
	南伊豆町	0.0	0.0	7.8	102.7	0.1	0.0	110.6
	松崎町	0.0	0.7	38.9	45.6	0.0	0.0	85.2
	西伊豆町	0.0	0.2	44.0	61.4	0.0	0.0	105.5
	(小計)	0.0	0.9	134.5	449.2	0.1	0.0	584.7
東部	沼津市	0.0	5.8	157.0	24.2	0.1	0.0	187.1
	熱海市	0.0	0.0	37.2	24.4	0.0	0.0	61.6
	三島市	0.0	0.0	52.4	9.7	0.0	0.0	62.1
	富士宮市	0.0	16.0	366.2	6.8	0.0	0.0	389.0
	伊東市	0.0	0.0	62.8	61.2	0.1	0.0	124.1
	富士市	0.0	23.7	217.3	4.0	0.0	0.0	245.0
	御殿場市	0.0	0.0	192.1	2.7	0.0	0.0	194.9
	裾野市	0.0	0.0	137.8	0.4	0.0	0.0	138.2
	伊豆市	0.0	0.1	288.2	75.7	0.0	0.0	364.0
	伊豆の国市	0.0	0.0	63.1	31.6	0.0	0.0	94.7
	函南町	0.0	0.0	42.9	22.2	0.1	0.0	65.1
	清水町	0.0	0.0	6.4	2.4	0.0	0.0	8.8
	長泉町	0.0	0.0	26.1	0.5	0.0	0.0	26.5
	小山町	0.0	0.0	67.4	68.7	0.0	0.0	136.1
(小計)	0.0	45.6	1717.9	333.5	0.3	0.0	2097.3	
中部	静岡市葵区	21.8	208.4	534.3	188.8	120.2	0.0	1073.4
	静岡市駿河区	27.3	45.5	0.0	0.0	0.0	0.0	72.9
	静岡市清水区	2.0	245.4	18.2	0.0	0.0	0.0	265.5
	島田市	4.1	234.5	77.3	0.0	0.0	0.0	315.9
	焼津市	31.1	39.1	0.4	0.0	0.0	0.0	70.6
	藤枝市	37.9	151.6	4.6	0.0	0.0	0.0	194.0
	牧之原市	6.0	103.9	1.8	0.0	0.0	0.0	111.7
	吉田町	0.5	19.8	0.6	0.0	0.0	0.0	20.8
	川根本町	0.0	0.0	303.3	193.4	0.0	0.0	496.7
	(小計)	130.5	1047.9	940.7	382.2	120.3	0.0	2621.6
西部	浜松市中区	13.5	30.1	0.6	0.0	0.0	0.0	44.2
	浜松市東区	2.8	43.1	0.4	0.0	0.0	0.0	46.3
	浜松市西区	10.1	73.8	0.3	0.0	0.0	0.0	84.3
	浜松市南区	17.9	27.2	1.9	0.0	0.0	0.0	47.0
	浜松市北区	0.7	53.3	82.0	128.9	7.4	0.0	272.3
	浜松市浜北区	0.0	35.4	29.7	1.4	0.0	0.0	66.5
	浜松市天竜区	0.0	12.6	258.1	506.3	167.1	0.0	944.0
	磐田市	45.4	109.0	9.8	0.0	0.0	0.0	164.1
	掛川市	47.2	217.7	0.7	0.0	0.0	0.0	265.6
	袋井市	67.0	41.6	0.0	0.0	0.0	0.0	108.6
	湖西市	1.4	51.6	10.7	4.9	0.0	0.0	68.6
	御前崎市	2.7	55.2	8.0	0.0	0.0	0.0	65.9
	菊川市	4.3	88.8	1.2	0.0	0.0	0.0	94.2
	森町	2.0	110.1	21.7	0.0	0.0	0.0	133.8
(小計)	215.0	949.7	424.8	641.4	174.5	0.0	2405.4	

表 20-3 震度区分別面積集計表(南海トラフ巨大地震 陸側ケース)

市町村名	震度区分別の面積						面積の合計	
	震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	震度4以下		
県計	725.6	1293.3	3406.3	1981.6	302.1	0.0	7709.0	
賀茂	下田市	0.0	0.0	0.0	14.7	90.0	0.0	104.7
	東伊豆町	0.0	0.0	0.0	75.1	2.7	0.0	77.8
	河津町	0.0	0.0	0.0	43.6	57.2	0.0	100.8
	南伊豆町	0.0	0.0	0.0	31.7	78.9	0.0	110.6
	松崎町	0.0	0.0	3.0	43.8	38.5	0.0	85.2
	西伊豆町	0.0	0.0	1.9	98.2	5.5	0.0	105.5
	(小計)	0.0	0.0	4.9	307.1	272.6	0.0	584.7
東部	沼津市	0.0	0.0	85.1	97.4	4.6	0.0	187.1
	熱海市	0.0	0.0	0.0	59.1	2.5	0.0	61.6
	三島市	0.0	0.0	0.1	58.9	3.2	0.0	62.1
	富士宮市	0.0	0.0	191.2	197.8	0.0	0.0	389.0
	伊東市	0.0	0.0	0.0	123.4	0.8	0.0	124.1
	富士市	0.0	0.0	129.5	115.6	0.0	0.0	245.0
	御殿場市	0.0	0.0	82.0	112.8	0.1	0.0	194.9
	裾野市	0.0	0.0	11.4	126.8	0.0	0.0	138.2
	伊豆市	0.0	0.0	26.3	336.7	1.0	0.0	364.0
	伊豆の国市	0.0	0.0	1.5	90.5	2.7	0.0	94.7
	函南町	0.0	0.0	0.0	61.4	3.8	0.0	65.1
	清水町	0.0	0.0	0.1	8.0	0.8	0.0	8.8
	長泉町	0.0	0.0	4.6	21.9	0.0	0.0	26.5
	小山町	0.0	0.0	40.1	85.8	10.2	0.0	136.1
(小計)	0.0	0.0	571.5	1496.5	29.4	0.0	2097.3	
中部	静岡市葵区	0.0	17.6	898.3	157.5	0.0	0.0	1073.4
	静岡市駿河区	0.0	8.5	64.3	0.0	0.0	0.0	72.9
	静岡市清水区	0.0	2.6	244.4	18.5	0.0	0.0	265.5
	島田市	0.1	125.5	190.3	0.0	0.0	0.0	315.9
	焼津市	0.0	22.2	47.9	0.5	0.0	0.0	70.6
	藤枝市	0.0	18.2	175.2	0.7	0.0	0.0	194.0
	牧之原市	0.5	66.2	45.0	0.0	0.0	0.0	111.7
	吉田町	0.0	2.1	18.7	0.0	0.0	0.0	20.8
	川根本町	0.0	4.6	491.0	1.1	0.0	0.0	496.7
	(小計)	0.6	267.3	2175.2	178.5	0.0	0.0	2621.6
西部	浜松市中区	44.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	44.2
	浜松市東区	43.0	3.2	0.0	0.0	0.0	0.0	46.3
	浜松市西区	84.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	84.3
	浜松市南区	30.0	14.9	2.1	0.0	0.0	0.0	47.0
	浜松市北区	110.4	115.1	46.8	0.0	0.0	0.0	272.3
	浜松市浜北区	44.7	21.2	0.6	0.0	0.0	0.0	66.5
	浜松市天竜区	21.3	350.3	570.4	2.0	0.0	0.0	944.0
	磐田市	139.0	25.1	0.0	0.0	0.0	0.0	164.1
	掛川市	40.0	225.6	0.0	0.0	0.0	0.0	265.6
	袋井市	72.9	35.7	0.0	0.0	0.0	0.0	108.6
	湖西市	56.7	8.3	3.6	0.0	0.0	0.0	68.6
	御前崎市	0.1	37.7	28.1	0.0	0.0	0.0	65.9
	菊川市	7.3	84.4	2.6	0.0	0.0	0.0	94.2
	森町	30.8	103.1	0.0	0.0	0.0	0.0	133.8
	(小計)	724.4	1024.9	654.1	2.0	0.0	0.0	2405.4

表 20-4 震度区分別面積集計表(南海トラフ巨大地震 東側ケース)

市町村名	震度区分別の面積						面積の合計	
	震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	震度4以下		
県計	641.1	1952.8	3524.6	1504.7	85.8	0.0	7709.0	
賀茂	下田市	0.0	0.0	45.5	59.2	0.0	0.0	104.7
	東伊豆町	0.0	0.0	73.4	4.4	0.0	0.0	77.8
	河津町	0.0	0.0	56.5	44.3	0.0	0.0	100.8
	南伊豆町	0.0	0.2	32.2	78.2	0.0	0.0	110.6
	松崎町	0.0	5.4	66.8	13.0	0.0	0.0	85.2
	西伊豆町	0.0	8.6	96.9	0.0	0.0	0.0	105.5
	(小計)	0.0	14.2	371.4	199.1	0.0	0.0	584.7
東部	沼津市	0.0	71.6	111.4	4.0	0.1	0.0	187.1
	熱海市	0.0	0.0	52.4	9.2	0.0	0.0	61.6
	三島市	0.0	0.0	55.2	6.9	0.0	0.0	62.1
	富士宮市	0.0	95.5	293.5	0.0	0.0	0.0	389.0
	伊東市	0.0	0.0	105.9	18.2	0.0	0.0	124.1
	富士市	0.0	99.9	145.2	0.0	0.0	0.0	245.0
	御殿場市	0.0	3.4	190.4	1.0	0.0	0.0	194.9
	裾野市	0.0	0.0	138.0	0.1	0.0	0.0	138.2
	伊豆市	0.0	82.5	278.8	2.7	0.0	0.0	364.0
	伊豆の国市	0.0	0.1	88.3	6.3	0.0	0.0	94.7
	函南町	0.0	0.0	56.1	8.9	0.1	0.0	65.1
	清水町	0.0	0.0	7.4	1.5	0.0	0.0	8.8
	長泉町	0.0	0.2	26.0	0.3	0.0	0.0	26.5
	小山町	0.0	0.0	105.9	30.2	0.0	0.0	136.1
	(小計)	0.0	353.7	1654.8	88.7	0.1	0.0	2097.3
中部	静岡市葵区	0.4	89.5	615.1	359.9	8.5	0.0	1073.4
	静岡市駿河区	1.7	70.7	0.5	0.0	0.0	0.0	72.9
	静岡市清水区	17.0	233.0	15.5	0.0	0.0	0.0	265.5
	島田市	4.7	195.1	109.7	6.4	0.0	0.0	315.9
	焼津市	1.1	68.3	1.2	0.0	0.0	0.0	70.6
	藤枝市	1.2	79.0	113.8	0.1	0.0	0.0	194.0
	牧之原市	54.2	57.4	0.0	0.0	0.0	0.0	111.7
	吉田町	1.5	18.6	0.7	0.0	0.0	0.0	20.8
	川根本町	0.0	3.0	231.4	262.3	0.0	0.0	496.7
	(小計)	81.7	814.2	1088.3	628.9	8.5	0.0	2621.6
西部	浜松市中区	7.8	36.4	0.0	0.0	0.0	0.0	44.2
	浜松市東区	4.2	42.1	0.0	0.0	0.0	0.0	46.3
	浜松市西区	45.8	38.5	0.0	0.0	0.0	0.0	84.3
	浜松市南区	10.1	35.2	1.8	0.0	0.0	0.0	47.0
	浜松市北区	14.7	104.5	96.6	56.3	0.2	0.0	272.3
	浜松市浜北区	0.2	45.6	20.4	0.3	0.0	0.0	66.5
	浜松市天竜区	0.0	47.2	289.2	530.7	76.9	0.0	944.0
	磐田市	50.9	113.1	0.1	0.0	0.0	0.0	164.1
	掛川市	132.5	133.2	0.0	0.0	0.0	0.0	265.6
	袋井市	93.5	15.0	0.0	0.0	0.0	0.0	108.6
	湖西市	55.1	10.0	3.5	0.0	0.0	0.0	68.6
	御前崎市	61.5	4.4	0.0	0.0	0.0	0.0	65.9
	菊川市	68.5	25.8	0.0	0.0	0.0	0.0	94.2
	森町	14.1	119.2	0.5	0.0	0.0	0.0	133.8
(小計)	558.8	770.2	412.0	587.3	77.1	0.0	2405.4	

表 2 1 - 1 震度区分別面積集計表 (大正型関東地震)

市町村名	震度区分別の面積						面積の合計	
	震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	震度4以下		
県計	42.4	347.6	755.5	744.9	1055.3	4763.3	7709.0	
賀茂	下田市	0.0	0.0	0.0	2.0	97.1	5.6	104.7
	東伊豆町	0.0	0.0	15.9	61.9	0.0	0.0	77.8
	河津町	0.0	0.0	0.0	34.4	66.4	0.0	100.8
	南伊豆町	0.0	0.0	0.0	0.0	25.1	85.4	110.6
	松崎町	0.0	0.0	0.0	2.0	74.2	9.0	85.2
	西伊豆町	0.0	0.0	0.0	11.8	93.8	0.0	105.5
	(小計)	0.0	0.0	15.9	112.1	356.7	100.0	584.7
東部	沼津市	0.0	0.1	104.2	79.7	3.2	0.0	187.1
	熱海市	0.0	51.9	9.7	0.0	0.0	0.0	61.6
	三島市	0.0	28.1	27.7	5.6	0.7	0.0	62.1
	富士宮市	0.0	0.0	0.2	138.7	239.8	10.2	389.0
	伊東市	0.0	3.1	112.9	8.0	0.1	0.0	124.1
	富士市	0.0	0.0	28.0	158.7	58.4	0.0	245.0
	御殿場市	15.9	89.9	74.8	14.3	0.0	0.0	194.9
	裾野市	0.0	49.9	79.9	8.3	0.0	0.0	138.2
	伊豆市	0.0	8.7	139.2	193.1	23.0	0.0	364.0
	伊豆の国市	0.0	19.1	61.1	14.5	0.0	0.0	94.7
	函南町	0.0	35.1	25.1	4.8	0.1	0.0	65.1
	清水町	0.0	0.0	6.4	2.0	0.4	0.0	8.8
	長泉町	0.0	0.0	25.9	0.6	0.0	0.0	26.5
	小山町	27.2	63.3	45.2	0.5	0.0	0.0	136.1
	(小計)	42.4	348.2	740.9	629.8	325.7	10.2	2097.3
中部	静岡市葵区	0.0	0.0	0.0	0.1	46.5	1026.8	1073.4
	静岡市駿河区	0.0	0.0	0.0	1.0	59.9	12.0	72.9
	静岡市清水区	0.0	0.0	0.0	1.6	224.1	39.8	265.5
	島田市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	315.5	315.9
	焼津市	0.0	0.0	0.0	1.3	23.1	46.3	70.6
	藤枝市	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	187.7	194.0
	牧之原市	0.0	0.0	0.0	0.0	4.6	107.1	111.7
	吉田町	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	19.7	20.8
	川根本町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	496.7	496.7
	(小計)	0.0	0.0	0.0	4.0	365.8	2251.9	2621.6
西部	浜松市中区	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	44.2	44.2
	浜松市東区	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	46.3	46.3
	浜松市西区	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	84.1	84.3
	浜松市南区	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	47.0	47.0
	浜松市北区	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	272.3	272.3
	浜松市浜北区	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.5	66.5
	浜松市天竜区	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	944.0	944.0
	磐田市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	164.1	164.1
	掛川市	0.0	0.0	0.0	0.0	6.1	259.5	265.6
	袋井市	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	107.4	108.6
	湖西市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	68.6	68.6
	御前崎市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	65.9	65.9
	菊川市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	94.2	94.2
	森町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	133.8	133.8
	(小計)	0.0	0.0	0.0	0.0	7.5	2397.9	2405.4

表 2 1 - 2 震度区分別面積集計表 (元禄型関東地震)

市町村名	震度区分別の面積						面積の合計	
	震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	震度4以下		
県計	110.2	454.0	878.3	693.0	1046.5	4526.9	7709.0	
賀茂	下田市	0.0	0.0	0.0	3.9	100.7	0.1	104.7
	東伊豆町	0.0	0.0	43.9	33.9	0.1	0.0	77.8
	河津町	0.0	0.0	4.2	57.6	39.1	0.0	100.8
	南伊豆町	0.0	0.0	0.0	0.8	48.9	60.9	110.6
	松崎町	0.0	0.0	0.0	8.9	75.8	0.5	85.2
	西伊豆町	0.0	0.0	0.1	47.3	58.2	0.0	105.5
	(小計)	0.0	0.0	48.2	152.4	322.7	61.5	584.7
東部	沼津市	0.0	4.6	156.8	25.6	0.1	0.0	187.1
	熱海市	0.0	59.1	2.5	0.0	0.0	0.0	61.6
	三島市	0.0	43.1	14.0	5.0	0.1	0.0	62.1
	富士宮市	0.0	0.0	2.3	220.7	165.9	0.0	389.0
	伊東市	0.0	49.1	74.4	0.5	0.0	0.0	124.1
	富士市	0.0	0.0	71.9	142.4	30.7	0.0	245.0
	御殿場市	52.0	69.5	72.1	1.2	0.0	0.0	194.9
	裾野市	12.2	77.8	48.2	0.0	0.0	0.0	138.2
	伊豆市	0.0	15.8	245.7	100.4	2.0	0.0	364.0
	伊豆の国市	0.0	29.3	64.2	1.2	0.0	0.0	94.7
	函南町	0.0	44.1	18.3	2.7	0.1	0.0	65.1
	清水町	0.0	0.3	7.3	1.3	0.0	0.0	8.8
	長泉町	0.0	6.0	20.5	0.0	0.0	0.0	26.5
	小山町	47.2	56.6	32.3	0.1	0.0	0.0	136.1
	(小計)	110.3	454.8	831.5	501.7	198.8	0.0	2097.3
中部	静岡市葵区	0.0	0.0	0.0	11.7	104.2	957.5	1073.4
	静岡市駿河区	0.0	0.0	0.0	4.4	68.5	0.1	72.9
	静岡市清水区	0.0	0.0	0.0	21.9	229.3	14.3	265.5
	島田市	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	312.9	315.9
	焼津市	0.0	0.0	0.0	1.6	38.3	30.7	70.6
	藤枝市	0.0	0.0	0.0	0.1	30.5	163.4	194.0
	牧之原市	0.0	0.0	0.0	0.0	11.8	99.8	111.7
	吉田町	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	19.3	20.8
	川根本町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	496.7	496.7
	(小計)	0.0	0.0	0.0	39.7	487.0	2094.9	2621.6
西部	浜松市中区	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	44.2	44.2
	浜松市東区	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	46.3	46.3
	浜松市西区	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	84.2	84.3
	浜松市南区	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	47.0	47.0
	浜松市北区	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	272.3	272.3
	浜松市浜北区	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.5	66.5
	浜松市天竜区	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	944.0	944.0
	磐田市	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	162.6	164.1
	掛川市	0.0	0.0	0.0	0.0	12.1	253.5	265.6
	袋井市	0.0	0.0	0.0	0.0	13.8	94.8	108.6
	湖西市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	68.6	68.6
	御前崎市	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	62.8	65.9
	菊川市	0.0	0.0	0.0	0.0	7.4	86.9	94.2
	森町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	133.7	133.8
	(小計)	0.0	0.0	0.0	0.0	38.0	2367.3	2405.4

表 2 2 - 1 液状化可能性区分別面積集計表(東海・東南海・南海地震)

市町村名		液状化可能性別の面積					面積の合計
		大	中	小	なし	対象外	
県計		178.8	214.8	106.1	205.6	7003.8	7709.0
賀茂	下田市	1.2	1.3	2.3	1.2	98.8	104.7
	東伊豆町	0.0	0.0	0.0	0.0	77.7	77.8
	河津町	0.8	0.2	0.7	0.6	98.5	100.8
	南伊豆町	0.7	1.7	1.2	2.4	104.5	110.6
	松崎町	1.1	1.2	0.8	0.9	81.3	85.2
	西伊豆町	0.8	0.9	1.4	0.9	101.4	105.5
	(小計)	4.6	5.4	6.4	6.0	562.3	584.7
東部	沼津市	3.7	6.4	6.6	8.4	161.9	187.1
	熱海市	0.0	0.2	0.5	0.2	60.7	61.6
	三島市	2.3	3.9	1.7	0.4	53.8	62.1
	富士宮市	0.3	2.0	0.5	1.5	384.6	389.0
	伊東市	0.8	0.6	1.2	1.6	119.9	124.1
	富士市	5.8	7.5	5.6	12.3	213.7	245.0
	御殿場市	0.1	0.0	0.0	0.0	194.8	194.9
	裾野市	0.0	0.1	0.1	0.0	138.0	138.2
	伊豆市	0.5	0.3	1.6	3.3	358.2	364.0
	伊豆の国市	4.3	5.3	2.9	3.7	78.5	94.7
	函南町	1.6	1.9	2.2	1.9	57.6	65.1
	清水町	0.9	1.2	0.8	0.5	5.5	8.8
	長泉町	0.1	0.0	0.0	0.1	26.2	26.5
	小山町	0.3	0.3	0.4	1.4	133.7	136.1
(小計)	20.9	29.9	24.2	35.5	1986.9	2097.3	
中部	静岡市葵区	6.4	9.4	3.0	10.3	1044.3	1073.4
	静岡市駿河区	6.3	7.2	2.0	4.9	52.5	72.9
	静岡市清水区	14.9	12.0	3.5	8.5	226.6	265.5
	島田市	1.0	4.0	1.7	7.4	301.8	315.9
	焼津市	5.4	10.4	4.7	12.5	37.7	70.6
	藤枝市	3.9	7.0	3.4	8.1	171.6	194.0
	牧之原市	3.9	3.4	1.9	6.7	95.8	111.7
	吉田町	2.1	3.9	2.0	3.7	9.2	20.8
	川根本町	0.1	1.3	1.5	0.6	493.3	496.7
	(小計)	44.0	58.4	23.8	62.5	2432.9	2621.6
西部	浜松市中区	4.4	3.8	2.3	3.7	29.9	44.2
	浜松市東区	3.4	11.9	6.9	9.7	14.4	46.3
	浜松市西区	16.2	9.7	3.0	4.8	50.7	84.3
	浜松市南区	18.6	15.2	4.1	5.8	3.3	47.0
	浜松市北区	3.4	3.1	1.9	3.6	260.3	272.3
	浜松市浜北区	2.2	3.1	1.9	11.5	47.8	66.5
	浜松市天竜区	1.4	2.1	1.6	2.2	936.7	944.0
	磐田市	18.5	22.8	10.9	26.3	85.6	164.1
	掛川市	10.2	14.3	5.4	9.8	225.9	265.6
	袋井市	11.2	18.3	5.4	8.2	65.5	108.6
	湖西市	11.6	3.2	1.0	2.7	50.2	68.6
	御前崎市	1.4	4.7	4.9	9.5	45.5	65.9
	菊川市	4.7	6.2	1.1	1.6	80.6	94.2
	森町	1.8	2.6	1.3	2.2	126.0	133.8
(小計)	109.1	121.0	51.7	101.5	2022.0	2405.4	

(注)内閣府(2012)の南海トラフ巨大地震の基本ケースの強震断層モデルを用いて計算したもの。

表 2 2 - 2 液状化可能性区分別面積集計表(南海トラフ巨大地震 基本ケース)

市町村名	液状化可能性別の面積					面積の合計	
	大	中	小	なし	対象外		
県計	178.8	214.8	106.1	205.6	7003.8	7709.0	
賀茂	下田市	1.2	1.3	2.3	1.2	98.8	104.7
	東伊豆町	0.0	0.0	0.0	0.0	77.7	77.8
	河津町	0.8	0.2	0.7	0.6	98.5	100.8
	南伊豆町	0.7	1.7	1.2	2.4	104.5	110.6
	松崎町	1.1	1.2	0.8	0.9	81.3	85.2
	西伊豆町	0.8	0.9	1.4	0.9	101.4	105.5
	(小計)	4.6	5.4	6.4	6.0	562.3	584.7
東部	沼津市	3.7	6.4	6.6	8.4	161.9	187.1
	熱海市	0.0	0.2	0.5	0.2	60.7	61.6
	三島市	2.3	3.9	1.7	0.4	53.8	62.1
	富士宮市	0.3	2.0	0.5	1.5	384.6	389.0
	伊東市	0.8	0.6	1.2	1.6	119.9	124.1
	富士市	5.8	7.5	5.6	12.3	213.7	245.0
	御殿場市	0.1	0.0	0.0	0.0	194.8	194.9
	裾野市	0.0	0.1	0.1	0.0	138.0	138.2
	伊豆市	0.5	0.3	1.6	3.3	358.2	364.0
	伊豆の国市	4.3	5.3	2.9	3.7	78.5	94.7
	函南町	1.6	1.9	2.2	1.9	57.6	65.1
	清水町	0.9	1.2	0.8	0.5	5.5	8.8
	長泉町	0.1	0.0	0.0	0.1	26.2	26.5
	小山町	0.3	0.3	0.4	1.4	133.7	136.1
(小計)	20.9	29.9	24.2	35.5	1986.9	2097.3	
中部	静岡市葵区	6.4	9.4	3.0	10.3	1044.3	1073.4
	静岡市駿河区	6.3	7.2	2.0	4.9	52.5	72.9
	静岡市清水区	14.9	12.0	3.5	8.5	226.6	265.5
	島田市	1.0	4.0	1.7	7.4	301.8	315.9
	焼津市	5.4	10.4	4.7	12.5	37.7	70.6
	藤枝市	3.9	7.0	3.4	8.1	171.6	194.0
	牧之原市	3.9	3.4	1.9	6.7	95.8	111.7
	吉田町	2.1	3.9	2.0	3.7	9.2	20.8
	川根本町	0.1	1.3	1.5	0.6	493.3	496.7
	(小計)	44.0	58.4	23.8	62.5	2432.9	2621.6
西部	浜松市中区	4.4	3.8	2.3	3.7	29.9	44.2
	浜松市東区	3.4	11.9	6.9	9.7	14.4	46.3
	浜松市西区	16.2	9.7	3.0	4.8	50.7	84.3
	浜松市南区	18.6	15.2	4.1	5.8	3.3	47.0
	浜松市北区	3.4	3.1	1.9	3.6	260.3	272.3
	浜松市浜北区	2.2	3.1	1.9	11.5	47.8	66.5
	浜松市天竜区	1.4	2.1	1.6	2.2	936.7	944.0
	磐田市	18.5	22.8	10.9	26.3	85.6	164.1
	掛川市	10.2	14.3	5.4	9.8	225.9	265.6
	袋井市	11.2	18.3	5.4	8.2	65.5	108.6
	湖西市	11.6	3.2	1.0	2.7	50.2	68.6
	御前崎市	1.4	4.7	4.9	9.5	45.5	65.9
	菊川市	4.7	6.2	1.1	1.6	80.6	94.2
	森町	1.8	2.6	1.3	2.2	126.0	133.8
	(小計)	109.1	121.0	51.7	101.5	2022.0	2405.4

表 2 2 - 3 液状化可能性区分別面積集計表(南海トラフ巨大地震 陸側ケース)

市町村名	液状化可能性別の面積					面積の合計	
	大	中	小	なし	対象外		
県計	161.1	207.2	121.2	215.6	7003.9	7709.0	
賀茂	下田市	0.6	0.8	2.5	1.9	98.8	104.7
	東伊豆町	0.0	0.0	0.0	0.0	77.7	77.8
	河津町	0.3	0.5	0.6	0.9	98.5	100.8
	南伊豆町	0.2	1.1	1.7	3.2	104.5	110.6
	松崎町	0.9	0.5	1.5	1.0	81.3	85.2
	西伊豆町	0.6	0.3	1.9	1.2	101.4	105.5
	(小計)	2.6	3.2	8.3	8.3	562.3	584.7
東部	沼津市	1.0	4.5	8.2	11.5	161.9	187.1
	熱海市	0.0	0.0	0.5	0.4	60.7	61.6
	三島市	0.5	2.4	4.1	1.3	53.8	62.1
	富士宮市	0.3	1.2	1.1	1.8	384.6	389.0
	伊東市	0.6	0.4	1.6	1.7	119.9	124.1
	富士市	3.4	6.8	6.8	14.2	213.7	245.0
	御殿場市	0.1	0.0	0.0	0.0	194.8	194.9
	裾野市	0.0	0.1	0.1	0.0	138.0	138.2
	伊豆市	0.5	0.2	0.9	4.2	358.2	364.0
	伊豆の国市	2.4	5.4	4.1	4.3	78.5	94.7
	函南町	0.5	1.9	2.9	2.3	57.6	65.1
	清水町	0.4	0.9	1.3	0.7	5.5	8.8
	長泉町	0.0	0.1	0.0	0.2	26.2	26.5
	小山町	0.2	0.5	0.3	1.5	133.7	136.1
(小計)	10.0	24.4	32.0	44.0	1986.9	2097.3	
中部	静岡市葵区	5.0	9.3	4.3	10.5	1044.3	1073.4
	静岡市駿河区	4.5	7.5	3.0	5.4	52.5	72.9
	静岡市清水区	9.4	12.4	7.1	10.1	226.6	265.5
	島田市	0.7	3.4	2.7	7.4	301.8	315.9
	焼津市	4.0	8.4	7.8	12.8	37.7	70.6
	藤枝市	2.1	7.0	4.3	9.0	171.6	194.0
	牧之原市	3.1	3.8	2.1	7.0	95.8	111.7
	吉田町	1.6	2.9	3.2	4.0	9.2	20.8
	川根本町	0.1	1.4	1.5	0.5	493.3	496.7
	(小計)	30.4	55.9	35.9	66.6	2432.9	2621.6
西部	浜松市中区	4.7	3.9	2.4	3.3	29.9	44.2
	浜松市東区	4.2	12.4	6.1	9.1	14.4	46.3
	浜松市西区	18.6	8.9	2.1	3.8	50.8	84.3
	浜松市南区	20.1	14.1	3.6	5.8	3.3	47.0
	浜松市北区	4.4	3.9	0.9	2.8	260.3	272.3
	浜松市浜北区	2.9	3.3	1.0	11.5	47.8	66.5
	浜松市天竜区	3.3	1.7	0.7	1.5	936.7	944.0
	磐田市	19.2	25.2	9.6	24.5	85.6	164.1
	掛川市	9.7	14.5	5.6	9.8	225.9	265.6
	袋井市	10.3	19.2	5.3	8.3	65.5	108.6
	湖西市	12.9	2.6	0.6	2.3	50.2	68.6
	御前崎市	0.9	4.3	4.8	10.4	45.5	65.9
	菊川市	4.7	6.2	1.1	1.6	80.6	94.2
	森町	1.8	2.9	1.3	1.8	126.0	133.8
(小計)	118.0	123.4	45.0	96.7	2022.1	2405.4	

表 2 2 - 4 液状化可能性区分別面積集計表(南海トラフ巨大地震 東側ケース)

市町村名	液状化可能性別の面積					面積の合計	
	大	中	小	なし	対象外		
県計	186.5	219.1	100.8	198.7	7003.9	7709.0	
賀茂	下田市	1.5	1.5	2.0	0.9	98.8	104.7
	東伊豆町	0.0	0.0	0.0	0.0	77.7	77.8
	河津町	0.8	0.2	0.7	0.6	98.5	100.8
	南伊豆町	1.3	1.7	0.9	2.2	104.5	110.6
	松崎町	1.1	1.4	0.6	0.9	81.3	85.2
	西伊豆町	0.9	1.2	1.3	0.7	101.4	105.5
	(小計)	5.7	6.0	5.5	5.3	562.3	584.7
東部	沼津市	4.6	7.3	5.8	7.5	161.9	187.1
	熱海市	0.0	0.2	0.5	0.2	60.7	61.6
	三島市	2.6	4.0	1.4	0.4	53.8	62.1
	富士宮市	0.3	2.1	0.4	1.5	384.6	389.0
	伊東市	0.9	0.7	1.2	1.5	119.9	124.1
	富士市	6.4	7.9	4.9	12.1	213.7	245.0
	御殿場市	0.1	0.0	0.0	0.0	194.8	194.9
	裾野市	0.0	0.1	0.1	0.0	138.0	138.2
	伊豆市	0.5	0.6	1.5	3.2	358.2	364.0
	伊豆の国市	4.8	5.5	2.3	3.7	78.5	94.7
	函南町	1.8	2.0	1.8	1.9	57.6	65.1
	清水町	1.0	1.2	0.8	0.4	5.5	8.8
	長泉町	0.1	0.0	0.0	0.1	26.2	26.5
	小山町	0.5	0.2	0.7	1.1	133.7	136.1
(小計)	23.7	31.7	21.3	33.8	1986.9	2097.3	
中部	静岡市葵区	5.6	9.2	3.8	10.5	1044.3	1073.4
	静岡市駿河区	5.8	7.4	2.3	4.9	52.5	72.9
	静岡市清水区	16.3	11.5	3.0	8.1	226.6	265.5
	島田市	1.0	3.8	1.9	7.4	301.8	315.9
	焼津市	4.6	10.0	5.8	12.5	37.7	70.6
	藤枝市	2.7	7.1	3.6	9.0	171.6	194.0
	牧之原市	4.3	3.8	1.9	5.9	95.8	111.7
	吉田町	2.1	3.9	2.0	3.6	9.2	20.8
	川根本町	0.1	1.4	1.5	0.5	493.3	496.7
	(小計)	42.5	58.1	25.8	62.3	2432.9	2621.6
西部	浜松市中区	4.3	3.7	2.5	3.8	29.9	44.2
	浜松市東区	3.6	11.7	7.4	9.3	14.4	46.3
	浜松市西区	17.4	9.4	2.6	4.1	50.8	84.3
	浜松市南区	17.4	15.8	4.4	6.1	3.3	47.0
	浜松市北区	3.7	3.9	1.3	3.1	260.3	272.3
	浜松市浜北区	2.3	3.2	1.7	11.5	47.8	66.5
	浜松市天竜区	2.4	1.7	1.4	1.8	936.7	944.0
	磐田市	18.3	23.6	10.5	26.1	85.6	164.1
	掛川市	11.2	14.5	4.9	9.3	225.9	265.6
	袋井市	11.7	18.1	4.9	8.2	65.5	108.6
	湖西市	12.7	2.7	0.6	2.4	50.2	68.6
	御前崎市	1.9	6.3	3.8	8.4	45.5	65.9
	菊川市	5.4	5.8	0.8	1.6	80.6	94.2
	森町	1.8	2.6	1.5	1.8	126.0	133.8
(小計)	114.5	123.2	48.2	97.2	2022.1	2405.4	

表 2 3 - 1 液状化可能性区別面積集計表(大正型関東地震)

市町村名		液状化可能性別の面積					面積の合計
		大	中	小	なし	対象外	
県計		16.3	29.2	51.6	128.7	7483.1	7709.0
賀茂	下田市	0.4	0.5	2.1	2.5	99.3	104.7
	東伊豆町	0.0	0.0	0.0	0.0	77.7	77.8
	河津町	0.1	0.8	0.5	0.9	98.5	100.8
	南伊豆町	0.0	0.0	1.1	1.8	107.7	110.6
	松崎町	0.0	0.8	1.5	1.5	81.5	85.2
	西伊豆町	0.0	0.1	0.9	3.1	101.4	105.5
	(小計)	0.5	2.1	6.0	9.8	566.2	584.7
東部	沼津市	2.3	5.5	7.4	10.1	161.9	187.1
	熱海市	0.1	0.3	0.3	0.2	60.7	61.6
	三島市	2.1	3.5	2.0	0.7	53.8	62.1
	富士宮市	0.1	0.0	0.5	3.8	384.6	389.0
	伊東市	1.0	0.6	1.0	1.5	119.9	124.1
	富士市	2.5	4.1	8.7	16.1	213.7	245.0
	御殿場市	0.1	0.0	0.0	0.0	194.8	194.9
	裾野市	0.0	0.1	0.0	0.0	138.0	138.2
	伊豆市	0.1	0.6	1.5	3.5	358.2	364.0
	伊豆の国市	4.6	5.6	2.4	3.7	78.5	94.7
	函南町	1.3	2.3	2.1	1.8	57.6	65.1
	清水町	0.7	1.1	1.0	0.5	5.5	8.8
	長泉町	0.1	0.0	0.0	0.1	26.2	26.5
	小山町	0.7	0.5	0.2	1.1	133.7	136.1
(小計)	15.8	24.2	27.1	43.3	1986.9	2097.3	
中部	静岡市葵区	0.0	0.3	3.1	15.1	1055.0	1073.4
	静岡市駿河区	0.0	0.2	4.5	15.6	52.6	72.9
	静岡市清水区	0.0	1.0	7.7	29.9	227.0	265.5
	島田市	0.0	0.0	0.0	0.4	315.5	315.9
	焼津市	0.0	1.5	3.0	8.0	58.1	70.6
	藤枝市	0.0	0.0	0.1	1.9	192.1	194.0
	牧之原市	0.0	0.0	0.1	1.2	110.3	111.7
	吉田町	0.0	0.0	0.0	0.7	20.1	20.8
	川根本町	0.0	0.0	0.0	0.0	496.7	496.7
	(小計)	0.0	2.9	18.4	72.8	2527.5	2621.6
西部	浜松市中区	0.0	0.0	0.0	0.0	44.2	44.2
	浜松市東区	0.0	0.0	0.0	0.0	46.3	46.3
	浜松市西区	0.0	0.0	0.0	0.0	84.3	84.3
	浜松市南区	0.0	0.0	0.0	0.0	47.0	47.0
	浜松市北区	0.0	0.0	0.0	0.0	272.3	272.3
	浜松市浜北区	0.0	0.0	0.0	0.0	66.5	66.5
	浜松市天竜区	0.0	0.0	0.0	0.0	944.0	944.0
	磐田市	0.0	0.0	0.0	0.0	164.1	164.1
	掛川市	0.0	0.0	0.1	2.4	263.1	265.6
	袋井市	0.0	0.0	0.0	0.4	108.2	108.6
	湖西市	0.0	0.0	0.0	0.0	68.6	68.6
	御前崎市	0.0	0.0	0.0	0.0	65.9	65.9
	菊川市	0.0	0.0	0.0	0.0	94.2	94.2
	森町	0.0	0.0	0.0	0.0	133.8	133.8
	(小計)	0.0	0.0	0.1	2.8	2402.5	2405.4

表 2 3 - 2 液状化可能性区別面積集計表(元禄型関東地震)

市町村名	液状化可能性別の面積					面積の合計	
	大	中	小	なし	対象外		
県計	20.9	36.5	64.3	145.2	7442.1	7709.0	
賀茂	下田市	0.4	0.6	2.1	2.8	98.8	104.7
	東伊豆町	0.0	0.0	0.0	0.0	77.7	77.8
	河津町	0.0	0.7	0.6	1.0	98.5	100.8
	南伊豆町	0.0	0.0	1.1	2.4	107.1	110.6
	松崎町	0.0	0.9	1.7	1.5	81.3	85.2
	西伊豆町	0.0	0.6	1.2	2.3	101.4	105.5
	(小計)	0.4	2.8	6.6	10.0	564.9	584.7
東部	沼津市	3.6	6.8	6.4	8.4	161.9	187.1
	熱海市	0.2	0.3	0.2	0.2	60.7	61.6
	三島市	3.0	3.7	1.2	0.5	53.8	62.1
	富士宮市	0.1	0.1	0.5	3.6	384.6	389.0
	伊東市	1.2	0.9	0.8	1.4	119.9	124.1
	富士市	2.6	4.5	8.4	15.9	213.7	245.0
	御殿場市	0.1	0.0	0.0	0.0	194.8	194.9
	裾野市	0.0	0.1	0.0	0.0	138.0	138.2
	伊豆市	0.3	0.7	1.5	3.3	358.2	364.0
	伊豆の国市	5.3	5.4	2.0	3.5	78.5	94.7
	函南町	1.8	2.6	1.4	1.7	57.6	65.1
	清水町	1.1	0.9	0.9	0.5	5.5	8.8
	長泉町	0.1	0.0	0.0	0.1	26.2	26.5
小山町	0.7	0.6	0.1	1.1	133.7	136.1	
(小計)	20.1	26.5	23.5	40.3	1986.9	2097.3	
中部	静岡市葵区	0.2	2.0	8.0	13.6	1049.7	1073.4
	静岡市駿河区	0.0	1.1	7.3	11.9	52.5	72.9
	静岡市清水区	0.1	2.4	11.7	24.7	226.6	265.5
	島田市	0.0	0.0	0.2	0.6	315.1	315.9
	焼津市	0.1	1.6	3.3	14.2	51.4	70.6
	藤枝市	0.0	0.1	1.1	7.8	185.0	194.0
	牧之原市	0.0	0.0	0.2	3.4	108.0	111.7
	吉田町	0.0	0.0	0.0	1.1	19.7	20.8
	川根本町	0.0	0.0	0.0	0.0	496.7	496.7
	(小計)	0.3	7.2	31.9	77.3	2504.8	2621.6
西部	浜松市中区	0.0	0.0	0.0	0.0	44.2	44.2
	浜松市東区	0.0	0.0	0.0	0.0	46.3	46.3
	浜松市西区	0.0	0.0	0.0	0.0	84.3	84.3
	浜松市南区	0.0	0.0	0.0	0.0	47.0	47.0
	浜松市北区	0.0	0.0	0.0	0.0	272.3	272.3
	浜松市浜北区	0.0	0.0	0.0	0.0	66.5	66.5
	浜松市天竜区	0.0	0.0	0.0	0.0	944.0	944.0
	磐田市	0.0	0.0	0.2	0.4	163.4	164.1
	掛川市	0.0	0.0	0.1	3.8	261.7	265.6
	袋井市	0.0	0.0	0.1	8.5	100.0	108.6
	湖西市	0.0	0.0	0.0	0.0	68.6	68.6
	御前崎市	0.0	0.0	0.3	1.5	64.1	65.9
	菊川市	0.0	0.0	1.7	3.3	89.3	94.2
	森町	0.0	0.0	0.0	0.2	133.7	133.8
(小計)	0.0	0.0	2.4	17.6	2385.4	2405.4	

表 2 4 - 1 山・崖崩れ危険度ランク別箇所数
(レベル1の地震(東海・東南海・南海地震):市町別)

市町名		急傾斜地危険箇所			地すべり危険箇所			山腹崩壊危険地区		
		A	B	C	A	B	C	A	B	C
県合計		6,548	2,427	653	51	107	210	2,570	510	183
賀茂	下田市	50	201	51	0	0	0	51	13	8
	東伊豆町	3	26	21	0	4	3	27	3	3
	河津町	13	75	11	0	1	5	59	10	2
	南伊豆町	22	149	58	0	0	3	49	19	16
	松崎町	84	37	7	0	0	1	82	6	0
	西伊豆町	52	45	12	0	0	2	74	19	10
東部	沼津市	53	75	35	0	0	0	49	12	9
	熱海市	63	79	14	0	0	1	26	4	0
	三島市	34	35	11	0	0	0	3	8	1
	富士宮市	195	36	0	0	0	1	89	3	0
	伊東市	61	85	23	0	0	2	18	6	3
	富士市	115	38	4	0	1	2	24	4	0
	御殿場市	2	4	0	0	0	0			
	裾野市	19	15	1	0	0	0	7	5	0
	伊豆市	182	115	25	0	2	12	139	31	4
	伊豆の国市	58	78	15	0	1	1	22	21	12
	函南町	34	22	12	0	0	1	11	7	2
	清水町	11	3	1	0	0	0	3	3	2
	長泉町	20	7	0	0	0	0	0	1	0
	小山町	9	35	15	0	0	0	11	12	6
中部	静岡市葵区	736	180	0	0	4	10	504	25	0
	静岡市駿河区	148	26	0	0	0	0	34	0	0
	静岡市清水区	407	91	0	4	12	10	182	5	0
	島田市	359	70	0	14	15	17	189	22	1
	焼津市	25	20	0	1	2	0	11	3	0
	藤枝市	354	59	0	23	10	3	136	13	0
	牧之原市	236	24	0	0	4	0	41	1	1
	吉田町	4	2	0	0	0	0			
	川根本町	116	26	1	0	2	9	85	16	3
西部	浜松市中区	131	12	0	0	0	0			
	浜松市東区	20	0	0	0	0	0			
	浜松市西区	168	33	0	0	0	0	2	1	0
	浜松市南区	0	0	0	0	0	0			
	浜松市北区	189	274	126	0	3	17	34	25	10
	浜松市浜北区	42	13	2	0	1	0	2	2	0
	浜松市天竜区	340	328	207	0	29	90	349	196	88
	磐田市	165	6	0	0	0	0	18	1	0
	掛川市	774	30	0	6	9	9	67	5	0
	袋井市	192	10	0	0	0	0	17	0	1
	湖西市	141	10	1	0	0	0	9	1	0
	御前崎市	244	18	0	0	0	0	28	1	0
	菊川市	360	32	0	0	3	1	32	0	1
	森町	317	3	0	3	4	10	86	6	0

表24-2 山・崖崩れ危険度ランク別箇所数
(レベル2の地震(南海トラフ巨大地震基本ケース):市町別)

市町名		急傾斜地危険箇所			地すべり危険箇所			山腹崩壊危険地区		
		A	B	C	A	B	C	A	B	C
県合計		6,548	2,427	653	51	107	210	2,570	510	183
賀茂	下田市	50	201	51	0	0	0	51	13	8
	東伊豆町	3	26	21	0	4	3	27	3	3
	河津町	13	75	11	0	1	5	59	10	2
	南伊豆町	22	149	58	0	0	3	49	19	16
	松崎町	84	37	7	0	0	1	82	6	0
	西伊豆町	52	45	12	0	0	2	74	19	10
東部	沼津市	53	75	35	0	0	0	49	12	9
	熱海市	63	79	14	0	0	1	26	4	0
	三島市	34	35	11	0	0	0	3	8	1
	富士宮市	195	36	0	0	0	1	89	3	0
	伊東市	61	85	23	0	0	2	18	6	3
	富士市	115	38	4	0	1	2	24	4	0
	御殿場市	2	4	0	0	0	0			
	裾野市	19	15	1	0	0	0	7	5	0
	伊豆市	182	115	25	0	2	12	139	31	4
	伊豆の国市	58	78	15	0	1	1	22	21	12
	函南町	34	22	12	0	0	1	11	7	2
	清水町	11	3	1	0	0	0	3	3	2
	長泉町	20	7	0	0	0	0	0	1	0
	小山町	9	35	15	0	0	0	11	12	6
中部	静岡市葵区	736	180	0	0	4	10	504	25	0
	静岡市駿河区	148	26	0	0	0	0	34	0	0
	静岡市清水区	407	91	0	4	12	10	182	5	0
	島田市	359	70	0	14	15	17	189	22	1
	焼津市	25	20	0	1	2	0	11	3	0
	藤枝市	354	59	0	23	10	3	136	13	0
	牧之原市	236	24	0	0	4	0	41	1	1
	吉田町	4	2	0	0	0	0			
	川根本町	116	26	1	0	2	9	85	16	3
西部	浜松市中区	131	12	0	0	0	0			
	浜松市東区	20	0	0	0	0	0			
	浜松市西区	168	33	0	0	0	0	2	1	0
	浜松市南区	0	0	0	0	0	0			
	浜松市北区	189	274	126	0	3	17	34	25	10
	浜松市浜北区	42	13	2	0	1	0	2	2	0
	浜松市天竜区	340	328	207	0	29	90	349	196	88
	磐田市	165	6	0	0	0	0	18	1	0
	掛川市	774	30	0	6	9	9	67	5	0
	袋井市	192	10	0	0	0	0	17	0	1
	湖西市	141	10	1	0	0	0	9	1	0
	御前崎市	244	18	0	0	0	0	28	1	0
	菊川市	360	32	0	0	3	1	32	0	1
	森町	317	3	0	3	4	10	86	6	0

表24-3 山・崖崩れ危険度ランク別箇所数

(レベル2の地震(南海トラフ巨大地震 陸側ケース):市町別)

市町名		急傾斜地危険箇所			地すべり危険箇所			山腹崩壊危険地区		
		A	B	C	A	B	C	A	B	C
県合計		6,546	2,121	961	36	128	204	2,504	556	203
賀茂	下田市	11	85	206	0	0	0	10	42	20
	東伊豆町	1	25	24	0	4	3	25	5	3
	河津町	1	31	67	0	0	6	9	51	11
	南伊豆町	6	45	178	0	0	3	13	42	29
	松崎町	20	65	43	0	0	1	56	28	4
	西伊豆町	21	62	26	0	0	2	59	27	17
東部	沼津市	14	82	67	0	0	0	40	19	11
	熱海市	6	119	31	0	0	1	23	3	4
	三島市	3	33	44	0	0	0	0	3	9
	富士宮市	78	129	24	0	0	1	81	8	3
	伊東市	17	119	33	0	0	2	14	8	5
	富士市	65	70	22	0	1	2	23	2	3
	御殿場市	0	2	4	0	0	0			
	裾野市	0	23	12	0	0	0	3	4	5
	伊豆市	56	201	65	0	2	12	123	32	19
	伊豆の国市	28	89	34	0	1	1	16	16	23
	函南町	13	36	19	0	0	1	10	6	4
	清水町	1	13	1	0	0	0	3	3	2
	長泉町	3	18	6	0	0	0	0	0	1
	小山町	6	30	23	0	0	0	9	14	6
中部	静岡市葵区	699	209	8	0	3	11	473	54	2
	静岡市駿河区	143	31	0	0	0	0	30	4	0
	静岡市清水区	384	97	17	0	6	20	155	27	5
	島田市	356	73	0	10	14	22	176	31	5
	焼津市	25	20	0	0	2	1	11	3	0
	藤枝市	353	60	0	1	22	13	112	34	3
	牧之原市	232	28	0	0	1	3	36	6	1
	吉田町	4	2	0	0	0	0			
	川根本町	131	12	0	1	2	8	90	13	1
西部	浜松市中区	131	12	0	0	0	0			
	浜松市東区	20	0	0	0	0	0			
	浜松市西区	168	33	0	0	0	0	3	0	0
	浜松市南区	0	0	0	0	0	0			
	浜松市北区	512	77	0	1	5	14	65	4	0
	浜松市浜北区	56	1	0	1	0	0	4	0	0
	浜松市天竜区	790	83	2	11	51	57	571	57	5
	磐田市	164	5	2	0	0	0	19	0	0
	掛川市	772	29	3	6	9	9	68	4	0
	袋井市	192	10	0	0	0	0	17	0	1
	湖西市	143	9	0	0	0	0	10	0	0
	御前崎市	244	18	0	0	0	0	28	1	0
	菊川市	360	32	0	0	2	2	32	0	1
	森町	317	3	0	5	3	9	87	5	0

表24-4 山・崖崩れ危険度ランク別箇所数
(レベル2の地震(南海トラフ巨大地震 東側ケース):市町別)

市町名		急傾斜地危険箇所			地すべり危険箇所			山腹崩壊危険地区		
		A	B	C	A	B	C	A	B	C
県合計		7,100	2,190	338	39	118	211	2,660	498	105
賀茂	下田市	140	132	30	0	0	0	54	15	3
	東伊豆町	23	16	11	0	4	3	28	4	1
	河津町	29	60	10	0	1	5	60	10	1
	南伊豆町	54	128	47	0	0	3	52	21	11
	松崎町	92	33	3	0	0	1	83	5	0
	西伊豆町	85	22	2	0	0	2	85	17	1
東部	沼津市	83	75	5	0	0	0	56	13	1
	熱海市	108	44	4	0	0	1	26	4	0
	三島市	34	43	3	0	0	0	3	9	0
	富士宮市	202	29	0	0	0	1	89	3	0
	伊東市	113	49	7	0	0	2	22	5	0
	富士市	118	35	4	0	1	2	28	0	0
	御殿場市	2	4	0	0	0	0			
	裾野市	21	13	1	0	0	0	7	5	0
	伊豆市	242	75	5	0	3	11	155	17	2
	伊豆の国市	100	47	4	0	1	1	29	22	4
	函南町	47	15	6	0	0	1	15	5	0
	清水町	13	2	0	0	0	0	6	2	0
	長泉町	20	7	0	0	0	0	0	1	0
	小山町	16	33	10	0	0	0	19	4	6
中部	静岡市葵区	656	253	7	0	4	10	470	51	8
	静岡市駿河区	148	26	0	0	0	0	34	0	0
	静岡市清水区	408	90	0	6	10	10	185	2	0
	島田市	358	71	0	14	14	18	179	32	1
	焼津市	25	20	0	1	2	0	11	3	0
	藤枝市	353	60	0	8	16	12	119	29	1
	牧之原市	237	23	0	0	4	0	42	0	1
	吉田町	4	2	0	0	0	0			
	川根本町	117	26	0	0	3	8	85	17	2
西部	浜松市中区	131	12	0	0	0	0			
	浜松市東区	20	0	0	0	0	0			
	浜松市西区	168	33	0	0	0	0	2	1	0
	浜松市南区	0	0	0	0	0	0			
	浜松市北区	287	225	77	0	3	17	40	23	6
	浜松市浜北区	47	10	0	0	1	0	2	2	0
	浜松市天竜区	398	375	102	0	35	84	412	167	54
	磐田市	166	5	0	0	0	0	19	0	0
	掛川市	779	25	0	6	9	9	68	4	0
	袋井市	192	10	0	0	0	0	17	0	1
	湖西市	143	9	0	0	0	0	10	0	0
	御前崎市	244	18	0	0	0	0	29	0	0
	菊川市	360	32	0	0	3	1	32	0	1
	森町	317	3	0	4	4	9	87	5	0

表25-1 山・崖崩れ危険度ランク別箇所数

(レベル1の地震(大正型関東地震):市町別)

市町名		急傾斜地危険箇所			地すべり危険箇所			山腹崩壊危険地区		
		A	B	C	A	B	C	A	B	C
県合計		729	837	8,062	0	7	361	361	582	2,320
賀茂	下田市	4	43	255	0	0	0	3	47	22
	東伊豆町	2	27	21	0	4	3	26	4	3
	河津町	2	22	75	0	0	6	8	53	10
	南伊豆町	0	5	224	0	0	3	0	10	74
	松崎町	2	24	102	0	0	1	2	70	16
	西伊豆町	1	23	85	0	0	2	3	59	41
東部	沼津市	42	74	47	0	0	0	48	16	6
	熱海市	140	16	0	0	0	1	29	1	0
	三島市	41	39	0	0	0	0	7	5	0
	富士宮市	1	44	186	0	0	1	0	73	19
	伊東市	121	45	3	0	0	2	22	5	0
	富士市	8	72	77	0	0	3	2	20	6
	御殿場市	6	0	0	0	0	0			
	裾野市	24	11	0	0	0	0	8	4	0
	伊豆市	113	153	56	0	1	13	123	45	6
	伊豆の国市	94	54	3	0	2	0	32	20	3
	函南町	53	14	1	0	0	1	17	3	0
	清水町	11	3	1	0	0	0	4	4	0
	長泉町	20	7	0	0	0	0	0	1	0
	小山町	38	21	0	0	0	0	27	2	0
中部	静岡市葵区	0	9	907	0	0	14	0	20	509
	静岡市駿河区	0	14	160	0	0	0	0	10	24
	静岡市清水区	0	87	411	0	0	26	0	98	89
	島田市	0	2	427	0	0	46	0	0	212
	焼津市	0	9	36	0	0	3	0	9	5
	藤枝市	0	8	405	0	0	36	0	3	146
	牧之原市	0	0	260	0	0	4	0	0	43
	吉田町	0	0	6	0	0	0			
	川根本町	0	0	143	0	0	11	0	0	104
西部	浜松市中区	0	0	143	0	0	0			
	浜松市東区	0	0	20	0	0	0			
	浜松市西区	0	0	201	0	0	0	0	0	3
	浜松市南区	0	0	0	0	0	0			
	浜松市北区	0	0	589	0	0	20	0	0	69
	浜松市浜北区	0	0	57	0	0	1	0	0	4
	浜松市天竜区	1	0	874	0	0	119	0	0	633
	磐田市	0	2	169	0	0	0	0	0	19
	掛川市	5	9	790	0	0	24	0	0	72
	袋井市	0	0	202	0	0	0	0	0	18
	湖西市	0	0	152	0	0	0	0	0	10
	御前崎市	0	0	262	0	0	0	0	0	29
	菊川市	0	0	392	0	0	4	0	0	33
	森町	0	0	320	0	0	17	0	0	92

表25-2 山・崖崩れ危険度ランク別箇所数

(レベル2の地震(元禄型関東地震):市町別)

市町名		急傾斜地危険箇所			地すべり危険箇所			山腹崩壊危険地区		
		A	B	C	A	B	C	A	B	C
県合計		927	911	7,790	0	9	359	460	638	2,165
賀茂	下田市	7	49	246	0	0	0	2	49	21
	東伊豆町	5	25	20	0	4	3	27	4	2
	河津町	1	28	70	0	0	6	20	43	8
	南伊豆町	0	10	219	0	0	3	0	25	59
	松崎町	2	30	96	0	0	1	6	70	12
	西伊豆町	7	26	76	0	0	2	14	52	37
東部	沼津市	73	67	23	0	0	0	52	16	2
	熱海市	143	13	0	0	0	1	30	0	0
	三島市	53	27	0	0	0	0	11	1	0
	富士宮市	2	62	167	0	0	1	2	77	13
	伊東市	137	31	1	0	1	1	26	1	0
	富士市	13	87	57	0	0	3	16	7	5
	御殿場市	6	0	0	0	0	0			
	裾野市	29	6	0	0	0	0	12	0	0
	伊豆市	184	102	36	0	2	12	144	27	3
	伊豆の国市	118	31	2	0	1	1	36	19	0
	函南町	54	13	1	0	0	1	18	2	0
	清水町	14	1	0	0	0	0	6	2	0
	長泉町	21	6	0	0	0	0	0	1	0
	小山町	38	21	0	0	0	0	27	2	0
中部	静岡市葵区	3	61	852	0	0	14	5	79	445
	静岡市駿河区	2	31	141	0	0	0	0	22	12
	静岡市清水区	6	127	365	0	1	25	6	114	67
	島田市	0	7	422	0	0	46	0	1	211
	焼津市	0	9	36	0	0	3	0	10	4
	藤枝市	0	13	400	0	0	36	0	13	136
	牧之原市	0	6	254	0	0	4	0	1	42
	吉田町	0	0	6	0	0	0			
	川根本町	0	0	143	0	0	11	0	0	104
西部	浜松市中区	0	0	143	0	0	0			
	浜松市東区	0	0	20	0	0	0			
	浜松市西区	0	0	201	0	0	0	0	0	3
	浜松市南区	0	0	0	0	0	0			
	浜松市北区	0	0	589	0	0	20	0	0	69
	浜松市浜北区	0	0	57	0	0	1	0	0	4
	浜松市天竜区	1	0	874	0	0	119	0	0	633
	磐田市	1	1	169	0	0	0	0	0	19
	掛川市	7	14	783	0	0	24	0	0	72
	袋井市	0	0	202	0	0	0	0	0	18
	湖西市	0	0	152	0	0	0	0	0	10
	御前崎市	0	0	262	0	0	0	0	0	29
	菊川市	0	7	385	0	0	4	0	0	33
	森町	0	0	320	0	0	17	0	0	92

表 26-1 津波浸水面積表（東海・東南海・南海地震）

	浸水深 1cm 以上の面積(km ²)		
		浸水深 1m 以上	浸水深 2m 以上
県内合計	28.6	15.2	9.0
県域に占める割合(%)	0.4	0.2	0.1

市区町名	浸水面積(単位: km ²)				
	1cm 以上	1m 以上	2m 以上	5m 以上	10m 以上
湖西市	2.2	1.5	1.2	0.1	-
浜松市北区	1.7	0.2	0.0	-	-
浜松市西区	2.7	1.5	1.1	0.1	-
浜松市中区	0.0	-	-	-	-
浜松市南区	1.9	1.2	0.9	0.1	-
浜松市東区	-	-	-	-	-
磐田市	1.3	0.8	0.4	0.0	-
袋井市	0.3	0.3	0.2	-	-
掛川市	0.6	0.4	0.3	0.0	-
菊川市	-	-	-	-	-
御前崎市	2.6	1.4	0.9	0.1	-
牧之原市	2.1	1.3	0.6	0.1	-
吉田町	0.2	0.1	0.0	-	-
焼津市	1.5	0.2	0.0	0.0	0.0
静岡市駿河区	0.5	0.4	0.2	0.0	-
静岡市清水区	2.4	0.6	0.3	0.0	-
富士市	0.3	0.1	0.0	0.0	-
沼津市	2.7	1.9	1.1	0.0	-
伊豆市	0.8	0.6	0.3	0.0	-
西伊豆町	1.2	0.7	0.4	0.0	-
松崎町	0.8	0.4	0.2	0.0	-
南伊豆町	0.8	0.5	0.4	0.0	-
下田市	1.4	0.7	0.4	0.1	-
河津町	0.1	0.1	0.0	-	-
東伊豆町	0.1	0.1	0.0	-	-
伊東市	0.2	0.1	0.0	-	-
熱海市	0.1	0.0	0.0	-	-

表 2 6 - 2 津波浸水面積表 (南海トラフ巨大地震 ケース①)

	浸水深 1cm 以上の面積(km ²)		
		浸水深 1m 以上	浸水深 2m 以上
県内合計	158.0	105.6	68.9
県域に占める割合(%)	2.0	1.4	0.9

市区町名	浸水面積 (単位: km ²)				
	1cm 以上	1m 以上	2m 以上	5m 以上	10m 以上
湖西市	8.5	7.7	6.4	2.9	0.8
浜松市北区	1.9	0.4	0.0	-	-
浜松市西区	14.8	9.3	6.2	1.8	0.7
浜松市中区	1.8	0.4	0.0	-	-
浜松市南区	23.3	13.7	7.2	3.1	0.8
浜松市東区	0.0	-	-	-	-
磐田市	16.0	7.8	4.8	1.3	0.0
袋井市	2.4	0.9	0.7	0.3	-
掛川市	5.5	3.1	1.6	0.6	0.1
菊川市	-	-	-	-	-
御前崎市	9.8	8.2	6.9	3.8	0.7
牧之原市	10.8	9.0	7.4	3.4	0.2
吉田町	6.5	4.8	2.6	0.2	-
焼津市	13.7	7.4	2.5	0.2	0.0
静岡市駿河区	3.9	1.7	0.9	0.3	0.0
静岡市清水区	13.2	10.1	5.3	0.3	0.0
富士市	2.1	0.7	0.3	0.0	-
沼津市	7.4	5.6	3.2	0.8	0.0
伊豆市	1.2	1.1	1.0	0.3	-
西伊豆町	2.5	2.3	2.1	0.9	0.0
松崎町	2.1	1.9	1.7	0.4	0.1
南伊豆町	3.3	2.9	2.5	1.9	0.6
下田市	4.8	4.4	4.0	3.1	1.1
河津町	0.7	0.6	0.5	0.2	0.0
東伊豆町	0.7	0.6	0.5	0.2	0.0
伊東市	0.7	0.5	0.3	0.0	-
熱海市	0.5	0.3	0.1	0.0	-

表 2 6 - 3 津波浸水面積表 (南海トラフ巨大地震 ケース⑥)

	浸水深 1cm 以上の面積(km ²)		
		浸水深 1m 以上	浸水深 2m 以上
県内合計	157.1	104.3	68.9
県域に占める割合(%)	2.0	1.3	0.9

市区町名	浸水面積 (単位: km ²)				
	1cm 以上	1m 以上	2m 以上	5m 以上	10m 以上
湖西市	8.6	7.8	6.8	3.1	0.9
浜松市北区	1.9	0.4	0.0	-	-
浜松市西区	14.8	9.3	6.3	1.8	0.8
浜松市中区	1.7	0.3	0.0	-	-
浜松市南区	22.6	12.6	6.7	3.0	0.7
浜松市東区	0.0	-	-	-	-
磐田市	15.8	7.7	4.7	1.3	0.0
袋井市	2.5	0.9	0.7	0.3	-
掛川市	5.5	3.2	1.6	0.6	0.1
菊川市	-	-	-	-	-
御前崎市	9.8	8.2	7.0	3.8	0.8
牧之原市	10.8	9.0	7.4	3.4	0.2
吉田町	6.5	4.8	2.6	0.2	-
焼津市	13.7	7.5	2.6	0.2	0.0
静岡市駿河区	3.6	1.6	0.8	0.3	0.0
静岡市清水区	13.3	10.1	5.3	0.3	0.0
富士市	2.1	0.7	0.3	0.0	-
沼津市	7.4	5.6	3.2	0.8	0.0
伊豆市	1.2	1.1	1.0	0.3	-
西伊豆町	2.5	2.3	2.1	0.9	0.0
松崎町	2.1	1.9	1.6	0.4	0.1
南伊豆町	3.3	2.9	2.5	1.9	0.6
下田市	4.8	4.4	4.0	3.1	1.2
河津町	0.7	0.6	0.5	0.2	0.0
東伊豆町	0.7	0.6	0.5	0.2	0.0
伊東市	0.7	0.5	0.3	0.0	-
熱海市	0.5	0.3	0.1	0.0	-

表 26-4 津波浸水面積表（南海トラフ巨大地震 ケース⑧）

	浸水深 1cm 以上の面積(km ²)		
	浸水深 1m 以上	浸水深 2m 以上	
県内合計	137.2	90.7	59.3
県域に占める割合(%)	1.8	1.2	0.8

市区町名	浸水面積(単位: km ²)				
	1cm 以上	1m 以上	2m 以上	5m 以上	10m 以上
湖西市	7.7	5.7	4.3	1.4	0.3
浜松市北区	1.7	0.1	0.0	-	-
浜松市西区	11.7	6.4	3.1	1.6	0.1
浜松市中区	0.5	0.0	0.0	-	-
浜松市南区	16.7	8.0	4.4	2.4	0.3
浜松市東区	-	-	-	-	-
磐田市	9.7	5.3	2.9	0.7	0.0
袋井市	1.6	0.7	0.6	0.3	-
掛川市	3.9	1.9	1.0	0.5	0.0
菊川市	-	-	-	-	-
御前崎市	8.9	7.6	6.7	3.8	0.7
牧之原市	10.7	8.9	7.4	3.3	0.1
吉田町	5.9	4.0	2.0	0.2	-
焼津市	14.2	8.2	2.8	0.2	0.0
静岡市駿河区	3.4	1.4	0.8	0.3	0.0
静岡市清水区	13.8	10.8	6.4	0.3	0.0
富士市	2.4	0.7	0.3	0.0	-
沼津市	7.6	5.9	3.5	0.9	0.0
伊豆市	1.2	1.1	1.0	0.3	0.0
西伊豆町	2.5	2.3	2.1	0.9	0.0
松崎町	2.0	1.8	1.5	0.4	0.1
南伊豆町	3.4	3.1	2.7	2.1	0.8
下田市	5.0	4.6	4.2	3.3	1.3
河津町	0.7	0.6	0.5	0.2	0.0
東伊豆町	0.7	0.7	0.5	0.2	0.0
伊東市	0.8	0.5	0.4	0.1	-
熱海市	0.5	0.3	0.1	0.0	-

表 2 7 - 1 津波浸水深別浸水面積（大正型関東地震）（県計）

	浸水深 1cm 以上の面積(km ²)		
		浸水深 1m 以上	浸水深 2m 以上
県内合計	7.3	2.6	1.2
県域に占める割合(%)	0.1	0.1 未満	0.1 未満

市区町名	浸水面積(単位: km ²)				
	1cm 以上	1m 以上	2m 以上	5m 以上	10m 以上
熱海市	1.0	0.7	0.4	0.0	-
伊東市	1.1	0.7	0.4	0.0	-
東伊豆町	0.2	0.1	0.0	-	-
河津町	0.1	0.1	0.0	-	-
下田市	0.7	0.4	0.2	-	-
南伊豆町	0.3	0.1	0.0	-	-
松崎町	0.0	0.0	0.0	-	-
西伊豆町	0.1	0.0	-	-	-
伊豆市	0.0	0.0	-	-	-
沼津市	0.2	0.1	0.0	-	-
富士市	0.1	0.0	0.0	-	-
静岡市清水区	0.7	0.0	0.0	-	-
静岡市駿河区	0.2	0.0	-	-	-
焼津市	0.1	0.0	0.0	-	-
吉田町	0.1	0.0	0.0	-	-
牧之原市	0.4	0.1	0.0	-	-
御前崎市	0.5	0.1	0.0	-	-
菊川市	-	-	-	-	-
掛川市	0.1	0.0	0.0	-	-
袋井市	0.0	0.0	-	-	-
磐田市	0.1	0.0	-	-	-
東区	-	-	-	-	-
南区	0.1	0.0	0.0	-	-
中区	-	-	-	-	-
西区	0.4	0.0	0.0	-	-
北区	0.2	0.0	0.0	-	-
湖西市	0.5	0.1	0.0	-	-

表 27-2 津波浸水深別浸水面積（元禄型関東地震）（県計）

	浸水深 1cm 以上の面積(km ²)		
	浸水深 1m 以上	浸水深 2m 以上	
県内合計	22.3	10.0	4.7
県域に占める割合(%)	0.3	0.1	0.1

市区町名	浸水面積(単位: km ²)				
	1cm 以上	1m 以上	2m 以上	5m 以上	10m 以上
熱海市	1.2	1.0	0.7	0.1	-
伊東市	1.5	1.1	0.7	0.1	-
東伊豆町	0.3	0.2	0.1	0.0	-
河津町	0.3	0.2	0.1	0.0	-
下田市	1.7	1.0	0.6	0.1	-
南伊豆町	1.2	0.9	0.5	0.1	-
松崎町	0.2	0.1	0.0	-	-
西伊豆町	0.2	0.1	0.0	-	-
伊豆市	0.1	0.0	0.0	-	-
沼津市	1.0	0.2	0.0	0.0	-
富士市	0.2	0.0	0.0	-	-
静岡市清水区	4.1	0.6	0.1	0.0	-
静岡市駿河区	0.5	0.3	0.1	0.0	-
焼津市	0.6	0.1	0.0	0.0	-
吉田町	0.3	0.1	0.0	-	-
牧之原市	1.4	0.7	0.4	0.0	-
御前崎市	2.2	1.2	0.5	0.0	-
菊川市	-	-	-	-	-
掛川市	0.5	0.3	0.1	-	-
袋井市	0.3	0.2	0.0	-	-
磐田市	0.5	0.2	0.0	0.0	-
東区	-	-	-	-	-
南区	0.4	0.2	0.0	-	-
中区	0.0	-	-	-	-
西区	1.3	0.4	0.1	0.0	-
北区	1.0	0.0	0.0	-	-
湖西市	1.5	1.0	0.5	0.0	-

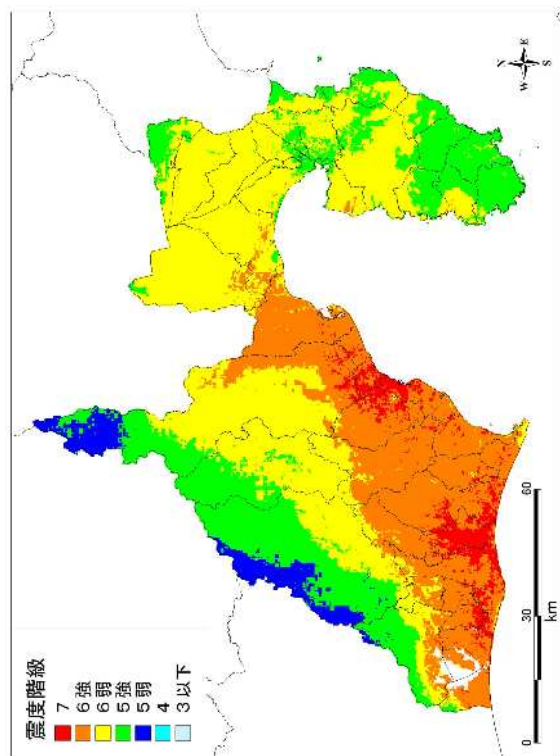


図 1-1 震度分布図（東海・東南海・南海地震）

(注) 内閣府(2012)の南海トラフ巨大地震の基本ケースの強震断層モデルを用いて計算したものの。

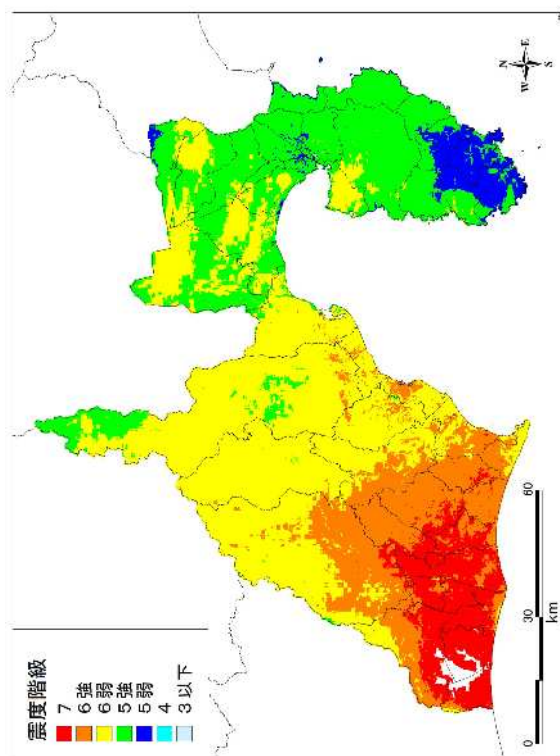


図 1-3 震度分布図（南海トラフ巨大地震（陸側ケース））

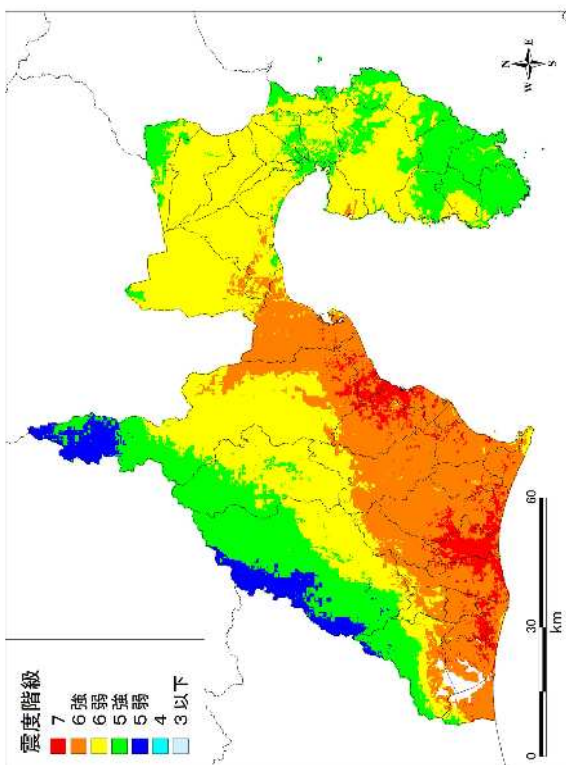


図 1-2 震度分布図（南海トラフ巨大地震（基本ケース））

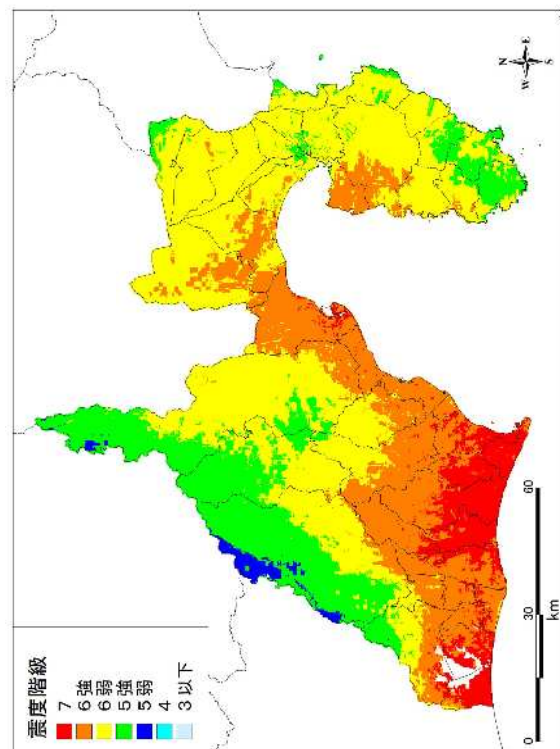


図 1-4 震度分布図（南海トラフ巨大地震（東側ケース））

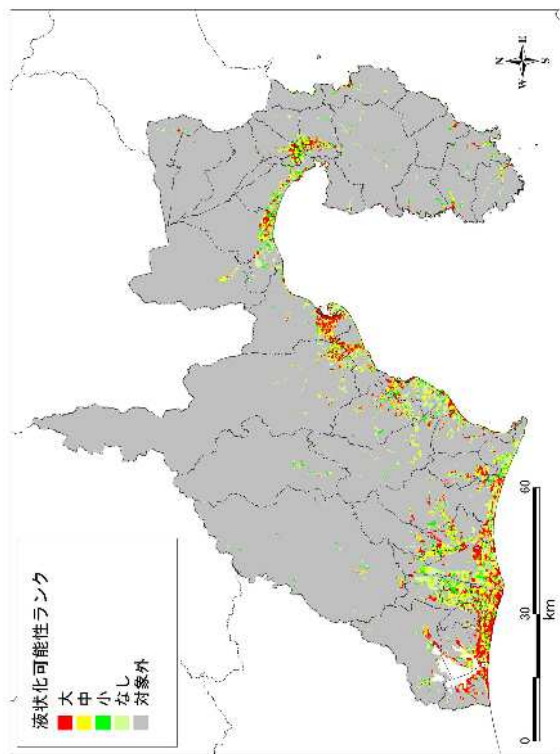


図 2-1 液状化可能性 (東海・東南海・南海地震)

(注) 内閣府(2012)の南海トラフ巨大地震の基本ケースの強震断層モデルを用いて計算したもの。

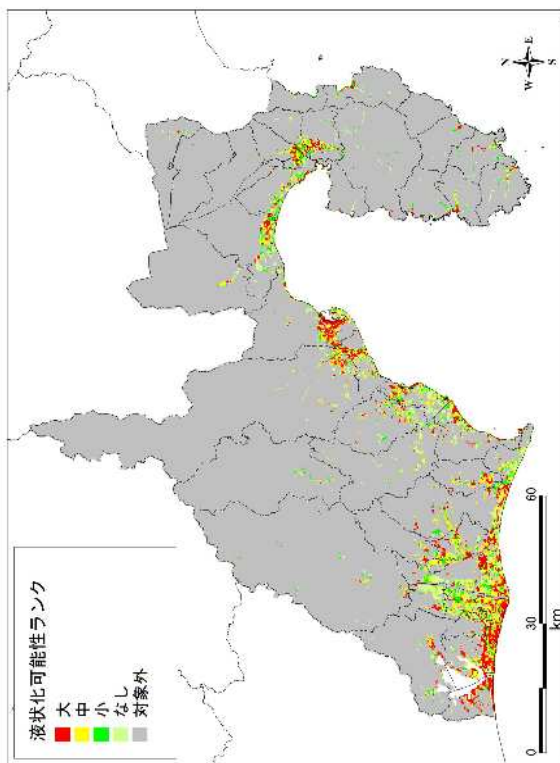


図 2-2 液状化可能性 (南海トラフ巨大地震(基本ケース))

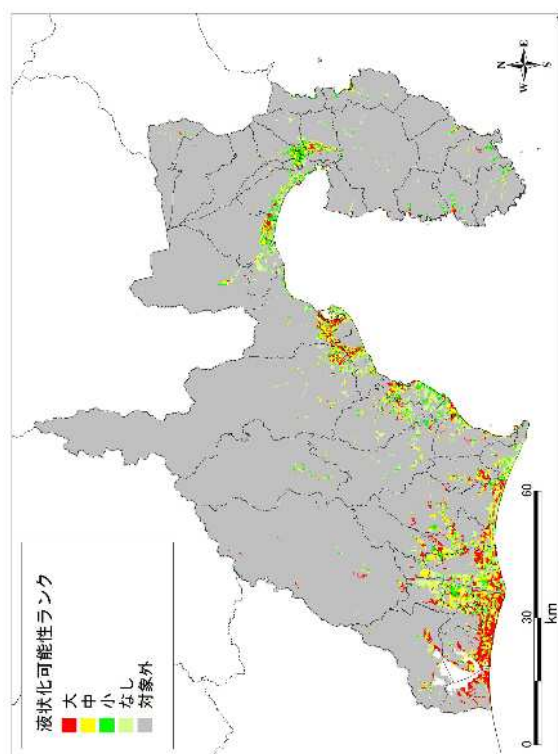


図 2-3 液状化可能性 (南海トラフ巨大地震(陸側ケース))

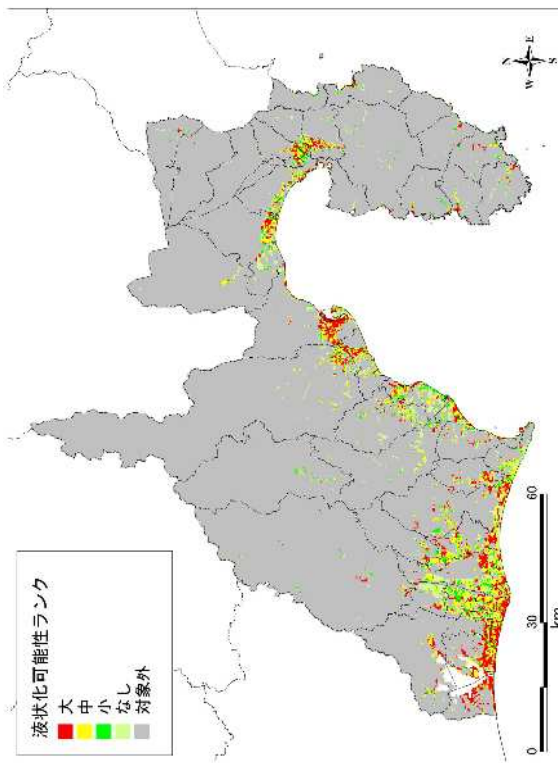


図 2-4 液状化可能性 (南海トラフ巨大地震(東側ケース))

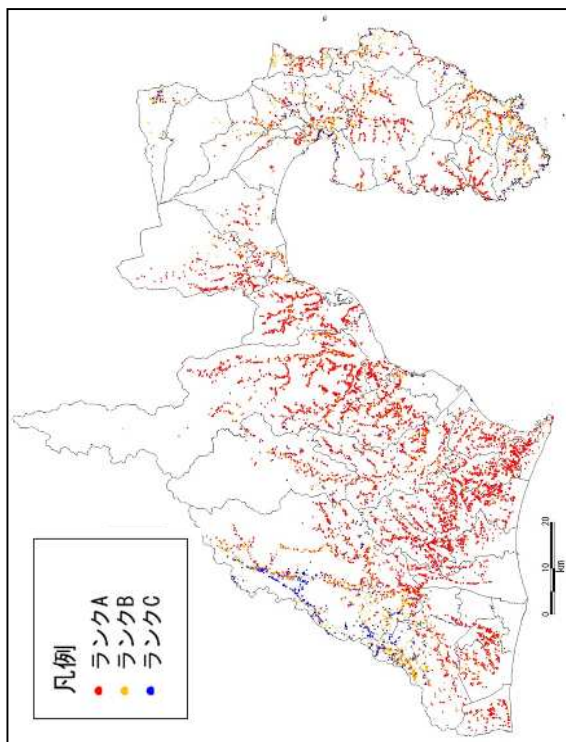


図3-1 レベル1の地震（東海・東南海・南海地震）で想定される危険度ランク

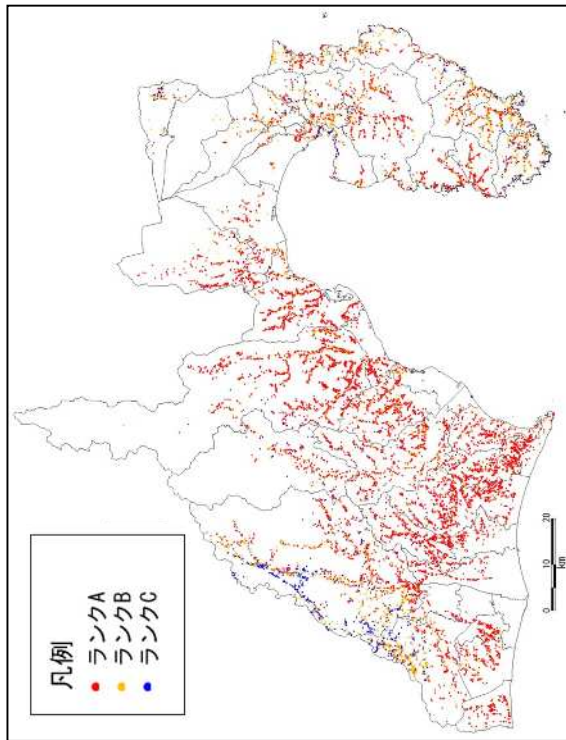


図3-2 レベル2の地震（南海トラフ巨大地震基本ケース）で想定される危険度ランク

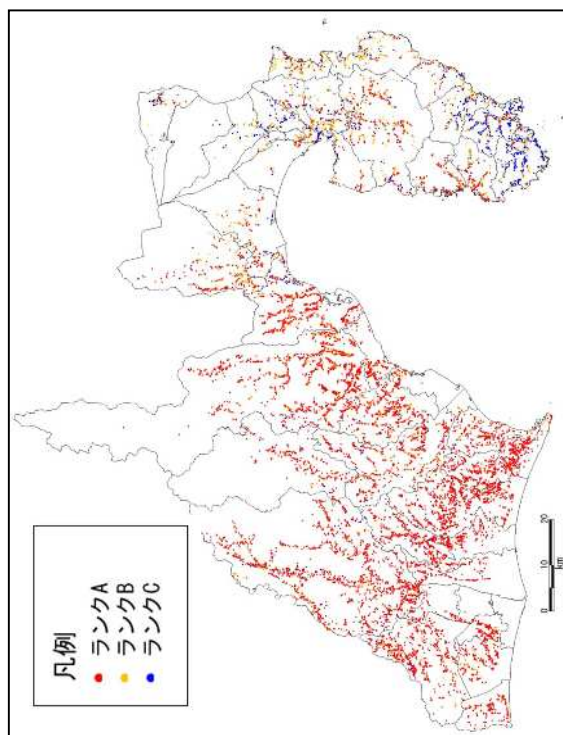


図3-3 レベル2の地震（南海トラフ巨大地震陸側ケース）で想定される危険度ランク

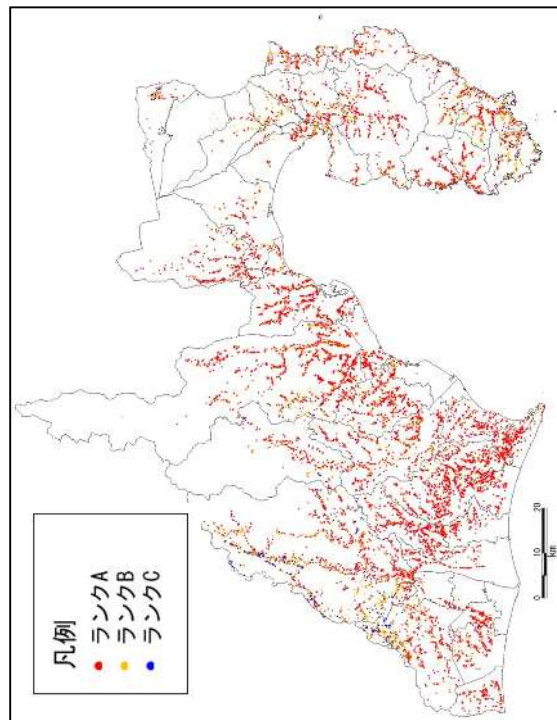


図3-4 レベル2の地震（南海トラフ巨大地震東側ケース）で想定される危険度ランク

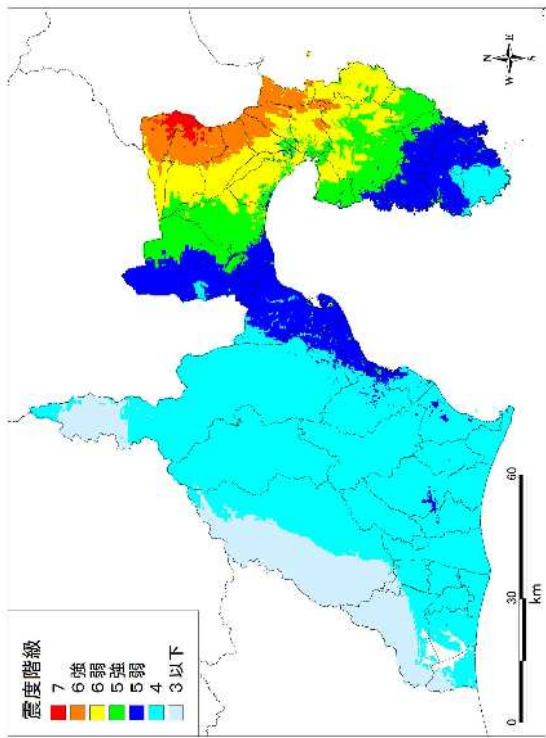


図4-1 震度分布図 (大正型関東地震)

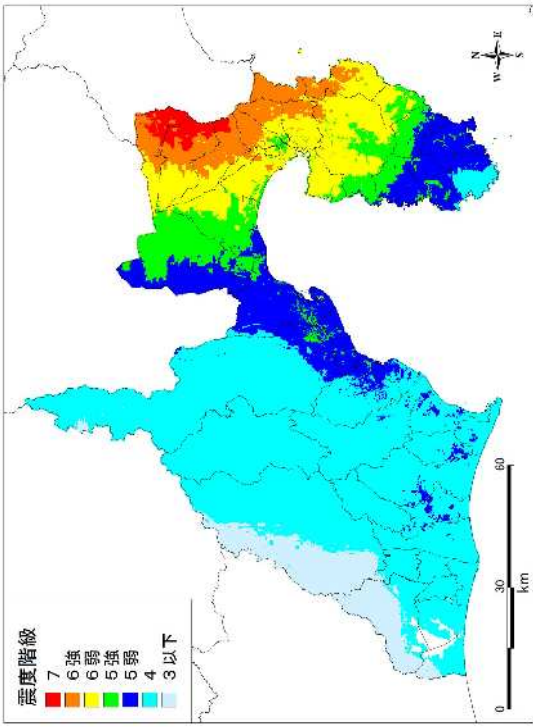


図4-2 震度分布図 (元禄型関東地震)

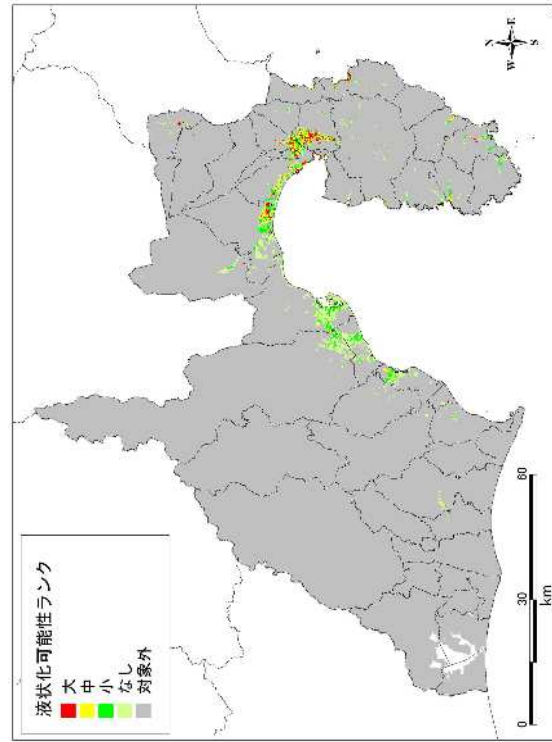


図5-1 液状化可能性 (大正型関東地震)

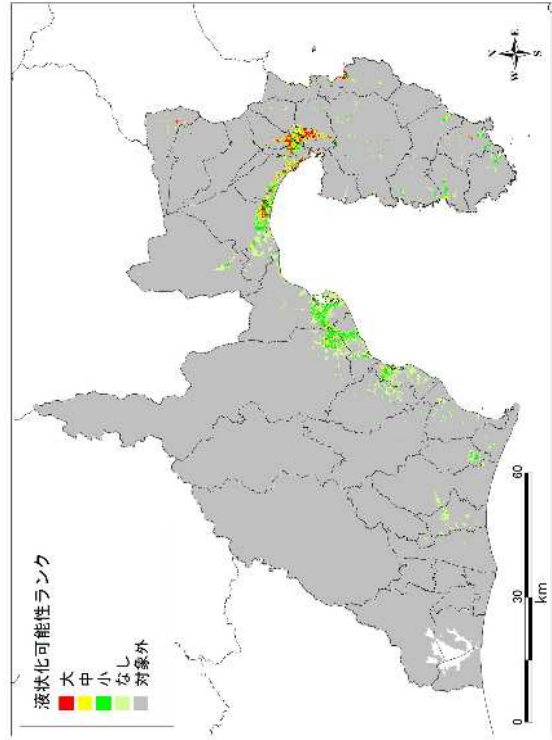


図5-2 液状化可能性 (元禄型関東地震)

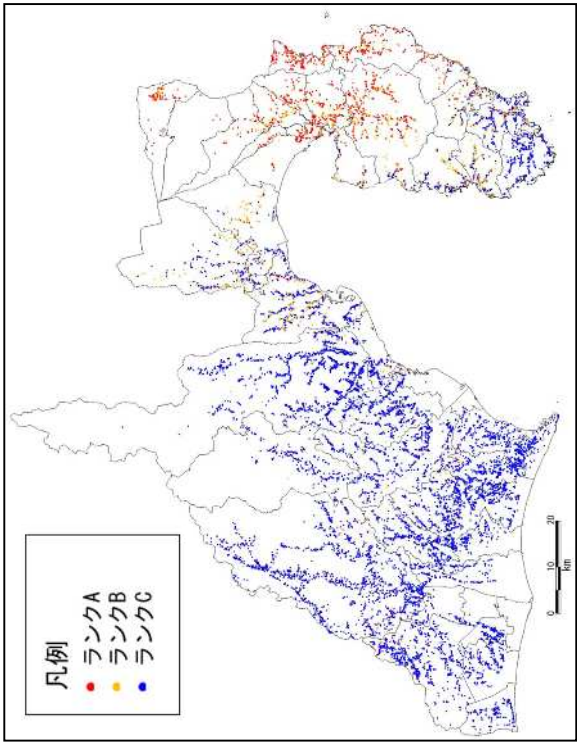


図 6-1 レベル1の地震（大正型関東地震）で想定される
危険度ランク

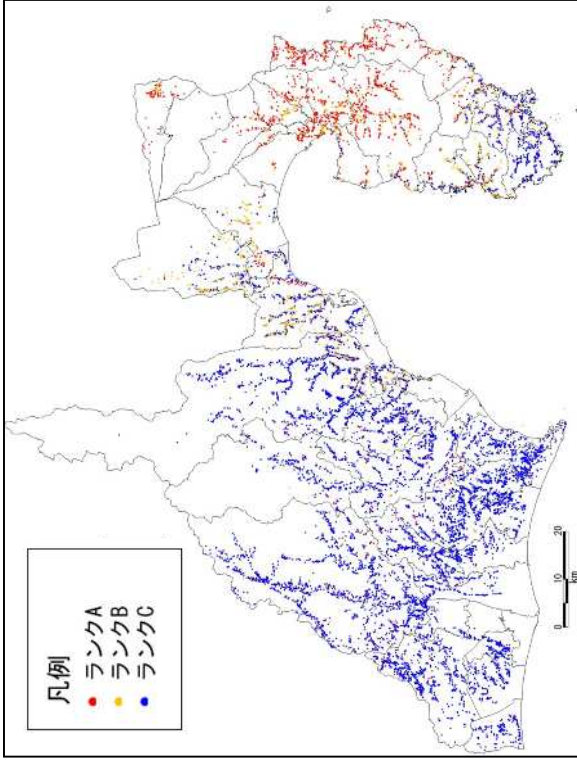


図 6-2 レベル2の地震（元禄型関東地震）で想定される
危険度ランク

静岡県第4次地震被害想定関連ホームページ

<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/4higaisoutei/>